

269T

號 三二第

十月四日

丑地發第七九四號

昭和十二年十月廿二日

東京府選舉肅正委員行部長

陸軍省

御座

選舉肅正委員運動概況送付ノ件

第二十回衆議院議員總選舉肅正委員運動ニ關スル標記印刷物供御參考度別途送付候也

陸軍省 第五三八三號



選舉肅正運動の概況

第二十回 (昭和十二年四月執行) 衆議院議員總選舉

(代 歴 寫)

東京府選舉肅正實行部

1699

選舉肅正運動の概況

衆議院議員ノ總選舉ニ際シ府民各位ニ告グ

議會ノ刷新ヲ目標トシテ衆議院ハ解散セラレマシタ
憲政ノ本義ヲ發揚ス可キ嚴肅ナル總選舉ハ來ル三十日ヲ
期シテ執行セラレマス

今次ノ總選舉コソ更ニ一層肅正ノ實ヲ舉ゲ眞ニ醇正公明
ナル民意ノ暢達ヲ圖リ以テ健全ナル立憲政治ノ確立ヲ期
ス可キ重大ナル機會デアリマス

過去數次ノ選舉ヲ經テ選舉ノ肅正ハ漸ク其ノ緒ニ就キ憲
政刷新ノ曙光モ次第ニ現ハレテ來タノデアリマスガ此ノ
際府民各位ハ深く時局ニ思ヲ廻ラシ情實因縁ニ囚ハレル
コトナク高蹈退嬰ニ墮スルコトナク益々選舉肅正ノ徹底
ヲ期シ理想ノ人物ヲ選出シテ國政ニ參與セシメ以テ翼贊
ノ誠ヲ竭シ立憲治下ノ國民トシテ其ノ責務ヲ全ウスルノ
自覺ト氣魄トヲ振起シナケレバナリマセン

殊ニ各位ハ輦轂ノ下ニ於ケル府民タルノ光榮ニ深ク省ミ
テ眞ニ理想的ナル選舉ヲ行ヒ全國ニ模範ヲ示シ以テ鴻恩
ニ答ヘ奉ラムコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス

昭和十二年四月

東京府知事館 哲二

凡 例

一、本書は昭和十二年四月三十日執行せられたる衆議院議員総選挙を目標とせる選挙肅正運動の概況を輯録したものである。

一、本書は客年輯録したる「東京府第二次選挙肅正運動の概況」の繼續篇として編纂せるを以て同書に載録したる事項中異動なきものはなるべく之を再録せざる事としたのである。

三、本書の内容は主として府に於ける實施事項を載録したもので市町村其他に於ける運動は材料、印刷等の關係上洩れなく之を輯録することが出来なかつたのを遺憾とする。

目次

知事告諭
ポスターその他
寫眞

第一編 總 說

第二編 選挙適正運動の機構

一、機 構

二、東京府選挙適正委員会

第三編 運動の経過

第一章 會 議

一、部 課 長 會 議 (四月六日)

二、選挙適正委員会幹事以下打合せ (四月六日)

三、選挙適正委員会 (四月七日)

四、警視廳幹部並に各警察署長との懇談會 (四月八日)

五、市區町村長會議 (四月九日)

六、市區町村選挙適正主任會議 (四月十日)

七、府立中等學校校長會議 (四月十二日)

八、婦人團體幹部協議會 (四月十二日)

九、府政記者俱樂部員との懇談會 (四月十三日)

一〇、各種職業組合代表者との懇談會 (四月十四日)

一一、部下各新聞社編輯長並に放送局幹部との懇談會 (四月二十二日)

第二章 選挙適正実行部の運動

- 一、概 説.....七七
- (一) 準備期間.....七七
- (二) 選挙権正強調週間.....七八
- (三) 実権防止強調週間.....七八
- 二、運動実施事項の豫定.....八六
- 衆議院議員総選挙権正運動中東京府選挙権正実行部実施豫定事項.....八六
- 三、知事 訓 示.....九〇
- 四、知事 告 諭.....九〇
- 五、市區町村長に對し運動の根本方針を示す.....九〇
- 六、市區町村に對する補助金支出.....九二
- 七、各官衙に協力要望.....九三
- 八、選挙権正実行委員会委員聯合大會.....九三
- 九、總選挙に直而して知事談話發表.....九三
- 一〇、小學校並の手から總選.....九三
- (一) ビラを家庭へ.....九三
- (二) 鉛筆に依る実権防止.....九四
- (三) 自書ビラの貼付.....九四
- 一一、アドバルーンの發揚.....九四
- 一二、ポスターの配布.....九四
- 一三、飛行機に依る宣傳.....九四
- 一四、立看板に依る宣傳.....九四
- 一五、垂幕、横幕に依る宣傳.....九四
- 一六、のれんに依る宣傳.....九四
- 一七、胸間マークに依る宣傳.....九四
- (一) 櫻花マーク.....九四

- (二) 廣正リボン..... 四
- 一八、レコードに依る宣傳..... 四
- 一九、戸票に依る宣傳..... 四
- (一) 廣正戸票..... 四
- (二) 棄權防止戸票..... 四
- 二〇、電光サインに依る宣傳..... 四
- 二一、其の他の運動..... 四
- (一) 講演會..... 四
- (二) 婦人團體の運動..... 四
- 二二、新聞社並に放送局へニュース提供..... 四
- 二三、一六ミリ映畫の撮影..... 四
- 二四、廣正運動諸施設物一覽..... 四
- 二五、選挙適正費豫算額..... 四
- (一) 國費..... 四
- (二) 府費..... 四
- 二六、選挙適正日誌..... 四
- 第三章 市區町村の運動..... 四
- 一、運動概況..... 四
- (一) 東京市及各區..... 四
- (二) 八王子市..... 六
- (三) 西多摩郡..... 六
- (四) 南多摩郡..... 六
- (五) 北多摩郡..... 一〇
- (六) 八丈支廳管内..... 一四
- 二 印刷物其他施設一覽表..... 一四

第四章 学校の運動

一、概説.....115

二、小學校の運動.....115

(一) 美種防止鉛筆の配布.....115

(二) 児童自書ビラの配布.....116

(三) 綴方、標語、書畫の製作.....116

(四) ビラ、ポスター等の配布.....116

三、中等學校の運動.....116

四、女學校の運動.....116

第五章 新聞社及放送局の協力に依る運動

一、新聞社の協力.....117

(一) 東京日々新聞社の協力.....117

(二) 報知新聞社の協力.....118

(三) 其他の新聞社の協力.....118

二、放送局の協力.....118

(一) 講演.....118

(二) ニュース放送.....118

(三) 演藝.....118

第六章 婦人團體の運動

一、概説.....119

二、婦人團體幹部協議會.....119

三、選挙庶正婦人大會.....119

四、婦人團體街頭宣傳.....119

五、母心で選挙を育てませう.....119

六、女から見た選挙庶正.....119

第七章 各種職業組合の運動

一、概説

二、管設映畫館に於ける宣傳

三、劇場に於ける宣傳

四、演藝場(寄席)に於ける宣傳

五、チヤムに於ける宣傳

六、撞球業組合の運動

七、浴場に於ける宣傳

八、美容術組合の運動

九、東京府魚商組合の運動

一〇、其の他の組合の運動

第八章 講演會

一、日比谷大講演會

二、其の他の講演會

(一) 北多摩郡講演會

(二) 西多摩郡講演會

(三) 南多摩郡講演會

(四) 淀橋區講演會

(五) 京橋區講演會

第九章 關係通牒類

一、衆議院議員總選舉入場券に關する件

二、選舉廳正ビラ配布に關する件

三、衆議院議員選舉を目標とする選舉廳正運動に關する件 (附地方局長通牒)

四、選舉廳正運動に關する件

五、選舉廳正大講演會開催に關する件

六、選挙権正認証書に出席方依頼の件	一八
七、浴場業者に發したる依頼状	一八
八、選挙権正認証書配布に関する件	一八
九、選挙権正認証書送付に付依頼の件	一八
一〇、選挙権正認証書宣傳に関する件	一八
一一、選挙権正認証書宣傳に關する件	一八
一二、選挙権正大講演會臨席方の件	一八
一三、理容業者に關問マニク配布方依頼の件	一八
一四、選挙権正實行委員大會開催の件	一八
一五、燈正リボンに關し各百貨店に發したる依頼狀	一八
一六、棄權防止鉛筆配布に關する件	一八
一七、燈正戸袋配布に關する件	一八
一八、棄權防止鉛筆配布に關する件	一八
一九、選挙権正認証書週間並給人強調日實施に關する件	一八
二〇、選挙権正運動に協力の件	一八
二一、選挙権正兒童自書ビラ配布の件	一八
二二、棄權防止に關する件	一八
二三、棄權防止小袋配布に關する件	一八
二四、會社、工場等使用人の選挙権行使に關する件	一八
二五、棄權防止に付スピトカー放送を各百貨店に依頼の件	一八
二六、興行場に於けるスピトカー放送方依頼の件	一八
二七、棄權防止に關する件	一八
二八、選挙権正運動に使用したる印刷物、寫眞等送付に關する件	一八
二九、燈正美談等調査に關する件	一八
三〇、衆議院議員總選挙を目標とする燈正運動に關する各方面の感想文依頼の件	一八

三、選挙適正運動施設物保存に関する件……………120

第四編 普視廳に於ける運動……………121

第五編 運動の成果……………122

第二章 知事の聲明……………123

第二章 選挙投票結果……………124

一、東京府管内投票状況……………125

二、全国投票状況……………126

三、六大都市投票状況……………127

四、累年別棄権者数並棄権率……………128

五、投票所入場券交付不能者数並に純棄権率……………129

六、選挙適正運動關係者棄権率……………130

七、棄権原因……………131

八、有效無効投票比較……………132

九、無効投票類別……………133

一〇、點字、羅馬字、謄文投票数……………134

一一、不在投票に関する調査……………135

一二、立候補者並に當選者調査……………136

（一）立候補者調査……………137

（二）候補者得票調査……………138

一三、投票區調査……………139

第六編 餘録……………140

第一章 感想文……………141

一、感想……………142

二、所感……………143

三、適正運動を主題としたる感想文……………144

市川房枝……………145

岩浪光二郎……………146

磯部孫治……………147

四、更に試験を進ましむべし.....	石井豊七郎.....	二六八
五、選挙公正運動に對する感想.....	大妻コタカ.....	二六九
六、公正運動を省みて.....	河口愛子.....	二七〇
七、衆議院議員補選を願みて.....	横山助成.....	二七〇
八、公正運動に参加した感想.....	高橋里子.....	二七〇
九、名譽職に違反嫌疑者の多かりしは何故か.....	下河原金平.....	二七一
一〇、選挙公正の事.....	豊山中學校第四學年A組 校第四學年C組	西山喜代志..... 猪川久郎.....
一一、選挙公正.....	蒲田尋常小學校尋四	石橋久代.....
一二、同.....	同 校 高 一	佐藤一男.....
一三、同.....	同 校 高 二	羽切光子.....
一四、選挙 文.....	相生尋常小學校尋六	鈴木一夫.....
一五、同.....	同 校 尋 六	宇佐美久雄.....
一六、同.....	黒田尋常小學校尋六	水島保子.....
一七、選挙場.....	關口茂町尋常小學校尋六	天野欣一.....
一八、選挙場參觀.....	明化尋常小學校尋六	植草民恵.....
一九、選挙場を見て.....	磯川小學校尋六	藤木三幸.....
二〇、選挙場參觀.....	藤木三幸.....	二六六
第二章 新聞記事抜萃.....		二六六
一、選挙本部の布陣.....		二六六
二、選挙地方色.....		二六六
三、選挙女性陣.....		二六六
第三章 選挙正美談.....		二六六
一、愛児の死を顧みず職責を果す.....		二六六
二、病室を押して選挙に奮闘.....		二六六
三、選挙実行委員の花.....		二六六

四、理由を具して棄権届……………三六

五、自投を投じて選出願接……………三六

六、春風に揚る選出大風……………三六

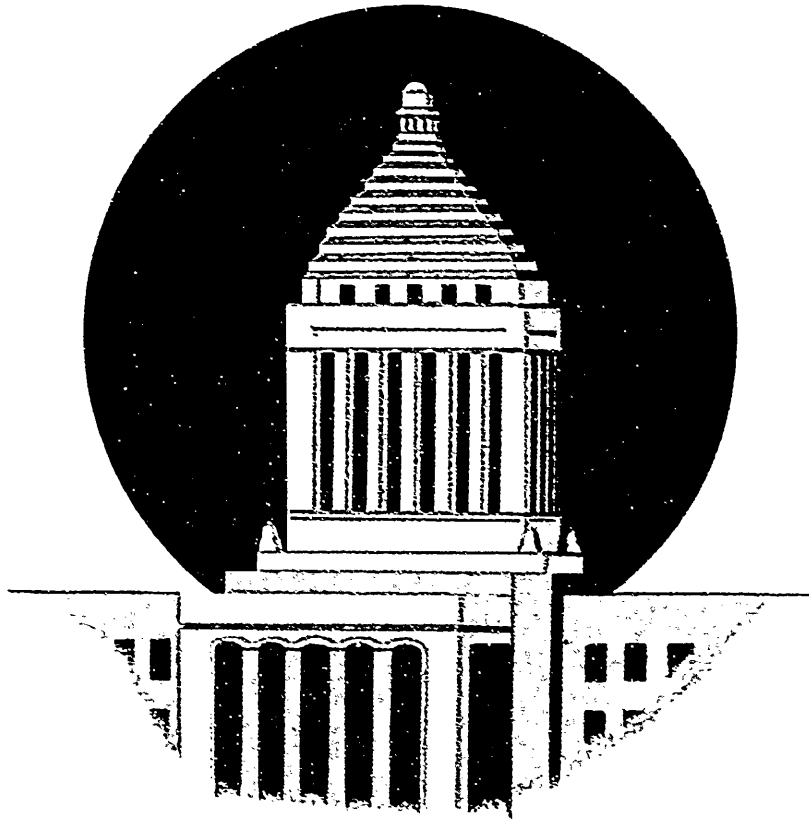
七、「滅私奉公」と乳母車で投票所へ……………三六

第四章 歌……………三六

1121

會議の想理・舉選の想理

正肅舉選



廳視警・府京東

一タスホ


理想選挙は
我が家から



東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村
東京府警視廳各市区町村

票戸正班

衆議院議員総選挙
四月
午後六時マデ 午前七時ヨリ



日曜日

今日は投票日
必ず投票
致しませう

東京府警視廳各市区町村

票戸止防権業

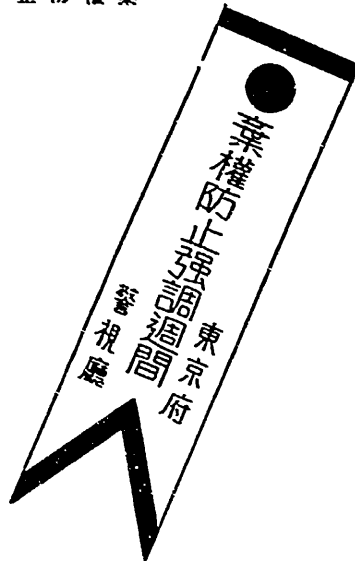
四月十六日より 四月二十二日まで
理想の選挙 理想の選挙
東京府警視廳
東京市



一カツテス



クーマ花櫻用佩者衆容理



クーマ同胸用具店トーパデ

自四月十六日
至四月二十日
選挙公正強調週間

標味し國國
清く正しく
選挙

各東警東
市市京視東
区區野
村市廳府

衆議院議員総選挙

必ず投票

四月三十日

東京府警視廳各市区町村

ラビ布撒機行票

僕らの力で明るい選挙

解散に際し府民各位に告ぐ!!!

議會は解散されました！
解散に直面して我々國民
は徒に動揺してゐる時で
はありません。
今こそ憲政の刷新より
よき議會の建設のために
邁進のときであります。
白至の慶堂にふさはしい
明朗選挙を以て
聖旨に應へ奉りませう!!!

聖旨奉答この一票

東京府選挙公正実行部

兒童の手を通じて家庭へ

ラビ知周散解

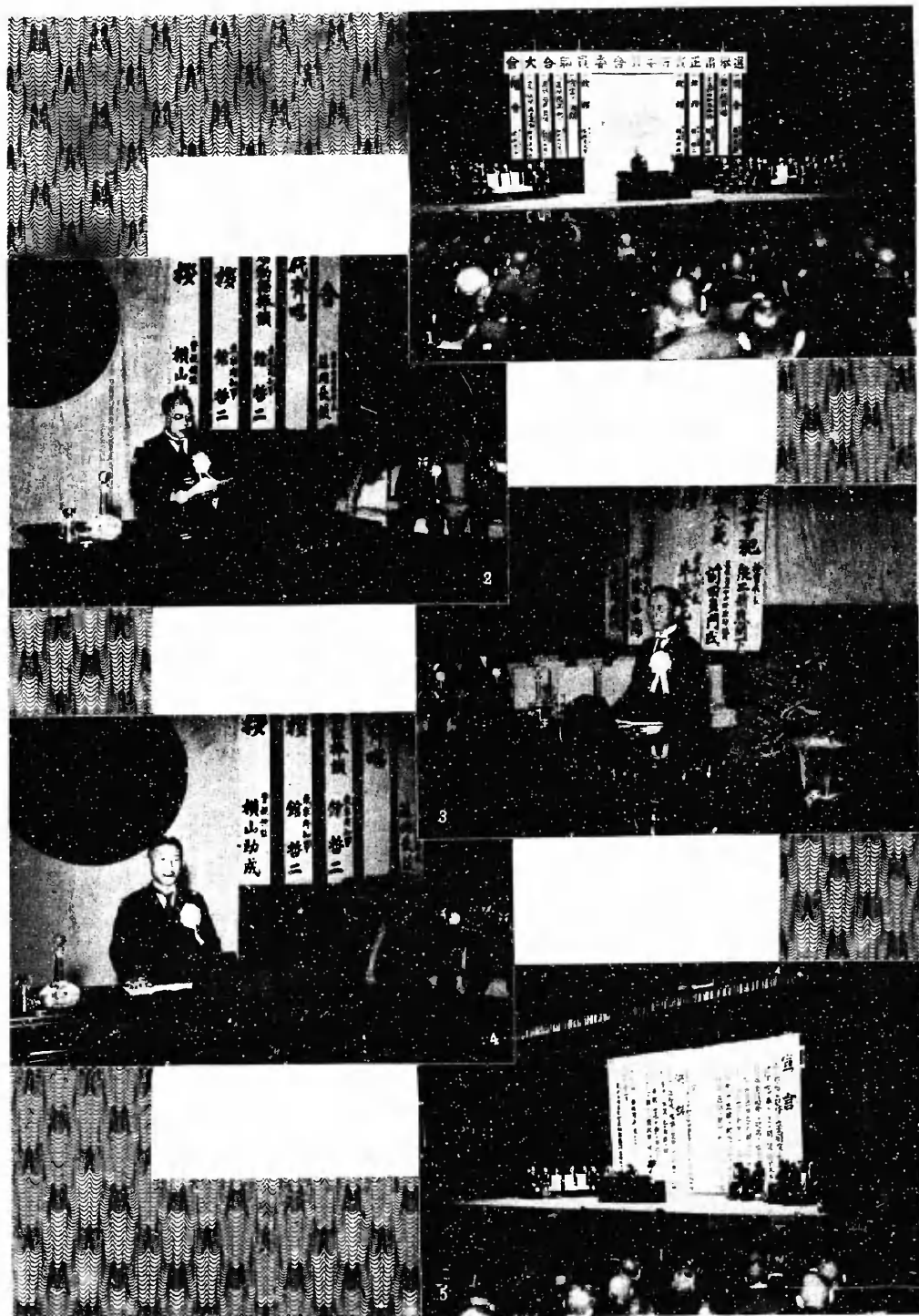


1714

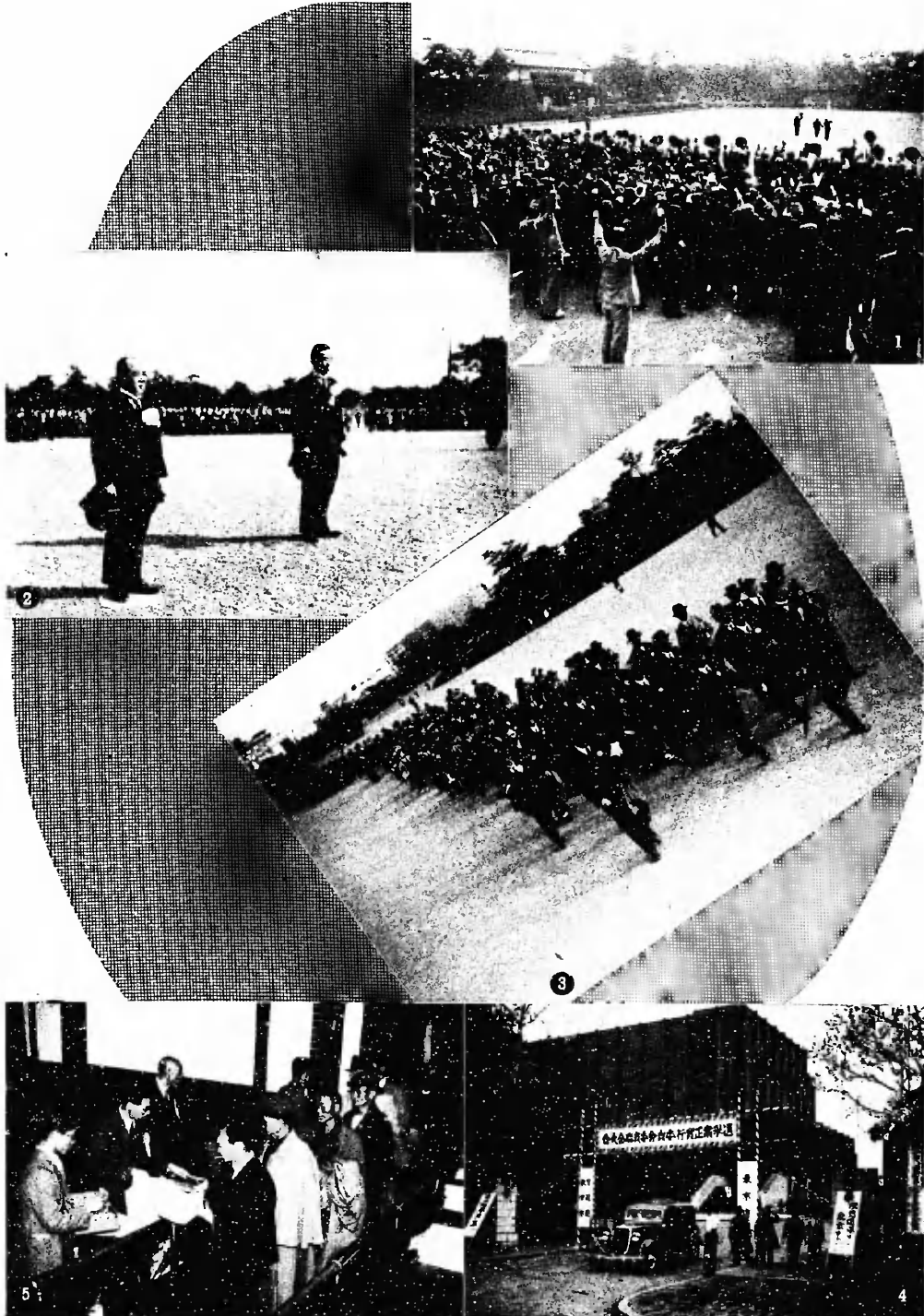
選挙正當選挙



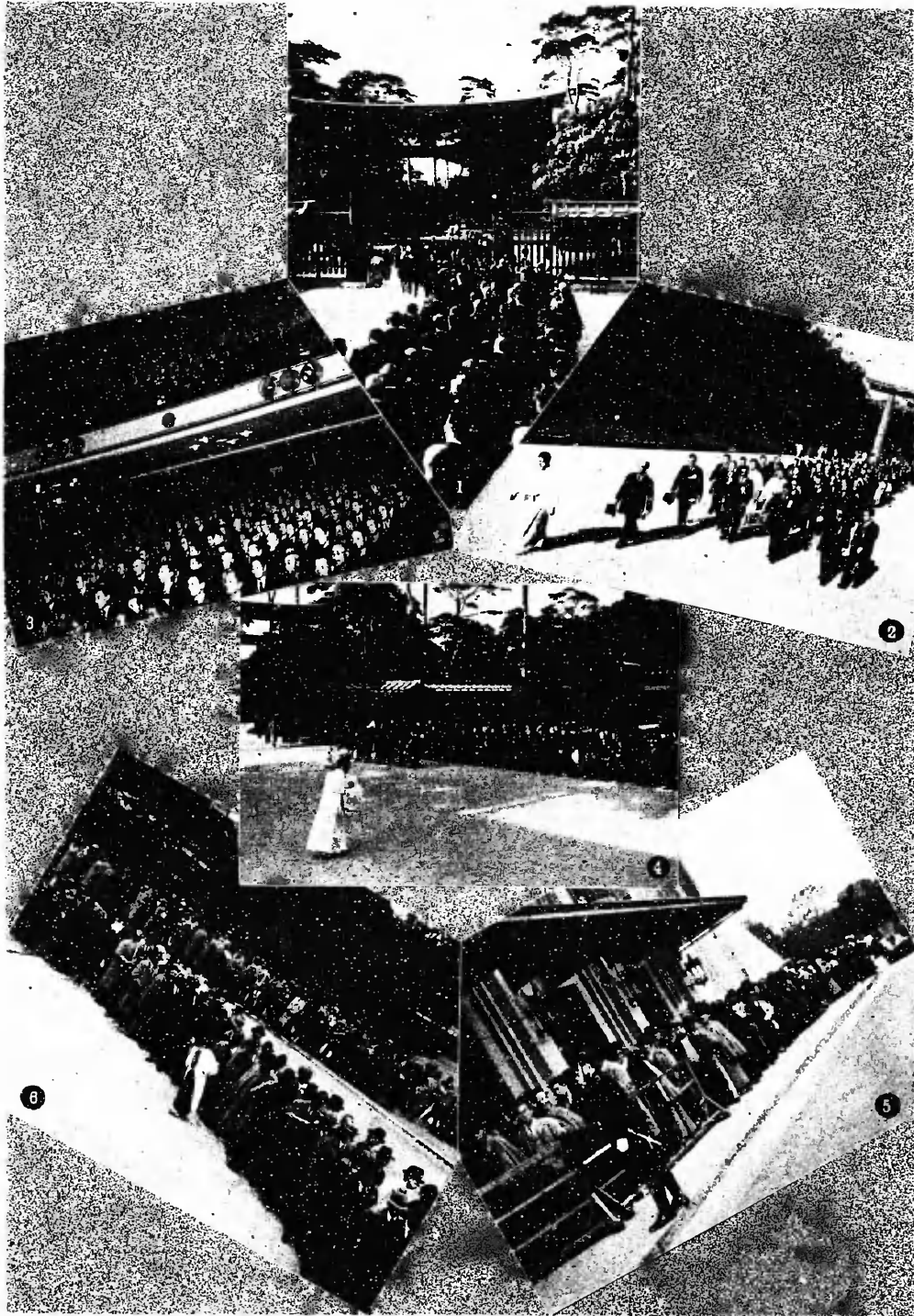
- ① 選挙届正大講演會に於ける林總理大臣の講演
- ② 同會場
- ③ 同會に於ける河原田内務大臣の講演
- ④ 同會に於ける前田多門氏の講演
- ⑤ 同會に於ける泉二檢事總長の講演



- ① 選挙正実行委員会委員聯合大會々場
- ② 同大會に於ける 館知事の挨拶
- ③ 同大會に於ける 牛塚市長の挨拶
- ④ 同大會に於ける 横山 勲成 総監の挨拶
- ⑤ 同大會に於ける 宣言決議



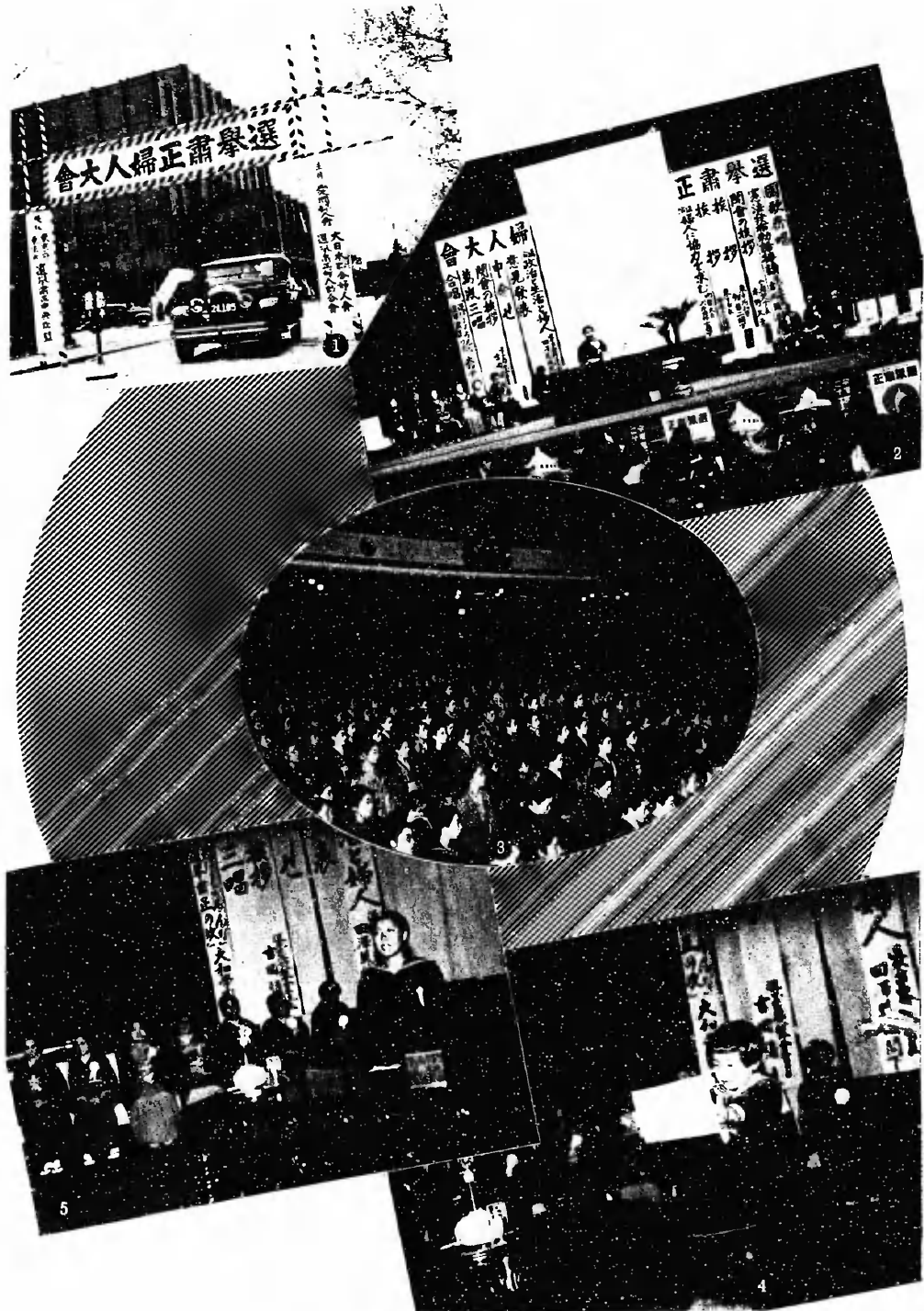
① 宮城前に於ける選挙肅正実行委員の萬歳三唱
② 宮城前に於ける館知事
③ 宮城遷拜に向ふ実行委員
④ 同大會々場入口
⑤ 同大會入口



- ① 実行委員明治神宮参拜
- ② 同 上
- ③ 選挙肅正大講演会場
- ④ 修 祓
- ⑤ 大講演会場入口に於ける聴衆
- ⑥ 同 上



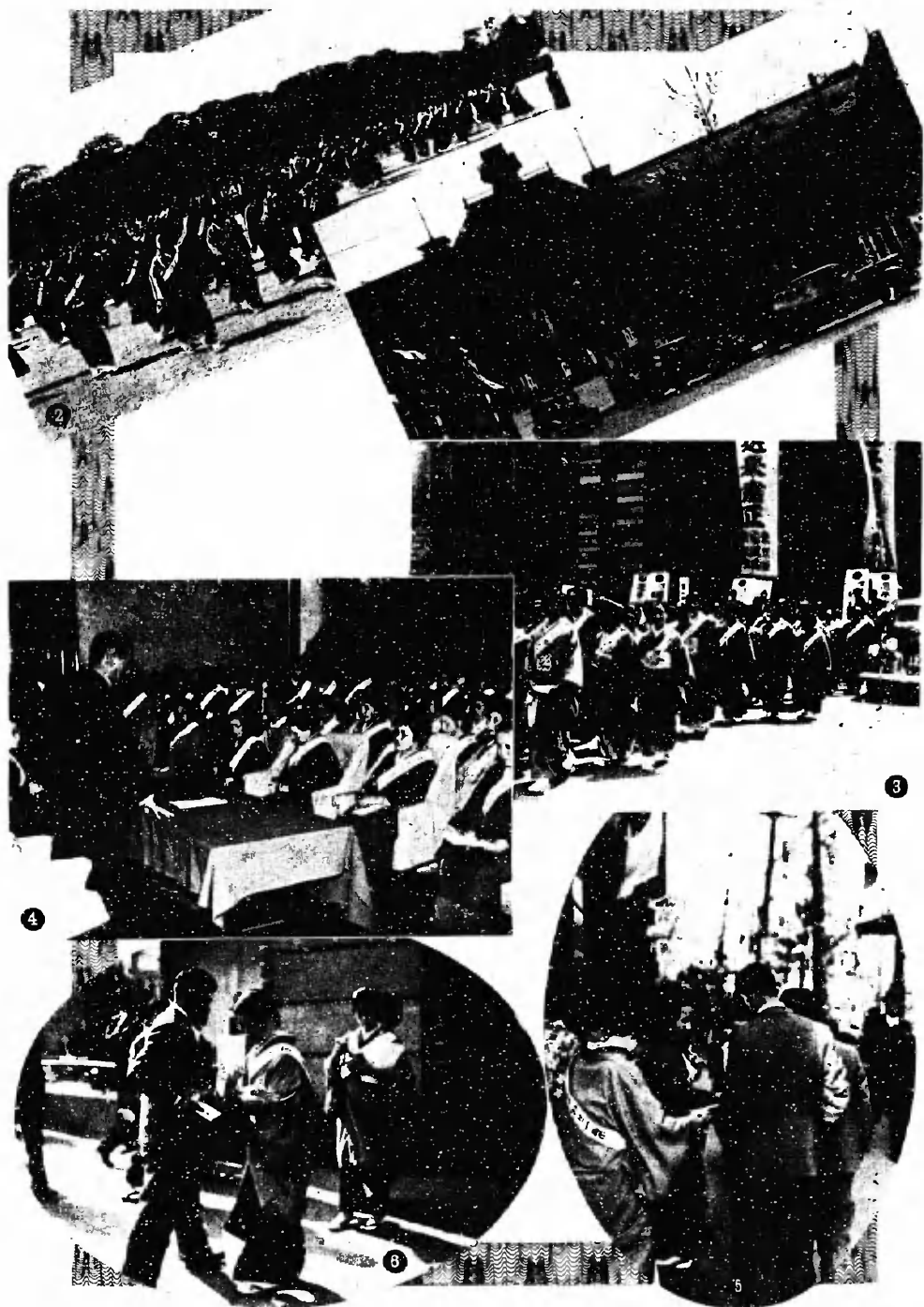
- ① 選挙公正実行委員会聯合大会に於ける
河原田内務大臣の講演
- ② 同じく鹽野司法大臣の講演
- ③ 同じく田澤義鋪氏の講演
- ④ 同大会々場内の状況



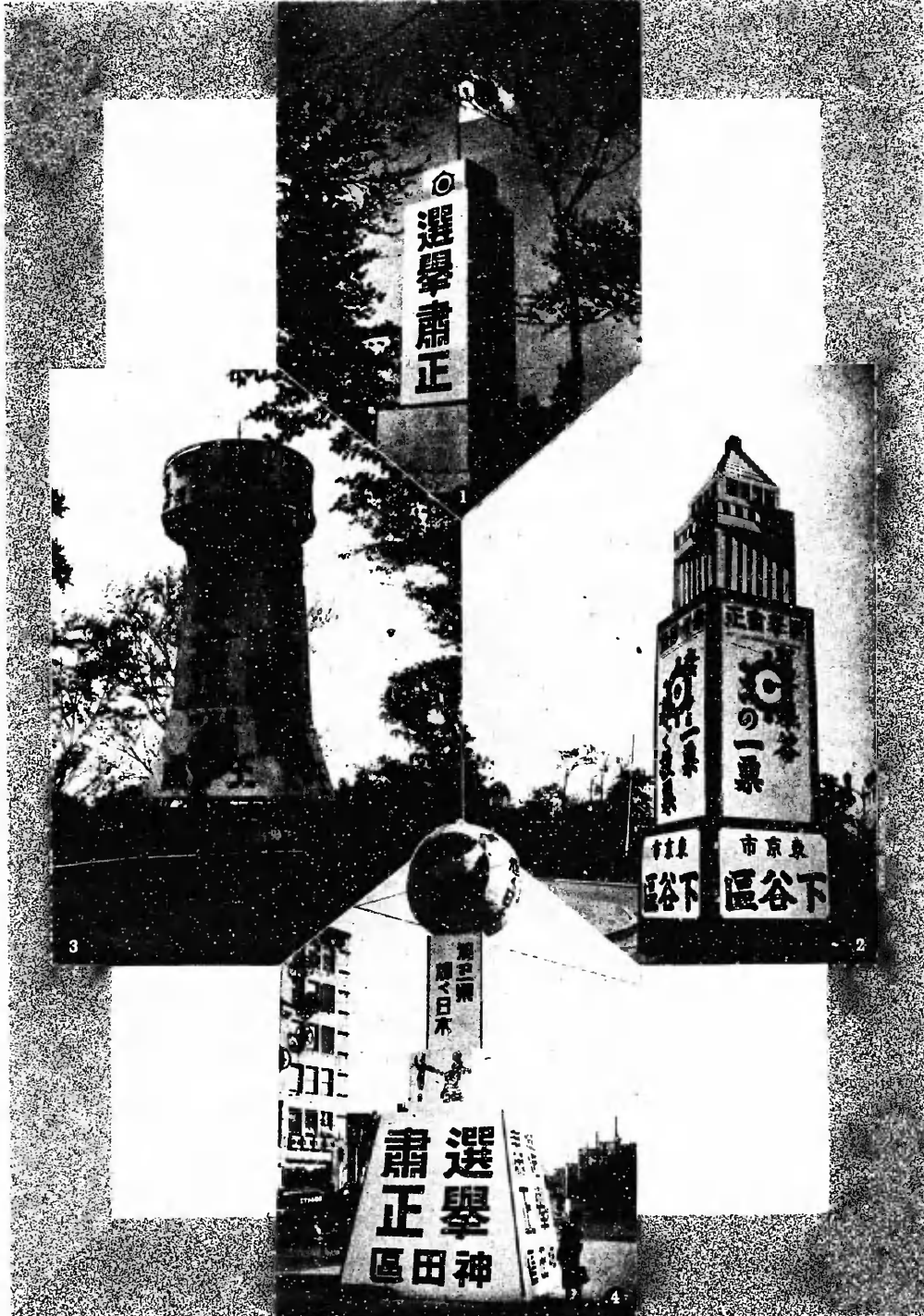
- ① 選挙肅正婦人大會々場
- ② 同会場内
- ③ 同会場内に於ける聴衆
- ④ 同會に於ける小學生の意見發表
- ⑤ 同會に於ける女學生の意見發表



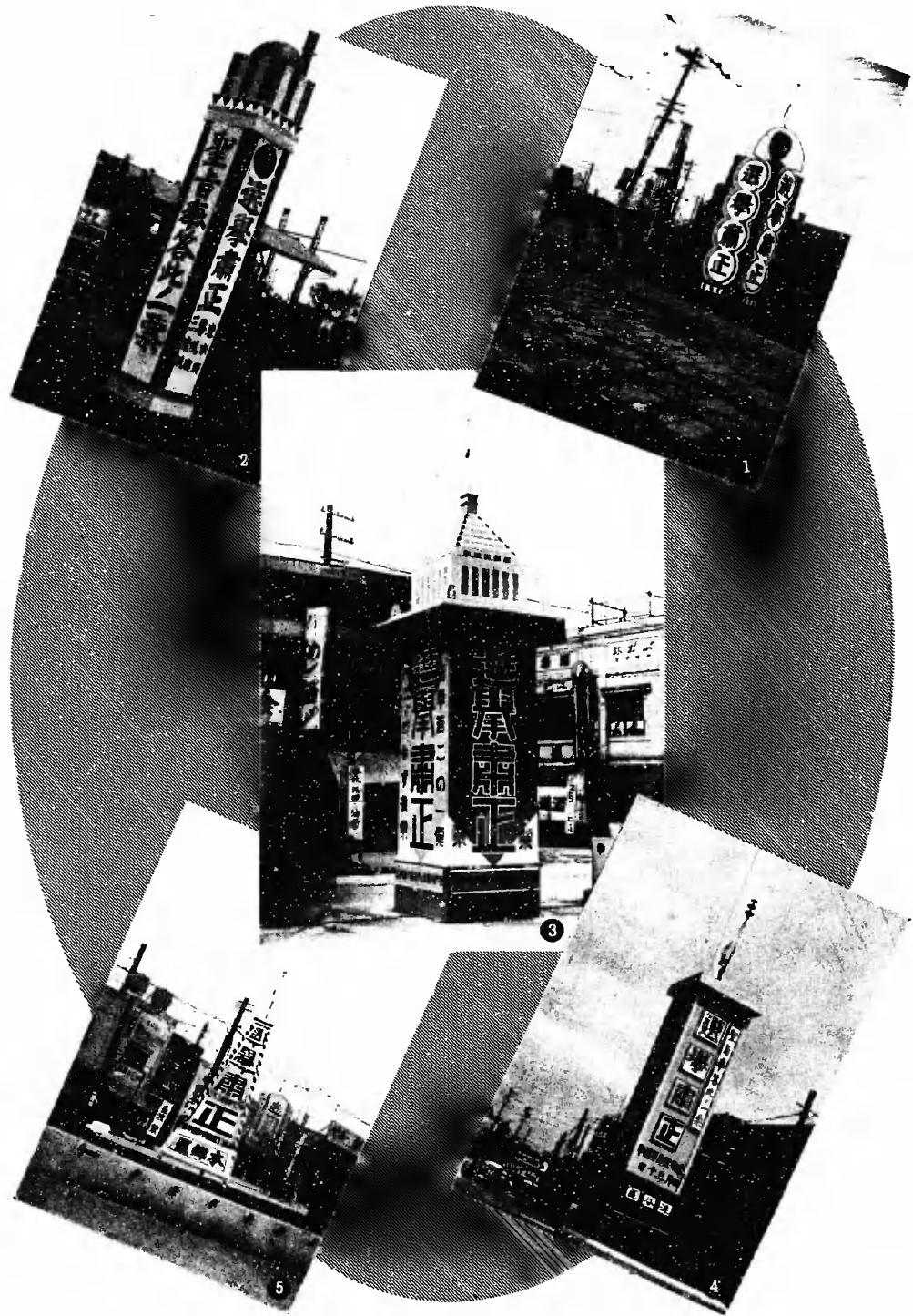
- ① 選挙婦正婦人大會に於ける本野會長の挨拶
- ② 同會に於ける婦人實行委員の意見發表
- ③ 同會に於ける大和學園聲樂團の合唱
- ④ 同會に於ける女學生の意見發表
- ⑤ 同會に於ける婦人實行委員の意見發表



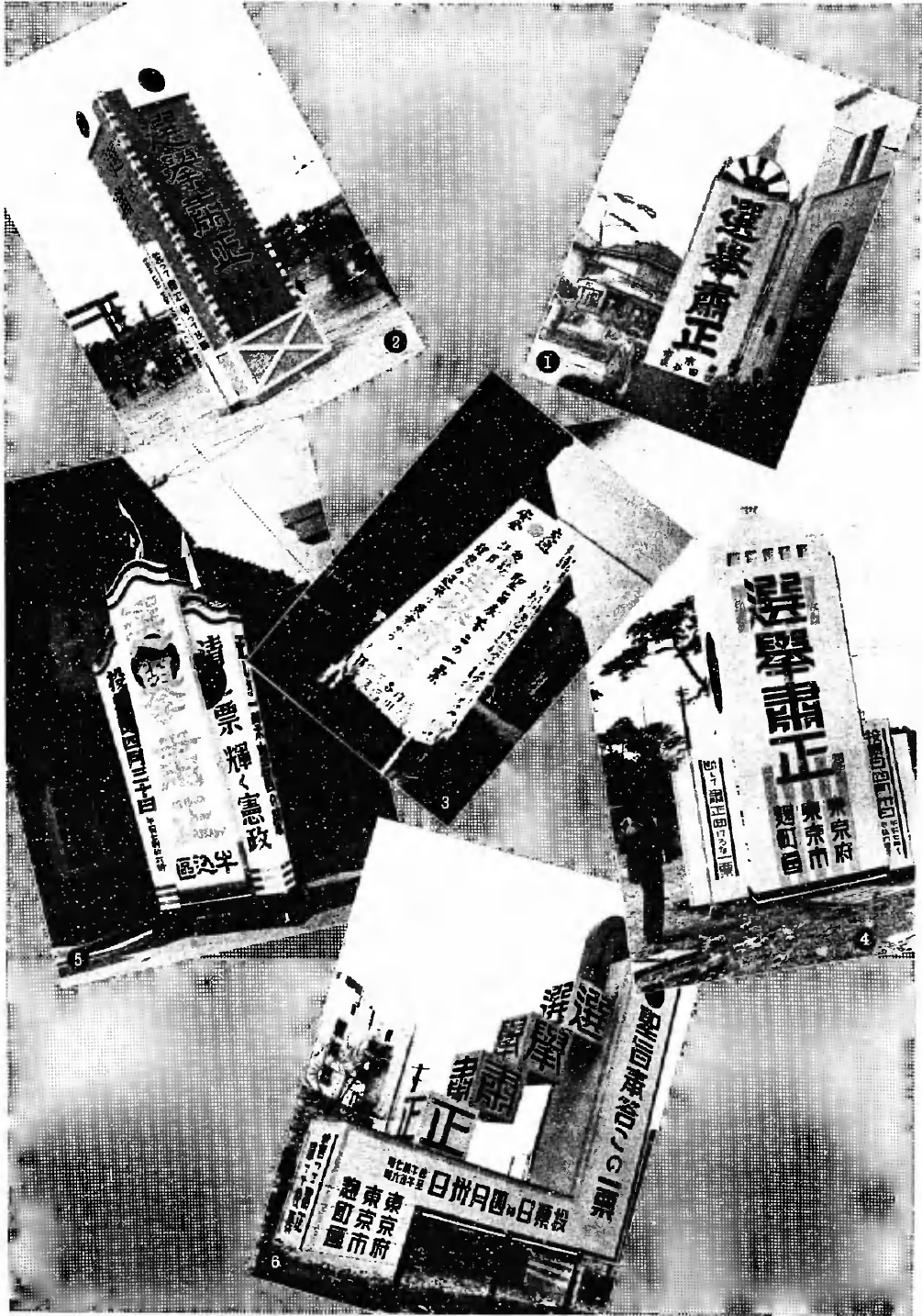
- ① 婦人街頭宣傳隊府廳玄関出發
- ② 婦人團體の宮城遊拜
- ③ 街頭宣傳準備
- ④ 出發を前に藤岡總務部長の挨拶
- ⑤ 街頭宣傳
- ⑥ 同 上



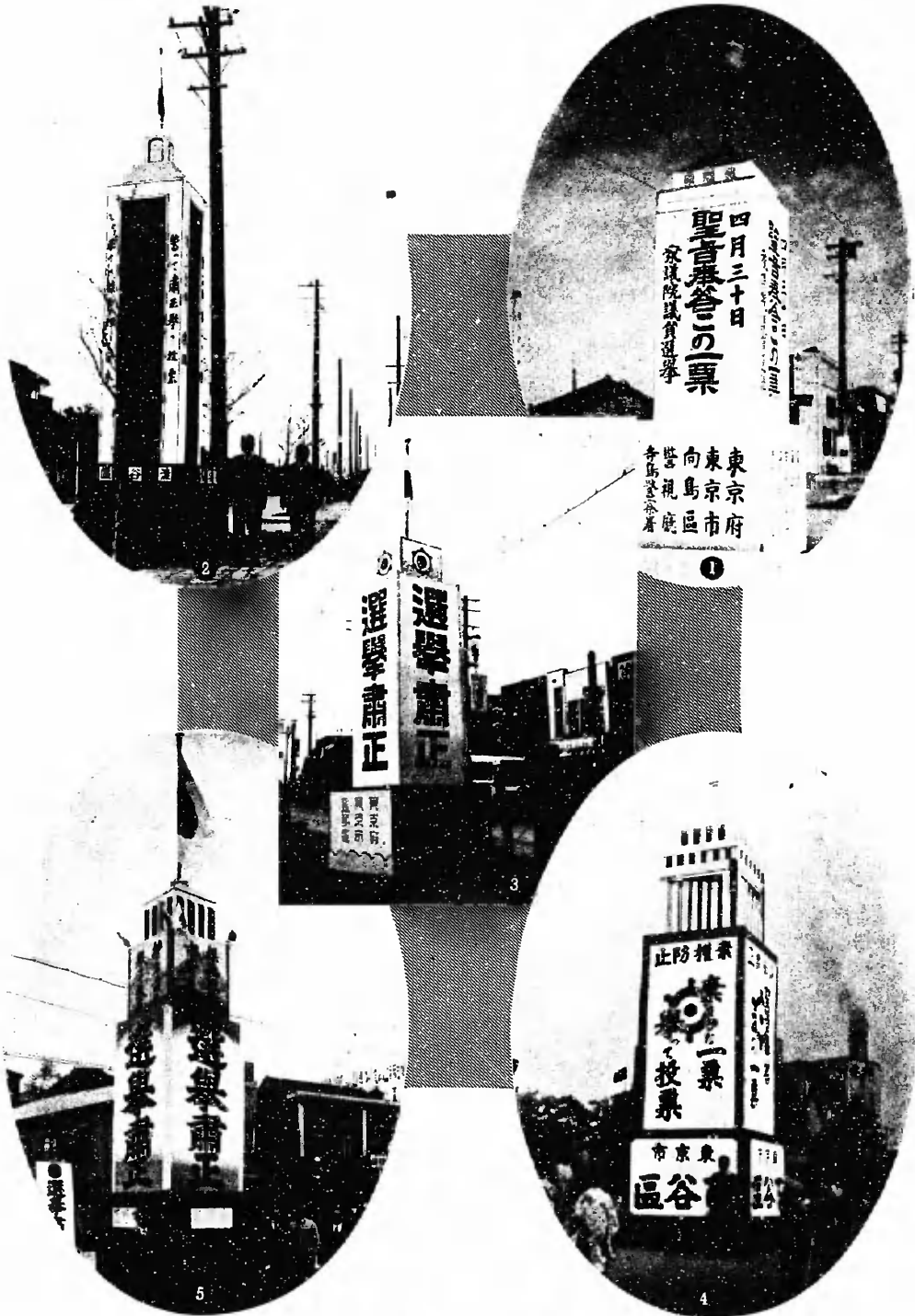
① 肅正塔 (豊島区)
② 同 (下谷区)
③ 同 (王子区)
④ 同 (神田区)



① 肅正塔 (淀橋區)
 ② 同 (三鷹村)
 ③ 同 (江戸川區)
 ④ 同 (澁谷區)
 ⑤ 同 (本郷區)



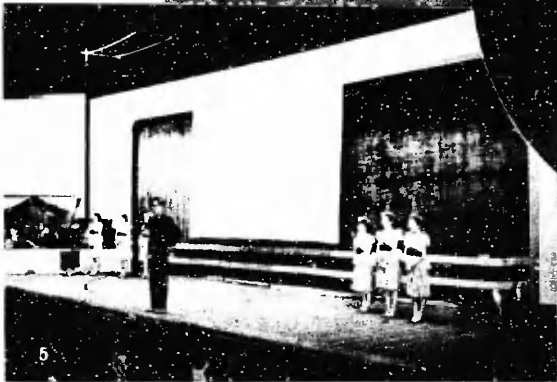
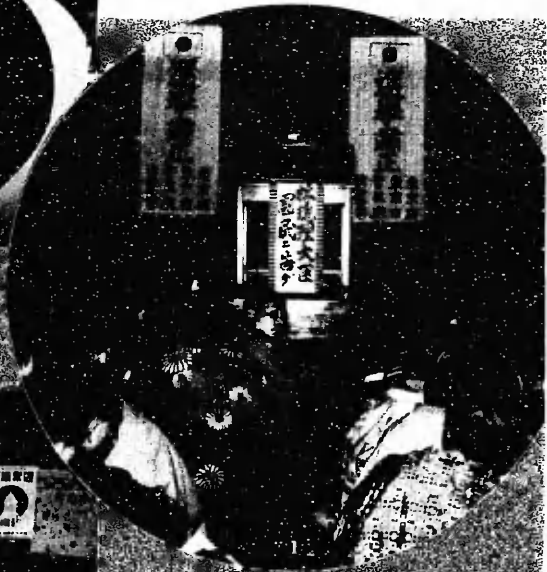
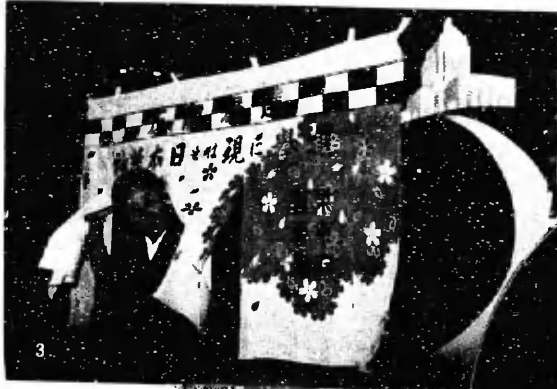
- ① 正塔 (世田谷区)
- ② 同 (麹町区)
- ③ 同 (深川区)
- ④ 同 (麹町区)
- ⑤ 同 (牛込区)
- ⑥ 同 (麹町区)



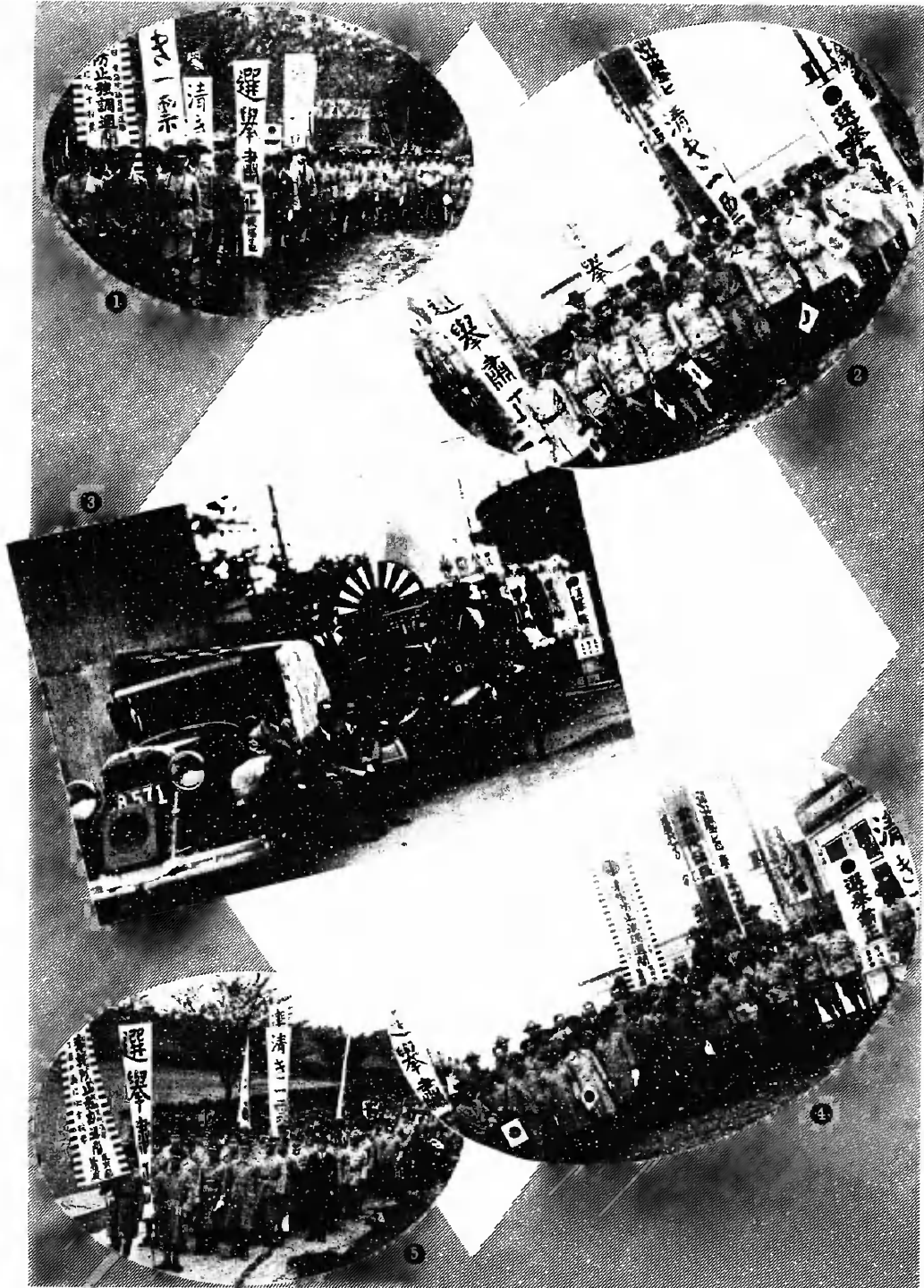
① 正塔 (向島區)
 ② 同 (澁谷區)
 ③ 同 (豊島區)
 ④ 同 (下谷區)
 ⑤ 同 (中野區)



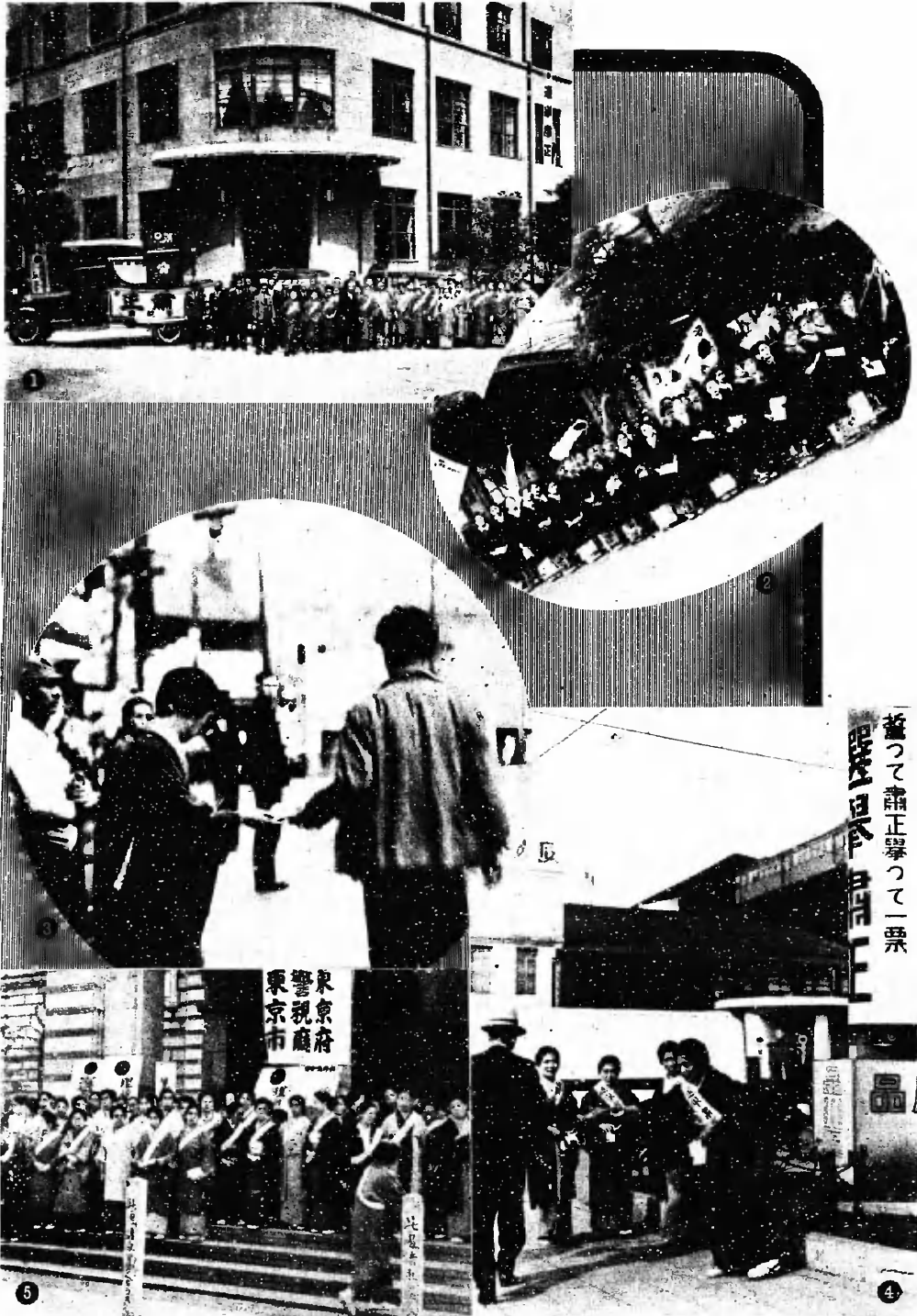
① 正塔 (四谷区)
 ② 同 (町田町)
 ③ 同 (板橋区)
 ④ 同 (葛飾区)
 ⑤ 同 (品川区)
 ⑥ 同 (蒲田区)



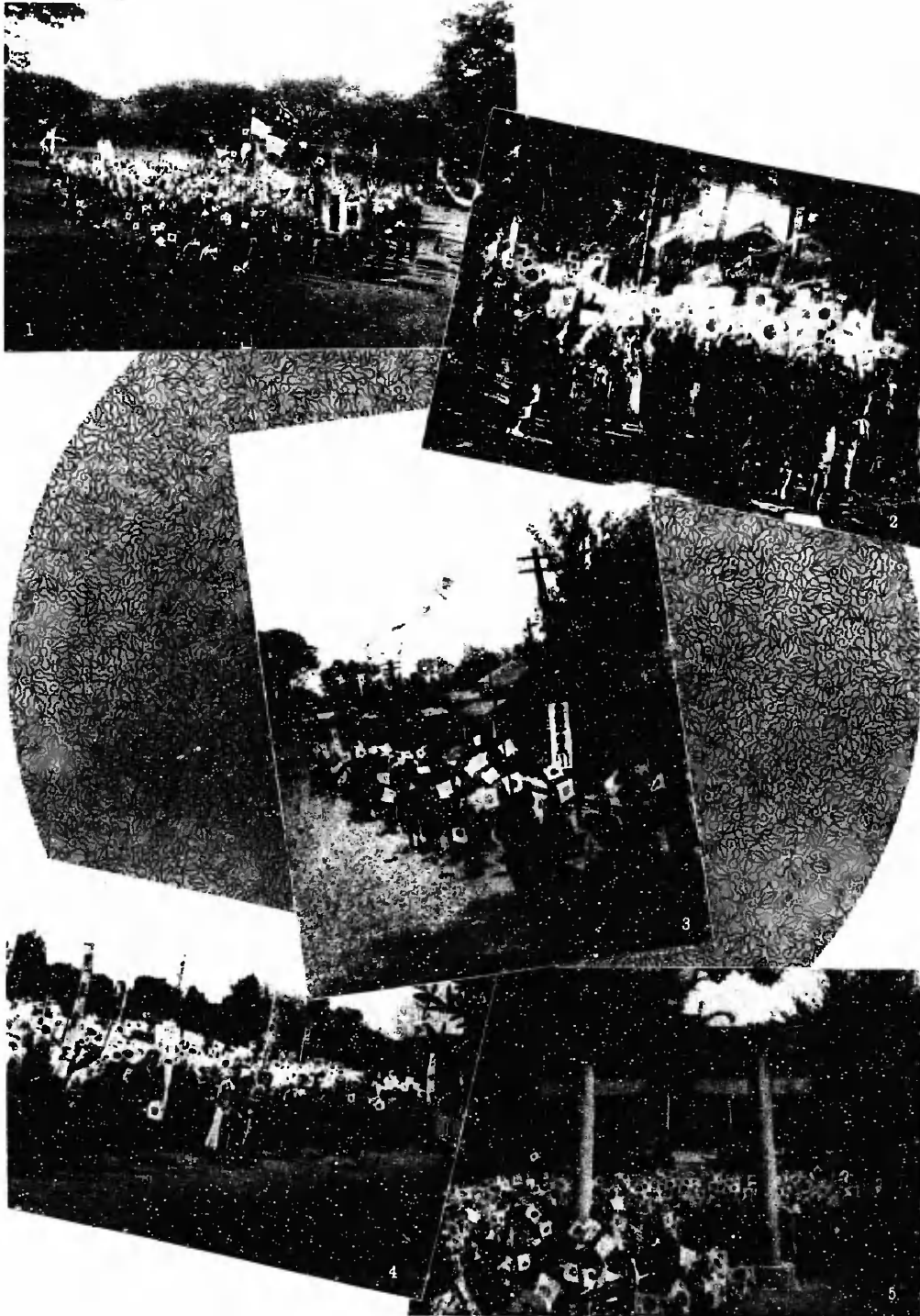
- ① 鈴本亭に於ける肅正施設
- ② 同
- ③ 肅正暖簾 (吉岡女史)
- ④ 婦人協議會 (東洋軒)
- ⑤ 二代目天勝披露に於ける肅正歌合唱



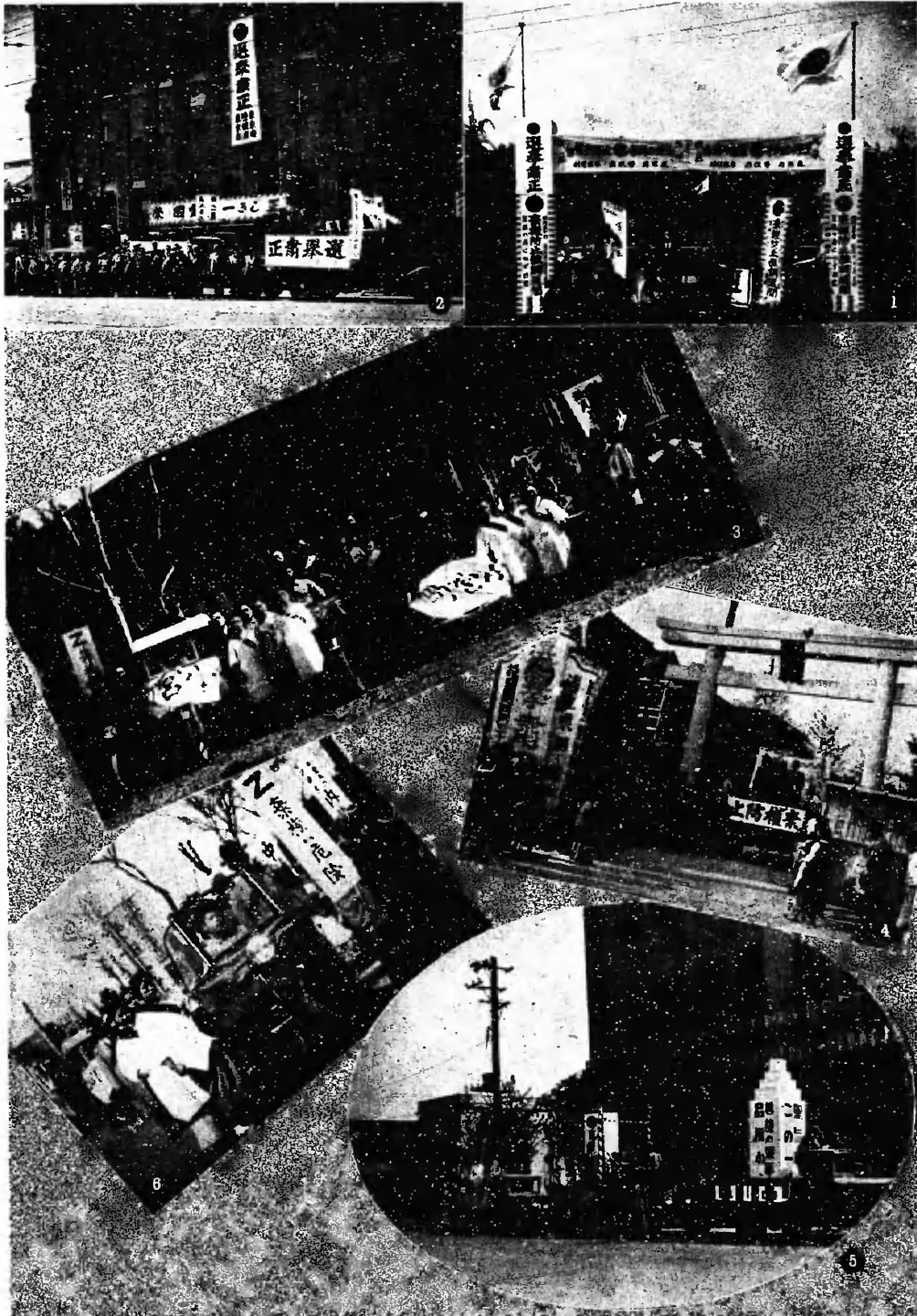
① 青年團街頭宣傳 (板橋區)
② 同 (同上)
③ 同 (世田谷區)
④ 同 (板橋區)
⑤ 同 (同上)



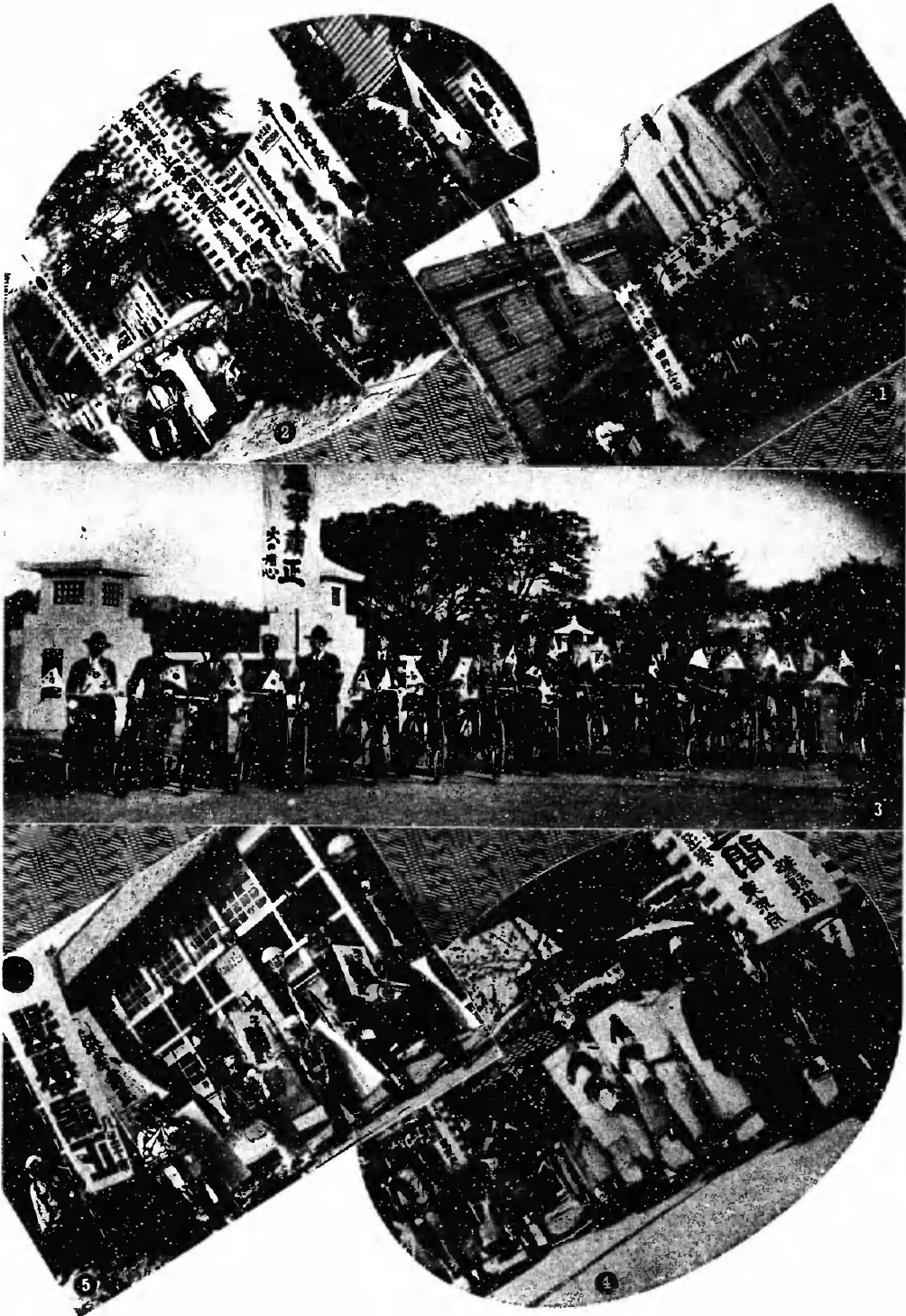
① 婦人街頭宣傳 (麻布區)
 ② 同 (箱根ヶ崎外三ヶ村組合)
 ③ 同 (世田谷區)
 ④ 同 (品川區)
 ⑤ 同 (本 府)



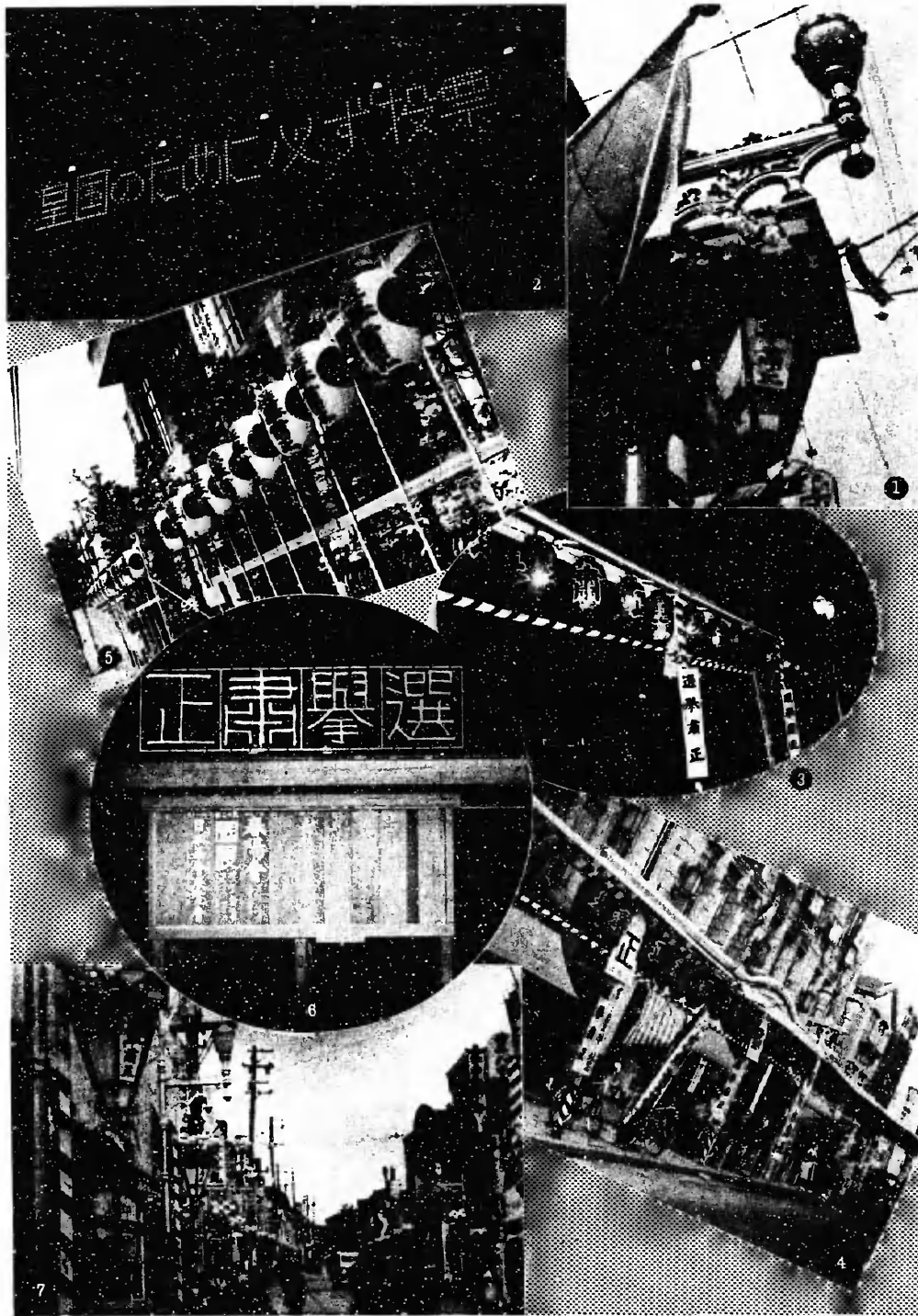
① 小學生の棄權防止旗行列 (箱根ヶ崎外三ヶ村組合)
 ② 同 (同 上)
 ③ 同 (堺 村)
 ④ 同 (同 上)
 ⑤ 同 (向 島 區)



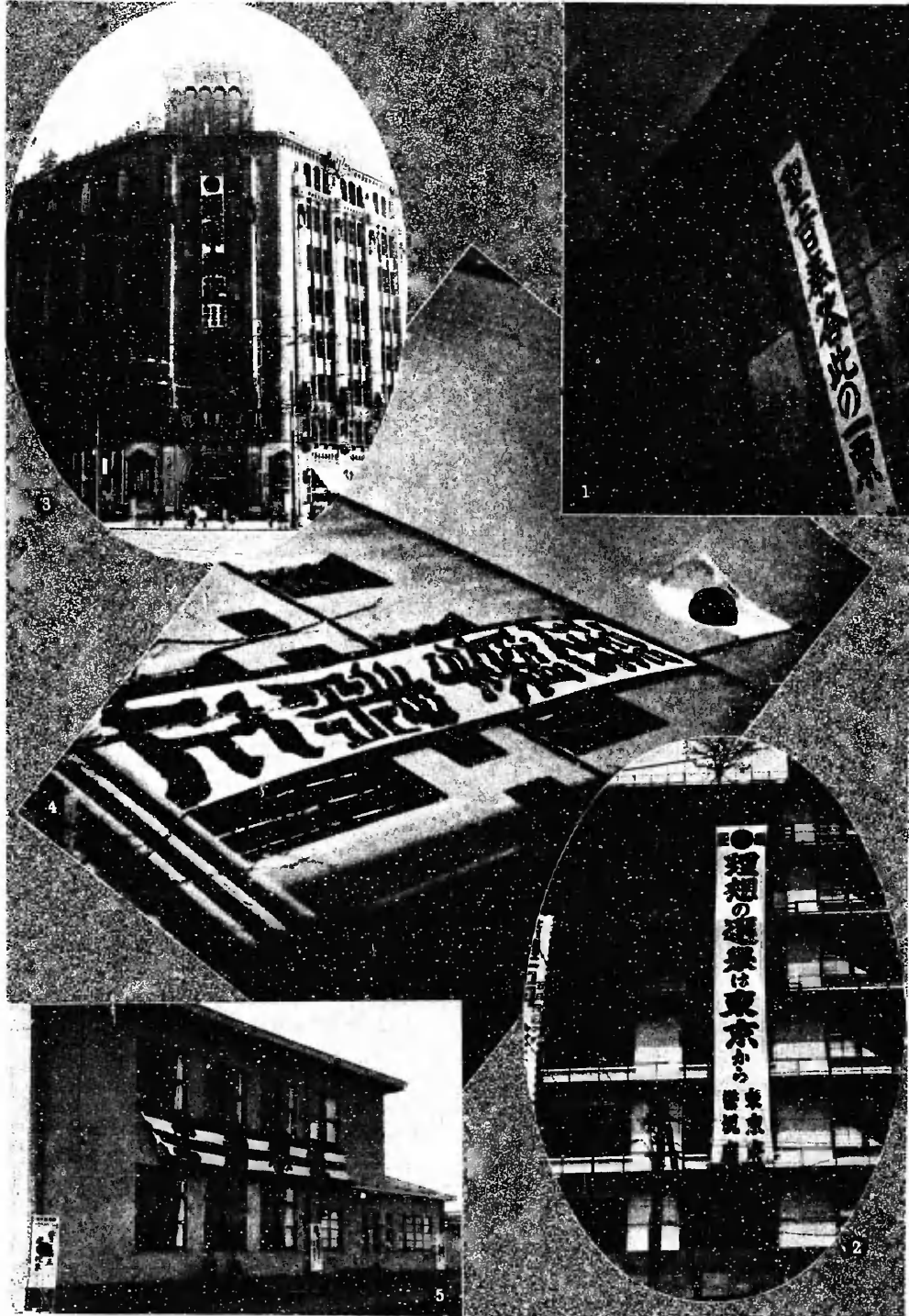
①	選挙正自動車街頭宣傳	(加住村)
②	同	(牛込區)
③	同	(小宮町)
④	同	(牛込區)
⑤	同	(品川區)
⑥	同	(小宮町)



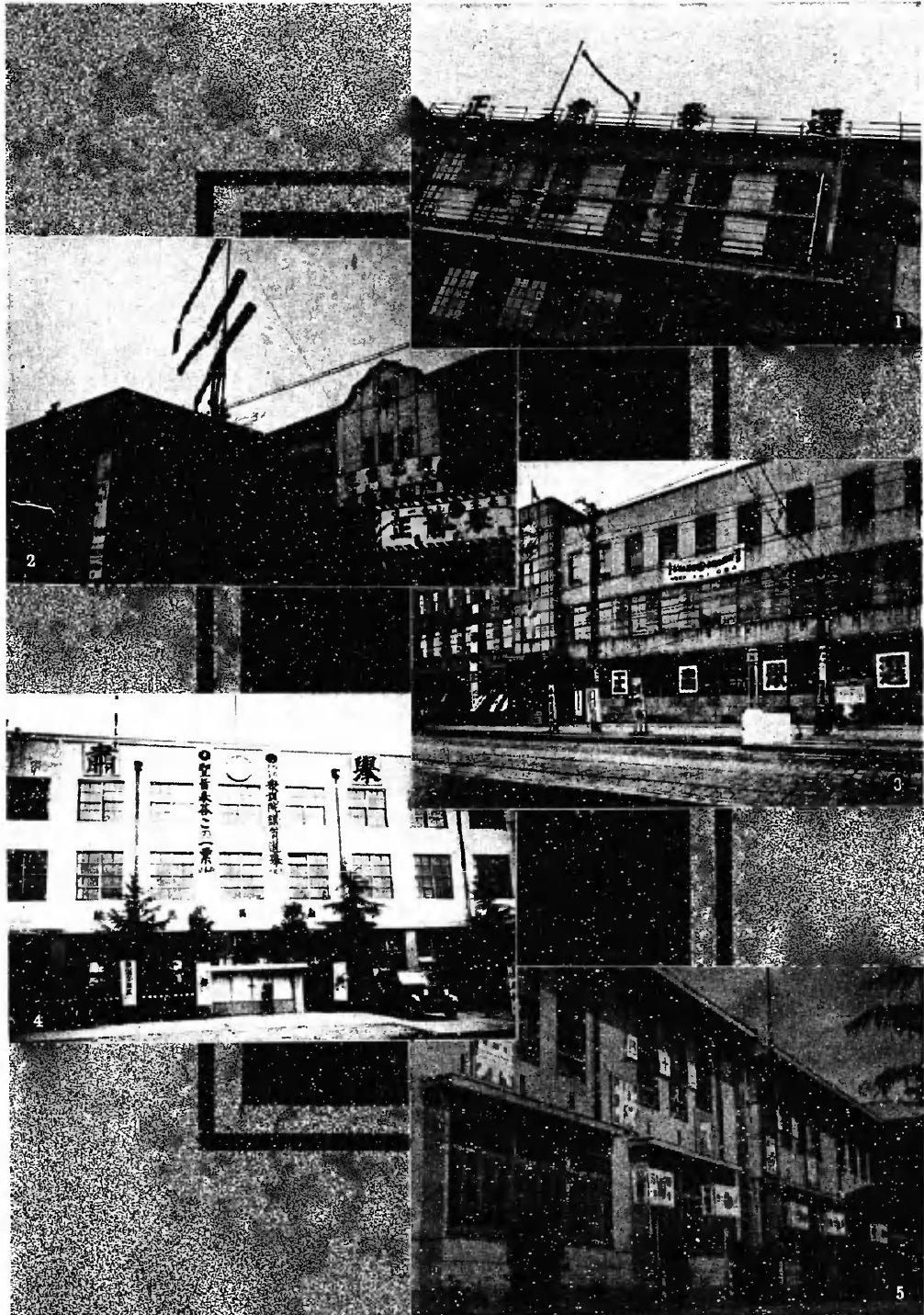
- ① チンドン屋に依る街頭宣傳 (足立區)
- ② 同 上 (府中町)
- ③ 自転車街頭宣傳 (淺川町)
- ④ チンドン屋に依る街頭宣傳 (城東區)
- ⑤ 同 上 (八王子市)



- ① 選挙正雪洞 (牛込区)
- ② 第一相互屋上の電光サイン (本府)
- ③ 選挙正提灯 (四谷区)
- ④ 同 (同上)
- ⑤ 同 (麹町区)
- ⑥ 選挙正ネオンサイン (下谷区)
- ⑦ 神楽坂の選挙正雪洞 (牛込区)



- ① 垂幕懸垂 (豊島区)
- ② 白木屋に懸けられたる垂幕 (本 府)
- ③ 美松に懸けられたる垂幕 (麹町区)
- ④ 戸隠舎に懸けられたる垂幕 (深川区)
- ⑤ 同 (葛飾区)



① 区廳舎に施設されたる肅正文字板 (下谷區)
 ② 同 (足立區)
 ③ 同 (四谷區)
 ④ 同 (向島區)
 ⑤ 同 (蒲田區)



① 肅正文字板 (麴町區)
 ② 同 (下谷區)
 ③ 同 (王子區)
 ④ 同 (豊島區)
 ⑤ 同 (本所區)
 ⑥ 同 (本郷區)



- ① 肅正 脛 (下谷 區)
- ② 政治博覽會に於ける肅正館
- ③ 同館内に於ける本府出品物
- ④ 選挙 公 札 (下谷 區)
- ⑤ 肅正 御 輿 (西多摩村)



- ① 棄権防止街頭宣傳 (蒲田區)
- ② 肅正塔 (荏原區)
- ③ 肅正塔 (町田町)
- ④ 同 (荏原區)
- ⑤ 青年樹街頭宣傳 (牛込區)



選挙大正各種印刷物



選挙肅正各種印刷物

選挙

四月十三日行事

- 一、各戸毎國旗掲揚のこと
- 一、棄権しないこと
- 一、投票は午前七時より午後六時迄の事

西多摩村議員正實行委員

正

理想の選挙 理想の議會

選挙正

四月十三日(自午前七時 至午後六時)

必ず投票

聖旨 奉答

この一票

四月三十日 自午前七時 至午後六時

麻布東市 区原在

紙取吸及正廟



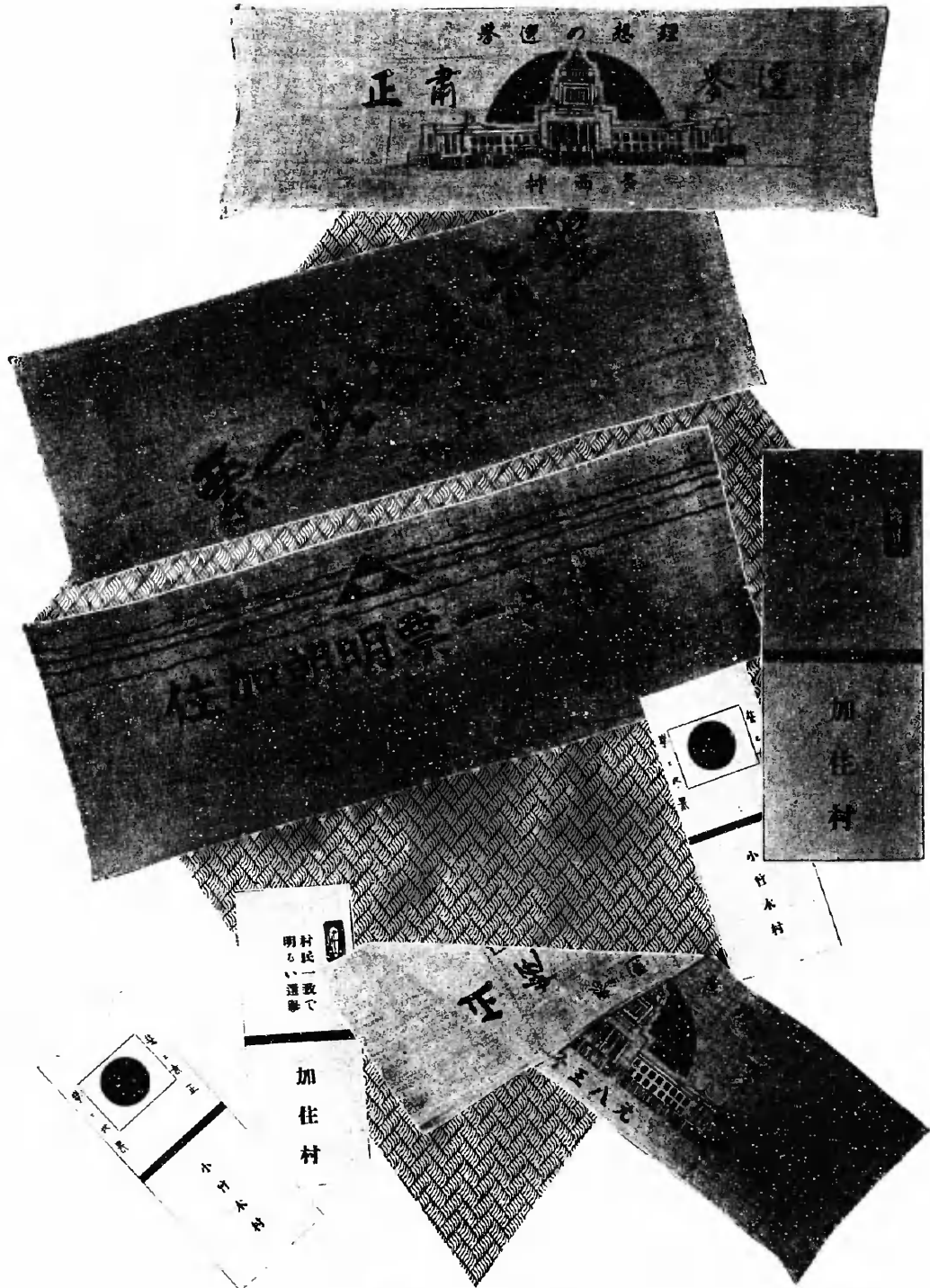
明治正議

1743-2



肅正メダル及リボン

1743-3



正南手紙



肅 正 湯 呑

第一編 總論

今春三月の東京市會議員總選舉を皮切りに、管下の大部分に亘つて行はれる町村會議員總選舉を目標として、選舉肅正運動に大奮の活動を續けて來た本府選舉肅正實行部は、三月三十一日突如衆議院解散の報を受くるや町村會議員選舉は既に告宗濟のものを除く外は悉く衆議院議員の總選舉後に繰延ぶるとして、取敢えず當面した衆議院議員總選舉を目標とす。肅正運動に全力を傾倒することとなつたのである。

ところが四月三十日の總選舉まで、剩す所僅かに一箇月、此の短期間に如何にせば最大の効果を收め得るかが我等は謀せられた最も大きな課題であつた。

此の課題に答へる爲に、先づ四月七日を期して本府選舉肅正委員會を召集して之に其の實施方策を諮問することになつたのであるが、取敢えず應急の措置として、立看板三千百本及「解散に際し府民各位に告ぐ」なるビラ百萬枚を注文して、出陣の體勢を整へたのであるが、四月一日早朝から府廳舎並に警視廳舎屋上には、「模範選舉は東京から」「聖旨奉答此の二票」のアドバルーンを掲げて肅正の第一聲を揚げたのである。

「模範」に印刷したビラは二日府下の各小學校兒童の手を通じて、至有権者に配付し、總選舉に臨む一般府民の心構へを強調し、他方各市區町村長に對し内務省通牒の趣旨を移牒して今次運動の方向を指示した。起へて七日、豫定の通り東京府選舉肅正委員會が招集せられ、知事より「現下の時局に鑑み今次の衆議院議員總選舉を目標とする肅正運動をして最も有効適切ならしむべき方策如何」との諮問が發せられたのであるが、委員會は慎重審議の結果即日「今次の運動に於ては更に一層趣旨の徹底を圖り之を府民の自主的運動に迄發展せしめ眞に官民相携へて理想選舉の實現に邁進するの必要ある」旨の答申をなしたのである。

そこで本府選舉肅正實行部では、此の答申の基礎方針に基き運動の實施方策を決定したのである。

先づ九日には市區町村長會議を、次で十日には各市區町村選舉肅正主任會議を招集して、茲に全く今次の肅正運動の陣容整備を見たのである。

一方廳内の各部課長を始めとして、警視廳幹部、管下各警察署長、府立中等學校校長と、種々實施方策を協議し、其の協力を要望した外、今般の選舉肅正委員會の答申中基礎方針として新に強調せられた自主的運動の氣運を醸成すべく、各種婦人團體の幹部、府政記者團、各種同業組合代表者、各新聞社編輯長、放送局幹部等と夫々各別に懇談を遂げ協力を要望したのであるが、各方面共非常な熱意を示し宛かも響の音に應ずるが如く、翕然として自主的運動を開始し、肅正運動の趣旨の普及宣傳に將又棄權の防止に、眞摯な努力を續けられた爲極めて顯著な効果を擧げ得た事は、今次運動中特筆すべき一大收穫であつた。

大で十三日には、日比谷公会堂に於て、中央聯盟及東京市との共同主催の下に、選挙正大講演會を開催した處、當日の講演者が總理大臣、内務大臣、檢事總長と云ふ當代隨一の録々たる顔觸であつたので、一時からの開會と云ふに早くも午前十時には公會堂の前に饜饉長蛇の列を作ると云ふ有様で、開會三十分前に満員の廣告を出して數百名の入場を御断りする程の盛況であつた。

林總理大臣、河原田内務大臣、泉二檢事總長は何れも来るべき総選挙に臨む政府當局並に取締當局の毅然たる態度を宣明せられ、官民相携へて選挙運動の徹底に邁進し、名實共に理想選挙の實現を期すべきことを絶叫せられたのである。一方同日府知事は「衆議院議員の総選挙に際し府民各位に告ぐ」なる告諭を發表して府民の覺悟を促す處があつた。

更に各市区町村長に對し運動費用の補助金支出方の通牒を發し、各市区町村に於ては、本府實行部と相呼應し他方又民間の自主的運動と相俟て、三種三方面より上下縱横に、運動を交錯差差せしめ、以て府民の細深部に迄選挙趣旨を滲透徹底せしむることを企圖したのである。

十六日より以降七日間を選挙正強調週間とし府下一圓に垂幕、横幕、立看板、氣球、提燈、各種ギョウキ等を出出し、た外街頭目貫の場所に選挙正塔を施設し、百貨店のショウウィンドウには種々の選挙正に因んだデコレーションが施され、湯屋には選挙正暖簾が下げられ、映畫館ではスライドで選挙正標語を映寫し、理髮業者は胸間に選挙正標語を佩用し、市内の騒々場の大衆食堂では選挙正レコードが道行く人の耳を打ち、空には選挙正ネットを曳いた飛行機が亂舞し、街頭には自動車に打乗つた移動講演隊が辻々を馳驅し、選挙正電燈の飾られた下を青年團のラッパ鼓隊及小學兒童の旗行列が行進し、白樺委甲斐、しん婦人團員が双頬を紅潮させて街頭宣傳に大奮の態だ。

斯くて府下は全く選挙の二色に塗り潰され、一週間に亘つて絢爛たる選挙繪巻が次から次へと繰り展げられたのであつた、中流瀾漫たる櫻花を配した湯屋暖簾は折柄の春陽に照映えて花見に雑踏する人々の目を惹いた。此の頃に至る各新聞社は、一段と熱を加へ各社懸筆を揃へて色とりどりの選挙ニュースの報導に紙面を埋め、放送局は連日繼續して選挙の豪華放送を爲し選挙正氣分を全管下に撒き散らした。

此の時に當り、二十一日午後二時より府下各市区町村選挙正實行委員聯合大會を日比谷公會堂に於て開催し、河原田内務大臣、鹽野司法大臣及田澤中央聯盟理事長等の熱誠なる講演は満場に大きな感激を與へた。終て街頭行進を行ひ宮城前大廣場に集り、萬歳を三唱し、更に代表者二百名は、選挙正幕を纏つた自動車五十臺に分乗、明治神宮に參向して選挙の祈願祭を行つた。

引續き二十三日より一週間を乗権防止週間として専ら乗権防止の宣傳に全力を注ぐこととなつた。先づ劈頭、日比谷公會堂に於て婦人團體主催の下に選挙正婦人大會が開催せられ満堂の參會者は「人を選べ、主張を選べ」「母こそで選挙を育てませう」の標語を眞向に發して、選挙正の家庭化を高唱、大に非常時婦人の意氣を天下に示

した。

斯くて、選挙前正運動も漸く最高潮に達したのであるが、掉尾の大活動として府民の注目を惹き煽が上にも選挙氣運をそそつたのは、選挙前日並に當日に於ける各種婦人團體、女學生及小學校兒童の街頭宣傳であつた。其の可憐眞摯なる運動は實に涙ぐましいものがあつたのである。

大略以上の如き経過を経て四月三十日の大詰に達したのであるが、此の間に於て本府實行部に於て作製配付した宣傳物の主なるものは、ピラ四種二百六十萬枚、立看板九千三百本、暖簾三千五百張、胸間マーク二種六萬五千個、ポスター三萬枚兒童配付用鉛筆百萬本、戸票百四十萬枚、肅正の歌三萬二千五百枚、垂幕、横幕等約四百餘等であるが、此の外各市區町村に於ては各管内の實情に應じて種々特色ある宣傳物を作製したのであつて、其の内肅正塔の如きは約二百の多きを算した状態で、其の努力の程は想像に難くないのである。

斯くして三旬に亘る白熱的な運動の後に執行せられた總選挙の成績は果して如何であつたらうか、頭初極めて低調を傳へられた府民の總選挙に對する關心も、縦横無盡に張り回らされた肅正運動網の強化擴充に伴れて、漸次高潮を來したのであるが、蓋をあけられた選挙の結果は、棄権率三割七分七厘と云ふ高率を示し、前回に比し約一割の増加を見た事は誠に遺憾に堪へない處である。

然しながら、今回の棄権率増加は全國的の傾向であるばかりでなく、就中大都市に於て此の傾向が顯著であつて、東京、大阪、名古屋及神戸の大都市は、何れも一割以上の増加を示して居るのである。

此の原因は種々あるであらうが、選挙當日が恰も晦日に當つて居て商工業者の多忙な日であつた事は見逃し難い一原因であらうと思はるる外住居不明のため入場券を交付することの出来なかつた者が、東京市内で十一萬四千人にも上り、この數が有権者總數の約一割にも達して居ることを併せ考へるならば、人口移動の劇しい大都市に於てしかも季節的移動の後を受けた總選挙であつた點などを思ひ合せて此の程度の棄権率は又已むを得ないことと思はれる。

選挙犯罪も未だに惡質犯罪が其の跡を絶たず、かなり多數の違反事件が逐次摘發せられて居る實情であつて、必しも肅正選挙の實を謳歌することが出來ないのであるが、然し一般府民の選挙觀念が次第に昂まり、實彈戦より言論戦へ、情實より人物本位へと漸次顯著なる移行を見せつゝあり、選挙費用が著しく低下を來して居る事實は、何れも選挙前正運動の成果として誰人も之を是認し肯定する處であらう。

固より僅々三旬に満たぬ短期間の運動であり、從て如何にせば此の短期間に於て最も効果を擧げ得るかと云ふ點に付ては種々の意見があることであらうし本府としても今少し假すに時日を以てしたならばと云ふ遺憾の點も尠からず其處に本府の實施した方策に就ても色々の角度から色々の批判もあることと思はれるが、兎もあれ選挙陣營に不眠不休の活動を續けた者は一人残らず此の國家的大運動に、殉ずる底の精神を以て全力を擧げ、全能力を傾けて理想選挙の實現に邁進したことは、

以て自ら顧するに足ると信ずるのである。幸にして此の熱意が府民各位の絶大なる共鳴を得て、各方面より期せずして熱誠なる自主的運動が力強く擡頭した事は今次運動の一大成果であり一大收穫であつた事を堅く確信するものである。

...

...

...

...

...

...

...

...

第二編 選舉肅正運動の機構

一、機構

本府選舉肅正運動に關する機構は大體次の如くである。

—選舉肅正委員會

東京府知事

—選舉肅正實行委員會聯合會

—選舉肅正實行部

—市區町村長

—選舉肅正員

—支廳長—村長—選舉肅正實行委員會

二、東京府選舉肅正委員會

昭和十年五月勅令第一〇號選舉肅正委員會令に基き同年十一月組織せられた東京府選舉肅正委員會は本府に於ける選舉肅正運動の根本方針に對する府知事の諮問に應ずる本府選舉肅正運動機構中最も重要な機關である。其の職員次の通り。其の他の運動に關する機關に付ては「東京府第二次選舉肅正運動の概況」に詳細記述しあるを以て之を省略することとした。

東京府選舉肅正委員會

昭和十二年五月一日現在

會長 東京府知事

副會長 菅原謙吉

委員

一 香 衆議院議員

正三 堀山 一郎

二 香 貴族院議員

正四 津 義 鎔

三 香 選舉肅正中央聯盟

正五 堀 切 善 次郎

四 香 貴族院議員

正六 堀 切 善 次郎

四 香 東京工場協會長

大 塚 榮 吉

五 香 東京府小學校校長

從六 上 沼 久 之 丞

六 香 衆議院議員

從三 親 母 木 桂 吉

七 香 東京商工會議所

正二 鶴 見 左 吉 雄

八 香 淺草寺貫主

大 森 亮 順

九 香 東京日日新聞社

正一 岡 實

一〇 香 早稻田大學總長

五 田 中 穂 積

一一番	東京帝國大學教授 (職員)	正四	横山政道
一二番	東京府信用購買 販賣聯合會會長	正四	立石知滿
一三番	東京府議員	正四	安部磯雄
一四番	東京府議員	正三	牛塚虎太郎
一五番	東京府議員	正三	山道襄一
一六番	東京府議員	正三	丸山鶴吉
一七番	東京府議員	正三	白戸牛次郎
一八番	東京府議員	正五	藤岡良敏
一九番	東京府議員	正五	野間清治
二〇番	東京府議員	正五	高野源進
二一番	東京府議員	正五	岩浪光二
二二番	東京府議員	正五	今松治郎
二三番	東京府議員	正五	佐代龍彦
二四番	東京府議員	正五	松永東
二五番	東京府議員	正五	内田秀五郎
二六番	東京府議員	正五	吉田光長
二七番	東京府議員	正五	
二八番	東京府議員	正五	
二九番	東京府議員	正五	
三〇番	東京府議員	正五	

幹事	東京府總務部長	從六	床次徳二
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	廣橋眞光
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	富村嘉兵衛
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	坂田隆三
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	鈴木匡
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	板倉勉一
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	竹内茂雄
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	丸山茂雄
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	長谷川一
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	石毛勇司
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	松原一彦
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	長門三造
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	吉原眞彦
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	長澤則彦
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	小松仁
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	武本太郎
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	河野富一
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	谷川昇
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	高村久治
東京府總務部長	東京府總務部長	從六	利根川榮藏

第三編 運動の経過

第一章 會 議

一、開會會議

一、日時 四月六日午前十時

二、會場 知事室

三、出席者

知事、總務部長、地方課長

外各部長、課長

四、議事

(一) 知事ヨリ今次ノ選挙適正運動ニ付テハ職員一致協力セラレタキ旨ノ訓示アリ

(二) 廣橋地方課長ヨリ今次選挙ノ方針設置施設等事項ヲ説明協力ヲ要ス

一、選挙適正委員会幹事以下打合せ

一、開催月日 昭和十二年四月六日午前十時半

一、開催場所 新館會議室

一、出席者氏名 別記ノ通

一、議事

四月七日開催ノ委員会提出ノ諮問並ニ答申案ニ付基選挙ラ字句ノ修正ニ當ル

選挙適正委員会幹事以下打合せ

幹事	床次 徳二	幹事	廣橋 眞光
書記	島村 憲兵衛	書記	堀 隆三
書記	鈴木 匡	書記	竹内 虎雄
書記	板倉 豊一	書記	竹内 虎雄
書記	丸山 茂	書記	竹内 虎雄
書記	松原 一彦	書記	長門 眞三
書記	栗山 鹿造	書記	長瀬 四彦
書記	小松 仁	書記	谷川 昇

三、第六回選挙適正委員会會議録

一、開催日時 昭和十二年四月七日午前十時半

一、會場 東京市参事會室

一、出席者 別記ノ通

一、開會 十一時五十分

一、配付書類 別記ノ通

一、議事

○議長(告知事) 開會ニ當リマシテ私カラ一寸御挨拶申上ケテ置キマス、先般議會ノ解散ガアリマシテ、ソレニ伴ヒマシテ此三十日ニ衆議院議員ノ總選挙ガ行ハレルコトニナツタリテアリマス、此衆議院ノ總選挙ノ目的ト致シマシテ、此際大々的ニ選挙適正ノ運動ヲ起スベキ時デアルト考ヘマス、ソレニ此際運動ノ方策其他ニ付キマシテ皆サンノ御高見ヲ拜聴致シタリト思ヒマシテ、本日才集リテ願フタヤウナ次第デアリマス、此等御多忙ノ際ニ御捕ヒテ御参集ヲ戴キマシタコトニ對シマシテ、深ク御禮ヲ申上ケル次第デアリマス

選挙適正運動ニ付キマシテハ、色々世間ニ批評モアルベウデアリマスガ、併シ立憲治下ノ國民ニ對シマスル政治的ノ啓蒙運動トシマシテ、劃期的ナル效果ヲ果ゲマシタコトニ對シテハ、何人モ異議ノアル所デアラド思フノデアリマス之ニ依リマシテ國民ノ政治的ノ自覚ガ呼ビ覺サレマシテ、相當ノ成績ヲ得テ居リマスコトハ、世人ノ了承シテ居ル所デアラド思フノデアリマス、此際第一層此運動ニ付キマシテ、前ニ引續キマシテ此運動ヲ盛ニシテ、此目的ヲ達成スルヤウニ努メテ行キマスナラバ、總テハ本當ノ理想ノ立憲政治ト云フモノガ確立サレル時期ガ到来スルノデアラド思フノデアリマス、今日マデ色々ナ運動ニ付キマシテ特ニ世間ニ言ハレテ居リマス點ハ、兎ニ角天降リ式ナヤリ方デハナイカ、役人ダケガヤツテ居ル運動ノヤウニ考ヘテ居ル所デアラド云フキウナ點ガ非常ニ世間ニ非難サレテ居ルノデハナイカト思フノデアリマシテ、ドウカ

シテ國民全體が自主的ニ此運動ヲヤルヤウニ、其考が獨々マデ徹底シマシテ、本當ノ意味ニ於テ名實共ニ官民一致ノ全國的ナ運動トシテ、其效果ノ上ルヤウニシテ行クコトガ最も必要ナヤカト思フアリマス、今度ノ衆議院議員ノ選挙ニ當リマシテ真正運動ヲキルニ付キマシテモ、此趣旨カラ何等カノ方策ヲ考ヘテ行クコト云フコトガ必要アルヤウニ私共考ヘテ居リマス、是マデ色々度重リマシテ真正運動ノ色々ナ效果ニ付キマシテ、皆方々見聞サレマシタ所、御考ニナリマシタ所一ツ御話下サツテ——從來トモ色々御答申ヲ戴イテ居ルノデアリマシテ、運動方策トシマシテハ或ハ之ニ盡キテ居ルト申スコトモ出来ルカモ知レナイカト云フアリマス、更ニ今マデノ御経験ニ徴サレマシテ、一ツ御高見ヲ此際存心スルコトガ出来マシテ、之ヲ今度ノ運動ニ具體化シテ行クヤウニシテ、一ツ御挨拶申上ゲマス

委員ノ方及ビ其趣ノ異動ノ報告ヲ一寸申上ゲテ置キマス

○**理事(廣橋地方議長)** 東京府ノ町村会長ノ岩波サンが御道クナリニナリマシタノデ、代リニ委員ニナラシメマシタ、ソレカラ林サンが御経験ニナリマシタノデ、安部サンが御経験ニナリマシタノデ、川野サン、役員デアリマシタ東京府議長ニ吉田サンが御ナリマシタノデ、委員ニ御願致シマシタ、市會議長デアリマシタ森サン、代リニ松本サンヲ御願シマシタ、ソレカラ理事ノ申付サンが退官サレマシタ、以上御報告申上ゲマス

○**議長(告知事)** 経過ノ状況ヲ一寸御話申上ゲマス

○**理事(廣橋地方議長)** 昨年ノ九月二十一日ニ本日ノヤウナ委員会ヲ開催シマシテ、其際ノ御答申ヲ基礎ト致シマシテ、市區町村會議員ノ總選挙ヲ目的ト致シマスル選挙真正運動ノ實施方策ヲ決定致シマシタ、之ヲ各市区町村ニ當テマシテ通達サセシマシマス、ソレヲ大別シテ申シマスルト、即チ御答申案ニモアリマシタ通りニ、第一トシマシテハ、市区町村民ニ對シ自治政ニ對スル關心ヲ深カラシメルコト、第二トシマシテハ、優良議員ノ選出ノ容易ナラシムルコト、第三トシマシテハ、案權防止ニ努力スルコト、以上ノ三點ニ特ニ重點ヲ置キ、第四トシマシテハ、是等ノ點ニ付キマシテハ、各市区町村ノ自主的ノ運動ニ御委ニ致シマシテ、府、縣廳ニ於キテハ専ラ之ヲ贊助スルト云フヤウナ立前ヲ執ツテマシタノデゴザイマス、尙ホ府ニ於テモ色々ナ御費ノ一部ヲ補助致シマシタ也、或ハ講演會トカ、或ハ政費會ノ開催ヲ各方面ニ行ヒマシタシ、尙又各戸ニ——是ハ主トシテ悉部デゴザイマスルガ、真正標札ヲ

配布シタノデゴザイマス、是ハ氏名ト番地ヲ入レルニ枚ノ標札ヲ作り、ソレヲ各投票所ニテ預ヒマシテ、其兩側ニ燒印デ「自治振興」ト云フト、「選挙真正」ト云フノヲ捺シマシテ、一方ニ於テハ色々郵便物ノ配達其他ノ便利ニナルヤウニ、又一方ニハ選挙真正ノ趣旨ノ徹底ニモ資スルト云フ意味ニ於キマシテ、真正標札ノ配布ヲ致シタノデアリマス、ソレカラ自治振興會話ノ活用ヲ致シマシテ、是ハ只今後ロニ持ツテ参リマシタガ、各部落方面ニ實際ニ行ハレマシテ、分り易ク自治振興ニ關スル話ヲ聞イテ貰フト云フ意味ニ於キマシテ、方々デソレヲヤツテ相當ノ成績ヲ果ゲテ居ルノデゴザイマス、是等ニ依リテ、各町村ノ最低部ニマデ所謂選挙真正、自治振興ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ツタ次第デアリマス、又一方各市区町村ニ於カレマシテモ、色々ソレノ實施ニ即シマシタ所ノ方法、手段ヲ執ツテ策キマシテ極力此運動ヲ實施サレ、又將來モ實施シテ策定ニナツテ居リマス、昨年ノ十月三十一日ノ北多摩ノ谷保村ヲ初メト致シマシテ、十一月二十七日ニ新區ノ區會議員ノ選挙ガアリマシタ、又此三月十六日ニハ東京市會ノ選挙モゴザイマシタ、尙又四月一日マデニ市二十六區三十六町村ニ於キマシテ總選挙方行ハレタノデゴザイマス、是等ノ全體ニ互リマシテ相當ノ成績ヲ收メラレタコト考ヘテ居ル次第デアリマス、簡單ニ今マデノ経過ヲ御報告申上ゲマス

○**議長(告知事)** 會議ヲ始メマス前ニ議事録署名員ヲ私カラ御指名申上ゲテ置キタイト思ヒマス、十九番ト二十四番ニ御願致シマス

次ニ御手許ニ送上ゲテアリマス諸同ノ第六號議案ノ御審議ヲ御願致シマス

〔廣橋理事朗讀〕(諮問別記ノ通)

○**議長(告知事)** 之ニ付キマシテ何カ御意見ガアリマシタラ御發表願ヒマス

○**二十五番(岩波委員)** 一寸御尋シマスガ、選挙真正ニ付テハ從來モ色々ヤツテ來タノデアリマスガ、今度又新シクヤルト云フノデスカ

○**議長(告知事)** 選挙真正運動ハ實ハ或ル時機ニ打切ルト云フヤウナ問題モ前ニアツタカノヤウニ聞イテ居リマスガ、今度ハヤハリソレヲ紛ラハシクナイヤウニ、真正運動ハ真正運動トシテ呼掛ケテ行カフト云フヤウニ考ヘテ居リマス選挙真正ノ問題ニ付キマシテ何ナリト御意見ガゴザイマシタラ、此際御發言ヲ願ヒタイト思ヒマス

○**九番(岡實委員)** 選挙真正ノ大體ノ方針ニ付テハ、内務省ニ於カレテモ一昨年以來幾々通達ヲ發セラレテ居ルヤウニ承知致シテ居リマス、今回モ略々同様ノ方針ノ下ニ、内務省ノ方デハ道府縣各市区町村ニ真正ノ目的ヲ達成スベク御施設

二六、二七、想像教育シマス。

前二示サレテ出正方針ヲ熟讀シテ見マスト、大體恒久的ノ施設、ソレカラ現
實ノ取極ニ對スル施設、此二ツニ分テ居ルカトモ在ズルデアリマスガ、今度
御審問ニ於テマシタカハ、察スルニ此第二ノ、即チ現下ノ時期ニ應ジテ今度
兼議院議員總選舉ノ目標トナルト云フコトニナツテ居リマスガ、ヤハリ第二
ノ場合ニ即チ當局、富田ノ總選舉ニ對シテ、モウ云フヤウイカレバ宜イカト
云フコトガ、御審問ノ主眼デアラウカト考ヘルノデアリマス。

此等ノ議スル前ニ本員ト致シテ云フハ、次ノコトヲ長官ナリ、又關係部長カ
ラ御考テ水ツテ置キタイト思フノデアリマス。ソレハ他ノモアアリマスガ、前
回ノ内務大臣ノ通牒ニハ、恒久策トシテ斯ウ云フコトガ揚ゲラレテ居ル、即チ
市町村選舉修正委員會及ビ部落又ハ町内會議會ノ普及發達ニ力ヲ致シマスト云
フ。又モガ書イテアリマス、無論此事ハ前同ノ選舉ニ御實行ニナツタコトト
思フデアリマスガ、其御實行ニナツタ大體ノ様子及ビ其效果ニ關スル御判斷
ヲ第一ニ水ツテ置キタイノデアリマス。

第二ハ、内務省ハ選舉修正ノ基本トシテ公民教育ノ普及、公民道ノ確立振作
ト云フコトヲ非常ニ強調サレテ居ル、公民道トシテハ德操ヲ涵養シナケレバナ
ラスト云フコトヲ最も強く唱ヘテ居ラレキヤウニ考ヘマスガ、此點ニ付テ東
京府當局ハ從來ト違フタドウ云フ特殊ノ施設ヲ爲サタカ、即チ選舉修正ノ
根本精神培養ノ爲ニ教育方面ニ付テドウ云フ御施設ガアツタカ、此事モ承知シ
テ置キタイト存ジマス。

尙又只今會長ノ御話モアリマシタ通り、民間ノ各種團體ト致シマシテハ、即
チ中央聯盟モ出來テ居ルコトデアリマスガ、前同ノ選舉以來此中央聯盟トドウ
云フ風ヲ協力、如何ナル點ニ於テ共同ノ施設ヲ爲サレマシタカト云フヤウナ
コトニ付テ、最後ニ御話スルコトガ出來レバ幸ヒト存スルノデアリマス。

○標準(廣橋地方課長) 只今御話ガコゾイマシタ所留内務省ノ答申ニ基ク協力ナ
リ施設ニ對シテドウ云フヤウナコトヲシタカ、初メニ所留内務省ノ答申ニ基ク
協力ナリ施設ニ對シテドウ云フヤウナコトヲシタカ、初メニ所留部落トカ町内
會トカ、サツ云フモノノ活用ト云フ御話ガコゾイマシテ、ドウ云フヤウナ判斷
シテ居ルカト云フヤウナ御話デアリマシタ、是ハヤハリ所留地位ノ單位デアリ
マス所ノ町内會、町會ニ於キマスル所留部落ノ範圍ニ直ツテ出正ノ實行圖ラナ
ケレバナリマス、斯ウ云フヤウナコトガ從來ヨリモ一ツ過ミイマシテ、大キナ疎
慢會ト云フヤウナ所謂大衆のサモノトナシニ、モウイカレバ部落ノ單位ト

シテヤウナ所謂部落單位ト云フヤウナモノニ相當主力ヲ注ギマシタ、ソレニハ
最近ノ市町村會議員選舉單位ト致シマシテハ、先程モ一寸申上ゲマシタヤ
ウニ、所謂選舉修正ノ範圍ヲ中心ニシテ、極ク碎ケテ話モシ、納得モサセテ、
自分モヤラナケレバナリナイノガト云フ氣持ニ仕向ケルヤウニ、部落ノ單位ニ
相當ノ程度ヲ圖ツテ居ル次第デアリマス。

ソレカラ次ニ公民教育ノ普及確立ト云フヤウナ問題ニ付キマシテハ御話モ
ザイマスガ、是ハ選舉修正運動ノ根本的ノ問題ト致シマシテハ、先程モ一寸申上
教育ノ徹底ニ關スルノデゴザイマス、併シナガラ理想ハ理想ト致シマシテモ、
中々ソコモ行キテモスノニハハ色々ノ階段ヲ經ナケレバナラナクハ所アリマシテ
當局ニ於キマシテハ從來各市區町村毎ニ三十名宛ノ實行委員ト云フモノヲ御
シマシテ、相當ノ地位ニアル方々ニ中心ニ次ツテ兼キマシテ、指導シテ兼キマ
シテアリマスガ、ソレダケデハドウシテモ十分デナイノデアリマシテ、其實
行委員ノ外應團體ト致シマシテ、庶正員ト云フ廣イ意味ノ外應團體ヲ御願致シ
マシテ、ソレハハ各青年團モアリバ個人團體モアルト云フヤウニ、廣範圍ノ方
々ニ庶正員ニナツテ兼キマシテ、公民教育ノ普及徹底ト云フコトニ一層ノ御
力ヲ願ヒタイト考ヘタ次第デアリマス、尙又小學校児童或ハソレヨリ上級ノ生
徒ニ對シマシテ、公民教育ノ徹底ノ爲ニ色々ノ手段ヲ講ジマシテ、相當公民教
育ノ趣旨ノ徹底ニ效果ガアツタノデハナカラウカト思フテ居リマス。

最後ニ中央聯盟ト關保デゴザイマスガ、是ハ政府トシテハ又地方團體ト
テ時々或ハ角ガ立ツト云フヤウナコトモモソレ依ツテアルノデアリマシタカ、
サウ云フヤウナ時ニハ外務省ノ各體アル所ノ中央聯盟ト協力致シマシタカ、色々
ナ趣旨ノ徹底、或ハ「パンフレット」デアリマスガ、或ハ「レター」デアリマ
ストカ云フモノヲ配付致スコトニ協力致シテ居リマス、更ニ又講演會ト云フヤ
ウナモノヲ色々致シマシテ、相共ニ所謂官モ民モ、又其中間ニアル者モ一緒ニ
ナリマシテ、凡ニル方面カラ色々ノ運動ノ完全ヲ期シタカ、斯立ツヤウナ意
味ヲ以テマシテ中央聯盟ト連絡致シテ居ル次第デアリマス、特ニ最近ノ市會議
員ノ選舉等ニ於キマシテハ、中央聯盟ノ息ノ非常ニ掛ツテ居リマス所ノ愛市聯
盟ト云フヤウナモノトモ連絡ヲ取リ、其他ノ民間ノ同業組合等各種團體ノ自發
的運動ニ依リ進正運動ト云フモノガ、從來ト違フタ形ヲ以テマシテ、相當成績
ヲ得タノデハナカラウカト考ヘテ居リマス、以上簡單ニ申上ゲテ置キマス。

○議長(岩崎知事) 今同サンカラ御話ノアリマシタ公民道ノ確立問題ニ付テ何カヤ
ウナコトガアリマスガ、

九

○十八番(白戸委員) 選挙適正ノ爲ノ公民教育、只今廣く議長カテ御話ガアツタノデアリマスガ、從來社會教育ノ方法トシテハ、大體青年學校、青年團等ヲ中心トシマシテ、公民的ノ訓練ヲヤリ、又一方成人教育ト言ハレルノデアリマスガ、是ハ文部省ト協同シマシテ、成人講座ヲヤリ、ソレカラ又工場方面ニ對シマシテモ此教育ヲヤツテ行ク、デ今年度ハサウ云フ方法ヲ段々強化シテ參ワタノデアリマスガ、特ニ今年度カラハ是等ノ施設ヲ一層擴充シマシテヤツテ行キタイト考ヘマシテ、相當豫算モ増額シテ居リマス、段々サウ云フコトモ御答覆ニ副ビ得ルト思ヒマス

○九番(岡委員) 十八番カラ御答覆ヲ御話デシタガ、尙ホ此際何ツテ宜キタイト思ヒマスコトハ、所謂根本的ナ場合デアリマスルガ、併シ今同ノ選挙適正ニハ非常ニ重要ナル點デアルノハ、公民道ノ振作ト云フコト、ソレカラ自由主義或ハ其裏ニアル所ノ個人主義若クハ自治主義ト云フヤウナモノト、現在ノ富強ノ趨勢ハ此處デ私ガ申上ゲルマデモナク極メテ分ツテ居ルノデアリマスルガ、自由主義公民道或ハ自治主義ト云フヤウナモノト、現代ノ時局ヲ貫イテ居ル所ノ一種ノ精神、是トノ關係ニ付テドウ云フニ御覽ニナツテ居ルカ、公民道ノ振作上、サウ云フ疑問ガ察スル所可ナリ青年ノ間に起ツテ居ルノデヤナイカト思フノデアリマス、隨テ見方ニ依ツテハ選挙ト云フヤウナモノヲ前ニ輕視スルヤウナ傾向ガ生ジヤシナイカト、本員ノ如キハ實ハ心配シテ居ル一人デアリマス、サウ云フ點ニ付テ部長テンナリ又長官ナリノ御意見ヲ何フコトガ出来レバ仕合セデアリマス

○十八番(白戸委員) 御承知ノヤウニ現代ニハ只今御話ノヤウナ一種ノ精神ガ注レテ居ルト思ヒマス、デ青年ノ中ニハカウ云フヤウナ點カラ選挙ヲ輕視スルヤウナ者ガアルカモ知レナイト思ヒマス、併シ之ニ對シマシテハ自由主義ノ立場カラデハナク、我國ノ法定憲法ノ精神カラ、此立憲的ノ精神ト云フヤウナモノヲ非常ニ高調シマシテ、自由主義ニ強セズ、又一種ノ今流レテ居ルマシ思想ト云フヤウナモノニ對シマシテハ、十分警戒シマシテ、其中道ヲ行クヤウニ指導シテ行キタイト思ヒマス、欽定憲法ノ精神ニ依リマシテ、立憲自治ノ精神ヲ高調シタイト思フテ居ル次第デアリマス

○議長(館知事) 他ニ御發言アリマセヌナラバ、實ハ餘事ノ方デ是ラカ調査ヲシマシタモノガアルノデアリマス、御參考マデニ御座リ申上ゲタイト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○七番(鶴見委員) 兼キマス

○議長(館知事) ソレレハ一ツ御座リ兼キマス、一應餘事ノ方カラ御座リセルコトニ致シマス

〔廣務事務朗讀〕

答申ニ案

昭和十二年四月七日諭第六號ヲ以テ御諮問ニ係ル事項左記ノ通及答申候也
昭和十二年四月 日

東京市選挙適正委員長 廣務事務局長

東京府知事 廣務事務局長

一、一般府民ノ選挙ニ對スル觀念ハ從來實施シ來リタル選挙適正運動ニ依リ相當啓蒙セラレタリト雖モ今次ノ衆議院議員選挙ヲ對象トシテ適正運動ニ於テハ更ニ二層其ノ趣旨ノ徹底ヲ圖リ之ヲ府民ノ自主的運動ニ迄發展セシムルニ官民相携ヘテ理想選挙ノ實現ニ邁進シ以テ衆議院ノ下政治ノ中心タルハ實ヲ顯揚セザルベカラズ

之ガ目的達成ノためニハ從來ノ選挙適正運動ノ實踐ニ對シテ過般啓蒙申シ及地方策中有致ナリト認メラルルモノハ悉ク之ヲ實施スルハ勿論ナルモ特ニ左ノ事項ニ重點ヲ置クヲ適切ナリト認ム

第一 基礎方針

- 一、一般府民ノ選挙適正ニ對スル自覺ヲ促進シ之ヲ自主的運動ニ迄發展セシムル爲各方面ノ理解アル協力ヲ要スルコト
- 二、第二ノ國民タルヘキ青少年ニ對シ公民教育ヲ一層普及セシムル爲今次ノ總選挙ニ於テ選シテ之ガ運動ニ協力セシムルコト
- 三、選挙適正運動ノ家庭化ヲ一層徹底セシムル爲婦人ノ積極的協力ヲ要スルコト
- 四、府民ノ總意ヲ遺憾ナク反映セシム得ル完整ナル選挙ノ實現ヲ期スルニ非ニ選挙權ハ立憲國民トシテノ義務タル所以ノ自覺ヲ促進スル爲極力業務補助止ニ努ムルコト

第二 實施方策

- 一、大講演會ノ開催
- 二、都市單位ノ講演會開催
- 三、選挙適正實行委員大會ノ開催

- 四、新聞社トノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 各新聞社獨特ノ方法ニ依ル宣傳
 - (ロ) 運貨貨庫事項ノ新聞掲載
- 五、牧送局トノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 畜正ノ夕等関係ニ依ル宣傳
 - (ロ) 運貨貨庫事項ノニュース放送
- 六、興行場ニ依ル宣傳事項
 - (イ) ビスタ、垂幕等ノ掲出
 - (ロ) スライドノ映寫
- 七、各種團體、各種同業組合等ノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 街頭宣傳
 - (ロ) 街頭裝飾ニ依ル宣傳
 - (ハ) 大垂幕ノ掲出
 - (ニ) 騎馬マークニ依ル宣傳
 - (ホ) 暖簾掲出ニ依ル宣傳
 - (ヘ) 交通機關ニ依ル宣傳
 - (ト) 自動車ニ依ル移動講演
 - (チ) 官衙、會社、銀行、工場、大商店等ニ對シテ宣傳防止ニ付協力ヲ求ムルコト
- 八、生徒、児童ノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 簡易ビラノ家庭配布
 - (ロ) 投票箋送ビラノ貼付ニ依ル棄權防止
 - (ハ) 課題事項ニ依ル選舉公正家庭化
- 九、婦人團體ノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 街頭宣傳
 - (ロ) 婦人講演會ノ開催
 - (ハ) 婦正展覽會ノ開催
- 一〇、其ノ他ノ方法ニ依ル宣傳
 - (イ) 選舉公札ノ掲出
 - (ロ) パンフレットノ配布
 - (ハ) 各種宣傳ビラノ配布
 - (ニ) 小票ノ配布

(キ) 立看板ノ掲出
 (ハ) 旗幟、垂幕ノ掲出
 (ト) アドバンスメント
 (チ) 飛行機ニ依ル宣傳
 (リ) 畜正塔ノ建設
 (ヌ) ビスタノ掲出

一、其ノ他適切ト認ムル事項

○議長(告知事) 啓事ノ手許テ忽卒ノ間ニ持ヘタモノデアリマシテ、ホノ御參考マデニ差出シタモノデアリマス、御檢討ヲ願ヒマス。

○啓事(廣橋地方課長) 一寸申上ゲテ置キマス、最後ノ一週間——選舉期日前一週間ニ棄權防止週間ト云フノヤリ、其前ニ大體一週間、畜正強調週間ト云フノヤリ、昨日ヨリテ居リマス、御承知ノ通り五日、地方長官會議ガアリ、昨日警務部長會議ガゴザイマシタ、本日此委員會ニ御出ヲ願ヒマシテ、以上ノ色々ナ會議ニ於キマスル點ヲ直ク御察考ニ御底スル爲ニ、九日警務部長ノ會議ヲヤルコトニ致シテ居リマス。

○二十五番(岩浪委員) 御參考マデニ一寸申上ゲテ置キマス、此間私共ノ所テ選舉ガアリマシテ、此繪話ヲ非常ニ利用シマシテ、投票ハ斯ウスルモノダト云フコトヲ致ヘテ、色々細カイ話マデシタノデアリマスケドモ、千四百アル投票ノ中ニ遠距離投票ガ八票、名前ヲ四名書イタノガ二票、二人ノ名前ヲ書イタノガ七票ト云フ風ニ、區分致ヘマシテモサウ云フ風ナ問題ツタ投票ヲスルモノガアリマス、是等ハマダ選舉ノ概念ガシツカリ入ツテ居ナイカラデアルト考ヘマス、ソレカラ選舉公正ハ非常ニ效果ノアルコトデアリマスガ、唯困ルノハ選舉民ガ候補者ノ選定ヲ知ラナイ、分ラナイノデアリマス、請ノ上手ナ人ハウマク話ヲスル、文章ハ自分デ作ルノカドウカ中々分リマセヌ、本當ニ優良ナ人ヲ當選セシメルニハ、其人ノ人格識見總テヲ能ク知ルコトガ必要デアリマス、私共考デハ選舉民ハ半分以上ハ候補者ノ人格ガ能ク分ラヌノチヤナイカト思ヒマス、本會ノ方ニハサウ云フコトハアリマスマイガ、町村ノ方ノ關係ハ斯様ニナラテ居リマス、代議士ナドモ殆ド農村ニ居リマセヌシ、如何ナルコトヲ都會デシテ居ルカモ分リマセヌ、御參考マデニ申上ゲマスガ、ソレ等ノ點モ御留意願ヒタイト思ヒマス。

○三番(堀切委員) 此案ハ非常ニ色々ナコト、先決レナク精細シテ居ルヤウデアリマスカラ、之ニ對シテハ何等異議ハアリマセヌケレドモ、此間私共ガ民間ノ

府正選給トシテ東京市廳選ヲヤツタ経験カラ考ヘマシテ、此第七ニアリマス「各種團體、各種同業組合等ノ協力ニ關スル事項」此點ニ一此項目ハ是テ結構ナラズガ、一少シカブ入レテ置キマシタナラバ、府正ノ上ニ非常ニ有救デハナカト考ヘマス、各種同業組合等ハ、都部ノ方ハ様子ヲ存ジマセヌカ東京市内ノ方ハ、東京府ノ御監督デ非常ニ能ク出来テ、色々モノガ深山出来テ居ルヤウデス、斯ク云フ府正ト云フヤウナ合ニ對シテ奉仕スル觀念ニ相當燃ニテ居ルヤウと思ヒマス、之ヲ能クコナラノ方デ御尋キニナリマシタナラバ府正運動ニ付テモ非常ニ有力ナル手助けニナリハシナイカト思ヒマスノデ、其事ニ對シテ特ニ力ヲ入レテ策キタイト云フコトヲ希望トシテ申上ゲマス、尙ホ其經驗カラ考ヘマシテ、此中ニ「官商、會社、銀行、工場、大商店等ニ對シテ極防止ニ付協力ヲ求ムルコト」トアリマスガ、ドウモ是マデノヤリ方ハ此點ニ付テ十分徹底シテ居ナイヤウナ感ジガ致シマス、非常ニ大勢ノ人が役所ヤ會社ニ勤勞シテ居ラレテ、選舉ト云フコトニ對シテハドテカト云フト無關心ト云フ程デモナイカモ知レマセヌガ、餘リマダ本當ニ切實ニ考ヘテ來テ居ナイ選舉ヲ輕ク考ヘルト云フヤウナ傾向ガアリハシナイカト心配致シマス、此「チ」ト書イテアリマス方面ニ對シテハ、ドウソ特ニ方法ヲ講ジナカシテ入レテ策キタイト思ヒマス、其事ヲ希望トシテ申上ゲテ置キマス

○七番(鶴見委員) 只今御選シ兼キマシタ答申案ノ内容ニ付キマシテハ、尚ニ甚ク教ニ入り細ニ其ツテ能ク致ベラレテ居ルノデアリマス、是デ結構ダト思フノデアリマスガ、唯此中ニ書イテアル家庭トノ關係、或ハ小兒兒童、學校ヲ利用スルト云フコトニナリマス、從來ノ選舉ノ例ニ依ツテ見マス、何時モ問題ガ起リマスルノハ取締トノ關係デス、區分新ウ云フ方面ニ對シテ理解シタ人が努力ヲスル積リテ掛リマスルケレドモ、勤トモスルト其取締ニ引掛リヤセスカト云フ危險ノ念ヲ持ツノデアリマス、ソレハ取締ニ缺クテ居ル點ガアルカラデアリマスガ、非常ニ危險ノ念ニ驅ラレマシテ、出来ルダケソレヲ差控ヘルヤウナ例ガナイデハナイノデアリマス、ドウモ取締ガ例ガカテ下手ヤツテハ引掛ルコトガアツテハ困ルト云フヤウナコトカラ、成ベクサウ云フ選給カラ手ヲ引クト云フコトガアルヤウニ見聞致シテ居ル、現ニ小サナコトデアリマスケレドモ、政見發表ノ演說會ニ行ツテ見ルト人が集マツテ居ラス、主催者ノ所ニ行ツテ、何時聞クノデスカ、時間ガ來テ居ルガト云フヤウナコトヲ聞イテ、歸ラウトスルト、警察官カラ「お前アスコヘ行ツテドンナ話シタカ」ト色々質問ヲ食ツタノデ、愚圖スルシテハイカスト思ツテ歸ツテ來タ人がアル

此取締トノ關係ヲ餘程注意シテ策キマセヌド、斯ウ云フ方法ヲ御捕ゲニナラズ見テモ、サウ云フ危險ノ念カラシテ實行ガ出来ナイコトニナリバシナイカド云フ感ジガ致シマス、又ソレヲ實行シタ爲ニ後カラ非常ニ厄介ナ問題ヲ起シテ將來選舉ニ惡例ヲ給シ、又將來ノ例ノミナラズ、人が選舉カラ遠ヅカルト云フヤウナコトニナリマシテハ、甚ダ遺憾ニ存スルノデス、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、十分組織ノナイヤウニ願ウ云フ方法ヲ御執リニナルト共ニ、警察ノ方ニ取締ニ對スル徹底十分ニサジテ策クヤウニシテ策キタイト思ヒマス、其邊兩ラニ神ニ操リナント云フヤウナ者カラシテ、選舉カラ手ヲ引クト云フヤウナコトニナリマスドイカスト思ヒマス

○幹事(廣橋地方議長) 一寸申上ゲマス、市區町村會議員ノ選舉ニ當リマシテハ、一般ノ人ノ選舉運動ガドノ程度ニ出来ルカ、暗リドンナコトマデ取締ニ觸レナイテ出来テ居リマス、兼議院議員ヲ對象トシタモノハマダ出来テ居リマセヌガ、是モ出来ルサウデアリマスカラ、出来マシタラ斯ウ云フモノモ差上ゲルコトニナリマス、相當ノ方面ニマテ御配リ出来ルダラウト思ヒマス、少クトモ選舉正ノ實行委員ト云フヤウナ方々ニ對シマシテ、御送りシテ、サウ云フヤウナ心配ナクヤツテ策キタイト思ヒマス

○二十五番(岩波委員) 今御話ガアリマシタケレドモ、法ハ同じ法デアリマスガ、ドウモ取締ガ色々區々デ、甲ノ選査ハ假ニ間違ツタコトヲシテモ、ヨク指導シテ呉レルガ乙ノ選査ハ看板ガ倒レタノヲ起シテハ違反ダト首ツテ脅カシタリスル、今度ハサウデモナカツタガ、選舉ト云フモノハ電氣ノヤウナモノ、デ一寸手ヲ觸レルト直グ引掛ルモノタト云フ感ジヲ與ヘテ居ル、兎ニ角甲ト乙トニ依ツテ取締ガ非常ニ違フヤウナコトガアル、田舎ノ選査ナドハ本當ニ質問スルト答辯ノ出来ナイノガアル、警察ノ方デモ只今ノ御話ノヤウニ親切ニヤルヤウニ指示シテ策カナケレバ、ドンナ間違ツタコトガ行ハレルカモ知レナイト思ヒマス

○幹事(鈴木情報課長) 一寸申上ゲマス、最近數回、府會或ハ市會ノ選舉ガアリマシタガ、過去ニ於キマシテハサウ云フ非難ガ頗ル多クツタノデアリマスケレドモ最近ハサウ云フ立看板トカ、或ハ「ピラ」ト云フヤウナ極ク輕い形式犯ニ付キマシテハ、成ベク違反ヲ摘發スルト云フコトヨリモ、指導のニ是正シテ行クト云フヤウナ方針ヲ執ツテ居ルノデアリマス、ソレニ付キマシテハ私共モ一般警察官ノ指導ニ當ツテ居ルノデアリマスガ、教が多イノデ或ハ例外ガアルカモ知

レナイト思ヒマス、今同ノ選挙ニ於テモ其方針ハ變リハナイイデアリマス、茲
 實犯罪ニ付キマシテハ斷乎トシテ取柄ルコトハ申スマデモナイ、僅儀ノ形式犯
 ニ付キマシテハ、成ベク指導的態度ヲ執ツテ行キタイト思フデアリマス、サ
 ウ云フ覚悟デ一般選考ヲ致シテ居リマス、私共ノ方針ニ違フモノハ行跡
 ヲ執ツテ居ル者ガナイトハ、数ガ多イカテ斷官ノ出来ナイガ、然ラズテハ十
 分ニ私共ノ方ニ御注意願ヒタイト思ヒマス、警察ニ對スル苦情ハ諸君ハ十分
 ハレテ居ルガ、面ト向ツテ告々ノ方ニ持ツテ来ラレルノモ、事情ヲ測ベテ見ル
 ト案外ナノガ随分アリマス、ソレデ此點ニ付キマシテハ一ツ何分ノ御力添テ願
 ヒタイト思ヒマス

○二十五番(岩瀨委員) 是ハ簡單ナ分リ易イ「パンフレット」見タイナモノデ御
 知ラセ願ヒタイト思フ、今夜ハサウ云フコトハ餘リナカッタガ、一番最初ノ選
 舉ノ時ハ酷カッタ。餘程此指導ノ方法ニ付テハヨクヤツテ察カナケレバナラヌ
 ト感ジテ居リマス

○十七番(丸山委員) 多年選挙公正運動ガ繰返シテ行ハレマシタカラ、今警察ノ
 所ヲ御作り願ヒマシタ案ニ付キマシテハ、洵ニ結構ト思フデアリマス、別
 段不潔ハナイノデアリマス、丁度警察總監御前ニ警察當局ノ方御出ニヤツテ
 居ル時デアリマスカラ、此機會ニ一言忠告ヲ申上ゲテ置キマス

選挙公正運動ハ各家運動デアツテ、教育運動デアル、先程來會長ノ御挨拶ニモ
 アリマシタヤウニ、自治振興、國民道ノ確立ト云フヤウナコトヲ最終ノ目的ト
 致スノデアリマス、私共モ此正講演ニ出マス度ニ其點ニハ非常ニ重點ヲ置イテ
 話シテ居ルノデアリマス、ドウシテモ國民ノ自覺ニ促ヨリ仕方ガナイノデア
 リマス、斯ウ云フ風ニ説イテ居ルノデアリマスケレドモ、不幸ニシテ其處マデ
 運送ノ實現ヲ見ルコトハ困難デアリマシテ、一方ニ取締ノ方面ガ徹底シテ居
 リマセマツト、中々真正ノ實ヲ擧ゲテ行クコトハ困難デアリマス、併シ講演等ヲ
 致シマス時ニハ、警察ノ「サーベル」ノ力デ初メテ正シイ選挙ガ出来ルヤウナ
 コトハ國民ノ恥辱デアル、警察トハ全く關係ナシニ正シイ選挙ガ行ハレルコト
 ニ違マナケレバナラヌノダト力説ハ致シマスケレドモ、現状カラ申シマスレバ
 警察ノ手が少シ様ニヤウナ様子ガ見ニマス、相變ラズ懲罰ノ犯罪ガ非常ニ増
 加シテ来ルヤウニ思ハレルノデアリマス、先般三月十六日ニ行ハレマシタ市會
 議員ノ選挙ニ於キマシテモ、先程來警察總監御前ノ御話ニナリマシタヤウニ形式
 犯ハ殆ド御取上ニナラヌノデアリマスガ、今既ニ檢舉サレテ居ル所ノ件數、人
 員ニ於キマシテモ、殆ド全部懲罰ノ買収・運送ノ選挙違反デアルト云フコトハ

選挙公正運動ノ續テテ受リマシタ立前カラ申シ、マカモ海ニ取カシテ事件デア
 ルト思フデアリマス、是ハ候補者ノ數ガ非常ニ多クテ、競争ガ激甚デアルト
 云フコトモソノ影響デアルト思ヒマスケレドモ、昨來來議會其他ノ通ジマシ
 ヲ、人権保障ノ問題ガ非常ニ喧シクナリマシテ、人権保障ノ許スベカラザル
 コトハ勿論デアリマスルガ、サウ云フ聲ガ非常ニ高クナリマス、自然警察ノ
 取締ノ手ハ緩ムダラウツ云フ豫想ヲ致シマシテ、少クトモ今度ハ大シタコトニ
 ハイカヌダラウト云フ豫想ガ、候補者並ニ其周圍ノ運動員ノ中ニアリマシタ積
 果ガ、今度ノヤウナ醜態ヲ暴露スルコトニナラウツ云フアラウト思フデアリマ
 ス、サウ云フ點ヲ私共非常ニ心配シテ居リマシタカラ、實ハ議會ニ於キマシテ
 モ、私ハ司法大臣並ニ内務大臣ニ對シテ人権保障ヲ何處マデモ監督シテ、ナイ
 ヤウニ徹底シテ行クコトハ、是ハ國家ノ體面上必要ナコトデアアルガ、併シ
 人権保障ノ聲ニ怯ニテ選挙取締ノ手ヲ緩メラレルヤウナコトガアツテハ由々シ
 キ大害デアアルカラ、必ズ其點ニ付テハ斷乎タル態度ヲ以テ臨ンデ置キタイト云
 フコトヲ屢ニ繰返シテ、帝國議會ニ於テモ御願ヲ申上ゲタノデアリマス、一昨
 日長官會議ガ開カレ、昨日警察總長會議ガ開カレマシタ時ノ所管大臣ノ御調辭
 ノ模様ヲ承ツテ見マスレバ、其趣旨ガ十分徹底シタ御調辭ニナツテ居ルヤウデ
 アリマス、最近ノ市會議員ノ選挙ノ跡ヲ顧ミテ見マシテモ、荷モ警察ノ手が少
 シデモ緩ムダラウト云フヤウナ豫想ヲ與ヘマス、再ビ懲罰ノ犯罪ヲ非常ニ激
 増致スコトニナルノデアリマス、形式犯ノ如キハ之ヲ看過スルト云フ譯デア
 リマセス、ケレドモ、成ベク是ハ寛大ニ御扱ヒ下サルコトハ勿論デアリマス、シ
 今申サシマシタヤウナ指導的立場ニ立ツテ御ヤリ下サルコトガ必要ト思マス
 ケレドモ、荷モ懲罰ノ買収其他利益誘導等ノモノニ付キマシテハ、何處マデモ
 嚴重ニ取締ルノデアルト云フコトヲ一級ニ徹底スルコトガ、真正ノ實ヲ擧げ
 下サルニ付テ非常ニ必要ト思フデアリマス、勿論關係當局ノ御方針モ其處
 ニアヤウナコトヲ新聞デ承ツテ居ルノデアリマスカラ、手抜カリハナイコト
 ト思ヒマスケレドモ、丁度取締當局ノ方御列席デゴザイマスカラ、サウ云フ
 點ニ付キマシテ、一層府民ニ其事ガ徹底致シマヌヤウニ御配慮ヲ願ヒタイト思
 フデアリマス

ソレカラ序デデゴザイマスカラ申上ゲテ置キマスガ、今警察當局カラモ成
 ベク指導的ノ立場デ、取締ニ當ツテ居ル、殊ニ形成犯ニ付テハサウ云フ風ニ考
 ヘテ居ルト御話デゴザイマシタ、丁度最近選挙ヲ致シマシタ私ノ経験カラ、御
 話ニ出ヨウト思ツテ居ツタノデアリマスガ、其邊ガアリマセヌノデアラマセ

スデシタガ、丁度只今其責任ノ方モ御出ニテ居リマス。カ、二三私ノ感想ヲ申上ルニシテ、概キタイト思フノデアリマス。私共選舉ト云フコトヲ今マデヤツタコトモイザイマセカ、今度初メテ其事務所ト云フモノヲ設ケテ、十一人ノ選舉事務ヲ一ツノ事務所ヲ執リマセヤウナ選舉ガ始マテ以來初メテノコトヲ致シマシタ、私ハ責任者トシテ、勿論選舉事務長ニテアリマセカレドモ、始終事務所ニシテ全體ノコトヲ見守ラテ居リマス。形式上聞途ヲ致シマシタコトハ、數少クナイノデアリマス、ソレガ爲ニ私共市政革新会ノ喧ハカガ、警察カラ始末書ヲ查カサレタ致モ相當ニ上ツタデアラウト思フノデアリマス。皆形式的ノコトデアリマス、立看板ノ檢印ガ落チテ居ツタトカ、或ハ風致區域ニ「オスター」ヲ貼ツタトカ、或ハ配ツタ「ビラ」ノ寸法ヲ間違ツタトカ、全ク是ハ選舉ニ不關レドト相宜研究ハシテ掛ツタノデアリマス。洵ニ研究ノ足ラナイコトハ言ヒナガラ申譯ガナイト思フテ居ルノデアリマス。其中テ私共始終居ルコトハ、警察ノ中デモ非常ニ親切ニシテ聞途ヲ直シテ下サツタ、私共ハ十一人モアリマシタノデ、選舉ノ事務ニ關レタ人ガアリマセカ、ヒドイノハ——コンナコトハ他ノ候補者ニハナカラウト思ヒマス。ガ、地圖ヲ讀メテ、立看板ヲ何處ニ立テレバ宜イカラ地圖ニ「マルク」シテ、事務者ニ立テサスノデアリマス。ガ、現場ニ行クト中野ノ候補者ヲ杉並ニ立テシテ居ツタリ、日本橋ノ候補者ヲ京橋ニ立テシタリ、京橋ガ日本橋ニ立ツテ居ツタリ、コトガ實際上アリマシタノデアリマス、ソレヲ非常ニ親切ニアレハ、皆精ガ達フカラト注意シテ下サツタノデ地理ガ分リマセカラト云フコトデ、早速事務者ヲヤツテ立看板ヲ移轉サセマシタ、所ガ警察ニ依リマス、何かサウ云フコトガ一ツアリマス、必ズ事務長ニ出ロト官ハレル、所ガ十一人ノ候補者ヲ抱ニテ居ルカラ、事實上事務長ハ忙シテ行ケナイ、代理デハイケナイト云フコト云仕方ナク事務長ガ行ツテ見ルト、檢印ガ落チテ居ルトカ、立看板ガ違ツテ居ルト云フコトデアアル、一寸電話ヲ掛ケテ下サレバ、事務者ヲヤツテ直グ済ムコトデアリマス、ソレヲ中野カラ大森マデニ直ツテ居ルノデ一々出頭シロト官ハレル、私モ長キ警察ヲヤツテ居リマシタガ、是ハ從來ノ習慣デアルト思ヒマス、立看板ノ致ノ制限トカ、檢印ノ落チルコトガ取締上イケナイコトハ、從テ分ツテ居ルノデアリマス。ガ、モウ少シアレハ、檢印ガ落チテ居ルトカ、アレハ斯ウダト云フヤウニ、親切ニヤツテ致クト、非常ニ手數ガ省ケルト思フノデ、先程來ニ十五番カラ御話ガアリ

マシタガ、サウ云フヤウナ點ニ付テモウ少シ警察ノ方デ親切ニヤツテ兼テ途ガ非常ニ深山アルノデハナカラウカ、警察廳ノ方デハ指導的ノ御方針御ヤリ下サツテ居ルト云フコトデアリマス。カ、是ハ選舉ヲ明瞭ニ致シマス上ニ付キマシテモ、非常ニ大切ナコトデアリマス。一寸シタコトハ必ズ事務長出頭シロト官ハレル、コツチハ非常ニ忙シイモノデアリマス。カ、之ニハ非常ニ困ツタノデアリマス。如何ニモ選舉ト云フモノハ苦シイモノダト云フ是ハ一ツノ難點デアリマス。ガ、サウ云フヤウナ點モ一ツ御指導願フコトガ出來レバ幸ヒダト思ヒマス。

序ニモウ一ツ申上ルマシマス。ガ、ドウモ警察ニ依リマシテハ取締ノ御方針ガ違フコトニ依ツテ今度ノヤウニ私共澤山ノ者ヲ二手ニ世話ヲ致シマシタ立前カラ申シマス、非常ニ行違ヒヲ生ジテ來マセヨトガ多クデアリマス、斯ウ云フコトハシテモ宜イカト内務省ニモ警察廳ニモ御相談申上ゲテ、ソレヲ宜イカ首ハレマシタカラ、ソレヲ全體デテラウトシマス、或ハ警察デハ監査警察官ガイケナイト止メラレル、シタイ、ト云フコトニナツテ居ルカラト御話シテモ、イケナイト官ハレルベスルコトガ出來ナイ、サウ云フコトヲ可ナリ色々ナ問題今度實見致シタノデアリマス、是モ何かモウ少シ統一ヲ御執リ下サル御方針ニナツタラドウカヒドイノニナルト、同じ區内デヤツテ宜イト官ハレル所トイケナイト官ハレル所トガアツテ、監査警察官ノ考ヘ方テ相違ヲ生ズルコトガ屬アリマス、是モ私ハ體驗ヲ致シテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ點ニ付キマシテモ御手抜カリハナイコトト思ヒマス。段々選舉ヲ明瞭ニ致シ、心持良クデモ、サツキ申上ルヤウニ御取締ノ手ヲ御繰下サルコトノナイヤウニシテ、裁カケレバ、選舉公正ノ實ハ中々舉ラヌト思ヒマス。ガ、サウ云フ風ナ惡意デナイ簡單ナ形式ノ問題ニ對シマシテハ、本當ニ先程仰セラレマシタヤウニ指導的ニ行ヒ下サイマス。コトヲ、ヨリ徹底的ニ此際御ヤリ願ヒタイ、ソレカラ成ベク區々ニナリマセヤウニ、警察當局ニ於カレマシテ一層御配慮ヲ願ヒタイ、私モ長キ問答ニ居リマシテ、中々上ノ考ヘテ居ラレマス。コトガ下ニ能ク徹底致サナイコトハ承知シテ居ルノデアリマシテ、決シテ攻撃申上ゲダリ色々スル悪言デハナイノデアリマス、ソコマデ徹底致シマス、モウ少シ氣持良イ選舉ヲアルコトガ出來ルノデハナイカト云フコトヲ體面上痛感致シマシタノデ、此際申上ゲテ御參考ニ供シタイト思フノデアリマス。

○警視總監(横山助成君) 今丸山サンカラ大變適切ナ御注意ヲ受ケマシテ有難ウ

ゴザイマシキ、東京市ノ市會議員ノ選舉ノ取締ノ状態、投票ノ状態ハ、御話ノ通り、素議院議員ノ總選舉ニ於テハ、府會議員ノ選舉モ、モ大キキ被選者ヲ出シ今捜査中或ハ既ニ數モ非常ニ多イ、其原因ハ今御指點ニナリマシタヤウニ、今度ハ取締ガ嚴デハナイダラウト云ツタヤウナ所ノ原因モ相當ニアルダラウト思フ、其他候補者ガ非常ニ多イトカ、素人下苦ヒマスカ、例ウ云フ、方面ノ人モ随分多イ、サウ云フコトモアリマセウケレドモ、御指點ノヤウナ一ツツノ空氣ト云ツタヤウナモノニ依ツテ、例ウ云フ風ナ犯罪ガ相當放縱ニ行ハレタノデハナイカト考ヘテ居リマス、其點ハ素人モ、總選舉ニ際シマシテ、今度ハ市會議員ノ選舉ヲ相當徹底的ニ檢査ガ行ハレツ、アリマスル現狀ガ形シテ、運籌員或ハ有権者ノ戒心ガ非常ニ行ハレテ居ルカトモ考ヘラレルノデアリマシテ、今度ノ總選舉ノ際ニハ大變好イ效果ヲ實スデアラウト考ヘマス、警察當局ガ後退ヲシテ居ルトハ私ハ少シモ思ヒマセ、非常ニ眞實ニ行フノダト云フコトヲ府民ニ示ス態度ニ缺ケテ居ツタ所ガアルカモ知レナイ、一部ニハドウモ人権保障ノ聲ガアルカラ、今度ハ後退スルダラウト云フ浮説ガアツタト思フデアリマス、若シ當局ノ取締ノ態度ニ、非常ニ嚴正ニ行フノダト云フコトヲ有権者ニ徹底スル所ニ於ケル所ガアリマスレバ、其點ハ私共ノ不敏デアリマスガ、併シ社會全般ニハ讀者ノ間ニ於テモ、サウ云フ浮説ガ相當多クアツタト思フデアリマス、ドウゾ皆樣ニ於カレマシテモ、警察當局ト致シマシテハ、今度ノ總選舉ニハ嚴正ニ取締ニ取締ルノダト云フコトヲ、社會ノ多クノ方ニ御分リニナルヤウニ御援助ヲ願ヒタイト思フデアリマス

人権保障ト選舉取締ハ法域的ニモ關係ヲ持ツテ居リマセシ、選舉ノ取締ノ方法デアリマスカラ、要旨ハ上カラモ關係ヲ持ツテ居リマセ、人権保障ト云フモノガ若シアリマスレバ、非常ニ是正シナケレバナリマセウケレドモ、幸ヒ警察管下ニ於キマシテハ、選舉ノ犯罪ニ對シテハ人権保障ノ聲ト云フモノハ殆ドモイマセ、又社會ニ於テ言ハレタコトモアリマセ、其爲ニ取締ガ後退スルト云フヤウナ氣分ハ、少クトモ警察管內ニ於テハアリ得ルコトヲ豫想致シテ居リマセ、人権保障ノ慎重シムベキモノデアルトハ、私共ハ非常ニ強ク主張シマス、併シ同時ニシレニ全く關係ヲ取締ハ嚴正公平ニ、而モ惡質犯罪ニ對シテハ少シモ假借スルコトナク、徹底的ニ捜査スルト云フ態度ヲ保持致スベシデアリマス、此點ハ警察廳ノ當局ノ決意ニ御信賴ヲ願ヒタイト思ヒマス、唯サウ云フ風ナ懸念ヲナクセシムル空氣ヲ作ルコトニ御協力ヲ願ヒタイト思ヒマス

ソレカラ今ノ形式犯罪ニ付テノ色々取締ノ周到ヲ缺イタコト、或ハ統一ヲ缺イタコト、是レ何ト云フビマスカ大局ニ關係ノナイ項末ナコトノ取扱上從來警察ニ於テハアリ得ルデアリマシテ、丸山サンノヤウニ警察ニ長イ御経験ヲ持ツテ居ラレバ方々御承知ト思ヒマスガ、サウ云フコトハ各部ニ於テアルコトト思ヒマス、殊ニ選舉ノ際ニ於テハ、素議院議員ノ總選舉、府縣會議員ノ總選舉ト云フモノニ非常ニ煩雜ニナク、其解釋ト云フモノモ區々デアリ、中央ニ於テモ解釋ガ區々ト申シマスガ、非常ニ細カナモノデアツテ、之ヲ現地ノ警察官ガ適用致シマス時ニ、今ノ立憲板ノヤウナコトガ行ハレルコトハ已ムヲ得ナイト思ヒマス、併シ是モ選舉法ノ精神ニ依ルヤウナ適用方ニ順次行キツ、アルト思ヒマス、併シ一部ニ於キマシテサウ云フコトノ起キマスコトモ、全體論トシテハ御容赦ヲ願ヒタイト思フデアリマス、努メテ今ノ御話ノヤウナコトヲナカラシムルヤウニ統一ヲ執リ、又寬嚴宜シキヲ辨シテ、今ノ形式犯罪ニ付テハ指導的ノ立場ヲ執リ、親切ニ選舉ノ公正自由ナル運動ヲ阻害シナイヤウニ、是カラ能ク注意致スベシデアリマス、其點御諒承ヲ願ヒマス、丸山サンノ革新同盟ノ方々ノ選舉ノヤリ方ハ、一ツノ事務所ヲ設キマシテヤラレマシタノデアリマスガ、アナタノ方々カラ警察ノ取締ガ非常ニ煩瑣デアツテ沒當議大變困ツタト云フコトガ耳ニ入ルト同時ニ、私共ノ方デハアナタノ方ノ事務員ガ素人デ法規ノ研究モ能クヤツテ居ラナイシ、實ニ無キテ困ツタト云フコトモ聞テ居ルノデアリマス、此點ハ過去ノ警察ニ於テモアリ得ルコトデアリマスシ、將來モ能ク氣ヲ付ケルコトデアリマスノデ、其點ハ御諒承ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス、私共ノ方デモ今ノヤウナ方針ヲ行ク積リデアリマスノデ、十分一ツ御援助御指導ヲ御願シタイト思フデアリマス

○議長(告知事) 如何デゴザイマスカ、御意見アリマスカ、御發言モアリマセ、様デスガ、警察ノ推ヘマシタ此案ハ御承認ヲ欲キマシテ宜シウゴザイマスカ、(異議ナシ) (ト呼ブ者アリ)

○議長(告知事) ソレデハ之ヲ確定シマス、大變御忙シ中ヲ長時間ニ亙リ御審議下サイマシテ有難ウゴザイマシタ、是レ會ヲ閉ジマス、

午前十一時五十二分散會

配布書類
一 東京府選舉正委員會名簿 二 時間 三 答申案 四 解散ニ際シテ府民各位ニ告グ 五 委員席次表

一五

第六回東京府選舉修正委員會出席者氏名

會長 館 音 二
 事務總長 廣山 助 成
 委員

- 三香 須切善次郎
- 四香 大塚 榮 吉
- 五香 上沼久之丞
- 七香 鶴見左右衛門
- 九香 岡 實
- 一〇香 田 中 稔 碩
- 一四香 安部 磯 雄
- 一五香代理 大久保留次郎
- 一六香 山 道 義 一
- 一七香 丸山 鶴 吉
- 一八香 白戸 半 次 郎
- 一九香 藤 岡 長 敏
- 二二香 高野 源 逸
- 二四香 岡 善
- 二五香 岩浪 光 二 郎
- 二六香 今 松 治 郎
- 二九香 内田 秀 五 郎
- 三〇香 吉 田 光 長

廣橋真光 島村滋兵衛 鈴木 匡 床次徳次
 書記 板倉 敏 一 竹内 虎 雄 吉谷 敏 二 長妻 孜 一 郎

事務總長 廣山 助 成
 委員 景山 鹿 造 長澤 田 彦 小 松 仁 河野 富 一
 谷川 昇 利根川 榮 藏

第六號 東京府選舉修正委員會
 現下ノ時局ニ鑑ミ今次ノ衆議院議員補選案ヲ目録トスル修正運動ヲシテ最モ
 有效適切ナラシムヘキ方策如何
 昭和十二年四月七日
 東京府知事 館 音 二

昭和十二年四月七日
 昭和十二年四月七日
 東京府知事 館 音 二

東京府選舉修正委員會

東京府知事 館 音 二 殿
 東京府知事 館 音 二 殿

一、一般府民ノ選舉ニ對スル觀念ハ從來實施シテ來タル選舉修正運動ニ依リ相當啓蒙ヲテラント雖モ今次ノ衆議院議員選舉ヲ對象トスル修正運動ニ於テハ更ニ一層其ノ運旨ノ徹底ヲ圖ルニ府民ノ自主的運動ニ迄發展セシムル眞ニ官民相携ヘテ理想選舉ノ實現ニ邁進シ以テ 國家ノ下政治ノ中心地タルノ實ヲ顯揚セザルニカズ之が目的達成ヲ期スルハ從來ノ選舉修正運動ノ實績ニ鑑ミ 選管會申シタル方策中有効ナリト認メテ其ノハ悉ク之ヲ實施スルバ勿論ナシモ特ニ左ノ事項ニ重點ヲ置クヲ適切ナリト認ム

第一 基礎方針

- 一、一般府民ノ選舉修正ニ對スル自覺ヲ促進シ之ヲ自主的運動ニ迄發展セシムル爲各方面ノ理解アル協力ヲ要スルコト
- 二、第二ノ國民タルベキ青少年ニ對シ公民教育ヲ一層普及セシムル爲今次ノ選舉修正運動ニ於テ進メテ之ヲ運動ニ協力セシムルコト
- 三、選舉修正運動ノ家庭化ヲ一層徹底セシムル爲婦人ノ積極的協力ヲ要スルコト
- 四、府民ノ總意ヲ迅速ニ反映セシメ得ル完璧ナル選舉ノ實現ヲ期スルト共ニ選舉權ハ立憲國民トシテノ義務ナル所以自覺ヲ促進スル爲協力兼權防正ニ努ムルコト

第二 實施方策

- 一、大衆演會ノ開催
- 二、各市單位ノ講演會開催
- 三、選舉修正實行委員會大會ノ開催
- 四、新聞社トノ協力ニ關スル事項
- (イ) 各新聞社獨特ノ方法ニ依ル宣傳
- (ロ) 運動實施事項ノ新聞掲載
- 五、放送局トノ協力ニ關スル事項
- (イ) 修正ノ夕節開催ニ依ル宣傳
- (ロ) 運動實施事項ノニュース放送

- 六、異在等ニ依ル宣傳事項
 - (イ) ポスター、垂幕等ノ掲出
 - (ロ) スライドノ映寫
- 七、各種展覽、各種同業組合等ノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 街頭宣傳
 - (ロ) 店頭裝飾ニ依ル宣傳
 - (ハ) 大垂幕ノ掲出
 - (ニ) 廣間マーチクニ依ル宣傳
 - (ホ) 暖簾掲出ニ依ル宣傳
 - (ヘ) 交通標識ニ依ル宣傳
 - (ト) 自動車ニ依ル移動講演
 - (チ) 官衙、會社、銀行、工場、大商店等ニ對シ禁煙防止ニ付協力ヲ求ムルコト
 - 八、生徒、兒童ノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 筒易ピラノ家庭配付
 - (ロ) 投票標識ピラノ貼付ニ依ル禁煙防止
 - (ハ) 課題事項ニ依ル選舉適正家庭化
 - 九、婦人團體ノ協力ニ關スル事項
 - (イ) 街頭宣傳
 - (ロ) 婦人講演會ノ開催
 - (ハ) 尙正展覽會ノ開催
 - 一〇、其ノ他ノ方法ニ依ル宣傳
 - (イ) 選挙公札ノ掲出
 - (ロ) パンフレットノ配布
 - (ハ) 各種宣傳ピラノ配布
 - (ニ) 小旗ノ配布
 - (ホ) 立看板ノ掲出
 - (ヘ) 横断幕垂幕ノ掲出
 - (ト) アドバースン懸揚
 - (チ) 飛行機ニ依ル宣傳
 - (リ) 竈正塔ノ建設
 - (チ) ポスターノ掲出

- 一、日 時 四月八日午後二時
 - 二、會 場 市國ホテル
 - 三、出席者 別記ノ通
 - 四、挨拶 別記ノ通
- 知事、今天ノ選舉前正運動ニ對シ協力ヲ依頼シ懇談ヲ希望ス
 神樂坂署長、選進運動徹底ニ付提携協力シテ目的達成ニ努力シタキ旨ヲ述ブ
 (以下要談ニ入ル)
- (別記) 出席者
 東京府 知事、總務部長、地方課長、人事課長、外係員
 警視廳 警視總監、警務部長、刑事部長、官房主事、山下警察官本職員十一名
 神樂坂警察署長外八十六名
- 一、期 日 四月九日午前十時三十分開會
 二、會 場 府會議事堂
 三、出席者 別記ノ通
 四、會 議
- (一) 長官開示 (別記)
 (二) 地方課長 指示注意事項(別記) 朗讀說明
- 指示事項
 (1) 衆議院員選舉事務執行ニ關スル件
 (2) 町村會議員選舉期日延期ノ件
 (3) 吏員ノ贊助ニ關スル件
 (4) 演說會開催ノ爲メノ選舉公營ニ關スル件
 (5) 貸與ナシ

(5)不在者投票ニ關スル件
地方課長説明

不在者投票制度モ其ノ範圍ガ擴張セラレテ投票ノ機会モ非當ニ多クナツタ
際デアリマスガ、選挙ノ表決院議員總選挙ノ結果ハ不在者投票全數二九二
三人ノ中二六〇六人が選挙事務ニ關係アル者デ、一般人ハ依カニ三十七人
ヲ總數ノ一割ニシカシテキナイノデアリマシテ一層ソノ徹底ヲ圖ルコト
ガ必要ト思ヒマス適當ノ方法ニヨリ普及セラルル様

(實見ナシ)

(6)總選挙ヲ対象トスル選挙公正運動ニ關スル件
地方課長説明

先程ノ長官ノ御挨拶ニモアリマシタ通りコノ運動ハソノ端緒ニツイタハカ
リデアリマシテ今般コソ一層ソノ徹底ヲ圖ル様願ヒ度イ特ニ今迄ハ役人ノ
天降リ的ナ運動デアッタノデスガ今般ハコレヲ一般民衆ノ自治的ナ運動ニ
迄高メルヤウ一層ノ御配慮、御努力ヲ願ヒ度イ

(實見ナシ)

知事 御意見ガナイ様デスカラ次ニ選挙公正運動ニ因シテ御注意申上ケマス

注意事項

(1)衆議院總選挙ヲ対象トスル選挙公正運動ノ方策ニ關スル件
地方課長説明

今般ノ選挙公正運動ノ基礎方策ハ只今讀ミマシタ通り次ノ四ツノ點ニ重點ヲ置
カレタイノデアリマス

- 1 自治的運動トイフ建前カラ各方面ノ理解アル協力ヲ求めルヤウセラレ度イ
- 2 小學校、中等學校ノ生徒ニ對シテハ公民教育ノ徹底ト云フ點カラ積極的ニ
参加セシメル様ニスルコト
- 3 家庭化運動ノ徹底要スルニ處所カラ之ヲ瞭解サセル様ニスル
- 4 極力差控防止ニ努メルコト

(2)衆議院議員總選挙ヲ対象トスル選挙公正運動ノ費用補助ニ關スル件
地方課長説明

之ハ尙太早ク遂上ル心算デスカラ尙正進行ノ徹底ノタメニ御利用願ヒマス

(3)選挙公正運動ニ付本府選挙公正實行部ト連絡ヲ圖ルノ件
地方課長説明

選挙公正運動ヲ實施サレルニ付テハ當ニ府ノ方ト連絡ヲトリ府ノ實施スルコト

ト取復セヌヤウ、コノ短期間ニ於テ效果ノ絶大ナラシメル様各區町村獨特
ノ方法ヲ以テ實施願ヒタイ

府ノ選挙ハ御手元ニ差上ゲマシタ實施規定事項ニモアリマス通り大體大キ
ナ波トシテハ要請期間ト差控防止期間ガアリマシテコノ二ツノ期間ニ尙正
ノ徹底強化ノ全力ヲ集中シテヤリタイ

大キナ事項下シテハ十三日ノ日比谷ノ大講堂會、廿一日ノ實行委員大會等
ヲ決定シテ居リマスガ此等ノ點ニツイテハ一層ノ御心配ヲ煩ハシタイト思
ヒマス

ソレカラ愈々運動ノ期間ニ入ッタノデアリマシテ、短期間ニビラトカ宣傳
特トカ宣傳スルヤウデアリマスガ、何ウカ一般ノ人ニ親テ戴ケル様御手
配シテ下サル様御心配ヲ願ヒタイ

尙本目ハ警視廳カラモ係ノ方ガ見ニテ居ラレマスカラ選挙公正運動ニツイテ御
不審ノ點ガアリマシタラオキキ願ヒ度イ、大體ノコトハ御手元ニ差上ケマ
シタイ一般ノ選挙公正運動ニ當イテアリマスカラ御参照願ヒタイ

(三) 長官挨拶

別ニ御質問モナシヤウデスカラ會ヲ閉ヂタイト思ヒマス、明日ハ引續キ尙正
關係ノ方ニお集リヲ願フコトデスガ何ト百ツモ尙正ハ重大ナノデアリマス
カラ一般ニ進行ノ徹底スル御努力ヲ願ヒ度イ、御苦勞ヲシタイ

(四) 閉會 正午

配布書類

知事御示要旨

指示注意事項

訪問並答申

實施要項

實施決定事項

各大臣訓示

解散奏請ノ理由

内閣政綱

一般人ノ選挙運動

出席者

知事、總務部長、地方課長

地方課 竹内廣、吉谷廣、加藤廣、片岡廣、小松書記、高橋書記、近藤書記、

町長書記、近藤篤正、小川篤正
 學務課 彩山主事、吉原主事
 東京市 谷川區政課長、平林昭託、利根川澄記
 養老館 河野善治
 (別記)

知事訓示要旨

不肖此ノ度東京府知事ノ重任ヲ拜シ茲ニ初メテ各位ト一堂ニ會シ、所望ノ一端ヲ陳ブルノ機會ヲ得マシタコトハ、私ノ最モ欣幸トスル所デアリマス。
 御承知ノ如ク今般業議院ハ解散セラレ、ソレニ伴フ總選舉ハ本月三十日ヲ以テ執行セラレルコトトナツタデアリマス、時局重大ノ折カラ來ルベキ總選舉ニ於テハ、誠ニ公正自由ナル民意ノ暢達ヲ圖リ益々政刷新ノ實ヲ顯揚スルノ要ヲ緊切ナルモノガアリマスノデ、直接選舉正運動ノ指導者タル各位ノ熱誠ナル御協力ニ依テ所期ノ目的達成ヲ期シ度イト存ジマシテ、茲ニ各位ノ御合同ヲ煩ハシタ次第デアリマス。

選政ノ地方長官會議ニ於ケル諸大臣ノ訓示ハ別送配付致シマシタカラ、衆議院解散ノ理由等ニ付テハ之ニ依テ御承取願ヒ度イデアリマスガ、現下内外ノ情勢ハ頗ル重大ニシテ、誠ニ朝野文武協力一致シテ時勢ヲ克服シテ國運ノ伸張ヲ期スベキ秋デアリマスノデ、此ノ際選舉正運動ニハ更ニ一段ノ力ヲ致シ健全ナル選舉觀念ノ普及徹底ノ努力ヲ絶正ナル立憲的進取心ノ確立ヲ圖リ、以テ帝國憲政ノ革新ヲ期サナケレバナクイデアリマス。

此ノ重大時機ニ直前シテ執行サルル總選舉ヲ目標トシテ行フ選舉正運動ヲシテ衆モ有教選切ナラシムル爲ニ、選政本部選舉正委員會ヲ開催シ、運動ノ具體的方策ニ就イテ諮詢致シタ處、慎重妥協ノ結果別府配付ノ如キ答申ヲ得タデアリマス。今茲此ノ答申ニ基キ逐次實行運動ヲ開始シ、選舉正運動ノ目的貫徹ノ爲ニ渾身ノ努力ヲ傾倒致ス決心デアリマス。

過去數次ニ亘ル選舉正運動ノ效果ニ付テハ、巷間種々ノ批判方傳ヘラレテ居リマスガ、立憲治下ノ國民ニ對スル政治的啓蒙運動トシテ對期ノ役割ヲ果シ、一般選舉民ノ政治的自覺ヲ漸次昂揚シ來ツタコトハ何人モ認ムル處デアラウト信ジマス。然シ固ヨリコレヲ以テ充分ナリト爲シ得ナイコトハ勿論ナルノミナラス、追放來行ハレタ市町村會議員選舉ノ貫徹ニ就スルモ未ダ遺憾ノ點存シトシナイノデアリマス。眞ニ選舉正運動ノ完遂ヲ期スル爲ニハ、警察權ニ依ル總正ナル取締ニ依據スル迄モナク、自衛自戒、自ら進んで至誠ヲ披瀝シ、以テ立憲國民ト

シテノ責務ヲ完ウスルノ信念ヲ、府民ノ間ニ確立シナケレバナクイテ信ズルデアリマス。之ガ爲ニハ從來ノ總正運動ヲ更ニ一般府民ノ自主的運動ニ進展セシムルコト最モ肝要ナリト思フデアリマス。
 尙選舉ノ執行ニ關シテハ、各位ハ既ニ現行法令ノ下ニ於テ貫徹セラレタル各年二月總選舉ノ經驗ニ基キ、今次ノ總選舉ニ對スル準備モ既ニ漸次進歩中ノコトト存ジマスガ、此ノ際一層用意ノ萬全ヲ圖リ、實效上遺憾ナキヲ期セラルベキハ首ヲ依タヌ所デアリマス。更ニ選舉事務ノ執行ニ當ツテハ假初ニモ世ノ非議ヲ招クガ如キコトナキヤウ一層留意致サレタイデアリマス。
 各位ハ深ク現下ニ於ケル時局ノ重大ナルニ思フ致シ、愛國ノ赤誠ヲ以テ選舉界ノ腐敗ニ邁進シ、協心協力、以テ國運發展ノ基礎ヲ培養スルニ格段ノ努力ヲ致サレシコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス。
 (別記)

指示注意事項

目次

- 一、衆議院議員選舉事務執行ニ關スル件
- 一、町村會議員選舉期日延期ノ件
- 一、吏員ノ音動ニ關スル件
- 一、演說台開催ノ爲ノ選舉公答ニ關スル件
- 一、不在者投票ニ關スル件
- 一、衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉正運動ニ關スル件
- 一、衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉正運動ノ方策ニ關スル件
- 一、衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉正運動ノ費用補助ニ關スル件
- 一、選舉正運動ニ付本府選舉正實行部ト連絡ヲ圖ルノ件
- 一、衆議院議員選舉事務執行ニ關スル件
- 一、選舉事務ノ執行ニ關シテハ夫々準備中ノコトナルベキモ亦務習熟ニ仰レ法令ノ研究ヲ疎ニ爲スガ如キコト無之ハ勿論各般ノ事務進行ニ當リ克ク更進ヲ奮勵シテ措置宜シキヲ期シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度シ
- 一、町村會議員選舉期日延期ノ件
- 一、衆議院議員總選舉ハ本月末日執行セラレルトコロ町村會議員選舉ニシテ之ト選

一、選舉期間ノ重複ヲ奉スモノ又ハ併行シテ事務執行ヲ不適當ト認ムル向ニ付テハ本月五日夫々總務部長ヨリ其ノ選舉期日ヲ延期シ五月一日以降ニ於テ選舉期日ノ告示ヲ爲シ可及的迄ニ執行スル様適度爲シタルニ付特ニ配意セラレ度シ

一、吏員ノ官制ニ關スル件
吏員タル者ハ選舉事務ニ關係アルト否トニ拘ラズ其ノ官制ニ最深ノ注意ヲ持ビ苟モ法ニ屬シ選舉違反ニ向ハルルガ如キコトナキハ勿論所管事務ニ付テハ公正ナル態度ヲ以テ之ヲ處理シ一黨一派ニ偏スルガ如キ弊害ヲ招カザル様指導セラレ度シ

一、演説會開催ノ爲ノ選舉公費ニ關スル件
衆議院議員選舉運動ノ演説會開催ノ爲ニスル公立學校其ノ他普通物使用ニ依ル選舉公費ハ其ノ本旨トスル所選舉運動費用ノ削減ヲ圖ルト共ニ選舉運動ニ於テハ職員候補者ノ機會均等ヲ實現セントスルニ在ルヲ以テ各位ハ其ノ運用ニ付一層ノ配意アリ度シ

一、不在者投票ニ關スル件
所開不在者投票制度ハ其ノ範圍擴張セラレ投票ノ機會ヲヨリ多カラシメタルトコロ各年執行ノ衆議院議員選舉ノ實績ニ微スルトキハ一層有様者ニ對シ尙其ノ運用ヲ徹底セシムルノ要アリト認メラルルニ付テハ各位ハ適當ノ方法ヲ講セラレ之ガ普及ニ一層努メラレ度シ

一、衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉修正運動ニ關スル件
選舉修正運動ニ依リ選舉ニ對シテ府民ノ理解ト關心トハ漸次昂揚シツツアリト雖國民衆國至尙發露ノ好動ノ機會タル衆議院議員總選舉ニ於テ更ニ一層其ノ進歩ノ徹底ヲ圖リ之ヲ府民ノ自主的運動ニ迄發展セシメ其ノ一致シテ理想選舉ノ實現ニ邁進シ聲援ノ下政治ノ中心地タルヲ實ヲ舉ゲルコトニ努ムルヲ要ス各位ハ宜シク此趣旨ヲ體シ部内一般ヲ奮勵シ之カ目的達成ニ全力ヲ致サレシコトヲ望ム

一、衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉修正運動ノ方策ニ關スル件
衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉修正運動ニ付テハ從來採用シタル方策中最モ有效ト認ムルモノヲ選擇實施スルハ勿論ナルモ特ニ左ノ各項ニ重點ヲ置カレタシ

一、一般府民ノ選舉修正ニ對スル自覺ヲ促進シ之ヲ自主的運動ニ迄發展セシムル

爲各方面ノ理解アル協力ヲ要スルコト
二、第二ノ國民タルベキ青少年ニ對シ公民教育ヲ一層普及セシムル爲メ今次ノ總選舉ニ於テ進シテ之ガ運動ニ協力セシムルコト
三、選舉修正運動ノ家庭化ヲ一層徹底セシムル爲メ婦人ノ積極的協力ヲ要スルコト

四、府民ノ總意ヲ遺憾ナク反映セシメ得ル完整ナル選舉ノ實現ヲ期スルト共ニ選舉權ハ立憲國民トシテノ義務ナル所以ノ自覺ヲ促進スル爲メ極力禁煙防止ニ努ムルコト

一、衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉修正運動ノ費用補助ニ關スル件
衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉修正運動ノ費用ニ付テハ各市町村ニ於テ負擔支出スベキモノナルモ府ニ於テモ若干ノ補助金ヲ交付スベキニ付最モ有效適切ナル使途ニ充テ進歩ナキヲ期セラレタシ

一、選舉修正運動ニ付本府選舉修正實行部ト連絡ヲ圖ルノ件
選舉修正運動ノ實施ニ付テハ本府選舉修正實行部ト緊密ナル連絡協同ヲ圖リ實施事項ノ重複欠缺ヲ来サザル様充分配慮セラレタシ

六、市區町村選舉修正主任會議
一、日時 四月十日午前十時
二、会場 府會議事堂
三、出席者 別記ノ通
四、合議
總務部長挨拶
諸君モ御承知ノ通り今般衆議院ガ解散ヲ命ゼラレマシテ此ニ付總選舉ハ來ル三十日ヲ以テ執行セラレルノデアリマス。此ノ總選舉ヲ目標ト致シマシテ本府ニ於キマシテハ全府民總動員ノ選舉修正運動ヲ大々的ニ開始致シタイノデアリマスガ總選舉マデ日數モ餘ス所少ク比ノ短期間ノ中ニ充分ノ效果ヲ收メルタメニハ何ウシテモ各市町村ニ於ケル直接ノ事務擔當者デアアル諸君ノ積極的ナ理解アル協力ニ依リテハナラナイノデアリマス。

諸君ハ從來數次ニ亘ツテ繰返サレテ参リマシタ選舉修正運動ニ依テ運動ノ實施ニ關シテハ十二分ノ御經驗ヲ所持チニナツテイルコト、存ジマス。然シ萬一、コノ經驗ニ犯レテ本運動ノ遂行ヲ疎ニスルガ如キ事ガアリマスナラバ九切ノ功ヲ一費ニ終ク結果ヲ招クノデアリマシテ立憲國家ノ進展上海ニ由ラセキコトト申サナケレバナラナイノデアリマス。

一、衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉修正運動ニ付テハ從來採用シタル方策中最モ有效ト認ムルモノヲ選擇實施スルハ勿論ナルモ特ニ左ノ各項ニ重點ヲ置カレタシ

今次ノ選挙運動ニ於テ實施スル方策ニ就テハ別送指示注意事項ニ依テ御
 察承取ヒテ之ヲテマシテ於新シイ「ローガン」トシテ採用致シマ
 シタ選挙運動ノ民間ノ自主的運動ニ迄發展セシム様トイフ事ガアリマス
 從來ノ選挙運動ハ兎角天下リ式ナ運動デアッタト云フ様ナ感ゾ有間一與ヘ
 テ來タソデアリマスガ之ハ別送選舉界多年ノ積弊ヲ根本深潔ニ打破スル
 コトハ不可能デアルト思フデアリマス。眞ニ選挙運動ノ目的ヲ達成スル爲
 ニハ善後ニ依ル被選ナル取締ニ頼ルマデモナク府民全體ガ自ら敢メ自ら由
 正シ運動スルニ協力スルト云フ氣風ヲ興致シナケレバナラナイと思フデ
 アリマス。新シイ「ローガン」トシテ掲ゲタ自主的運動ノ範圍ニ所至注
 ニ在ルノデアリマシテ諸君ハ此ノ意ノ在ル所ヲ十分瞭解セラレテ管内各團體
 各組合等ヲシテ自發的ナ運動ヲ起サシムル様御指導願ヒ度イノデアリマス。
 從來數次ニ亘リテ行ツテ多クマシタ選挙運動ニ依ツテ一般府民ノ選挙觀念ハ
 相當ニ啓蒙セラレ選挙民ノ選挙ニ對スル自覺モ漸次高マツテ來タノデアリマ
 スガ未ダ決シテ樂觀ヲ許サイノデアリマス。過般來行ハレマシタ市町村會
 議員ノ選挙ノ實績ニ觀スルモ未ダ遺憾ノ點多シトシナイノデアリマス。今後
 モ此正ノ手ヲ緩メルコトナク益々本運動ノ趣旨ヲ普及徹底セシムル爲ニ衆生
 ノ努力ヲ傾倒シテ策キタイノデアリマス。

地方課長 指示注意事項別送説明

一、衆議院議員總選挙ヲ對象トスル選挙運動ニ關スル件(縣同答申別送)
 (説明) 先般ハ長官會議、養務部長會議ガ招集サレ府デハ七日選挙委員會ヲ
 開催、此正運動ノ方針ニツキ知事ヨリ答申ヲ得タノデアリマシテ
 本府ノ此正運動ハコノ答申ニ基キテ行ハレルヲケデアリマスガ、今後ノ此正
 運動ハ今迄ノ啓蒙期ノ天降リ的ナ運動カラ發展シテ自主的ナ運動ニ迄是非持
 テテ行クヤウナ空氣ヲ作ツテ行キ度イ、ソウ云フ様ナ氣持ヲ進メテ行キ度イ
 ト思フテホ大ホアリマス

二、選挙運動ノ方策ニ關スル件
 地方課長 實施要綱別送説明

四ツノ基礎方針ニ就キ説明

一、一般府民ノ選挙運動ニ對スル自覺ヲ促進シ之ヲ自主的運動ニ迄發展セシム
 ル爲各方面ノ理解アル協力ヲ要スルコト

二、第二國民タルベキ青少年ニ對シ公民教育ヲ一層普及セシムル爲今大ノ總
 選挙ニ於テ進メテ之ヲ運動ニ協力セシムルコト

三、選挙運動ノ家庭化ヲ一層徹底セシムル爲婦人ノ積極的協力ヲ要スル
 コト

四、府民ノ總意ヲ遺憾ナク反映セシム得ル完全ナル選挙ノ實現ヲ期スルト共ニ
 選挙權ハ立憲國民トシテノ義務ナル所以ノ自覺ヲ促進スル爲協力要索防止ニ
 努ムルコト

(説明) 以上ガ基礎方針ニアリマスガコノ方針ニ從ツテ次ノ實施方策ヲ實施
 シテ行クワケデアリマス

小松書記 實施方策別送説明

地方課長 (説明) 實施方策中今迄ノモノト特ニ變ツテキル點ハ七ノ各種團體
 組合ニ依ル協力ト云フ點デコレハ皆サンモ積極的ニヤツテ頂キ度イノデアリ
 マス

三、實行部ニ於テ實施スベキ運動ニ關スル件
 地方課長 (説明) 右ニ就キマシテハ御手元ニ送ラゲマシタパンフレットニ本
 府ノ實施スル豫定事項方願ニ書イテアリマス

實施豫定事項別送説明

府デ實施シヤウトシテ居ル事ハ大體右ノ様ナモノデアリマスガ各區町村デハ
 コレト重複シナイヤウニ而モ特色アル方法デヤツテ頂キ度イ、例ヘバ花見場
 所ヲ利用スルトカ各區町村獨特ノ方法デ府ノ實施スルコトト重複シナイヤウ
 ニ效果的ニヤツテ頂キ度イノデアリマス

四、此正運動補助ニ關スル件
 地方課長 補助ハ各區三〇〇圓、各町村一五〇圓、島嶼三〇圓程度差上ル豫定
 ニ考ヘテ居リマスガ尙コレハ此正趣旨ノ宣傳施設ニ充當スル様差上ルノデア
 リマスカラ人件費等ニ充テナイ様前以テ御注意申上ゲテ置キマス

五、施設物ニ關スル件
 地方課長 (別送説明)

六、印刷物等ノ配布ニ關スル件
 地方課長 (別送説明)

昨日モ御注意申上ゲタノデアリマスガ吏員モ選挙ニ關係ノナイ人モ觀解ヲ受
 ケザル様配付等ニ際シテハ一層御注意下サル様お願いシマス

七、報告ニ關スル件
 地方課長 (別送説明)

コレハ從來ニ於テモ、繰返概要ヲ作ツテキルノデ、今回モ府デハ額メタモノ

製作ル議定アリマスカラ記録ハ必ズ送フテ頂キ度イ

重要報告

滋谷正主任 明治神宮奉還第二遊正塔ヲ用シタイノダガ實務ノ方カ確シイカラ府

地方課長 方カ何トカ務ヲシテ實ヒ度イ

中野正主任 遊正塔ニ關イテ見マセウ

地方課長 遊正塔ハ二千九百軒程アリマスノテソレダケ用テシテキマス

府中町主任 實行委員大會ニツイテ質問

地方課長 細イ點ハ決定後オ知ラセスル

府中町主任 選舉事務ニツキ質疑

地方課長 コレニ就テハ選舉事務主任會議ヲヤルコトニナツテキル

府中町主任 實行委員ハ從前通りカ尙追加ハ不可ナリキ

地方課長 定員ハ三十名ト定ツテキルカラソノ範圍ヲ越ユルコトハ出来ナイ但

？區正主任 シ類例ヲ代ヘルコトハ差支ヘナイ、尙正員ハ何人デモヨイ

地方課長 鉛筆ヲ手交スルニ際シテハ府ノ方カラ調書ノ要旨トカ手交ノ方法

？區正主任 ナドニツキ送附デモナケレバ不可ト思フガ如何

地方課長 總務部長、選舉部長連名ノ通牒ガ行ク答ニナツテキル

大スルト思ハレルガ著親等カラソノ點ニツキ選舉ヲ恐レザル様一

般ニ對シ告諭ノ如キモノヲ願ヘレバ結構

地方課長 考慮スル、尙コレニツイテハ一人ノ選舉運動トイフパンフレット

ヲ差上ゲテキル答ヲカラソノヲ参照セラレ度イ

總務部長 閉會ノ辭

御多忙ノ所ヲ誠ニ有難ウ御座イマシタ、何ウカ熱誠ナル御援助ニヨ

リ謝正ノ效果ヲ果セルヤウシタイモノデアリマス

出席者 總務部長、地方課長、竹内局、吉谷局、片岡局、小松書記、高橋書記

學務課長、長門社會教育主任、影山社會教育主任

各區選舉部長並選舉正主任

各町村選舉正主任

七、府立中等學校長會議

一、日時 四月十二日午前十時

二、會場 府正廳

三、出席者 別記ノ通

四、會 議

總務部長挨拶

府地方課長、選舉主任ヨリ夫々選舉公營ニ關シ指示注意並ニ質疑應答ア

リタル後選舉正關係ノ協議ニ入ル

地方課長 協議事項(別記)朗讀説明

諮問答申並實施要綱ニヨリ今次ノ正運動ノ方針ヲ指示協力ヲ依頼ス

質疑應答

校長質疑 生徒ヲ正運動ニ参加セシメルコトハ如何カ

課長應答 サウ難シク考ヘラレナイデ

校長意見 積極的ニ生徒ヲ正運動ニ参加セシメル方ガヨロジイ

教育ナドト云フ崇高ナ仕事ニ携ハレル人々ノ間ニハ選舉等ヲ俗惡ナモノトサ

レルヤウナ高踏的ナ態度ガ往々見ラレルガ爲フ云フ點ハ嚴ニ注意シテ頂キ度

イノデアツテ、世正運動ハ教育ニ俟タネバ出来ナイノデアツテ何ウシテモヤ

ラナケレバナラヌノデアルカラ積極的ニヤツテ頂キタイ

閉會

(別記)

出席者 總務部長、廣橋地方課長、林視學官、竹内局、篠原局、加藤局、小松書記

(別記)

協議事項

一、選舉正運動ハ國民の教化運動ナルニ鑑ミ將來立憲國家ノ中堅人物タルベキ

中等學校生徒ニ對シ之カ趣旨ヲ普及徹底スルコトハ選舉正運動本來ノ目的タ

ル公民教育上ヨリズルモ將又富國ノ目的ヨリスルモ最も肝要ノコトニシテ今回

ノ選舉正委員會ノ答申中特ニ基礎方針トシテ掲ゲラレタルハ洵ニ故ナキニ非

スト信ス各位ニ於カレテハ部下職員ヲ奮勵シ生徒ニ對シテ之カ趣旨ノ徹底ヲ圖

リ夫々有致適切ナル方法ニ依リ正運動ニ協力セシメ以テ政治的公民的訓練ノ

樂光ニ力ヲ致シ立憲政治ノ健全ナル發達ニ寄與セララル様一段ノ努力ヲ拂ハレ

度就中左記事項ニ付テハ一層留意セララシ

記

イ、府又ハ市町村ヨリ宣傳施設物等ノ配布ヲ受ケタル場合ニハ迄カニ處理セラレ有放適切ニ利用セラレタキコト

ロ、朝禮時又ハ修身公民等ノ時間ニ、禮宜ニ座シ校長又ハ擔任教師ヨリ選舉處正ニ付キ講話セラレタキコト

ニ、府民ノ總意ヲ遺憾ナク反映セシメ得ル理想選舉ノ實現ヲ期スルタメニハ選舉權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヲ自覺セシメ以テ投票ノ絶無ヲ圖ルハ最モ肝要ナリト認メラルルヲ以テ今次ノ總選舉ニ於テモ前同ノ實績ニ徴シ中等學校生徒ノ協力ヲ求ムル等一層奮正ノ家變化ヲ強調シ棄權防止ニ努ムル方針ナルニ付キ各位ニ於カレテモ部下職員ヲ督勵シ棄權防止ニ對シ特ニ協力セラレタシ

八、婦人團體協議會

一、主催 愛國婦人會、大日本聯合婦人會

選舉處正婦人聯合會

二、日時 四月十二日午後三時半

三、場所 日比谷三信ビル八階東京軒

四、來會者

(一)、婦人團體 別記ノ通

(二)、東京府 廣橋地方課長、小松書記

(三)、東京市 平林書記

(四)、中央聯盟 浜山書記

五、協議事項

(一)、四月二十三日日比谷公會堂ニ於テ選舉處正婦人大會開催ノ件及右大會ノ要項ヲ協議決定

(二)、四月二十九日婦人團體街頭宣傳實施ノ件ヲ協議決定

六、散會 午後四時

(別記)

婦人團體來會者氏名

- 海藤洋一郎、金子藤一郎、三村てい、加藤 タカ、田沼タミ子、小笠原喜子
- 藤田とら子、小倉 栗葉、久右衛門實、飯塚 里子、金子 美子、山田わか子
- 新波やす子、田中 芳子、島田 浩子、島崎 初、新妻伊都子、加藤 浩子
- 金子つね子、吉岡 彌生、竹内 茂代、片岡きみ子、小峰 はる、丹羽 花子
- 太田 様子、堀内 えん、時田 せい、小口みち子、石橋 貞子、芝田まつ子
- 林 登茂子、西岡 ちよ、和田 金子、松岡きん子、見宮 愛子、二宮 シー

新野 フジ、守屋 真、鈴木 コウ、高木 富代、河口 愛子、伊東 靜江
前原はつ子、島 ヌナ、村山 秀子、千葉あよの、志賀マツ子、萩野 貞子
栗山 貞、福井 うめ、青木 トク、平田 のぶ、小川 静子、西垣かく子
加藤 やす、今井 けい、津田 レイ、茂木よし子、景山すが子、大坪 英子
藤田 タキ、市川 房枝、金子しげり、千木木道子、大橋 豊喜、兒玉 つや
中村 れつ

九、府政記者俱樂部員下ノ懇談會

一、日時 昭和十二年四月十三日午後六時

二、場所 帝國ホテル

三、來會者

有樂俱樂部

報知 太田 實氏、松本 清氏

日日 西山 隆夫氏

毎夕 占部 秀男氏

中外 田邊 秀氏

中央 中藤 英哉氏

讀賣 佐波 高一氏、小橋 義治氏

都 長 正 路氏

同氣俱樂部

東日 伊藤 清六氏

報知 田口 利介氏

自治研究會

二 六 本間 光一氏 毎 夕 安吉 英夫氏

夕刊新報 高橋 宗次氏 東京 毎日 橋本 富士夫氏

萬朝報 田中 繁氏 帝國通信社 入江 群一氏

東京大勢 宮本 洵氏 同盟通信 木村 進氏

中 央 鈴木 正雄氏

府 館知事、藤岡總務部長、白戸學務部長、佐々木經濟部長、床次人奉課長、廣橋地方課長、原産務課長、品村學務課長、村田會計課長、板倉屬、竹内局、吉谷屬、小松書記

四、晚餐

五、デザートコロスニ於テ告知事今大ニ衆議院議員總選挙ヲ機會ニ一層選挙權正
 運動ヲ徹底セシメ大衆ニ最も密接ナル關係ヲ有スル新聞紙ノ協力ニ如何ニ大
 ナルカヲ思ヒ一層ノ御協力ヲ願フ旨ヲ述べ且選挙並選舉修正事務ハ御座ニ依リ
 極メテスピーデーニ送行中ナル旨ヲ報告シタリ

六、當番事務ヨリ簡單ナル附録ヲ添テ

七、慶賀券ヲ製設ニ移ル

一〇、各種職業組合代表者トノ懇談會

一、期日 四月十四日午後二時

二、會場 日比谷公園松本樓

三、出席者 別記ノ通

四、會談

總務部長挨拶 (選挙修正運動ノ意義ニツキ説明)

選挙修正運動ハ府民全體ノ運動デアリマシテ、今後益々府民ノ自主的運動ト
 シテ發展スベキモノデアリマシテ、今回ノ委員會ノ答申ニモ基礎方針トシテ
 示サレテキルデアリマシテ今日オカリテ各地位ハ社會ノ凡ニル層
 方面ニ活動サレテキルデアリマシテ夫々各業種ニ適應シテ方法此
 ノ運動ニ御協力下サルニ是幸ト願ヒスル次第デアリマス

地方課長 (本府選挙修正運動ニ就キ説明)

委員會答申朗讀説明

實施要綱朗讀説明

コノ基礎方針ノ一ニモ掲ケラレル通り、皆様ノ御協力ヲ頂イテ府民ノ自主的
 運動ヲラシメルコトガ最も重要ノコトト信ズル次第デアリマシテ、各位ニ於
 カレテハ此ノ點ヲ御座ノ上何卒御協力願ヒ度イデアリマス

實施要綱事項ニ付朗讀説明

今度行ハレマス選挙修正運動ノ輪席ハ凡ソ今迄申上ゲタ様ナ次第デアリマス
 尙本日ハ各種團體、組合ノ方、賛助願ヤ、内務省カラ御出席ノコト故何卒
 賜顧ノナク御座見ヲナ何ヒ致度イデアリマス、デハ御手許ニ送ラゲマシタ
 協議事項(別記)ヲ中心ニ種々御意見ヲオ何ヒ致シ度イデアリマス

地方課長 何か御計畫デモアレバオ何ヒ致度イ

映 畫 府ノ方ノ御希望デモアレバ先ヅソレカラ何イ度イ

地方課長 依頼事項朗讀説明

御依頼申上ゲ度イコトノ内計査済ノモノハ大體右ノ様ナモノデアリマスガ

コソ外ニ何か效果アルト思ハレルコトガ御座イマシタラ何卒御座見ヲ御
 意見ヲ何ヒタイト思ヒマス。デハ一ツ青果ノ方何か

青果組合、愛市聯盟ノ運動ノ際ハ御協力ヲ御座見申上ゲテデスガアノ際痛感致シ
 マシタコトハソノ實際的效果モサデスガソレヨリハ青果コソウニシテ運動ニ參
 加シタコトニヨツテ聯盟ノ方何カカラ種々御座見申上ゲテ御座見ノ選舉ニ對ス
 ル自覺ガ覺醒サレタコトデアリマスコレハ一番大キキ收穫デアッタト思ヒマ
 ス。私共ハ業々八百屋デアリマシテ政治的自覺ヲ得ルニ至ラズカッタデアリ
 スマ、愛市聯盟ノ運動ニ參加シタ結果ハ一萬餘人ノ組合員ガ政治的自覺
 タメデアリマシテ大キキ收穫デアリマシタコト云フ建前カラ私共ハ愛市聯
 盟カラ脱退スルコトヲ望マナカッタデアリマシタア云フ風ニ運動ヲ徹底
 シテ行ツテコソハジメテ修正ガ徹底スルト思フデアリマス

今度ノ選挙ニ對シマシテハ愛市聯盟ノ解散後ハ緊急ナ用事モアリマシタノデ
 具體的ナ計畫ハアリマセンガ幹部トモ協議ノ上計畫シタイト思フ

地方課長 只今青果ノ方カラオ話ガアリマシタガ他ノ方モ御計畫ガ御座イマシ
 タラ承リ度イト思ヒマス出来ル丈ノ御援助ハ惜マヌツモリデアリマス

デハオコチカラカテ名指シテ御座見致シマセウ

菓子組合 方ニハ天長節ハ給産選舉ノ前日ニナツテ居リマスガコノ日ニハ各
 學校児童ニ菓子ヲ配ルヤウニナツテ居リマスノデ配菓ニハ成ルベク修正ニ
 關スル文字ヲ入レルヤウ市區村地ニモ通達ヲ出シテアリマスカラ宜シク御協
 力が願ヒ度シ

香商組合 昨年ノ衆議院總選挙ニハ市ノ手帳ヒラシマシタガソレハ井ノフタ
 ニ標語紙ヲ貼ル方法デ六百萬位配布シマシタ、今度ハ未ダ豫算モナシ計畫モ
 致シテ居リマセンガ昨年ノ結果ニヨルト井ノフタニ貼ルコトハ手数ガカカル
 タメ半分位シカ實施シナカッタヤウデコレハ考慮ノ要ガアル意味紙ニ標語ヲ
 入レルナドノ何ウカ御研究ノ上ヨロシケレバ御配布願ヒ度シ

地方課長 經費ハ懸ハ幾分ノ御援助ナラ出来ルコトデアリマスカラ宜シク願ヒ
 マス

映 畫 映畫ノ廣告ノ幻燈ニ關正ヲ取入レタナラバ面白イデハナイカ、ソレモ今
 迄ノヤウナ文字ダケノスライドデハナク浸透化シタヤウナモノヲ出シタラ何
 ウカ

地方課長 標語入りノスライドモ注問シテ各映畫館ニ送ルヤウ手配済デスカラ
 宜敷願ヒ度イ

映畫：文字ダケノモノデハ面白クナイ
松尾屬(内務省)内務省デハノイルムノ一番初メニ選舉改正ノマキヲ入レタ
モノヲ配給シテ映寫シテルヨロシク願ヒ度クイルムハ私ノ方デハ全部作り合
社カラ寄附給ニ配給シテ貰ツテキルニ依ル宜様モヤツテキルコレハ
東京府ノモノト重複スルワケデアリマスコレハ多々益々増ズルト言ツタ際
デアリマシテ映寫ノ方ハヨロシク願ヒ度イ

商店界 投票ニ關係アル人モアルカラソノ點懸念ガアル御指示ヲ乞フ
河野警部 選舉ニ關係アル人ハ出来ル迄選ケテ貰ヒタイ
ソレカラ台合モ適正ノ爲ナラ選支ヘガアリマセンガソノ際ハ御注意ヲ願ヒ度
イ

撞球案組合 未ダ案モアリマセンガ適宜ニ考ヘタ上オ何ヒシ度イト思フカラソ
ノ際ハ宜敷
私ノ方ノ組合ハ各警察署管内ノ單位トシテ出来テキルノデソレガ集ツテ聯合
會ニナツテキルノデスカボスターノ配布ナドノ際適正運動ト選舉運動ト紛
レル點ガナイカ

組合長ニハ選舉ニ關係アル人モアルカラソノ點懸念ガアル御指示ヲ乞フ
河野警部 選舉ニ關係アル人ハ出来ル迄選ケテ貰ヒタイ
ソレカラ台合モ適正ノ爲ナラ選支ヘガアリマセンガソノ際ハ御注意ヲ願ヒ度
イ

撞球案組合 未ダ案モアリマセンガ適宜ニ考ヘタ上オ何ヒシ度イト思フカラソ
ノ際ハ宜敷
私ノ方ノ組合ハ各警察署管内ノ單位トシテ出来テキルノデソレガ集ツテ聯合
會ニナツテキルノデスカボスターノ配布ナドノ際適正運動ト選舉運動ト紛
レル點ガナイカ

組合長ニハ選舉ニ關係アル人モアルカラソノ點懸念ガアル御指示ヲ乞フ
河野警部 選舉ニ關係アル人ハ出来ル迄選ケテ貰ヒタイ
ソレカラ台合モ適正ノ爲ナラ選支ヘガアリマセンガソノ際ハ御注意ヲ願ヒ度
イ

撞球案組合 未ダ案モアリマセンガ適宜ニ考ヘタ上オ何ヒシ度イト思フカラソ
ノ際ハ宜敷
私ノ方ノ組合ハ各警察署管内ノ單位トシテ出来テキルノデソレガ集ツテ聯合
會ニナツテキルノデスカボスターノ配布ナドノ際適正運動ト選舉運動ト紛
レル點ガナイカ

組合長ニハ選舉ニ關係アル人モアルカラソノ點懸念ガアル御指示ヲ乞フ
河野警部 選舉ニ關係アル人ハ出来ル迄選ケテ貰ヒタイ
ソレカラ台合モ適正ノ爲ナラ選支ヘガアリマセンガソノ際ハ御注意ヲ願ヒ度
イ

撞球案組合 未ダ案モアリマセンガ適宜ニ考ヘタ上オ何ヒシ度イト思フカラソ
ノ際ハ宜敷
私ノ方ノ組合ハ各警察署管内ノ單位トシテ出来テキルノデソレガ集ツテ聯合
會ニナツテキルノデスカボスターノ配布ナドノ際適正運動ト選舉運動ト紛
レル點ガナイカ

三分ノ一シカ動カサレナイ状態デアル御考慮ヲ乞フ
河野警部 今ノ問題ハソノ都度警察ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
商店界 選挙員デナイト云フ程度デ選支ヘナイカ
河野警部 コレハデリケートナ問題デスカラ、所轄署ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
地方課長 一般ノ選舉運動ニコウシテ點ニツイテハ抽象的デアリマスガ説
明シテアツマスカラ

地方課長 先程カリイロイロ皆様ノお話を伺ヒマシテ大體御意見モ出タ様デス
カラ細メテ申上ゲテ見マセウ
先ツ何ヨリモ計費ハ自費的ニオ願ヒシタイト思ヒマス經費ノ要ル要ラヌニ係
ラス御計費願ヒ度イソレデ出来ルナラ自主的ニ各自ノ御負擔テ行ハレルヤウ
願ヒ度イノデスアリマス

河野警部 今ノ問題ハソノ都度警察ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
商店界 選挙員デナイト云フ程度デ選支ヘナイカ
河野警部 コレハデリケートナ問題デスカラ、所轄署ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
地方課長 一般ノ選舉運動ニコウシテ點ニツイテハ抽象的デアリマスガ説
明シテアツマスカラ

地方課長 先程カリイロイロ皆様ノお話を伺ヒマシテ大體御意見モ出タ様デス
カラ細メテ申上ゲテ見マセウ
先ツ何ヨリモ計費ハ自費的ニオ願ヒシタイト思ヒマス經費ノ要ル要ラヌニ係
ラス御計費願ヒ度イソレデ出来ルナラ自主的ニ各自ノ御負擔テ行ハレルヤウ
願ヒ度イノデスアリマス

河野警部 今ノ問題ハソノ都度警察ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
商店界 選挙員デナイト云フ程度デ選支ヘナイカ
河野警部 コレハデリケートナ問題デスカラ、所轄署ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
地方課長 一般ノ選舉運動ニコウシテ點ニツイテハ抽象的デアリマスガ説
明シテアツマスカラ

地方課長 先程カリイロイロ皆様ノお話を伺ヒマシテ大體御意見モ出タ様デス
カラ細メテ申上ゲテ見マセウ
先ツ何ヨリモ計費ハ自費的ニオ願ヒシタイト思ヒマス經費ノ要ル要ラヌニ係
ラス御計費願ヒ度イソレデ出来ルナラ自主的ニ各自ノ御負擔テ行ハレルヤウ
願ヒ度イノデスアリマス

河野警部 今ノ問題ハソノ都度警察ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
商店界 選挙員デナイト云フ程度デ選支ヘナイカ
河野警部 コレハデリケートナ問題デスカラ、所轄署ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
地方課長 一般ノ選舉運動ニコウシテ點ニツイテハ抽象的デアリマスガ説
明シテアツマスカラ

地方課長 先程カリイロイロ皆様ノお話を伺ヒマシテ大體御意見モ出タ様デス
カラ細メテ申上ゲテ見マセウ
先ツ何ヨリモ計費ハ自費的ニオ願ヒシタイト思ヒマス經費ノ要ル要ラヌニ係
ラス御計費願ヒ度イソレデ出来ルナラ自主的ニ各自ノ御負擔テ行ハレルヤウ
願ヒ度イノデスアリマス

河野警部 今ノ問題ハソノ都度警察ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
商店界 選挙員デナイト云フ程度デ選支ヘナイカ
河野警部 コレハデリケートナ問題デスカラ、所轄署ト聯絡ヲトツテ頂キ度イ
地方課長 一般ノ選舉運動ニコウシテ點ニツイテハ抽象的デアリマスガ説
明シテアツマスカラ

ル権御願と致度イノデアリマス
御多忙ノ折柄誠ニ有難ク存ジマシタ

(別記) 出席者氏名

東京府 總務部長、地方課長、竹内屬、片岡屬、小松書記、高橋書記、近藤屬
註、商工課佐藤主事補(岩崎事務官代理出席)
警視廳(情報課)河野警部(保安課)鈴木警部 大倉警部、大竹警部、林警部
内務省警保局 松尾屬

組合、團體側 東京撞球業組合、東京菓子同業組合、東京養蚕商組合、百貨店組
合、東京府商店界聯盟、貧業聯合會、東京旅館組合、東京青果小賣商組合、東京
酒類同業組合、東京白米商同業組合、東京印刷同業組合、東京縫物同業組合、東京
合、東京村木同業同業組合、東京演藝場組合、日本活動株式会社、東京寶塚劇
場株式会社、大塚映畫株式会社、松竹キネマ株式会社、新興キネマ株式会社

(別記) 各種組合團體代表者協議事項

選挙公正運動(本米民衆ノ自主的運動ナルコトニ思ヒテ致シ今同ノ選挙公正運
動ニ於テモ特ニコノ點ニ留意シ本府選挙公正委員會ノ答申ニモ基礎方針トシテ掲
グラレタル次第ナルガ所ノ如キ自主的運動ニ依リ理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ
偏ヘニ民衆ト最モ密接ナル關係ヲ有セラルル各位ノ御援助ニ依リ外ナシト確信
シ茲ニ左記ニ依リ各位ノ出席ナキ御高見ヲ拜聴シ旁々御援助ニ與リ度合同ヲ煩
シタル次第ナリ

記

一、懇談事項

イ、各種團體ニ於テ行フ選挙公正運動ハ自主的ニ致度

ロ、同業組合ニ於テ宣傳ヲ行フトキ商店街聯合會ニ於テ行フ宣傳ト重複ノ場合
ハ各本會ニ於テ適當ニ取捨選擇セラル度

二、依頼事項

イ、四月十六日以降ノ選挙運動及選挙防止運動週回ニ際シテハ

○理容業組合員(床屋)ニ「開間マーク」ヲ

○浴場組合員(湯屋)ニ「湯正暖簾」ヲ

○自動車業組合員(客乗用乗合バス)ニ「ステツカー」ヲ

○興行業者(各設映畫館、劇場(映寫設備ヲ有スル))ニ「スライド」ヲテバ
ート組合員(各デパート)ニ大懸垂幕ヲ夫々作製中ニ付送達ノ上ハ協力方

御協力相成度
ロ、本府ヨリ「ギスター」其ノ他施設等ノ送付アリタル場合ハ急速ニ配布又ハ
揭示方御留意相煩度

ハ、新聞關係ト協調スル必要ナル場合ハ本府ニ申出ラレ度

ニ、特種宣傳ニ付テハ本府ト打合セラレ度

三、協議事項

イ、既往ノ実績ニ徴シ最も効果アリト認めラルル事項アラバ承リ度
ロ、其ノ他ノ意見承リ度

各種團體トノ協力ニ依ル宣傳

東京撞球業組合 モスターニ依ル宣傳(希望)

東京養蚕商組合 葉紙ニ依ル宣傳(希望)

東京浴場組合 暖簾掲出(實施決定)

東京自動車業聯合會 ステツカー貼付(希望)

商店界聯盟 大垂幕、飾窓ニル宣傳、店員ニマーク(希望)

東京旅館組合 小型ギスター、店員佩用マーク(希望)

東京美容術組合聯合會 扇間マーク佩用(實施決定)

東京青果小賣商組合 暖簾掲出(希望)

演藝場組合 スライド映寫(決定)

各映畫館

一、都下各新聞社編輯長並ニ放送局幹部トノ懇談會

一、日時 昭和十二年四月二十二日午前十二時

二、場所 帝國ホテル

三、出席者 別記ノ通

四、配布書類並物品

扇間マーク

實施要綱

知事書翰

兒童配布ビラ

湯正戸票

理容業者用マーク

百貨店店員用マイン

(別記)

出席者氏名

中外商業新報社	編輯長	小汀利得氏	
都新聞社	編輯長	渡部英夫氏	
二六新報社	編輯長	矢部周氏	
東京毎日新聞社	編輯長	西村虎一氏	
東京大勢新聞社	編輯長	書記伊右二門氏	
東京夕刊新聞社	編輯長	小林一氏	
同盟通信社	編輯長	土田三氏	
朝日新聞社	編輯長	土屋林太郎氏	
やまと新聞社	編輯長	川崎達夫氏	
帝國通信社	編輯長	芝野類次氏	
中央新聞社	編輯長	玉川燕氏	
東京毎日新聞社	編輯長	小島榮一氏	
東京朝日新聞社	市内版主任	福馬謙造氏	代理 星野政雄氏
府下版主任	林二郎氏		
東京日々新聞社	編輯部長	杉山幹氏	代理 栗原廣英氏

第二章 選舉肅正執行部の運動

一、概況

(一)準備期間

三月三十一日午前十時二十分衆議院解散の報を受くるや急遽二月以來連続執行中の管下町村會議員總選舉は止むを得ざるもの、外全部之を繰延の事とし之を目標として、管下中の肅正運動は一時中止の上全力を挙げて衆議院議員總選舉を目指して再度の肅正運動に邁進する事となつた。

そこで先づ總選舉までの一ヶ月間に於て實施すべき事項を豫定し立憲第三、一〇〇本及「解散」に際し府民各位に告ぐ」なるヒラ百萬枚の注文を發した、翌一日の早朝からは急早く府廳屋上に「校統選舉は東京から」監視廳屋上に「察官奉答此の一票」なるアドバトーションを掲げて肅正の第一聲を擧げたのであるが二日には

府下版主任 野口久米吉氏 代理 伊藤清六氏
 編輯局長 岡野繁雄氏
 市内版主任 西川泰雄氏 代理 渡邊久博氏
 府下版主任 木多充親氏

讀賣新聞社 社會部長 中瀨義親氏 代理 佐野康氏
 府下版主任 蒲地保氏

放送局 ニューズ課長 實川通元氏
 教養部長 小尾範治氏
 演藝課長 久保田萬太郎氏 代理 小林徳次郎氏

東京府知事 館 哲二

總務部長 藤岡長敏
 地方課長 廣橋眞光
 人事課 板倉聰一
 地方課 竹内虎雄
 片岡清一 小松 仁 高橋 易

早くも三十一日注文のヒラ百萬枚を府下全小學校児童の手を經て全有権者に配布したが同日内務省よりの電報通報を受け其の趣旨を各市町村長に通報して運動の方向を明示する處があつた。

超へて三日折柄神武天皇祭の人の出盛りを期して輕爆機一機に文字ネット「聖旨奉答此の一票」を乗せしめて帝都の上空を縱横に飛行して市民の注意を喚起した。

六日早朝知事室に部課長會議を開催し一致の運動を要する處あり、午前十一時より東京府選舉肅正委員會幹事以下打合せを開き種々協議したのである。翌七日午前十時半より東京市選挙會室に東京府選舉肅正委員會を招集府知事より「現下の時局ニ鑑み今次ノ衆議院議員總選舉ヲ目標トスル肅正運動ヲシテ最も有効適切ナラシムヘキ方策如何」なる疑問を發し之に對し案議の結果「一層其ノ趣旨ノ」

黨派ヲ圖リ之ヲ府民ノ自主的運動ニ進發長シク其ニ官民相携ヘテ理想選挙ノ實現ニ邁進スヘキ旨」を以て之が目的達成の爲の方策を各申せるを以て之を基礎として府の實施要綱を決定し先づ八月には午前十時府議員全部を商工獎勵館に集め知事より全員協力一致本運動に邁進すべし旨の訓示を與ふると共に午後二時より本運動に最も密接なる關係を有する警察廳警務部並に管下全警察局長との懇談會を開き、府の實施方針を説明緊密なる提携聯絡を遂げたのであるが此の日、本運動に要する追加費八萬五千二百圓が府多事會を通成成立したのである。

翌九日は市區町村長會議を、十日は市區町村選舉正副主任會議を開き訓示並に指示注意を與へ、共に各選挙区各の態勢を見たのであるが一方府立中等學校長、各種婦人團體代表者、府政記者團、各種團體及組合代表者、各新聞社編輯長、放送局幹部等と各別に懇談を遂げ協力を要する處があつた。

十三日午後一時半より日比谷公會堂に選舉正副大演說會を開催した處非常な盛況を呈し遂に數百名は入場を拒絶せねばならぬ様な状態であつた。

林首相、河原田内相、泉二檢事總長は交々立て進正選挙の必要を強調理想選挙に依る理想議會の出現を説いて已まず盛會裡に午後四時閉會した。

此の日告知事は「衆議院議員の總選挙ニ際シ府民各位ニ告グ」なる告諭を發表して府民の覺悟を促すと共に各市區町村に對し運動費用の補助金支出を市區町村に適應し本府實行部と相呼應し民間の自主的運動を奨励して上下縦横に運動を交錯させしめて市井の細部に迄運動の滲透徹底を企圖したのである。

かくて準備期間とも稱すべき旬餘の日子は極めて多忙の裡に過ぎ去つたのであるが、半ヶ月の實行期間に對する基礎工作は大體完成を遂げたのである。

(二) 選挙正副週間
十六日より二十二日迄を選挙正副週間として大に進正選挙の宣傳運動に努むる事とした。此の間に選挙、立候補、演説、前正若氣球各種ミスター、百貨店のショウウィンドー、湯屋のれん提燈、雪燈等固定施設の一齊掲出に要して飛行宣傳、ラッパ隊、雪燈隊等の街頭宣傳、自動車に依る移動演説、映畫館のスライド映寫、理容業者、演藝者、飲食店員の勤員等の移動的運動も亦一齊に活動を開始して府下を演進の二色に塗り潰したのであつたがとりわけ爛漫たる櫻花を配した湯屋のれんは丁度花見時のこととて獨り浴客計りでなく行人の目を眩らしむるものがあつた。

運動の頭初から極めて理解ある態度を以て運動状況等の報導に力を盡して居た各新聞社は此の頃に至り一段と熱意を加へ來り拘拘たる筆陣に依り紙上進正運動

を展開したのであつたが一方中央放送局に於ても毎日連続して豪華特別放送を實施し新聞社の活動と相俟て其の處報導機關に依る宣傳は百パーセントの効果を擧げ進正運動の管下を捲ぶが如き裡に二十一日午後一時から府下各市區町村選舉正副主任委員大會の日比谷公會堂に開催二千の委員は堂々宣言決議を行ひ今次の總選挙に對する覺悟の程を府民の前に發表し直に蜿蜒長蛇の列を作て日比谷街頭を行進鼓吹送拜の上二百餘名の代表者は「選挙正副」と大書せる横巻を経ひたる自動車五〇臺に分乘明治神宮に参進祈願祭を執行進正選挙の實現を熱願したのである。

(三) 禁煙防止週間
二十三日より二十九日迄を禁煙防止週間とし特に禁煙防止に努力する處があつた。

即ち本週間の勞務選挙正婦人大會を日比谷公會堂に開催會衆二千極めて眞摯熱心なる態度を以て「家庭からの選挙」を申合せた本週間に於ては特に街頭に於て大衆に呼掛けることに主力を注いだのであるが其の主なるものとしては二十三日より二十八日迄の間大衆演藝奇術師二代目天磨製名披露興行中の新橋演舞場に於て觀衆をして「選挙正副の歌」を合唱せしめた事、つゝ人形開催中の大衆遊園地多摩川園に於て入園者に進正マークを濫用せしめ且進正鉛筆を配付した事、京橋第一相互屋上に於ける電光サインに「京園のために必ず投票」及「自覺の一

票、時局の打開」なる標語を掲出して道行く大衆に呼びかけた事、二十八日には東京市の内外と都部の上空を飛行機の編隊飛行を實施し「必ず投票」なるピラ一五萬枚を春霞の大空より撒布した事、二十九日の午後一時半から府下各種婦人團體が「必ず投票」の白線姿堂々しく打擲て宮城奉拜後進正標を附けた自動車四十臺に分乘市内各區に散開投票を翌日に接へた市民に對し進正マツチ宣傳ビデオ等を配布して禁煙防止に大衆の奮闘をして事等であつた。

以上述べた處は東京府選挙正副實行部の直接關與せる運動の大綱であつて此の外各市區町村及各種團體等に於ても種々の運動を實施したのである。

以上實行部が直接實施し又は關與した運動の内主なるものを稍詳細に次に掲記することとした。

二、運動實施事項の豫定
衆議院議員解散の報を受けたのが三月三十一日午前十時三十分直に廿一ヶ月間

衆議院議員總選舉肅正運動中東京府選舉
肅正実行部實施決定事項

月日	事項	目的	備考
自三月三十一日 至四月十五日	垂察懸垂(府廳舎) アドバルーン懸揚(府 廳舎、警視廳舎屋上) 飛行宣傳	解散ニ際シテ府民 ノ覺悟ヲ促ス	垂察二張 アドバルーン二基 「解散選舉ハ東京カラ」 「現行憲法此ノ「憲法」 「理想ノ選舉・理想ノ議 「ガキ一黨種々憲政」 「懸垂飛行機」一機 「空行奉答此ノ一紙」 「新聞紙掲載(交通機關 共ノ他)ノ揭示 ビラ一〇〇萬枚
	知事若菜(總選舉ニ當 リ府民各位ニ告ク) ビラ配布(小児見守ノ 手ヲ引シテ各家庭へ)ノ 部課長打合せ	選挙ニ際シテ府民ノ 覺悟ヲ促ス 解散ニ際シテ府民 ノ覺悟ヲ促ス	
	東京府選舉肅正委員会 幹事以下打合せ	實施方策打合せ	共同案、答申案決定
	東京府選舉肅正委員会 警視廳幹部、各警察署 長トノ懇談会	實施事項ニ付懇談 解散ニ處スル覺悟 ヲ促シ、肅正方策ニ 付指示注進	
	市區町村長会	運到實施ニ關スル 打合せ	
	市區村選舉肅正主任者会	協力要京	
	新聞社放送局幹部トノ 懇談会	同	
	各種團體、各種同業組 合等幹部トノ懇談会	同	
	立寄枚掲出(東京市各 區、八王子市各町村)	肅正運旨宣傳	標語「選挙肅正」 持付「市區六〇本宛 持ナシ一町村一五本宛

月日	事項	備考
自四月二十六日 至四月二十二日	大垂察懸垂(警視廳大 會)通過 大垂察懸垂(府廳舎) 大垂察懸垂(警視廳大 會)	肅正運旨宣傳 大垂察一張
	立寄枚掲出(東京市各 區、八王子市各町村)	同
	(新規施設) 立寄枚追加掲出	肅正運旨強調
	編隊飛行宣傳	同
	アドバルーン懸揚(府 廳舎及警視廳屋上)	同
	映畫館ノスライドニ依 ル宣傳	同
	テバートノウインド装 飾ニ依ル宣傳	同
	新聞社ト協力ニ依ル宣 傳	同
	演習業者ニ依ル宣傳	同
	ポスター掲出(府下 一紙)	同
	大講演会(肅正ノ夕)	同
	大垂察懸垂(市内大テ バート)	同
	浴場業者ニ依ル宣傳	同
	營業用自動車ニ依ル宣 傳	同
	各種同業組合、各種團 體等協力ニ依ル宣傳	同
	横断幕掲出(八王子市 及各町村)	同
	放送選舉ノ夕開催	同
	選舉肅正実行委員大會	同

二九

東京市各區四〇本
標語、理想の選挙は東
京から」
飛行機三機ニ依ルビラ
撒布
アドバルーン二基
市内五〇館ニ於テス
ライド映寫
府下全従業者五萬人ニ
胸間マークヲ着用セシ
ム
ポスター三〇、〇〇〇枚
東京市内三回
八王子青梅立川各一回
暖簾三、〇〇〇枚ヲ府
下浴場業者全部ニ配布
四タク全部ニステツチ
ヤ一五萬枚貼付
横断幕二〇〇張
日比谷公會堂
宮城造片、明治神宮參
拜堂前決議

自四月二十三日	警備防止要請通函	同	同
至四月二十九日	立寄板一程揚出(府下) 一校)	同	同
	委員揚出(府廳舎)	同	同
	大差揚出(警視廳舎 及大デパート)	同	同
	ボスター揚出(府下) 一校)	同	同
	板橋区揚出(八王子市 及谷町村)	同	同
	狭山市ニスライド映寫 宣傳	同	同
	理容業者ノ刷同マイク 宣傳	同	同
	浴場暖簾ニ依ル宣傳	同	同
	自働車ニステッチナイ 貼布	同	同
	(新設施設) 警備防止立寄板揚出 アドバンス(警備) (府廳舎警視廳舎)	同	同
	児童ニ鉛筆配布	同	同
	ボスター揚出(府下) 一校)	同	同
	勸業銀行宣傳	同	同
	婦人大講演會開催 (日比谷會堂)	同	同
	新聞社ノ協力ニ依ル宣 傳	同	同
	各種同業組合、各種商 會等ノ協力ニ依ル宣傳	同	同
四月三十日	選挙當日	同	同
	婦人團體街頭宣傳	同	同

三、知事訓示

館府知事は四月八日午前十時府商工業聯合會に職員全部の参集を命じ大要の
次の如き訓示を與へ職員一致奮正選動に協力すべき事を強調せられた。

訓示要領

御多忙中御参集ヲ煩ハシマシテ誠ニ恐縮ニ存ジマス
今同案議院が解散セラレ近ク總選挙が施行セラレルコトニナリマシタ解散ニ至
リマシタ事情ハ各位ニ於ケレマシテハ既ニ新聞紙或ハ其ノ他テ充分御承知ノコト
下存ジマスガ要スルニ(議會ニ於ケル)本議協賛ノ態度ニ眞面目サヲ献イテキル
議會ヲ解散シ時局ヲヨク認識セシ新シイ議會ニヨツテ庶政一新ヲ斷行ムントスル
政府ノ所見カラデアアルト思ヒマス。即チ私ヲ設シ公ニ奉ゼントスル人ヲ選出シ
始メテ庶政一新ガ行ハレルノデアリマス

コレニハ何トシテモ選挙界ヲ腐汚シテ公正無私一意専心君國ニ奉ズル人ヲ選出
シナケレバ到底議會ハ刷新セラレナイノデアリマスココニ於テ選挙勸正ガ高ク叫
バレテキルノデアリマス各位ハコレヲ單ナルオオ祭騒ギトシテ認メズ進ンデコレヲ
協力シテ裁カナケレバナリマセン

殊ニ官公吏トシテ職ヲ奉ジテ居ラレル各位ハ國民ノ一人トシテヨクヨク國民的
一大運動ニ協力シテソノ目的達成ノタメニ力ヲ致シテ裁キタイト思ヒマス
更ニ一言申上ゲテ裁キタイコトハ選挙事務並ニ奮正選動ノ中樞タル東京府カラ
際レル人ガ出ル様ナコトガアレバソノタメニ官廳ノ威信ハ全ク地に墜ル様ナコ
トニナリマスノデ特ニ各位ニ於ケレマシテハヨク自衛自戒シテ遺憾ノナイ様ニ
願ヒ致シマス

最後ニお願い致シマスコトハ選挙事務ハ短日月間ニ極メテ大キナ仕事ヲシナケ
レバナリナイノデアリマスカラ到底主務課ニ於テノミコレヲ執行シテ行クコト困
難デアリマス
何卒御多忙中甚ダ恐縮デハアリマスガ直接間接ニ選挙事務ノタメニ御協力下沙
イマス様お願い致シマス

四、知事告諭

四月十三日館府知事は告諭を發し帝都府民たるの光榮に省み理想選挙の實現に
至絶の力を示され度旨要請する處があつた。(告諭の全文は巻頭に掲出)

五、市區町村長に對し運動の根本方針を示す

今次の選挙に關し四月一日内務省地方局長、警保局長連名を以て電報通牒あり
之に基き即日總務部長名を以て各市町村に依令通牒を發し運動の根本方針を示

す處があつた。(詳細は第 六章 選挙))

六、市區町村に對する補助金支出

短期間に於て運動の効果を擧ぐる爲には、貸付部の運動に呼應して民間各種團體等の運動と共に各市區町村をして充分に活動せしめ上下縦横に運動網を張り渡し、張り廻らす必要ありと考へ、次の如き補助金を支出して各市區町村の運動を助成願したものである。

東京市	一、〇〇〇圓
東京市各區	三三〇圓
八王子市	三〇〇圓
青梅町外五ヶ町村	一五〇圓
五十八ヶ町村	一〇〇圓
島嶼町村	三〇圓
合計	二〇、八八〇圓

七、各官街に協力要望

今次の選挙公正運動も漸く高潮期に入らむとする四月十五日府知事兼警視總監並に東京市長連名を以て次の如く各官街長に對し協力要望に關する依頼狀を發した。

五地發第二八四號
昭和十二年四月十五日

各官街長殿

東京市知事 館 哲 二
警視總監 横山 助 成
東京市長 牛塚 虎 太郎

拜啓時下陽春ノ候益々御清祥之段奉慶賀候
際者過去数次ノ選挙公正運動ニ付テハ種々御協力相蒙リ御蔭ヲ以テ相當ノ成績ヲ
取メ候段爲御家洵ニ慶賀ノ至ニ御座候
扱テ今次ノ衆議院議員總選挙モ勿論ノ後ニ切迫仕リ之ヲ對象トスル選挙公正運動
モ漸ク高潮期ニ入り候事トテ此ノ際特ニ各方面ノ御協力ニ依リ最後ノ症運動ヲ實
施致度存念ニ有之候
惟フニ現下ノ時局ハ内外共ニ容易ナラサル情勢ニ有之此ノ故ニ當テ執行セラルル

衆議院議員總選挙ハ又極メテ重要ナル意義ヲ有スルモノト存セラレ候條官吏ハ率
先シテ理想選挙ニ依リ理想議會ノ實現ニ努力シ以テ赤心奉公ノ誠ヲ顯現スルノ責
務アルモノト確信致候ニ就テハ貴廳ニ於カレテモ左記事項御參照ノ上格段ノ御協
力相煩候此段御留意候也

- 一、全職員ヲ一室ニ集ムルハ成ルヘク選挙公正全國強調日又四月二十三日(土)特ニ選挙公正ノ必要ナル所以ヲ力説高調セラルト共ニ率先選挙運動ニ協力投助セラルル様御示セラレ度コト
- 二、懸垂幕、氣球、ゴスター等ニ依リ宣傳セラレ度コト
- 三、選挙公正ニ關スル印刷物等ヲ配布セラレ度コト
- 四、國民ノ熱意ヲ遺憾ナク反映セル完備ナル選挙ノ實現ヲ期スル爲官吏ハ絕對ニ棄權セザル様特ニ御示セラレ當日ハ出勤時刻ヲ繰繰スル等ノ便宜ヲ講セラレ度コト

八、選挙公正實行委員会聯合大會

選挙公正運動週に入つてから第六日、運動は漸に自熱的頂點に達し府下は選出の一角に塗り潰されたかの如き四月二十一日、府下市町村に於ける本運動の中堅陣營を成す選挙公正實行委員会全員の全員を日比谷公會堂に集合聯合大會を開いた。是處宣言決議を發表して一層本運動の爲に勇往邁進の決意を示した。後全員二重橋前まで雄々長蛇の列を作つて日比谷街頭を行進遊城を參拜した。上代表者二百名は選挙公正の實現を祈願した其の概況次の通りである。

選挙公正實行委員会聯合大會次第 (四月二十一日)

- 一、總會 (於日比谷公會堂)
 - (一) 開會 (午後一時) 東京府總務部長 藤岡 長 敏
 - (二) 君が代斉唱
 - (三) 憲法發布勅語朗讀 東京府知事 館 哲 二 (五分)
 - (四) 挨拶 同 上 (五分)
 - (五) 同上 警視總監 横山 助 成 (五分)
 - (六) 同上 東京市長 牛塚 虎 太郎 (五分)
 - (七) 宣言致ニ決議

(八) 講演(午後一時三十分) 内務大臣 河原田稼吉閣下(十分)

(九) 同上 司法大臣 鹽野 丞閣下(十分)

(一〇) 同上 貴族院議員 田澤 義雄氏(五分)

(一一) 閉會(午後二時四十三分) 東京市監査局長 前田 賢次

午後三時日比谷公會堂前ニ集合

二、宮城遷葬式(日比谷公會堂前ヨリ陸任行進)

(一) 二重橋前参進(午後三時三十分)

(二) 参拜

(三) 萬歳三唱 發聲 東京府知事 館 首 二

(四) 解散

一般参會者ハ保員ノ誘導ニ依リ舊觀禮場ニ於テ解散ノコト

明治神宮代表参拜者ハ一時送拜現場ニ止リ保員ノ誘導ニ依リ自動車ニ分乘

明治神宮ニ向フ(自動車ニハ選舉前正ノ姿ヲ纏フ)

三、明治神宮参拜

(一) 集合(神宮橋前下車第一島居前集合)(午後四時十分)

(二) 手水舎前参進

(三) 御手水ノ儀(各自三行ヒ再ヒ参列)

(四) 修 散

(五) 参員着席

(六) 歌 謡

(七) 祭主祝詞ヲ奏ス(此ノ同参員最敬禮)

(八) 玉串奉奠(参列員總代)

(九) 拜禮(此ノ同参員最敬禮)

(一〇) 撤 座

(一一) 退 下

(一二) 解散(第二島居前ニテ解散)

参考 昇殿者 府知事、總務部長、東京市長代理、八王子市長、調方村長(西

多摩郡代表)、日野町長(南多摩郡代表)、武蔵野町長(北多摩

郡代表)

(附録)

宣言文ニ決議

○司會者 只今緊急勸議ノ出申ガアリマスガ、座長ニ牛塚市長ヲ御致シマス

○牛塚東京市長 只今御指名ニ依リマシテ緊急勸議ニ付テ座長ニナレト云フコ

トデアリマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○座長(牛塚虎太郎君) テハ借越デアリマスガ座長ノ地位ニ就キマス

○岩浪光二郎君 此際勸議ヲ提出致シマス、御許ヲ願ヒマス、宣言文ニ決議ハ總

テ時間ヲ省ケ意味ニ於キマシテ座長ニ一任致シタイト思ヒマス、ドゥソッ満場ニ

御致リ下サイマシテ御願致シマス

○座長(牛塚虎太郎君) 只今勸議ガ提出セラレマシテ宣言文ニ決議ヲ致シタイト

云フコトデアリマス、而シテ其文案ハ兩者トモ之ヲ座長ニ一任シタイト云フ勸

議デゴザイマス、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○座長(牛塚虎太郎君) 御異議ガナケレバ左様ニ取計ヒマス、座長ニ於テ取計ヒ

マシタ宣言、決議ノ決議ヲ致シマス

〔司會者宣言及ビ決議朗讀〕

〔拍手起ル〕

宣 言

我ガ邦選舉多年ノ積弊ヲ交際シ立憲制度ノ本義ヲ發揚シ以テ憲法欽定ノ

聖旨ニ應ヘ奉ランコトヲ期シ茲ニ府下各市区町村選舉正實行委員會委員相會シ

テ嚴密ナル宣言決議ヲナセリ爾來已ニ數次ノ選舉ヲ經テ粉骨碎身ノガ實現ニ邁進

シ來レリト雖モ未ダ所期ノ目的ヲ達成セリト謂フ能ハズ我等ハ茲ニ再ビ起ツテ大

會ヲ開キ相携ヘテ汝私奉公ノ至誠ヲ披瀝シ益々端正極旨ノ徹底ヲ圖リ斷ジテ理想

ノ實現ヲ執行シ誓フテ選舉前正ノ所志ヲ貫徹センコトヲ期ス

右宣言ス

昭和十二年四月二十一日

東京府市区町村選舉前正實行委員會委員聯合大會

決 議

未ダ根柢スルニ至ラサル選舉界ノ宿弊ヲ交際シ選舉本然ノ理想ヲ達成スル爲左ノ

事項ヲ決議シ之ガ實現ヲ期ス

一、公正ナル選舉ヲ行ヒ帝國ノ首府タルノ實ヲ顯揚スルコト

一、益々政治的進善心ヲ旺シニシ買収其ノ他ノ違反行爲ノ根柢ヲ期スルコト

一、國民參政ノ大義ヲ體シ棄權防止ニ力ムルコト

昭和十二年四月二十一日

東京府區町村選舉正實行委員會聯合大會
 ○座長(半澤虎太郎) 宣言並ニ決議ハ只今明讀シタモノニ付テ御異議アリマセネ
 ハ本會ニ付テハ「異議ナキ」ト呼ブ者アリ」
 ○座長(半澤虎太郎) 御異議ガナケレバ諸君一致可決サレマシタ。之ヲ以テ座
 長ハ席ヲ退カサス。

選挙修正二就イテ
 内務大臣 河原田 稼吉

本日東京府、警視廳並ニ東京市主催ノ下ニ選舉修正實行委員會大會ガ開催セラレ
 ニ當リマシテ豫メテ選舉修正運動ニ關シテ一方ナラザル御骨折ヲ願フテ居リマス
 又實行委員諸君ノ多數集リニナリマシタ席ニ衆上致シマシテ親シク所信ノ一端ヲ
 申上ルル機會ヲ得マシタコトハ誠ニ私ノ欣幸トスル所デゴザイマス。

御承知ノ通り我國ニ於キマシテ選舉修正ノ必要ガ明ヘラレマシテカラ今日マ
 テ既ニ相當ノ年月ヲ越テ居ルノデアリマスガ、當時ハキチ一部分ノ人達ノ間ニ
 政治ノ善化刷新ヲ圖ル爲ニハ、先アドウシテモ選舉界ノ腐敗ヲ防止シオケルベシ
 ナラズニ云フニト方期ヘラレテ居タリシ程ニアリマシテ、吾々國民全部ノ力ヲ選舉
 修正ノ實ヲ擧ガル爲ニ運動ヲ始メマシタ。一昨年以來ノ出来事ニ過ギナイ
 ノデアリマス、トコロガ一昨年以來ニ於キマス我々國民ノ困窮ヲ見マスルト云フト
 一昨年以來衆議院ノ總選舉ヲ始メテ致シマシテ全國各地ニ府縣會トカ或ハ市町村會
 才等ノ選舉ガ多數行ハレル時期ニアリマシテ、又他面ニ於キマシテハ丁度此時期
 ハ我國内外ノ事情ガ極メテ重大ナル時期ニ當面致シテ居リマシテ、一方ニ於キマ
 シテハ國家運送ノ機運ガ次第ニ旺盛ニナリマシテ、一方ニ於キマシテハ此
 重大時期ト云フモノヲ認識シテ政治ノ刷新向上ヲ圖ラウトスル氣持ガ全國民ノ胸
 中ニ涌出デテ參ツタト云フモノナ關係カラ致シマシテ、此選舉修正運動ハ全國到
 處ニ於キマシテ熱心ニ力説高唱セラレタリマシマス、此運動ニ付キマシテ時
 ニ一部ノ人々ノ間ニハ兎角ノ批評モ行ハレタ様デアリマスガ、大體ニ於キマシ
 テ今日ノ重大時期ニ當ツテ國民ノ政治の道義心ヲ喚起シ、官民一致協力致シマシ
 テ選舉界多年ノ腐弊ヲ除イテ、我國憲法政治ノ刷新強化ニ邁進シヨウトスル道
 途ナル國民運動ヲアルトシテ、全國民ノ熱誠ナル支持協力ヲ受ケタモノデアリマ
 ス、且シ其意味ニ於キマシテ相當ノ效果ノアリマシタコトニ付キマシテハ心アル
 人々之間ニ何等異論ノナイ所ト信ジテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ風ナ見地カラ

致シマシテ、私ハ其間ニ於ケル諸君ノ御骨折ニ對シマシテハ深ク敬意ヲ表シテ居
 ル大體デアリマス、而シテ此選舉修正運動ハ未ダ果ニ其緒ニ著イタカカリデアリ
 シテ、樹木今葉ニ於キマシテモ選舉ノ行ハレマスル場合ハ勿論、其他ノ機會ニ於
 キマシテモ引續キ不斷ノ運動ヲ繼續致シマシテ、益々國民ノ政治の自覺ト選舉ノ
 原動力ヲ圖リ以テ我が國政ノ刷新ト圖運ノ仲裏トニ力ヲ盡サナケレバナラズモ
 卜信ジテ居ル次第デアリマス、況ンヤ現下内外ノ情勢ハ我國ニ取リマシテ次第ニ
 其重大性ヲ加ヘテ參リマシタ、國民ト致シマシテハ朝野官民ノ關係ヲ、眞ニ特
 局ヲ十分認識シテ國家ノ非常時期ニ對處スルノ覺悟ヲ固メマスコトガ今日益々緊
 要ト相成ツテ參ツテ居ルノデアリマス、此秋ニ於キマシテ國民ハ近ク本月三十日
 ヲ期シテ再び衆議院議員總選舉ニ當面スルコト相成ツタ次第デアリマシテ、一
 昨年以來行ハレマシタ選舉修正運動ハ其ニ最モ大切ナル時期ニ再ビ直面致シタモ
 ノト考フルノデアリマス、即チ豫メテカラ全國民ガ力ヲ協シテ相互ノ政治的自覺
 自覚ノ必要ヲ叫ビ、選舉ニ伴フテ生ジマシタ各種ノ腐敗、弊害、不正ヲ除キマ
 シテ、一黨報國ノ精神ヲ實行ニ移ス爲ニ必死ノ努力ヲシテ參リマシタ運動ガ今回
 ノ總選舉ニ於キマシテ果シテ何ノ程度マデ其實效ヲ收メルトガ出来ルデアラウ
 カト云フ點ニ於キマシテ、今次ノ總選舉ノ結果ハ誠ニ興味ノ深い所ガアリト存
 ラレルノデアリマス、今回ノ總選舉ガ謂ハル選舉運動ノ成績ヲ試驗スルト同様
 ノモノデアリマス、今同ノ總選舉ガ謂ハル選舉運動ノ成績ヲ試驗スルト同様
 治ノ刷新ヲ期シマスルコトガ其根本デアルト考ヘマス、而シテ我が國情ヲ見マス
 ルノニ明治以來我が國運ノ抑壓政ト我が先賢、先人ノ非常ノ努力ニ依リマシテ國
 運ハ非常ナル發展ヲ來シテ居ルノデアリマス、而シテ又一面ニ於キマシテ所謂
 安ニ流シテ往々自己一方ノ利害或ハ又一階級、一方面ノ利害ノミヲ考ヘテ全體ヲ
 忘レヨウトスルガ如キ現象ヲ顯ハシ來ラントシテ居ルノデアリマス、今や朝野ヲ
 問ハズ、官民ノ別ナク、眞ニ心ヲ協セ、力ヲ一ニシマシテ舉ツテ此弊風ヲ打破シ
 ト考ヘルノデアリマス、而シテ今回ノ選舉ニ當リマシテ諸君ノ公正ナル投票ニ依
 ツテ新ナル議會ガ成立ヲ見テ我が國情ニ應ズル適當ナル政策ヲ實行シテ漸次内外
 ノ難局ヲ打開シ、以テ國運ノ伸張ヲ期シマスルコトガ最モ肝要ト認メラレノデ
 アリマス、斯ウ云フ風ニシテ眞摯ナル議會ガ構成セラレカドウカド云フコトハ
 全く諸君ノ心ニツキアルト考ヘルノデアリマス、申ス迄モナク衆議院議員ノ諸君
 モ總テ是等ノ諸君有權者ノ手ニ依ツテ選出セラレノデアリマシテ、所謂國民ノ
 信念ヲ代表スベキ立場ニ此衆議院議員ノ諸君モ置カレテ居ルノデアリマス。

三三

有權者其眞心ヲ欲メテ眞面目ナル氣持ヲ投票ヲ實行セラレマスルヲバ、ソレニ依ツテ選バレマシタ議員諸君ノ御心持ニモ必ズソレガ反映致シマシテ自然露骨ニ於キマスル態度ニモ國民ノ其赤心が影響スルモノト深信スル者デアリマス、議會ノ實ニ國民ノ鏡ノ如キモノデアルト申サナケレバナラズト思ヒマス、若シ不幸ニシテ選舉ニ對スル國民ノ心ニ異リヲ生ズ、或ハ俄カク金錢ニ動カザレテ投票ヲシタリ、或ハ法術ヲ用テ當選ヲ狙フタリヌルヤウナコトガアリマスルナラハ其影響ハ必ズ直チニ議會ニ反映ヲ致シマシテ、遂ニ一國ノ政治ノ基礎ニ腐敗腐敗ノ時影ヲ投ズルヤウナ結果トナリマスコトハ當然デアルト考ヘラレバナラズデアリマス、新條ヲ點カラ考ヘマシテモ、又過去二箇年間ニ於キマスル各種ノ選舉ノ實績カラ見マシテモ、今回ノ總選舉ニ當リマシテハ吾々ハ更ニ一段ト墮ラ大ニ致シマシテ選舉ニ伴ヒマスル各種ノ不正行爲ノ絶滅ヲ期シテ、以テ我國政治ノ基調ヲ刷新向上セシメナケレバナラズ次第ト考ヘルノデアリマス、殊ニ前申シマス通り今日我國ハ洵ニ容易ナラザル重大時期ニ際合致シテ居ルノデアリマシテ、苟モ國民タル者ハ其地位ト職業ノ如何ヲ問ハズ、朝野ヲ擧ゲテ此非常時期ヲ切抜ケル爲ニ大イナル決心ヲ以テ臨マナケレバナラズ秋テアルト考ヘラレバナラズデアリマス、自分ノ私利私慾ニ専念ヲ致シテ公共ノコトヲ疎ニシタリ、或ハ皆實因ニ或ハハナシマシテ己レノ信念ヲ在ゲタリ、又ハ自分一己ノ立場バカク考ヘマシテ公ノ幸福ヲ犧牲ニシタリヌルヤウナコトハ斷ジテ許スベカラザル時期デアルト思フマデアリマス、國民ノ全部ガ私ヲ欲シテ公ニ奉ズルノ覺悟ヲ必要トシマスルコトハ今日ノ如ク緊要ナル時ハナイトサヘ確信セラレバナラズデアリマス、此度ノ總選舉ノ實績ニ新條ナリ時期ニ執行セラレント致シテ居ルノデアリマシテ、之ニ臨ムベキ國民ノ覺悟ガドウ云フモノデナケレバナラズカト云フコトハ私ヨリ御説明ノ必要ハナイト信ズル位ノモノデアリマス

以上申述バマシタ通り今回ノ總選舉ニ於キマシテハ國民タルモノハ敢然トシテ舊來ノ惡習ヲ一掃シテ、眞ニ清新明朗ノ氣持ヲ以テ刻下ノ非常時期打開ノ爲ニ邁進スルノ必要切ナルモノガアルト考ヘルノデアリマス、併シ何分ニモ大都會ニ於キマシテハ田舎ト違ヒマシテ住民ノ生活モ複雑デアリマスルシ、人ノ動靜ナドモ烈シイガ爲ニ選舉公正ノヤウナ國民運動ヲ十分徹底セシメマスル爲ニハ色々ト困難ナ事情ガ多イノデアリマシテ、其實行ノ術ニ當ツテオ居デニナリマスル皆様方ノ御苦心ニ對シマシテハ深ク之ヲ多謝スル次第デアリマス、何卒一段ノ御熱誠ヲ以テ庶民ノ見覺奮起ヲ促スコトニ御努力下さいマシテ、來ルベキ總選舉ニ於キマシテハ眞敢其地他黨選舉違反ノ絶無ヲ期シテ、我國首魁ノ所在地デアリマスル東

政府民ノ名ニ恥ヂテ立憲ヲ成續スルヲ望ミテラレマスルヤウ、何卒一層ノ御盡力ヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス

選舉ト國民ノ覺悟

司法大臣 鹽野 彦

御承知ノ通り我國ニ於キマシテハ、天皇ノ御親政コソ古今ヲ通ズル政治ノ大方針デアリマスガ、畏クモ、明治天皇ニハ夙ニ萬機公論ニ決スベシト御宣言遊バサレテ、明治二十二年憲法ヲ發布セラレマシタ、茲ニ我が立憲政治ノ基礎ガ定マリ吾々國民一衆ガ大政ヲ製贊シ奉ル途ガ拓カレタノデゴザイマス、吾々國民ハ此聖旨ヲ奉體シ官民協力、打ツテ一九一〇年ニ立憲政治ノ完成ノ爲ニ渾身ノ努力ヲ拂ハナケレバナラナイノデアリマス、然ルニ年々進ルニ隨ヒマシテ、此立憲政治ノ基礎ヲ成ス選舉ニ關シテ幾多ノ情弊ガ發生致シマシテ、其情弊ノ爲ニ政界ニ多クノ惡ハシイ問題ガ類致致スヤウニ相成リ、延イテハ國民ノ一部カラ議會政治ニ希望ヲ失ハシムルヤウナコトナリ、時ニハ矯激ナル直接行動ヲ敢テスル者ガ出ヅルヤウナ状態ニナツタノデアリマス、實ニ今日ノ非常時期ニ於ケル國內ノ原因ノ一ツハ此選舉界ノ腐敗墮落ト云フコトガ主ナルモノト申シテモ敢テ過言デハナイト思フノデアリマス、此時弊ヲ矯正致シマスル爲ニ一昨年来官民協力致シマシテ選舉公正運動ガ勃興致シ、津々浦々ニ迄及ンダノデアリマス、此術ニ當リマス人々ハ國民ヲシテ選舉ノ持ツ重大ナル意義ヲ能ク理解サセ、銘々ニ與ヘラレタ其一票ヲ皆ク正シク用フルコトニ依リマシテ立憲政治ノ完成ニ努力シテ居ラレタ次第デアリマス、此運動ハ非常ニ效果ガ擧ゲラレタノデアリマシテ、其結果ヲ見マスルト云フト、投票買収ノ行爲ハ當局ノ取締ト相俟チマシテ餘程其數ヲ減ジタヤウデアリマス、又各種ノ選舉ノ過ジマシテ、其選舉費用ハ非常ニ減ツタト云フコトモ亦御知ノ事實デアリマス、併シナガラ此選舉運動モ今一段ノ努力ヲ以テ是ガ徹底ヲ期スル必要ガアルト考ヘルノデアリマス、先刻モ御話ガ出マシタガ、衆議院ノ下ニ於ケル我が大東京、政治ノ中心デアリマスル此東京市ニ於テ市會議員ノ選舉ガアリマシタ結果ヲ觀ミマスルト云フト甚ダ遺憾ナモノガアルノデアリマス、最近ノ調査ニ依リマスルト、其選舉違反者ノ數ハ約二千人ニ達ントスルノデア

マシテ、而モ其半數以上ノモノ即チ千人以上ノ者ガ金錢俵果ノ所謂惡貨ノ選舉ニ當ルノデアリマス、尙ホ又此選舉ニ立候補シテシテ候補者其ノ中、八十九人ト云フ多キ數ノ人々ガナリ選舉違反ニ因リテ居ルノデアリマシテ、既ニ其中三十七人ガ起訴セラレ、其餘ノ候補者ハ取調中ト云フヤウナ洵ニ遺憾ナル現象ヲ現ハシテ居リマス、之ニ付キマシテハ幾多ノ事情モアツタト想像サレルコトデアリマスルケレドモ、兎ニ角新條ヲ結束シ現出致シテ居ルノデアリマシテ、皆サシガ獻身ノ努力サレタニ拘ハラズ、此等ニ於テ選舉ヲシテ見レバ新條ナ結果ニナルト云フコトハ誠ニ情ナイ次第デアリマス、前途ニ於キマシテ端正運動ハ益々之ヲ徹底サセル必要ガアルト思ヒマス、何卒皆サシハ一層努力セラレ

在端正ノ爲ニ御盡力アラント云フコトヲ希望スルノデアリマス、選舉ニ當リマシテ數重ニ取締ヲシ、檢査スルト云フコトハ是ハ相當效果モアルヤウデアリマス、併テガラ眞ニ選舉ヲ端正シ、立憲政治ノ完成ヲ期スル爲ニハドウシテモ政治教育ヲ普及徹底サセテ、國民ノ政治的自覺ヲ促スコトガ急務デアルト考ヘルノデアリマス

我國ノ立憲政治ノ根本義ニ付キマシテハ先對申シタヤウナ次第デアリマスルガ、此制度ハ勿論外國ノ例ニ倣フタモノデアリマスルケレドモ、ソレハ形ノ倣フデアリマシテ、其内容ハ外國ノモノトハ全然異ナルモノデアルト云フコトハ國民ハハツキリ理解シケレバナラヌノデアリマス、我國ニ於キマシテハ、天皇ノ御親政ノ根本デアリマス、ソレハ有難キ大御心ニ依リマシテ議會ニ國民ノ公正ナル輿論ヲ映シ出シ、政府ト共ニ、天皇ノ御親政ヲ翼賛シ奉ルコトヲ御許シニナツタノデアリマス、隨テ吾々國民ハ淺私奉公ノ誠ヲ以テ御國ニ或ス人々ヲ選出シテ、皇座ヲ翼賛シ奉ルコトヲ第一義デアリマシテ、故ニ日本政治ノ根本的特徵ガアルノデアリマシテ、此等ハ何ヨリモ先ニ國民ガハツキリト自覺シナケレバナラヌ點デアリマス、尙ホ我々國民ガ政治ニ對シテ理解ガナク、無關心デアリマスルコトハ、政治ト生活トノ關係ヲ正シク認識シナイ爲デアラウト考ヘラレマス、政治ハ生活デアリマス、政治ハ直接ニ國民生活其ノモノニ關スルモノデアリマス、政治ガ國民生活ヲ離レテ徒ニ抽象的ノ議論ヲ囿ハスト云フヤウナコトデアツテハ相成リマセヌ

政治ハ生活其ノモノヲ取扱フノデアリマシテ、生活ヲ離レテ政治ハアリマセヌ、新ルガ故ニ吾々國民モ吾々ノ生活政治デアルト云フニト自覺ノ下ニ果シテ貧富ナル一環ヲ生カシテ使ヒマスナラバ、國家ノ發展、福利ノ増進ハ必ズ實現シ得ラレルノデアリマシテ、此意味ニ於キマシテ國民ノ政治的關心ヲ高マルコトガ必要デアリマス、此點ニ付キマシテモ實行委員皆サシノ御努力ヲ願ヒタイト思ヒマス

終リニ一言申添ヘタイコトハ現在我々國民ハ選舉ニ對シテ可ナリ恐怖ト申シマ

スカ、畏怖スルノ氣持ヲ持ツテ居リマス、此氣分ヲ解消致スヤウニ何卒皆サシテ御祈ヲ願ヒタイノデアリマス、選舉ヲ危イモノト考ヘテ之ヲ敬遠シマスノハ、一昨年來ノ選舉ニ對スル檢査ガ苛酷デアツタトノ風説ニ依リテシテハ、其ノ思ヒマスルガ、世間ニ話題ニ上ツテ居リマスル色々ノ事項ニ付キマシテ則チ見マスルト多クハ根柢ナイ噂話、又ハ一寸シテコトヲ針小棒大ニ傳ヘタモノデアリマシテ、選舉法ハ一部ノ人々ガ考ヘテ居ルヤウニ左様ニ苛酷ガ法律デアリマセヌ

又選舉ヲ致ス當局ニ於キマシテハ左様ニ非常識ヲ取テ致シテ居ルモノデハナイノデアリマス、此頃相當常識モアリ、社會的地位モアル人々カラ風色々ナ質問ヲ受ケマス、中ニハ自分ノ友達ガ候補者ニ立ツテ居ルカラ推薦狀ヲ出シタイガ差支ナイモノデアラウカナドト云フヤウナ同ヲ受ケルコトモアリマスガ、是ハ選舉法ニ對スル知識ガ乏シイト云フバカリデナク、ウツカリ選舉ニ關係スルト飛ンダ目ニ遭フ、飛ンダ怪我ヲスルト云フヤウナ考ガ非常ニ廣ク行ハレテ居ルガ、或ハ親兄弟關係ノタニ於キマシテ候補者ノ品評ヲナシタリ、或ハ選舉ノ話ヲスルト云フヤウナコトガ封モラレルト云フヤウデハ、選舉ハ暗ク不愉快ナルモノニナツテマツテ立憲政治ノ發達ノ上カラ見マシテ洵ニ憂フベキモノデアリマス、此點ニ付キマシテ國民ハモット選舉ニ對シテ明ルイ氣持ヲ以テ、大政翼賛ノ實ヲ舉グルヤウニ致シタイモノデアリマシテ、先程發見總監カラモ御話ガアリマシタガ、買収其他惡質ノ犯罪ニ付テハ徹底的ノ檢査ヲ致シマスルケレドモ、唯細カク規則ヲ知ラナイガ爲ニ、若クハウツカリシテ居ツタト云フヤウナコトカラ、一時注意ヲ受ケルト云フヤウナコトハアリマセウガ、何デモ彼デモ檢査ヲシテ端正ノ爲ニシルト云フ當局ノ方針デモナイノデアリマス、左様ニ世間ニ噂セラレヤウナ非常識ヲ取テハアルベキコトデアリマセウガ、各位ハ其點ニ對シテ十分御瞭解ニナリマシテ、此選舉ノ端正ノ爲ニ益々熱心ニ御努力アラント切望スル次第デアリマス

當面ノ選舉ト端正運動

貴族院議員 田澤 義 鋪
選舉端正中央聯盟理事長 田澤 義 鋪

只今御紹介ヲ致キマシタ田澤デゴザイマス、私モ皆様ト同様ニ選舉端正運動ト陣營ノ内部ニ存在スル一人デアリマシテ、御同様ニ此重大ナ問題ニ熱心シテ出來ルダケノ成績ヲ擧グルヤウニ努メナケレバナラヌト云フ責任ト覺悟ヲ痛切ニ感ズ

ル人テアルノデアリマス、當面ノ選舉ト選舉正、此問題ニ付テ暫クノ間御濟
 難ヲ煩ハシタイト存ジマス

現在オ五分當面致シテ居リマス此選舉、此選舉ハ二大ナル意義ヲ
 有ツテ居ルト存ズルノデアリマス、其一ハ河デアルカト申シマス、第二ハ
 現在ノ關係ト下ニ我國ノ政治ヲ如何ナル基調ノ下ニ置クカ、如何ナル方向ニ導
 行クカ、此重大ナル問題ガ此選舉ト云フ機會ニ依ツテ國民ノ判斷ヲ待ツテ居
 必、斯ウ云ニ意義ヲ有ツテ居ルト思フノデアリマス、或ハ政府ノ發表致シテモシ
 多解散ノ理由ヲ是認スル人モアラウ、是認シナイ人モアラウ、ソレハ兎モ角ト致
 ジマシテ、現在ノ關係ト下ニ我國ノ政治ヲ如何ナル基調ノ下ニ置ヘテ行クカ、
 ドウ云フ方向ニ導キテ行クカト云フ、此國家ガ爲ニ重大ナル問題ヲ國民ガ決定
 シテ居ルベシト云フ機會ガ今同ノ選舉ニ在リ、茲ニ一ツノ重大ナル意義ガ決
 定ハマデテ居ルト思フノデアリマス、併ナガラハ其内容ガ所謂政治的ノ問題デア
 リマスカラ、今日私共ガ此以テ論議スルキ限リデアリマス、併シ兎モ角選舉
 選トシテハチウ云フ意義ヲ有ツテ居ルト思フノデアリマス

第二ノ重大ナル意義ハ何デアルカト申シマス、是ガ爲ニ御同僚ガ致モ憲法ヲ
 爾國權ヲ持テ居リマス選舉正ト同選正アリマス、先程來段ノ御話ガアリマ
 シタ通りニ、一昨年以來二箇年間ノ選舉正ト對シテ私共モ相當ノ效果ガ得ガ
 得ヌト思フ、併シ更ニ之ヲ徹底セシメ得ルカドウカ、或ハウツカリスルト是デ一
 段落、或ハ更ニ選正トスル處ニシテハ官ヘテ今ノチヤナイカ、一昨年來
 行ヒ奉ツタ此選正運動ヲ本當ニ徹底セシメ得ルカ否カ、或ハ選正トシテモ
 ガアリハシナイカ、サウ云フ分曉點ニ立ツテ居ルト云フ重大ナル意義ヲ有ツテ居
 ノカト考ヘルノデアリマス、ソレデ此選正運動ニ關スル點ニ付テ少クシテ御相談
 ヲ申上デテ見タイト考ヘルノデアリマス

一 國體致シマス、内務大臣ノ御話ニナリマシタ通り、心アル人々ハ前カラ色々
 努力ヲ致シテ居ツタニシロ、兎ニ角國民的ノ運動ニナリ、政府ノ方針トナリ、民
 同各種團體ノ協力トナツテ、サウシテ御承知ノ通り皆樣マデ御努力ニナツ
 テ行ハレタノハ、是ハ一昨年來ノコトデアリマス、併ナガラ一昨年來行
 ハレマシタ選舉正運動ハ、政府ガ主唱セラレテ民間ノ之ニ應ズル色々ノ運動ガ
 近年アツタノデアリマスガ、此位官民協力、舉國一致、澎湃タル大國民運動トシ
 テ行ハレマシタモノハ他ニ多ク其例ヲ見ルコトガ出来ナイト思フノデアリマス、
 一 體何故ニ是程ニ社會各層ノ共鳴ヲ得テ本當ニ舉國一致ノ姿ヲ行ハレタノデアリ
 マセウカ、ソレニハソレ程ノ理由ガナケレバナラヌト存ズルノデアリマス、唯政

府ガ主唱シテカカ下云フデケズハナカタクト思フ、國民ノ胸底ニ潛メテ居ル所
 ノモイテ如何ニモ是ハハナクナケレバナラヌト云フ、其大期ニ至レテ合致スル所
 シテ何故ニ胸底深ク潜ムデ居ルモノニ相觸ル、コトガ出来タカト申シマス、
 一面ニハ何ト考ヘテ見テモ、我國ノ政治形態ハ君主立憲ノ政治以外ニ考ヘ得ラレ
 ナイ、歴史ノ中ニハ色々ノ政治形態ガアル、獨リ歴史バカリデナク、廣ク世界ヲ
 見渡シテ見マス、ト色々ノ政治ガ行ハレテ居ル、併シ我國ニ於テハ何ト云ツテモ、
 ドンナニ議論ヲシテ見テモ、結局君主立憲ノ政治以外ニ斷ジテ行ハベキ政治ハナ
 イ、此君主立憲政治ノ何處マデモ推廣シテ何處マデモ徹底セシメナケレバナラヌ
 ト云フ一ツノ鐵則、之ヲ國民ハ明ニ知ラシメテ居ル、然レ國民ハ一部ニ立憲政治ヲ
 以テ單純ナル外來思想ノ模倣デアルカノ如ク考ヘテ居ルカモナイデハ其宜シク分
 レドモ、少ク深ク研究シテ見テ、サウ云フ考ヘ方ハ誤リテ居ルコトガ能ク分ル
 ト思フ、勿論吾人ハ只今モ同法大臣ガ御話ニナリマシタ通り歐洲ニ發達シテモ
 デアリマス、然レドモ、其中心ニ據込テラ精神ハ、是ハ日本ノ國體ノ大精神デア
 ルト云フ此國體ニ對シテ分クコトガ出来ル下致シマス、只今我國ノ憲法ノ第
 一段ハ、國體ノ大精神ヲ中外ニ宣布シ置キ、第一條ニ「大日本帝國ハ萬世一系ノ天
 皇之ヲ統治ス」と云フ此規定ヲ初メトシテ、憲法ノ第一段ハ、我が國體ノ大精神
 ヲ中外ニ宣布シ、萬世一系ノ明カナラシムルガ爲ニ書現ハサレタモノト云フテ宜シカ
 ラウト存ズルノデアリマス、而シテ其第二段ハドウカト申シマス、此國體ハ大
 精神ニ最モ相應シイ政治形態ハ如何ニシテ行ハレナケレバ其ヲ云フコト
 ナリトシタモノト云フ、即チ一君萬民ノ國體ニ最モ相應シイ一君萬民ノ政治
 一君タル陛下ガ萬民ト共ニ政治ヲ行ハセラレ、萬民忠誠ヲ披瀝シテ一君タル陛下
 ノ大政ヲ襄贊シ奉ル其政治形態ハ一體ト云フナケレバナラヌカト云フコトガ
 憲法ノ第二段ノ内容デアルト私共ハ考ヘルノデアリマス、勿論明治ノ初年ニハ民
 同ノ一節ニハ單純ナル外來思想ノ模倣ト思ハレル議論モソレハ行ハレタコトデア
 リマセウケレドモ、明治天皇ガ明治ノ元勳ヲ指導シテ、皇祖皇宗ノ神靈ニ御誓ヒ
 ニナツテ御定メニナリ國民ニ宣布遊バサレテ欽定憲法ハ實ニ斯ノ如キモノデア
 テ、我國ノ立憲政治ヲ目シテ、何等カ日本のナモノデアナイカノ如ク、國體精神ニ
 合致シテイカノヤウニ考ヘル人ガアルコトハ是ハ實ニ遺憾千萬ニ思フノデアリマ
 ス、我國ニ於キマシテハ、此國體ノ下ニ行ハルハ政治形態トシテハドウシテモ此

君主立憲ノ政治以外ニアリ得ナイ、此立憲政治ハドシナコトガアツテモ兼護シナケレバナラズ、是ハ一ツノ動カスベカラザル大前提デアリ、大前提デアル、是ガ一ツ存在スルノデアリマス

而シテ此立憲政治ハ明治二十二年以來今日マデ行ハレマシタ故果トシテ、後ニ國家ノ進運ニ供シタ所ノモノガ非常ニ多ク、日清戦争ヲ考ヘテ見マシテモ、或ハ其間ニ於ケル國力ノ伸長、産業ノ發展、文化ノ進歩ヲ考ヘテ見マシテモ、或ハ其間ニ於テ立憲政治ナカリセバ、果シテ日露ノ戦七、或ハ産業、文化ノ發展ガ今日ノ如クナリ得タカドウカ斯ウ云フコトヲ考ヘマシムト、立憲政治ノ我國ニ與ヘタ效果ト云フモノハ非常ニ大キナモノデアラウト思フ、併ナラント同時ニ又長イ間ニハ段々弊害ヲ累積シテ参リマシテ、只今モ御話ノアリマシタ通り、其弊害ノ累積スル所國民ノ一部ニハ此立憲政治ニ失望スルノ餘リ、之ヲ呪詛スルト云フヤウナ者ヌラ出テ参リタデアリマス、ソコデ吾々ハ一面ニ於テハ此立憲政治斷ジテ兼護スベシト云フ餘用ノ下ニ立ツテ居ル、一面ニ於テハ非常ニ效果モアツタケレドモ、亦其間運用ニ伴フ弊害モアツテ、國民ノ一部ニハ之ニ失望シテ呪詛スル者ガアル、斯ウ云フ状況ニ立ツテ居ル場合ニ、サウ云フ真面目ナ、或ニ忠誠ナル國民ハ如何ナル方向ヲ持テ何如ナル事情ニ努力シテ居レバナラヌカト云フコトハ甘ハズシテ明カデアラウト思フデアリマス、即チ一面ニ於テハ此立憲政治ヲ何處マデモ兼護スルコト共ニ、一面ニ於テ其運用ニ伴フ各種ノ弊害ヲ本氣ニ與劍ニ之ヲ排除スル、之ヲ淨化スル、其爲ニハ渾身ノ努力ヲ捧ゲナケレバナラズ、此事ダケガ眞面目ナル國民ノ前ニ開カレタル唯一筋ノ道デアルト私ハ考ヘザルヲ得ナイノデアリマス

斯ノ如クニシテ國民各層ノ共鳴ガ此問題ニ注ガレテ來タ、大新聞モ深山ノ眞面ヲ刺イテ此選舉前正運動ニ協力スル、政黨モ之ニ協力スル、教育、宗教ノ團體一切ノ人々ガ悉ク之ニ協力シテ、サウシテ澎湃タル國民の大運動ヲ形作ルコトガ出來タノデアリマス、其效果ハドウデアアルカト申シマス、立憲ニキニ兼分ノ見方ハ迄フカモ分リマセマカ、只今マデ段々主權者側ノ御挨拶、或ハ兩大臣ノ御挨拶等ヲ何ツテ見マシテモ、吾々ノ考ヘテ居リマス、同様に相當ノ效果ヲ舉グルコトガ出來タト解釋スルコトガ出來ル、殊ニ著記總理ノ指揮セラレマシタ所ノ選舉干渉、即チ時ノ政府ガ政治的意圖ニ基イテ一黨一派ニ私スルト云フコトモ明治二十五年來段々サウ云フコトモアツタノデアリマス、斯ノ如キ立憲政治ノ恥辱ニ似スルコトハ、最早過去ノ物語トシテシマフコトガ出來タト云フニトモ、善觀

ドシナコトヲスルカ分ラヌデヤナイカト仰シヤル方モアルカモ知レドモ、其最良ノ早國民ノ限ハ目覺メテ居ル、此目覺メタル國民ヲ前ニシテ爾モ無難ナル選舉干渉ヲ行フガ如キ内閣ガアリマシタナラバ、其内閣コソ識者ノ諷刺ヲ受ケナケレバナラズ、其内閣ヲ助ケヨウト思フタ政黨政治ノ方コソ國民ノ判斷ヲ受ケテ、選舉場裡ニ輸敗ヲ喫スルト云フ情勢ガ既ニ確立サレテ居ルト申シテモ宜シク存在スルベシデアリマス

斯ノ如ク考ヘマシムル時ニ此問題ハ確ニ過去ノ物語ト爲スコトガ出來タ、是ハ劃期的ノ一ツノ進歩デアラウト思フ、而シテ選舉費用ノ問題ノ如キモ段々弊害ガアリマシタガ、昨年ノ總選舉ニ當選セラレタ人々ノ經驗談ヲ聽イテ見マシムト、實ルニ人ハ從來ノ二分ノ一デ宜シカツタ、或ル人ハ三分ノ一デ足リタ、昭和三年アタリノ總選舉ニ比レバ五分ノ一モ掛ラナカツタト首ハレル人ガアル、而シテ選舉費用ガ少クテ済ムダト云フヤウナコトハ、決シテ候補者ノ個人的少都合トカ、便宜トカ云フソナ簡單ナ問題デヤナイ、選舉費用ガ多額ニ要スルト云フ言ハレナドバ、隨テ政黨ナドノ政治費用ガ非常ニ多ク要スル、其爲ニ我國ノ政治ガ如何ニ腐ヒサレテ來タカ、合理的ニ政治ガ行ハレナイ、或ハ其間ニ色々ノ情ナキ事件ガ起ル、サウ云フヤウナコトハ、此立憲政治ノ運用ニ伴フ弊害ノ中デ、選舉費用ガ多ク掛ルト云フヤウナコトハ非常ニ重要ナル部分ヲ占メテ居ツタデアリマス、是ガ過去ノ實情デアリマス、サウシテ候補者ト選舉人トノ間ニ立ツテ、選舉ト云フ神聖ナル機會ヲ利用シテ私腹ヲ肥サウトスル所謂「プロトカ」ト云フヤウナ人々ガ大分減ツテ参リタ、サウシテ投票買買ト云フヤウナ實ニ情ナキ現象ガ少クナリマシタコトハ非常ニ喜バシキコトデアル

更ニ此二箇年ノ運動ニ依ツテ、國民ノ政治的理解力、政治的判斷力ト云フモノヲ向上セシメ得ルコトモ、數字ニハ現ハスコトハ出來マセマカレドモ決シテ少クナイト思フノデアリマス、或ハ段々御話アリマシタ通り、法規ガ煩瑣デアツテ選舉ニ明細ナ氣分ヲ缺イタト云フヤウナ經驗モアツタカモ知レタ、若シ果シテ然リトスレバ、法規ノ改メベキ所ハ空ニトモ手放シ以テ改メタラ宜シカラウト思フ、法規ヲ改メル點ハ其點バカリデハナイ、或ハ更ニ尙正ヲ強化スルト云フヤウナ點ニモ必要ガアルトスレバ、サウ云フヤウナモノモ同様ニ空ニトモ改メタラ宜シカラウト思フ、或ハ又取締官憲ノ態度ガ非常ニ冷淡デアルトカ、苛酷ニ過ギルト云フヤウナ批評モアル、若シ果シテ然リトスレバ、是モ亦官憲ノ努力ニ依ツテ是正シテ行カレケレバナラズ、私共ハ尙正運動ニ關係シテ居ル地位デアリマス、出來ルダケサウ云フ問題ニ付テ、物ヲ公平ニ見タイト考ヘテ居リマスルガ全國アチコロナラ

ニ宗憲ニ値スルヤウナ事實ガ確ニアツタデハアリマセウ、又確ニアツタト思フニ
 シレハ儘カデアル、大部分ハ針小棒大デアロコトハ只今司法大臣ノ御話ノ通りダ
 ト思フ、併シ兎モ角針小棒大ニシロ、僅ニシロアツタトスルナラバ是ハ改メテ貫
 ハナケレバナラズ、當局又其積リテ努力シテ居ラレルヤウデアリマス、法規ガ若
 シ不備デアルナラバ法ヲ以テ改メテ、取替ニ過誤ガアルナラバ官憲ノ努力ニ依ッ
 テ改メテ貫フ、而シテ此處正選動カケル何處マデモ徹底シテヤリ過シナケレバナ
 ラヌト考ヘル、然シ易ク冷メ易シト云フコトガ、我々國民ノ一ツノ短所ノ標識ト
 ナツテ居ル、是ハ實ニ遺憾千萬ダ、國體維持ニ立ツテ、本當ニ大ナル日本ヲ作
 テ行ク場合ニハ、此熱シ易ク冷メ易シト云フ、サウ云フ薄志弱行ナコトデハ相成
 ラヌノデアリマス、若シ此國民ノ短所ガ此選舉正選動ニ現ハレテ、最早二箇年
 モ過キタカラ、ソロ／＼下火ニナルデアラウ、ト云フヤウナコトヲ考ヘ、又自ラ
 サウ云フ氣持ニナルト云フコトデアレバ、此選舉正選ノ前途知ルベキノミデアリ
 マシテ、ソシテ簡單ナコトデアレバ、ソシテ難シナコトデアレバ、此立憲政
 治ノ維護ダトカ、傍直シダトカ、更生トカ云フ此大キナ國家的問題ヲ初メカラ取
 上ゲヌカ宜シイ、苟モ取上ゲタ以上ハドシテ困難ニ遭遇シテモ、何處マデモ徹底
 セシメバ已マヌト云フ氣力ト根氣ガ御同様にナケレバナラヌト考ヘルノデア
 リマス、唯遺憾ナコトニ先程書記長ガ御話ニナリ、又司法大臣閣下ガ御話ニ
 ナツタヤウニ、先般ノ市會議員ノ選舉ノ際ニ思ハシイ犯罪ガ可ナリ行ハレタ、
 而モ甚シキハソウ云フ人々ノ中ニハ、最早官憲ノ取替モ餘程緩キカニナツタデア
 ラウト云フヤウナ想像ノ下ニ可ナリ大ツ平——ト言フト少シ驚愕ガアルカモ知レ
 マセヌガ、サウ云フ氣持ヲ行ハレタト云フコトヲ聞キマスル場合、私共ハ一種
 ノ痛切ナル感慨ニ打タレザルヲ得ナイノデアリマス、憤慨ト官ヘバ此上モナイ憤
 慨デアリマス、ケレドモ憤慨ヲ過リ越シテ辱ロ啗然トシテ私共ハ采ラザルヲ得ナ
 イノデアリマス、自分達ノ國家ノ惡事ヲ取替ルベキ官憲ガ、惡事ガアツテモ過
 スダラウト云フコトヲ想像スルト云フ風ナ、ソシテ一體ダラシナイ辭甲斐ノナ
 イ國家デアツテ宜イノデアリマセウカ(拍手)自分ノ身命ヲ託シテ居ル自分ノ生活
 ヲ託シテ居ル所ノ先業アル大日本ト云ツテ居ル此國家ガ、ソレ程ダラシノナイ辭
 甲斐ノナイ國家デアツテ一發宜シイトサウ云フ人々ハ考ヘテ居ルノデアリマセウ
 カ、實ニ情ケナイ考ヘ方ダト思フ、ドウカシテサウ云フ考ヘ方ノ人ガ一人モナク
 ナルヤウニ、本當ニ徹底シテ正選動ガ行ハレルヤウニナリタイモノダト考ヘル
 ノデアリマス、殊ニ此點ニ於テ皆條ノ御注意ト御協力ヲ願ヒタイト思ヒマスルコ
 トハ、選舉運動ノ首腦部トナツテ候補者ノ爲ニ働イテ居ル人々デアリマス、勿論

サウ云フ人々ニモ立憲人々ガ少クナイト思ヒマスルケレドモ、其中ニハドウシ
 テモ舊來ノ憲法ヲ脱却スルコトガ出来ナイ人々モ居ル、ソシテコトヲ言フタツテ
 選舉ガ立派ナコトバカリニ行クモノチヤナイ、戦ヒナシダ、戦ヘバ勝タナケレバ
 ナラズ、勝タナク爲ニハ手段ヲ選ンテ居ラレヌノ事、斯ウ云フ氣持ヲ違ヒ昔
 ノ辭ガ出ルト云フヤウナコトガ全國的ニ可ナリアルノデアリマス、是ハ實ニ残念
 千萬デアル、候補者ハ僅モ金ナシカ使ヒタカハナカラウト思フ、又選舉違反ナド
 〆ヤリタカハナカラウト思フ、又一般ノ有権者モ相當ニ自覺シテ居ル、其中間ニ
 アル所ノ此運動ニ從事スル人々、此人々ノ心持ガドウシテモマダ前正ニ徹シテ居
 ナイト云フコトヲ私ハ實ニ遺憾ニ思フノデアリマス

御承知ノ通り東京ニハ六ツノ政黨ノ本部ガアリマス、此解散直後私ハ此六ツノ
 政黨ノ幹事長格ノ人々ニ御會ヒ致シマシテ、此問題ヲ懸ヘタノデアリマス、何ト
 カシテ政黨ノ方カラ選舉正選動トシテ陳善ノ内部ヲ肅正シテ戴キタイ、候補者
 ハ決シテサウ云フ氣持ハナカラウガ、運動ヲスル人達ガドウモ昔ノ風ヲ脱シ切レ
 ナイデサウ云フ惡イコトガアリ勝チデアル、コ、何トカシテ兼キタイト云フコ
 トヲ申シマシタ所ガ、之ニ對シテ各黨ノ幹事長ノ諸君全部ガ之ニ同意ノ意ヲ表セ
 ラレテ、自分達モ本氣ヲ肅正ノ爲ニ努力スル積リダ、選舉違反ニ繋屬中ノ者ハ公
 認ヲシナイ積リダ、今度コソ本氣ヲ肅正ヤル積リダト云フヤウメコトヲ答ヘラ
 レタ方々ガ大多數デアツタノデアリマス、サウ云フコトヲ考ヘテ見マスルト、候
 補者ノ爲ヲ思フテ間違ヲ掛ケル、其所屬政黨ノ威信ヲ失墜スル、結局立憲政治ニ迄
 累ヲ及ボシテ來ル、サウシテ自分ガ當選サシタイト思フタ其候補者ハ、選舉違反
 ニ繋屬シテ居ルヤウナ人ハ公認シナイト政黨ガ首ハザルヲ得ナイヤウナコトニナ
 リマシタナラバ、一體何ノ爲ノ運動デアルカラ本當ニ考ヘテ貫ヒタイ、時勢ハ
 移ワテ居ル、昔ノ儘チヤナイ、新タナル此時勢ニ適合スル戦術カラ貫ツテモ誠心
 誠意自己ノ信ズル主張ヲ懸ヘテ選舉民ニ披瀝スル方ガドウ位效果ガアルカ分ラヌ
 ト思フ、皆ザンニ對シテ斯ウ云フコトヲ申シマスノハ筋道ヒデアリマス、ケレドモ
 兎モ角皆ザンノヤウナ有力ナ選舉正委員ノ方々ガ、斯ウ云フ點ニ付テ、本當ニ
 運動デモシサウナ人々ニ教ヘテ戴キ、注意シテ戴ク、サウシテ社會ノ壓力、社會
 ノ勢力ト云フモノハコンナ氣持ナンドト云フコトヲ、ハツキリ輿論ノ代表シテ掛
 サンガサウ云フ人々ニ教ヘテ下サルナラバ、技ニ初メテ舊來ノヤリ方ニ慣切ツタ
 人々ト變モ、時勢ノ變ツタト云フコトヲ、最早舊來ノ戰法ノ通ライコトヲ必
 必ト壞ズルデアラウト思フノデアリマス、ドウゾサウ云フ方面ニモ一層御協力ヲ

御願申上ゲタイト存ズルノデアリマス

一向本府正ノ方法ヲ申上ゲマシタガ、一體選舉正トイフノハ、只今モ司法大臣ノ御話ニナリマシタ通り政治教育ノ運動ナケレハナラヌ、選舉ニ當面シテハ尙正運動デアリマスガ、平素ハ政治教育ノ運動、皆様トシテハドウゾ平素カラ此政治教育ノ運動トシテ一層ノ御心配ヲ願ヒタイト思フデアリマスガ、一體政治教育的見地カラ考ヘマスルト、衆議院議員ノ總選舉ニハ二ツノ意味ガアルト私ハ思フ、一ツハ賢良ノ選出デアル、一ツハ民意ノ傳達デアル、賢良ノ選出——是ハ吾ノ代表者トナツテ陛下ノ御相談相手ニモナラウト云フデアリマスカラ、人格謹見、力益トモ立派ナ人デナケレバナラヌ、總理大臣ノ言ハレルヤウニ、「汝私」ト云フ言葉ニ當ルダラウト思ヒマスガ、先ツ賢良ノ選出デナケレバナラヌ、是ハ立憲治下ニ於テ當ニ吾々ノ考ヘナケレバナラヌコトデアル、ダガモウ一ツノ意味ガアルト思フ、ソレハ何デアルカト云フト、所謂民意ノ傳達デアル、立憲治下ニ於ケル衆議院議員ノ選舉ハ、國民ハ一體ドウ云フ政治ヲ希望シテ居ルカ、ドウ云フ政治ヲ要求シテ居ルカ、ソレヲ卒直ニ選舉ノ結果ニ現ハサウト云フノガ最大ナル一ツノ極限デアラウト思フ、此點ニ於テ陛下カラ御下問ヲ受ケテ居ルト考ヘテモ宜シカラウト存ズルノデアリマス、ソコデ私共ハ一票ノ投票ニ託シテ吾々ノ考ヘテ居ル政治、コナナ政治ヲ御願ヒシタイ、コナナ政治ヲ希望スルト云フ其民意ガ傳達スルヤウニアリタイト思フデアリマス、此點カラ考ヘマスルト、候補者ノ有ツテ居ル政治上ノ意見、政治上ノ主張ソレヲ吾々ハ同時ニ検討シナケレバナラヌ、一而ニハ所謂人物ノ検討デアル、一而ニハ政治的主張ノ検討デナケレバナラヌ、此二ツノ方面カラ前ジ詰メテ何人ニ投票スルカガ決ツテ来ナケレバナラヌト思フ、此主張ノ検討ト云フ點カラ申シマスト、國民ハ我判官デアル、政黨政治ハ原告デアリ被告デアル、或ハ時ノ政府ト雖モ政治的主張ニ關スル限り、同様國民ノ判決ヲ受クベキ當事者デアルト私共ハ考ヘルノデアリマス、最後ノ御判決ハ陛下ガ遊バサレルデアラウ、或ハ裁可、或ハ公布ノ御手續ニ依ツテ陛下ガ遊バサレルデアラウ、併シ第一案ノ判決ハ國民ガ下サナケレバナラヌ、サリ云フ其大ナル責任ヲ持ツタ選舉デアリマス、臣等素樸スト云フガ如キコトハ立憲國民トシテアルベキコトデハナイ、何等政治的ニ關心ヲ持タナイ、人物ノ検討モ出来ナイ又主張ノ検討モ出来ナイ所謂批判能力ガナイ、人物ノ検討、主張批判ノ能力ガナイト云フヤウナ本當ニ物ノ分ラヌ人ナラバ是ハ素樸シテモ仕方ガナイ、却テサウ云フ人ガ投票スレバ、神聖ナルベキ投票ヲ汚濁セシムル虞ガアルカモ知レナイ、ダカチサウ云フ人ノ素樸ナラバ巴ム得スト私ハ考ヘマスガ、世間一過ニモノガ分

リ批判モ出来ル所謂「インテリ」ト言ハレル人々デアツテ、横濱ナ氣持カラ素樸ヲズルト云フガ如キコトハ——是ハ今日段々アルノデアリマスガ、是等ヲコソ最モ徹底的ニ責メナケレバナラヌト私共ハ考ヘルノデアリマス、ドウゾ皆サント一緒ニ、一而ニ於テハ此處正ニ依ツテ憲イコトヲサセナイ、又一而ニ於テハ選舉ノ意味ヲ本當ニ理解シテ、サウシテ忠誠ノ誠ヲ捧ゲル、平和時ニ於ケル忠君愛國ノ實踐トシテ此選舉ヲ最も眞面目ニ遂行シテ行クト云フコトヲ此當面シテ居ル選舉ニ對シテ十分ニ努力致シタイモノダト考ヘルノデアリマス、切ニ皆様ノ一層ノ御配慮御援助ヲ御願ヒシタイト考ヘマス

之ヲ以テ私ノ話ヲ終リ下致シマス

閉會之辭

東京市監査局長 前川賢次
 代 東京市區政課長 谷川昇
 以上ヲ以テマシテ、選舉正實行委員會委員長聯合大會ヲ終了致シマス、本日ハ御多用ノ所多數御都合下サイマシテ有難ウゴザイマシタ

九、總選舉日に直面して知事談話發表

總選舉も二日の後に迫つた四月二十八日館知事は府政記者團を引見して左の如く語つた。

國民の總意を決すべき嚴肅な總選舉も愈々二日の後に迫りました。此の選舉が眞に正しく明るく行はれるか否かによつて、我が國憲政の將來がトせられるのであります。過去二年半に亘り、文字通り官民總動員の熱誠ある努力を以て繼續して来た選舉正運動も茲に三度その成果を試練すべき絶好の機に際會したのであります。府民各位は殊かしい立憲治下國民としての責を示されんことを希望致します。

現下の國情は眞に全國民協力一致して困難打開に邁進すべき秋であります。各位は 衆衆の下府民たるの重責に深く自ら省みて、至誠奉公の赤心を披瀝し自ら進んで眞實の誠を竭す爲信する正しい一票を投じて戴き度いのであります。殊に選舉権は我が國憲政治下に於ては、大政を補翼し奉る重大なる臣民の義務なる所以を深く省察して、一人の棄権者もなき様切望して止まない次第であります。

一〇、小學校兒童の手から薦選

(一) ビラを配布

三月三十一日衆議院解散の報を受くるや府民の覺悟を促すの必要ありと考へ直ちにビラ百萬枚を印刷四月二日府下小学校の全児童を通じて各家庭に配付した。
(詳細は第三編第二章参照)

(二) 鉛筆に依る票權防止

「票權防止は家庭から」の信條に基き「選挙権正子供の方で票權を防ぎませう。東京府」と書いた鉛筆百萬本を府下小学校全児童に配布すると共に校長又は受持児童から票權防止に關し電話(詳細は第三編第二章参照)せしめたのである。

(三) 自書ビラの貼付

八王子市立西郷小学校三年生以上の全児童にビラ六萬枚を配付し之に「今日は必ず投票」等の真正標語を適宜自書せしめ總選挙當日たる四月三十日の早朝最も有効と考へた場所に貼付せしめ投票の促進、票權防止に努力せしめた。(詳細は第三編第二章参照)

一、アドバルーン懸揚

解散の翌日即ち四月一日より三十日迄の毎府廳合堂に警視廳合各屋上に真正標語を掲げたアドバルーンを懸揚して市民に呼びかけたが四月十五日より二十日迄に小金井堤にも之を懸揚して群衆する花見客に對し宣傳に努めたのである。其の概況次の通り

懸揚箇所	期	間	標	考
府廳合屋上	自四月九日	自四月九日	校範選挙は東京から	東京府
同	自四月二十二日	自四月二十二日	理想の選挙・理想の議會	警視廳
同	自四月二十三日	自四月二十三日	皇國のために必ず投票	警視廳
同	自四月二十八日	自四月二十八日	明日は必ず投票	警視廳
同	四月二十九日	四月二十九日	今日は必ず投票	警視廳
同	自四月九日	自四月九日	選挙奉答この一票	警視廳
同	自四月二十二日	自四月二十二日	誇り一紙輝く選挙	警視廳

四〇

警視廳合屋上	至四月二十三日	皇國のため必ず投票	東京府
同	至四月二十九日	明日は必ず投票 <td>警視廳</td>	警視廳
同	四月三十日	今日は必ず投票 <td>警視廳</td>	警視廳
北多摩郡	自四月十五日	真心こめてこの一票 <td>東京府</td>	東京府
小金井町	至四月二十五日	花見客に對し <td>警視廳</td>	警視廳

二、ポスターの配布

衆議院の太陽を背影とし白雲の新議事堂を配し之に選挙真正の四文字をあしらった廣西たるポスター三萬枚を府下各市町村に配布宣傳に用いた。

三、飛行機に依る宣傳

標音高らかに真正標語の尾を曳いて一機二機又三機赤段の大空から五色のビラを香風に舞せて帝都の内外或は都部の上空を縦横に飛行機に依る宣傳を次の通り實施した。

飛行日時	飛行機	飛行區域	ネット文字	備考
四月三日午後五時より	一機	東京市内外	衆議奉答この一票	機標機
四月十八日午後二時ヨリ	三機	東京市内外及都部一圓	この一票を正しき人に	機標機
四月二十一日午後一時ヨリ	一機	東京市内	選べ人物	機標機
四月二十八日午後一時ヨリ	二機	東京市内外	皇國の爲に必ず投票	機標機
四月二十八日午後一時ヨリ	一機	都部一圓	三十日は必ず投票	機標機

四、立看板に依る宣傳

解散即日直ちに取敢へず立看板三千百本の注文を受けた發行部は次々と通時立看板を作案管下に配布大いに街頭から行人の目に迎ふる處があつた其の概況次の通り

立看板

掲出月日	配布箇所	枚数	本数
四月八日	東京市内	選挙公正	特附二、二〇〇本 特無 九三〇本
四月十六日	八王子市及各町村	理想選挙は東京から 實で選挙に必ず投票 東京の爲に必ず投票 投票を公正に必ず投票 東京の爲に必ず投票	特附一、五〇〇本 特無一、二〇〇本
四月二十三日	東京市内		特無一、二〇〇本
合計	八王子市及各町村		九、二八〇本

一五、選挙、横暴に依る宣傳

解致當日以降府縣令支圖に「選挙公正」と大書せる選挙二張を懸垂、四月十六日以降は東京市内各百貨店に長さ六十尺の大選挙を懸垂（詳細は第三編第二章参照）同二十三日より横暴二百五十餘張及「選挙防止要綱通同」なる選挙七百張を何れも各市町村に配布掲出せしめて行く行人の目に對したものである。

一六、のれんに依る宣傳

今次の選挙は恰も陽春四月の花見季節に當るので爛漫たる櫻花を配した暖簾三千張を作製「選挙に現はせ日本精神」なる標語を入れて管下浴場業者の全部に配布四月十六日より一齊に入口に掲げしめた非常な人気を浴び、東京魚商組合所屬の料理屋飲食店、並に市内の奇席全部よりの希望に依り更に「真心の一葉入れて日本略」なる標語に變更五百枚を追加作製夫々配布大に宣傳効果を挙げた。

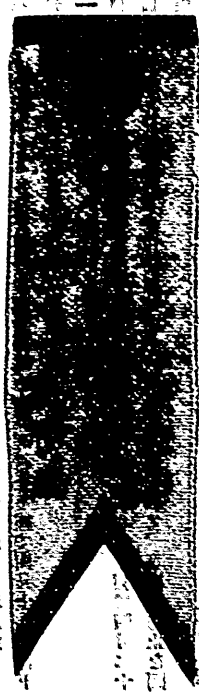
一七、胸間マークに依る宣傳

(一) 櫻花マーク
櫻花にリボンをあしらつたマーク五萬張を作製四月十六日から一齊に府下男女理容美容員全部並に東京魚商組合所屬組合員従業者の一部、東京探球業組合所屬撞球場ゲーム取等に活用せしめて宣傳に充てる處があつたが其の發部を大衆遊園場たる多摩川園入場者にも交付一々之を活用せしめて極旨の宣傳を圖つた。

(二) 眞正リボン

白地に茶線防止要綱通同と朱書した眞正リボン一萬五千枚を四月二十三日より三十日迄東京市内各百貨店の女子店員に活用せしめ娯樂する大衆に茶線防止を

受贈した。二〇、白リボンに依る宣傳



二二八、レコードに依る宣傳

東京府魚商組合よりの要請に依り次の如き浪花節レコード「國の光」二百枚を購入組合所屬飲食店に配布食堂に於て多勢の客に對し演奏した大衆に呼びかけ相當の効果を挙げ得たのであつた。

明三美・須永喜城作 泉國精神會製作
選挙公正中央聯盟推薦
選挙公正レコード
新興文藝浪曲 國の光

吉川盛太郎 演

(一)

我もくと預けは動く、動く選挙の此の一葉が、花の夕の雨となり、朝の晴れとなる、知るや日本の興きすたれ 祖先の靈が乗り移る、銀がせならぬ一葉を、赤い心で、汚すな裏なる、神に誓つて信はらず、水道の水の金氣なる、政見、主義を見極めて、実行力と人格を、選らんだ上にも選り上げて、吾が一票を九千萬の、爲めに使へや義務権利、これぞ世のため國のため、

美「あら、お前さん、また、あの佐五郎と交際のですか」
夫「イヤ、ほんの今日一日だ」
美「いけませんよ……(やきにしみ)」
夫「でも、あるゆゑ、明日は投票日だから今夜金になるわ。喜べく」
美「そんなにお金がほしいの。罪を犯しても……」
夫「生意氣いふな。選挙といつて、金が儲かる時なのだ。でもマアお前の魂は振舞酒で腐つたのか。お金に目の玉くらんでは、お國の姿も見えずまい夫「何んだとツ」」

非常時日本の國民が 投票買ひ買ひする様な 心でゐては一大事 坊やの本に 選挙の日と これこの通りに書いてある 子供に教へる身であり乍ら親の 自身が飛んでもない わたしがこうしてゐるからは 合利になつても我家から いつかな 逆反は出さぬ...

夫「ナニ、難儀を。難儀したら、どうする...」
妻「お前さんや坊やを殺して私も死ぬ」
夫「ニムツ(驚き)」

何を置くことはない お前の様な人非人 一時は金を握らふが 天知の地知の 赤い落物 坊やや、わたしのある事を 忘れて鬼畜の非國民 話けておいて はお困のため「ハチルス」殺す事となる 私しが殺してあと改め、縮まぬ様に しておくが 大和撫子...

(三)

長閑な春の日も暮れて、軒端にかゝる臘月 ちよこ〜走りて佐五郎が 約束金の五百圓を出す札束を手にとつて ちつと見つめる夫の顔 袂の隙から覗く 妻... とは、まだしらぬ佐五郎が 売けた頭をつるりと... 控でて 佐「サア五平さん、五十圓だけたのむ〜。泣いても笑つても今夜一ト晩... 五十圓を越したら、一票、二十四錠で殺すから...」

夫「だまれッー、今、考へてゐる...」
佐「何を、そんなに考へるのぢやア...」
夫「この金、とるか、とるまいか...」
佐「何ニいふてゐるのぢや、今になつて...」

今になつても夜が明けても 考へつかぬさや仕方ない... 涙からおすまが どん栗腹... 急に五平が札束を投げりや、パツリと、札の雨 佐「ヤ、五平さんの氣がふれた...」
夫「とつと、と持つて歸りやアおれ...」
佐「こりやまたどうした事かいな 勿體なくも散らばつてこゝに三枚かしこに

五枚、佐五郎あはて、かきよせる 其手を押へて佐五郎どん 選挙ブローカーや めなされ...」

(四)

佐「ぢやとて、今更ら、そんな事が...」
出来なきやお前は刑務所行き 五年以下の懲役禁錮 あとに残つた妻や子を どうするつもりか考へる あれ見よ あれが佐五郎の 罪の罰の遺れ子と 首はせる事が解しいか
夫「やめなきや...」
一寸書案)

佐「め。め。液相な、それせられては玉なし、粉なし、それぢやわたしもやめに する。泣した金を取り戻し、特選さつぱり、やめにする...」
まく女房が走り出で、まあ佐五郎さん、家の人も、矢つ張り日本の國民だア... あ、あ、有り難く存じます イヤ、其禮はこちから 非國民だけ免れた 持つべきものは女房と友達 互ひに手に手を為がたく、東の空も明けわたる ムーン

妻「オウ、お寺の鐘がなる 鐘が鳴る...」
夫「いよ〜選挙の日だ、投票汚がすな、素なな...」
佐「赤心一票の、...あの響き...」
いざやと乗り出す選挙場 選んだ眼鏡が間違へば 再び用さぬと集目環視 選んだ人も選ばれた 人もうなづく投票に選挙公正の效見えて 非常時日本も何んのその 見事、柔切る、東空の空に輝きそめる、日旗旗 (了)

一九、戸票に依る宣傳

(一) 修正戸票
紺碧の空に輝然たる太陽を背景に巍然たる白壁の新議事堂を配し「理想選挙は我家から」の標語を入れた戸票一日四十萬枚を市町村長を経て四月十九日午前全世帯に配布戸口に貼付せしめ選挙進言の宣傳に表した。

(二) 棄権防止戸票
日めくり型の棄権防止戸票百三十萬枚を同じく市町村長の手を経て四月二十七日より二十九日迄に皆下全世帯に配布各戸口に貼付せしめて、棄権の防止を図つた。

二〇、電光サインに依る宣傳

四月二十三日より二十九日迄の憲法防止要綱と同中京橋第一相互ビル樓上サイ
ン掲出場に次の如き電光サインに依る宣傳を實施した。

皇國のために必ず投票。

自愛の一環、時局の打開。

二二、其の他の運動

(一) 講演會

大講演會を四月十三日比谷公會堂に開催せる外東京市内に二ヶ所迄部に三ヶ
所の講演會を開催して憲法の宣傳に努むる處があつた(詳細は第三編第六章参照)。

(二) 婦人團體の運動

婦人團體に對し自主的運動を奨励した處次の如き運動を實施した。

(1) 婦人大會の開催

四月二十三日日比谷公會堂に於て婦人大會を開催(詳細は第三編第六章参照)。

(2) 街頭宣傳

四月二十九日各種團體代表者二百餘名は自動車五十臺に分乗官廳後街東京
市内各區に分散街頭宣傳を實施した(詳細は第三編第二章参照)。

二三、新聞社に放送局へのニュース提供

前各項の運動は之を前ちに府政記者俱樂部(同氣俱樂部、有樂俱樂部、自治研
究會、市政記者俱樂部)を経て各新聞社に發表すると共に中央放送局にも之を發
送し主として午後七時の第一放送ニュースの時間に放送せられたのである。以之れ
は運動の最初より最後まで繼續實行した(詳細は第三編第二章参照)。

二四、憲法運動諸施設物一覽

運動實施の状況を一六ミリ映畫に撮影好箇の記録として保存するの外今後運動
の參考に供することとした。

施設物	箇所	要致	枚数	備考
ビラ「解散ニ際シテ府解散直後小兒遊 民各位ニ告グ」			一〇〇萬枚	府民全部ニ配布
知事去聲				
「衆議院議員總選挙ニ 際シ府民各位ニ告グ」				

特附立看板「選挙公正」選挙公正趣旨宣傳	九三〇本	各町村ニ配布
破産「選挙に現はせ日 本精神」	三、〇〇〇枚	府下浴場業者全部ニ配 布
胸間マーク「理想の選 挙は東京から」	五〇、〇〇〇個	府下男女理髪従業員ニ 着用セシム
大憲章「選挙公正」	一〇張	長サ六〇尺 各百貨店ニ掲出
ビスター「選挙公正」	三〇、〇〇〇枚	府下一般ニ配布
特附立看板「理想選挙 は東京から」	一、五〇〇本	東京市内ニ配布
自動車用ステッカー 「選挙公正要綱」	二〇、〇〇〇枚	府下四タク業者ラシテ 自動車全部ニ貼付セシ ム
胸間マーク「憲法防止 要綱」	一五、〇〇〇枚	各百貨店、店員ニ着用 セシム
横断幕「選挙公正」大 中小	二五三張	市區區町村ニ配布
鉛筆「子供の力で憲法 を防止せしめよう」	一〇〇萬本	小兒児童全部ニ配布
特付立看板「選挙公正」 「皇國の爲に必ず投票」 「格ナシ」	三、五三〇本	東京市内ニ配布
のれん「真心の一歩入 れて日本時」	一、二二〇本	各町村ニ配布
ビラ「國旗を國難を 國旗を國難をほこる國」	五〇〇張	各寄席ニ配布
自動車「選挙公正」	一五萬枚	飛行機ヨリ撒布
自動車「選挙公正」	五〇枚	自動車街頭宣傳用
廣正戸原「理想選挙は 我家から」	一四〇萬枚	府下各戸ニ配布
廣正給筆配布ノ際ニ於 ケル講話要領	二〇、〇〇〇枚	各小學校ニ配布
廣正の歌	三二、五〇〇枚	新橋演舞場ニ於テ觀衆 ニ配布
小憲章	七〇〇	各市區町村ニ配布
「憲法防止要綱」	一五萬枚	飛行機ヨリ撒布
ビラ「必ず投票」		

四三

ビラ「今日は投票日必
 ず投票致しませう」
 浪花野レコード
 一三〇萬枚 府下各戸ニ配布
 二〇〇枚 東京府魚商組合所馬飲
 食店ニ配布

二五、選挙公正費

(一) 國費(豫算令達額)

金千九百拾圓也

科	目	金額
憲法及地方自治	憲法及地方自治	三、九一〇円
監費	監費	九一〇
内閣庶務	内閣庶務	二五〇
雑給及雑費	雑給及雑費	二、一五〇
委員会費	委員会費	六〇〇

(二) 府費(追加豫算)

金八萬五千貳百圓也

科	目	追加豫算高	備考
第十九款地方委員費	追加豫算高	八五、二〇〇	
選挙公正費	追加豫算高	八五、二〇〇	
	旅費	一、四三〇	
	用品費	四九、六一〇	
	郵用品費	一一、一一〇	
	圖書及印刷費	一一、七七五	
	通信運搬費	一、〇〇〇	
	臨時演説會	一〇、四二五	
	其他諸費	一、五〇〇	
	臨時顧問費		

二六、選挙公正日誌

月	日	行	本	要
三月	三十一日	衆議院議員解散ノ詔勅降ル	衆正看枚三千百本作製	文字「選挙公正」
同		衆正ビラ百萬枚作製	衆議院議員總選挙ヲ目標トスル選挙公正運動決定計畫事項新選並ニラヂオニューストシテ授表	「解散ニ際シテ府民各位ニ告グ」
同		衆議院議員總選挙ヲ目標トスル選挙公正運動ニ關スル件通	衆議院議員總選挙ヲ目標トスル選挙公正運動ニ關スル件通	市町村長、大島八丈支廳長宛
四月	一日	アドバリン案掲	府廳舎屋上	府廳舎屋上「投票結果は東京から」
同		府正ビラ(百萬枚)配布	府正委員宛	府正委員宛
同		選挙公正委員会開會ニ關スル件通知	東京市内外二時間飛行、ホツト文字「聖日本答この一票」	東京市内外二時間飛行、ホツト文字「聖日本答この一票」
同		飛行宣傳	文字「理想選挙は東京から」	文字「理想選挙は東京から」
同		デパート用大懸垂幕作製	公立中等學校校長、公立小學校校長、公立青年學校校長宛	公立中等學校校長、公立小學校校長、公立青年學校校長宛
同		選挙公正運動ニ關スル件通謀	於新館會議室、自午前十時、總務部長、人事課長、地方課長以下十六名出席	於新館會議室、自午前十時、總務部長、人事課長、地方課長以下十六名出席
同		選挙公正委員会幹事以下打合せ開催		

同	四月六日	市町村長會議及選舉主任會議ニ關シテ新選出ニテ表ニニーストシテ表	於東京市多事會室、自午前十時、選舉主任以下委員十八名、幹事三名、書記三名、事務員三名、出席、同第六號ニ對シテ各申
同	四月七日	選舉主任委員會開催	選舉主任追加算入五五千二百圓議決
同	四月八日	府多事會開催 府選正委員會結果ヲ新聞並ニラヂキニニーストシテ發表 府選正運動ニ關シ各議員ニ知事ヲ對シテ知事會見會開催	於商工獎勵館講堂、自午前十時、於帝國ホテル、自午後二時、知事、選舉主任、地務部長、人事部長、警務部長、八十七號及出席
同	四月九日	市町村長會議開催	於府會議事室、自午前十時、地務部長、地方議員以下百十三名出席
同	四月十日	市町村選正主任會議開催 立看板送付	各市町村等ニ配布、三萬枚、各市町村ニ配布三〇〇〇本、府選正委員會上、府選正委員會上「選正ニ關シテ」
同	四月十一日	アトバルーン緊務 各私鐵會社ニ大演說會場ニテ送布	市内約四百ノ演說會ニ於テ
同	四月十一日	スライドニ依リ宣傳	
同	四月十三日	市選正委員會大演說會開催 市選正委員會大演說會開催 市選正委員會大演說會開催	於府會多事會室、自午前十時、自午前十時、關係係員出席
同	四月十二日	府選正委員會大演說會開催 府選正委員會大演說會開催 府選正委員會大演說會開催	於府選正、自午前十時、總務部長、地方議員六十名出席
同	四月十三日	選舉主任大演說會開催	於東京市多事會室、自午前十時、選舉主任以下委員十八名、幹事三名、書記三名、事務員三名、出席、同第六號ニ對シテ各申
同	四月十四日	新聞記者團ニ對シテ知事會見會開催 市町村ニ對シテ知事會見會開催 各種團體及同業組合代表者トノ懇談會	於日本橋、自午後二時、地務部長、地方議員出席、代表者五十名出席
同	四月十五日	立看板追加送付 市町村選正主任會議開催 委員聯合大會開催ニ付準備打合せ開催	於府會多事會室、自午前十時、關係係員出席
同	四月十六日	選舉主任大會「打合せ」開催 小倉井前ニアトバルーン緊務 理容業者ニ對シテ府用方依頼	於日本橋、小松書記出席、花見谷ニ宣傳「眞心こめてこの一票」
同	四月十六日	胸間マークニ依リ宣傳	
同	四月十六日	自前車スラッチャー配布 市内各デパートニ大懸垂幕	市内理容業者五萬人ニ配布、用七シム、二萬五千枚

四五

四月十六日	至四月三十日	選挙公正執行委員会委員聯合 大会開催ニ關スル件 通達	市町村長宛
四月十七日	四月十七日	選挙公正執行委員会委員聯合 大会開催ニ關スル件 通達	各隊長宛、官房主事宛 各部長宛、官房主事宛 府下一層ニ亘リ三機部隊、ネ ツト文字
四月十八日	四月十八日	選挙公正執行委員会委員聯合 大会開催ニ關スル件 通達	「この一票を正しき人に」 「大地に恥ぢぬこの一票」 「選挙人物東京府署視察」 ピラ十五萬枚配布
四月十九日	四月十九日	選挙公正執行委員会委員聯合 大会開催ニ關スル件 通達	市町村長宛、百三十萬 於聯合事務局第二議員選挙至 關係係員出席
四月二十日	四月二十日	選挙公正執行委員会委員聯合 大会開催ニ關スル件 通達	於商工業勸励、地方課長外二 十名出席
四月二十一日	四月二十一日	選挙公正執行委員会委員聯合 大会開催ニ關スル件 通達	市町村長宛 於日比谷公會堂、自午後一時 河原田内務大臣、野村司法大 臣、同澤資政院議員講演 参加者二〇〇名宮城選挙所 代表者二百名明治神宮参拜所 臨察舉行
同	同	飛行宣傳	一機市内上空飛行
同	同	魚商組合ニ浪白レコード、ギ スター、胸同マーク配布	レコード二百五十枚 胸同マーク五百枚 ギスター五百枚
同	同	府下各小學校児童ニ選挙正給筆 配布	百萬本、文字ニ子供力で案 様を紡ぎませう
同	同	二代目天摩辰名技藝興行ニ於 テ選挙正給筆合唱宣傳	於新橋演舞場 藝合ニ一教習茶ニ歌ハシム 〇正給筆パンフレット三二、五 〇枚配付
同	同	府下各新聞社編輯主任記者並 放送局幹部トノ懇談會開催	於帝國ホテル、自午前十二時 知事、總務部長、地方課長出 席、記者二百二十名出席

四月二十二日	四月二十二日	選挙防止ニ關スル件 通達	市町村長、大島、八丈支 長宛
四月二十三日	四月二十三日	選挙防止ニ關スル件 通達	於日比谷公會堂 本府後援自午後一時 入場者二千名 府廳合「皇國のため」に必ず投 票「普選會」同上
四月二十四日	四月二十四日	選挙防止ニ關スル件 通達	於「皇國のため」に必ず投票 「皇國のため」に必ず投票 「皇國のため」に必ず投票
四月二十五日	四月二十五日	選挙防止ニ關スル件 通達	八王子市長、町村長、大島支 廳長 市町村長、百四十萬枚
四月二十六日	四月二十六日	選挙防止ニ關スル件 通達	十六ミリ小型攝影機ニヨリ 二機編隊東京市内、一機市内 及都部一四、ピラ十五萬枚配 布、ネット文字 「三十日は必ず一票」 「皇國の爲に必ず投票」
四月二十七日	四月二十七日	選挙防止ニ關スル件 通達	於報知講堂、報知新聞主催 總務部長、地方課長出席 記
四月二十八日	四月二十八日	選挙防止ニ關スル件 通達	宮城選挙後自動車四十台ニ分 乘運行宣傳ヲマシンダテ上各區 ニ分散、ピラ、マツチヲ配布 宣傳
四月二十九日	四月二十九日	選挙防止ニ關スル件 通達	府廳、警視廳合屋上共ニ 「明日は必ず投票」 府廳、警視廳合屋上共ニ 「今日も必ず投票」
四月三十日	四月三十日	選挙防止ニ關スル件 通達	府正選挙等ヲ記入センメ適當 ノ個所ニ貼付投票機ニ於テ リ、ピラ六萬枚
同	同	選挙防止ニ關スル件 通達	総選挙終了ニ當リ知事所感發

第三章 市區町村の運動

府下各市區町村に於ては第六回選挙修正委員会の答申に基いて決定せる改選方法並に市區町村議会及市區町村選挙修正主任會議に於ける指示注意を經し夫々執行委員會を組織し前回の修正運動の實績に鑑み採長補短の策を練り其の實績に即した有效適切なる実行計畫を確立し之が實施に當つては本府の運動並に施設と相俟つて効果を収むべく全幅の努力を傾倒したのであるが、就中東京市の各區に於ける運動が極めて活潑に且熱心に行はれ最もすれば低價に落ちんとする都人士の選挙に對する關心を刺戟した。

今次の修正運動が選挙に及ぼした影響は其の素樸率のみを以て即断するを得ざるも大體に於て甚劇ある運動に依り其の越旨は普く徹底したことは有権者の眞率なる投票態度に於て之を見ることが出来る。市區町村に於ける運動概況左の通りである。

一、運動概況

東京市

月日	要	備	考
四月三日	區役所選挙部長會開催	總町區役所ニ於テ開催 出席者三十五名	
七日	選挙修正ギスター配布	「選挙修正ギスター」一紙ノ標題ヲ挿入セル五色刷ノギスターヲ作成 各區役所ニ配布ス 總數五〇、〇〇〇枚	
七日	市長挨拶状配布	選挙修正並に案権防止ニ關シ市長ノ挨拶状ヲ印刷シ一紙有権者ニ配布ス 總數一、五〇〇、〇〇〇通	
八日	第三次選挙修正運動超過投票配布	新市域二十區ノ區會議員總選挙ヲ対象トセル第三次選挙修正運動超過投票 ヲ印刷各區役所ニ配布ス 總數二、〇〇〇部	
廿日	官報號外「週報」衆議院議員特別選定配布	各區役所、市會議員、実行委員ニ配布總數六〇、〇〇〇部	

至	自	要	備	考
四月廿日	至	市長、府知事、警視總監連名ノ依頼状送付		本市並各區ニ於テ修正運動ニ對シ協力方ヲ依頼スル市長、府知事、警視總監連名ノ依頼状ヲ印刷、市内ノ選挙修正委員ニ發送ス 總數二、〇〇〇通
廿一日	至	選挙修正婦人大會宣傳ビラ掲出		市電、市バスニ掲出ス 總數二、七〇〇枚
廿三日	至	選挙修正カレンダー配布		選挙日程其他ヲ記入シタル美麗ナルカレンダーヲ印刷シ、銀行、會社、大商店、事務所等多數人ノ出入スル箇所ニ貼付方ヲ依頼ス 總數二、〇〇〇枚
廿三日	至	選挙修正婦人大會開催		日比谷公會堂ニ於テ開催ス、参加者一、二〇〇名
廿四日	至	市長依頼状送付		中央選挙修正実行委員ニ送付ス 總數八〇通
廿四日	至	第五次選挙修正運動實施要綱配布		各區役所及團體關係者ニ配布 總數五〇〇部
廿六日	至	市政講演集配布		市會議員選挙ヲ対象トセル選挙修正運動ノ際ニ放送シタル原稿ヲ印刷ニ附シ之ヲ選挙修正運動關係者ニ配布シ今次ノ修正運動ノ參考ニ供セリ 總數五、〇〇〇部
廿七日	至	案権防止ビラ掲出		省線電車内ニ掲出 總數三、〇〇〇枚
廿七日	至	案権防止ビラ掲出		市電、市バスニ掲出 總數三、七〇〇枚
廿七日	至	案権防止依頼状送付		市内銀行、會社、大商店及大工場等多數有権者ヲ有権者ノ對シ特ニ選挙當日、有権者ノ投票ニ對シ依頼状ヲ與ヘラルル様市長ニ對シ依頼状ヲ發送ス 總數一、〇〇〇通
廿八日	至	案権防止ビラ貼出依頼状送付		女學生ニ案権防止協力方ヲ依頼スル市長、府知事、警視總監連名ノ依頼状ヲ印刷シ、發送ス 總數二、〇〇〇通
廿八日	至	案権防止小學生童自書ビラ貼出		一定ノ輪廓ヲ印刷シタルポスターヲ用紙ヲ全市小學校ニ配布シ、三學年以上ノ児童ヲシテ、明日ハ投票日デスニ必ズ投票シテ下

四七

月日	街	要	備考
四月五日	ビラ配布		四月三日市立小学校選考 四月三日市立小学校選考 四月三日市立小学校選考
四月五日	區長合議開催		四月七日市立小学校選考 四月七日市立小学校選考
四月八日	ポスター掲出		四月七日市立小学校選考 四月七日市立小学校選考
四月九日	懸垂幕懸垂		四月七日市立小学校選考 四月七日市立小学校選考
四月十日	立看板掲出		四月七日市立小学校選考 四月七日市立小学校選考
四月十日	懸垂幕懸垂		四月七日市立小学校選考 四月七日市立小学校選考
四月十一日	紙芝居宣傳		四月七日市立小学校選考 四月七日市立小学校選考

四月十二日	投票状配布		四月十二日市立小学校選考 四月十二日市立小学校選考
四月十二日	案内状配布		四月十二日市立小学校選考 四月十二日市立小学校選考
四月十三日	ビラ配布		四月十二日市立小学校選考 四月十二日市立小学校選考
四月十三日	ポスター掲出		四月十二日市立小学校選考 四月十二日市立小学校選考
四月十三日	ポスター配布		四月十二日市立小学校選考 四月十二日市立小学校選考
四月十四日	蕭正塔設置		四月十二日市立小学校選考 四月十二日市立小学校選考

四八

四月二十一日	案内状発送
四月二十二日	前正戸票配布
同	小懸差表掲出
同	週報発送
四月二十三日	採断表掲出
同	検査合同催
四月二十四日	公札設置
同	養校防止給紙配布

市ヨリ送附ノ二十三日午後一時
送付ノ公人大会ニ於テ午後一時
シテ多額正員並ニ上出正員一
シテ多額正員並ニ上出正員一
案内状ト封入シテ送付セリ
市内ノ各戸ニ枚付テ送付セリ
的ト思科セラセリ
依頼セリ
府ヨリ送付ノ小懸差表ヲ風役所
前ニ掲出セリ

市ヨリ送附ノ週報ハ送附ノ特
委員ヲ各戸ニ送付セリ
商店ニ送付セリ
四月二十二日府ヨリ送付ノ選出
正員ニ送付セリ
一、麹町區一丁目四番地四
一、麹町區二丁目八番地四
一、麹町區土手三番地番地前
左記ニヨリ送附正員正員ナシ
多額正員並ニ上出正員一
交付セリ

一、場所 麹町區三番地一十八
一、映畫 空想地二番地一〇名
一、映畫 空想地二番地一〇名
一、映畫 空想地二番地一〇名

東京府第一區東區赤坂區生田區
ノ各區ニ送付セリ
前外五區所ニ送付セリ

府ヨリ送附ノ養校防止給紙ヲ小
學校ニ送付ス

四月二十四日	児童用ビラ配布
同	カレンダー配布
同	お話と紙芝居の合同催
同	検査合同催
四月二十六日	検査合同催
四月二十八日	市政講演集
同	前正戸票配布
四月二十九日	花火宣傳

府ヨリ送附ノ小學校児童用紙
養校防止給紙ヲ各小學校ニ
送付ス

市ヨリ送附ノ前正戸票ハ工務
官公署ニ送付セリ

お話と紙芝居の合同催
市ヨリ送附ノ前正戸票ハ工務
官公署ニ送付セリ

一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七

左記ニヨリ検査合同催
一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七

左記ニヨリ検査合同催
一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七

市ヨリ送附ノラヂオ放送市政講
演集ヲ送付セリ

府ヨリ送附ノ養校防止給紙ヲ小
學校ニ送付ス

一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七
一、場所 麹町區土手三番地七

月日	期	要	備	考
四月二十二日	同	區選正務方面主任及主任會 議 選正給券配布	(於區役所 出席者二十五名 區内各小學校 一三、〇三〇本 區内無票所 一〇〇〇本	
四月二十三日	同	立看板ノ掲出 二種 小學生自書案模防止ビラ配 布	(各小學生三二名以上) 一〇、三〇〇枚 二、四〇〇枚	
四月二十四日	同	選正戸票配布 選正カレンダー配布 横断幕掲出	區役所、警察署、消防署、銀行 選正所共ノ他 三枚	
四月二十六日	同	選正依ル小學生街頭立傳 ラチオ放送市政講演集配布 選正給券正號(東京地方改良協 會合報)	區役所職員、實行委員一三三冊 區職員	
四月二十九日	同	自動車ニ依ル案模防止立傳 選正時同表(兼)	自動車六臺ヲ以テ各投票 區毎ニ實施參加區職員二十四名 各兒童ニ配布、天長節御祝葉ニ 添付 一七、〇〇〇枚	
四月三十日	同	立看板ノ集中 選正公札ノ掲出 選正公札ノ掲出	區内各戸 各投票所ノ一柄宛 各投票所ノ二種宛應垂	
四月五日	同	選正立看板掲出	區役所支團	
四月七日	同	選正給券正號「選正奉答 この一葉」配布	町會、浴場、市場、理髮店、デ パート 總數一、三〇〇枚	
四月八日	同	「解散ニ際シ府民各位ニ告グ」 ノビラ配布	學兒ヲ通シ各家庭ニ配布 總數一四、五〇〇枚	
四月十二日	同	選正給券正號「理想の選 正」理想の議會」ヲ配布 立看板「選正」配布	町會 六〇〇枚 區内二十八ヶ所ニ掲出ス 總數 六〇〇本	

四月十四日	同	府知事告諭配布	町會ニ配布、同、八〇〇枚 區内二十八ヶ所ニ掲出ス 四〇〇本	
四月十六日	同	立看板「理想選舉」東京カラ 配布	區内七ヶ所 七基 箇所 日本橋北詰、江戸橋二丁 目昭和通、村松町、室町三丁 目交又點、小傳馬町交又點明治 座前	
四月十九日	同	選正塔設置	各戸ニ配布、同、四〇〇枚 總數一八、四〇〇枚	
四月二十日	同	選正戸票配布	區選會外壁及懸突ニ懸垂 總數二枚	
四月二十二日	同	選正給券正號掲出	兒童ニ配布 總數九、九五〇本 同 一〇〇本	
四月二十三日	同	給券配布	選正所前、區選會、茅場町交又 點、日本橋交又點、室町三丁 目交又點、浅草橋、金座通、 小傳馬町、總數一〇枚	
四月二十四日	同	選正公札掲出	區役所前、日本橋北詰、小傳馬 町交又點、浅草橋交又點、久松 丁目市場通、總數七箇	
四月二十五日	同	選正カレンダー配布	日本橋交又點、淺草橋交又點、 江戸橋一丁目昭和通 三枚	
四月二十六日	同	選正公札掲出	兒童ニ配布 總數一〇、〇〇〇枚	
同日	同	選正公札掲出	區内會社、商店、官廳ニ配布 總數一、五〇〇枚	
同日	同	選正公札掲出	各戸ニ配布、同、五〇〇枚 同 八、五〇〇枚	
同日	同	選正公札掲出	天長節祝葉中挿入兒童ニ配布 總數一、〇〇〇枚	
同日	同	選正公札掲出	區内三十ヶ所ニ於テ旅行 觀察者延 二、五〇〇名	
同日	同	選正公札掲出	自動車街頭宣傳ノ際配布 一〇、〇〇〇枚	
同日	同	選正公札掲出	區役所樓上「選正」票泉圍 ノタメニ	

月日	坊	要	考
四月二十八日	同	自動車街頭講演 案核防止小紙配布	区内三十八ヶ所ニ於テ施行 講者三、五〇〇名 自町車街頭講演ノ際配布 一〇、〇〇〇枚
四月三十日	同	アドバロン掲揚	區役所樓上「葉テルナ」一葉 ノタメニ 區役所樓上「葉テルナ」一葉 ノタメニ 区役所樓上「今日ハ投票日」 デスマーク表示ス 連日選挙期正ノ風ヲ掲揚ス 二十三日 區役所樓上、二十四 日 十恩校、二十五日 城東校 二十六日 久松町、二十七日 坂本校、二十八日 東葉校 有馬校、二十九日 東葉校
四月二十三日	同	風掲揚	
四月二十九日	同	風掲揚	
四月二日	同	出正ピラ配布	一九、五〇〇枚小學校児童ニ配 付(府ヨリ交付)
四月五日	同	出正ボスター掲出	一、五〇〇枚町會掲示板其ノ他 (市ヨリ交付)
四月九日	同	主幹會議開催	本區選正運動實施方策 決定出席者一名
四月十一日	同	依頼状發送	貸行委員ニ對シ市會議員選 動ヘノ懇請ト將來ノ協力依頼 (六〇本、区内ニ掲出 府ヨリ交付)
四月十二日	同	立看板掲出(選挙出正)	貸行委員ニ對シ委員會開催ニ代 ヘ實施方策ノ通知
四月十三日	同	ボスター掲出	区内警察署長宛實施方策ノ通知 ト協力方依頼
四月十三日	同	講演會開催通知	六〇枚町會掲示板、飲食店、 浴場、理髮店等(府ヨリ交付)
四月十三日	同	出正固定板設置	貸行委員及出正員ニ對シ 銀座交又點一側、京橋交又點一 側、川島第一小學校前、小八割 區役所玄関内及西八丁交又點 ニ懸垂
四月十三日	同	選挙票	
四月十四日	同	選挙票	
四月十五日	同	選挙票	
四月十八日	同	立看板「京國の爲に替つて出正」	區役所正面三階ニ設置 小四割 (府ヨリ交付)
四月十九日	同	出正固定板設置	区内ニ掲出
四月十九日	同	案核防止、不在投票告知用ボスター掲出	區役所告知板浴場其他ニ 掲出
四月二十日	同	講義演説「選挙問答」ノ配布	町會長各種團體長、其ノ他ニ選 舉當日國旗掲揚ニ關シ通知ス
四月二十一日	同	戸票「理想選挙は我家から」	一八、〇〇〇枚小學校児童ニ選 シ家庭ヘ
四月二十一日	同	出正ボスター掲出	一八、〇〇〇本(同上)
四月二十一日	同	選挙票	二八、四〇〇枚 各戸 (府ヨリ交付)
四月二十一日	同	選挙票	ピラ五、〇〇〇枚、人夫四名使 用シテ配布
四月二十一日	同	選挙票	知事、總監、市長、區長名ノ換 抄狀府正員ニ對シ發送
四月二十一日	同	選挙票	一、六〇〇冊貸行委員、名譽職 其ノ他ヘ(市ヨリ交付)
四月二十二日	同	選挙票	ピラ五、〇〇〇枚 人夫四名使 用シテ配布
四月二十三日	同	選挙票	公會堂ニ於テ開催 聴衆七〇〇名
四月二十三日	同	選挙票	各戸ニ配布 一〇、八〇〇枚
四月二十三日	同	選挙票	區役所各書齋(其ノ他ニ掲出 二〇本(府ヨリ交付)
四月二十三日	同	選挙票	一、二〇〇〇枚小學校児童ニ配 布(市ヨリ交付)

五三

月、日	要	考
四月二十三日	選挙防止給筆ノ配布	一六、五七〇大、小學校児童ニ配布(府ヨリ交付)
四月二十四日	横断幕	三枚、美地、(府ヨリ交付)
同	小票「今日は投票日、必ず投票致しませう」	(各百毎ニ配布) 一八、四〇〇枚(府ヨリ交付)
同	選挙公私ノ掲出	区内七ヶ所
四月二十六日	アドバリン配布	三十日迄五日間区役所樓上ニ配布
四月五日	選挙防止給筆ノ配布	新橋駅前、芝罘十字路ノ二ヶ所、高サ三間幅四尺平方ノ一、票、皇國ノ榮芝罘、正シキ
同	垂幕並横断幕掲出	芝罘役所、新橋太田屋横、三田四町七六、新橋町入口、高輪芝罘、市橋小學校前、四之橋入口ノ七ヶ所
四月十日	立看板配布	四十五枚区内要所ニ配置標記選挙正
同	ポスター配布	一、八〇枚区内町會、小學校官公署、標記行、合社、商店等ニ配布
同	ポスター配布	六〇枚区内要所ニ貼付
四月十一日	立看板配布	四十五枚区内要所ニ配置標記選挙正
四月十三日	ポスター配布	六〇枚町會並小學校ニ配布
同	選挙防止給筆ノ配布	日比谷公會堂ニ於ケル東京府、東京市、各區選主、選挙正、行委員大會ニ本區代表トシテ出長送、行委員代表ノ愛澤信公氏
四月十四日	府知事告諭配布	一、一〇〇枚町會並各所ノ掲示板ニ貼付
四月十七日	立看板掲出	一〇枚区内要所ニ配置標記選挙正、皇國ノ榮芝罘、正シキマヒウ、芝罘正選挙正、投票
四月二十日	選挙防止給筆ノ配布	六八〇枚
同	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
四月二十一日	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
同	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
四月二十三日	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
同	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
四月二十五日	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
四月二十六日	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
四月二十七日	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
四月二十八日	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布
同	選挙防止給筆ノ配布	選挙防止給筆ノ配布

五四

月日	摘要	備考
四月二十八日	肅正小窓配布	小窓児童達ヲ通シ全区各戸ニ配布ニシテ〇〇〇枚
同	選挙肅正新願書執行	区内十六種社ニ於テ各社社ノ氏子町会員等参列ノ上執行
四月二十九日	公札移動	櫻川、荻坂、白金三投票所集合
四月三十日	国族市旗掲出	櫻川、荻坂、白金三投票所入口ニ國旗ト市旗ト一トク入込ヲ作製掲出
四月三日	選挙懸垂	麻右區役所外ニケ所懸垂
四月五日	ピラ發送	兒童ヲ通シテ家庭へ肅正ピラ一四、六〇〇枚区内各小學校へ發送
四月八日	肅正ポスター發送	肅正ポスター一七〇〇枚各町会へ發送
四月十日	立看板掲出	東京府、市、警視廳名肅正立看板区内六〇ヶ所へ掲出
四月十二日	選挙懸垂	區役所外ニケ所懸垂
同	旗掲出	區役所前道外ニケ所掲出
同	ポスター發送	肅正ポスター一六〇〇枚各町会及各小學校へ發送
四月十三日	挨拶狀配布	市長名及區長名入挨拶狀有様者へ配布開始
四月十五日	立看板掲出	理想選挙は東京から、立看板区内四〇ヶ所へ掲出
同	ポスター發送	府知事書送ポスター各町会へ發送
四月十六日	実行委員会開催	麻右會館ニ於テ開催
同	肅正實施事項打合せ	麻右區役所ニ於テ肅正實施事項ニ關スル(區長、荻坂、六本木署トノ打合)打合を開催 出席者十五名
四月十七日	肅正塔建設	六本木交又點中央ニ建設
同	肅正顯示	區吏員一同ニ對シ區長肅正顯示

月日	摘要	備考
四月十八日	案内狀發送	実行委員大會案内狀發送
四月十九日	立看板掲出	齊ッテ肅正五〇本、皇國の爲に必ず投票五〇本掲出
同	旗掲出	六本木交又點(三ヶ所)へ掲出
同	選挙懸垂	区内映燈館(五ヶ所)外ニケ所へ懸垂
四月二十日	提灯掲出	六本木交又點一〇張
同	提灯掲出	十番通入口
四月二十一日	肅正婦人協議會開催	區役所ニ於テ午後一時ヨリ自動車ニ依ル移動講演會及婦人街頭宣傳ニ關スル協議 出席者三〇名
四月二十三日	肅正ニ關スル小學校長會開催	區役所ニ於テ午前九時半ヨリ兒童ニ配布スベキ印刷物ニ關シ協議
同	中横斷幕掲出	區役所外ニケ所へ掲出
四月二十四日	公札掲出	區役所前外五ヶ所へ掲出
四月二十七日	小垂懸垂	區役所外九ヶ所へ懸垂
四月二十八日	自動車ニ依ル移動講演會	島居坂、六本木兩署ノ交通係及愛國婦人會幹部ノ應援ヲ求メ紙芝居、旗、標、レコード等ヲ利用シ向一方ピラヲ配布シテ肅正ノ徹底ニ努ム(区内八ヶ所、聴衆五千餘)
同	婦人街頭宣傳	区内五ヶ所ニ於テ肅正マツチ、販取紙、ピラ等ヲ配布
同	鉛筆及ピラ發送	肅正鉛筆及兒童自書案權防止ピラ各小學校へ發送
同	販取紙交付	各小學校ヨリ兒童へ肅正販取紙交付
四月三十日	國旗掲揚	各戸國旗掲揚
同	其ノ他	公札及肅正立看板ヲ投票所前ニ集メ向投票所内ニハ垂幕國旗、ポスター等ノ肅正ノ施設

五五

四月四日	〔見送〕テシテ家庭へビラ配 布 野立大立看板設置	〔東京府ヨリ送附アリタルニ付各 小児見送へ配布 赤坂區役所前へ掲出 東京市ヨリ送附ノボスター町會 官公衛、湯屋、床屋等へ配布 東京府ヨリ送附アリタルニ付區 内要所へ配布 東京府主備矯正主任會議ニ出席 院長矯正主任出席 赤坂見附へ設置 府主備矯正大講演會案内狀發行 委員矯正員へ送送ス 四五〇通 府ヨリ送附アリタルニ付町會、 官公衛、大商店、銀行、會社等 へ配布 四〇〇枚 湯屋、床屋、町會、養老、交差 等へ配布 四〇〇枚 府ヨリ送附アリタルニ付モノ保 存シアリタルニ付區役所屋上ヨ リ懸垂
四月七日	ボスター配布	〔府ヨリ追加送附アリタルニ付區 内へ配布 市ヨリ送附アリタルニ付氏名記 入送送 三十枚 府主備講演會別知方町會長共 赴へ通知依頼 六〇通 新規依頼矯正員へマーク（胸章） 配布八九 吏員ニ對シ區長訓示、引繼キ懇 談會開催 一一〇名 矯正員、實行委員ニ對シ依頼狀 送送 四三〇通 婦人大會開催通知書送送五三〇通
四月十日	立看板掲出	〔赤坂區役所、赤坂見附、永川中 市町六丁目、表参道入口へ掲出 〔沼津日本自動車株式会社、青山 市町一丁目赤坂消防署へ懸垂 沼津、青山北町四丁目、青山南 町六丁目へ設置
四月十一日	矯正主任會出席 赤坂見附	
四月十二日	ボスター配布	
四月十四日	知事告諭配布	
四月十五日	立看板配布	
四月十七日	矯正實行委員大會案内狀送送	
四月二十日	講演會通知書送送 矯正マーク配布	
四月二十一日	區長訓示及懇談會 依頼狀送附 婦人大會開催通知書送送	
同	矯正見附	
同	懸垂懸垂	
同	矯正塔	
四月二十三日	立看板配布	〔理想選挙は我が家からビラ 配布 横断幕掲出 鉛筆配布 自資ビラ配布 四月二十四日 公札設置 カレンダー配布 選挙簿本配布 投票所見學 四月二十五日 選挙簿本配布 四月二十六日 投票所見學 四月二十八日 自給車街頭宣傳 四月二十七日 青年團ラッパ隊除行通 四月二十七日 「今日は投票日必ず投票致し ませう」 四月二十九日 婦人團體街頭宣傳 しをり配布 紙旗配布 包紙利用 選挙公札立看板ノ集中 投票所内へ懸垂幕掲出 四月三十日 投票所内へ懸垂幕掲出 國旗掲揚
同	立看板配布	〔府ヨリ送附アリタルニ付各小児 見送へ配布 九〇〇枚 府ヨリ送附アリタルニ付赤坂防立 看板配付 一〇〇枚 府ヨリ送附アリタルニ付町會、 黒田區役所、青山南町表参道入口 板堀、赤坂區役所表参道 府ヨリ送附アリタルニ付各小児 見送へ配布 六、五〇〇本 市ヨリ送附ノピラ小児見送へ配 布 六一〇〇枚 赤坂區役所、赤坂見附、永川町 目及青山南小学校前へ設置 市ヨリ送附アリタルニ付各官公 署、大商店等へ配布 二〇〇枚 青年團有權者へ配布 一〇〇部 區内五年以上小児見送へ投票 所見學サス 延二、〇〇〇人 吏員二〇名ニ依ル業權防止 自給車五架 萬燈二個先頭ニ區内行通四〇名 府ヨリ送附アリタルニ付配布 一一、〇〇〇枚 愛國婦人會二十名赤坂見附前三 ヶ所ニ於テマーク配布 區内見送其數へ配布 一〇、〇〇〇枚 右同 一〇、〇〇〇本 祝葉子包紙利用 七、〇〇〇枚 投票所前へ立看板、公札ヲ集中 一六〇、ボスター貼付 各投票所内へ國旗ト共ニ矯正標 語懸垂幕掲出 六枚 區内各戸ニ國旗掲揚

五六

四谷区		月	日	備考
同	四月三十日	烟火打掃 小墨委参場出		青山墓地、水川町ニ於テ投票 通票維持止文字入烟火打掃 府ヨリ送附アツタルニ付添付見 附前無帳等前三ヶ所へ掲出。〇
同	四月一日	選挙期日ノ公布 三十五區區務課長會、由田孝 務協議		難町區役所ニ於テ開催 出席者 庄務課長
同	四月三日	「解散」に際し府民各位に告ぐ ビラ配布		小児遊童ヲ通シ各戸ニ配布 總数 一一、二〇〇枚
同	四月五日	市區町村長會議區長出席 區正務主任會談開催		東京府ニ於テ開催 區役所ニ於テ開催
同	四月九日	市區町村長會議區長出席 區正務主任會談開催		府會議事堂ニ於テ開催 出席者 庄務課長、區正主任
同	四月十日	市區町村長會議區正主任會談開催 「要旨」答答の「要」ニシテ 配布		町會、官公署、銀行、合社、浴 場、山場等へ配布 總数 八〇〇枚
同	四月十一日	選挙期正立看板ノ掲出 有様者ニ對スル挨拶狀配布		街頭ニ掲出 總数 六〇本 市長、區長連名ノ挨拶狀ヲ入場 券配布ノ際交付 二十三日迄 一三、〇九三枚
同	四月十二日	選挙期正大講演會開催ニ關ス ル通知		執行委員、區正員、町會長宛計 三三八通
同	四月十三日	區正務主任會談開催		實施選務方策決定
同	四月十四日	知事告登掲出		區役所、町會場看板、官公署、 小學校、銀行、合社、浴場等ニ 掲出 總数 四〇〇枚
同	四月十五日	選挙期正ニシテ配布		町會、小學校、官公署、銀行、 合社、浴場、市場、理髮店等ニ 配布 總数 五五〇枚
同	四月十六日	「理想選挙」は東京から立看板 掲出 小児遊童作品展覽會開催		街頭掲出 總数 四〇本 各小學校ニ於テ開催、優秀作品 ハ公台等ニ陳列
同	四月十七日	執行委員大會案内狀發送		區執行委員宛
同	四月十九日	「選挙期正」大看板取付 記念スタンプ作成配布		區役所廳舎正面ニ施設 劇場、映画館ニ配布プログラム 其他ニ押捺方依頼 四谷區町交支點道路中央ニ一基 建設
同	四月二十日	區正事務所建設		投票所入口ニ建設
同	四月二十一日	區正事務所建設		婦人團體、小児遊童ヲ通シ家庭 ニ配布
同	四月二十二日	「理想選挙」は我家から」戸標配 布 執行委員大會出席者打合せ 選挙期正ニ關スル依頼狀發送 選挙期正婦人大會ニ關スルビ ラ、通知狀發送		小児遊童ヲ通シ家庭へ配布 總数 一一、〇〇〇枚
同	四月二十三日	選挙期正給筆配布 區正リボン作成交付 大垂幕掲出		區役所ニ於テ開催 出席者 十四名 區正員、執行委員宛 計 二九五名
同	四月二十四日	「區正の爲に必ず投票」 「要」ニ對シテ「要」ニ對シテ投票 二種別立看板		區會議員、執行委員、區正員、 町會、小學校、青年團等ニ配布 總数 七〇〇枚
同	四月二十五日	選挙期正小児遊童自書川ビラ 配布 選挙期正カレンダール配布		各小學校ニ配布 總数 八、〇七一本 各小児遊童ニ配布 總数 九、〇〇〇個
同	四月二十六日	「理想」の選挙、理想の 選挙期正カレンダール配布		區役所、警察署、三社、四谷見 附、須賀、花園兩神社、太宗寺 館寺ノ八ヶ所掲出
同	四月二十七日	選挙期正カレンダール配布		街頭掲出 總数 一〇〇本
同	四月二十八日	「理想」の選挙、理想の 選挙期正カレンダール配布		各級三年以上ノ児童ニ配布 總数 五、六〇〇枚
同	四月二十九日	選挙期正カレンダール配布		難町十一丁目、難町交支點、谷 町天王坂下、區役所前、太宗寺 前、伊勢丹前ノ六ヶ所
同	四月三十日	選挙期正カレンダール配布		區役所、郵便局、消防署ノ三ヶ 所ニ掲出
同	五月一日	選挙期正カレンダール配布		區内官公署、銀行、合社、小學 校、町會等ニ配布 計 二〇〇枚

月日	協	要	協	考
四月二十六日	警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場	投票防止小票送付	區公所公堂ニ於テ開催 出席人員一〇〇名	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月二十七日	ラチオ放送市政講演集配布	選挙公正婦人懇談會開催	區執行委員、町會ニ出席 八五部	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月二十八日	投票日因旗掲揚方町會長宛通知	投票防止戸票配布	小學児童ヲ通シ各戸へ配布 總數九、〇〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月二十九日	投票防止ニ關シ天長節祝日ニ因テ方々小学校校長ニ依頼	投票日因旗掲揚方町會長宛通知	自書作成ノ上児童ヲシテ掲出セシム	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
同	小學児童自筆投票防止ビラ掲出	投票防止戸票配布	家女學校、女子青年團員四五名参加、船橋四千本、ビラ、マツモリシ配布 區内四ヶ所ニテ宣傳	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
同	祝菓子包紙ニ選挙公正文字ヲ表示	投票日因旗掲揚方町會長宛通知	附近ニ立看板集中、選挙公札集、中、委、ポスター掲出、大日堂旗ヲ掲出ス	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月三十日	投票所送付施設	投票防止戸票配布	本區區會正副ニ懸垂	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
同	各戸ニ國旗掲揚	投票防止戸票配布	於町區役所、庶務課長出席 各戸ニ配布 總數一八、一〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場

月日	協	要	協	考
四月九日	市町村選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	於本府、區長出席	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月十日	市町選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	區内八神社及映画館並ニ演藝場ニ掲揚 總數一六本	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月十一日	市町選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	區執行委員、町會ニ出席 共ニ配布 總數二六、〇〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月十二日	市町選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	區執行委員、町會ニ出席 共ニ配布 總數二六、〇〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月十三日	市町選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	區執行委員、町會ニ出席 共ニ配布 總數二六、〇〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月十四日	市町選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	區執行委員、町會ニ出席 共ニ配布 總數二六、〇〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月十五日	市町選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	區執行委員、町會ニ出席 共ニ配布 總數二六、〇〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場
四月十八日	市町選舉公正主任會議出席	市町選舉公正主任會議出席	區執行委員、町會ニ出席 共ニ配布 總數二六、〇〇〇枚	區役所、警察署、伊勢丹、三福、花岡、東京五新會社、日本紙、丸谷工場

同	四月十九日	牛込青年團幹部協議會開催 神樂坂管内町合長懇談會開催 小學校長懇談會開催	於本區役所 出席者一四名 於牛込神樂坂警察署 出席者三五名 於本區役所 出席者二三名
同	四月二十日	牛込區公署員懇談會開催 選舉區正議演説會出席 本市ヨリ送附ヲ受ケタル選舉區正員ハ實行委員ニ對スル挨拶狀發送 本市ヨリ送附ヲ受ケタル選舉區正員(總選舉特別費)配布 選舉區正實行委員聯合大會出席	於本區公會堂 出席者一五〇名 於淺橋第五高等女學校 出席者一五〇名 總數 五八七名
同	四月二十一日	選舉區正實行委員聯合大會出席 區長及候補防止宣傳板制作製掲出 本市ヨリ送附ヲ受ケタル總正戸票配布 早稲田署管内町合長懇談會開催 牛込區役所選舉區正部主幹協賛會開催 本市ヨリ送附ヲ受ケタル「總正」ノレン配布	於日比谷公會堂 出席者一五〇〇名 區長外委員出席 於牛込早稲田警察署 出席者二九名 於本區役所 出席者一〇名 於神樂坂及道寺道夜店屋敷ニ掲出 於日比谷公會堂多數出席 於本區役所 出席者二〇名 街頭宣傳及各英會館ニ配布 總數 六、〇〇〇名 區内六ヶ所ニ配布 合計、銀行、商店、工場等ニ掲出 小學校長協賛會開催 選舉區正マツチ製配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出 本市ヨリ送附ヲ受ケタル小學校長協賛會防止ヒラ配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出
同	四月二十三日	牛込區役所選舉區正部主幹協賛會開催 本市ヨリ送附ヲ受ケタル「總正」ノレン配布	於本區役所 出席者一〇名 於神樂坂及道寺道夜店屋敷ニ掲出 於日比谷公會堂多數出席 於本區役所 出席者二〇名 街頭宣傳及各英會館ニ配布 總數 六、〇〇〇名 區内六ヶ所ニ配布 合計、銀行、商店、工場等ニ掲出 小學校長協賛會開催 選舉區正マツチ製配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出 本市ヨリ送附ヲ受ケタル小學校長協賛會防止ヒラ配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出
同	四月二十四日	小學校長協賛會開催 選舉區正マツチ製配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出 本市ヨリ送附ヲ受ケタル小學校長協賛會防止ヒラ配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出	於本區役所 出席者一〇名 於神樂坂及道寺道夜店屋敷ニ掲出 於日比谷公會堂多數出席 於本區役所 出席者二〇名 街頭宣傳及各英會館ニ配布 總數 六、〇〇〇名 區内六ヶ所ニ配布 合計、銀行、商店、工場等ニ掲出 小學校長協賛會開催 選舉區正マツチ製配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出 本市ヨリ送附ヲ受ケタル小學校長協賛會防止ヒラ配布 本府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止強調週間奉掲出

日	要	考
四月二十五日	本市ヨリ送附ヲ受ケタル總正戸票配布 牛込區青年團總正街頭行進 牛込區役所正街頭宣傳 自騎車ニ依テ移動演説並街頭宣傳	官公署、會社、銀行、事務所ニ配布 總數一五〇枚 小學校長協賛會ニ配布 總數一六〇〇枚 各戸ニ配布貼付 總數二四、九〇〇枚 街頭宣傳其他ニ配布 三〇〇〇枚 町會其他ニ配布 二二二部 總數 一七、〇〇〇枚
四月二十六日	府ヨリ送附ヲ受ケタル案模防止ヒラ配布 牛込區役所正街頭宣傳 本市ヨリ送附ヲ受ケタルラチホ放送市政講演集配布	官公署、會社、銀行、事務所ニ配布 總數一五〇枚 小學校長協賛會ニ配布 總數一六〇〇枚 各戸ニ配布貼付 總數二四、九〇〇枚 街頭宣傳其他ニ配布 三〇〇〇枚 町會其他ニ配布 二二二部 總數 一七、〇〇〇枚
四月二十七日	牛込區青年團總正街頭行進 牛込區役所正街頭宣傳 自騎車ニ依テ移動演説並街頭宣傳	官公署、會社、銀行、事務所ニ配布 總數一五〇枚 小學校長協賛會ニ配布 總數一六〇〇枚 各戸ニ配布貼付 總數二四、九〇〇枚 街頭宣傳其他ニ配布 三〇〇〇枚 町會其他ニ配布 二二二部 總數 一七、〇〇〇枚
四月二十八日	婦人團體總正街頭宣傳 自騎車ニ依テ移動演説並街頭宣傳	官公署、會社、銀行、事務所ニ配布 總數一五〇枚 小學校長協賛會ニ配布 總數一六〇〇枚 各戸ニ配布貼付 總數二四、九〇〇枚 街頭宣傳其他ニ配布 三〇〇〇枚 町會其他ニ配布 二二二部 總數 一七、〇〇〇枚
四月二十九日	案模防止強調週間奉掲出 牛込區役所正街頭宣傳 自騎車ニ依テ移動演説並街頭宣傳	官公署、會社、銀行、事務所ニ配布 總數一五〇枚 小學校長協賛會ニ配布 總數一六〇〇枚 各戸ニ配布貼付 總數二四、九〇〇枚 街頭宣傳其他ニ配布 三〇〇〇枚 町會其他ニ配布 二二二部 總數 一七、〇〇〇枚
四月三十日	各戸ニ送附ヲ掲掲	官公署、會社、銀行、事務所ニ配布 總數一五〇枚 小學校長協賛會ニ配布 總數一六〇〇枚 各戸ニ配布貼付 總數二四、九〇〇枚 街頭宣傳其他ニ配布 三〇〇〇枚 町會其他ニ配布 二二二部 總數 一七、〇〇〇枚
三月三十日	垂幕及橫幕掲出	小石川區役所、高坂警察署、大塚警察署ノ各會館ニ大橫幕ヲ掲出セリ 三枚
四月十一日	立看板掲出	區内標要ナル個所ニ掲出セリ 六〇枚
四月十二日	ポスター掲出	區内各町會標要場、官公署、各町會標要場、官公署、各種學校及區内要所ニ掲出 一、九〇〇枚
同	總正、案模防止ヒラ配付	本府知事東京市長、本區長連名ノ總正案模防止ヒラハ投票所入り開始(二十四日迄繼續)

四月十三日	選舉公正實行委員會開催	日比谷公會堂ニ於テ府主催ノ下ニ舉行本區ヨリ市川會長及委員外男女委員多數ノ出席アリ新報セリ一行ハ明治神宮ニ参拜	四月二十四日	街頭移動講演實施	午後五時ヨリ市川實行委員會長町大塚下方面ニテ街頭講演ヲ實施セリ 聴衆五〇〇名
四月十四日	立看板掲出	二環道警察ハ東京カフナル文字ヲ表示シタル立看板ヲ区内各要所ニ掲出セリ 四〇枚	同日	公正塔設置	左記ヨリ送附ニ係ル公正塔標識ヲ左記三箇所ニ掲出セリ 神町小日向水道町 神町小日向水道町 日本女子大學校前
同日	公正ボスター掲出	区内各要所ニ銀行、合社、工場、理髮店共ニ送附ナル標識ニ掲出セリ 二〇〇枚	四月二十六日	街頭移動講演實施	午後六時ヨリ十一時迄宛次委員(佐藤)ハ林町、戸崎町、廣谷町方面ニテ街頭講演ヲ實施セリ 聴衆約二百名
四月十六日	公正大看板掲出	六尺四方ノ特付布ニ一字宛ノ割合ニテ一選票公正ナル文字ヲ表示セル大看板ヲ大家消防署、二枚掲出計三千枚	四月二十日	選舉公正協力依頼狀發送	本府知事、特別總監、東京市長本區長連名ノ選舉公正ニ對スル協力方ヲ依頼セル書狀ヲ区内選舉公正實行委員及同區正員全部ニ發送セリ
同日	公正塔設置	区内交通要路ニシテ人目ヲ惹キ易キ七箇所ニ大型ノモノ三基、小形ノモノ四基ヲ建設セリ	四月二十一日	選舉公正婦人大會開催	日比谷公會堂ニ於テ開催本區婦人會正實行委員ヲ通ジ一般女性ノ参加ニ努メタリ
四月十七日	知事告諭掲出	区内各町會場、銀行、會社、工場、官公署、各種學校及各要所ニ掲出セリ 總數八〇〇枚	自四月二十日 至同二十四日	選舉公正朝禮講話實施	区内官公私立小學校及各種學校十分乃至一時間ニ亙リ選舉公正講話ヲ實施シ當該校長ヨリ講話受講生延二一、一二五名
同日	選舉公正實行委員會開催	綜合ニ依リ同區各町會場ニ要所ノ各委員ニ配布セリ	四月二十一日	養護防止強固週同施行及垂幕掲出	四月二十一日ヨリ同三日ニ至ル間養護防止強固週同施行ナルシテ向一案養護防止強固週同施行ナル字ヲ表示セル垂幕ヲ区内主要ナル箇所ニ掲出セリ 總數八枚
四月十八日	公正受接掲出	区内主要ナル映畫館、食堂等ニ掲出 總數一〇枚	四月二十二日	週報配布	区内官公私立小學校ノ全児童ニ養護防止ノ文字ヲ表示セル鉛筆ヲ配布セシメ同時ニ受持訓導ヨリ至極不易ナル選舉講話ヲナサシメタリ(全二十枚)
四月十九日	公正立看板掲出	長十八尺巾三尺ノ大型垂幕ヲ本區各小石川區役所、日本女子大學校等ニ掲出セリ	四月二十三日	養護防止鉛筆配布	区内官公私立小學校ノ全児童ニ養護防止ノ文字ヲ表示セル鉛筆ヲ配布セシメ同時ニ受持訓導ヨリ至極不易ナル選舉講話ヲナサシメタリ(全二十枚)
同日	公正大垂幕掲出	午後六時ヨリ十一時迄宛次委員(佐藤)ハ市川方面ニテ街頭講演ヲ實施セリ 聴衆約九〇〇名	自四月二十五日 至四月二十六日	選舉公正宣傳ラッパ鼓隊街頭行進實施	本區青年團吹奏隊員二十餘名出動毎午後六時ヨリ区内主要街道ヲ行進シ一般國民ニ選舉公正ノ印象ヲ深カラシムルニ努メタリ
四月二十一日	同	同日ト同様ニ久堅町、水川町高田老松町方面ニテ實施ス 聴衆約八五〇名			
四月二十三日	同	同日ト同様ニ武島町、小日向水道町、小日向町、西古川町方面ニ於テ實施 聴衆約五〇〇名			

六〇

四月二十四日	婦人街頭宣傳實施
四月二十五日	盧正講話實施
四月二十六日	盧正カレンダー頒與
同	盧正課外講話實施
同	案検防止戸派配布
四月二十九日	案検防止見送用ビラ掲出
同	選舉公札立看板集中
四月二十八日	見送及生徒ノ投票所參觀
四月二十九日	祝祭子頒布
四月二十八日	選舉盧正講話實施

日	本郷区	要	備	考
四月三十日	寺鐘			
四月一日	垂幕懸垂	垂幕懸垂	本郷區役所聯合支關、道分尋常小學校ニ懸垂	
四月二日	市長會談	市長會談	於總町區役所	
四月三日	市長會談	市長會談	本郷町交又點ニ掲出	
四月四日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	本郷町交又點ニ掲出	
四月五日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月六日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月七日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月八日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月九日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月十日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月十一日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月十二日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	
四月十三日	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	旗懸看板掲出	

日	月	日	下谷區	備考
四月十三日	同	同	市、區長選名接抄状配布 町會、實行委員等へ發送	
四月十四日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月十五日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月十六日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月十八日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月十九日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十一日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十二日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十三日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十四日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十六日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十七日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十七日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月二十九日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	
四月三十日	同	同	町會、實行委員等へ發送 町會、實行委員等へ發送	

同	四月十三日	浦正大演演會開催	午後一時ヨリ日比谷公會堂ニ於テ開演。浦正委員及浦正員出席者二十八名。
同	四月十五日	府知事告書配布	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	自四月十六日 至四月廿二日	不在投票制度則知ヒラ配布 氣球昇陸	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月十六日	ビスター配布	「選正」各一、〇〇〇枚。浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月十七日	立看板樹立	「選正」各一、〇〇〇枚。浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月十九日	選挙浦正実行委員会開催	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月二十日	依頼状郵送	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月二十一日	長教投票ニ因スル例示注意書配布 実行委員聯合大會開催	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	官報附録選報配布	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	浦正塔建設	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。

同	四月二十二日	戸票配布	「選正」各一、〇〇〇枚。浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	ビラ配布	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月二十三日	垂幕懸垂 パンフレット配布	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	立看板樹立	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	自四月廿三日 至四月廿九日	氣球昇陸	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月二十三日	セルロイド製徽章配布	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	浦正鉛筆	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月二十四日	選挙公礼配布	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月二十六日	葉桜防止戸票配布	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	浦正スタンプ押捺	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月二十九日	遊人團體街頭宣傳	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	公札及立看板ヲ投票所ニ集中	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	同	投票所設備	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。
同	四月三十日	氣球昇陸	浦正員、浦正松屋、興行所、總計一、〇〇〇枚。

月日	要	備考
四月一日	選挙正選挙員委託書協議会 開催 大連支監署 因際及並表監署	本所選交所ニ於テ開催 出席者十八名 本所選交所正副ニ應差 各公署演説會場二十一ヶ所ノ演 壇 於龍町選交所 三六、二〇〇枚 可會長ニ宛テ七九通
四月三日	庶務課長會議	
四月六日	選挙正選挙員委託書 開催 選挙正依頼狀發送	一、二〇〇枚 官公署、大工場、大商店、銀行、 會社、市場、浴場、理髮店等ニ 掲出 四〇部 區選正議員宛配布
四月七日	選挙正選挙員委託書 開催	
四月八日	第三次選挙正選挙員委託書 開催	
四月十日	選挙正選挙員委託書 開催	
四月十一日	選挙正選挙員委託書 開催	區内要所六〇本 六〇〇枚 區内各所會場掲示板又公 社、市場、浴場、銀行、會 社、市場、浴場 五五、六四四通「宗旨奉答此一 票」 五五、六四四枚、投票所入場券 トトモニ全有様者ニ配布 一七、一六三枚市會議員選挙ノ 原案様シタル有様者ノ投票所入 場券ニ貼付シテ配布 五五、六四四通ノ投票所入場券 ニ該当者共他必要事項印刷 區選正議員區選正員五四〇名ニ 發送 於日比谷公會堂 區選正議員ニ設置、二ヶ所 區内要所 四本
四月十二日	選挙正選挙員委託書 開催	
四月十三日	選挙正選挙員委託書 開催	
四月十四日	選挙正選挙員委託書 開催	
四月十六日	選挙正選挙員委託書 開催	區内要所 一〇〇本 區内可會場掲示板其他九〇ヶ所 區内重要交又點其他四〇ヶ所 於本所選交所 聴米二〇〇人 於日比谷公會堂
四月十五日	府知事告諭掲出	
四月十八日	選挙正選挙員委託書 開催	
四月十九日	選挙正選挙員委託書 開催	
四月二十一日	選挙正選挙員委託書 開催	可會場ヲ通シテ各戸毎ニ配布 總數六〇、〇〇〇枚 區會議員、區選正議員、區選正員、 區選正員、青年學校、町會、在郷 軍人團、區選正議員、各種團體員ニ 對シテ郵送、一、六〇〇部 區選正議員、區選正員ニ對シテ 郵送五八〇通（選挙正選挙員ノ爲協 力方依頼） 婦人實行委員、婦人選正員、小 學校、女教員、町會ニ對シテ郵 送二〇〇通 區内小児児童ニ配布 三五、二九〇本 於日比谷公會堂
四月二十三日	選挙正選挙員委託書 開催	於日比谷公會堂 録町二丁目交又點、錦糸堀交又 點、本所消防署前、吾妻橋二丁 目停留所傍 四本
四月二十四日	選挙正選挙員委託書 開催	選挙正選挙員委託書 開催
四月二十五日	選挙正選挙員委託書 開催	選挙正選挙員委託書 開催
四月二十六日	選挙正選挙員委託書 開催	選挙正選挙員委託書 開催
四月二十七日	選挙正選挙員委託書 開催	選挙正選挙員委託書 開催
四月二十八日	選挙正選挙員委託書 開催	選挙正選挙員委託書 開催
四月二十九日	選挙正選挙員委託書 開催	選挙正選挙員委託書 開催
四月三十日	選挙正選挙員委託書 開催	選挙正選挙員委託書 開催

四月二十四日	選挙公正ビラ小学児童ニ交付	小学児童ヲシテ自發セシムヘキ用紙二二〇〇枚
同	アドバンス印刷	本日ヨリ投票日マデ七日間本所既役所屋上ヨリ印刷一三〇日ニハ必ず投票紙シマセウ本所
同	配布	小学児童其他一五〇〇〇枚
四月二十五日	棄権防止小票配布	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
四月二十六日	附設投票所頭立傳	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
四月二十八日	自發水ニ依ル街頭宣傳	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
四月二十九日	婦人團體ニヨル街頭宣傳	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
同	選挙公札移動	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
同	選挙公正看板集中	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
同	小児童票ボスター貼付	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
同	天長節祝賀菓子包紙ニ選挙公正ノ文字印刷	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
同	選挙公正看板印刷	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布
四月三十日	国旗掲揚	区内全戸、小学児童ヲ通シテ配布

四月三十日	国旗及選挙公正看板掲揚	五投票所	
深川區	四月十七日	選挙公正実行委員会開催	深川區役所ニ於テ開催 出席者十六名
同	四月十九日	選挙公正婦人協議会開催	深川區役所ニ於テ開催 出席者十六名 深川區産業奨励会役員 出席者三十人
同	四月二十一日	「聖旨奉答」の「票」ビラ配布	選挙公正実行委員、選挙公正員並町会役員ニ配布二、五〇〇部
同	四月二十二日	棄権防止ニ關スル印刷物配布	戸口貼付用トシテ小学児童ヲ通シ各戸ニ配布四、五〇〇枚
同	四月二十三日	「今度こそ各戸もれなく国旗を掲揚し必ず投票いたしませう」ビラ配布	本年三月執行ノ市會議員選挙ニ棄権シタル選挙人ニ對シ投票所入場券ニ貼付シテ配布
同	四月二十八日	婦人街頭宣傳	小学児童ヲ通シテ各戸ニ配布四、五〇〇枚
同	四月二十九日	天長節祝賀包紙ニ選挙公正看板印刷	区内五ヶ所ニ於テ、愛國婦人會深川區分會、深川區産業奨励會四十九名参加、選挙公正日国旗掲揚並投票調ヒラ二〇〇〇枚配布
品川區	四月二十九日	小学児童ノ投票所見學	区内小学校五年生 児童二、五二七名
同	四月三十日	各小学児童ニ配布	各小学児童ニ配布
品川區	四月一日	選挙公正看板	品川區役所廳會ニ懸垂ス
同	四月七日	前正塔及前正看板建設	前正塔及前正看板左記個所ニ建設ス 一、五反田大崎橋際塔・前正塔

六七

目録區

月日	摘要	備考
四月二十日	選挙公正依頼状發送	(一)八ツ山…………… 公正塔 (二)大井三ツ又…………… 看板 選挙公正依頼書正員、實行委員發送ス
四月二十一日	週報配布ノ件	週報「選挙特報」各名譽候補、その他各種函件ニ配布ス
四月二十三日	選挙公正案防止小児児童自家用紙配布 衆議院議員總選挙ニ關シ全職員ニ對シ區長ヨリ公正ノ訓示ヲナセリ	選挙公正案防止小児児童自家用紙區内各小学校児童ニ配布ス
四月二十四日	案防止自對單宣傳實施ノ件	衆議院議員總選挙公正案防止自對單宣傳左記方面ニ於テ實施ス、大井 二、品川 三、大崎 三、三ツ又ノ委員ヲ搭乗セシメ、案防止自對單ニ於テ案防止講演ヲナセリ、二〇名參加
四月二十八日	婦人團體街頭宣傳實施	衆議院議員總選挙公正案防止自對單宣傳左記方面ニ於テ實施ス、大井 三、品川 三、三ツ又ノ委員ヲ搭乗セシメ、案防止講演ヲナセリ、二〇名參加
四月二日	選挙公正懇話會ノ施設	區役所聯合正員 一本 總町區役所 一名
四月三日	庶務課長會ニ課長出席	區選挙公正部 出席者二〇名
四月四日	第五次選挙公正ニ關スル打合せ	區正實行委員、區役所 四〇部
四月七日	第三次選挙公正運動推進委員ノ配布	(各小学校 二三、四〇枚)
四月八日	小児児童ヲ道ジ「ピラ」ノ配布	區内官公署、町會、學校、團體等 二〇〇枚
四月九日	選挙公正ニ關シ依頼狀ノ發送	各町會、官公署、學校等 二〇〇枚
四月九日	市區町村長會ニ區長出席	府會議事堂 一名 同 庶務課長、庶務係主任 區内各所 六〇本
四月十日	選挙公正主任會ニ出席	區内町會官公署學校等 六〇枚
四月十二日	選挙公正立看板ノ配布施設	區内各所、公正員、官公署其ノ他
四月十三日	選挙公正大講演會案内狀ノ發送	日比谷公會堂 庶務課長其ノ他 目黒警察署 出席者五名
四月十四日	選挙公正ニ關シ警察署ト打合せ	各町會、官公署、學校等 七〇〇枚
四月十五日	東京府知事告諭ノ配布	官公署、小学校等 六〇枚
四月十七日	選挙公正立看板ノ配布施設	區内各所四〇本
四月十九日	選挙公正大講演會出席並周知方依頼	區内各所、公正員等
四月二十日	選挙公正立看板ノ配布施設	區内各所 一〇〇本
四月二十一日	選挙公正實行委員大會へ出席	各町會、官公署、學校等 一〇〇枚
四月二十二日	選挙公正懇話會ノ施設	區長代理(志羽課長)新倉實行委員其他 婦人實行委員、公正員等へ 三六〇部
四月二十二日	週報(官報附録)ノ配布	目黒警察署 選挙公正實行委員、公正員、町會等 一、三〇〇部
四月二十三日	選挙公正ノ夕(談話會)	時計塔、吹流し其ノ他 公正小旗、吹流し、公正門等 中目黒尋常高等小学校 委會人員 四八〇名
四月二十三日	選挙公正戸票ノ配布	區内各戸 三一、八〇〇枚
四月二十三日	選挙公正ノ夕(談話會)	區内各所

月日	場所	要	備考
四月二十三日	荏原區	選挙公正案標防止週同委員ノ施設	役所方面事務所等 一〇本
四月二十四日	同	標防止給筆ノ配布	小児見張 二、三、三〇〇本
同	同	公正カレンダーノ配布	官公署、工場協同會等 二〇〇枚
同	同	選挙公正ノ夕(映畫會)	向原等小學校 一〇〇名
四月二十六日	同	標防止施設	區内三ヶ所 三本
同	同	投票當日同標掲揚方ノ依頼	町會長、學校其ノ他
同	同	協力方依頼ノ發送	町會長、學校長、團體長等
四月二十七日	同	婦人大講演會ニ出席	日比谷公會堂婦人團體員等出席
四月二十八日	同	自動車ニ依リ移動講演會	區内十九ヶ所 参加人員一二名
同	同	小學校児童自管ビラノ配布	同 一〇、〇〇〇個
同	同	選挙公正案ノ配布	選挙實行委員、町會、區役所等 一〇五部
四月二十九日	同	ラデオ放送「市政講演集」ノ配布	區内各所ヨリ六ヶ所へ
同	同	選挙公札設立看板等ノ投票所附近へ集中	婦人團體區内一二ヶ所 参加人員一五〇名
四月三十日	同	標防止街頭宣傳	區内各所
五月三日	同	選挙公正施設物ノ徴収	東京府、東京市
五月末日迄	同	第五次選挙公正ニ關スル各種報告其他	
四月一日	荏原區	選挙公正案ニ關スル庶務課長會出席	區役所支團ニ懸垂
四月三日	同	選挙公正ビラ配布	於町區役所
四月四日	同	第一種立看板設置	府製、小學校児童ニ配布 二六、六〇〇枚
四月八日	同	區役所運動要項報告	府製 六〇本
同	同		區實行委員會長等決ニヨル運動要項ヲ區實行委員へ報告
四月八日	同	ポスター「選挙案答此ノ一票」掲出	小學校、官公署、會社、銀行、協同會、商店並町會標示板等ノ掲出、市製製一、一〇〇枚
同	同	選挙公正協力依頼狀發送	區製、町會長、市區名譽職宛 一〇〇通
四月九日	同	東京府市區町村長會議出席	於東京府廳
四月十日	同	右選挙公正主任會議出席	右同
四月十二日	同	選挙公正ポスター掲出	東京府製、町會、學校、會社、銀行、浴場、理髮店等ノ掲出、總數六〇〇枚
同	同	府市主催選挙公正大講演會案内狀發送	區製、町會長、名譽職、選挙公正員、同實行委員宛發送 四五三通
四月十三日	同	選挙公正門設置	區内各町一基宛計五基
同	同	府知事告諭掲出	府製、官公署、町會等掲示板ニ掲出 七〇〇枚
四月十四日	同	第二種立看板掲出	府製 四〇本
同	同	選挙公正ポスター掲出	中央聯盟製 一七枚
同	同	パンフレット「選挙運動心得」配布	區役所周圍へ掲出ス
四月十六日	同	區職員ニ對スル訓示	區職員へ配布 二〇〇冊
同	同	市長區長挨拶狀配布	於區役所 出席者 區全職員
同	同	選挙公正實行委員會大會案内狀發送	市製、投票所入場券ト共ニ各右標示ニ配布三六、〇〇〇枚
四月十八日	同	映畫會ポスター掲出	區製、各區實行委員へ發送 二九通
同	同	選挙公正燈籠設置	區製、區内各掲示板へ掲出 五〇〇枚
四月十九日	同	セルロイド製「選挙公正因縁マーク」配布	區製、越町二五米道路三又地點へ設置 高一丈五尺一基
同	同	選挙公正且掛紙配布	區製、區學校職員並小學校児童幼稚園児童備用二六、〇〇〇個
同	同	戶票「理想選挙は我が家から」配布	區製、區内各寄附東京組合ニ配布出前案味皿等被覆用トシテ使用セシム 三〇、〇〇〇枚
四月二十日	同	選挙公正協力依頼狀發送	府製、各戸毎ニ配布 三四、九〇〇枚
同	同		市製、區選挙公正員同實行委員ニ發送 四九五通

四月二十日	高正登別設置	區調製、區内西山、袋ヶ岡、東洗足、荏原町、中込、計六町町各戸へ配製、高八尺、計六町町
同	自動車ニヨル街頭移動講演會開催	區主催、講師區長、岡田、名数一〇ヶ所、聴衆三三〇〇〇名
同	兼權防止並不在投票所投票立條ビラ配布	區調製、右移動講演會ニ於テ行人ニ配布、總數五、〇〇〇枚
同	市長講演レコードニ依ル立條官報附録「總選舉特輯號」配布	市同付、選舉所正員、實行委員各戸へ配布、一、四〇〇〇枚
四月二十一日	選舉所正實行委員聯合大會參加	府主催、於日比谷公會堂
同	選舉所正人大会案内狀發送	區調製各戸人團體へ發送、一〇〇〇通
同	第三立看板設置	府調製、一〇〇本
四月二十三日	ビラ「總選舉ニ際シ全國民ニ望ム」配布	中央廳調製小學校上級児童ニヨリ其ノ家庭へ配布、一五、二〇〇枚
同	選舉所正給筆配布	府調製、各小學校児童ニ配布、二六、〇〇〇本
同	兼權防止協力方依頼狀發送	區調製區内會社、銀行、學校、工藝、大商店へ發送、一一四通
同	投票當日國旗掲揚依頼狀發送	區調製、小學校長ヨリ小學校児童ヲ通シ各家庭へ通達方依頼ス、一四通
同	選舉日程表配布	市調製、各會社、銀行等へ配布、二〇〇枚
同	選舉所正人大会參加	於日比谷公會堂
四月二十四日	由正模泰掲出	府調製、區役所、警察署、消防署へ掲出、三枚
同	選舉所公礼設置	區調製、區役所前及各町一ヶ所宛計六ヶ所
同	映畫會開催	區主催、於中込町山本會館等小學校庭、多會者三、〇〇〇名
同	右同	區主催、於戸越町宮前尋常小學校講堂、多會者五〇〇〇名
四月二十五日	青年團街頭行進實施	區主催、喇叭隊參加、青年團員三〇〇名參加

四月二十五日	兼權防止ビラ配布	區調製、右給頭行進ニ於テ行人ニ配布、區内三年以上小學校児童ニ配布、二六、四〇〇枚
同	小學児童自書ポスター用紙配布	市調製、區内小學校児童ヲ通シ各家庭へ配布、三四、八〇〇枚
同	戸票「今日は必ず投票しませう」配布	區主催、愛國婦人會員三〇〇名參加、區内五ヶ所ニ於テ舉行
四月二十九日	婦人團體街頭宣傳	區調製、右給頭宣傳ニ於テ行人ニ配布、一〇、〇〇〇枚
同	兼權防止投票日告知ビラ配布	區調製、天長節祝葉子包ニ挿入、全小學校児童ニ配布、二五、〇〇〇枚
同	選舉所正票配布	區設備國旗四枚、垂幕八枚ヲ施置ス
同	選舉所正立看板ヲ各投票所附近集合	
同	投票所ノ簡潔化	
同	小學校児童自書ポスター掲出	
同	戸票「今日は必ず投票致しませう」掲出	
同	各戸國旗掲出	
四月三十日		

大森區

四月一日	垂幕懸垂	區廳會支關ニ懸垂、一張
四月六日	選舉所正ビラ配布	小學校児童ノ手ヲ通シテ各家庭へ配布、二九、二〇〇枚
四月十二日	市長、區長、挨拶狀配布	選舉入場券配布ノ際共ニ有權者ニ配布、四三、〇〇〇枚
同	選舉所正ポスター掲出	各町會場指示板、各小學校其ノ他要所ニ掲出、二、〇〇〇枚
同	立看板	區内要所ニ掲出、六〇本
四月十四日	選舉所正ポスター掲出	各町會場指示板、各小學校、其ノ他要所ニ掲出、六〇〇枚
四月十六日	立看板(追加分)	區内要所ニ掲出、四〇本

七〇

四月十七日	府知事告示掲示	各町會掲示板、各小學校、其ノ出要所ニ掲示一、一〇〇枚
同	肅正塔	六森區役所外三箇所へ建設
同	肅正吹流ノ掲揚	區役所屋上、調布浜出所ノ二箇所ニ掲揚二枚
四月十八日	肅正表示大看板	區役所屋上、調布浜出所ニ掲揚二枚
同	選舉肅正實行委員會聯合大會開催通知發送	區選舉肅正實行委員三〇名ニ發送
四月十九日	小學校々長協議會開催	區役所ニ於テ開催
四月二十日	肅正尤形看板掲出	出席者二三名
同	検査會宣傳ポスター掲出	大森區附近三ヶ所ノ街燈柱ニ取付一〇〇個
四月二十一日	選舉肅正實行委員大會開催	區内要所ニ掲出三〇〇枚
同	選舉肅正員、同實行委員ニ對スル依頼狀發送	日比谷公會堂ニ於テ開催セラレ出席者一〇名
同	選舉肅正婦人大會開催ビラ發送	依頼狀五五八通發送
四月二十二日	週報(總選舉情報)配布	婦人實行委員、婦人肅正員ニ對シテ依頼狀ト共ニビラ發送二〇〇枚
同	肅正戸票配布	區會議員、實行委員、町會長、肅正員、小學校々長ノ地各種團體ニ配布一、六〇〇枚
同	検査會開催	小學校児童ヲ經テ各家庭ニ配布四一、〇〇〇枚
四月二十三日	寒權防止給筆配布	入新井第一小學校ニ於テ開催
同	立看板	入場者五〇〇人
四月二十四日	選舉公札板ヲ各投票所附近ニ掲付	區内各小學校へ配布二九、八二〇本
同	青年團幹部協議會開催	各町會へ一本ツ、配布残りハ區役所、浜出所ニ掲出二〇〇本
四月二十四日	投票所	九ヶ所
同	區役所ニ於テ開催	出席者一名
四月二十四日	投票所	區役所、調布浜出所、開票所(入新井第一學校)ニ懸垂三張

月日	編	要	備考
四月二十五日	選舉肅正カレンダー配布	各町會、銀行、會社、工場其ノ他へ配布三〇〇枚	小學校児童ヲ經テ各家庭へ配布四一、〇〇〇枚
四月二十六日	寒權防止小票配布	各町會長ニ依頼狀發送	九七通
同	選舉當日各戸ニ國旗掲揚方依頼狀發送	街頭行進宣傳ニ使用、後各投票所ニ懸垂一〇張	青年團音樂隊ノ行進ニ依リ寒權防止ノ宣傳、参加青年團員六〇名
四月二十七日	選舉肅正小票懸垂	街頭行進宣傳	主要道路ヲ行進宣傳参加者三〇名
同	街頭行進宣傳	女子青年團員四七名参加、大森區外一ヶ所ニ於テマツチ一〇〇〇個、しをり五、〇〇〇個ビラ等ヲ配布	區内小學校三年以上ノ男女児童ニ自費掲出セシム一七、〇〇〇枚
四月二十八日	婦人街頭宣傳	天長節祝賀ニ新入小學校児童ニ配布四〇、〇〇〇枚	
四月二十九日	小學校児童自費寒權防止ビラ掲出		
同	選舉肅正寒權防止小票配布		
四月一日	垂懸幕	區役所聯合ニ懸垂	區役所及區内十六小學校ノ國旗掲揚塔ニ掲揚 總數一六號
同	五色吹流ノ掲揚	小學校児童ヲ通シ各家庭ニ配布總數、本府ヨリ送付ヲ受ケタルモノ二二、八〇〇枚	町會掲示板、官公署、銀行、會社、工場、組合、大商店、浴場、市場、學校其ノ他街頭ノ公衆ノ見易スキ箇所ニ掲出 總數、本市ヨリ送附ヲ受ケタルモノ一、五〇〇枚
四月六日	選舉肅正ビラノ配布	區役所前其ノ他區内主要街道、重要地點ニ掲出 總數、本府ヨリ送附ヲ受ケタルモノ六〇本	
四月九日	選舉肅正ポスターノ掲出		
同	立看板ノ掲出		

七一

四月二十二日	四月二十一日	四月十九日	四月十八日	四月十七日	四月十五日	四月十四日	自四月十二日 至四月廿九日
選挙公正運動連名依頼状ノ發	府正戸票ノ配布	選挙公正大講演会案内状ノ發	府正塔ノ建立 府正部員ニ依ル自動車街頭宣傳實施	立看板ノ掲出	府知事告諭ポスターノ掲出	選挙公正ポスターノ掲出	市長、區長連名挨拶状ノ配布
區選舉公正實行委員及同府正員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通	區選舉公正實行委員及同府正員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通	區選舉公正實行委員及同府正員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通	區選舉公正實行委員及同府正員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通	區選舉公正實行委員及同府正員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通	區選舉公正實行委員及同府正員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通	區選舉公正實行委員及同府正員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通	各府正員、區選舉公正實行委員 ニ發送 總數 本市ヨリ送附ヲ 受ケタルモノ 五一八通
同	同	同	四月二十四日	同	同	同	四月二十二日
選挙公正運動連名依頼状ノ發	案權防止ビラノ配布	案權防止ビラノ配布	府正電燈管及府正短冊ノ掲出	案權防止鉛筆ノ配布	案權防止鉛筆ノ配布	案權防止鉛筆ノ配布	選挙公正運動連名挨拶状ノ配布
同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚	同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚	同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚	同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚	同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚	同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚	同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚	同前 總數、本市ヨリ送附ヲ受 ケタルモノ 三、〇〇〇枚

七三

月日	要	考
四月二十四日	パンフレット「全國民に對ふ」ノ配布	同前、總數、選舉中正中央聯盟ヨリ送附ヲ受ケタルモノ一〇〇〇枚
同	候補者ノ掲出	東京國道マスタリ化粧品工場社及省線田原郡東口駅前大通ニ掲出、總數、本府ヨリ送附ヲ受ケタルモノ三枚
同	選舉公札ノ掲出	區役所前其ノ池内區委地點ニ掲出、總數、六本
四月二十六日	禁煙防止小票ノ配布	小學兒童ヲ通シ各家庭ニ配布、總數、本府ヨリ送附ヲ受ケタルモノ三一、〇〇〇枚
四月二十七日	端正カレンダーノ配布	區選舉公正實行委員、官公署、商店、各種事務所ニ配布、大總數、本市ヨリ送附ヲ受ケタルモノ三〇〇枚
同	ラチオ放送市政講演集ノ配布	區選舉公正實行委員及町會事務所ニ配布、總數、一〇六枚
四月二十八日	小學校長ノ講話	小學兒童ヲ通シ各家庭ニ禁煙防止カレンダー一六枚
四月二十九日	婦人街頭宣傳實施	省線田原郡東口及西口駅前其ノ参加人員二〇人ニ於テ實施
四月三十日	投票所ノ修正施設	各投票所共同及區委事務ヲ掲出、總數、五投票所
同	國旗ノ掲揚	小學兒童ヲ通シ各戸ニ掲揚
四月二十一日	端正實行委員大會	同
同	端正小票	同
四月二十二日	選舉公正婦人懇談會	同
同	端正映畫會	同
同	禁煙防止給筆	同
同	選舉公札	同
四月十二日	端正選舉計畫	同
四月十三日	選舉公正實行委員會開催	同
四月十四日	端正員大會告知狀發送	同
四月十六日	端正宣傳映畫モスタリ作成	同
四月十七日	端正及實行ニ關シ區長ノ訓示	同
同	實行委員大會開催ノ案内狀發送	同
四月二十日	選舉公正員大會	同
同	國旗掲揚方ノ依頼	同
同	實行委員及端正員ニ協力依頼	同
同	週報ノ配布	同
同	端正映畫會	同
同	端正實行委員大會	同
同	端正小票	同
同	選舉公正婦人懇談會	同
同	端正映畫會	同
同	禁煙防止給筆	同
同	選舉公札	同

四月二十六日	端正映夜會	奧澤小學校ニ於テ關係來會者一、五〇〇名
四月二十六日	端正カレンダー	端正カレンダー二〇〇枚區内官公署、銀行、会社、工場等ニ配布
同	「全國民下慰ふ」	選挙端正中央聯盟送附ニ係ル上記印刷物區内各戸ニ配布ス
同 二十七日	婦人街頭宣傳	區内各種婦人團體七五名参加三軒茶屋、下北澤、代田橋、松島、奥澤、各群ニ於テ宣傳、婦人行入ニ對シテ來接防止給筆、婦人行入申合セ事項印刷物等配布ス
四月二十七日	端正映夜會	旭小學校ニ於テ關係來會者約一〇〇〇名
四月二十八日	養護防止ギスターノ配布	小學生ニ自管提出セシメル養護防止ギスター各小學校小學生三〇枚以上ニ配布ス 一七、二〇〇枚
同	講演集ノ配布	ラヂオ放送市政講演集ハ各町會長、實行委員等ニ配布ス
同	投票開始合圖	前日午七時學校サイレン、寺合圖トス、右關係者ニ通知依順ス

澁谷區

月 日	講 要	備 考
四月一日	區役所廳舎ニ懸垂幕掲出	配布枚數 三一、九〇〇枚 配布先 區内各戸（小學校兒童ヲ通シテ）
四月五日	府ビラ配布	配布枚數 六〇〇枚 配布先 區内各町會其他
四月十日	立看板配布	配布枚數 一、五〇〇枚 配布先 區内各町會小學校其他
同	ギスター配布	配布枚數 六〇〇枚 配布先 區内各町會、小學校、警察署
四月十二日	ギスター配布	配布枚數 六〇〇枚 配布先 區内各町會、小學校、警察署
四月十三日	「選挙運動の心得」ハ内務省發行（配布）	配布枚數 一〇〇〇部 配布先 區役所 全委員

四月十三日	社會事業關係者懇談會	午後零時三〇分於 區役所出席者 七〇名
同	區長訓示	午後四時 於區役所 區役所全吏員
四月十四日	小學校長會	午前十時 於區役所 區内小學校長 三〇名
同	府知事告諭掲出	配布枚數 七〇〇枚 配布先 區内町會、小學校、郵便局、警察署
自四月十四日至四月廿一日	市長、區長連名挨拶狀配布	配布枚數 四五、〇〇〇枚 配布先 區内各町會、投票所入場券ト共ニ有線者ニ配布
四月十五日	立看板 配布	配布枚數 四〇〇枚 配布先 區内各町會
四月十六日	「理想の選挙は東京から」實行委員會	午前十一時 於區役所 出席委員 一四名
同	端正大講演會案内狀發送	發送部數 五二二部 發送先 實行委員、廣正員、町會長、小學校長
四月十七日	端正暖簾掲出	三枚 廳舎内
四月十八日	大端正塔ノ設置	三基 區内三ヶ所 遊玄坂下、明治神宮表參道、甲州街道
同	大懸垂幕掲出	一枚 區役所廳舎時計臺
四月十九日	愛國婦人會立看板掲出	三枚 區内三ヶ所
四月二十日	府知事、警視總監、市長、區長連名挨拶發送	發送部數 四七五通 發送先 實行委員、廣正員
同	端正婦人大會参加依頼狀發送	發送部數 一〇〇通 發送先 實行委員、婦人廣正員、小學校長
四月二十一日	端正小票配布	配布枚數 四八、一〇〇枚 配布先 區内各戸（小學校兒童ヲ通シテ）
同	官報週報「總選挙特輯號」配布	配布枚數 一、五〇〇部 配布先 區吏員、水道、土木出張所、小學校、町會、各團體、實行委員、廣正員等
四月二十二日	立看板配布	配布枚數 一〇〇枚 配布先 區内各町會、小學校
同	選挙審配布	配布枚數 四五册 配布先 實行委員、其他

七四

四月十日	第二回立看板ノ掲出	各町合掲示板、浴場共ノ他 三〇〇枚
四月十三日	ポスターノ掲出	各町合掲示板、浴場 共ノ他八〇〇枚
四月十五日	知事告諭掲出	小學校長、警察署関係者打合 令
四月十六日	小學校長、警察署関係者打合	入場券配布ト同時ニ各有権者ノ 三五、〇〇〇枚
自四月十三日 至四月二十五日	市区长挨拶状ノ配布	新沼縣前、高懸提灯五〇、裝飾 約四十間
四月十五日	府知事告諭印刷ビラ	各町合掲示板、浴場共ノ他三〇 〇枚
同	街頭裝飾ニ依ル宣傳	淨水場及市電早稲田終點ニ共 府主催、第五高等女學校講堂 出席者五〇〇名
同	第二回キスターノ掲出	小學校児童 二二、〇〇〇本
四月十八日	府正塔ノ建立	日比谷公會堂
四月二十日	選挙府正演説會	区内投票地點 一〇〇本
四月二十二日	府正給筆配布	區役所前外六ヶ所 七箇
同	實行委員會委員聯合大會	區名譽職、府正實行委員、府正 員共ノ他一四、〇〇〇枚
四月二十三日	第三回立看板掲出	各有権者一三五、〇〇〇枚
四月二十四日	選挙公札ノ掲出	官公署、銀行、合社等二〇〇枚
同	官報附録週報ノ配布	公會堂共ノ他 三枚
同	府正カレンダーノ配布	小學校児童共ノ他 一〇、〇〇〇枚
同	投票箱ノ掲出	青年團喇叭鼓隊二五名参加
四月二十五日	選挙防止要配布	區役所、公會堂等五箇所一〇枚
同	街頭宣傳	角宮一丁目地方専政局前外三箇 所ニ配布 二、〇〇〇人
四月二十六日	選挙防止小懸垂幕掲出	各戸ニ配布 三五、〇〇〇枚
同	自動車ニ依ル移動演説會 (紙芝居ニ依ル宣傳)	區公會堂 出席者二〇〇名
四月二十八日	選挙防止小懸配布	
四月二十九日	新演説會(演説會聯合)	

月日	概	備	考
四月二十九日	小學校児童自書ポスター掲出	富區役所正面玄関ニ懸垂 小學校児童ヲ通シ各戸ニ配付 總數 二五、〇〇〇枚	小學校三年以上ノ児童 一四、六〇〇枚
同	投票所ノ見學及模擬投票	富サ二丈七尺 省線中野縣前大通ニ面シテ建ツ 町會、官公署、大會社、銀行、 大商店、浴場、理髮店ノ配布 九〇〇枚	第一投票所見學児童 一、五〇〇名
四月三十日	祝葉子包装紙ニ依ル宣傳	富區役所正面玄関ニ掲ケ 町會ヲ通シ各家庭ニ配布ス 三六、五〇〇枚	天長節ニ児童ニ配布スル祝葉子 包装紙ニ選挙防止標語印刷 圖旗掲揚
同	祝葉子包装紙ニ依ル宣傳	富サ三百六十尺 富區役所ト中 野縣間ノ大廣場ニ掲揚 各投票所(五ヶ所)ニ懸垂 各投票所出口ニテ投票済選挙人 ニ交因婦人會員ノ應援ヲ得テ配 布 二二、〇〇〇枚	
四月一日	垂幕	富區役所正面玄関ニ懸垂	
四月五日	府正ビラ配布	富區役所正面玄関ニ懸垂	
四月十二日	府正塔	富區役所正面玄関ニ懸垂	
四月十五日	府知事告諭配布	富區役所正面玄関ニ懸垂	
四月二十一日	大標旗(選挙府正看板)	富區役所正面玄関ニ懸垂	
四月二十二日	戸懸配布	富區役所正面玄関ニ懸垂	
四月二十四日	アドバルーン(替つて府正舉 つて投票)ノ文字入り	富區役所正面玄関ニ懸垂	
四月三十日	選挙防止要配布	富區役所正面玄関ニ懸垂	

瀧野川區

月日	編	要	備	考
四月二十三日	同日	日ノ丸小旗配布	各市立小學校ニ配布 總數一〇、〇〇〇本	
四月二十四日	同日	選挙公私設置	区内九投票所附近 九個 投票所小學校ニ配布 總數一〇本	
同日	同日	市旗配布	總數一〇〇〇〇枚	
同日	同日	肅正ピラ配布	葉巻、大塚、池袋、目白ノ各群 ニテ女子青年團員ニヨリ配布 總數一〇、〇〇〇枚	
四月二十五日	同日	禁煙防止戸標配布	各戸毎ニ配布 總數五七、三〇〇枚	
同日	同日	兒童自警禁煙防止ポスター用紙配布	三年以上ノ兒童ニ配布 總數二四、三〇〇枚	
四月二十六日	同日	肅正員大會	高田第五尋常小學校ニ於テ開催 出席者三一八名	
四月二十七日	同日	肅正カレンダー配布	官公署、合社、工場等ニ配布 四四〇枚	
四月二十八日	同日	禁煙防止ピラ配布	葉巻、大塚、池袋、目白ノ各群 ニテ女子青年團員ニヨリ配布 總數一〇、〇〇〇枚	
同日	同日	兒童ノ街頭宣傳	各校ノ道學區域ヲ行進 一〇、〇〇〇名	
同日	同日	賞状配布	「肅正ポスター」展覽會「出品兒童」ニ授與 一、七〇〇枚	

月日	編	要	備	考
四月十日	同日	ポスター掲出	浴場、理髮店、飲食店、活動常設館 四〇〇枚	
同日	同日	旗標肅正塔設置	區役所前、飛鳥山前、田端町一八八〇番地先ノ道路ヲ横斷セルモノ 三ヶ所	
四月十二日	同日	區長開示	全區員	
同日	同日	ポスター掲出	町會場示場、其他大商店、浴場、飲食店等 六〇〇枚	
同日	同日	選挙肅正大講演會案内狀發送	實行委員、肅正員 四五三通	
同日	同日	ポスター掲出(講演會開催)	区内要所 三〇〇枚	
同日	同日	依頼狀發送	各種工場主 四〇通	
四月十五日	同日	府知事會場掲出	町會場示場其他 六〇〇枚	
同日	同日	肅正塔建設	西ヶ原町一里瀧野川町馬場町和町(尾久驛前) 三ヶ所	
四月十六日	同日	肅正ピラ配布(總選挙ニ際シ有権者各位ニ送ル)	各小學校児童ヲ通ジテ家庭ニ配布 二〇、〇〇〇枚	
同日	同日	依頼狀發送	實行委員宛運動計畫書送附ノ上協力方依頼セリ	
同日	同日	立看板設置	区内要所ニ配置 四〇本	
四月十八日	同日	同上	同 一〇〇本	
四月十九日	同日	實行委員大會案内狀發送	選挙肅正實行委員 三〇通	
同日	同日	依頼狀發送	實行委員、肅正員 四六〇通	
四月二十日	同日	肅正看板設置	區役所新築會館空地ニ選挙肅正ノ文字ヲ表示シタル大形看板設置	
同日	同日	實行委員大會要綱送附	實行委員 三〇通	
四月二十一日	同日	肅正婦人大會案内狀發送	婦人實行委員、同肅正員 二五通	
同日	同日	實行委員大會出席	部長及部員日比谷公會堂ニ出張セリ	
同日	同日	肅正製作製	「選挙案ノ寫真入(正しき一票皇國の榮)」ノ標語ヲ表シタルモノ 一七、〇〇〇枚	
同日	同日	肅正マツチ作製	「選挙案」日ノ丸ノ圖案ニ肅正標語記入 一〇、〇〇〇個	
四月二十二日	同日	肅正戸標配布	通學児童ヲ介シテ各家庭ニ配布 二四、〇〇〇枚	

四月二十二日	中央聯盟メツヒ配布 官報附録(週報)配布	活動官政啓蒙配布 一〇、七〇〇枚
四月二十三日	自約車ニ依ル街頭宣傳 自四月廿三日 至四月廿九日	一〇、七〇〇枚
四月二十四日	憲正給袋配布 憲權防止要綱週刊ビラ配布 依頼狀發送	一七、〇〇〇枚
四月二十五日	依頼狀發送 選挙公札掲出 カレンダー(選挙日程)配布 横断壁紙掲出 カレンダービラ配布	一七、〇〇〇枚
四月二十六日	憲權防止要綱週刊ビラ配布 婦人協議會開催 警察署ト打合	一七、〇〇〇枚
四月二十七日	選挙公札掲出 同	一七、〇〇〇枚
四月二十八日	選挙公札掲出 同	一七、〇〇〇枚

月日	摘要	備考
四月二十八日	街頭宣傳	自主的運動トシテ婦人團體組織ニ於テ四十五人ノ婦人出動シ山前(田邊)各十五人ヲ分派シ午後一時ヨリ同四時迄正マツチ一萬個ヲ通行シ配布セリ
四月二十九日	投票所參觀 立看板集中	小學校上級児童ニ投票所ノ設備ヲ參觀セシメ役員説明ヲ爲セリ
五月二日	選挙公札集中 憲正施設 憲正施設撤去	各投票所ノ區域内ニ配置シアル立看板ヲ各投票所ノ附近ニ集中セリ 区内六ヶ所ニ配置シアルモノヲ各投票所附近ニ二ヶ宛宛置置ヲナス
四月一日	選挙公札集中	各投票所ノ正面ニ大綱ヲ用シ右側ニ選挙正左側ニ憲正憲正此の一原ノ懸垂幕ヲ垂ラシ施設ヲ爲セリ
四月二日	明治神宮祈願	選挙正ノ諸施設ヲ撤去セリ
四月五日	選挙正ニ關スル「ビラ」配布	選挙正ノ諸施設ヲ撤去セリ
四月八日	立看板樹立	選挙正ノ諸施設ヲ撤去セリ
四月十日	立看板樹立	選挙正ノ諸施設ヲ撤去セリ

四月十二日	ギスター掲出	理容組合ヲ經テ各組合員方ニ配布 指示ス 總數六〇〇枚
同	選挙前正大講演會参加方勸誘 秋送達	区内各種團體長宛 總數 八〇〇通
四月十三日	工場主ニ對シ選挙ニ關スル依 頼状送達	区内ニ於ケル工場主五十人以上 使用ノ五十二工場宛
四月十五日	府知事告諭配布	区内各町會ヲ經テソノ要所ニ掲 出 總數 一、五〇〇枚
四月十六日	尙正門ノ設置	區役所前道路ニ設置
四月十九日	選挙前正新願宣誓式舉行	區役所前上野町ノ前 参加人員二〇〇名 (選挙前正員、實行委員)
同	映畫會開催	區役所會堂ニ於テ開催 出席者二〇〇名
四月二十日	選挙前正立看板樹立	区内要所ニ樹立 總數二〇〇本
同	戸票配布	町會ヲ經テ各戸ニ配布 總數 七〇、〇〇〇枚
同	葉様防止ポスター配布	町會及番場ニ配布 總數 七〇、〇〇〇枚
四月二十日ヨ リ九日同	レコードコンサート開催	区内大工場ニ於テ演奏 延人員 七、五〇〇名
四月二十三日	選挙前正新願宣誓式舉行	區役所前上野町ノ前ニ於テ開催 出席者 婦人團體總數三〇〇名
同	尙正講演會並映畫會開催	區役所會堂ニ於テ開催 参加人員 三〇〇名
同	葉様防止給筆、葉配布	区内各小學校児童ニ配布 葉總數 二〇、〇〇〇枚
四月二十四日	尙正カレンダー送附	区内官公署、銀行、會社、工場 等へ送附 總數 七〇〇枚
四月二十六日	愛國婦人會街頭宣傳	各町會所ハテ所ニ於テ宣傳 参加人員 六〇〇名
同	愛國婦人會立看板樹立ギスター 配布	区内要所ニ立看板樹立 一〇〇本 各分區ニギスター配布 一〇〇枚
四月二十七日	ラッパ部隊ニヨル街頭宣傳	貨物自動車四台ニ分乗シ区内ヲ 一周ス 隊員四名参加
四月三十日迄	アドバールン掲揚	區役所屋上ニアドバールン掲揚

月	日	新	要	傳	考
四月八日	立看板			府ヨリ送付ノ立看板五〇本、區 内要所ニ掲出セリ	
四月九日	大懸垂幕			區廳舎正面國旗掲揚塔上ヨリ施 設ス	
同	大立看板			省線王子、下七條赤羽各驛ホシ ムニ面シタル箇所ニ設置ス	
四月十日	尙正塔			飛鳥山上所在市サイレン塔ヲ改 裝施設ス	
同	尙正アーチ			飛鳥山登山口ニケ所ニ施設ス	
同	挨拶状配布			市區長連名ノ一與有權立ニ對ス ル挨拶状配布、入場券配布ト共 ニ開始セリ	
四月十二日	ギスター掲出			府ヨリ送附ノ尙正ポスター一、 九〇〇枚 区内關係方面ニ配布 掲出セリ	
四月十六日	立看板掲出			府ヨリ送附ノ立看板四〇本、區 内要所ニ掲出セリ	
四月十八日	大懸垂幕			王子消防署、赤羽分室認養ニ施 設セリ	
四月十九日	立看板			府ヨリ送附ノ立看板一〇〇本區 内要所ニ掲出セリ	
四月二十一日	依頼状			府知事、市長、總監、區長連名 ノ尙正員其他ニ對スル協力方依 頼状五一〇通發送ス	
四月二十二日	官報送報			市ヨリ送附ノ官報週報一、五〇 〇冊区内關係方面ニ配布セリ	
四月二十三日	區長調辭			全職員ヲ階上大會議室ニ招集シ 一場ノ調辭ヲナシタリ	
同	尙正戸票			府ヨリ送附ノ尙正戸票一三七、 二〇〇枚 区内各戸ニ配布セリ	
同	葉様防止給筆			府ヨリ送附葉様防止給筆区内各 小學校全児童ニ對シ配布セリ (一八、九三〇本)	
四月二十四日	尙正風船			尙正風船二、五〇〇個左配三ツ 所ニ於テ打揚ゲタリ	

月日	概	要	考
四月二十六日	送附小票	府ヨリ送附ノ送附小票(三七、二〇〇枚)区内各戸ニ配布セリ	
同	養護防止小學生遊ギスター	府ヨリ送附ノ養護防止小學生遊ギスター一七、五〇〇枚区内各小學校見達ニ配布セリ	
同	養護防止送附小學生遊ギスター	府ヨリ送附ノモノ一〇枚区内要所ニ掲出セリ	
同	養護防止	府ヨリ送附ノモノ三枚区内要所ニ掲出セリ	
四月二十七日	前正しをり	前正しをり三、五〇〇枚作製区内高等小學校全生徒ニ配布セリ	
四月二十七日	街頭立俣	愛国婦人會一〇〇名ヲ動員シテ各街ノ要所ニ立俣セリ	
四月二十七日	飛行機立俣	区内王子橋ヲ本區上空ニ飛來セシメ、ピラ五〇〇枚ヲ撒布シテ前正並養護防止立俣ヲナシタリ	
自四月二十八日 至四月三十日	アドバルン	「愛国報」ノホットト付ケタルアドバルンヲ下十條小學校庭ヨリ懸持セリ	

四月十二日	府主催前正大講演會開催通知 並出席方依頼状	前正大講演會開催通知 並出席方依頼状	前正大講演會開催通知 並出席方依頼状
四月十三日	第二種前正ギスター掲出	町會、浴場、銀行、會社、演藝場、其他六〇枚	町會、浴場、銀行、會社、演藝場、其他六〇枚
同	婦人團體幹部懇談會開催	午前十一時午後四時、於區役所 座長木内キヤウ出席者三二名 有権者ニ	午前十一時午後四時、於區役所 座長木内キヤウ出席者三二名 有権者ニ
四月十四日	選挙入場券並市長挨拶状配布	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚
同	知事告諭掲出	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚
同	第三種ギスター掲出	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚
四月十五日	同	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚	町會、會社、演藝場、學校其他 六〇〇枚
四月十七日	前正塔道路上ニ設置	市電終點十字路、徑六尺高サ十 五尺ノ六角塔、各面ニ投票日 前正、並標語、養護防止記入	市電終點十字路、徑六尺高サ十 五尺ノ六角塔、各面ニ投票日 前正、並標語、養護防止記入
同	前正婦人講演會、前正演藝、 映畫會開催並不在投票期度周 知ピラ配布	各小學校見達ヲ通ジ 一般父兄 三五〇〇〇枚	各小學校見達ヲ通ジ 一般父兄 三五〇〇〇枚
四月十八日	第二種前正立看板配置	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
四月十九日	天長節祝賀ニ前正文字挿入 京橋、芝橋、八王子、西多摩 北多摩、南多摩ニ於テ前正講 演會開催周知	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	日比谷公會堂ニ於テ實行委員 大會開催通知	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	選挙公札ノ塗替並修理	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	前正養護懸垂	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	青年分團長懇談會開催	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	公札容護方依頼	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	前正實行委員並前正員ニ對ス ル挨拶状	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
四月二十日	府費補助申請書	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	選挙前正施設報告	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	前正講演會開催(前正演藝、 芝橋、映畫)	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚
同	午後一時、午後五時	区内適當ノ場所 四〇枚	区内適當ノ場所 四〇枚

四月二十一日	肅正婦人大合同催案内於 肅正戸票配布 肅正実行委員会開催 週報發送並ギスター掲出 中央聯盟メツヒージ配布 肅正婦人講演會開催 午後一時―四時 肅正立看板配布 肅正婦人講演會開催 午後一時―五時 兼權防止機屋室 兼權防止給等配布 投票日國旗掲揚方依頼 肅正婦人講演會開催 午後一時―六時 同 午前十時―十二時 同 小學校兒童自書兼權防止ビラ 配布 兼權防止小票配布 肅正マツチ配布 街頭立標	於日比谷公會堂 三〇名 小學校兒童ヲ通シ家庭へ 三五、〇〇〇枚 於區役所 出席者一九名 實行委員並肅正員 六〇〇冊 講演會、街頭立標 一五、〇〇〇枚 於國連第一小學校 聽講者 七〇名 區内道宿ノ場所 一〇〇枚 於石神井尋常 聽講者 九〇名 區役所、警察署、消防署、同法 二使用 小學校兒童ニ 二六、四一〇本 各町會 一一八通 於若太館、聽講者 一二〇名 肅正マツチ配布 清水町ノ野口カフ方 聽講者五十名、マツチ配布 各小學校兒童 一六、四〇〇枚 各小學校兒童ヲ通シ家庭へ 二九、〇〇〇枚 警察署、消防署派出所、街頭立 標 一五、〇〇〇枚 板橋町二丁目親交會主小川文夫 氏自發的ニ、附近兒童ヲ集メ街 頭立標 中央聯盟メツヒージ及肅正マツ チ配布、三班ヲ組織全區ニ宣傳 二七〇名 清水町通田シラフ 聽講者九〇名 （ハナラ選ヘ）ビラ配布 板橋、上板橋志村、江古田方面
四月二十七日	青年團ニ依ル街頭立標 午前八時―十二時半 肅正婦人講演會開催 午後一時―三時 街頭立標（愛國婦人会主催）	
四月二十九日		

四月三十日	投票開始前煙火打掃	〔板橋、練馬、大泉ノ三ヶ所 二七發〕
四月一日	垂懸橋斷幕懸垂 肅正塔設置 肅正アーチ設置 垂懸懸垂 肅正員ノ擴充 區役所庶務課長會議出席	區役所聯合前後及市農會出張所 廳舍前ニ懸垂 千住橋戸町 千住高砂町ニ設置 區役所表門裏門ニ設置 足立郵便局前ニ懸垂 肅正員八名囑託 聽町區役所ニ於テ開催庶務課長 出席
四月五日	東京府ヨリ送附ノ肅正ビラ配 布 東京府ヨリ送附ノ肅正ボスタ 配布 肅正立看板樹立 小學校長トノ協議會開催	〔小學兒童ヲ通シ各家庭へ配布 總數 二九、六〇〇枚〕 〔官公署、會社、銀行、町會へ配 布〕總數 二、〇〇〇枚 區内目披場所へ六〇枚樹立ス 〔千壽第二尋常小學校ニ於テ開催 出席者 二五名〕 〔選舉肅正実行委員、肅正員及各 種團體長ニ發送〕 〔西新井橋南詰放水路高水敷ニ設 置〕 〔千壽第三尋常小學校ニ於テ開催 出席者 二六名〕 區内目披ノ場所へ四〇枚樹立 〔千壽高等、足立第二高等小學校 へ依頼〕 〔選舉肅正実行委員ニ發送〕 〔西新井大師門前ニ設置〕 肅正員ニ發送 〔花見ノ名所江北橋附近へ一〇個 設置〕
四月九日	小學校長トノ協議會開催	
四月十二日	選舉肅正大講演會案内狀發送 肅正塔設置	
四月十四日	肅正塔設置	
四月十五日	小學校長トノ協議會 標語入肅正立看板	
四月十六日	標語入肅正立看板	
四月十七日	肅正電氣セード小學校へ作製 依頼	
四月十八日	選舉肅正実行委員聯合大會案 内狀發送	
四月十九日	昭明ヲ施セル橋斷裝飾ヲ設置 市長挨拶狀發送	
四月二十日	花見ノ場所ニ警備設置	

向島區	四月二十一日	小學見立ニヨル養護防止立傳發行	自二十一日至二十九日、各通學區域ニ於テ適當ノ日ニ實施ス
	同	選舉投票日圖書掲揚方依頼	町會長ニ依頼狀發送
	同	選舉票正體標ヲ配布	町會及小學校ヘ配布 總數二六枚
	同	選舉票正婦人大會案内狀發送	婦人實行委員婦人庶正員ニ發送
	四月二十二日	内閣情報部ヨリ送附ノ通報配布	區内日技ノ場所ヘ一〇〇枚樹立
	同	養護防止立看板樹立	各戸ニ配布 總數三七、五〇〇枚
	同	東京府ヨリ送附ノ戸票配布	區内貸天商人ヘ配布 總數三〇〇枚
	同	小學兒童作製ノ肅正電氣セーF配布	小學兒童ニ配布 總數三〇、三四〇本
	四月二十三日	東京府ヨリ送附ノ肅正給俵配布	區役所、警察署、小學校ニ懸垂
	同	受調週同委懸垂	區役所、警察署、小學校ニ懸垂
同	橋筋懸垂	區役所、警察署、小學校ニ懸垂	
四月二十四日	東京市ヨリ送附ノカレンダー配布	區役所、警察署、小學校ニ懸垂	
同	選舉公札樹立	區役所外十ヶ所ニ樹立 總數一八、五〇〇枚	
四月二十六日	小學兒童自書用紙配布	小學兒童ニ配布 總數一八、五〇〇枚	
同	東京府ヨリ送附ノ養護防止小票配布	各戸ニ配布 總數三七、三〇〇枚	
同	婦人團體協議會開催	足立區役所ニ於テ開催 出席者一〇名	
四月二十八日	婦人團體ニヨル自動車宣傳實施	區内ヲ巡廻、愛國婦人會外四團體一五名參加	
四月二十九日	青年團ニヨル街頭行進實施	參加人員二〇〇名	
四月三十日	チンドン屋ニヨル街頭立傳	二組 各組六名	

月日	摘要	備考
四月三日	肅正ピラ配布	各小學見立ノ手ヲ通シ各家庭ヘ配布 總數三三、〇〇〇枚
四月八日	選舉票正ギスター配布	區内投票場所ニ掲出 總數一三、〇〇〇枚
四月十三日	同	同 總數一三、〇〇〇枚
四月十五日	府知事咨送掲出	同 總數 八〇〇枚
同	講演會ギスター配布	同 總數 一、〇〇〇枚
同	同 ピラ配布	同 總數二〇、〇〇〇枚
四月十六日	肅正ギスター配布	區内投票場所ニ掲出 總數 六〇〇枚
同	垂懸懸垂	區役所、寺島、香澤兩警察前向島消防署前ニ掲出
四月十七日	移動講演開催	區内投票ケ所十ヶ所ニ於テ二回ニ亘リ實施 總數者延 二二、〇〇〇名
四月十九日	肅正塔設置	區内香澤町環狀線十字路ニ設置
四月二十日	小學校長會議開催	向島區役所ニ於テ開催 出席者 二四名
同	肅正婦人懇談會開催	第一寺島小學校ニ於テ開催 出席者 七二名
四月二十一日	肅正戸票配布	區内各戸ニ配布 總數 三八、九〇〇枚
四月二十二日	肅正員大會兼大講演會開催	向島區役所ニ於テ開催 出席者 五四〇名
同	不在投票制度周知方ギスター配布	區内投票ケ所ニ掲出 總數 一〇〇〇枚
同	公札設置	區内投票ケ所七ヶ所ニ設置 總數 七枚
四月二十三日	各種婦人團體街頭宣傳實施	區内投票ケ所十ヶ所ニ於テ實施 一四二名參加
同	肅正カレンダー配布	各官公署、大商店、銀行、會社、工場方面ニ配布 總數六八〇枚
同	「總選舉ニ際シ全國民ニ懸テ」配布	區内各戸ニ配布 總數一七、七〇〇枚

城東區

日	期	要	備考
四月二十四日	同	投票當日因族掃掃方依頼發送 ポスター配布 府正戸票配布	町會、會社、工場、各種團體方 西ニ依頼、總數 四三〇通 各小學校兒童ニ配布 總數 一九、〇〇〇枚 區内各戸ニ配布 總數 三九、〇〇〇枚
四月二十六日	同	府正新願券發行	區内自發神社及香燈神社ニ於テ 發行 參列者 二二〇名
四月二十七日	同	府正マツチ配布 府正ピラ配布	各種講演會ニ於テ區民ニ配布 總數 一〇、〇〇〇枚 區内各戸ニ配布 總數 二〇、〇〇〇枚
四月二十八日	同	府正新願券發行	區内各官衙、會社、銀行、工場 大商店宛依頼 總數 三五〇通 區内自發神社、香取神社ニ於テ 執行 參列者 二六〇名
四月二十九日	同	兒童府正發行列貨送	區内全校ニ於テ貨送 參加人員 一〇、〇〇〇名
四月三十日	同	府正小旗配布 府正燈火立牌	小學校及講演會所頒布牌ニ於 テ配布 總數 一三、〇〇〇本 各投票所ニ於テ貨送 總數 一六登
四月一日	同	垂幕懸垂 府作製ノ解款ニ關シ府民各位 ニ告グノ一ピラニ配布	城東區役所聯合支關ニ懸垂 全小學校兒童ヲ通シ各戸ニ配布 總數 三〇、〇〇〇枚
四月五日	同	市作製ノ 選舉府正ポスター配布	町會、官公署、市場、浴場、合 社、小學校ニ配布 總數 三六、四七〇枚
四月八日	同	市區長連名ノ選舉ニ對スル區 民ノ投票ニ關スル挨拶狀配布	選舉係員ニヨリ入場券ニ添付各 有様者ニ配布 總數 三六、四七〇枚
四月九日	同	選舉府正大講演會案内狀ノ發 送(府・市主催)	選舉府正實行委員並ニ同席正員 ハ發送 總數 四六〇通
四月十二日	同		

四月十三日	同	府作製ノ 選舉府正ポスター配布 同 選舉府正立看板ノ掲出	町會、官公署、小學校ニ配布 總數 六〇〇枚 區要街路上ニ掲出 總數 六〇本 城東區役所ニ於テ開催 出席者 十名
四月十五日	同	在憲軍人會協議會開催	出席者 五〇名
四月十六日	同	選舉府正實行委員會開催	出席者 一四名
四月十七日	同	選舉府正實行委員大會案内狀 發送	選舉府正實行委員ハ發送 總數 三〇通
四月十九日	同	東京府知事告諭ノ掲出	町會、大工場、會社、銀行、官 公署、學校ニ配布 總數 六〇〇枚
四月二十日	同	選舉府正塔ノ設置 選舉府正立看板掲出 選舉府正立看板掲出 選舉府正立看板掲出	區要街路上ニ掲出 總數 三本 選舉府正實行委員、同席正員ハ 發送 總數 五〇〇通 區役所路上ニ掲出 總數 一五〇本
四月二十一日	同	府作製ノ 選舉府正戸票ノ配布 不在投票制度周知ポスター配 布	選舉府正實行委員同席正員ハ發 送 總數 四五〇通 城東區役所ニ於テ職員ハ關示 出席者 一四名
四月二十二日	同	選舉府正婦人大會案内狀發送	全小學校兒童ヲ通シ各戸ニ配布 總數 三六、〇〇〇枚
同	同	官報附録週報配布	官公署、町會、大會社、銀行、 工場ニ配布 總數 七〇〇枚
同	同	選舉府正給筆ノ配布	婦人選舉府正實行委員、同席正員ハ 發送 總數 一七名
同	同	府作製週報週間垂幕ノ配布	區會議員、選舉府正實行委員、同席 正員、小學校、青年學校、町會 各種團體、産業團體、銀行、會 社、大商店、在憲軍人團、區議 員ニ配布 總數 一、四〇〇部 小學校全兒童ニ配布 總數 二八、〇〇〇本 警察署、信用組合、市場、銀行 區役所ニ配布支關ハ懸垂 總數 一〇枚

葛飾區

四月二十三日	市正提灯ノ配布 市正提灯ノ配布	〔露店商へ市正提灯配布 總數 七〇〇個〕 〔區内消防署へ奉送配布 總數 三枚〕
同	公札板設置	〔市正提灯上へ設置 總數 七基〕 〔魚戸懸前へ掲出 總數 一枚〕
同	選挙市正立看板掲出 横懸掲出	〔選挙街路上ニ掲出 總數 一〇枚〕 〔第四大馬路ニ於テ 掲出者 一五名〕
四月二十四日	小学校長會開催 チンドン屋ニヨリ街頭宣傳式	〔大島、魚戸、砂町ノ三隊ニ分レ 奉送防止街頭宣傳 總數 二〇名〕 〔三年以上ノ全小児童へ配布 總數 一八、〇〇〇枚〕
同	小児童自費奉送防止ビラ配布	〔市會議員選挙ノ際ノ奉送者へ送 送 總數 一〇、〇〇〇枚〕 〔市公署、銀行、會社、工場、各 事務所へ配布 總數 五八〇枚〕
四月二十五日	市作製 市正カレンダー配布	〔選挙街路上ニ於テ掲出 總數 一、五〇〇名〕 〔全小児童ヲ通シ各戸へ配布 三八、〇〇〇枚〕
同	自動車街頭講演會開催 府作製 奉送防止小票ノ配布	〔實科女學校生徒ニヨリ選挙街路 上ニ於テ街頭宣傳ビラ配布 總數 一、八〇〇枚〕 〔官公署、小學校、小學校へハ兒 童ヲ通シ各家庭ニ周知スル様依 頼 總數 四五通〕
四月二十八日	女學校生徒街頭宣傳 投票當日因難掲揚方依頼款送 送	〔町會小學校大工場へ配布 總數 八〇〇枚〕 〔選挙街路上ヨリ各投票所へ移動 設置 總數 七基〕
同	因難掲揚ニ關スルモニター配 布	〔選挙街路上ヨリ各投票所附近へ 立看板集中 總數 二一〇本〕 〔各投票所へアドバレン配布 總數 四冊〕
四月二十九日	公札板移動設置 立看板ノ集中	
同	アドバレン配布	

月 日	場	要	備 考
四月六日	市正ビラ配布		〔各戸ニ小児童児童ヲ通シテ 二四、六〇〇枚〕
四月八日	ポスター掲出		〔町會掲示場、浴場、飲食店、理 髮店、映画館 一、五〇〇枚〕
四月十日	市正立看板掲出		〔區内六十ヶ所〕
四月十二日	ポスター掲出		〔町會掲示場、浴場、理髮店、小 學校等 二六〇〇枚〕
四月十五日	市正塔建設		〔區内四ヶ所〕
四月十六日	知事告書掲出		〔町會掲示場、浴場、區役所廳舎内 小學校、工場 等 一、〇〇〇枚〕
四月十八日	横懸掲出		〔區役所廳舎及葛飾小學校舎ニ掲 出〕
四月十九日	協力方依頼ノ件		〔區市正部實施事項通知ノ上協力 方依頼ス〕
四月二十日	立看板掲出		〔二種 一四〇本〕
同	市正戸票配布		〔各戸ニ小児童ヲ通シテ配布 二二、一〇〇枚〕
四月二十一日	協力方依頼ノ件		〔實行委員、市正員ニ對シテ〕
同	委員大會ニ参加		〔府市聯合委員大會ニ出席 名 二十三日婦人市正大會ニ出席 方勸誘ス〕
四月二十二日	協力方依頼ノ件		〔實行委員、市正員 五八〇名〕
同	週報配布		〔區會議員、實行委員、市正員、 小學校等 一、五〇〇冊〕
同	奉送防止鉛筆配布		〔小児童全部ニ〕
同	横懸掲出		〔區役所廳舎、警察署廳舎ニ掲出 ス 九ヶ所〕
四月二十四日	選挙公札掲出		〔喇叭鼓隊ニテ〕
四月二十五日	街頭行進		〔小學校舎九ヶ所及區役所ニ掲出 ス〕
同	小垂幕掲出		〔葛飾小學校ニテ婦人講演會 出席者 四〇〇名〕
四月二十六日	講演會開催		〔喇叭鼓隊〕
同	街頭行進		同
四月二十七日	同		同

江戸川區

四月二十七日	薬権防止小冊配布	各戸小学校児童ヲ通シテ配布 (二〇、〇〇〇枚)
四月二十八日	薬配布	小学校児童ニ配布
四月二十九日	街頭宣傳	自動車ニテ愛国婦人會員十一名 自動車ニテ薬権防止講演宣傳
四月三十日	同	

月日	摘要	備考
四月十一日	選挙区選委	區役所、葛西、小岩兩區選出所、小松川警察署、江戸川消防署、出店者一五名
四月十五日	選挙公正實行委員會開催	小松川三、四丁目春日道交又點ニ設置
四月二十日	竊正建設費	區内小松川、砂町兩警察署管内ノ道並道出所及駐在所ニ掲出ス
四月二十一日	小委選任委	區役所、小松川警察署ニ掲出
同	横断線選委	區内各高等小学校児童ヲシテ七ヶ所(小松川、葛西、瑞江、江、本、松崎、小岩)ニ於テ實施 参加児童二千八百名
四月二十二日	選挙公正實行列	各町内會、小学校、其他官公署合社ニ配布
四月二十三日	講演會、キヌスター配布	選挙公正實行列ニ参加セル児童ニ由正薬ヲ與フ
同 二十三日	出正薬配布	小松川第一小学校、葛西、小岩兩選出所ニ各二日間(投票ス、開票ス)各一添必ず果せし江戸川區
四月二十四日	アドパルーン	小松川第一小学校講堂ニ於テ薬田、浪白、余栗トス、來會者約七〇〇名
四月二十五日	選挙大講演會開催	區内新聞販賣店一六店ヲ通シテ全戸ニ折込トシテ配布 防止ビラ(取取紙)三〇、〇〇〇枚
四月二十八日	薬権防止ビラ新聞折込	

(二) 八王子市

四月二十九日	選正カード配布	天長節奉祝菓子包ニ封入シテ各児童ヲシテ家庭ニ持歸ラシム (二四、〇〇〇枚)
四月二十九日	婦人團體街頭宣傳	區内五ヶ所(小松川二、瑞江一、小岩二)ニ於テ愛婦江戸川區分會ニヨリ行フ 参加者一〇〇名
同	修祓式	江戸川區神職會ヲシテ各投票場ノ修祓式ヲ行フ
同 三十日	花火打掃	投票開始時刻ヲ區民ニ周知セシムル爲メ各投票場ニ於テ同時刻一齊ニ打掃ク

月日	摘要	備考
四月十七日	實行委員、選正員ニ盡力方依頼状發送	
四月十八日	アドパルーン懸掲(選挙公正)	十八日ヨリ五日間市役所ニ於テ 十八日ヨリ五月一日迄富士森公園ニ通ズル橋並木ハ
四月十八日	選正及薬権防止アーチ建設	選正ニ關スルビラ一、〇〇〇枚ヲ全市ニ配布
四月十九日	音楽行進ニヨル街頭宣傳	於第一小学校
四月二十日	府主催八王子市選正大講演會	於第一小学校
四月二十日	アドパルーン懸掲(薬権防止)	二十三日ヨリ五日間市役所ニ於テ
四月二十三日	市内各町世話人へ薬権防止及園遊場掲掲方依頼ス	各町ニ於テハ何レモ各戸ニ注意書ヲ配布又ハ掲示板ニ告知シ注意ス
四月二十八日	市内銀行、會社、大商店、大工場等全部へ投票ノ便宜取計方依頼ス	
同	音楽行進ニヨル街頭宣傳	薬権防止ニ關スルビラ八、〇〇〇枚ヲ全市ニ配布

(三) 西多摩郡

福生村熊川村組合

月日	場	要	備考
四月五日	選挙正立看板樹立	選挙正立看板樹立	一〇〇枚
四月九日	本府主催市町村長会出席	本府主催市町村長会出席	一五本 村内各要所へ樹立ス
四月十日	本府主催市町村長会出席	本府主催市町村長会出席	組合村内小学校へ
四月十二日	本府ヨリ送附ノ選挙正立看板	本府ヨリ送附ノ選挙正立看板	一五名
四月十三日	選挙正立看板樹立	選挙正立看板樹立	二〇枚 村内要所ニ掲出又ハ小学校等へ配布シタリ
四月十七日	府知事官舎掲出配布	府知事官舎掲出配布	委員、正立、各種関係役員へ配布
同	「選挙」選挙特報配布	「選挙」選挙特報配布	一七本 組合村内各要所へ樹立
四月二十日	立看板樹立(京國ノ爲ニ必ズ投票、誓テ正立テ投票)	立看板樹立(京國ノ爲ニ必ズ投票、誓テ正立テ投票)	五枚
同	看板防止看板ヲ掲出	看板防止看板ヲ掲出	一八人
四月十九日	選挙正立看板樹立	選挙正立看板樹立	於福生村並川村組合校場
四月二十日	選挙正立看板委員会開席	選挙正立看板委員会開席	出席者二六名
四月二十一日	選挙正立看板委員会開席	選挙正立看板委員会開席	六名
同	選挙正立看板配布	選挙正立看板配布	一〇枚 選挙正中央選挙ヨリ送附モノ
四月二十二日	選挙正立看板(理想選挙は東京から)	選挙正立看板(理想選挙は東京から)	村内全戸へ配布ス
同	選挙正立看板(理想選挙は東京から)	選挙正立看板(理想選挙は東京から)	三〇〇枚 選挙正中央選挙ヨリ送附モノ
四月二十三日	選挙正立看板	選挙正立看板	福生高等小学校、並川高等小学校全児童ニ対シ配布
四月二十四日	看板防止看板配布	看板防止看板配布	組合村内全戸
四月二十六日	選挙正立看板自書ビラ配布	選挙正立看板自書ビラ配布	六〇名
四月二十八日	前同業権者ニ対スル注意書送	前同業権者ニ対スル注意書送	

月日	場	要	備考
四月二十八日	看板防止看板配布	看板防止看板配布	一、三〇〇枚、村内全戸へ
四月二十九日	看板防止看板配布	看板防止看板配布	一、三〇〇枚、村内全戸へ
四月三十日	投票済証配布	投票済証配布	午前七時、正午、午後三時ノ三回ヲ以テ村内全戸へ
同	投票済証配布	投票済証配布	投票所ニ於テ投票者へ配布ス
四月五日	「解散」際シ府民各位ニ告グ	「解散」際シ府民各位ニ告グ	各戸毎ニ配布、一、二〇〇枚
四月十日	選挙正立看板樹立	選挙正立看板樹立	出席者(主任)一名
四月十二日	看板、立看板、横断幕掲出、ボスター配布	看板、立看板、横断幕掲出、ボスター配布	村内要所ニ垂幕六枚立看板一五本、横断幕二枚、ボスター一〇枚
四月十三日	選挙正立看板樹立	選挙正立看板樹立	記入者吏員七名、標札八五〇組
四月十五日	花見場所選挙正立看板	花見場所選挙正立看板	正立看板、三、〇〇〇枚
四月十六日	村社例祭利用選挙正立看板	村社例祭利用選挙正立看板	假裝行列、チンドンヤ、山車及御輿油正裝飾街頭實施
四月十七日	府知事官舎掲出	府知事官舎掲出	役場掲示場及目安場所 二〇枚
四月十九日	立看板掲出	立看板掲出	立看板九五本
同	選挙正立看板樹立	選挙正立看板樹立	於青柳初音座
四月二十一日	選挙正立看板委員会開席	選挙正立看板委員会開席	出席者 吏員三名、委員一〇名
同	選挙正立看板配布	選挙正立看板配布	於京都市日比谷公會堂
四月二十二日	入場券配布	入場券配布	出席者 吏員三名、委員四名
同	選挙正立看板周報配布	選挙正立看板周報配布	入場券一、〇九八枚
四月二十四日	選挙正立看板周報配布	選挙正立看板周報配布	委員及正立看板等六〇部
同	選挙正立看板周報配布	選挙正立看板周報配布	村内要所ニ垂幕六枚、横断幕一、三〇〇枚、ボスター一四〇枚
四月二十六日	看板防止看板配布	看板防止看板配布	実行委員ニ對シ二〇部
同	看板防止看板配布	看板防止看板配布	ビラ一〇枚、行券二、〇〇〇枚、鉛筆一、二〇〇本
四月二十八日	看板防止看板配布	看板防止看板配布	

月	日	摘要	備考
四月二十八日		投票所附近正装飾ノ設備、各務 落前前所懸標	投票所一ヶ所 神前前所懸標六懸標
四月三十日		各戸毎回懸標掲	
四月十六日		選挙公正執行委員及公正員結 議會開催	武蔵野小学校ニ於テ開催 出席者五一名
四月十九日		校長及女子青年團長會議開 催	役場ニ於テ開催 出席者四人
四月二十日		各種團體長會議開催	役場ニ於テ開催 出席一一名 各戸ニ配布 一、二〇〇枚
四月二十一日		ビラ配布(役場作業ノモノ)	各戸ニ配布 一、二〇〇枚
四月二十二日		湯呑配布(役場作業ノモノ)	各戸ニ配布 一、二〇〇枚
四月二十三日		ビラ配布 (男子青年團作業ノモノ)	各戸ニ配布 一、二〇〇枚
四月二十四日		街頭宣傳 (在郷軍人分會作業ノモノ)	出席人員男子青年團幹部七〇名 各戸ニ配布 一、二〇〇枚
四月二十五日		街頭宣傳 (小學校生徒徒作業ノモノ)	出席人員在郷軍人分會幹部三〇名 石畑村一ヶ所、野ヶ谷村一ヶ所 街頭全敷ニ貼付 七、〇〇〇枚
四月二十七日		街頭宣傳 (消防組作業ノモノ)	各戸ニ配布 一、二〇〇枚
四月二十八日		街頭宣傳 (役場作業ノモノ)	出席人員消防組幹部 四五名 各戸ニ配布 一、二〇〇枚
四月二十九日		街頭宣傳 (女子青年團作業ノモノ)	参加人員小學校生徒 一、二〇〇名 参加人員女子青年團幹部五〇名 各戸ニ配布 一、二〇〇枚

月	日	摘要	備考
四月二十九日		小学校児童各戸訪問	棄權防止ノ爲メ小学校児童各戸 訪問参加児童数二六〇名
四月二日		選挙公正諸施設啓物ノ掲出	選挙公正諸施設啓物三名ニテ 指導シ人夫ヲシテ各要所ニ掲出ス
四月四日		選挙公正ビラノ配布	各區長ヲシテ各戸ニ渡シテ配布 スルノ外小学校ニ依頼シ児童ヲ シテ各要所ニ貼付セシメタリ
四月十二日		選挙公正ポスターノ掲出	青年學校ニ依頼シ各要所ニ生徒 ヲシテ掲出セシメタリ
四月十三日		選挙公正大講演會ノ開催	東京日比谷公會堂ニ於テ開催ニ 付本村執行委員一〇名出席セリ
四月十五日		週報ノ配布	選挙公正執行委員、小學校、青 年學校、産業組合、各工場等へ 東京日比谷公會堂ニ於テ開催ニ 付本村執行委員三名出席セリ
四月十九日		選挙公正大講演會ノ開催	本郷青梅初音館ニ於テ開催ニ付 本村執行委員其ノ他關係者二〇 名出席セリ
四月二十一日		選挙公正ポスターノ配布	小學校ニ依頼シ高等科生徒ヲシ テ各要所ニ掲出セシメタリ
四月二十二日		選挙公正執行委員大會開催	東京日比谷公會堂ニ於テ開催ニ 付本村執行委員三名出席ス
四月二十四日		選挙公正手拭ノ配布	小學校児童ニ對シ棄權防止啓物 七二五名ニ配布尙殘部ハ執行委 員其ノ他關係者ニ配布
四月二十五日		選挙公正手拭ノ配布	投票所附近ノ商店、工場、産業 組合等へ吏員二名ニテ掲出 吏員三名ニテ管内各戸ニ渡シテ 配布シ尙關係者ニ對シテモ配 布シタリ

月日	摘要	備考
四月二十六日	工場使用人ニ對スル選舉權行使ニ關スル依頼狀	使丁ラシテ各工場等ニ對シ發送依頼ス
四月二十七日	養護防止ビラ(配布) 同 小票	養護防止ビラニ付テ作製小學校ニ依頼シ各戸ニ渡シテ配布ス 部ハ各委所ニ貼付セシメタリ 二〇〇枚
四月二十九日	選舉權正新圖發給執行	社正野村、神町社、小宮村、三社、於テ行ヒタリ多拜者 兼合人員 合計三百五十名
四月三十日	兒童自書ビラノ貼付	午前六時ヲ期シ各三年以上ノ兒童ニ依リ各所ニ貼付セシメタリ
同	立看板ボスター垂幕ヲ集中	投票所附近ニ當正諸施設ヲナシタリ
同	國旗掲揚、時間ノ知ラセ	投票所ニ國旗掲揚シ烟火ニヨリ時間ヲ知ラセ投票ノ熱意ニ努メタリ
同	兒童發行列	小學校兒童七二十五名選舉權正ノ發行ヲ行ヒタリ

平井村

月日	摘要	備考
四月二十二日	選舉權正實行委員會開催	平井村校場ニ開催 出席者 三〇名
四月二十五日	兒童作製ボスター配布	各委所ニ届出 總數二〇〇枚
四月二十九日	選舉權正村民大會開催	小學校ニ於テ開催 出席者 六〇〇名
同	端正英子配布	小學校、青年學校生徒全員ニ配布 六〇〇名
同	垂幕垂幕	平井村校場 二四二懸垂
四月三十日	各戸ニ國旗掲揚セシム	以上

東秋留村

月日	摘要	備考
四月六日	選舉權正ビラ配布	小學校兒童ヲシテ各戸ヘ配布 村内各大字要所並ニ商店、公會、劇場、多數人民ノ集合スル場所
四月十四日	選舉權正ボスター配布	村内各大字要所、劇場ヘ 村内各大字要所ヘ配布 村内各戸世帯ヘ配布 村内各大字要所
四月十五日	選舉權正立看板配布	大字ニ宮本通りノ中央一ヶ所 役場入口一ヶ所
四月二十日	東京府知事告諭配布	村内各戸一木宛 六七〇本
四月二十一日	門標配布	平澤八幡社、二宮二宮神社、野邊八雲神社出席者各社共一〇名宛
四月二十二日	養護防止立看板配布	小川熊野神社、雨間雨武主神社 出席者各社共八名宛
同	旗幟掲揚	小學校兒童ヲシテ村内各戸ヘ配布
四月二十三日	手拭掛配布	小學校兒童一敷ヘ
四月二十四日	端正新圖祭	小學校兒童ヲシテ村内各戸ヘ貼付
四月二十五日	端正新圖祭	本當科三年以上ノ兒童全部ニ貼付 村内各委所並ニ各戸ヘ貼付
四月二十六日	養護防止小票配布	
四月二十九日	選舉權正兒童自書ビラ配布	

西秋留村

月日	摘要	備考
四月十二日	選舉權正ボスター小學校生徒ヲ通ジテ其ノ兒童ノ家庭ニ配布ス	部數僅少ナルタメ上級年次生徒ニ託シテ此ヲ行ハシメ以テ選權ノ趣旨ノ徹底ヲ期ス、尙選權垂幕各部落ニ掲揚セシム
四月十三日	選舉權正實行委員會 東京ノ端正大會ニ出席	役場ニ於テ開催 實行委員全員 三〇名中二二名出席 書記外一名

月日	場	要	備考
四月十六日	立看板二種類ノ配布	立看板二種類ノ配布	東京府ヨリノ立看板ニ種類ヲ村ノ交通類ヲ簡所ニ立ツ
同	委員出席ス	四月十九日ノ選前大講演會ニ委員出席ス	交迎類ノ道路上ニ此ヲ掲グ書記以下由正委員
四月十九日	小學生ノ選前作文ヲ作製此ヲ製本シ各戸ニ配布シ廻覧ス	小學生ニ選前ニ圖スル作文ヲ作ラシメ此ヲ家庭ニ讀マシメ歡欣ヲ期ス	女子青年團ヲ主體トスル女子ノ街頭行進參加者百餘名
四月二十日	婦人街頭行進	婦人街頭行進	小學生ニ
四月二十二日	選前給筆配布	選前給筆配布	青年團、小學校、青校生徒ノ街頭行進
四月二十三日	聯合街頭行進	聯合街頭行進	各部落毎ニ氏神ニ選前新願祭施行
四月二十八日	選前新願祭	選前新願祭	
四月二十九日	選前新願祭	選前新願祭	
四月五日	府ヨリ送附セラレタル「ピラ」八〇枚	府ヨリ送附セラレタル「ピラ」八〇枚	小學校児童ヲシテ各戸ニ配布セシム但シ時宅後隣家へ
四月十三日	府ヨリ送附セラレタル「ボス」一〇〇枚	府ヨリ送附セラレタル「ボス」一〇〇枚	一〇〇枚中、五〇枚ヲ本日人夫村上掲示
同	選前正講演大會（日比谷公會堂）	選前正講演大會（日比谷公會堂）	村長助役出席ス
同	府ヨリ送附セラレタル「パンフレット」參拾	府ヨリ送附セラレタル「パンフレット」參拾	一帯ハ小學校へ配布ス
四月十七日	東京府知事書翰（二〇枚）	東京府知事書翰（二〇枚）	掲示（役場小使）
四月十九日	選前正講演會（青森町）	選前正講演會（青森町）	助役外五名出席
同	府ヨリ送附「立看板」一五枚	府ヨリ送附「立看板」一五枚	村作製人夫村上掲示セシム
四月二十日	府ヨリ送附セラレタル「選前六〇部	府ヨリ送附セラレタル「選前六〇部	實行委員ハ三〇部、役場七、小學校四、青年六、軍人三、夫
四月二十一日	選前正實行委員大會（日比谷公會堂）	選前正實行委員大會（日比谷公會堂）	實行委員七名出席ス
四月二十二日	府ヨリ送附セラレタル「選前正戸」六〇〇枚	府ヨリ送附セラレタル「選前正戸」六〇〇枚	人夫ヲシテ各戸へ配布セシム

月日	場	要	備考
四月二十二日	府ヨリ送附セラレタル「ボス」一〇枚	府ヨリ送附セラレタル「ボス」一〇枚	役場小使ヲシテ掲示セシム
四月二十三日	府ヨリ送附（四月十三日）ノ「ボス」一〇枚	府ヨリ送附（四月十三日）ノ「ボス」一〇枚	五〇枚ヲ人夫ヲ依頼シ掲示
四月二十四日	府ヨリ送附セラレタル「横断幕」二枚	府ヨリ送附セラレタル「横断幕」二枚	標要ノ箇所へ二枚張ル
同	府ヨリ送附セラレタル「エンピツ」六九〇本	府ヨリ送附セラレタル「エンピツ」六九〇本	小學校児童及其他へ配布方小學校へ依頼ス
同	府ヨリ送附セラレタル「懸垂幕」五枚	府ヨリ送附セラレタル「懸垂幕」五枚	役場小使掲示ス
四月二十五日	増戸村實行委員會ノ開製セル「ピラ」八〇〇枚	増戸村實行委員會ノ開製セル「ピラ」八〇〇枚	人夫ヲ依頼各戸へ配布
同	入場券配布	入場券配布	役場小使ヲシテ各有標者へ配布
四月二十六日	増戸村各種婦人團體開製「ピラ」八〇〇枚	増戸村各種婦人團體開製「ピラ」八〇〇枚	婦人團體ヲシテ各戸へ配布セシム
同	府ヨリ送附セラレタル「児童自書ピラ」四四〇枚	府ヨリ送附セラレタル「児童自書ピラ」四四〇枚	小學校三年生以上ニ配布方小學校へ依頼
四月二十九日	各所へ掲示シタル「ピラ」及幕等全部役場へ集中ス	各所へ掲示シタル「ピラ」及幕等全部役場へ集中ス	人夫ヲシテ集中セシム
同	天長節「祝天長節、葉標防止ノ意アル文字ヲ刷込タル包紙ノ配布	天長節「祝天長節、葉標防止ノ意アル文字ヲ刷込タル包紙ノ配布	小學校児童及名譽職へ配布ス（八五〇包）
同	投票所ノ設符	投票所ノ設符	役場一同ニテ役場ス
同	投票所ノ設符	投票所ノ設符	六枚
四月三十日	投票所者ニ「選前正湯呑」一銅地	投票所者ニ「選前正湯呑」一銅地	葉標防止ヲ爲メ
			當日ハ各戸ニ函旗掲揚ノコト

九〇

戸倉村		小宮村	
月日	摘要	月日	摘要
四月十三日	日比谷公会堂ニ開催セラレタル選挙公正大演説会出席	四月九日	秋葉演説会開催
四月十五日	府ヨリ送附ノ選挙公正ビラ配布	四月十九日	選挙公正実行委員会開催
四月十九日	清津町初音座ニ開催ノ選挙公正演説会出席	四月二十五日	選挙正リーフレット配布
四月二十一日	日比谷公会堂ニ開催ノ選挙公正実行委員会出席	四月二十八日	選挙正演説板配布
四月二十三日	選挙公正所員合開催		
同	選挙公正所員合開催		
四月二十九日	選挙防止婦人團體街頭立役		
同	選挙公正所員合開催		
同	選挙防止ビラ配布		

五日市町		檜原村	
月日	摘要	月日	摘要
四月二十八日	選挙正茶会茶板配布	四月九日	「解散ニ際シ府民各位ニ告グ」ノ演説ビラ配布
同	有権者ニ配布 総数一、三〇〇個	同	市町村長会議ニ出席
四月一日	選挙公正茶板配布	四月九日	「解散ニ際シ府民各位ニ告グ」ノ演説ビラ配布
四月十三日	選挙公正実行委員会開催	四月九日	市町村長会議ニ出席
四月十四日	選挙公正ポスター配布		
四月十六日	選挙公正立看板掲出		
四月十七日	選挙公正立看板掲出		
四月十八日	府知事告諭掲示		
四月二十三日	選挙防止立看板掲示		
四月二十四日	選挙防止ニ關スル注意書配布		
四月二十五日	選挙公正小垂幕掲出		
四月二十六日	小学校児童ノ選挙公正ニ關スル書及書方展覽会開催		
同	選挙防止小標配布		
同	選挙ニ關スル小学校児童旗行列		
四月二十九日	選挙防止立看板掲示		
四月三十日	選挙防止自費ビラ配布		

四月十日	市町村選挙主任會議ニ出席	東京府合議事堂ニ開催セラル、野村書記出席シタリ	四月二十一日	選挙公正執行委員大會ニ出席ス	日比谷公合堂ニ開催セラル、委員會長一名及ビ執行委員六名計七名出席シタリ
四月十二日	選挙公正立看板ノ配布	府ヨリ送附アリタル立看板一五本ヲ役場、各小学校及要所ニ夫夫配布シタリ	四月二十二日	「週報」選挙特報ノ配布	内閣情報委員會ヨリ六〇誌送附アリタルニ付、各執行委員及職員ニ配布ス
同	同ボスター配布	府ヨリ送附アリタルボスター一〇枚ヲ役場、各小学校、信用組合、商店其他要所ニ夫夫配布シタリ	同	立看板ノ配布	府ヨリ二十枚送附アリタルニ付、役場、小学校及要所ニ配付掲出ス
四月十三日	選挙公正大講演會ニ出席	日比谷公合堂ニ開催セラル、執行委員高野六太氏出席ス	同	選挙公正ボスター配布	府ヨリ十枚送附アリタルニ付、府ヨリ一、一〇〇枚送附アリタルニ付、各區長へ依頼シ村内各戸へ配布ス
四月十五日	選挙公正員辭退申出ス	選挙公正員市川貞次氏ヨリ四月十二日付ヲ以テ辭退届出アリタリ	同	選挙公正戸票配布	各小学校三以上ノ児童ニ選挙ニ對シテノ普方ヲナサシム
同	選挙公正員二名囑託ス	昨年十一月二十九日選挙員一名（小林房吉氏）欠員ノ處市川貞次氏ヨリ辭退届出テ二名欠員ヲ生ジタルニ付山崎木、峰崎彦三郎ノ二名ヲ囑託ス	四月二十六日	選挙公正見察自費ビラ配布	中央廳選發表ノ聲明書三〇枚ヲ送附アリシニ付村内區民へ區長へ依頼シ適當ニ配布ス
四月十六日	小学校児童数調査報告	東京府選挙公正部長ヨリ照會アリシヲ以テ報告ス	同	小惡垂幕配布	府ヨリ二枚送附アリタルニ付、役場及ビ南輪原小学校ニ掲出ス
四月十七日	執行委員及公正員ノ聯合會議開催通知發送	四月二十日午前十一時ヨリ輪原小学校講堂ニ於テ開催スル旨執行委員及公正員五十五名へ通知ス	同	選挙公正見察自費ビラ配布	府ヨリ送附アリタル、鉛筆一、二八〇本ヲ各小学校ト依頼シ児童ニ配布シタリ
同	府知事苦勞配布	府ヨリ二〇枚送附アリタルニ付キ、役場組合及各要所へ配布シ掲出ス	同	選挙公正見察自費ビラ配布	府ヨリ八五〇枚送附アリシニ付各小学校（児童、時三以上）ニ送附シタリ
四月十九日	右大講演會ニ出席	委員會長一名及執行委員二名出席シタリ	四月二十七日	投票防止ビラ配布	別紙ノ如キ投票防止ビラヲ各戸別紙ニ各區長ヲ通知シテ、配布シタリ
同	選挙公正執行委員大會開催通知發送	府ヨリ送附アリタルニ付キ、開催通知書ヲ執行委員三〇人ニ送附シタリ	四月三十日	投票所及各戸ニ、国旗ヲ掲揚ス	三枚投票所内ニ、国旗、端正垂幕、及ボスターヲ掲出ス
四月二十日	選挙公正執行委員及公正員聯合會議開催	輪原小学校講堂ニ於テ午前十一時ヨリ選挙公正執行委員及公正員三十三名出席シテ決定セル選挙公正執行委員ノ掲揚、小学校児童ニ對シテ投票防止ビラヲサシムルニ付、投票者ニ完了之證ヲ交付スルコト以上	同	投票完了之證交付	各投票所ニ於テ、投票ヲナシタル者ニ投票完了之證ヲ交付シ、持歸リ、門戸ノ入口ニ貼付セシメタリ

霞村

月日	摘要	備考
四月十日	「解散ニ要シ庶民各位ニ告グ」ビラ配布	各戸ニ配布 總數一五〇〇枚
四月十三日	「選挙公正」ポスター掲示	各所ニ掲出 一〇〇枚
四月十六日	「選挙公正」立看板掲出	各所ニ掲出 一五枚
四月十九日	選挙公正大会	青森町ニ於テ開催 出席者一五人
四月二十一日	選挙公正大会	東京市日比谷ニ於テ開催 出席者一四人
四月二十二日	「皇國の爲に必ず投票」ニ着ッテ選挙正行委員立看板掲出	各所ニ掲出 一五枚
四月二十三日	選挙公正行委員其ノ他名譽職ニ配布 六〇枚	各所ニ掲示 三〇枚
同	「今度こそ理想選挙」ポスター掲示	
同	「案検防止選挙週同」垂幕掲出	村内五ヶ所ニ掲示シ四月二十九日小学校児童選挙案検防止旗行列ノ際先頭ニ立テ、行進ス
四月二十五日	「理想の選挙、理想の議會」旗幕掲出	二ヶ所ニ掲出 二枚
四月二十九日	案検防止旗行列施行	小学校児童旗行列ヲ爲ス
同	「案検防止給筆、選挙公正條記帳」配布	旗筆一三〇〇本、條記帳一三〇〇冊
四月三十日	「選挙公正自書ビラ」配布	小学校児童各所ニ貼付 總數一〇〇〇枚

小倉木村

月日	摘要	備考
四月三日	選挙公正実行委員会開催	小倉木村役場ニ於テ開催 出席者 三〇名
四月四日	選挙公正実行委員会	出席者 二八名

成木村

月日	摘要	備考
四月五日	選挙公正ビラ配布	各戸毎ニ配布 總數六〇〇枚
四月六日	役場表支願ニ垂幕掲出	小倉木村役場前
四月八日	選挙公正燈籠掲出(夜)	小学校ニ於テ 講師小學校長
四月十日	選挙公正講話會開催	村社御岳神社 出席者 六四名
四月十三日	端正祈願祭 選挙公正実行委員、選挙公正員、村社ニ祈願	毎戸 六〇〇枚
四月十五日	未議院議員選挙ニ對スル我村民ノ心得配布(村長講話)	村長 九
四月二十一日	村長及選挙公正実行委員東京府大会ニ出席 一〇名	本村女子青年團員 二五名参加
四月二十二日	女子青年團村内行列	青年團員一四名出席
四月二十四日	選挙公正自轉車宣傳	自轉車ニテ端正ビラ撒布
四月二十五日	案検防止選挙公正小学校児童行列行進	村内ヲ西ヨリ東端マデ
四月二十七日	空母奉答此一票ト書シタル手扶配布	有権者全員 七百枚
四月二十八日	啓テ端正、票テ投票ノビラ全戸配布	
四月二十九日	投票所前廣場ニ垂幕、看板掲示、ポスターヲ集中ス	投票所、小学校

成木村

月日	摘要	備考
四月十五日	選挙公正実行委員、端正員、各機関役員協議會	成木付役場ニ於テ開催 出席者 七五名
四月十六日	選挙公正委員会大會出席	日比谷公會堂 五名出席
四月二十一日	選挙公正実行委員会聯合大會出席	同 六名出席
四月二十八日	選挙公正案検防止條記帳児童ニ配布	児童 七〇〇名
四月二十九日	案検防止ニ關スルビラ有権者ニ配布	小学校児童ヲシテ配布セシム 七一五枚

青梅町

月日	摘要	備考
四月三十日	養護防止ニ關スルビラ配布	〔小學校児童ヲシテ午前八時一齊ニ有権者ニ配布 七一五枚〕
同	養護防止ニ關スルビラ配布	〔小學校児童ヲシテ七一五枚有権者ニ配布午後二時〕
同	湯呑交付投票者全部	〔投票済ノ印トシテ又養護防止ノ一方法トシ交付〕
同		〔ビラ、及養護紙、湯呑ハ五〇七枚〕

月日	摘要	備考
四月二十二日	選挙公正員會開催	〔青梅町役場ニ於テ開催 出席者 八〇名〕
四月二十五日	申合事項ノビラ配布	〔毎戸毎ニ配布(選挙委員ニヨリ) 總数 二、三〇〇枚〕
同	前正新願書執行	〔住吉神社ニ於テ開催 出席者 六〇名〕
四月二十六日	前正届配布	〔郷社住吉神社ノ祭典ヲ利用シテ 大正青梅町内ノ氏子ニ配布 總数 一、五〇〇枚〕
同	前正新願書執行	〔豊沼、西分、和田ノ三社ニ於テ 開催 出席者 七五名〕
四月二十九日	前正旅行列舉行	〔町全数ニ亙リ 兒童一、二〇〇名〕
同	養護防止ビラ配布	〔チンドン屋利用毎戸配布 二、三〇〇枚〕

獨布村

月日	摘要	備考
四月二十日	前正實行委員、前正員、小學校教員其他協議會	〔獨布村高等小學校ニテ開催 出席者 九六名〕
四月二十三日	小學校生徒旅行列	〔村内ヲ一ニシテ餘人ノ生徒前正ビラニ手ニシテ行進〕
四月二十八日	養護防止ビラ配布	〔ビラ二、五〇〇枚ヲ村内万木少年團其他ニ配布セシム〕

吉野村

月日	摘要	備考
四月二十八日	投票注意ビラ配布	〔村内ニ三〇〇〇枚配布〕
四月二十九日	養護防止街頭宣傳	〔青年團員、女教員、役場吏員、配布シ又行人ニ呼掛ケ宣傳〕
四月三十日	投票者全部へ前正湯呑交付	〔交付数 二二九〇個〕

月日	摘要	備考
四月一日	垂幕懸垂	〔役場、學校、組合、農會、農會 玄関ニ懸垂〕
四月八日	選挙公正實行委員會開催	〔出席者 二九名〕
同	ビラ配布	〔吉野村役場ニテ開催 各戸ニ配布 總数 五七二枚〕
四月十日	電話會開催	〔信用組合作業場ニ於テ開催 出席者 五七〇名〕
四月十三日	部落協議會	〔郷中神社拜殿ニ於テ開催 出席者 八二名〕
四月十四日	同	〔日影和田稻荷神社拜殿ニ於テ開催 出席者 五七名〕
四月十五日	同	〔竹林寺本堂ニ於テ開催 出席者 六一名〕
四月十六日	同	〔天澤院本堂ニ於テ開催 出席者 七〇名〕
四月十七日	同	〔大澤院本堂ニ於テ開催 出席者 五五名〕
四月十八日	同	〔楠木俱樂部ニ於テ開催 出席者 一〇三名〕
四月十九日	同	〔學校、役場、組合、農會ノ揭示 場並庄屋、工場、商店ニ掲出 住宅ニ掲出 二〇本〕
四月二十日	ボスター掲出	〔役場、學校、組合、農會各區長 各戸 五七二枚〕
四月二十三日	立看板掲出	〔各権者八〇一名ニ配布〕
四月二十五日	ビラ配布	
四月二十六日	入場券配布	

月日	摘要	備考
四月二十七日	ビスター掲出	〔役場、學校、組合、農會、各工 場、商店等五〇枚〕
四月二十八日	横断幕掲出	〔中、村木兩區中央府道ニ掲出 各戸ニ配布 五七二枚〕
四月二十九日	ビラ配布	〔各戸〕
四月三十日	國旗掲揚	〔小學児童、青年學校生徒、男女 青年團主トナリ全村ニ豆ヲ街頭 宣傳〔素行防止〕ヲナス〕
同	旅行列	
三月 田村		
四月七日	選挙正ビラ配布	〔小學児童ヲ通ジ各家庭ニ配布 九〇〇枚〕
四月八日	投票所及投票日時告示 不在者投票ニ關スル告示	〔村内掲示場 四ヶ所〕
同	不在者投票ニ關スル告示	同上
四月十日	選挙正主任會ニ出席	〔東京府主催、東京府廳ニ主任者 出席〕
同	選挙正立看板	〔村内要所ニ掲示 二〇本〕
四月十二日	ビスター掲出	〔同上 一一〇枚〕
四月十七日	府知事去監掲出	〔各掲示場其他要所〕
四月十九日	選挙正大講演會ニ出席	〔東京府主催青年團者連、本村連 正實行委員合員其他三一人名出 席〕
四月二十日	ビスター掲出 (中大聲ヨリ送附ノ分)	〔村内要所ニ一〇枚〕
同	立看板	〔東京府交付ノ分 二〇本〕
同	選挙正實行委員聯合大會	〔東京府主催日比谷公會堂ニ 實行委員長以下五人出席〕
同	聲明書配布	〔實行委員、學校、工務等 三〇〇枚〕
同	婦人愛護日實施	〔愛護婦人會、政ノ會、女子青年 團、青年學校等ニ對シ愛護日實 施方從進ス〕
四月二十三日	横断幕	〔役場前及御嶽前府道ニ掲出 二ヶ所〕

月日	摘要	備考
四月二十三日	垂幕、素行防止強調週間ノ分	〔村内要所五ヶ所ニ對シ 三田御嶽小學児童ニ對シ 八三〇本〕
同	素行防止鉛筆配布	〔村内要所 二〇本〕
四月二十四日	選挙正小選挙幕ノ掲出	〔有権者全員ニ印刷配布、九〇〇 枚要旨素行防止ヲ強調シ投票當 日國旗ヲ掲揚セシムルコト〕
四月二十六日	素行防止選挙ニ就テノビラ	〔各戸〕
四月二十七日	選挙入場券ノ配布	〔本府實行部ヨリ交付ノモノ入場 券ト共ニ吏員ヲシテ各有権者ニ 付セシム〕
同	素行防止小選挙布、四月三十 日今日ノ投票日	〔同上〕
同	改正戸票ノ配布 (理想選挙は我家から)	〔同上〕
四月二十七日	選挙行儀ニ關スル件	〔會社、工場、商店等多數使用人 ヲ有スル向ニ通知〕
同	選挙正自書ビラ配布	〔三田、御嶽小學校ニ對シ三以 上ニ實施セシム 四五〇枚〕
四月二十八日	投票所ノ設備	〔本村役場ヲ投票所ニ當ツル爲午 後設備完了〕
同	投票所係員ノ任命	〔村吏員一〇名ニ對シ任命ス〕
四月二十九日	立看板其ノ他集中	〔三十日投票ニ付役場(投票所)前 ニ立看板其ノ他一切ヲ集中ス〕
同	選挙正新願書執行	〔府社御嶽神社ニ於テ莊嚴ニ執行 實行委員長以下二十名参加〕
四月三十日	投票者ニ對シ記念品交付	〔選挙當日投票所ニ於テ投票者 ニ對シ一選挙正三田村ト記 載シタル湯呑一個ヲハラ交付ス 九〇〇個〕
同	投票實施午前七時ヨリ午後六 時	〔投票人七六五人、棄権者一二 人 棄権率一割二分七厘〕
同	投票函ノ送致	〔西多摩郡同票所ニ投票函其他書 類送致ス〕
五月一日	選挙正施設物ノ撤去	〔村内要所ニ掲出シタル立看板 スタ共ノ他ノ施設物ハ全部撤 去ヲ完了ス〕

古里村

月日	筋	要	備	考
四月十三日	東京府主権選挙法正大会	東京府比谷公会堂 出席人員 五名		
四月十五日	古里村貸行委員会	古里村校場ニ於テ 出席者 二五名		
四月十九日	市多摩区貸行委員会大会	青森町打音座 出席者 一五名		
四月二十一日	同	東京府比谷公会堂 出席者 十名		
四月二十九日	選挙法正ト音シタル湯存配布	各戸ニ配布		
四月十日	街灯裝飾	氷川大橋		
四月十二日	造正アチ建設	大氷川及南氷川要所		
四月十五日	造正大提灯	同		
同	造正横断幕	大氷川		
四月十八日	選挙法正貸行委員会開催	氷川村校場 出席二五名		
四月二十日	垂幕懸垂	大氷川、南氷川要所		
四月二十一日	選挙法正貸行委員会聯合會参加	日比谷公会堂 出席一五名		
四月二十七日	造正紙芝居	海澤、大氷川、榜久保 参加者 五〇〇名		
四月二十八日	同	南氷川、堤 同四〇〇名		
四月二十八日	棄権防止ビラ配布	毎戸及街路 二、〇〇〇枚		
四月二十九日	同	日原 同三〇〇名		
四月二十九日	男女青年團員假裝行列	海澤、大氷川、榜久保、南氷川堤		
四月十二日	衆議院議員選挙パンフレット配布	演説會場及ノ公署ニ於テ西東小 學校ニ送附		

四月十二日	選挙法正立看板配布	各大学二本宛配布大宇原二本大 宇河内二本大宇川野二本大宇留 酒二本
四月十三日	選挙法正ポスター配布	造正委員三〇名ニ各三〇枚宛送 附送當ノ場所ニ揭示方依頼ス
四月十七日	府知事告書配布	行政區十區ナルニ依リ各區一 枚宛配布シ各揭示場ニ揭示方依 頼セリ
四月十八日	週報配布	造正委員各種團體ニ配布ス
四月十九日	第一回造正委員会開催	出席者造正委員三〇名巡查二名 役場吏員五名出席シ造正運動ニ 關シ打合セラナシタリ
同	選挙法正大講演會ニ出席	四月十九日青森町初音座ニ於テ 開催ノ造正委員大會ニ三名出席 ス
四月二十一日	立看板掲出	見易キ箇所ニ揭示シ棄権防止ニ ツトメタリ
同	選挙法正委員会大會出席	日比谷公会堂ニ於テ開催ノ造正 大會ニ四名出席セリ
四月二十二日	第二回造正委員会開催	出席者委員三〇名巡查二名役場 吏員四名棄権防止ニ付キ打合セ 浪花節ニテ棄権ヲ防止ス可クシ ニ依リシタル結果浪花節結果 香風節ニ依リ棄権ヲ防止ス可ク 二十三日四日開催ヲ決定散會セ リ
四月二十三日	選挙法正演劇會開催	小河内村立東尋常高等小學校ニ 於テ開催棄権三五〇名
四月二十四日	同	西小學校ニ於テ開催 三〇〇名出席
四月二十四日	選挙法正ポスター配布	中央聯盟ニ於テ作製セルポスタ 一各區二枚宛送附一九區分
四月二十五日	聲明書配布	總選挙ニ際シ全國民ニ照フ、 各區一五枚宛配布ス(一九區)
四月二十七日	棄権防止鉛筆配布	東西小學校児童ニ棄権防止鉛筆 ヲ配布シ棄権防止ニ力メタリ
四月二十九日	選挙法正児童自書ビラ	各小學校長ニ依頼シ児童ニ自書 セシメ目ニ付キ見易キ箇所ニ貼付 セシメタリ
同	棄権防止小票ニ關スル配布方	各小學校児童ニ依頼シ三十日早 朝各戸ニ配布セリ

之レが實施ニ努メ從事員及用人全部ニ對シ四月廿日以後選舉當日ニ至ル選舉
正マークヲ調査兼用セシメラレタリ

元八王子村

月日	摘要	備考
四月七日	選舉正立看板ノ配布	小學校児童ヲ通ジ各戸毎ニ配布一、一〇〇枚
四月十二日	選舉正實行委員會開催	當村校場ニ於テ開催 出席者二〇名
同	選舉正「母の會」開催	於、當村小學校 出席者三〇〇名
四月十三日	同	於、當村元八王子妙觀寺 出席者一五〇名
四月十四日	同	於、當村正分方相國寺 出席者二〇〇名
同	選舉正立看板ノ掲出	村内一〇〇枚
同	選舉正ポスターノ掲出	村内一〇〇枚
四月二十一日	選舉正立看板ノ掲出	小學校児童ヲ通ジ村内九〇〇枚
四月二十三日	選舉正立看板ノ掲出	小學校児童ヲ通ジ村内三〇〇枚
同	選舉正立看板ノ掲出	村内八十五枚
同	選舉正立看板ノ掲出	小學校児童ハ一、〇三〇本
同	投票所入場券ノ配布	村内ハ(横断幕)八枚 各有様者ハ一、〇五二枚
四月二十六日	選舉正児童自書ビラノ配布	小學校児童ハ八〇〇枚
同	選舉防止小票ノ配布	小學校児童ヲ通ジ村内一〇〇枚
四月二十七日	選舉防止ビラノ配布	村内各戸ヘ二、〇〇〇枚
四月二十九日	選舉正手拭ノ交付	投票所ニ於テ交付 九七〇本

恩方村

月日	摘要	備考
四月五日	選舉正立看板ノ配布	小學校生徒ヲ通ジ各戸ヘ配布 七五五枚
四月九日	選舉正ニ付市區町村長會開催	東京府廳ニ開催 村長出席
四月十日	選舉正ニ付市區町村主任會開催	東京府廳ニ開催 一名出席
四月十一日	選舉正ポスター	要所ニ掲出 總數百枚
四月十三日	選舉正大講演會開催	日比谷公會堂ニ開催 出席者三名
四月十五日	選舉正大講演會開催	選舉正實行委員、選舉正員 ハ配布六〇部
四月二十日	選舉正立看板	八王子市ニ開催 出席者十名 要所ニ掲出 十ヶ所
同	選舉正實行委員大會開催	東京府商工獎勵館ニ開催 十名出席
四月二十一日	知事告諭掲出	二十ヶ所
同	選舉正ポスター	十ヶ所掲出
同	選舉正小票	各戸ヘ配布 總數七五五枚
四月二十二日	中央廳要請書配布	一、二戸置ニ配布總數三〇〇枚
同	正廣告	二〇部掲出
同	投票所掲出	校場及第二小學校ヘ掲出二ヶ所
同	選舉正立看板ノ配布	小學校生徒ヘ配付總數九二〇本 (自動車二臺 五時間 十二名参加)
同	選舉正立看板ノ配布	總數三五〇枚
同	小學校生徒選舉正ポスター 製作	總數 四〇〇枚
同	選舉防止立看板	十ヶ所 掲出
四月二十五日	選舉正立看板自書ビラ	總數 七〇〇枚
同	選舉正立看板	十ヶ所 掲出
同	投票所正立看板	三十枚
四月二十七日	投票所正立看板	各戸ヘ配布 七五〇枚
四月二十八日	選舉防止小票配布	

川口村	月日	摘要	備考
	四月三十日	當日各戸國策協會社參拜投票方通知書配布	各戸へ配布 九五〇枚
	同	當日投票後通券打方通知	九ヶ寺院
	同	選挙防止自動車宣傳	自働車二臺 五時間宣傳
	同	投票所出入口ニテ日ノ九マイク及投票済戸票交付	愛國婦人會員 十名参加 愛國婦人會員 十名参加 投票者へ各七八三枚
	五月三十一日	選挙公正運動ニ對スル現状配布	公正實行委員、公正員等へ 六五枚
	四月二日	選挙標札配布	各戸毎ニ配布 總數一、五六〇枚
	四月五日	選挙公正ビラ配布	各小學校児童ヲ通ジ各家庭ニ配布 布セシム 總數 八九九枚
	四月十三日	選挙公正ビスタ配布	選挙公正實行委員及公正員ヲ通ジ村内要所及小學校へ配布 總數一〇〇枚
	四月十七日	府知事告諭ノ配布	青年團支部長ヲ通ジ各部落揭示場へ掲出及役場駐在所へ掲出 總數二〇枚
	四月十九日	大垂幕ノ懸垂	役場廳舎、小學校舎、各部落ノ火ノ見所ニ懸垂
	同	真國の爲に必ず投票、誓つて公正、舉て投票の立看板掲出	選挙公正實行委員ヲ通ジ村内要所ニ掲出 總數 一五本
	四月二十日	選挙公正横懸幕ノ懸垂	役場廳舎及山入小學校舎へ懸垂
	同	選挙公正立看板掲出	選挙公正實行委員へ配布ノ上村 内要所ニ掲出 總數 一〇本
	四月二十一日	選挙公正實行委員會委員聯合大會出席	川口村選挙公正實行委員名長馬場助太郎分實行委員十二名出席
	四月二十三日	選挙公正中央聯盟製作票ビスタ配布	役場小學校駐在所へ配布 總數一〇枚
	四月二十五日	選挙防止小票配布	人夫ヲシテ各戸毎ニ配布 總數 七五〇枚
	同	「理想選挙は我が家から」小票配布	人夫ヲシテ各戸ニ貼付セシム 總數 七五〇枚

加住村	月日	摘要	備考
	四月二十五日	選挙防止巡回懸幕ノ懸垂	役場廳舎及各小學校へ懸垂 總數 五枚
	同	理想の議會理想の選挙横懸幕	役場廳舎及山入小學校舎ニ懸垂
	四月二十六日	選挙防止鉛筆及注意書配布	小學校児童ニ配布 本、注意書二〇枚 鉛筆九一〇
	同	選挙公正小懸垂幕懸垂	小學校ニ懸垂 總數 四枚
	同	選挙公正中央聯盟發表ノ聲明書配布	選挙公正實行委員及公正員ニ配布 總數三〇〇枚
	同	選挙公正児童自書ビラ配布	各小學校児童三學年以上ノ児童ニ配布 總數六五〇枚
	同	投票當日國旗ヲ掲揚ニ關スル依頼狀配布	選挙公正實行委員公正員ヲ通ジ各戸ニ口達セシム
	四月十四日	選挙公正實行委員會開催	加住村役場ニ於テ開催 出席者 二十八名
	四月二十日	選挙公正ビラ配布	各戸毎及要所ニ配布及貼付
	四月二十一日	児童作品展覽會	國旗、代方、綴方ノ三種審査及賞品授與式
	四月二十二日	児童ビラ配布	加住村少年赤十字團員配布 全村
	同	選挙防止児童製作票ビラ配布	全村各要所及電柱等へ貼付
	四月二十四日	選挙防止旗行列	小學校児童、青年學校生徒全體
	四月二十七日	選挙防止自動車宣傳	全村 選挙公正實行委員
	四月二十九日	少年赤十字團、選挙防止ビラ配布	全村約千枚
	同	更生婦人會ビラ配布	全村約三千人ノ手ニ依テ宣傳
	四月三十日	午前五時ビラ配布	小學校児童

小宮町

月日	摘要	備考
四月十四日	選挙公正中絶ボスター配布	兩小學校へ五枚づつ、他へ適宜委員ノ手ニ依リ提出ス。
四月十五日	立看板掲出	村内十ヶ所へ掲出ス。
四月十六日	知事告登掲出	兩小學校ニ二枚づつ、村内十ヶ所ニ七ヶ所掲出ス。投票所ニ二枚、青年團演説場ニ八ヶ所、青年團事務所ニ七ヶ所掲出ス。
四月十九日	選挙防止立看板掲出	選挙防止立看板ニ對シテ、眞國の爲ニ必ず投票ニ赴つて、眞國ニ投票シテ投票入口へ提出セリ。投票所ニ於テ投票ノ提出者ニ七名、投票所ニ於テ投票ノ提出者ニ七名、投票所ニ於テ投票ノ提出者ニ七名。
四月二十日	選挙公正委員会開席	午後一時ヨリ八王子市第一小學校ニテ、選挙公正大講演會ニ出席一三名。
四月二十一日	中央警廳ボスター掲出	ボスター一給部到達ニ付直チニ提出ス。
四月二十二日	選挙小票配布	小票「理想選挙は東京から」ヲ發行委員ヨリ配布。
四月二十三日	選挙ボスター掲出	ボスター十枚到達、村内見易キ箇所ニ掲出。
四月二十四日	中央警廳發表聲明配布	「理想選挙に際シ國民に對シテ」三〇枚各大字在長ニ配布ス。
四月二十五日	選挙防止鉛筆配布	兩小學校児童七六〇名ニ對シテ配布ス。
四月二十六日	選挙公正児童自書ビラ配布	兩小學校児童ニ配布ス。
同	小票掲出	兩小學校ニ一枚、投票所ニ一枚、不動空前一枚。
四月二十七日	選挙公正委員会開席	日比谷公會堂ニテ開催。
四月二十七日	選挙防止小票配布	出席一九名。
四月三十日	同	各發行委員ノ手ヲ以テ渡レナク、當日付ノ分女子青年團ニ依リ渡レナク配布ス。

月日	摘要	備考
四月十二日	選挙公正ビラ掲出	小學校、青年學校、投票所、各區、各戸へ配布。二百枚。
同	投票所ボスター掲出	投票所ニ一枚、投票所ニ一枚。
四月二十日	選挙公正ビラ配布	各戸へ配布。九百枚。
同	選挙公正講演會出席	八王子市第一小學校ニ於テ出席者二十名。
四月二十一日	選挙公正委員会	東京日比谷公會堂ニ於テ出席十一人。
同	選挙公正ボスター二種	各要所ニ提出。二十枚。
四月二十二日	選挙公正ボスター二種	各要所ニ提出。八枚。
同	選挙公正鉛筆ノ配布	小學校生徒千十四名配布。
同	選挙公正ビラ配布	投票所及學校ニ一枚。
四月二十四日	選挙公正ビラ配布	投票所及學校ヲ作リ配布。
四月二十五日	選挙公正新聞紙發行	投票所大砂宮ヲ奉安シ選挙公正新聞紙發行出席者五十名。
同	選挙防止週間長幕	各要所ニ提出。
同	合報選挙公正報配布	發行委員ニ配布。
四月二十七日	選挙公正ビラ配布	各戸へ配布。
四月二十八日	選挙防止ビラ配布	ビラ千二百枚作製シ生徒ヲ通ジ一斉配布。
四月二十九日	選挙防止喇叭行進	青年學校生徒ヲシテ選挙防止喇叭行進ヲ各區ニ互リテ行フ。

月日	摘要	備考
四月十五日	選挙公正立看板掲出	投票所、學校、消防組柱ニ懸垂。村内二十四ヶ所。
同	ボスター掲出	ボスター村内ニ提出。
四月二十八日	小學校児童旗行列	三班ニ編制村内行進。

四月三十日	棄權防止懸言散爲優良投票 票表彰 烟火打揚	一、一〇四二等九四三 等七、五〇六等六、五〇七 等四、五〇五等五、五〇七
-------	-----------------------------	--

稲城村

月日	摘要	備考
四月十二日	選挙届正立看板	村内要所十五ヶ所
四月十七日	選挙届正立看板配布	村内各戸配布、役場吏員全員
四月十八日	選挙届正大演説會	八王子市出席十名
四月二十日	棄權防止ノ旗ヲ立ツ	六ヶ所分(府ヨリ送付ノモノ)
四月二十五日	棄權防止街頭宣傳	棄權防止ノ大旗ヲ立テ役場吏員 全員ニテナス
四月二十七日	棄權防止小票配布	休日ヲ利用シ各戸配布 (役場吏員)
四月二十九日	棄權防止印刷物配布	(同)
同	婦人團體街頭行進實施	女子青年團員一〇〇名

鶴川村

月日	摘要	備考
三月三十一日	帝國議會解散ノ電報ニ接ス	東京府ヨリ
四月一日	總選挙期日決定ノ電報ニ接ス	同上
四月五日	選挙届正立看板配布	小学校生徒ヲシテ各家庭ニ配布 一、二〇〇枚
四月九日	府下町村長選挙會議參列	東京府會議事堂
四月十日	府下選挙主任者會議參加	同上
四月十一日	選挙届正立看板配布	鶴川村役場出席者 二〇名 各戸長宛配布 一〇本
同	選挙届正立看板配布	各戸長宛配布 八〇枚
四月十二日	選挙届正立看板配布	

月日	摘要	備考
四月十四日	一市三多摩選挙主任者會議參加	八王子市各種團體聯合事務所 皇國のために必ず投票 八本 誓つて正票集めて投票 七本 役場玄関一、鶴川駅前一、 其他三
四月二十二日	棄權防止立看板掲出	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出
四月二十三日	棄權防止懸垂幕掲出	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出
同	選挙届正立看板掲出	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出
同	選挙届正立看板掲出	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出
四月二十八日	棄權防止小票配布	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出
四月二十九日	棄權防止小票配布	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出
四月三十日	棄權防止小票配布	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出
同	棄權防止小票配布	投票一、鶴川駅前一 選挙届正立看板掲出

南村

月日	摘要	備考
四月十一日	選挙届正立看板掲出	本府配布選挙届正立看板 内要所ニ掲出
四月十三日	選挙届正立看板掲出	委員会ヲ本村役場ニ開催 出席者 四十名
四月十四日	選挙届正立看板掲出	本村届正立看板ニ開催 出席者五十名
四月十五日	選挙届正立看板掲出	男女青年團、在郷軍人會幹部ニ 理解アル選挙運動協力方依頼 知事告諭ヲ揭示
四月十七日	知事告諭揭示	

町田町

同	四月十七日	立看板掲出	本府配布ノ立看板村内要所ニ掲出
同	四月二十日	蕭正ビラ貼布 前同業権者ニ投票方依頼状送	小学校児童作品蕭正ビラ(投票挿入)ヲ見易キ箇所ニ貼付 前同業権者ニ対シ村長名ヲ以テ投票方依頼状送
同	四月二十二日	蕭正小票各戸配布	本府配布ノ戸票ヲ男女青年團、在郷軍人會幹部ニ依リ配付
同	同	各部落業権半表掲示	四月一日執行本村々々各議員選舉及同種選舉ニ於ケル各部落別業権半表ヲ作製各部落ノ見易キ箇所ニ掲示シ部落相互間ノ業権卑低下ニ關スル部落民ノ理解ヲ利便セシム
同	同	ポスター掲出	本府配布ポスター掲出
同	四月二十四日	選舉蕭正標紙掲出	本府配布ノ選舉標紙村内要所ニ掲出
同	同	業権防止鉛筆ノ配布	本府配布業権防止鉛筆ヲ小学校児童ニ配布
同	四月二十七日	業権防止戸票掲布	男女青年團、在郷軍人會幹部ヲ總動員シテ本府送附ノ戸票ヲ各戸ヘ配付
同	四月二十九日	業権防止選舉蕭正ビラ配布	各機關團體部、小学校児童ニ依リ各戸ニ送リテナク上記ビラ配布
同	同	小学校児童旅行列實施	小学校児童ヲ村内各街頭ニ集メ、(1)ノリ行列ヲナシ投票日ノ臨場ヲ一層深カラシム
同	同	天長節祝日ニ業権防止趣旨宣傳ノ爲祝葉給與	業権防止、選舉蕭正約ノ家庭浸透ノため児童全員ニ祝葉給與
同	四月三十日	選舉蕭正児童自書ビラ配付	本府送附ノビラニ児童ニ自書セシメ早朝各所ニ貼布シタ剉一齊ニ接去ス
同	同	投票差遣ノため寺院ノ焚燒打鳴	午前七時、正午、午後四時ノ三回ニ亘リ一回約三分間寺院ノ焚燒打鳴
同	同	同族ノ掲揚	投票當日各戸ニ同族ノ掲揚ヲナサシム

月日	摘要	備考
三月二十日	選舉蕭正實行委員合開催	忠生村役場ニ於テ開催 出席者 五五名
四月二十二日	業権防止鉛筆配布	一、三一〇本 小学校児童
四月二十三日	前同業権院議員選舉業権半表掲布	各戸毎ニ配布 總數 一、〇〇〇枚
同	垂幕懸蒸	忠生村役場小学校ニケ所 支關其他
四月二十五日	業権防止印刷物配布	同上 小学校児童 九五〇枚 小学校児童
同	見童自書ビラ配布	
四月十五日	選舉蕭正ビラ配布	各戸毎ニ配布 總數 一、〇〇〇枚
四月十五日	選舉蕭正ビラ貼付	各學校其他 總數 一〇〇枚
同	府知事告諭掲出	一〇ヶ所 一〇本
同	選舉蕭正立看板掲出	役場其他掲示場ニ掲出
四月二十日	選舉蕭正標紙配布	各戸毎ニ配布 總數 七七七世帯
同	業権防止立看板二種掲出	一五ヶ所 一五本
四月二十四日	選舉蕭正小票貼付	各戸毎ニ貼付 總數 八〇〇枚

月日	摘要	備考
四月二十四日	選挙公正ポスター貼付	一〇ヶ所 一〇枚
同	選挙公正ポスター配布	総数 三〇〇枚
同	選挙公正ポスター二種類配布	各戸毎ニ配布 総数 二、〇〇〇枚
四月二十五日	選挙防止鉛筆配布	小学校生徒徒配布 総数 一、一〇〇本
同	選挙公正小票至急届出	見長キ場所 五ヶ所
四月二十五日	選挙入場券ニ選挙公正又兼権防止ノ標語ヲ記入シ配付	有権者ニ配布 総数 九六四枚
四月二十六日	選挙公正見聞録自書ビラ貼付	見長キ場所ニ貼付 総数 七五〇枚
同	選挙防止小票配布	各戸毎ニ配布 総数 八〇〇枚
同	選挙防止ノ爲小學校生徒旅行列ヲ爲ス	村内一箇行進
四月二十九日	選挙防止ビラ配布	選挙公正実行委員、選挙公正員 公文書交際部長等ニ授ス 総数 七〇人
同	選挙防止ビラ配布	各戸毎ニ配布 総数 一、〇〇〇枚
四月三十日	投票所ニ選挙公正立看板ヲ兼シ投票所ノ神聖化ニ努ム	各戸毎ニ配布 総数 一、五〇〇枚

由井村

月日	摘要	備考
四月六日	選挙正ビラ配布	各戸毎ニ配付 一、〇〇〇枚
四月十三日	ポスター届出	役場、學校、揚示場其ノ他へ 一〇〇枚
四月十五日	立看板届出	役場、學校其ノ他 十二本
四月十六日	選挙公正実行委員会関係	役場ニ於テ関係 出席者二十五人
四月十八日	知事去後届出	役場、揚示場、學校等へ二十枚
四月二十日	各種関係懇談会開催	役場ニ於テ関係 出席人員 四十三人

月日	摘要	備考
四月二十一日	実行委員会大会へ出席	東京府主催日比谷公会堂 二十四人出席
四月二十三日	選挙正小票配布	各戸毎ニ配布 一、〇〇〇枚
同	ポスター届出	ポスター十枚届出
四月二十五日	解散聲明書配布	學校及委員等へ配布 五〇枚
四月二十六日	鉛筆配付	各學校へ配布ス
四月二十七日	字別選挙率表配布	各戸毎ニ配布 九五〇枚
四月二十八日	入場券配付	各投票者毎ニ 一、〇六八枚
四月二十九日	選挙防止ビラ配布	各戸毎へ 一、一〇〇枚
四月三十日	児童自書ビラ届出	児童ヲシテ各所へ届出 五五〇枚
同	投票者へ手拭交付	選挙當日 八六三人

(五) 北多摩郡 立川町

月日	摘要	備考
四月八日	選挙公正実行委員会関係	町役場開催 出席者 二十五人
自同 十六日	選挙公正ビラ配付	各戸毎ニ配布 四千五百枚
自同 二十日	横断幕引張	町内線踏道路十字路ニ横張 十枚
四月二十日	投票貼付ノ求紙	各戸毎ニ配布 四千五百枚
自同 二十六日	選挙正中小ビラ配付	チンドンヤヲ備ヒ宣傳ヲ ナス
同	小学校生徒(三年以上)選挙正員及青年團街頭行進實施	小学校生徒二十八名選挙正員青年團員ニテ三百五十名

谷保村

月日	摘要	備考
四月十五日	立看板届出	村内各所 二五

西府村	月日	摘要	備考
	四月五日	選挙公正ビラ配布	各戸毎ニ配付 七〇枚
	四月十二日	選挙公正ビスタ	各部落、校場、学校其他ニ掲出 一〇〇枚
	四月十三日	選挙公正立看板	各部落、校場、学校ニ掲出 一五本
	四月十五日	選挙公正実行委員及委員会開	学校ニ於テ開座 出席者 六二名
	四月二十日	選挙公正	学校、各種團體、部落、組長其 他ニ配布 六〇部
	同	選挙公正	各部落校場ニ掲出及掲示 立看板一五人、去除二〇枚
	四月二十一日	選挙公正実行委員会大出席	日比谷公会堂 出席者九人
	四月二十一日	選挙公正ビスタ見製作製	各部落通高ノ箇所ニ掲出 四〇〇枚
	四月二十二日	選挙公正ビスタ	各戸毎ニ配布 五百枚
	四月二十三日	選挙公正	校場、各學校各部落ニ掲出 十枚
	同	選挙公正	校場ニ掲出及入口ニ掲出 二枚
	同	選挙公正	学校見科ニ配布 六〇〇本

府中町	月日	摘要	備考
	四月二十四日	選挙公正小票返却	役場及各部落ニ掲出 五枚
	四月二十六日	選挙公正	実行委員ニ配布 三〇〇枚
	四月二十七日	選挙公正小票	各戸毎ニ配布 五〇〇枚
	四月二十八日	選挙公正見直自書ビラ	小学校ニ配布通高ノ箇所ニ掲出 四五〇枚
	四月二十九日	選挙公正其他集申設備	投票所へ集中設備ス
	四月十二日	パンフレットノ配布	東京府選挙公正実行部ヨリ送附 セラルタルハ、僕らの力で明るい 選挙ニ参加シ、手ヲ通シ、各家 ニ配布シ、長ト打合、選挙公正 ヲ旨シ、説明ニ努メ、各家 ニ告知徹底ニ努メ、
	四月十三日	立看板等ノ掲出	立看板二十本ヲ東京電車南武線 道ノ府中町区域内外各所並ニ其 他各要所ニ交差ノ所ニ掲出、 各戸毎ニ配布、
	四月十七日	選挙公正大会	府中町常務高等小学校ニ於テ開座 出席者 五〇名、
	四月二十三日	投票所立看板掲出	投票所ニ於テ立看板ニ掲出、 各戸毎ニ配布、
	四月二十四日	選挙公正ノト及鉛筆ノ配布	小学校児童及青年學校全生徒ニ 選挙公正ノト及鉛筆ヲ配布シ、 其ノ趣旨ヲ普及シ、
	四月二十六日	選挙公正員大会並ニ所願祭	選挙公正員大会並ニ所願祭 ヲ開キ、

月日	多磨村	要	備	考
四月二十九日	薬権防止街頭行進宣傳			
四月三十日	薬権防止ビラ貼付			
同日	医族掲揚			

四月二十九日 薬権防止街頭行進宣傳
 四月三十日 薬権防止ビラ貼付
 同日 医族掲揚

選挙界ノ公正化ニ努メ國民格ヲ高メ自由公正ナル選挙ヲ行フ爲メ左ノ事項ヲ決議シカ行現期ス
 一、町民一致公正ナル選挙觀念ヲ普及シテ國體臣民タルノ實ヲ行爲ノ絶対排除ヲ期ス
 一、不正ナル選挙運動ニ斷シテ右派與セサルコト
 昭和十二年四月二十六日 府中町選挙改正員大會

我等今大ニ家庭議員選舉ニ直ニシテ得テ我々協力選挙ナルヲ以テ憲法規定ノ權運ナルヲ奮テ此ノ重大ナル義務ヲ全シテ昭示ス
 昭和十二年四月二十六日 府中町選挙改正員大會

選挙界ノ公正化ニ努メ國民格ヲ高メ自由公正ナル選挙ヲ行フ爲メ左ノ事項ヲ決議シカ行現期ス
 一、町民一致公正ナル選挙觀念ヲ普及シテ國體臣民タルノ實ヲ行爲ノ絶対排除ヲ期ス
 一、不正ナル選挙運動ニ斷シテ右派與セサルコト
 昭和十二年四月二十六日 府中町選挙改正員大會

四名一組ヨル成ルチンヤニ先頭ニ大因藥權防止ノ大旗ヲ運送シテ各戸ニ配布シテ共ニ街頭行進シタリ此ノ所要時間ハ八分ナリ
 小学校児童中一、三〇〇名ニ對シテ必ず投票シテ下サイノビラヲ要所スニ貼付シタリ之ヲ撤去セリ
 全戸國旗ヲ掲揚シ倉正選挙ノ徹底ヲ期シタリ

月日	調布町	要	備	考
四月二十二日	薬権防止ト並正宣傳ノビラ配布			
四月二十六日	小学校児童ノ旗行列實施			
同日	立看板掲揚			
同日	横断幕掲揚			
同日	垂幕同			
同日	ボスター同			
同日	ビラ配布			
同日	立看板掲揚			
同日	横断幕			
同日	垂幕同			
同日	ボスター同			
同日	ビラ配布			
同日	街頭行進			
同日	旗行列			

四月二十二日 薬権防止ト並正宣傳ノビラ配布
 四月二十六日 小学校児童ノ旗行列實施
 同日 立看板掲揚
 同日 横断幕掲揚
 同日 垂幕同
 同日 ボスター同
 同日 ビラ配布
 同日 立看板掲揚
 同日 横断幕
 同日 垂幕同
 同日 ボスター同
 同日 ビラ配布
 同日 街頭行進
 同日 旗行列

投票入口ニ設置ス
 選挙改正ノ分二五本 町内各所 二枚 町内二ヶ所 同 五本 火ノ見櫓 同 一五〇枚 各戸 同 一、六〇〇枚 各戸
 薬権防止ノ分一五本 町内各所 二枚 二ヶ所 同 五本 火ノ見櫓 同 一五〇枚 町内各所 同 一、六〇〇枚 各戸
 同 旗行列
 調布小学校生徒 三六四名
 調布小学校生徒 三六四名

戸毎ニ配布
 總數一、三〇〇枚
 四學年以上ノ全見家教員ノ引率ニテ街頭行進

調布町役場ニ於テ開催
 出席二二名
 二十五本 村内要所へ設置
 消防架橋へ、七本
 要所へ貼付 五〇枚
 日比谷公會堂
 出席三〇名

月日	摘要	備考
四月十五日	選挙展覧會開催	深大寺小学校ニ於テ 券合者 八〇〇人
四月十七日	同右	深大寺小学校ニ於テ 券合者 一八、〇〇〇人
四月二十日	選挙注意書配布	各戸ニ配布 一、〇〇〇枚
四月二十一日	選挙実行委員会啓勸券配布	日比谷公園等 田舎者 一五名
四月二十五日	選挙防止ビラ配布	各戸ニ配布 一、〇〇〇枚
四月二十六日	選挙公正ポスター配布	要所ニ貼付 五〇枚
四月二十七日	選挙公正選挙會開催	深大寺小学校ニ於テ 券合者 五〇〇名
四月二十九日	選挙防止ビラ貼付	小学校児童作成、同配布 各戸ニ 一、〇〇〇枚
四月三十日	選挙防止煙火打揚	小学校児童作成 各要所ニ貼付 一、〇〇〇枚 投票所附近
月日	摘要	備考
四月二十六日	村長以下役場職員小学校職員打合せ	狛江村役場内ニテ開催 二九名出席
四月二十七日	二十六日決議セル進行列實施ニ關スル行務開始	役場委員一同出席作成準備
四月二十八日	小学生ヲシテビラ其他ヲ配布セシム	出席参加者 一、三〇〇名
四月二十九日	進行進行ヲ行ヒ各氏ヲ巡回シ公正選挙ス	公正中央聯盟ニ依頼セル美興區 小学校ニ於テ一、五〇〇名 出席
同	其他	

月日	摘要	備考
四月十二日	選挙公正ポスター掲示	全村各揭示板ニ揭示 總數 一五〇枚
同	立看板掲出	全村各所ニ掲出 總數 一五本
四月二十日	官報週報總選挙時輯覽配布	実行委員、村會議員學校宛送附
同	府知事書置揭示ス	全村各所揭示板ニ揭示ス 總數 二〇本
四月二十一日	日比谷実行委員大會出席	全村各所揭示板ニ揭示ス 總數 一〇本
同	選挙公正ポスター掲出	東西兩校小学校ニ配布 總數 二、二〇〇枚
同	同 小票	東西兩校及明星學校小学校児童ニ 配布 總數 二、〇〇〇本
四月二十二日	同 鉛筆配布	本村目貫ノ箇所ニ掲出 總數 四枚
同	選挙展覧會掲出	全村各所ニ掲出 總數 二〇本
同	選挙防止立看板掲出	三鷹駅前施設ス
四月二十三日	選挙公正塔建設	役場前及三鷹警察二ヶ所施設
同	同 鯉ノボリ建設	全村
四月二十八日	選挙防止旗行列 (小学校児童ニヨル)	
四月二十九日	選挙公正チンドン屋廣告	
四月三十日	同 旗掲揚	
月日	摘要	備考
四月五日	選挙公正垂	役場聯合支團ニ懸垂
四月七日	選挙公正ビラ(解散ニ際シテ府民各位ニ告ク)府ヨリ送附ノモノ	各戸毎ニ配布 三、四〇〇枚
四月十日	選挙公正立看板(府ヨリ送附ノモノ)	町内重要ノ場所ニ掲出 三五本
同	選挙公正ポスター	揭示場、銀行、會社、工場、理髮店、料理店、湯屋、郵便局、各停車場 二〇〇枚

同	四月十二日	貸費ヲ町ヨリ支給シ演説會出 席料	四月十三日府主催日比谷公會堂 ニ於ケル大講演會出席者九名
同	四月十四日	公立學校等ノ設備ノ使用及演 説會費ノ公費ニ費テパンフ レット(府ヨリ送附ノモノ)	公立小學校ニ配布 四部
同	四月十五日	選挙運動ニ就テパンフレット (内各戸ヨリ送附ノモノ)	小學校児童ヲ通シ町内右権者ニ 配布 三、六〇〇部
同	四月十六日	貸費ヲ町ヨリ支給シ演説會出 席料	四月十七日府中小學校ニ於ケル 府主催本誌講演會 出席者八名
同	四月十七日	兼護防止立看板 (府ヨリ送附ノモノ)	町内概要ノ場所ニ掲出
同	四月十八日	兼護防止立看板 三基	中大塚吉祥寺、武藏塚、三鷹縣 吉祥寺地内三ヶ所
同	四月十九日	選挙公正委員会開催	役場ニ於テ開催 出席者 一六二名
同	同	選挙小票 (府ヨリ送附ノモノ)	各戸毎 五、〇〇〇枚
同	同	選挙小票 (府ヨリ送附ノモノ)	町内概要ノ箇所ニ掲出 一〇枚
同	四月廿一日	全日本國民ニ對シ	町内、會社、工場、官衙、貸行 委員等 三〇〇部
同	四月廿二日	兼護防止 (府ヨリ送附ノモノ)	小學校児童一枚ニ配布 三、八〇〇本
同	同	兼護防止 (府ヨリ送附ノモノ)	町概要ノ箇所、吉祥寺、武藏塚 縣庁 三ヶ所
同	同	兼護防止 (府ヨリ送附ノモノ)	町内、官衙、銀行、會社、理髮 店、料理店、湯屋等 一〇〇枚
同	四月廿三日	兼護防止 (府ヨリ送附ノモノ)	各戸毎ニ配布 六、〇〇〇部
同	同	兼護防止 (府ヨリ送附ノモノ)	各戸毎ニ配布 五、〇〇〇枚
同	四月廿四日	合衆外選集兼正號 東京地方改良協會ヨリ送附 ノモノ	兼護防止立看板、役場員 ニ配布 五〇部
同	四月廿六日	兼護防止立看板 (府ヨリ送附ノモノ)	兼護防止立看板、小學校児童(高 等科)ヲ通シ配布ス 五、〇〇〇部
同	同	兼護防止立看板 (府ヨリ送附ノモノ)	町内見易き場所ニ掲出 一〇枚
同	同	兼護防止立看板 (府ヨリ送附ノモノ)	兼護防止立看板 三〇部

同	月 日	期 要	備 考
同	四月廿八日	兼護防止立看板(今日ハ投票日 必ス投票シマセウ) (府ヨリ送附ノモノ)	各戸毎ニ配布 五、〇〇〇枚
同	四月廿九日	選挙公正自書ビラ (府ヨリ送附ノモノ)	小學校児童三學年以上ニ配布 二、五〇〇枚
同	同	兼護防止立看板	小學校児童、教職員ニ配布 三、五〇〇部
同	同	街頭立看板	兼護防止立看板、一〇〇〇部 青年團三〇名ヲ動員配布
同	同	投票所兼護防止設備	二投票所
同	同	兼護防止立看板ノ集合陳列	二投票所
同	四月九日	選挙公正市町村長會議出席	町長出席(府會議事堂)
同	四月十日	選挙公正主任者會議出席	書記一人出席(府會議事堂)
同	四月十一日	選挙公正立看板掲出	二〇本 各要所へ
同	四月十三日	選挙公正自書ビラ配布	小學校及町内各要所へ一五〇枚
同	四月十五日	兼護防止立看板配布 兼護防止立看板に現はせ日本精神	花見茶屋浴場業者ニ五枚配布
同	四月十五日	選挙公正自書ビラ配布	小學校及貸行委員へ
同	四月十五日	兼護防止立看板配布	東京府、警視廳、小金井町ノ文 字掲出
同	四月廿五日	兼護防止立看板配布	府主催 出席者 五名
同	四月十七日	兼護防止立看板配布	府中小學校
同	同	兼護防止立看板配布	各 一〇本 町内要所へ
同	四月二十一日	兼護防止立看板配布	日比谷公會堂 出席者一五人
同	同	兼護防止立看板配布	小學校、郵便局前、縣前
同	四月二十二日	兼護防止立看板配布	兼護防止立看板 三〇〇枚
同	同	兼護防止立看板配布	兼護防止立看板 一、六〇〇本

一〇八

月日	要	備	考
四月二十二日	選挙戸票「理想選挙は我家が」配布	小学校児童ヲ巡シ各戸へ要所へ一〇枚	
四月二十四日	選挙正票配布	従場信用組合へ	
四月二十七日	選挙正票配布	小学校児童カラ各戸へ一、六〇〇枚	
四月三十日	選挙正票自答ビラ配布、三十日届付セシム	小学校児童へ一、〇五〇	
同日	日章旗マーク交付	愛国婦人会員、女子青年團員二名参加、投票所入口ニテ選挙人へ交付	

因分寺村

月日	要	備	考
四月十七日	選挙正票実行委員会開催	各戸投票ニ於テ関係出席者二十四名	
同日	選挙正票配布	十字路ノ如キ人通り多キ場所ニ掲ク一〇〇枚	
四月二十日	戸票配布	村内各戸ニ配布	
同日	立看板	総数一、四〇〇枚	
四月二十二日	選挙正票配布	人通りノ多キ箇所ニ掲ク四〇枚	
同日	旗配布	各戸毎ニ配布	
四月二十四日	小選挙票	総数一、四〇〇枚	
同日	旗配布	道路上ニ垂懸二枚	
四月三十日	旗配布	従場信用組合共他ニ懸垂五枚	
同日	旗配布	各戸毎ニ配布総数一、四〇〇枚	
同日	旗配布	投票場附近ニ於テ打掃一〇枚	

砂川村

月日	要	備	考
四月十二日	選挙正票実行委員会	会場接上ニテ出席者二〇名	

月日	要	備	考
四月二十三日	男子青年團選挙運動打合せ	小学校児童ボスター掲出	於投票場開催出席者三五名
同日	小学校児童ボスター掲出		村内一般
四月二十四日	西砂川部選挙運動大会		於中里組林泉寺午後八時ヨリ開式浪花節上演
四月二十六日	第一学区内選挙運動大会		開式宮城、明治神宮参拜
四月二十七日	第二学区選挙運動大会		開式宮城、明治神宮参拜
四月二十九日	旗行列	小旗 各自 大旗 一本	開式宮城、明治神宮参拜
同日	選挙正票配布	(四、〇〇〇枚)	開式宮城、明治神宮参拜
四月三十日	愛国婦人会役員出動	日章旗マーク交付	開式宮城、明治神宮参拜

昭和村

月日	要	備	考
四月二十日	選挙正票実行委員会開催	旗正運動方法決定ノ爲出席者二十八人	
同日	従場吏員打合せ	同上實施方法決定ノ爲出席者七人	
四月二十四日	大懸垂幕	各大學、役場、小学校懸垂十三ヶ所	
四月二十九日	旗行列村一四	延人員一、三〇〇人	

四月二十九日	ビラ配布 (案検防止)	各戸ニ配布 三、〇〇〇枚
四月三十日	(ビラ)大配布(同)	各戸ニ配布ニ揚出 三〇枚
同	ビラ配布(同)	各戸ニ配布 二、〇〇〇枚

拜島村

四月十五日	選挙公正実行委員会関係	拜島村役場ニ於テ開催 出席者 三三名
同	選挙公正自治投票所新設委員会	村社日吉神社ニ於テ 出席者 三五〇名
四月十九日	ビスターノ揚出	村内要所々々及各商店、会社、 理髮店、驛等
四月二十日	系懸懸垂	役場玄関ニ懸垂
四月二十四日	ビスターノ揚出	村内要所々々及各商店、会社、 店、驛等
四月二十九日	婦人團體街頭行進實施	女子青年團員三〇名参加案検防 止ノビラヲ配布ス
四月三十日	ビラ配布 (案検防止)	女子青年團員ニテ
同	ビラ配布 (案検防止)	小学校児童ニテ
同	ビラ配布 (案検防止)	小学校児童ニテ

村山村

四月十七日	選挙公正実行委員会関係	村山村役場ニ於テ 出席者 二六名
同	選挙公正実行委員会大講演関係	府中町小学校ニ於テ 出席者 二六名
四月二十日	村山村選挙公正員大会開催	小学校々々ニ於テ 出席者 一五〇名
四月二十一日	選挙公正実行委員会東京聯合大会	東京 出席者 二五名
四月二十八日	小学児童自習ビスター配布	各戸毎及総柱ニ 總数 一、五〇〇枚

四月二十八日	同児童自習選挙正照語展覽會	各戸毎及総柱 總数 一、五〇〇枚
四月二十九日	案検防止リーフレット配布	各戸毎ニ配布 總数 一、五〇〇枚
四月二十九日	案検防止街頭行進宣傳	青年團女子青年團小学児童 九〇〇人参加

大和村

四月九日	選挙公正講演會ノ開催	大字清水部落婦人團體一三〇名 大字秋山部落婦人團體一五〇名 大字高木、奈良橋、藏敷部落婦 人團體 三五〇名
四月十日	同	役場、學校、郵便局其他要所 大字幸部部落婦人團體三〇〇名 村内一五本
四月十一日	系懸懸垂	一〇〇枚
四月十四日	立看板掲出	大和村役場ニ於テ開催 出席者 二〇名
四月十五日	選挙公正ビスター配布	出席者 一〇名
四月十七日	選挙公正実行委員会開催	村内 一五本
四月二十一日	選挙公正実行委員会大会	立看板掲出
同	児童作品選挙正ビスター及賣方 街道展覽會開催	二、二〇〇枚
四月二十五日	選挙公正宣傳街頭行進實施	一、一六〇本
四月二十九日	案検防止ビラ配布	小学校児童 九〇〇人
同	案検防止ビラ配布	女子青年團 一、五〇〇枚
四月三十日	案検防止宣傳	女子青年團各戸ニ付テ

東村山村

四月五日	選挙公正実行委員会開催	化城小学校ニ於テ 出席者 二〇名
------	-------------	---------------------

月	日	摘要	備考
四月九日		市原町村長會議出席	
四月十四日		香音堂立傳	於府合議事堂 村長出席
四月十五日		同	部落集合ヲ利用シ立傳ス
四月二十日		同	同
同		肅正標札配布	各戸ニ配布
四月二十一日		香音堂立傳	部落集合ヲ利用シ立傳
四月二十五日		業權防止リーフレット配布	各戸ニ入場券ト共ニ配布
同		香音堂立傳	部落集合ヲ利用シ立傳ス
四月二十五日		肅正戸標配布	全戸ニ配布
同		聲明書配布	選舉肅正中中央郵便送附ノモノ
同		各種ポスター掲出	各重要箇所
同		業權防止鉛筆配布	全小學校生徒一、八〇〇人
四月二十六日		業權防止小票配布	小學校生徒ヲ過ジ各戸ニ配布
同		肅正新願式舉行	各部落ニテ
四月二十七日		業權防止自書ビラ貼付	
四月三十日		因族掲揚、神社參拜	

月	日	摘要	備考
四月十日		選舉肅正ビラ配布	全管内ニ配付(野ヨリ送附セラレタルモノ)九〇〇枚
四月十二日		選舉肅正ポスター	管内各要所ニ掲出
四月二十日		告諭	府知事告諭各要所(一八ヶ所)ニ掲出
四月二十一日		立看板	管内一五ヶ所ニ取付選舉氣分ヲ振作
四月二十二日		肅正戸標配布	府ヨリ送付セラレタル小票ヲ全管内各戸ニ配布
四月二十五日		肅正鉛筆ノ交付	公私立小學校ニ配布シ全児童ニ交付セシム
四月二十五日		聲明書及ミスターノ配布	肅正標札ヨリ送附セラレタルモノ及府送附ノポスター有様者ニ配布

月	日	摘要	備考
至四月二十五日		踏道類(横看板)建設	大字上藩戸三九六番地先、大字中藩戸二〇二番地先、大字下藩戸三六四番地先、大字下藩戸三番地先、大字下藩戸四三番地先、大字中里九七九番地先、大字野田一四二番地先ノ六ヶ所
四月二十五日		肅正座談會開催(約ばなし)	昇進小學校ニ於テ開催
四月二十六日		小願垂幕取付	管内五ヶ所ニ取付(府送附ノモノ)
四月二十七日		業權防止小票配布	全管内各右様者ニ配布(同)
四月二十八日		肅正自書ビラ配布	右府ヨリ送附ノ用紙ヲ昇進小學校ニ送附シ學校長ヨリ児童ニ配布セシム
四月三十日		肅正額(横看板)	投票所ノ入口ニ建設

月	日	摘要	備考
四月十三日		選舉肅正大講演會出席	日比谷公會堂ニ於テ出席者五名
四月十四日		府交付ノポスター掲出	各部所要箇所
四月十五日		立看板掲出	同
四月十六日		村實行委員會開催方策決定	於小學校 出席者二五名
四月十七日		男女青年團肅正打合會開催	於小學校 出席者三〇名
四月十七日		北多摩郡選舉肅正大講演會出席	於府中小學校 出席者二十名
同		立看板掲出	各字所要箇所
四月十八日		府知事告諭掲出	掲示場 其他
四月十九日		肅正塔建設	主要箇所(五ヶ所)
同		兒童ヲ過ジ選舉運動ノ心得配付	各家庭へ
四月二十日		府交付ノ立看板掲出	各字所要
四月二十一日		府實行委員大會出席	於日比谷公會堂 出席者一七名
四月二十二日		横断幕掲出	主要箇所へ
四月二十三日		兒童へ鉛筆交付	児童全員

保谷村

月日	摘要	備考
四月三日	府民各位ニ告グ ポスター	各戸毎ニ配布總數一、一〇〇枚
四月十二日	知事告諭	交通多キ場所 同 一〇〇枚
四月二十日	週報	同 一〇〇枚
四月二十一日	小選挙区	實行委員兼正員ニ配布一〇〇部
四月二十二日	選挙公正小票	交通多キ場所 各戸毎ニ配布 一、一〇〇枚
四月二十四日	立看板	交通多キ場所 各戸毎ニ配布 一〇枚
四月二十五日	端正給筆	各戸毎ニ配布 一、一三〇本
四月二十五日	横断幕	交通多キ場所 同 二本
四月二十五日	廣告ビラ	同 三〇枚
同	選挙防止小票	各戸毎ニ配布 一、〇〇〇枚
同	總選挙ニ関シ 全日本國民ニ題テ	交通多キ場所 三〇〇枚

四月二十三日	婦人大講演會出席 立看板及ポスター掲出	於日比谷公會堂 出席者一名 各戸毎ニ配布
四月二十五日	小學校児童街頭宣傳及神社参拜	日の丸國旗一、〇〇〇本 参加人員 九〇〇名
同	選挙防止其他小票等配布	各戸毎ニ配布
四月二十六日	女子青年及愛國婦人會街頭宣傳及ビラ各戸ニ配布	各戸毎ニ配布
四月二十七日	兒童會方、國旗、旗方等ノ展覽會開催	小學校ニ於テ 各戸毎ニ配布
四月二十八日	兒童自書ビラ自書貼付ス	各戸毎ニ配布
四月二十九日	選挙防止ビラ配布 (女子青年會)	各戸毎ニ配布
四月三十日	女子青年會投票所ニ於ケル日 の九マイク交付ス	各戸毎ニ配布

田無町

月日	摘要	備考
四月五日	選挙公正ビラ 一、〇〇〇枚 選挙公正實行委員會主催 選挙公正大講演會 (日比谷公會堂)	小學校児童ヲ通ジ全町ニ配布ス 出席者一〇名
四月十三日	實行部ヨリ送附ニ係ルポスター 一配布(一五〇枚)	小學校児童並ニ女青役員、選挙公正員ニ依リ町内各所ニ掲出ス 一五〇枚
同	選挙公正實行委員會開催	外田無警察署長 出席者三〇名
同	町作製ビラ配布	小學校児童ヲシテ全町ニ配布ス 一、〇〇〇枚
四月十五日	田無警察署長ヨリ送附ノモノ 選挙公正運動心得配布 八八〇部	小學校児童ヲシテ配布セシム (全町内)
同	兒童作品ポスター配布 八〇〇枚	同
四月十六日	道路横断幕作製二枚	町内ニケ所配置ス
同	東京府主催(選挙公正大講演會) 府中學校ニ於テ	出席者 一二名
四月十七日	端正塔五基作製	田無町役場聯合入口並ニ柳澤、新道角、橋場、田無警察前通入、 小學校入口ニ設置
四月二十日	同	同

四月二十六日	選挙公正ビラ	各戸毎ニ配布 一、一〇〇枚
同	選挙公正児童自書ビラ	兒童(三十日交通多キ場所ニ貼付ス) 八五〇枚
四月二十七日	選挙公正ビラ	各戸毎ニ配布 一、一〇〇枚
同	お知らせ	各戸毎ニ配布 一、一〇〇枚
四月二十九日	選挙防止ビラ	各戸毎ニ配布 一、一〇〇枚
同	選挙防止ビラ (三種)	各戸毎ニ配布 (午前七時、正午、午後四時) 三回ニ配布 三、三〇〇枚
四月三十日	選挙防止ビラ (肝表)	各戸毎ニ配布 一、一〇〇枚
同	祭壇 花火	各戸毎ニ配布 一、一〇〇枚
同	投票所入口	七個

四月二十一日	選挙正新議案 花火	田舎神社 出席者三〇〇名 新議案當日 一一登 東京府主催日比谷公舎 出席者一一名
四月二十三日	立看板別件作票 三〇本 婦人團體(國防婦人會、女子青年團) 街頭宣傳 選挙正員大會開催 選挙防止懸垂五枚	二十三日ア町シ全園一齊選挙 正選挙日貸施ト共全町三〇ヶ所 ニ本府アリ立看板配付ス 選挙防止要請日ニ當リ第一回貸 施
四月二十四日	選挙防止懸垂五枚 同 ゴスター 一〇枚 筆町書 三〇〇枚 第二回街頭宣傳	町内銀行、商店ヲ利用掲出ス 小學校児童ヲシテ四月二十八日 進行列後各戸ヲ貼付セシム 町内富校地並ニ外九ヶ所ニ掲出 ス
四月二十五日	自書ビラ 六〇〇枚	貸行等ヨリ送附ニ係ルモノ町内 各團體ノ提示板ニ掲示シ其ノ他 ハ女子青年團ニヨリ配布ス 前同同様
四月二十六日	選挙防止給筆配布 八八〇本 第三回街頭選挙防止宣傳	小學校ニ於テ各児童ニ自書ビラ メ各家宛ノ封筒ニ掲示ス選挙正 正は我が家カ 小學校児童ニ一本ノ交付シ案 接防止懸垂ノ枚数ニ銳意努力シ 婦人團體選挙防止宣傳ヲ貸施シ 各有機者ニ對シテ注意ヲ喚起セ シム
四月二十八日	選挙防止児童旅行列並ニ講演 台	全校児童並ニ青年團生徒ハ女 子青年團ニ一時會組シ集合セシ メ田舎神社ニ参拜同無可長ヨリ 選挙正員ヲ先頭ニ案接防止ノ 直進ヲ行リ立看板ニ案接防止ノ 標語入ノ大旗ヲ立各戸ニ掲出シ テ全町内ヲ進行遊シ其ノ後各 組ニ分レ児童ヲシテ案接防止ニ 努メタリ 尚當日青年團校(女子部)生徒 ヲシテ第四回選挙防止遊約ニ努 メタリ
四月三十日	選挙防止 同(児童ヲシテ各戸訪問)	選挙當日児童ヲシテ各戸ニ訪問 セシメタ案接防止ニ努ム

日	要	備
四月三十日	選挙者調査 投票完了ノ證書ニ交付 日章旗マツケ 選挙者各自ニ對スル理由調査 (小學校児童 六以上ノモノ三〇名)	婦人團體(青年團)(女子部)女 子青年團校生徒 女子青年團役員ヲシテ代議ス 一〇名
五月一日	投票者各自ニ對スル理由調査 (小學校児童 六以上ノモノ三〇名)	小學校児童 六以上ノモノ三〇名
四月五日	選挙正ビラ配布	小學校生徒一、三五〇名ニテ各 戸ニ配布
四月十日	選挙正主任會議參加	東京府會議事堂ニ吏員出席
四月十三日	選挙正火器演習ニ參加	日比谷公舎ニ選挙正員一五名參 會ス
四月十五日	立看板掲出 選挙正實行委員會開催 ビラ配布	村内要所(千五本橋) 小村役場ニ開會 出席者一九名 女子青年團五〇名花見場所小倉 井街街頭遊出、ビラ二種五〇〇 〇枚ヲ配布宣傳ス 小學校生徒全員ニテ各戸ニ配布 役場前ニ設置ス
四月十六日	選挙正證書發	實行委員、正員三〇名
四月十七日	選挙正大講演會ニ參加	府中小學校ニ參加ス
四月十八日	立看板掲出	村内要所(一五本ヲ掲出)
四月二十日	ゴスター掲出	全村内一〇〇枚
四月二十一日	横断幕掲出	村内二ヶ所
四月二十四日	選挙正實行委員會聯合 大會ニ參加	實行委員一八名
四月二十九日	立看板掲出 各戸ニ案接防止	村内要所(一五本)
四月三十日	街頭旅行列 煙火打掃	女子青年團一五〇名ニテ各戸 ニ案接防止小旗二種貼付ス 小學校生徒千三百五十名出動 投票所開閉ノ合圖ヲ爲メ案接防 止ノ爲煙火三〇發打掃

備考
此ノ日以外ニ府ヨリ送附ノゴスター其ノ他、其ノ都度配布又ハ貼付ス

(六) 八支支連管内 大賀郷村

月日	演	要	備	考
四月一日	委選懸垂		役場廳舎外目技ノ場所	
四月十日	ボスター掲出		役場支團外三ヶ所	
四月十五日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數五四〇枚	
四月二十三日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數九七〇枚	
四月二十六日	委選防止ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數一、三〇〇枚	
同	ボスター掲出		役場支團其他各要所	
四月二十八日	選舉廳正實行委員會		小學校ニ於テ開催	
四月二十五日	委選防止街頭行進		小學校ニ於テ開催 一〇〇名	
四月二十五日	委選防止街頭行進		小學校兒童二五〇名參加	

三根村

月日	演	要	備	考
四月一日	委選懸垂		役場廳舎外目技ノ場所	
四月十日	ボスター掲出		役場支團外五ヶ所	
四月十五日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數七〇〇枚	
四月二十三日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數一、七八〇枚	
四月二十五日	選舉廳正實行委員會		三根村俱樂部ニ於テ開催	
同	委選防止ピラ配布		三根村俱樂部ニ於テ開催	
四月二十六日	委選防止ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數一、四〇〇枚	
同	ボスター掲出		役場支團其他各要所	
四月二十九日	委選防止街頭行進		役場支團其他各要所	
四月二十九日	委選防止街頭行進		小學校兒童六三〇名參加	

立村

月日	演	要	備	考
四月一日	委選懸垂		役場廳舎外目技ノ場所	
四月十日	ボスター掲出		役場支團外三ヶ所	
四月十五日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數一六七枚	
四月二十三日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數三一一枚	
四月二十六日	委選防止ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數五〇〇枚	
同	ボスター掲出		役場支團其他各要所	
四月二十七日	選舉廳正實行委員會		立村俱樂部ニ於テ開催	
同	選舉廳正講演會		立村俱樂部ニ於テ開催	
四月二十九日	委選防止街頭行進		立村俱樂部ニ於テ開催	
四月二十九日	委選防止街頭行進		小學校兒童二〇〇名參加	

中之郷村

月日	演	要	備	考
四月一日	委選懸垂		役場廳舎外目技ノ場所	
四月十日	ボスター掲出		役場支團外三ヶ所	
四月十五日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數二四〇枚	
四月二十三日	ピラ配布		中之郷村青年會館ニ於テ開催	
四月二十四日	選舉廳正實行委員會		中之郷村青年會館ニ於テ開催	
同	選舉廳正講演會		中之郷村青年會館ニ於テ開催	
四月二十六日	委選防止ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數六〇〇枚	
同	ボスター掲出		役場支團其他各要所	
四月二十九日	委選防止街頭行進		役場支團其他各要所	
四月二十九日	委選防止街頭行進		小學校兒童三〇〇名參加	

末吉村

月日	演	要	備	考
四月一日	委選懸垂		役場廳舎外目技ノ場所	
四月十日	ボスター掲出		役場支團外三ヶ所	
四月十五日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數一九四枚	
四月二十三日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數四〇六枚	
四月二十六日	委選防止ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數五〇〇枚	
同	ボスター掲出		役場支團其他各要所	
同	選舉廳正實行委員會		末吉村俱樂部ニ於テ開催	
同	選舉廳正講演會		末吉村俱樂部ニ於テ開催	
四月二十九日	委選防止街頭行進		末吉村俱樂部ニ於テ開催	
四月二十九日	委選防止街頭行進		小學校兒童二五〇名參加	

宇津木村

月日	演	要	備	考
四月二十三日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數九〇枚	
四月二十四日	委選防止ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數九〇枚	
同	ボスター掲出		役場支團其他各要所	

鳥打村

月日	演	要	備	考
四月二十三日	ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數九〇枚	
四月二十四日	委選防止ピラ配布		各戸毎ニ配布 總數九〇枚	
同	ボスター掲出		役場支團其他各要所	

印刷物其ノ他施設一覽表(二) 府下各町村

郡	町	種別	正塔		メスター		ビ		ラ		戸		課		簿		札		手		机		湯		吞		肅		正		扇		旗		街		
			種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量	種数	数量			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			
立	立川町	印刷物																																			

郡別	印刷物其他一覽表 (三) 郡別															
	書	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙
北	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
南	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
西	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
東	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
南	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
東	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
西	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
北	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

1860

第四章 學校の運動

一、概 説

選挙公正運動本来の目的である理想選挙の實現を期し、明朗憲政の建設を期するには何うしても一般國民の政治的道義心に俟たねばならぬ。而して永年の因襲に囚はれたる一般民衆の政治的意識を喚起することは決して一朝一夕になし得る業ではない。何うしても常住不斷の政治教育に依らねばならぬ。斯うした建前から「第二ノ國民タルヘキ青少年ニ對シ公民教育ヲ一層普及セシムル爲今次ノ總選挙ニ於テ進ンデ之ガ運動ニ協力セシムルコト」(選挙公正委員会答申基礎方針)を肝要なりとし今次の運動が開始されるや直ちに次の通牒を發して小學校、中等學校、青年學校の生徒に對し積極的な協力を求めたのであつた。斯くして我々は今次の運動をして之等學生生徒の公民的訓練の生きたる教材たらしむると同時に來るべき世代に於ける之等覺醒せる國民に依る理想政治の實現を期したのである。

昭和十二年四月四日

總務部長
學務部長

- 各公立中等學校校長
- 各公立小學校校長
- 各公立青年學校校長

選挙公正運動ニ關スル件

選挙公正運動ニ關シテハ豫テ御配置中ノ處第七十議會ハ解散セラレ來ル三十日、衆議院議員總選挙ヲ執行セラルルコトト相成候ニ付テハ本運動本来ノ性質並從來ノ實績ニ徴シ其ノ家庭化ヲ圖ルコトハ須要ノコトト認メラルルヲ以テ今次ノ總選挙ニ於テモ兒童生徒ヲ適ジテ一般父兄ノ國政ニ對スル關心ヲ深カラシメ以テ各家庭ニ一層選挙公正ノ氣運ヲ醸成セシムルト共ニ他面兒童生徒ノ公民的訓練ノ機會ヲラシムルコトハ最モ肝要ノコトニ有之ヲモ教育教化ニ從フ學校職員ハ率先範ヲ

二、小學校の運動

公民教育の立場から過去數次の選挙公正運動にその都度多大の協力をなした來つた小學校方面では今回も本府の通牒に基き各市區町村と協力或は獨自に各種の方法を以て兒童に正しき選挙を理解せしむると共に、更に兒童を通じて家庭へ公正趣旨の宣傳に努めたのであつた。その主なる實施事項を示せば次の通りである。

(一) 棄權防止給養書の配付

理想選挙による理想議會の實現を期するには何よりも棄權を防ぐことが必要な

示シ之ガ進行ノ徹底ヲ圖リ夫々有放適切ナル方法ニ依リテ公正運動ニ協力セシメ以テ公民的訓練ニ力ヲ致シ我國立憲政治ノ健全ナル發達ニ寄與相成度本運動ニ關シテハ右ノ趣旨ニ依リ部下職員ヲ充分奮勵ノ上一段ノ努力ヲ拂ハレ度尙左記事項特ニ御留意相成度此段依命及通牒也

- イ、府又ハ市區町村ヨリ宣傳施設物等ノ配布ヲ受ケタル場合ニハ速カニ處理セラレ有放適切ニ利用セラレタキコト
- ロ、朝禮時又ハ修身、公民等ノ時間ニハ標堂ニ懸ジ校長又ハ擔任教師ヨリ選挙公正ニ付キ講話セラレタキコト
- ハ、府民ノ總意ヲ傳達ナク反映セシメ得ル理想選挙ノ實現ヲ期スルタメニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ自覺セシメ以テ棄權ノ絶無ヲ圖ルハ最モ肝要ナリト認メララルルヲ以テ今次ノ總選挙ニ於テモ前同ノ實績ニ徴シ中等學校生徒ノ協力ヲ求ムル等一層公正ノ家庭化ヲ強調シ棄權防止ニ努ムル方針ナルニ付キ各位ニ於カレテモ部下職員ヲ奮勵シ棄權防止ニ對シ特ニ協力セラレタシ

で、府では次の如き棄權防止宣傳給養書を作製、棄權防止強調週聞を期し都下百萬の全小學校に交付、同時に次の様な講話要項を配付して兒童の正しき選挙觀念の涵養啓蒙に資すると共に又これをを通じて府正の家庭化、棄權の防止を圖つたの

選挙防止給付配付ニ關スル注意

選挙防止給付配付ニ關スル注意
選挙防止給付配付ニ關スル注意
選挙防止給付配付ニ關スル注意

昭和十二年四月

東京府選挙公正実行部

○皇國のために必ず投票致しませう
○選挙一紙我が家の誇り

(一) 児童自書ビラの配付

選挙公正運動の開始せらるや、各小學校では公民教育上の立場から、総選挙を
またと得難き生きたる教材となし、児童に書、其、作文等を作らしめて正しき選
挙觀念の啓蒙に努めると共に、又一面これを以て選挙運動の一助たらしめたので
あつた。左にその一例を掲げやう。

年 月 日

八王子市長宛
各町村長宛
(島嶼ヲ除ク)

選挙部長
選挙部長

選挙公正児童自書ビラ配付ノ件
衆議院議員選挙期日モ目捷ニ開ニ切迫致候ニ付テ此ノ際選挙防止ニ二段ノ努
力ヲ講フト共ニ公民教育ノ一助トモ致度標記「選挙公正児童自書ビラ」別途送付
候條左記ニ依リ各學校ニ配付有效適切ニ利用方御取計相成度

記

一、各小學校等常科三年以上ノ全児童各一枚宛交付スルコト
二、貼付ニ關スル注意

イ、空欄ニ必ず投票して下さいノ文字ヲ児童ニ自書セシメ電柱、扉等目ニ
附キ易キ箇所ニ貼付セシムルコト

ロ、三十日早朝貼付シ、夕刻必ズ一葉ニ撤去セシムルコト

ハ、各町村ニ於テ既ニ本件ノ同種投票標記ビラヲ計割セシムル在可クハ本件
ビラノ空欄ニ記入スル文句ハ「選挙防止ニ選挙公正ニ選挙公正」等適宜ノモノト爲スルコト

今日はおどろきの投票
必ず投票
選挙公正運動の開始せらるや、各小學校では公民教育上の立場から、総選挙を
またと得難き生きたる教材となし、児童に書、其、作文等を作らしめて正しき選
挙觀念の啓蒙に努めると共に、又一面これを以て選挙運動の一助たらしめたので
あつた。左にその一例を掲げやう。

(二) 級方筆話書畫の創作

選挙公正運動の開始せらるや、各小學校では公民教育上の立場から、総選挙を
またと得難き生きたる教材となし、児童に書、其、作文等を作らしめて正しき選
挙觀念の啓蒙に努めると共に、又一面これを以て選挙運動の一助たらしめたので
あつた。左にその一例を掲げやう。

小宮第一校

せんきよしゆくせい

尋三男 中島 一雄

私たちの學校では時々校長先生が、せんきよのお話をして下さいます。それに
又受持の先生が、せんきよのことを書いてある役場から来た、紙をいろいろくば
つて下さいます。ひこうきが空から落ちて行く事もあります。むづかし過ぎて私

たちには分りません。が受持の先生は「正しい心」で「正しい人」を、せんきよするが、せんきよしゆく正だと、教へて下さいました。私たちが大人になつたら、きつと、りつばせんきよをしようと思つてゐます。

この間選考の時間に昔をさつて、赤心一票と書きました。

選挙 啓正

高二女 内田 敏子

此の庶民會が解散となり、總選挙が四月三十日に行はれることになりました。立憲國民として選挙の大切な努めであることは、學校で教はり、又これまでの選挙の度に、その重大なる所以を聞かされてきました。去年六月の府會議員選挙の折官民一致して選挙公正をはかつたことは、まだ耳新しいことでもあります。私達の學校では新學期の正副校長の選挙に當り、お互に理想的選挙を行ふやう相談しました。そして私はこの選挙の精神を以て清い正しい一票を投じました。又四月十一日のこの町の議員選挙に、父が役場よりお歸りになつて、にこにこした顔で「僕に投票したかは首ひないが、清い一票を投じて来たよ」とおつしやつたときには、そのやうに私は期待してゐたといひながら、我がこのやうに嬉しく感じました。

こゝに考へて見なければならぬことは、我國は昔から正義の念強く、公明正大な國民として誇つて居りますのに、何故大切な選挙が徹底的に公正されないかといふことです。これには先づ立憲國民として、公民知識の普及徹底をはかり、政治の認識を高め選挙の眞に重大なる義務であり又権利であることを知らせることが急務ではないかと思ひます。選挙民の中には候補者を遠く見もなく、又誰を選挙しても自分達には直接關係がないと思つてゐる人が案外多いのではないかと思ひます。従つてこれからは色々な違反が生じ易いと考へられます。又情實にとらはれ、私利私慾から違反するものがあるとすれば、それは文明人として、日本人として、共同の恥とも申さなければなりません。不正な選挙によつて選ばれた議員は、きつと國政を亂し、國家の基礎をも危くし、果ては恐れ多くも大野心を振出し奉ることになりませう。その罪はそれを選んだ選挙人にもあるのが當然であります。それ故「聖旨に奉答此の一票」と共に自己の信する人に一票を投じなければなりません。平時に於ける「一票報國」は戦時に於ける「一死報國」と同じであるのであります。此の強い正しい信念がなくてはとゞして日本人の血を受けたいものといへるでせう。

今日日本は世界の日本であり、東洋の指導者であります。それであるのに選挙の

度毎に外附に笑はれるやうなことで、まことに赤面すべきことで、恥づかしいことといはなければなりません。武士道の精神を重んずる國民として、此の度の總選挙には、理想的な選挙を行ひ、必ずが日本人であるといふ精神を國内外に發揮したいものと、心から神佛にお祈りしてゐます。

(四) ビラ、ポスター等の配布

選挙が解散せられ、總選挙が開始せらるるや、本府では府民の自覺を促がす爲次の如きビラを作製、四月二日を期し児童を通じて各家庭に配布した。その他府作製のポスター、各市町村作製の印刷物等の配布に當つては、その都度児童の手を通じて行はれたのであつて、色々の場合を児童の政治公民的訓練の機会たらしめると共にその家庭化を圖つたのである。

解散に際し府民各位に告ぐ!!!



選挙の明かす所の公明正統の精神を以て、選挙民各位に告ぐ!!!

選挙の明かす所の公明正統の精神を以て、選挙民各位に告ぐ!!!

選挙の明かす所の公明正統の精神を以て、選挙民各位に告ぐ!!!

東京府選挙正賞行部

三、中等學校の運動

中等學校に對しては運動が開始せらるるや直ちに、總務部長、學務部長連名の通牒を各中等學校校長宛に發して協力を求めたのであるが、四月十二日の府立中等學校長會議に際しては次の協議事項を提出して更に一段の協力を求めたのであつた。その結果は各學校長の全幅的な支援を得たのであつて、各學校に於ては本府又は所轄官署より送付せられた各種印刷物を配布父兄に呼びかけ、朝禮時又は修身の時間を利用して特に選挙公正の意義につき訓話をなし、或は生徒をして選挙公正に關する作文を作らしめ、政治教育の一助となすなど教場に、街頭に多大の協力を得たのであつた。

府立中等學校長會議協議事項（選挙公正關係）

一、選挙公正運動ハ國民的教化運動ナルニ差ミ、若キ立憲國家ノ中堅人物タルベキ中等學校生徒ニ對シ之ガ適宜ヲ普及徹底スルコトハ選挙公正運動本来ノ目的タル公民教育上ヨリスルモ若キ又當面ノ目的ヨリスルモ最モ肝要ノコトニシテ今同ノ選挙公正委員會ノ答申中特ニ基礎方針トシテ掲ケテララルルハ洵ニ故ナキニ非スト信ス各位ニ於カレテハ部下職員ヲ督勵シ生徒ニ對シテ之カ趣旨ノ徹底ヲ圖リ夫々有效適切ナル方法ニ依リ公正運動ニ協力セシメ以テ政治的公民的訓練ノ擴充ニ力ヲ致シ立憲政治ノ健全ナル發達ニ資與セラルル第一段ノ努力ヲ持ハレ度就中左記事項ニ付テハ一層留意セララタシ

四、女學校の運動

女學校方面では『母心で選挙を育てませう』といふ婦人團體の運動と呼應して教場に又街頭に活潑な活動を續けて來たのであるが、國民の總意を反映せしめ得る理想議會の實現を期するには何よりも棄権の防止が大切なので、三旬に亘り展開された總選挙戦の決算される投票日當日早朝を期して部下七萬の女學生は、次の如き投票票頭ビラを貼布、その可憐なる纖手に依つて棄権防止に努めた。

府立第五高等女學校では今度の衆議院議員總選挙に公民教育の最も好い機會であるとして全校生徒から選挙公正、棄権防止標語ヲ募集しその優秀作を印刷配付し、生徒に正しい選挙を理解せると同時に各方面の公正運動と協力選挙運動を防止しつとめるところがあつた。その優秀作は左の通り

正しき選挙我等が誇
 正しき選挙は正しい政治
 正しき選挙は正しい政治
 正しき一票は我が生命
 選挙は正しく皇國の爲に

専三 森 中 美 子
 専二 中 島 温 子
 専一 古 山 あ や 子
 五い 山 田 温 子
 五い 山 田 温 子
 五い 山 田 温 子

記

一、府又ハ市區町村ヨリ宣傳標語等ノ配布ヲ受ケタル場合ニハ速方ニ處理セラレ有效適切ニ利用セラレタキコト
 二、朝禮時又ハ修身、公民等ノ時間ニハ機宜ニ應ジ校長又ハ擔任教師ヨリ選挙公正ニ付キ訓話セラレタキコト
 三、府民ノ總意ヲ遺憾ナク反映セシメ得ル理想選挙ノ實現ヲ期スルタメニハ選挙公正ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヲ自覺セシメ以テ棄権ノ絶無ヲ圖ルハ最モ肝要ナリト認メララルルヲ以テ今次ノ總選挙ニ於テモ前同ノ實績ニ續シ中等學校生徒ノ協力ヲ求ムル等一層公正ノ家庭化ヲ強調シ棄権防止ニ努ムル方針ナルニ付キ各位ニ於カレテモ部下職員ヲ督勵シ棄権防止ニ對シ特ニ協力セララタシ

赤心一票御國の誇
 選べ人材養てるな一票
 我が手の一票我が幸福の基
 明るい選挙に幸来る
 輝け、選挙の光
 選べよ人材祖國のために
 報國一票躍進日本
 生かす一票盡せよ使命
 平時の盡忠正しき選挙

五は 土 屋 ママ 子
 五に 高 野 泰 子
 四い 山 内 静 子
 四る 坂 田 和 子
 四は 大 橋 ヤメ 子
 四に 稻 垣 照 子
 三に 沼 戸 口 澄 子
 三る 原 綾 子
 三は 中 島 照 子



第五章 新聞社及放送局との協力に依る運動

選挙改正運動の意義を闡明し克く人心を打つ底の運動を實施し之が實效を收むるには報道機關、就中新聞社及放送局の協力に俟つ所極めて多きに鑑み、本府に於ては特に都下新聞社並に放送局幹部との懇談會を開催し隔意なく意見の交換をなし本運動に對し協力方を依頼した所各新聞社亦進んで本運動のため種々協力して實效促進に努め、本府の實施計畫事項並に各地の運動實施事項等の一般記事掲載し、選挙改正趣旨の宣傳に協力し一般の指導啓發に努力した。

放送局に於ても亦同様講演、演奏、ニュース放送等を通じて趣旨宣傳に協力した。左に其の概要を摘記する。

一、新聞社の協力

(一) 東京日日新聞社の協力

東京日日新聞、大阪毎日新聞主催の明治維新七十年記念新議事堂竣工記念「政治博覽會」に於て改正運動に關する諸資料を陳列し入場者にむかつて改正運動趣旨を大いに高揚宣傳するところがあつた。

同博覽會の入場者は平均一萬人前後なりしを以て約十萬人の觀覽者にむかつて選挙の宣傳を行つたことになるのである。政治博覽會に於ける選挙資料は内務省地方局、東京府選挙改正中央聯盟より出品したものであるが会場、外地館内南洋室前

- | | | |
|--------------|----|-------|
| 活き一票明るい政治 | 四に | 岡崎時子 |
| 御國の爲に正しき一票 | 二に | 川光子 |
| 明用議會へ正しき一票 | 二に | 内田鶴子 |
| 選挙は村來つるな一票 | 二に | 久野芳枝 |
| 自覺せよ選挙多きは國の恥 | 二に | 伊藤登代子 |
| 此の一票は國家の礎 | 一に | 柳淑安子 |
| 選挙は身の恥國の恥 | 一に | 加藤美智子 |
| 選挙に表はせ大和魂 | 一に | 兒みめ子 |
| 特異な選挙堂轉座な一票 | 一に | 及 |

の一室を「選挙改正室」として全国各府縣の選挙ポスター、パンフレット、ピラ、小標、選挙標ばなし等を掲出陳列した。また選挙に關する名士の講演、選挙小唄、音頭レコードを断えずかけて眼と耳から選挙宣傳をなした。会場内下、休憩室等にも、本府、東京市、特別製作製の選挙ポスターを貼り出し本地方館内の本府出品場に於ても同様選挙に關する諸資料を陳列し一般觀客の眼に訴へた。会場内の演藝場では前記十日間を毎日二回宛東京日日新聞社製作の「改正トッキー」映畫「明治の魂」(三巻)を上映する外スライドに依る宣傳、或はまた漫談家山野

「一」郎君に依つて選擧演説を絶えず口演した。
 香島廣場に建てられた高さ五十尺の航空燈臺には（忠義の心選挙にうつせし）
 大機を懸垂して入場者の眼をひいた。
 以上の諸施設に依つて政治博に於ける選擧運動は絶大なる効果を収めたものと認
 められる。

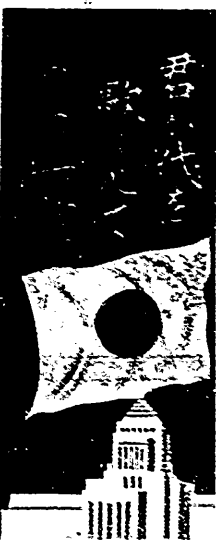
「二」報知新聞社の協力
 報知新聞社に於て左記の通り「明るい選挙の夕べ」を開催して一般市民に對して
 選擧正意を啓蒙した。
 入場者五百名、集會を盛めた。

本社では第七十議會解散直後各派代表演説大會を開催し、またこの演説集をパンフレットとして一般の參考に資するところ
 があつたが、更に二十七日午後本社「第七報知機」上より全東京の大空に選擧五色のビラを撒布するとともに二十八日
 夜本社講堂に「明るい選挙の夕べ」を開催し、来る三十日の投票日を控へ、明期和榮の空氣の中に選擧正の實績をさめん
 ことを期する次第である。（「朝日新聞」）
 二十八日午後六時開會（開場五時）報知講堂（順序未定）

『明るく選挙の夕べ』

講演	選擧正中央聯盟理事長 田澤義鎬氏	歌謡自	赤坂 小梅
遊藝紙芝居による解説		落語	三遊亭金馬
	選擧正中央聯盟幹事 松原一彦氏	漫談	大辻 司郎
		映畫	報知ドキュメント「選擧新なり」
挨拶	松竹キネマ 飯田 蝶子	会場整理のため會員券（十錢）本社受付で前賣收入は全部	
講談	神田 伯龍	選擧正運動に寄附、お楽しみ送の入場は御遠慮下さい	

尙、同社に於ては又簡単に選擧の趣旨を普及徹底せしむるために左の如き演説な
 る戸数五十萬枚を作製し約半數は東京市内各關係方面に、殘部は庶下をはじめ全
 國各府縣に配付宣傳に努めた。



報知新聞

（三）其の他の新聞社の協力

前記以外の各新聞社は前掲の如き特殊なる運動を實施せられざりしも克く本運動
 を支持支援し深き理解の下に或はニュースの報導に或は論説の筆陣に、あらゆる

機會を捉へて選擧の普及徹底を圖り一般讀者の啓蒙に資し輿論の誘導喚起に努め
 爲に民間各種の自主的運動を煽發する上に多大の効果があつたことに對し深く感
 謝の意を表する次第である。

二、放送局の協力

(一) 講 演

今次の憲正運動實施期間中に於て本運動に關する講演放送の日時及講演者は左の通りである。

講演者氏名	放 送 日 時	演 題	備 考
河原田 稼吉	四月九日 午後九時—九時十分	總選挙の意義と國民の義務	内務大臣
坂 千秋	四月十三日 午後九時—九時三十分	一票の意義と國民の自覚	内務省地方局長
大村 清一	四月十五日 午後七時三十分—八時	總選挙取締に就て	内務省警保局長
鹽野 季彦	四月十九日 午後七時三十分—七時四十分	選挙と國民	司法大臣
松阪 廣政	四月十九日 午後七時四十分—八時	選挙違反について	司法省司法局長
田澤 義純	四月二十一日 午後七時三十分—八時	總選挙に際し全體に對する注意	選挙監正中央事務局
吉岡 彌生	四月二十三日 午後二時三十分—二時五十分	總選挙の立場より	大日本聯合女子青年團理事長
坂山 致遠	四月二十四日 午後六時三十分—六時五十分	總選挙の意義ありしめよ	東京帝國大學教授
山川 建	四月二十六日 午後七時三十分—七時五十分	公民教育上より見たる選挙の意義	文部省社會教育局長
水田 秀次郎	四月二十六日 午後七時五十分—八時十分	選挙監正の手續	内閣總理大臣
林 銑十郎	四月二十八日 午後七時三十分—七時四十分	國民に告ぐ	

總選挙の意義と國民の義務

内務大臣 河原田 稼吉

選挙は欽定憲法に依り定め給へる國民の大政權を實現する行為である。我々は宜しく選挙の意義を理解し、重大なる時局に對する忠誠を深め、金銭や利害や因循苟且に囚はれることなくさらに進んで公正無私なる議員を選出し、立派な公明な意見を以て國政に反映せしめ以て憲法に應へ奉るべき重大なる責任を有することと申送る。(後続)

一票の意義と國民の自覚

内務省地方局長 坂 千秋

衆議院の解散が行はれまして、来る三十日を期して衆議院議員の總選挙が行はれることになりました。既に相當の立候補も行はれまして、今や華々しい選挙票が全國に涉つて展開せられんとして居ります。

議員候補者として逐鹿逐鹿に打つて出られた方々には、既に萬般の準備が整ひ、夜を日に亞いで其の抱負なり政見なりを選挙人に周知徹底せしめ、最後の榮冠を贏る爲に多忙を極めて居られることと思ひます。一般有権者の御手許にも候補者なり其の知友なりからの政見文書や推薦状が相次いで來ることでありませう。又演説會の通知状等も次々にやつて來ることと思ひます。

此の秋に當りまして、一般有権者としては如何に考へ、如何なる心組を持つべきものでありませうか。時折聞くことではありますが、選挙は候補者が勝手にやつて居ることであつて、自分途有権者には一向關係のないことである、頗りて手紙や印刷物を送つて寄越すが、どうせ讀む氣はないし、之を歸末するのみに手掛を大だと云ふやうな話だとか、選挙の規則は大變嚴重で口を一つ利いても違反になるぞうだし、殊に此の頃は選挙監正と言ふことで警察が大變入差しいぞうだとか、先づ兩らぬ神に崇なし、選挙の事には目をくれぬに願ふと云ふやうな話とかを例ふのであります。口に出して言はない迄も其のやうな氣持を持つて居られる方は必しも少くないのではないかと思はれるのであります。併しそれと果して宜しいものでありませうか。

選挙は決して他所事ではありませぬ。國民自らの選挙であります。國民が立派な人を選んで之を政壇上に送る、之が選挙でありませぬ。候補者或は運動者も此に掛かれ、或は又憲正運動の手上、進まぬや否や投票所に足を運ぶと云ふが如きものではありませぬ。況んや選挙を殊更に回避し之を遠ざかめんとするが如き營のものではありません。

選挙は、更めて申す迄もなく、立憲治下に於ける國民の最も重要な権利であり且義務であります。我々の報國の至情と愛國の熱誠とは正に此の秋に並らなければなりません。我々の赤誠を込めた一票に依り、眞に國民の代表たるべき立派な人物を選出し、此の一票に依つて統治の大業を實現し奉るのであります。國家非

當の秋我が志願なる軍人が若きとして一死君國に奉ずるとは同じ心を以て、此の一票を通じて、國民は自己の全權と未練とを、君國に捧げるのであります。候補者の如きも、自ら進んで其の人格意見を知らしめ、最も適當なる人を選んで、之に一票を投ずべきものであります。一日忙しく働いて貯つたならば、ゆつくり寛いで、家族と共に樂しむ時を過し度いのは、人情でありませうが、其の時間の一部を割いて、近所の演説會を開きに行くもよいでありませう。仕事の餘りを見て、或は又勤人の方であるならば、出勤途上の電車の中で、政見文書や推薦状を讀むことも出来るのであります。或は又自己の信賴し教服する立派な候補者の爲には、推薦状を差出して、其の當選を援助することもよいのであります。之位のこととは進んでと思ひば、進めぬことではありませぬ。國會を良くしなければならぬと云ふことは、之は誰しも異存のない所でありませぬが、其の議會はどよりも直さず有権者の投する各一票に依つて作られるのでありますから、選挙人の自覺と努力とを措いては議會を良くすることは絶対に不可能なのであります。

ところが過去の選挙を顧みますると、必しも理想の選挙ばかりは行はれませんでした。時代に依りましては選挙は黄金の力に支配せられ、或は政黨因縁に左右せられて正しい國民の意思が選挙の上に現はれなかつたのであります。冷淡とか無關心とか云ふのはまだ良い方だと云ふが如き時代もあつたやに承知致します。此の如きは我々臣民の協力精銳に依り益々帝國の丕基を鞏固にし國家の隆昌と國運の伸張とを圖らんとして立憲の制を定め給ふた、明治大帝の大御心に對し奉つても誠に恐れ多い次第であります。而して選挙の弊害を除去致しませうに付ては、幾度か法令の改正が行はれました。不正行為に對する處罰の規定は次第に整頓し且嚴重にせられました。選挙運動に付ても大正十四年普通選挙法の制定に當つて、極めて周密な取締規定が設けられました。ゆみならず候補者の並立に依る競争の激化、それに伴ふて起る各種の弊害を避けます爲に候補者の如きも設けられたのであります。元來から申せば選挙人は自由に誰にでも投票し、必しも自ら立候補を名乗つて出て運動をする者でなくとも當選せしめることが出来るやうにするのが至當でありませうが、選挙界の貧乏からすれば、選挙の弊害を除く上に於て或程度選挙人の自由を束縛するところの候補者制度の如きを設けることも既に己むを得なかつたのであります。此の如くにして法網は次第に密に、弊害防除の方策は法令の上には次第に整備せられて来たのであります。併し之に依つては選挙界の淨化を期することは出来なかつたのであります。何ぞでありませう。

申す迄もなく法の運用に於て改善すべきものがあつたり又一面國民の自覺に足らぬ所があつたからであります。かくて議者の間には選挙、延いて政治の腐敗を憂き、憲政の前途を憂慮する者を生じ、一部過激の分子には議會政治否極の聲を挙げた者を生じた次第であります。誠には國家の前途の爲に深く憂ふべき事案であつたと首はなければなりません。

幸にして、昭和九年改正選挙法の施行を前にして、昭和十年春以來選挙改正の爲に一大國民運動が興されることとなつたのであります。官と民とを打つて一丸とし、中央地方を通じて、有りて有らざる人士を網羅し、國民の全知全權を職員して選挙改正の爲に一大覺醒運動が興されたのであります。官公廳に在る者は因より、國民の有力者は一致して協力する。政治家、教育家は言ふに及ばず、宗教家も、事業家も、凡そ社會の指導者たる者は盡つて之に協力する。青年も婦人も、果ては可憐な小學校の兒童迄も之に参加した。眞に國を舉げ得る未曾有の大運動に進展したものであります。かくて昭和十年の秋全國に涉つて行はれた府縣會議員の總選挙、更に昨年行はれた衆議院議員の總選挙には成績の見べきものがあつたと確信致します。之は我々關係者のみの見方ではありませぬ。議者の善く認むる所でもあります。當時のことを顧みますれば、半寸の高踏を達した老人が息子を助けられて投票所に赴へたと云ふやうな話は所在に之を聞かぬのであります。所に依つては之に刺戟せられて全部落が擧つて投票に赴いたと云ふ話も聞かれます。立會人と爲つた責任上病軀を押して投票所の邊に當り、責を果して歸宅すると共に不幸遂に歸らぬ客と爲つたと云ふが如き敬服すべき殉難の士も生じました。無業高齡の人が選挙權の行使は國民の義務であり平時に於ける忠君愛國である所以を聞き、自己の信する候補者の氏名を何日も掛つて手習し、投票所に赴いて報國の一票を投じた例もあつたのであります。又或所では投票日の前日豪雨の爲橋梁が流失したので、部落の人々が遠く山越で六時間餘もかゝつた上ピシヨ瀧と爲つて投票所に迫り着き、芽出度く國民としての務を果した事實もあつたのであります。或地方で名の響いた或選挙ブローカー、選挙ブローカーと云ふのは言葉が悪いのであります。普通には選挙ブローカー、選挙ブローカーが、若人の眞正講演會でブローカーの最も排撃すべき選挙界のパチルスである所以を聞いて感銘した妻女に陳められ、断然不正運動から身を引いたと云ふ實話もあるのであります。又學校で校長先生に選挙の大切なことを聞いて歸つた娘さんに勧められて、「選挙は餘計なことだ」とばかり今迄一度も投票したことのなかつたお父さんが、前回の選挙には初めて投票所に赴いて一票を投じた

云ふ話も聞いたのであります。其の他之に類する話は幾らも聞いたのであります。私共は選挙公正運動に依つて國民の自覺は大いに進められたと思つて居ります。固より充分の所を行つたとは思いません。選挙違反の如きも、一昨年の府縣會議員選挙、昨年の衆議院議員選挙、共に相當の教を見たのであります。選挙は未だ公正公明になり切つたとは思われません。況んやより良き議員を選出し議員全體の素質を向上せしめると云ふことは何等容易のことではありませぬ。併し乍ら能はずは御互に手を取つて努力を重ねますならば必ずや挫折に達することと出来ませうし、又之より外に目的を達する途はないのであります。選挙界が腐敗して居たとすれば、それはやはり國民全體の罪であります。従つて國民自らの努力に依つて之を是正しなければならぬのであります。何分多年の風習のことでもありますから選挙の不正はさまで悪いこととは思はぬ人もあつたかも知れません。選挙違反で検挙せられるものは兎難である。強ち自分一人悪いことをしたのではないが、選挙く自分丈が引掛つたのだと云ふが如きことを言ふ人も過去にはあつたと思ひます。或はもつと極端なものになると、選挙違反で處罰せられるのは名譽である。前科何犯かの肩書が付かなければ輪が利かないぞと云ふ飛んでもないことを言ふ人もあつたと云ふことでもあります。此の如きは全く沙汰の限りであります。選挙は我々の選挙であり、一票は我々の君國に盡す貴重な権利であり又義務であります。此の一票をなほざりにすることは國民としての権利を盡り義務を缺いたものでありまして、愛國奉公の精神を疑はれても致方ありません。況んや之を私の情實因縁に借用し、或は之を金錢に換ふるが如きことは誠に許すべからざる罪惡であり、立憲國民として最大の不禮儀であり、恥辱であります。此の點は國民として篤と考へなければならぬ所であると思ひます。

扱て選挙公正運動に付きましては世間にも多少の誤解を生じたように思ひます。例へば選挙公正運動の結果取締が嚴重になり過ぎて、些細な形式的違反も容赦なく検察せられる。又社交儀禮の範圍に屬する行為として會議上は何等差支ないやうに思はれる行為までが違反に同はれる。これでは危くても手も足も出ない。國民は長給して仕舞つて選挙界が陰鬱になつて仕舞ふ。こう云ふ風であつては選挙公正運動も考へ物であると思ふやうなことを聞きます。此の話にも御尤な點がありますが、これは選挙公正運動と選挙取締とを混同なされた議論ではないかと思ひます。固より公正な選挙の取締と選挙公正運動とは、何れも選挙界の公正淨化を目的とするものでありまして、其の目的とする所が同じであるし、又選挙公正運

動が叫ばれたと同じ心持が元になつて公正な選挙取締が要求せられ且實行せられることとなつたのはありませぬ。事柄としては二つの事は全く別物でありませぬ。選挙公正運動は決して善後權、即ち官權に依り權力に依つて不正を防止しようとするものではありません。國民の良心に訴へ、國民の道義心に頼つて選挙の自由公正を圖らんとするものであります。國民の自覺を促し國民の道義心、其の公共的精神を強化向上せしめまして、之に基いて國民自らの善後と法律とに依つて選挙界の腐敗を排除し公明な選挙を行はうとするものであります。従ひまして選挙公正運動に於ては、獨り官廳のみならず民間の凡ゆる分子の協力を求め、相携へて其の目的を達成せんことを努めるのであります。權力の威壓に依るに非ずして國民の覺醒に依り國民の意思に依つて其の目的を達成せんとするものであります。でありますから、選挙公正運動は國民の覺醒運動であり、廣い意味の政治教育、公民教育の運動であります。此の點は充分御了解を願ひ度いと思ひます。尤もかく申せばとて選挙取締の方はよろしくなかつたと申すのではありませぬ。選挙法令の嚴正な運用と云ふことは選挙公正運動と相俟つては必ず必要なことでありませう。従前は法令はあつても必しも嚴正に執行はされなかつたのであります。従前は、官廳を強めて言へば、法はあれども無きに等かつたのであります。其の爲幾度か法令は改正せられたに拘らず、殆ど效果の見えなきものなかつたのであります。従ひまして法の勵行と云ふことは必要であり又當然でもあるのであります。何分一昨年の府縣會議員選挙の際に改正法令を初めて運用したことでもありますが、取締の方としても取締られる方としても幾分價れない點があつたかも知れませぬ。又普通當然の取締を行つても、其の前を元にして考へれば幾分嚴正に感ぜられたかも知れませぬ。唯若し多少でも會議に合はぬ點があり、取締を缺く所があつたならば充分反省して是正する必要があると思ひます。此の點に付ては充分考慮せられて居ることであると思ひます。

次に又、選挙公正運動に付ては皆ては政府も熱心に努力したが、今はどれ程熱意を持つて居るか疑問であつて、その本氣になる譯にも行かぬ。あれは一時の流行であつて、今はもう下火になつて仕舞つたのではないかと云ふ風な話を伺ふことがあります。これは大變な御考慮ひであると思ひます。元來選挙公正運動は政府の爲、お上の爲に之を行ふものではありませぬ。國民自らが自分達の選挙を自分達の努力で淨化し向上せしめようとするものである筈であります。成程公正運動の口火を切つたのは政府でありませう。併し政府の如何に拘らず、各場合に依つては政府に對抗しても公正の努力は續けて行かなければならぬのであります。

て、即ち憲正運動は國民自らの運動として成育し發展せしめなければならぬのであります。従ひまして之に付ては政府の態度を氣にする必要はないのであります。事實を致しましては現内閣も選挙正に付ては充分の熱意を持つて居るのであります。此のことは去る五日に行はれた地方長官會議等に於ても充分に政府の意のある所が示されて居ります。それを持つて進むも政府が衆議院の解散を案した理由から言つても當然の結論であるやうに思ひます。政府は國民の公正なる良心に訴へ私を演じて公に殉ずる眞摯にして愛國の精神に富んだ人士の一人も多く選出せられんことを切望して居るものであります。それは恰も選挙憲正運動の趣旨と合致するものであると思ひます。

かやうな次第でありまして、政府も選挙の憲正に付ては充分の熱意を持つて居ります。又一面民間方面に於ても之に付て熱心な努力を傾けて居られるものが少くないのであります。一般國民も致しまして、過去二年に渉る努力に依つてやうやく此所迄進みつけたものでありますから、此所で氣を緩めては相成りません。相携へて公正明瞭な選挙が行はれますやうあらん限りの力を致し度いものであると思ひます。

申す迄もなく我國現下の情勢は内外共に頗る重大であります。此の秋に當り國政會議の重責に當る議會には眞に國民の敬服する人格意見共に際れた人々を選出しなければなりません。而して之を送る者は、他ではない國民自らののであります。何卒充分の御注意あらんことを切望して已まない次第であります。

總選挙の取締に就て

内務省警保局長 大村 清

普衆須承知の通り近く衆議院議員總選挙が行はれんとして居るのであります。私は此の機会に於きまして立憲國民として貴重なる選挙権を行使せられまする皆様方に對し今次の總選挙取締に就て警察の心構等に就て概略申し述べて置るの御理解と御協力とを得たいと存するのであります。

選挙憲正運動が一昨年來官民一致の非常なる努力に依つて全国的に行はれ選挙界の弊風を廓清する上に少からざる効果を収め得たのであります。私は選挙界廓清の爲に協力一致多大の努力を捧げられたる國民各位に對し深く敬意を表するものであります。此の選挙憲正運動が行はれる様になりましてから後に進行せられた道府縣會議員の選挙並衆議院議員總選挙の跡を見ますに眞固なる選挙憲正運動が漸くその効果を顯し國民の間に正しい選挙を行はんとする氣運が濃厚

た動きましたる爲選挙界を汚濁すること最も甚しき選挙不正の類は概ね其の影を没します。然るに悉きに其の實績を檢討致して見ますと買収其の他の諸買収罪が仍ほ相當多数に上つて居るのは寔に遺憾に存するのであります。御参考迄に當時の犯罪統計を申述べますと、昭和十年全國大多數の府縣に於て行はれましたる府縣會議員の選挙に於きましては買収、利害誘導等四、九四七件、人員に致しまして一三、〇一四人といふ様な多数に上つて居ります。

又昨年の奉行はりましたる衆議院議員總選挙に於きましては買収、利害誘導等二、八二二件、人員に致しまして二、六二〇人といふ様な多数に上つて居ります。此の数字は無倫當局の取締に依つて社會の表面に現はれましたるもののみでありまして又今後と雖も官民協力して選挙の憲正に益々努力を續けねばならぬとの感を深からしむるものであります。何が故に斯くの如き犯罪が多数發生したのであるかといふ事を考察致しまするに選挙界に於ける弊風は多年に亘つて因習付けられ、選挙に對する道義の精神が一部國民の間に失はれて居り、爲に選挙が常に金力や権力に依つて左右せられて居つた所に大きな原因が存するのであると認められるのであります。選挙界を廓清する爲には全國國民の御協力を仰たねばならないことは勿論であります。警察も亦其の本來の職責から此の弊風を一掃する爲に邁進せねばならないのであります。そして眞に正しい選挙を行ひまして國民の期待に副ひ非常時局を撥任し得る有爲の人材を議會に送らねばならぬと存するのであります。

今次の總選挙に當りましては警察としては先づ違反行為の防止に意を致しつゝあるのであります。

警察は選挙法令の趣旨精神とする所が恰く國民の間に理解せられまして、法を知らぬに罪に陥る人々の無い様に努めて居るのであります。内務省に於きましては今回「選挙運動の心得」を題する小冊子を有権者二人に付て一冊といふ割合を以て八百萬冊を印刷し全國に配布しますと共に凡ゆる機會を捉へて違反防止の爲に出來得るだけの働きを致して居ります。又地方に於きましても議員候補者及選挙運動者の市會台を開きまして違反なき様に努めますと共に、ビラ、ポスター等を配布し其の他種々なる方法を講じまして夫々の違反の防止に努めて居ります。でありますから選挙運動に關はる人も又然らざる人々も

選挙に關して判らぬ事が御座いますれば御座成なく、收寄の警察なり道府縣の警察部なり又は内務省の警保局なりと御同合せ下さる様此の場合にお願ひ致して置きます。此の如く警察は違反防止のために努力致して居りますが結局は國民各位の政治的自覺に待たざるが自戒せられて法に觸れないことを切望するのであります。警察はひたすら國民の良心に訴へ違反防止の責を擧げたいと念願致して居る次第であります。何ふか議員候補者、選挙運動者に於かれては先づ自ら不正運動を行はざること迄を致されますと共に選挙人に於かれても亦選挙の理想を達成するの熱望を以て買収其の他の不正運動者をして采せしめない様充分注意して致したいのであります。

選挙が公正に行はれまする爲には克く法令を守つて欲かなくてはなりません。當局は今回の総選挙に當りましても法令の運用に充分留意致し社會の實情に即したる取締を行ひ、純眞公平なる選挙運動の勢を殺ぐが如きこと無き様一段と注意致すことに相成つて居るのであります。選挙法は選挙の自由公正を害する各款の行爲に對し、嚴重なる規定を設けまして種々なる制限を附して居ります。殊に現在の選挙法は昭和九年に改正せられまして選挙費用の制限や選挙の機会均等の趣旨を貫く爲に新しい制限が附加せられたのであります。此の新選挙法は御承知の通り一昨年の府縣會議員選挙並昨年之衆議院議員選挙の二大選挙に於て初めて其の適用を見ましたが其の結果は規定が複雑であるとか取締がやかましく過ぎるとか色々な非難が起つたのであります。而して「觸らぬ神に祟り無し」等といふとんでもない言葉まで生れて來たのであります。成る程世間で申しまする様に選挙法といふものは、可成り複雑な規定を設けて居ります。然し規則の根本は極めて簡單でありまして決して複雑なものではありません。從來選挙の行はれまする度毎に國民の間に一種強苦しい空氣が漂ひましたる原因は選挙に對する國民の理解が不足致して居りまして選挙法の複雑難解と警察の取締といふ方面のみが國民の氣持を支配して居た爲に外ならぬと思ふのであります。内務省に於きましては此等の點に鑑みまして法令の運用に就きましても又警察の取締態度に於きましても前申した通り十分注意致して従前のやうな批評の起ることなきを期しつつある次第であります。若しも皆様方の中で選挙運動に關係すると違反に引懸つて警察に行かねばならぬ等と、よく世間で申しまする不安な氣持を抱いて居られる方がありましたならば只今より其の氣持を取り去つて宜きものであります。選挙を行ふに當りましては議員候補者は自分の抱懷する主義主要政見といふものを思ふさま發表して國民の批判を乞ひ、國民は亦情實困難等の個人的きづなき

離れて、全く自由な地位に立つて公正なる判断により眞に自分の信賴する國民の爲に役立つ人を選ばなくてはならぬと思ふのであります。従つて選挙といふものは自由公正を尊ぶと共に何人も同一の機會と平等の條件の下に選挙運動が出来なければならぬのであります。

法律はこの目的のために色々な制限を設けて居るのであります。選挙運動を爲す人々は此の地に立つて克く選挙法を御覽になり制限事項を瞭解して居られましたならば違反に問はれる様な事もなく安心して運動を行ひ得るのであります。私共が從來承つて居ります所に依りますと各議員候補者が過去の選挙に於て費消致されましたる運動費用は法定の制限を遙かに超過致して居つたものも尠くなくかつたのであります。之等の金は主として買収其の他の不正運動の爲に使はれたと言ひ得るのであります。選挙界を腐敗せしめたそもこの原因といふものが此處に在ると言ひ得るのであります。選挙界に於て斯くの如き状態が何時になつても止まないといふ事でありましたならば選挙の公正を測ふ事は到底望まれません。資金を豊かに持つて居ります者は、選挙運動上常に優勢なる地位を獲得し、其の資金の乏しい者は人格讓見に於て勝つて居りましても常に不利なる地位に立つて苦しい運動を行はねばならぬといふことは不合理な事と申さねばなりません。でありますから選挙法は選挙運動の方法を主として言論文書に依る公正なる運動に限りまして不正なる金力に依る運動即ち買収等の行爲に對しましては重い刑罰を加へ嚴禁致して居るのであります。又選挙運動の爲に費用すべき費用の最高限度をも定めて居るのであります。而して候補者、選挙事務長又は選挙運動の事實上の總括主宰者である人が買収犯罪を犯して刑に處せられましたる場合に於きましては其の候補者の當選を無効とするといふことになつて居るのであります。選挙運動は明確潤達に行はねばなりません。又選挙は自由公正なるものでなければならぬのであります。皆様は選挙の意義と選挙法の精神を克く理解せられまして明瞭にして公正なる選挙が行はれまする様に御協力下さいませず御願ひ致したいと存じます。

私共職を警察に奉じまする者は買収等の如き惡質の選挙犯罪は何うしても選挙界より一掃せねばならぬと存じて居るのであります。そして選挙運動を主として公正なる言論、文書に依るものに限らねばならぬと思ふのであります。でありますから演說會に於ける言論や政見を記載したる文章等は不法濫用と互らざる限り努めて其の自由を尊重致す所存であります。

選挙が情状困難に因つて行はれる殊に投票が健全其の他の利益に依つて買収せられざる間は選挙の公正を期することが出来ません。就中投票の買収は選挙の道義に背反し立憲政治の發達を阻害する事、究に大なるものがあります。又投票の買収に依る選挙費は政治資金を中心とする各種犯罪の動機となつて居るときへ言はれて居るのでありまして買収等の買収犯罪の政界に於ける諸弊の根源であると謂ふも過言ではないと存せられるのであります。

現在の我國に於ける選挙界の實情を見ましては、私共は選挙公正運動と相併行して買収犯罪の徹底的取締を行ひ、一日も速に選挙界を肅正し政界を淨化し、眞に正しい國民の意志が政治の上に反映することを期待して止まないものであります。警察當局が其の本來の使命に従つて選挙界腐敗のために買収犯罪の取締に専ら其の力を致して居りますのも之の爲であります。最近選挙界に於て警察官に對する美辭を喧しくなつて参りました結果一部の人々の間には警察は平心を加へて選挙取締を緩和するのではなからうかといふ様な噂さへあるのであります。

其の爲か何うかは判つきり申し上げられませぬが選挙を穢む物にする所謂選挙ブローカー其の他の不正運動者が選挙公正運動に依つて一時其の影を潜めて居りましたにも拘らず最近再び社會の表面に現はれて來た様に感じられるのであります。其の一つの例と致しましては去る三月十六日に行はれました東京市會議員の選挙に於きましては買収利誘誘導等が一七八七人員に致しまして八二二人、其の中裁判所の強制處分に依りまして收容せられたる者が五六六人といふ様な多數に上つて居るのであります。

之は選挙界肅正の氣運極めて濃厚なる際にあきまして一般國民の期待を裏切ることの顯著なる實例の一つであります。警察は勿論權力の運用を慎まねばなりません、又選挙の自由公正と機會の均等を紊る様なことのない様に飽く迄も厳正公平なる態度を以つて選挙の取締に臨まねばなりません。

私共は正しい上にも正しい態度を以つて選挙の取締に當り國民の期待に副ひたいと堅く決意致して居ります。

然しなほ選挙界に買収の犯罪が行はれますことを受見致しましたならば容赦するところなく斷乎たる取締を致します之は警察の當然果さなければならぬ職責であるのであります。

以上申し上げました事を要約致しますれば警察は先づ第一に選挙犯罪の未然防止に努め選挙法令の運用に意を致して選挙の明朗に行はれん事を期し買収等の買収の犯罪に對しましては選挙公正運動と相呼應して徹底的に取締るといふこと

であります、我邦は且下陸めて多難なる時局に際會して居るのであります、國民は舉つて我國憲政の健全なる發達に寄與せられねばならぬと存するのであります。警察に於ては社會の一部の人が傳へますが如くに、其の態度に動搖を來し士氣が衰へた等のことは絶対に在りません。

警察は對下の重大なる時局に際し其の責任を果すに充分なる士氣と信念とを持つて居ります。益々士氣を鼓舞し警察精神の神髓を發揚致しまして其の本來の使命を果すに最善を盡す覚悟で居ります。従ひまして今次行はるる總選挙に於きましては警察は一體一派に偏して其の取締を二三にするが如きことは絶対にありません。買収犯罪は黨派の如何に拘らず徹底して取締る所であり、警察はどうか今次行はれまする總選挙の取締を行ふ警察の眞意に對して充分なる理解を持たれ込んで其の職責を果し得る潔淨精力を御願ひ致す次第であります。

選挙と國民

司法大臣 鹽野季彦

今日、我國民は從前に比較致しますと、餘程政治的自覺が進んだやうであります、それでも尙、選挙になりますと、之を不必要に危險視して敬遠したり又又は自分の生活と何の關りも無いものとして、無關心の態度を採る者が尠くないのであります。選挙を怖れる者は一昨年來選挙の取締が、苛酷であるとの風説に、効えた爲と思はれるのであります、世間の話題に上つた事柄は、多くは單なる噂話か、又は針小棒大に話がつたものであります、選挙法はしかく苛酷な法律でもなければ、當局はしかく非常議な取締を致して居るものでもありません。親子兄弟の間でも、候補者の品定め如き選挙の話も禁物だと云つたやうな態度は、折角國民に與へられたる大政翼賛の途を塞ぎ、之を暗くするものであります、立憲政治發達の上から云つて、誠に憂慮に堪へないのであります。

選挙に冷淡であるのは、政治と生活との關聯を正しく認識しないばかりではなく、選挙の持つ重大な意義を明瞭に理解しないからであります、政治は生活であります、政治は拍象的に議論を圖はす爲のものではありません、政治は生活其のものを取扱ふものであります、生活を離れて政治はないのであります、我々全國民が各自此の貴重なる一票を正しく使ふ時は此の一票を無駄に捨て去る時に較べて、遂に國民生活の内容を豐富ならしめることが出来るのであります、此の點より見ましても、國民は選挙に無關心であつてはならないのであります、のみならず、選挙は一般國民が政治について、仰奉公申上げる事の出来る唯一の方便であ

又まして、憲法草案の三條を各自の持てる一票に表はすことが、日本臣民たる者の道であり義務であります。

長くも明治天皇は既に立憲の大義を御説明あらせられ、明治二十二年憲法を發布遊ばされて、立憲政治の基礎が確立したのであります。天皇親政を本義とする我國に於て「萬機公論ニ決スヘシ」との大御心に依り、茲に大政實質の途が拓かれたのであります。であるから、我々國民は此の聖旨を奉教し、官民協力、打つて一丸となつて、立憲政治の完成に渾身の努力を致さなければならぬのであります。

然るに、甚だ遺憾なことには、此の立憲政治の基礎を爲す選挙といふものが、我國に於ては永年幾多の情弊に陥れ來つたのであります。此れが爲、政界に兎角の忌はしい問題が起り、延いては、政治の停滞は叫ばれ議會の信用は薄らぎ遂には議會制度を否認して、極端な直接行動を取てする者が、致次難を接して起るに至りましたことは、皆さんのよく御承知の所であります。今日、非常時局の國內的主要原因の一は、實に此の選挙界の腐敗に在つたと云つても、致て過言ではないと思ふのであります。然るのみならず、現下の時局は、内外共に、誠に多事多難であります。一割も不安を許さない状態であり、若し、不幸にして國民が此の重大時局に對する認識に欠くところがあつて、政治は否感依然として、大局を忘れた争を繰り返すやうなことがありましては、必ずや、悔を百年に始さねばなりません。此の故を以ちまして、我々國民は此の限りに選挙の持つ重大なる意義に深く思を致し、各自は其の一票を誇く正しく用ふことに依り、立憲政治の完成に寄與せなければならぬのであります。各自が、現下の時局をばつきり認識し、此の際一切の因縁情實を捨て去つて、誠私奉公の誠を以て一意、國を憂ひ公に盡す遠慮なき選挙の士を返出することを出來ますならば、新舊日本の政治の基礎が茲に定まるのであります。

尚、我國に於ける立憲政治は、外國のそれとは自ら異なるものであることを、よく國民に考へてもらふことが必要と思ひます。外國の如く、主權は、民にあると云ふ思想から出たものでないことは申す迄もありません。

議會は國民全體の意のある處を明らかにすることによつて、萬世一系の天皇の御統治を輔翼し奉る處であります。

従つて、精忠の士を選出して、天皇の御統治を輔翼し奉ることが第一に必要であつて、其處に日本の政治の特長があり、力量があるものであります。

國民全體が、此の自覺の下に、今回の選挙に臨みますならば御野協力の選挙界

の如きも、劃期的の成績を挙げ得ると思ふのであります。かくして、明らかなる政治の途は拓かれ、茲に大政實質の途を挙げ、憲法に應へ奉ることが出来るのであります。今回の選挙に當り、特に國民の自重を切望する次第であります。

選挙違反について

司法省刑務局長 松阪廣政

數年來選挙公正と云ふことが盛に呼ばれ、正しく選挙権を行へ、違反するなと云ふ聲が全國の津々端々迄も行き互り國民全體が選挙の公正と云ふことに非常なる注意と努力を捧ふ様になりましたことは誠に喜ばしいことと存じます。

然し選挙違反が猶ほ絶ゆる事なく、選挙運動の盛なりし昨年の衆議員議員総選挙に於きましても全國に於て一二、一二人と云ふ多數の人が選挙違反の件で起訴せられ、それぞれ處分を受くるに至つたことは誠に遺憾なことであり、又今回の東京市會議員の選挙に照しましても、本日迄(十九日)に選挙違反として検舉された人々が一九三九人の數に上つて居るのであります。これらの違反の數から申すにまだ、府正の徹底を期することの必要を痛感致すのであります。此の點に於て更に一段と府正の爲國民一般の努力を必要とすることと存じます。世間では衆議院議員選挙法の規定が、甚だ複雑であり素人には判り難い點もあるので、規則が新様な有様では何人もうっかりすれば違反に引懸るであらう、選挙は甚だ危険なものであると云ふ風に考へる方もある様であります。

なる程、衆議院議員選挙法には其の第十二章に罰則と題しまして、二十九箇條の規定を掲げて種々の行為に罰則を科して居り、此の罰則規定は府縣會議員の選挙や市町村會議員の選挙にも大部分が準用せられて居るのであります。其の規定の中にはなる程相當判り難い規定もあるかと存じます。

然しこれも選挙を自由正しく公平に行はんが爲に種々なる制限を設けた結果でありまして、六ヶ敷い規則と云ふのも多くは選挙運動に關する規定でありま

す。従つて候補者として立つた方や、其の事務長となつた方や或は選挙委員に選任せられた人は自ら選挙運動をするのでありますから、これ等の方々こそは相當に能く選挙法に罰則規定を承知して置く必要があり、單に常識のみで判断して良心に恥ぢぬ悪い行動さへなければよいと云ふ考へのみで行動すると、意外なる失敗を招き自分の虚授する候補者に対しては迷惑をかける様な危険さへ生ずるのでありますから、充分の注意が肝要と存じます。然し乍ら選挙運動をせぬ一般の

選挙人の方々は自分の良心に従ひ御腕の爲に遊ぎ一系を自己の欲する候補者に投ずると云ふ心掛けをしなければよからぬので、意識的に考へて不都合なことと思はれることさへせなければ、決して選期に關するやうな心配はないのであります。選挙法の規定は決して恣意なき有権者を濫りに處罰する様なことではないのでありますから、少しも心配する必要はないのであります。一體選挙法の選期の狙つてゐる目的はどこにあるかと申すと、口には申せば選挙の自由と公正を他くまで保障しようとてこの自由と公正を害する行爲、害する危険のある行爲を爲さしめざる種種の云々を科して、これを禁絶し選挙が自由と公正と云ふことには候補者の方面から申せば、候補者をして社會の公安を害せざる限り自由と公正と云ふことは選挙の自由と公正と云ふことを、選挙人の方面から申せば、選挙人をして自由と自分の可なりと信する候補者に投票せしめ、投票に付て何人からも票附をせしめざることとあります。

従て此の自由を著し不正の票附を加へる行爲に罰則を科して、これを禁するのが即ち選挙の罰則規定であります。候補者が其の政見を發表し自己の抱ける主義を選挙民に訴へる方法は、専ら文書や演説(演説)に依らしめ其の以外の方法即ち、選挙人の個人々々に面接したり、兵勇訪問をしたりすることは情實に依り選挙人を不正に動かす虞れありとし、これを嚴禁してゐるのであります。文書や演説會に於ても費用の節約其の他の理由から色々と細かい制限規定が設けられて、其の制限に違反すると處罰されるのであります。即ち言論文章と雖も無制限に許されてゐる譯ではありません。

一般の人々は選挙委員でなくとも演説會に出て演説演説を爲すことも、又推薦状を出して自己の好む處の候補者を推薦することも出来るのであります。演説會を開いたり、推薦状を出すことになりますと、今申す通りこれには色々の制限規定がありますから、よくこれに注意して規則を守る様心掛けねばなりません。若し一般有権者の方々がこれ等所謂第三者運動をせずに、單に投票だけをする考へならば選挙法の罰則は、決して六ヶ敷いものでもなければ、怖ろしいものでもありません。

一般選挙人は自己の良心に訴へて、自由に自己の欲する候補者に投票すればよろしいのであります。當該で判斷して悪いと思はれる行ひさへなければ、決して

て選挙規則に觸れるものではありませぬ。どうか安心して遊ぎ一票を好む候補者に投じて頂きたいのであります。然し念の爲に此の選挙人として心得て置くべき違反行爲とはどう云ふ事柄かと云ふことを、これから大體書き添へておきます。

一、先づ投票に關する心得としては、

(イ) 先づ第一に注意すべきは選挙の前後を問はず選挙に關連して金や品物を賣つたり、買取られたりしてはならぬことである。賣ふことが悪いばかりでなく買ふ約束することも悪いのであります。又金や品物許りでなく法律には「金錢、物品、其の他の財産上の利益若しくは公私の職務の供與を受取又は買取を受け若しくは之を要求し又は其の申込み承諾したるとき」と規定して居るのであります。

この金錢を賣つたり買取られたり受けること云ふことは此等の利益を得て、自己の良心を賣ることであり選挙の投票を、金で買取らるゝことでもあり、選挙の公正と自由を害する事最も甚だしいものであります。従つて選挙違反中に於ける最も惡質のものとして、特に深く禁絶せなければならぬことがあります。

この違反がなかなば選挙違反の目的は八、九分通りは達成せられたと申して宜しいのであります。道徳ながら昨年衆議院議員總選挙に際しましては、この違反の爲めに起訴せられた者が、全國で七、二四五人の多數に及んで居るのであります。

イギリスでは以前はやはり此の違反が多くて其の弊害に苦しみ、非常なる苦心と、國民の自覺自勵の結果今日では此の弊風が無くなり肅正の實を擧げ得たことは有名な事柄であります。我國に於ても是非この弊風のみは、速かに絶滅したいものであります。

(ロ) 投票に關する違反の第二は、自分の關係ある學校、神社、寺院等の特殊の利害關係を利用する誘導に處じてはならぬこととあります。

有権者がその子弟等の通學して居る學校へ、候補者から金を寄附して買ふとか、有権者が氏子である神社或は檀家であるお寺へ候補者から品物を寄附して貰ひ、その代り其の候補者に投票すると云ふ様なことが、この違反となるのであります。これ又選挙人自身が直接利益を得る譯ではありませぬが、斯様な特殊の利害關係を利用することは、これ又選挙を公正に行ふ所以ではありませぬから、法律はこれを禁じてゐるのであります。

その他選挙人の町村の道路を設けて買ふとか電車を敷いて買ふとか云ふことを條件とに、投票に應ずるとも此の利害關係の誘導に應ずることになるので

- あります。法律には「選挙人に對し其の者又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附其の他特殊の直接利害關係を利用したる誘導に應じたる」と規定して居るのであります。
- (ハ) 第三には氏名を詐稱するか、其の他詐欺の方法を以て投票してはならぬこととあります。これ又申す迄もないこととあります。
- 二、次に投票所に於ける心得として
 - (イ) 第一に選挙に際し銃砲、刀剣、棍棒等の兇器を携へて投票所や、開票所へ進入してはならぬこととあります。これを携へて入ると刑罰に處せられます。
 - (ロ) 第二には投票所に於て他の選挙人の投票に干渉してはならぬこととあります。例へば傍に居る選挙人に候補者の氏名を教へたり、氏名の書き方を教へたりするなどの語句に拘れることとあります。
 - (ハ) 第三には他の選挙人が投票用紙に書いて居る被選挙人の氏名を知る方法を行つてはならぬこととあります。例へば隣りに居る選挙人の投票用紙に書いてある候補者の氏名を盗み見ると云ふ様なことが、これに當るのであります。これは投票の秘密を犯すこととなるから法律はこれを嚴禁してゐるのであります。
 - (ニ) 第四に投票所又は開票所で騒いだり、器物を故意に破壊したりすることも本罪となるのであります。
- 三、次に演説会場に於ける心得としては、
 - (イ) 第一に演説の妨害をしてはならぬこととあります。演説会場で大衆を發して騒いで邪魔をするとか、電灯を消して妨害をするとかこれに當るのであります。
 - (ロ) 第二に演説会場へ集まる人々の集合を妨害してはならぬこととあります。今日演説が、遅めになつたなどと嘘を云つて集衆を途中から歸らせるとか、あんな舞士は面白くないから歸に行くな等と云ひ、妨害するのがこれに當ります。
 - 四、次に候補者に對する心得としては、
 - (イ) 第一には候補者の身分、職業又は経歴に關して嘘の事を公にしてはならぬこととあります。
 - (ロ) 第二には當選妨害の目的で候補者に關して一切嘘の事を公にしてはならぬこととあります。
 - (ハ) 第三は候補者に對して身體に暴行を加へたり又は威力を加へたりしてはならぬこととあります。

柄は何人が考へても、當該あり良心ある人ならば、悪いことは判り切つたこととあります。

世間では違反行為に付て色々と言ふが、非常識な噂話が行はれてゐます。道傍に倒れてゐた選挙の立看板を、通行の邪魔だから起してやつたりそれが、勞務の提供だと云ふので違反に問はれたとか、或は演説会場で出會つた懇意な友人の爲に下駄を揃へてやつたのが違反であつたか、勞務提供と云ふことには、大分神經を悩ました種々の話があつたことを私も耳にしましたが、それ等はいづれも一場のゴシップに過ぎないので、決して左様な違反事件で起訴された人があつた譯ではありませぬ。

往來の邪魔になる倒れた立看板を起すことは、交通道徳上人として當然すべき違害であり、又知人の爲に證據を盡すと云ふことも社交上の儀禮であり、それ等の道徳的行為が選挙違反になるなど云ふ言當りなことが有る筈はないのであります。

又世間では親子兄弟の間柄でも、うづかり選挙の話は出来ぬ、うづかり候補者の事など話さうものなら、忽ち違反に問はれるなどと云ふ誤つた考へを持ち、極端に選挙の話もすることを怖れてゐる人もあるやうに聞かれますが、これ又甚だしい誤解であります。一家團樂の楽しい夕餉の食卓に向つて、父子兄弟夫妻が時の話題として選挙を語り、候補者の品定をする事等は、決して法律が禁止されてゐるものではありません。

選挙人の皆探はどうか謂れなく選挙を怖れて、折角の選挙を暗いものとする様なことなく、どうか安心して各自の良心に従つて朗かに明るく愉快に来るべき投票日には、各自の者せらるゝ貴重なる一票を、自由に自ら可なりと信ずるところの候補者の爲に投ぜられ、立憲國民としての貴き任務を盡されんことを切望して止まない次第であります。

總選挙を意義あらしめよ

選挙公正中央聯盟理事長 田澤義鋪

今回我々が當面してゐる總選挙は、二つの點に於て、極めて重大なる意義を有してゐると思ひます。その一つは、わが現下の國情に於て、我が國の政治を如何なる基調に置き、如何なる動向に導くべきかの問題に就て、國民は今回の選挙を通じて、その批判を下さなければならぬ。今度の總選挙はかう言ふ重大なる意義を持つてゐると思ひます。併し之は所謂政治問題であつて、國民大衆の判定に依つ

べきもの、従つて我々が茲に論ずべき限りではありませぬ。

ところで今回の選挙は、いま一つ極めて重大なる意義を有してゐるのであります。それは何かと云ふに、一昨年以来、官民協力、舉國一致の大運動として行はれた選挙改正の問題が、更にその徹底に向つて数歩を進め得るのであるか、それともこの邊で一段落、やがて逆戻りと言ふやうな運命に陥りはしないか、その分岐點に立つたのがこの度の選挙であると言ふことが出来るのであります。この點に就きまして、林様と共に少しく考へて見たいと思ふのであります。

一體、一昨年以來の選挙改正が、どうしてあのやうな舉國一致の、澎湃たる國民運動となつたかと考へて見ますに、一面に於て、いろいろ議論があるとしても、我が國の政治は、結局立憲政治によるの外に考へ方はない。明治天皇が不慮の大兵としてお定めになつた憲法によつての政治、現在及將來の臣民は、永遠に憲法に柔順でなければならぬと仰せられた。勿論官に基いての立憲政治、一君萬民の團體に最もふさはしい立憲政治、即ち一君たる陛下が萬民と共に政治を遊ばさるゝといふ立憲政治——この立憲政治以外にわが國の政體は考へられぬ。獨裁政治とか、フワツシヨとか、さう云ふ議論もあるかも知れぬが、わが國體の下に於ては、わが欽定憲法の下にあつては、斷じて行はるべからざるものであつて、何處までも我々國民は、明治天皇の御のまに、憲法の條章を恪循して政治に參與しなければならぬ。——かう言ふ動かしべからざる鐵則が條として存在してゐるのであります。而かも一面には、かくの如き貴重なる立憲政治も、國民の政治道徳や政治智識が、十分でなかつた爲に、從來、その運用に伴ふ弊害が現はれ來つたのであります。而かもその弊害の累積する處、一部の國民をして、立憲政治そのものに失望せしめ、或は之を輕視せんとするが如き情勢すら導き來つたのであります。一方には立憲政治以外には、何と考へてもわが國家國民の爲の政治形態は考へ得られぬし、殊に、明治天皇の御によつて、絶對的に之を擁護し維持しなければならぬ國民の責務があり、一方には、その運用に伴ふ弊害少からず、國民の一部は之を現阻するに至ると言ふならば、その間に立つて、國民は如何に之を打開すべきであるか。申すまでもなく、立憲政治運用に伴ふ各種の弊害を打破し抑止して、立憲政治そのものの精神を發揮し、之を欽定せられた聖旨のまに、立憲に仕上ぐべく力むより外に途はないのであります。而してこの間はゆるぎなき憲法運用に伴ふ弊害は何であつたかといふに、勿論それは種々あつたであらうが、その多くは選挙に伴ふ各種の弊害にその源を授けてゐるのであります。そこで選挙改正の運動が、一面にはわが立憲政治を眞に擁護する爲に、又一面にはその運用に伴ふ弊害したる舊來の弊害を除去する爲に、而して最後に我が帝國憲法の大精神を實際政治の上に生かすが爲に起つたところの大運動であつたのであります。

かくの如く重大なる意義を有する運動であつたればこそ、あれほどの舉國一致、官民協力となり、全く社會各方面の盡く努力により澎湃たる國民運動となつたと思はるゝのであります。

この選挙改正運動は、過去二十年の運動に於て、已に相當の効果を擧げてゐると申してもよろしいのであります。例へば、從來わが國の選挙に伴ひ易き弊弊の主要なるもの一つであつたが選挙干渉、時の政府が或る政治的意圖の下に、座々にして一黨一派に偏し國家權力を濫用する即ち選挙干渉と稱せらるゝものがあつたのであります。之などは大抵過去の物語りとなり了したと言つてよろしいと思ひます。従つて將來、萬一不都合なる内閣が現はれて、所謂選挙干渉をしようとしても、國民の眼は已に相當の程度に目醒めてゐるのであります。選挙干渉の如きわが國立憲政治を汚濁せんとするやうな政府こそ、反つて國民の糾弾を受け、その政府を助けんとした黨派も亦、國民大衆の反感を蒙つて、選挙場裡、必ずや惨敗を喫するであらうといふやうな、極めて健全なる基礎條件が暗備はつたと申しても過言なからうかと思ひます。之はたしかにわが憲政史上、一つの大きな劃期的進歩であるのであります。

又次には、選挙費用の激減した事を擧げることが出来ます。昨年の総選挙の結果によりまして、多くの候補者は、從來使用し來つた選挙費用の二分の一乃至三分の一で済んだと言つて居るのであります。之は決して候補者たる人々の個人的便宜とか都合とかいふ小さな問題ではありません。從來我が國の政治が選挙に多額の費用を要するが爲に、各種忌はしい惡弊をかもし出してゐたことは茲に改めて申すまでもありません。政治の腐敗が叫ばれた原因の根本は、實にこの點にあつたのであります。その選挙費用が半額となり、或は三分の一となつたといふ事は、之れ亦我が國憲政史上、特筆大書すべき眞正運動の效果といつてよろしいと思ひます。

之と關係しまして、候補者と選挙民との間に立ち、平時に於ける忠君愛國の實踐とも言ふべき醇密なる選挙の機会に、私腹を肥さんとする憎むべきブローカーが閉塞したこと、又誤はしき投票買等が著しく少くなつたことなど、矢張り喜ぶべき現象と言つてよろしいと存じます。

殊に又、形にも現はれず、数字にも計上することは出来ませんが、國民の立憲

政治理解を深め、その政治知識及び政治道徳の向上に資した點も決して少くはないと思ひます。

かくの如き喜ぶべき種々の効果を挙げ得た反面に選挙法規があまりに煩瑣であり、爲に選挙をして明瞭活潑の氣持で選挙に當らしむることを幾分にも阻害した點がありはしなかつたか。或は又取締に當る多くの官憲の中に、或は官憲を選し過酷に洗つて塵芥とした者がありはしなかつたか。かう言ふ事柄について好ましからぬ経験も味つたのであります。法規の缺點は法規の改正によつて改むべきであるし取締の過酷は、官憲の努力によつて是正せられなければならぬ。かくて肅正は肅正として何處までも徹底せしめなければならぬのであります。

ところが世間には熱し易く冷め易しと言ふか、二ヶ年の努力をもつて一段落であるかの如くに考へて、最早や選挙肅正も下火であらうなど、勝手な推測を交へて、自らその熱意を喪失しつゝある者が相當にあるのではないかと思はるゝ節があるのであります。立憲政治の運用に伴ふ選挙は、四五十年もかゝつて堅くしたものであります。それを僅か二年や三年で根こそぎ浄化し終るといふわけには中々いかぬのであります。今述べた効果と言ふのも、一應の効果であつて、更に之を徹底せしめてこそ、はじめて動かないものになるのであつて、若もこゝで手をゆるむれば、又徐々と元に戻る虞は多分にあるのであります。

五十年かゝつてゐるくした言はゞ傳染病である。一時の頓服や注射で癒らうとは思へぬ。注射や頓服で病勢を控へることが出来たらば、その後根氣よく治癒を遂げなければならぬのである。二三年で癒してしまつたり、氣乗り薄くなるやうな事なら、初めから之れほどの大問題と思ひ立たぬがよろしい。思ひ立つた以上は何處までもやり過ぎなければならぬのである。この一點、深くお互に考へねばならぬ處と思ふのであります。

ところで今年の一月以来、全国各地に於て行はれた市町村會議員の選挙の結果を見ますと、相變らず悪質犯罪の後を越たないのであります。そして我々には、最早や警察や検事局でも、それほど八釜しく取り締らないであらうなど、遠隔して、罪を犯してゐる者があると聞いては、我々は憤慨を通り越して怒然と呆れる外はありません。自分の國家の検事局や警察が、罪を犯しても見逃すであらうと推測する。自分の國家がそれほどだらしない國家であつていゝのか何うか。全くかう云ふ人々の考へには情けない氣持が致すのであります。

それに、昨年の總選挙の違反の跡を調べて見ますと、候補者の周囲にあつて、候補者の爲めに選挙運動をする人々を罪を犯してゐるものが非常に多いのであります。

之れ等の人は、舊來の選挙運動の惡弊から、何うしても脱することが出来ず、そんな綺麗な事だけ云つておつては選挙は出来ない。勝たんが爲には手段を選ばないと言つた氣持で惡質な違反を行ふらしいのであります。而してその結果は何うかと言ふと、自分が罪に處せらるゝばかりでなく、候補者に甚しき迷惑をかけ、所屬政黨の面目を傷け、延いては憲政そのものにすら累を及ぼすのであります。私は解散後、選挙肅正中央聯盟を代表して、六つの政黨の首領部の各位と會見し、この點を御相談したのであつたが、政黨側でも、全くこの點に同様の愛を抱かれ、今回は一層肅正を徹底せしむるに努力しつゝあることを述べられ、更に主要なる政黨にありては、選挙違反で裁判所に繋屋中のものは公認しない事にしてゐると云つて居らるゝのであります。かくの如く一面は政黨の内部に於て自衛自戒の努力が行はれ、一面には一般的選挙運動に於て社會の空氣を作り、社會制裁力を高め、之れ等惡質違反を絕對に刷滅しなければならぬと存するのであります。

前にも述べました通り今回の選挙は、肅正選挙を徹底せしむるか、或は又逆戻りせしむるかの重大なる分岐點でありますから、お互に相戒めて不正醜惡なる手段によつて汚さることなきやう、深甚の注意をしなければならぬと存じます。

以上は選挙に際して不正醜惡なる事實なからしむるために、云はゞ消極的肅正に就て申し上げたのであります。次に國民の總選挙に對する積極的の心構へに就て更に少しくお話し見たいと存じます。

一體立憲政治下に於ける衆議院議員の總選挙は、二つの重大なる任務を持つてゐると思ひます。一つは所謂賢良の選出であり、一つは民意の暢達であります。賢良の選出と言ふのは、云ふまでもなく我々の代表者として、國政に參與するに足る人物、畏れ多いが陛下の御相談相手にもなり得る立派な人物を選出することであり、その人格、その識見、その力量、之れ等の點から考へて立派な人物を選出しなければなりません。人物の検討は、選挙に於ける國民の第一の心掛でなければなりません。次に民意の暢達と言ふのは、國民の希求する政治は何であるか、何う云ふ政治をやつて貰いたいのか、それが選挙を通して現はれなければなりません。畏れながら、陛下は、總選挙によつて、此點も國民に御下問になつてゐると申上げても宜しいと存じます。それ故に國民は、候補者の政治的主張を検討して、自分たちが如何にもさうだと、賛成し得る主張を持つた候補者に投票しなければなりません。前に今度の總選挙に於て、我が國の政治を如何なる基調に置くか、如何なる動向に導くべきかに就て、國民は批判を下さなければならぬと

申したのはこの事でありませぬ。勿論時局は複雑でありますから之れ等の批判の結果が簡単に現はるか何うかはわかりませんが、兎に角この重要な問題に就て公議が盡されなければならぬと思はれます。かくて人物と主張とが國民によつて検討され批判される。之が總選挙の意義であります。それが大政黨費の途でありませぬ。従つて國民は、憲法などの事なく、陛下に忠節を盡し、國を愛し、公に報ずる國民道義の責務として、立派な選挙を行はなければならぬのであります。

従つて以前に考へられてゐたやうに、選挙は候補者何某氏の爲の選挙である。それならばお辭儀でも條計する人に投票した方が氣持がよいとか。或は何某さんの爲に半日暇をつぶして役場まで投票に行くんだもの、少々位後援があつても當り前だなど、云ふ考へ方は、根柢より打破して了はねばなりません。候補者の爲ではない。國家の爲であり、國民の爲である。お辭儀をするに云ふなら、候補者から選挙民に對しては、選挙民の方から御苦勞様ですが我々に代つて國家の爲にお盡し下さい、と云つてお辭儀をすべきであります。金のやりとりがあると云ふなら、選挙人の方から候補者に對し選挙費用を贈ると云ふことになるべきだと考へます。

この點に於て私どもが實行してゐることで、普通と變つた所のある選挙の方法を申上げて見たいと思ひます。私どもは選挙公正の必要を痛切に感じて、昭和二年以來、選挙公正同盟會と云ふ團體を作つて居ります。この團體は選挙公正中央聯盟とは別で、その加盟團體の一つであります。どんな事をすると云ふと、二ヶ條の誓約を致して居ります。

第一ヶ條は、選挙に際しては何人の請託依頼にも聽かされず、自己の所信に基きて投票すること、云ふのであります。之は頼まれ選挙をしない。候補者の爲の選挙ではない。従つて候補者に頼まれて投票するのではない。自分の方から候補者を選択するのだと云ふ意味であります。

第二ヶ條は、自己の投票せる候補者に對し、その選挙費用として金三十錢以上を送ること、云ふのであります。我々の代表者として出て呉れるのであるから、選挙費用がかかるのなら我々が出すのが當然ではないかと云ふのであります。こゝに三十錢と云ふのは、選挙費用の法定制限額の算出基礎が、選挙一人當り三十錢となつて居りますから、それだけは正しい選挙費用が入差たと見て、少くとも自分一人前だけは之を出さうと云ふのであります。皆が皆出すわけでもありませんから、三十錢以上分に應じて出すこととして居ります。私は昭和三年の總選挙以來、衆議院の選挙は固より、府會議員でも、市會議員でも、いつも一圓づゝ附

つて居ります。贈る相手は自分がこの人こそと思つて投票したその人に贈るのであります。その場合私どもは、かう云ふ手紙をつけて贈ります。

拜啓 私はあるあなたに投票致しました。あなたに私共の代表者となつて頂きたいと思ひます。就てはあなたの選挙費用の中私一人分として金幾千をお贈りします。小爲替(又は郵便切手)を入れておきました。どうぞお受取下さい。尚ほお身體を大事になさつて、國家の爲(或は縣政市政の爲)お盡しを願ひます。

候補者何の某殿

選挙公正同盟會一會員

かう云ふのであります。自分の名前を書いても選挙違反でも何でもないと思ひますが、禮狀が来たり、次の選挙に頼んで来たりすると困りますから匿名がいゝと思ひます。我々の仲間には全国各地にありますが、皆かう云ふ投票をし、又この送金を實行してゐるのであります。

若しかう首ふ投票が盛んに行はれますれば、候補者を金で苦しめることなく、又金まで用して投票するのですから、立派な人に投票したいと思ふやうになり、選挙の眞意義が發揮されると思ひます。

要するに今度の總選挙に當りまして、お互に人物と主張を検討して立派な投票をすると同時に、一層公正選挙を徹底せしめて、不正醜態な弊害を根絶するやう眞摯に努めなければならぬと存じます。

婦人の立場より選挙公正を

選挙公正婦人聯合會委員長 吉岡彌生

突如として解散された衆議院議員の總選挙は、方に数日後の四月廿日目を以て行はれんとして居ります。

願ひます。一昨年選挙公正なる國民的大運動が開始されて以来衆議院議員の總選挙を始めとし、府縣會議員市町村會議員の選挙等たびの選挙に依つて國民は大いに興味され、従つて政治知識も之を爾正運動開始以前に比較しますと、實に著しい進歩をいたして居ると思ふのであります。即ち去る三月東京市に於て行はれた市會議員選挙に就て見ましても、以前は選挙といへば、出て貰ひたいと思ふやうな人物は、とかく候補者に祭り上げられる事を忌避するやうな傾向がありました。が、この度の選挙に於ては、人格談見、學識等を兼備せる所謂當代一流を以て仰がれる人物が、多数に譽を並べて出馬され、而かも此等の候補者はたつた一回共同選挙事務所の名に於て、これの一人が立候補されたといふ

一枚の印刷物を配布したのみで、一般に行はれるやうな、有権者に対して候補者から挨拶状を送ると言つた如き手数を煩はさず、従て選挙に於ける第一條件と謂はれる地盤などは顧慮することなく、全く超然たる態度であつたのであります。されば是までの慣習や傳統に捉はれて居た人々の眼から見れば、殆んど無謀の舉の如くに思はれ、新聞紙さへも到底當選は出来なからうなどと評した向もあつた位でありましたが、どうでせう開票の結果は、僅かに二三の落選者を出した外、其の大多數は見事に當選されたではありませんか、愉快と謂はうか、痛快と申ませうか、實にかうした例は幾十年來、如何なる選挙に於ても未だ嘗て見た事のない劃期的現象であつたのであります。これ全く一般民衆の政治に眼醒めた證據でなくてはなりません。

とは言ふものゝ、かゝる世ぶべき現象の其反面にはまだ一容易に抜くべからざる弊習積習が甚まり甚まり買収といふ惡質遂反行為が頻々に行はれ、可成り多数の投票者を見るに至つたのであります。されば選挙公正の徹底を期せんとするには、國民は更に大に結束して、今一段の大努力を致さなければならぬと信ずるのであります。

でありますから、我が婦人團體としては、議會が解散となるや、最早選挙公正のための諸般の準備を整へ、中央に於ては愛國婦人會、大日本聯合婦人會、選挙公正婦人聯合會の三團體となり、たゞ委員を集合して協議いたしました結果「人を選べ、主張を選べ」の標語入り立看板やポスターの配布、ビラ、パンフレットの配布、講演會、最寄會等の使しを始めとして、選挙公正の家庭化、棄権防止運動等のあらゆる方法手段を盡し、選挙公正の徹底を期することとしたのであります。

又選挙公正婦人聯合會では、女の選んで欲しい衆議院議員と題し、代議士として必ず具備せなければならぬ資格を列挙したビラを作つて、之を全国に配布する事に致しました。即ち、

- 一、所謂政治屋でなく、どこまでも眞面目に、國民全體の利益幸福の爲に働く人
 - 一、賄賂、流弊弄、選挙違反等で刑に處せられた事のない、清徳潔白の人
 - 一、有権者を金錢や利権、借賃、泣き落とし等で誘惑しない人
 - 一、議會で頭次つたり、暴行したりせず、又妻などを密へて居ない品行方正の人
 - 一、いかゞしい職業を営まない人
- 以上の諸點で御座います。蓋し之は大方の御婦人に於ても必ずや同意を寄されな

い事と存じます。

又全國立候補者の御婦人に對し、三團體の名に於て、次のやうな文句を以てする、激勵やうの書面を差上げました。今其全文を讀み上げますから、御聴取の上御批評下さるやう御願ひ申します。

拜啓 國泰の候々御清衆の御事とお慶び申上げます。さて此の度の衆議員總選挙に際し御良人様には立候補遊ばされました由盛かし御繁忙の御事と存じます。御幸際の上誠に清く正しき一票を御獲得なされ御當選の程をお祈申上げます。御存じの通り私共婦人は選挙の圏外に於かれては居ますものゝ一家の經濟、子女の教育等其の他何一つ私共の生活が因政と關係を有たないものゝない事は貴女様の如き立場にあらせらるゝ御婦人の具さに御承知の事と御座いませう。私共はからした婦人の立場から數年來選挙公正運動に協力し有権者の方々に一家の代表として正しき自覺ある一票の行使をお願ひ申上げて居る次第で特に今回は標語に「人を選べ、主張を選べ」又「母心で選挙を育てませう」を掲げて微力を盡して居ます。

選挙の陋習の根深きに就ては私共よりも貴女様の方が遙かに御精通の事とは存じますが、何卒此の心持をお汲み取り下さつて今回の選挙を眞の清き選挙と爲し力ある人格者として御主人様の御榮冠のちも得らるゝやう個に内助の功をお掛け頂きたくゆめ／＼買収其他の遂反行為等の生ぜぬやう篤と御努力の程を折入つて御願ひ申上げます。御良人様の御勝利を片時も息まが祈つておいでになる貴女様の御心中は同じ女性の私共もしみ／＼とお察し申上られるやうに存じますので失禮をも省みず右様の節を認めました。惡からず御承承の程をお願ひ申上げます。想ふにかうした趣旨が國民全體に徹底した時こそ初めて完全な選挙公正の行はれる時でありませう。

御承知の通り、選挙運動開始以來、我が婦人團體は、常に大なる努力を續けて参りました。又相當の效果をも齎したのであります。従つて今日では、婦人を除外して選挙運動は出来ないとまで謂はれて居る程で、今次の選挙に際して「婦人團體の協力を求める事」といふ一項は最も方強い対象の一つとされて居るのであります。されば私共婦人は、此の際一段の努力を加へて、大方の期待に副ぐたいと思ふのであります。それには全國の婦人が一人残らずかうした氣持に成り、今度の選挙こそは、私等婦人の手に依つて、幾十年來の弊習積習を根こそぎ排除し、眞に理想の選挙と致しませうとの覺悟を極めて頂きたいと考へ、茲にラ

才を適して、島濱がましくも願ひする次第であります。

深ふに國會開設以來既に五十年を経過しました。何かも強選舉正を叫ばなければならぬとは、何たる疾かほしい事でありませう。一體かうした状態になつた原因はと言へば、因より積々あるでありませうけれども、就中共の最も主なるものは一般國民に對する政治教育が徹底しない上に、徒らに權利を主張することのみが重ぜられ、義務を遂すのより必要な事を忘れてしまつたからであらうと私は考へるのであります。

長くも明治元年三月十四日、明治大帝がお示し遊ばされました、五ヶ條の御誓文を奉拜いたしますと

- 一、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行ハス
- 一、官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ能マザラシメン事ヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ改リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 一、知識ヲ世界ニ求メテ大ニ卓著ヲ發起スベシ

我爾未嘗有ノ聖帝ヲ爲ントシ
朕躬ヲ以テ衆ニ先シシ天地神明ニ誓ヒ大ニ新國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス
衆亦比旨趣ニ基キ協心努力セヨ、と仰せ用されてあります。何と有り難い極みではありませんか。あゝこの國是こそ我等國民の嚆ふべき大綱針盤であります。両方も我が國民は、果して克く公論に決すべくはたまた天地の公道に基くべく、大政翼賛の任を果して居るでありませうか。國民たるものは宜しく過去に顧みて、苟くも嚆ふ所を履み誤つて居ることに氣付いたならば、豁然として迷妄より脱し、大に自戒し自勵せなければならぬと同時に、奮起一奮以て聖旨に答へ奉らん事を期せなければならぬと信するのであります。

そも、國會は、國民の總意を政治の上に反映せしめんがため設けられたもので、それには國民全體を代表すべき有爲有能の士を選出して、國政に與からしめなければなりません、それが即ち代議士でありますから代議士は國家の選良として、最も尊敬しなければならぬ人で、從つて之が選舉の場合は、國民としては恰も神前に祈願する時と同様な嚴肅さと誠實さでなければならぬ筈であります。然るに今までに於ける我が國民の態度を見ますと全く之と反對で、選舉といへばお芝居か、お相撲かきもなければ競馬と言つたやうな興行ごとも僅されるやうな考へ振りで、從つて與へられたる貨重の一粟をば、一稊の

體要穿か入場券か、甚だしきは馬券でもあつかうな取投を爲した、不貞面目極まる向のものも決して許はなかつたのであります。されば國民は舉げてお祭り騒ぎのやうに熱狂はするもの、それは全く一身一家のための名譽や利権を希ふか、然らざれば黨利黨略を期するのであつて、眞に國家のための御奉公として、大政翼賛の任を遂さんとすの至誠の進りである熱狂ではないと思はれる點が多々あつたのであります。いかで御誓文の趣旨に附ひ奉ることが出来ませう。これ誠實に國民が政治に眼覺めなかつたため、教育の不健全もこゝに至つて極まりと言はねばなりません。更らに今一つは國民の半数を占めて居る婦人に對し、選舉權を與へられて居ないために、教育の基礎たるべき家庭が、政治に對して全く無關心たらざるを得ざる立場に置かれ、夫に對しては勿論、伴にさへも母としての意見を揮ひことの不可能なるのみならず、かゝる立場に置かれたるため、政治に對する何等の思想も知識も有たない母親に依て教育された男の子が、成長の後には其のまま有權者として、既に汚れに汚れたる社會に放り出されるのであるから、かうした状態を演出するの或は無理からぬ事ではないかと考へられるのであります。

されば今後に於て、選舉が理想的に施行されるやうにするには、男女を問はず國民全體が、もつと根本的に政治に眼覺めるやう我が國独自の立憲國民としての政治教育を高め、且つ普及せしめなければならぬと思ひますが、それはそれとして遂當つての總選舉に際し、我等婦人はたとひ一票の權利は有しなくとも、決して無關心では居られない急務に直面して居るでありますから、愈々結束を堅くし、眞正の貨を舉ぐべく努力しなければなりません。
両方も此の際特に強調したいのは選舉正の家庭化といふ點であります。申すのは從來の選舉に於てはたとひそれは一小部分の家庭であつたに相違ありませんまいけれども、選舉を以て錦紗の着飾に代へたり、お芝居の觀覽料に代へることが、必ずしも果つべきものではないが如く心得て居たものゝあつた事を、屢々耳に致して居るからであります。
かくて選舉正の家庭化と言へば何だか面倒臭いもの様に聞えるかも知れませんが、實は極めて容易な事で、先づ其の實行の例として挙げれば、從來各所で獎勵されて居るやうに、選舉前日には國旗を掲揚し、お赤飯でも焚いて家族打ち揃つて食事をするとか明治神宮や土産名産社に参拜するとかして、周圍環境を清潔な空氣を以て添はせるやうに努め、一面には家人に對して逆反行爲のなきやう、また清潔しないやうに注意を與へ、母心を以て洋々と導き培ふのであります。即ち

一票を有しないもの、選挙に参り奉公の道は、實にこつした存心にあると信ずるのであります。

總選挙を注意せしめよ

東京帝國大學教授 磯山 政道

議會解散に對する政府の理由とこれに對する政黨の主張とは一致してゐないが、實を國民に問ふの一點に於ては一致してゐるされば時局打開の鍵は國民の判断にある、かくて今度の總選挙は重大な意義を有つこととなつた。これを實に意義あらしむる道は選挙そのものを正しく行ふにある。選挙公正の實を擧げた選挙でなければ右の如き重大な意義を託された選挙も無價値となつてしまふ。總選挙を眞に意義あらしむる道は先づ選挙公正を徹底し腐敗行為の絶滅と官憲の不正取締の廢止とを期せねばならぬと思ふ。(後援)

公民教育上より見たる選挙の意義

文部省社會局長 山川 建

本年は恰も五箇條の御誓文が明治元年三月十四日に發布せられましてから七十年目に當りますので、私共は今更乍ら感銘の新たなるを覺えますと共に、此の御誓文と我國立憲政治との關係につきましても深く考へさせられて居る次第であります。此の座間らも衆議院議員の總選挙に直西する事になりましたので、國民と致しましては、我國立憲政治の淵源とも申すべき五箇條の御誓文の御精神が更に私共の胸に新らしく且つ強く迫つて來る思ひが致すのであります。

明治天皇が維新の大業を始めさせらるゝに當りまして、先づ中外に、新しき日本の、新しき國是を、五箇條を以て宣示遊ばされ、尙其の際明治天皇には勅語を下し給ひ、

「我國未曾有の慶事を爲んとし朕躬を以て兼に先じ天地神明に誓ひ大に新國

是を定め萬民保全の道を立んとす兼亦此旨趣に基き協心努力せよ」と

と仰せられたのであります。此の御誓文を拜讀致します時、私共は日本國民として明治天皇の御慮の宏大無邊なるに唯々感激を覺ゆるのであります。此の宏大無邊なる聖慮は更に明治二十二年に於きまして帝國憲法を欽定遊ばされるに至つたものであると拜讀申し上げる次第であります。

此の明治二十二年の憲法發布によりまして、我國は茲に立憲政治の確立を見たのであります。爾來今日迄約五十年間即ち殆んど半世紀の長き歲月を立憲政治

の國として過ぎて参つたのであります。それにも拘らず私共國民は我國、立憲政治の現状に付きましては色々と遺憾の念を覺えますと共に、國民自ら深く反省を致し、自戒も致さなければならぬものが多々ある事を痛感致して居る次第であります。此の事に付きましては、未だ立憲政治の精神が、十分に國民の間に理解せられないで來たと云ふ點に最も大きな原因があるのだと云ふ事は否定の出來ない事實であります。立憲政治といふ新しい制度に對しましては、其れに應ずべき新しい準備が必要であり、新しい教育が施されねばならぬ事は申す迄もない所です。しかるに從來遺憾乍ら此の方面の教育が我國に於ては不足勝ちであつたと申さねばならぬのであります。然し乍ら大正十四年に至つて普通選挙制度が布かれまして、廿五歳以上の男といふ男は凡そ選挙權を與へられることになり所謂國民参政の範圍が急に増大する事になりましたので、朝野の識者が均しく公民教育の急務なるを認めます。一般輿論も亦之を支持し鞭撻するといふ次第でありまして、此の情勢に促され其の後、年と共に此の方面の教育は整備されて今日に至つたのであります。既に今日に於きましては、師範學校、中學校、女學校並に各種の實業學校等に於て「公民科」なる一科が歴史科とか地理科などと同様に特設せられて居ります。國家は「公民教育」の徹底を期して居るのであります。其の外、私の現在關係致して居ります所の、社會教育の方面に於きましても、青年學校には「修身及公民科」と云ふ一科がありまして、社會に於て義務に従事して居る所謂大衆青年に對して大いに公民教育の徹底を圖つて居るのであります。尙文部省と致しましては衆議院議員の選挙區を一單位とし、其の選挙民を對象として府縣又は大都市或は支那省直轄學校などに依託しまして、公民教育講座の開設や公民教育講習會の開催を數年前より續けて居る様な状態で社會大衆の公民教育にも相當の努力を拂つてゐる次第であります。此處で「公民教育」とは何であるか」と云ふ事に付きまして一言觸れて置きたいと思ふのであります。既に先に申し上げた所御誓文の通り、「公民教育」と今日一口に申されて居ります中には「既に公民として形式上完成して居る人達、例へば各選挙區の選挙民の如き人々を再教育する」と云ふ意味の場合と、其の外に今一つの場合が考へられて居るのであります。それは即ち「未だ學校に在學中の者或は在學して居ないが公民として未だ完成して居ない、例へば青年團員の如き人達を教育して公民としての素地、土臺を育て上げる」と云ふ意味の場合であります。それ以上二つの場合の公民教育を一言で申せば、第一の場合には「公民を再教育する」と云ふ意味であり、第二の場合には「完全な公民にまで教育する」と云ふ意味になるのであります。

す。それでありませうから小学校に於きましても別に公民科と云ふ科目はありませうが「公民教育」は行はれて居るのであります。又、青年團、少年團等は、公民教育、特に公民訓練に付きましては重要な學校以外の機關と考へられて居るのであります。

然らば次に公民教育の目標と申しますか、或は祖所とも申すべきものは何であるかといふ問題になります。それは簡単に申しますれば、公民生活とか協同生活とか云ふ様な、さう云ふ方面から國民を教育して行かうと云ふのであります。つまり國民全體に公共心、社會公共の爲に盡す心がけを涵養せしめて、廣く總ての人に、公事に對する關心なり、心がけなりを持たしめようとする教育に外ならぬのであります。

更に言葉を変へて申しますと、公民教育の祖ひ所は「私」と云ふ事を考へさせるよりも、「我々」と云ふ事を考へさせようとする考へをするのだと申しても宜しいのであります。そして此の「我々」の範圍を「我が家」から「我が村」「我が町」「我が村」「我が町」から「我が縣」「我が國」へと擴げて行かせるうとするものであります。

「依らしむべし、知らしむべからず」と云ふ事を主眼と致しました所の封建時代に於きましては、人民は唯權力に依つて治められるだけの存在でありまして、治める方の権力者と、治められる方の人民との間の關係なり徳の道徳といふものが、最も大事なものとして考へられまして、例へば服従と云ふ精神などが最も力強く養はれたのは結果ではあります。其の反面に、自ら進んで社會公共の、所謂公事に對しての關心、心がけを持つといふ積極的な心構へは培はれて行く餘地がなかつたのであります。

所が明治維新となりまして明治天皇の御世に依つて、私共は立憲國の國民となるに至りましたので、最早封建專制の時代の如き徳の關係、徳の道徳を主眼として生活するだけでなくて、横の關係横の生活を、もつと押し擴げて所謂、社會的公共生活を充實して行かねばならぬといふ事になつたのであります。又現實の問題と致しまして、今日の如く非常に複雑化して來た國家生活に於きましては、單純な封建の昔の如く、階級上からの命令で動くといふのではなくて、何うしても國民お互同志の横の生活、つまり社會的公共生活から自發的に盛り上つて來る所の力強い活動が起らなければ、到底眞の國運の進展は期せられないのであります。

私は今迄社會的公共生活の心がけと云ふ或は横の關係の道徳と云ふ如何にもシカ

ツメラシイ事を申し上げて参りましたが、併しこの精神、此の考へ方と云ふものが實に市町村自治の土壌ともなり、又立憲政治の根柢ともなるのであります。市町村自治でも立憲政治でも要するに、市町村民なり、國民なりが、町村の各種の問題や國の政治を他人事だと思はず、自分達の問題だと考へて、市町村會や議會といふ代議機關を通じて、やつて行く事に外ならぬのでありますからして、つまり公共生活の觀念、協同生活の考へ方が國民の間に十分に出来て居らなければ到底地方自治や、立憲政治の有終の美を濟す事はむづかしいと申さねばならぬのであります。

市町村自治に致しまして、立憲政治に致しまして、今先きに申し上げました様に、市町村會や議會と云ふ如き、「代議機關」を通じてやつて行く所の所謂代議政治でありますからして、當然に選挙といふ事が行はれるのであります。

選挙を技きにしては地方自治や立憲政治は到底考へられないのであります。私共立憲國の國民と致しましては、我等の代表者を選ぶ所の所謂選挙權の行使といふことは實に我々の公的生活の中心問題となつて参るわけでありませう。

憲法發布の際、早くも明治天皇が、皇祖皇宗の神靈に告げさせられました御言葉の中に「臣民翼賛の道を廣め」と宣はせられて居りまして、其の有難き聖慮によりまして臣民の國政翼賛に關する務めとしての選挙權が與へられたのであります。然し乍ら、この選挙權に付きましては、從來兎角、權利といふ考へ方からのみ考へられる様子があつたのであります。私共はもつと廣く「國民の義務」と申しますか、その方面から之を考へねばならぬ事を痛感致して居るものであります。

明治天皇が「臣民翼賛の道を廣め」と宣はせられたる大御心も亦此處にあるのではないかと拜察し奉るのであります。國民が公共生活の何たるかを十分に解し、公民道に自覺して、大いに公民精神を發揚し、奮つて國家社會に對する自己の責務を盡すといふ積極的な心構へを以て選挙權を考へ、選挙に當らなければならぬと思ふのであります。

私共は現在衆議院議員の選挙といふ國家的大問題に直面して居るのであります。之に對しましては、私共國民は正に立憲的に忠君愛國の赤誠を發揚すべき場面である事を十分に自覺してかゝらねばならぬと固く信ずるものであります。

尙今日我國に於きましては、滿洲事變以來頼に日本精神が昂まつて参りました事は、大いに意を強ふするに足るものがあります。此の日本精神が立憲的忠君愛國の姿に於て發揚され、選挙の際に、投票をなす場合に之が見事に實現されま

して、國民の代表として取つかしくない立派な人物を議會に送り出す事が出来、天下一人と雖も選挙違反に問はれる様な者もなく、天下一人と雖も投票を怠つて棄権する様な者も無かつたならば、どんなに喜ばしい事かと思ふのであります。それにつきましても明治天皇の御製に、

數島の和心の雄々しきは

事ある時ぞ現はれにける

と仰せられた御言葉が思ひ出されるのであります。願はくは此の御製の大得心に添ふことなく、私共日本國民の義勇奉公の精神が、總選挙といふ國家的大事に際して立派に現はれる事を念願して止まないものであります。

選挙は民の心を陛下に奉答申し上げるといふ實に嚴肅な意義を持つものであると云ふ事に一度想ひ到りますならば、私共國民は君國に奉ずるの愛國的な精神をもちまして、一票を投ぐ迄も神聖に行使するの覚悟があつてよいと思ふのであります。

明治天皇は憲法發布の御詔に於きまして「此の負擔を分つに堪ふことを疑はざるなり」と仰せられて居ります。申す迄もなく此の御言葉の意義は、今後國民は立憲政治といふ新しい且つ容易ならざる負擔を擔ふ事になつたのであるが、併し日本國民は立憲に此の負擔を果す事が出来るに違ひないとの聖旨でありまして何といふ有難い御言葉であらうかと私共は此の御詔を拜讀する毎に感激の念を覺えるのであります。

とは申せ、此の御詔が發布せられましたから約五十年に参んとする今日、尙私共は選挙毎に選挙肅正を唱へなければならぬといふ現状を考へまして、眞に恐懼の念に堪へない次第であります。近く行はれます此の度の總選挙には、國民舉つて立憲國の國民としての大自覺の上に奮ひ立つて、立憲に選挙に當り、以て明治天皇の有難き御恩、今上陛下の負き聖旨に副ひ奉る所がなければならぬと衷心より冀つて止まない次第であります。

選挙肅正の好機會

永田秀次郎

私は數日前から旅行して居りまして、現在名古屋の放送局に來てゐます。旅行中、各地で聞きますと、今回の選挙はどうも一般に氣乗薄だから、定めて棄権者が澤山出たらうと云つたやうなことを言つて居ります。私は今回の總選挙について、政治上の批判をするやうな考は持つて居りませぬが、たゞこれを選挙肅

正の立場から考へて、一言申上げて見たいのです。

選挙肅正といふことは、昭和十年の府縣合選挙、十一年の衆議院の總選挙、それからその以後に行はれた各都市の市會選挙などに依りまして、官民一致協力していろいろ奔走致しました結果、今や國民を擧げて頼りにこれに共鳴して、選挙といへば選挙肅正、斯ういふやうな感じを持つやうになつて來ましたことは、非常にこれは慶ばしい現象であります。

十数年前のことを考へて見ると、私個人についても、後藤新平伯爵と一緒に政治の倫理化運動をいたしました時には、何等の反響のなかつた一あの事を考へると、實に隔世の感が致します。また昭和十年の肅正選挙について考へて見ても、あの十年の春から夏頃までは、矢張り半信半疑で居つて、選挙肅正なんか言つても、それは到底實際には行はれないもので、そんな事を言ふ人は選挙に棄人か、空想家の言ふことであると、斯う云つたやうに一部老政治家は冷笑して居つたのであります。それが夏頃から秋になりまして、初めて眞剣に取扱はれるやうになりました。これを馬鹿にして居つた一部老政治家も沈黙してしまつたやうな次第で、然し沈黙してたゞ様子を見てゐるといふやうな程度でありました。さうすると冬頃になつてからは、益々選挙肅正運動が白熱化するやうになりました。この一部の老政治家も初めて、成る程選挙肅正といふことは今度は出来るのかなといふやうな風になつて來たのであります。

私なども在座に白状しますと、實は夏頃まであまり手懸へがなかつたので、それが秋頃から大分手懸へがあつて、反響を認めて來ましたから、自然だん／＼面白くなつて來た。驚馬力を掛けてゆくと愈反響がある。遂には全く此方の方が吊り込まれてしまつて行つたといふやうな状態が、あの十年の選挙肅正運動がございました。時勢の變化と申しませうか。機運が熟すると申しませうか。全く選挙肅正といふことは時代の要求に適合したものと感ぜざるを得ないのであります。然るに今回の總選挙になりますと、どうも選挙に氣乗薄であるといふやうなことがだん／＼聞かれるやうになりまして、さうして選挙に氣乗薄の結果、肅正運動までも氣乗薄のやうな話を聞かされるのは、これは甚だ心外千萬であると思ふのです。

二十年前では、選挙と言へば第一に干渉といふことを聯想して居りました。十年前からは、選挙と言へば買収といふことを第一に聯想して居りました。近頃では、選挙と言へば肅正といふことを聯想するやうな状況になつて來てゐる。これは確實な事實であります。然るに極く僅かの間に、早くも肅正運動にも氣乗薄で

あるやうな風に言はれるやうでは、全くお互に折角を付けて来たばかりの田が直ぐに早急に通つたやうな感じがしまして、眞正運動がさう直ぐ早急に通つたんぢや、洵に迷惑至極であります。

眞正運動の立場から申しますと、あらゆる場合に眞正の實を奉げる工夫をしなければならぬのです。因つて今回の如き選挙に眞正であるといふやうな機会も、これは考へ方に依つては却つて眞正運動の好機会であるとも考へられるのであります。

第一に官吏の選挙取締のことを考へて見ましても、今回は選挙干渉といふやうな必要はないのです。人権蹂躪を餘儀なくされると云つたやうなことも何もないのです。帝國議會開設以來、總選挙の行はれること二十回、未だ曾つて役人として今回ほど氣味な選挙取締はないだらうと思ふ、今回ほど安心して、公平に取締のできることはないだらうと思ふ。これが敵味方火器を散らして争つてゐる時分には、僅かな事でも問題が起つて来て、なかなか眞正公平と云つても、實際の運用には随分骨が折れるのであります。ところで今回のやうな風であれば、冷静に氣を落着けて、眞正公平に取締ることが出来るのです。斯ういふことは未だ曾てないと思ひます。斯ういふ風に取締をする方でも精神に余裕のある、最も冷静に研究し、さうして取締の非當にならぬやうに肝腎の念所々々は押へてゆく。さう云つたやうな研究をするのには、實にこれは理想的の好い機会が、今回のやうな機会であると思ひます。換言すれば、斯る氣味な選挙の場合でなければ研究のないと云つたやうな方面の事があるのです。斯ういふ時にこそ、うまくやれる事があります。こんな風に考へてゆきますと、今回の選挙も、眞正運動者に取つては、或る意味に於て絶好無二の機会であるとも言へるのであります。

また政黨諸君の方から言つて見ましても、今回は實際に於て運動費も多く要らないのであらうし、選挙プロカーに死命を刺せらるるといふやうな必要もないでせう。こんな選挙の場合に於てこそ、優良なる習慣を作つて行つて、從來は到底出来なかつた選挙の弊害を除去することも考へ得られると思ひます。

また有権者の方を見ましても、情實や因縁の運動も替く、買収その他誘惑もなく、眞に冷静な判断の下に選挙が出来るのでありますから、斯る場合に優良な習慣を作ることが出来ると思ふのです。

それですら初も憲政の發達を期待する者に取つては、あらゆる機会が研究の機会であり、あらゆる機会が向上の機会であります。過多にないこの氣味な選挙、即ち減少にない選挙眞正の出来の機会であるとも見ることが出来ると思ひま

す。斯る見地から、今回の選挙眞正の運動は、官吏も政黨も有権者も、共に最も嚴密に且つ忠實に努力して貰ひたいのであります。斯ういふ時に力を入れて置けば、あまり骨を折らないで善良な習慣が養へるのであります。

兼つて根本的にこの政治形式の進化といふことについて考へて見ますと、日本はいま御承知の通り今年が五箇條の御誓文を拜して七十年、來年は立憲政治が實施されてから五十年、この記念すべき時期に於て、憲法政治の運用について根本的に考へて見る時なのです。世界大戦争の際にはウィルソンが何と云つたか。

「この戦地はデモクラシーが勝つか、ミリタリズムが勝つか。立憲政治か、軍國主義か」斯う云つたやうなことを言つたのであります。また民族自決といふやうなことを言つて、あの可愛らしい國を澤山掃へた。然るに二十年後の今日の世界はどうなつたか。皮肉にもイタリーはファッショになり、ドイツはナチス、スペインは動亂を生む。世界は全く動蕪の渦中に置かれて居りまして、デモクラシーの勝利どころか、もうデモクラシーの影の薄いこと、今日よりも甚しいことはないといふ状態であります。人間は生物であり、社會は動くものでありますから、ヴェルサイユ條約のやうな、或は國際聯盟のやうな、戦後に勝つた時のまゝで、時計の振り止めを止めてあるやうなことを考へる。時計の振り止めは人間が勝手に止めることができませうが、然し時の経過は止めることはできない。時勢の進退といふものは條約や規則でこれを釘づけにすることはできない。茲にヴェルサイユ條約や國際聯盟の考が、根本的に無理があつたのです。

私は今日この忙がしい選挙を眼前に控へてゐる時に、ヴェルサイユ條約の批評なんかしてゐる時ぢやないのではありませんが、私の言ひたいことは、今や世界は再び動蕪期に入つてゐるといふことであり、さうしてこの動蕪期に於ては、デモクラシーが最も短所を暴露する時期であり、弱點に直面する時期であると思ひます。デモクラシーの短所といへば、到る處に多数の壓政が行はれて、さうして何れの所にも責任の所在がない。非常時局に際しては、デモクラシーといふものは全く國家を統率の心ない船の如き状態に置くことでもあります。このデモクラシーの短所、缺點に堪へ得られないで生れて来たのがイタリーのファッショであり、ドイツのナチスであるのです。それですら今日、時局の認識といふことがやかましく叫ばれますのは、この世界に流れてゐる激流や荒波を如何に見るかといふ問題であります。

私はいま別にこの内閣の控持をせしめなければならぬ立場にある人間ぢやありません。たゞ今や世界の大勢は、立憲政治の運用について最も苦手な時代である。最も立憲政治の弱點を暴露する危險區域であつて、苟く一步誤れば暗礁に乗り上げると云つたやうな時でありますから、國民は充分に考へて置かなければならぬのです。

私の乏しい経験から考へて見ましても、大正六七年頃、あの寺内内閣で私が警保局長をして居りました時分には、世間ではデモクラシーでなければ夜も日も明けぬやうに言つたのであります。然るに二十年後の今日では、デモクラシーは答にも棒にも掛らぬやうに人が言ふのです。積極にも消極にも、あまりに誇張買ぢや困る。日本國民は須く偉大なる常識を持たなくてはならぬのであります。

凡そ政治の形式はいろ／＼ありますが、獨裁政治とか、立憲君主政治とか、共和政治とかい／＼あります。これ等はみな、その國の風土と國民性にと依つて定まるものであります。明治天皇陛下が立憲政治を實行せられるのにつまましては、い／＼と大御心を悩まし奉つたことと拜察されます。それは明治十四年の御勅諭の中にも、斯ういふ御言葉がであります。「願ミテニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非管ノ事業實ニ輕舉ニ使ナラス我我我宗廟臨シテ上ニ在リ道ヲ揚テ決シテ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責カ勢ニ在リ」といふ風に仰せられてあります。日本の組織と日本の國民性では、立憲政治が一番宜しい政治形式であると御考へされたのでございます。われ／＼國民はどこまでもこの信念に立たなくちやならぬのです。この立憲政治に對して斷じて疑念の念を持つちやならぬのであります。

それにつましても、目下の現状に照して最も注意しなければならぬ二つの事がある。その一つは、立憲政治はどこまでもその國民性に適した、特別の發達をしないちやならぬものであるといふ事です。外國の眞似はできない。日本は飽くまでも日本固有の國民性に適した發達をしなければならぬ。斯ういふ事でありませう。第二の點は、目下の世界的動搖の時代に於ては、立憲政治は最もその短所を試驗せられてゐる。斯ういふ危險な時代、今が最もその危險な時代に直面してゐるといふ、この事實を認識しなくちやならぬのです。この認識の下に最も警戒し、注意して行かないと、恰度テプスの恢復期に飯を食ひすぎたやうな目に違ふのです。餘程今は警戒しなくちやならぬ時であります。立憲政治の運用は實に今日が非常の難境である。

斯ういふ際にあつて今回の總選挙が行はれる。立憲政治をして國民の信頼に値す

る政治形式たらしむる爲には、何としても選挙が公正に行はるゝことが先決問題であります。選挙公正が根本問題であります。選挙そのものに氣乗薄であつても、選挙公正には氣乗薄であつてはならぬのであります。斯る選挙そのものに氣乗薄と云はるゝやうな、斯ういふ場合は最も危かな努力で、最も大なる廉正の効果が望ばれる。極めて極好の好機會であると考へられるのであります。

偉大なる常識の上に立ち、辛持強く立憲政治を守つてゆき、さうして日本固有の憲政の運用に努力することが、今日の最も大切なるわれ／＼の任務でありませう。その考へてわれ／＼は選挙公正を益々この際に行行したいと思ふのであります。

國民に告ぐ

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議員總選挙の期日も愈々明後日に迫りました。國民諸君は既にこのことに關しましては深い關心を持たれ、投票を行ふに就いての眞摯な研究を重ねてをらるゝことと信じます。

御承知の如く我國に於ける國民参政の由來は外國に於けるそれとは全く異り、畏くも、上御一人がまつりごとを遊ばさるゝ上に廣く國民の正しい意見を聞き召さるゝといふ宏大なる恩召によつて御ひらき下されたところの國民と致しては筈に有難い御奉公の道であるのであります。而もこの制度を帝國憲法を以てお定め遊ばさるゝにつつましても特に臣民の「實費に依り與に俱に國家の進運を扶持せん」との御應旨の御諭じを賜はつてをるのであります。遂に天日の如き限りなき皇座の御仁徳をこゝに拜するのであります。また一君の下萬民心を一にして皇座を扶翼し奉り來つた我國體の精華を益々發揚すべく道を御示し下されたところのものと拜するのであります。

今總選挙に際し國民はこの宏大なる 聖旨に對し奉り何を以て御答へ申上げたら宜しいのでありませうか。我々はよく現下内外の情勢を考へ、この容易ならざる時局を打開して國運の發展を圖る爲めには、先づこの人ならば現在の重大時局に對する正しい認識を有してをり、御奉公の精神に於ても一點曇りのない人であるといふ人を選び出して議會に送り、立派な議會を作り上げなければなりません。斯様な議會が虚心坦懷政府と共に切實疎略して立派な政治を實現する様に努力すること、聖旨に答へ奉る所以であり、國民の忠節なる御奉公であります。

茲に内外の時局を審へて見ますに、近時世界を通じて現れたる思想界の混亂

は各方面に各種の対立や争を生ずるに至り、これを國際政局の上に見ても、幾多の紛争や解決し難き難問題を発生せしめてをるのであります。國際間の事情は却々容易ならざる状態と相成つてをるのであります。かゝる情勢の下に於きまして、新興の滿洲國の健全なる成長を扶けて東亞の安定勢力たるの責を擧げ、以て世界平和の護りたらんとする皇國の使命たるや誠に崇高なりと申すべきでありまして、我々國民の重大な決心の必要とせらるゝ所以も本こゝに存するのであります。

然つて國內諸般の事情を按じますに、近來我國に於ける思想界の混亂はまことに憂慮すべきものがあります。即ち或は徒らに自由放任を以てこととし、或は功利に馳せて一黨一派の利益を追求し、自己一身の利害のみを考へて全盤を忘れ、國家の休戚を顧みざるが如き思想に驅らるゝ者があり、或は何等の理想も持たずして徒らに低調なる不平不満を減して一日の安きを憚むが如き頹廢的心理に支配せらるゝ者も見受けらるゝのであります。

かゝる思想の爲に、動もすれば國體觀念の明微を缺くが如き事象を見るに至り、政治に於きましても、我國獨特の憲法政治の眞義を忘るゝが如き者あり、經濟其他各般の事に於きましても、至るところ相争ふことのみ徒らに多く、所謂行詰りの現象が隨所に現はれるに至つてをるのであります。このやうな現状を以て、何を以て國家百年の大計を樹て民族悠久の生命を養ふことを得るでありませう。今や世界に於きましては、列國の國民が非常な決心を以つて幕局の打開を図りつゝある中であつて、我國のみいつまでもかくの如き現状に止まりまますならば、國家の前途、寔に空に堪えないものがあるのであります。

近來非常時の呼聲の漸く世間の合言葉と相成つたのを見るのであります。が、ともすればこの非常時は外國との關係に於て發生し外交の調整を一行へば非常時は解消するかの如き解釋をもつて居る向も少からずあるやに思はれるのであります。が、この非常時の責任は決して斯くの如きものではないのであります。

只今も申しました如く國內に於ける思想、政治、經濟其他各般の事情が時勢に適應せず、この爲めに國運の發展が著しく妨げられてをることの事實の中に、現下の我國の非常時の重大なる原因が存するのであります。即ち國內に於けるかゝる行詰りの現状を打開一新して時勢に適切な國運發展の基礎を新たに築き上げることが出来ますれば、自らこの非常時は解消するでありませうし、また對外的の難問題の如きも、自ら打開の道が開けるものと信するのであります。

即ち非常時下に於ける我々國民の覚悟は、如何にして時勢に適合せる革新を行

ふべきかといふことではなくてはならないのであります。

我國の歴史の上に時勢推移の跡を稽へて見ますに、我國運の隆昌發展を遂げましたるは必ず國民の中に國體精神の發揚せられたる時であり、國民の中に、國體精神に委りを生じたる時代に於ては國家は理想を失ひ、國民は謂ひ難き不安に陥つたのであります。即ち國體の本義の發揚せらるゝ時、必ず國運の飛躍的發展を遂げるは我三千年國史上の大事業であり、また我國民不動の大信念であります。今や國內に於ける庶政各般の革新を行ふにつきましても亦この信念に基いて行はれなければなりません。即ち先づ國體の本義を明かにし、こゝに源泉を發し、こゝに國運發展の原動力を發うて、政治に、外交に、特又經濟其他社會各般の上にて國體の精華を發揚することこそ現下の非常時局を打開して國運の進展を図るべき義であると信じます。

然らば國體の眞髓は如何にすれば顯現出来るかと申しますれば、とりもなほさず、上御一人の下萬民悉く心を一にして國運の發展の爲めに全力をつくして御奉公申し上げること——即ち我々國民全部が眞に私心を去り公に奉ずるの覚悟を以て、おのがじし自己の持場々々に於て國運の發展を期して眞剣に努力することによつて成し遂げられるのであると考へます。

從ひまして先づ政治の上にて國體の眞髓を顯現致しますには、政府は自ら戒めて内閣各大臣を始め、官吏の一人々々第一線の行政事務を擔當します窓口の官吏に至るまで、悉く大御心を體して、その擔任致す仕事を過じて國運の進展を図らなければならぬのであります。

また議會に於きましては我々國體の本義を辨別へて、政府の行ひます政治上の御奉公に對しその是非得失を論じて、政府と共に時勢に適切なる政治の運用を図つてこそ初めて政治の上にて我々國體の本義が躍如として顯現されるのであります。こゝに庶政革新の礎は定まり、國運の飛躍發展は自らにして成し遂げらるゝに至るのであると思ひます。

過般政府が衆議院の解散を奏請致しましたるは、實に時局に對する斯くの如き認識と、時局の打開の方策に對する斯くの如き信念より出發したものであります。

國民諸君、來るべき總選舉に於ては、眞に時局の重大なるを認識し、私を減し公に奉ずる底の國家的見識ある立派なる議員を選挙せられ、先づ議會の上にて國體の本義を顯現し、之に依て國家發展の基礎を築うせんとすることこそ我々政府の念願とするところであります。

今や總選挙に臨み、政府は眞に厳正公平、明らかな選挙によつて公正なる輿論の醸成を圖らんとするものであります。

國民諸君はよく今日の我々國民一人々々責任の如何に重大なるかを考へられ、國運の消長をこの一票に決するの覚悟を以て、容易ならざる現下内外の時局を踏まへて、國家的見識を有する立派な人々を選出し、之を以て議會の現狀を打開し、議會の上に國運の精華を發揚し、庶政の革新を圖り、洋々たる國運の前途を開拓せられむことを望んで止まない次第であります。

(二) ニュース放送

今次の憲正運動實施期間中に於て本運動關係ニュースの放送日時及内容は左の通りである。

放送日時	備考
四月五日 午後七時	選挙憲正中央聯盟では全面的に憲正運動を行ふことになり其體の方針を決定しました。
四月七日 午後七時	東京府選挙憲正運動の根本方針が樹てられました。
四月十日 午後七時	選挙憲正中央聯盟では来る二十三日を選挙憲正運動日として全国一齊に憲正運動を行ふことになりました。
四月十二日 午後七時	婦人團體の選挙憲正協議會が開かれました。
四月十二日 午後七時	選挙憲正大講演會が日比谷公會堂で開かれます。
四月十五日 午後四時	選挙憲正中央聯盟が選挙の憲正を要請したメツセージを全国にくばることになりました。
四月二十三日 午後四時	選挙憲正中央聯盟がパンフレットを配付しました。
四月二十三日 午後四時	婦人團體主催の選挙憲正大會が日比谷公會堂で開かれました。
四月二十五日 午後七時	帝國憲法草案人會が憲正選挙に邁進する事になりました。
四月二十六日 午後七時	東京府では業種の防止に最後の努力をすることになりました。
四月二十九日 午後七時	東京府ではあすの投票日に際して次のやうな投票心得を發表しました。

四月五日午後七時(月)
 ◎選挙憲正中央聯盟では全面的に憲正運動を行ふことになり其體の方針を決定し

ました。

選挙憲正中央聯盟では今回の總選挙に際し積極的に憲正運動を起す事になりけふ選挙憲正運動方針を決定し直ちに全国各地方聯盟並に關係團體に通じて協力をもとめると共にけふ午後三時から東京會館で地方長官との懇談會を開き憲正方針について長官側といつる意見の交換を行ひました。

その具體的な方法としては先づ
 △文書、圖表による宣傳として選挙憲正時報を臨時週刊とし憲正運動特輯號を増刊し一回廿萬部期間中五回發行して百萬部を頒布すること、各方面へ憲正運動に協力する様依頼狀を發すること
 その他キヌター、メツセージ、リーフレット、トリーキー等による運動の外各地方に講演を派遣すること等が企てられて居ります。

四月七日午後七時(水)

◎東京府選挙憲正委員會で選挙憲正運動の根本方針が樹てられました。

衆議院解散の報と同時に直ちに憲正運動を開始した東京府では總選挙を目標とする選挙憲正運動の根本方針を確立するためけふ午前十時から市參事會室で東京府選挙憲正委員會を開き現下の時局に適應した憲正運動の方針に關して諮問を發しました所答を得ましたので選挙憲正實行部では直ちにこの答申の中に明示された其體方針を周知徹底させることは勿論之に伴ふ實施方針は悉く實施し一般國民の参政に選挙に關する觀念を啓發し「理想選挙は東京から」の實現を期することになりました。

四月十日午後七時(土)

◎選挙憲正中央聯盟では来る二十三日を選挙憲正運動日として全国一齊に憲正運動を行ふことになりました。

熱選挙もいよいよ第二期戦に入り政戦はいよいよ白熱化して來ましたが選挙憲正の實を擧げるため来る二十三日を選挙憲正運動日として全国一齊に憲正運動を行ふことになりました。

四月十二日午後七時(月)

◎婦人團體の選挙憲正協議會が開かれました。

選挙憲正中央聯盟と歩調を合せて憲正運動に活躍しようとする選挙憲正婦人聯合會大日本聯合婦人會、愛國婦人會等各團體の幹部、吉岡彌生女史、市川房枝女史、金子しげり女史等、東京府からは廣橋地方課長、市及び中央聯盟各關係係員等七十餘名が今日午後二時から日比谷三信ビルに選挙憲正婦人團體協議會を開催し、

来る廿三日を全國憲法修正議員選挙日と定め、婦人の立場から全國各家庭に憲法修正の空気を吹込み婦人を選べ、主張を選べ、母心で選挙を育てやう」と標語を掲げて、憲法修正の實現に協力することを申合せ、午後四時過ぎに散会しました。

四月十二日午後七時(月)

○選挙憲法大講演會が、日比谷公會堂で開かれました。

近づく選挙に、憲法修正の實をあげるため東京府、警視廳、東京市、選挙憲法中央聯盟では明日午後一時半から日比谷公會堂に於て選挙憲法大講演會を開催することになり、林内閣総理大臣、河原田内務大臣、泉二檢事總長、その他名士の選挙憲法大講演會が行はれる筈であります。

又此の他「輝け日本の憲政」と題する映畫が上映され、同時演説了の豫定であります。

又東京府はけふ午前十時から府廳に於て府立中等學校校長會を開催し、選挙公營に關する件について藤岡總務部長、廣橋地方課長外六十名の校長が出席し、選挙憲法正實行部との協議が行はれ種々懇談を遂げました。

四月十五日午後四時(木)

○選挙憲法中央聯盟が選挙の修正を強調したメッセーヂを全國にくばることにしました。

選挙憲法中央聯盟では今回の総選挙に際して全國千四百萬の有権者を目標に、選挙の修正を強調したメッセーヂを來る十八日夫々各地方面を通じて全國に配布することとなりました。

尙このメッセーヂの要旨は大體次のやうなものであります。

當面の選挙に對する國民の心得としては、その人物につき國民の選良として、大政を襄贊し奉るに足るか否かを見、その主張につき國家のため成る程と心から納得し得る者の支持に當らなければならぬ。總選挙の意義は、一は以て人格、能力、能力等賢良の選出にあり、一は以て民意の暢達にある。

前者は人物の検討であり、後者は主張の批判である。

大體以上のやうな要旨のメッセーヂであります。

四月二十三日午後四時(金)

○選挙憲法中央聯盟がパンフレットを配布しました。

総選挙戦ももうやく實際に入りましたので選挙憲法中央聯盟では今日全國の市町村長並に候補者、同選挙事務局長宛に出選挙のため協力をお願いといふメッセーヂを田澤理事長執筆のパンフレット三十萬部を配布しました。

又選挙憲法正に於て長編の総元編である河原田内相はけふ午前全會員を大會廳室に召集して「各位は憲法修正の指針を示す決心の下に當き一票を有教に行使し苟くも世の指環を受ける事のないやう充分注意されたい」と総選挙に於ける官吏の態度について訓示しました。

四月廿二日午後四時(金)

○婦人團體主催の選挙憲法大會が、日比谷公會堂で開かれました。

選挙憲法正婦人の手で實現させようといふ意氣込でけふ午後一時から日比谷公會堂で愛國婦人會大日本聯合婦人會等の主催で選挙憲法正婦人大會が三千餘の女性を動員して開催されました。

館東京府知事牛塚市長の挨拶、河原田内相等の講演があり小學生代表として子供村自治學校二年生飯田君江さん、板橋志村第二小學校六年生原田喜和子、池田宮原富子さん、洗足高女五年生森野久代さんは女學生の立場から又女學生代表大妻高女四年級本村二年生高田美津子さん等が交々演題に立つて勇敢に選挙憲法正を力強く叫びました。それから三項目からなる大會申合せを可決して午後四時過ぎに散會の筈であります。

四月廿五日午後七時(日)

○帝國在郷軍人會が憲法修正選挙に邁進する事になりました。

全國三百萬の會員を擁する帝國在郷軍人會では、今度の総選挙に際してはあくまで憲法修正を標榜し、在郷軍人の選挙權行使の指針、國防と總選挙等の小冊子や別紙、パンフレットを頒布して、正しい選挙權の行使を強調して居りますが最近等の文書の趣旨が一部に誤解されてゐるやうな説がありますので、之を是正すると共に今後一層憲法修正の實現に向つて邁進する事になりました。

之について在郷軍人會本部指導部長安藤中將は

「帝國在郷軍人會本部は、單に會員の憲法修正選挙を標榜するのみでこの範圍の外には觸れて出るものではない、帝國在郷軍人會は昨春秋、勅令によつて法的に根據ある公的機關として再出發し、特に政治干渉禁止については陸海軍大臣の嚴断なる監督を受けてゐるものであり本部としても、此の點を嚴に戒めてゐる處である、今回の総選挙についても特に一方に偏するが如き言説、主張、行動をなす事は本部として絕對に避けてゐる次第で吾々は只選挙に當つて會員諸君が愛國の赤誠を披瀝し、天業を襄贊し奉るといふ崇高な奉公心から發足せんことを希望するのみである」

と語りました。

四月廿六日午後四十分(月)

●東京府では選挙の防止に最後の努力をすることにりました。

東京府では四日後に迫つた衆議院議員総選挙を控へて選挙防止に努めてをりますが、下七選挙区演説会場に於ける結果の集計状況といま迄の投票成績からみて今回の選挙に於ける選挙特については非常に注目してゐます。

ところが偶々この程内務省から府の地方課に對し「投票の結果若し三割以上の棄権をみた場合はその原因等を調査した上報告されたい」との通知がありましたので府としては投票日當日に至る迄は一段の努力をして棄権の防止に全機能を發揮することになりました。

四月廿九日午後七時(木)

●東京府ではあすの投票日に際して次のやうな投票心得を發表しました。

一、投票の日は四月三十日午前七時より午後六時迄(閉るく正しい氣持で時間に遅れぬ様に入場券指定の投票所へ必ず出掛ること、変項と夕方は一番混雑する。

二、投票に行くときは必ず投票所へ入場券を持つて行くこと。若し入場券を買はなかつたり失くしたりした者は當日投票所で事故係に其の旨を申出ること。

三、昨年九月十五日以後(九月十五日は選挙人名簿の調査期日)に他の市町村に移轉した者でも移轉前の市町村の選挙人名簿に登録せられてゐる者は選挙権を失はぬ。

こうした有権者は新に住んだ市町村では投票が出来ないから前に住んでゐた市町村村に出掛けて投票すること

投票所の入場券は移轉先不明で送つて來ない場合もあるから送つた人は當日投票所で其の理を告げて投票すること

四、選挙人名簿に登録せられてゐても選挙権の失くつた者は投票が出来ぬ。

五、投票を爲し得る者は本人に限る、代人投票をしたり氏名を詐稱して投票をするを厳しく罰せられる

六、投票用紙には候補者一人の氏名を書くこと片假名でも平假名でもよい「……君へ」とか點を打たつり○を記したり印を押捺したり、封へを巻いたりすると折角の投票も無効となる

七、百人は鉛字で投票が出来ぬ

八、携帶品は持参しないこと。廢物は成る可く靴又は草履を用ふること

これが東京府の發表した投票についての心得であります。

(三) 演 臺

東京中央放送局に於ては四月二十六日午後七時三十分より「選挙前正の夕」を開演して和氣霽々たる気分の中に前正超百の普及徹底を図つた。その内容は左の通りである。

選挙前正の夕

午後七時三十分 講演 公民教育上より見たる選挙の意義

文部省社会教育局長

男爵 山 川 建

(二二頁参照)

午後七時五十分 講演 選挙前正の好機會(名古屋より中継)

永田 秀次郎

(二三頁参照)

午後八時十分 国民歌謡

オリオン・コール

伴奏：AKアンサンブル

一、總選挙の歌

二、光は東方より

三、祖國の柱

四、日の出

日本よい 困

午後八時三十分 漫才(京都より中継)

秋山 右榮

秋山 左榮

午後八時五十分 ラヂオ・ドラマ

僕の一票 君の一票

国民歌謡

合唱 オリオン・コール

伴奏 AKアンサンブル

土井 國彦 作詞

橋本 文雄 作曲

金田勝次郎の皇國日本、日本の臣民心をこめて、正しき一票をのの投じ、選良

舉ぐべし昭和の泰に
國家の隆昌臣子の福祿、おぼして大器輝ひしところ、千歳不朽の憲法奉じ、選良

舉ぐべし昭和の泰に
風雲しきりに世界に動く、捧ひて明朗晴れゆく空に、かへさん任務に當るは誰

か、選良舉ぐべし昭和の泰に
神聖なるものわれらの義務と、重大なるものわれらの權利、二つの兼ねたるわれ

らの選舉、選良舉ぐべし昭和の泰に
没才(京都より)

秋山右榮
秋山左榮

總選舉もいよいよ目の前に迫つて来た、君は君の貴重な一票を如何に使ふか、選
舉に對する心構へが出来てゐるか、と詰問すると僕は小買ひをしてゐますと投票と
白米と同達へてゐる。一票はまさに白米と同じく大切なものであると選舉講座よ
ろしくきつたあと總選舉の歌勇ましく終ることになつてゐますが兩人は大切な選
舉のこと、没才報國の賞を舉げるべく苦心操縦頭を凝めてをりますから、どうか
みなさん忙がしくて楽になつておつしやらすスイッチチを入れて下さい。

「その前夜」

水木京太作

役

橋本 仁平	大矢市次郎
長男 茲太郎	伊志井 寛
次男 捷二	瀬戸 英一
次女 民子	吉川 公乃
美やとく	木村 操
女中 きよ	神 百合子
三 河 屋	高 泉 依 登
菊水 主人	雪 阿 光 次 郎
盛源寺 和尚	市 一 郎
	濱 出 水 木 京 太

流しの水音、口小鉢を洗ふ音。きよが、うら覚えの流行唄を口づきんで

一四四

ゐる。足音がし、器具を置く音。

きよ ばあやさん済みません。

きよ これで二階のものはみんなよ(盆から出して)あとはお茶の道具を下げ

きよ だだけ。

きよ どうも済みません。

きよ きよやさん。いつまでもきりがつかないから、早く御飯をいたゞきな

きよ さいよ。

きよ ええ。もう少しですか。

きよ さう云はないで。きよ、わたしが洗つてあげるから……

きよ あらいいんですよ、いいんですよ。

きよ わたしはお茶さまぢやないんだから、少し働かないと。

きよ さうですか。ぢやお願ひします。済みませんねえ。……

きよ いただきます。

きよ (流ひながら)きよやさんも大変ね。何もかも一人ぢやあ

きよ (女へながら)いいえ。

きよ せんのお邸にゐた時は、奥やお勝手で六人も働いてゐて、それでも、

きよ お客様の多いうちだから、休むひまもない位忙しい思ひをしたものさ。

きよ いまだつて、お取次がお茶だつて御用が多いだらう

きよ ええ時々。

きよ それに奥様がおせくなりになつたんだものね。本當によく出来た、やさ

ないわね。

きよ ばあやさん、それが變なのよ。この頃藤木さんへ御依ひの御用なんかま
るでないし、どうかしたんぢやないでせうか。

とく 親子の仲で何があるものかね。去年奥様が亡くなった時でも、藤木さん
ではおが事のやうに世話をしてゐたんだもの。

きよ ええ、でもなんだかねえ。

三河屋 ええ、今晩は……

とく どなた。明きますよ。

三 寮所の戸が明く

とく ええ、三河屋ですが、遅く伺ひまして……

三 なんだ三河屋さんか。今頃どうしたの。

とく あればあやさんぢやないか。御手傳ひに来てたのかい。どうりで茲が知
らしたか、こつちへまはりたくなつたんだ。

とく お前さんも相變ずだね。お店の旦那になつても、今頃ほつつき廻つてゐ
るのかい。

三 はは、實はこの學校へやつて来てね。序と云つちや悪いが、明日の仕
出しの御人数がきまつたかどうか、伺つて行きたいと思つてね。

とく ちやきよやさん、お躰さまに一寸伺つて見てくれなにか。

きよ 三河屋さんですね。

三 へえ、今朝ほどの御註文ですが、お寺へ持つて上る分の、お人数がきま
りましたでせうかつてね。

とく 早いものね、もう一週忌なんだから。

三 いい奥様だつたがな。ばあやさんの前だが、本當に苦勞ばかりして亡く
なつたやうなものだからな。せめて先生が代議士になつたところでも見
せて死なせたかつたよ、全く。

とく あの立派なお邸で一生暮せる人がさ、選挙選挙で、たうとう御氣の毒な
ことになつて了つてねえ。それも先生が國會にでも出られたらまだしも
だけれど、

三 その前がまた三四選區會へ出たんだから、もともと有る人だけに金ぶか
かつたんだね。あゝ如何でした。

きよ あの、まだはつきりした所はきまじないから、二十人見當にして置いて

誰かなことは朝のうち電話でお知らせしますつて、

三 へい、承知しました。

とく まあ御恩返しのもりで御料理の方はうんと勉強するんだね。

三 O五、そんなことは云はなくても、明日の投票を見ればわかるさ。ちや
あ先生にはお寺で御挨拶するとして、きよなら

とく 昔馴染に少し話して行つたつていいぢやないか。番茶位は寮所にもある
よ、

三 いやこれからまた學校へ行つて、演説のトリを聞いて歸へるんだから、
……

とく 演説つて、へえ、お前さん選挙の演説を聞きに来たの

三 今夜でおしまひだから、是非聞きに行けつて若い者に勧められて、きつ
きは藤木の旦那の何つたから、その候補者つても聞かうと思つてね

とく まあ、藤木の旦那が、選挙の演説をなさるの、三河屋さん。

とく あれれ、ばあさん知らなかつたのかい。……とても大したものだ。流
石に楠本先生の架だけあるの、楠本先生の後継ぎだのつて素晴らしい人
氣ぢやないか。それをばあやさんが知らなかつたら、藤木の奥さまに恨
まれるぞ。

とく だつて、選挙なんてわたし共には縁のないことだもの、

三 駄目だね。立憲國民でありながら、みんながきういふ事に對して不注意
だから、日本の政治は墮落するんだ。

とく 何でたらめ云つてるのさ、

三 ははは、おやかましう、

とく 戸の音。あわてた靴音。

きよ ほほほ、ほほほ、面白い人。

とく あれで前貸はうまいんだからね。大きな身代をこしらへてるんだよ。
近く電話のベル

とく あ、わたしが行くから……

とく 廊下で電話のベル。かけて来る足音

とく もしもし。はい、楠本ですが、あゝきよ様は結構なお花をいたゞきまし
て、はい。ええ、それお大變でございませうはい、何なら先生をお呼び
致しますか……さうですか、畏りました。はい、御丁寧にわざわざ、
恐れ入りました。はい、どうも有難うございませう。

(茶の間で)

民子 ばあや、藤木さん、

とく 大門さんですよ。

民 忙しくて来られないって、

とく (近く) ええ、明日はお参りだけさせていただきますって。

捷二 まさか、法事に出たつて選挙違反になるまいに……奮き入れ時だ、商

賈が忙しいのさ。

とく でもねえ、奥様にはとても御恩になつた人達ですもの、いくら忙がしい

からつて、

捷二 佛様に投票したところで、一文になるわけぢやなし……あんな連中は

来てくれない方がいいんだ。

民 お投票も運が悪いのね。選りに選つて選挙の日が一週遅だなんて。

捷二 うん、生きてる間選挙に苦しんだ上に、死んでからまでたたられるんだ

から。……だがおやちも貧乏して行くせに、無理に人を呼ぶこととはな

いぢやないか。それよりはみんな揃つてお参りをして上げたら、どん

なにいい供養になるか。

民 ねえばあや、お前も折角手傳ひに来てくれたのに、姑さんにだつて選

ないし、ぶつかりましたらう。

とく どうしてね、また……

民 東京の兄さんは仕方がないとしても、同じ町にゐながら、お通夜にも来

られない始末だらう。あたし情なくつて……法事にお客なんかいくら

呼んだつて、お母様はちつとも嬉しくないとキマつてる。

捷二 おやちも實際どうかしてるんだ。今藤木木の兄さんが次達の選挙を賤扱

することになつたら、急にお冠りて出入差し止めさ。馬鹿々々しくて話

にならぬ。

とく 別に奥様がねえ。

捷二 何にもない、たと選挙のあたりだよ。第一、いつかの選挙の落ちたの

を、藤木で金を出してくれないせいにするなんてひどい認識不足なんだ

が、さあ親は見捨ててそれほど他人が大事かつていきり立つたのさ。

とく まあ

民 いえ、あの時だつて、自分達をさかしてゐるのよ。それを不足に思はれ

たり、筋違ひに怒られたりしては、いくら藤木の兄さんでも我慢が出来

一四六

ないだらう。商賈團體。可哀相なのは中にはまじつた姉さんよ。決して

金持の家なんか嫌くもんぢやないと思ふわ

捷二 はは、まあ安心しろよ。お前を買ひに来るやうな物好きな金持はゐない

から、

民 だから、いいのよ、

とく ぼほ、でも姑さんにしたつて、別にお金持が望みで、藤木さんに片付い

たのではないんですもの。あの時分は、まだこつちだつて指折りの大家

ですもの、嫁かうとさへ思へば、どんないいところへだつて……

捷二 うん。それさうだ。しかしいくら没落階級でも、おれ達の落ぶれるの

があんまり早過ぎた。……おやち、随分使やがつたんだな。

民 相當なものね。

とく あの頃の事を思ふと、ばあやなんか夢のやうですよ。選挙の度に、あの

廣いお邸がお客さまで一ぱいになつたんですからね。あなた方のまだ小

さい時、はじめて舞合へ出られた時の騒ぎつたらなかつたんですよ。あ

つちからもこつちからも、お祝ひのお客が続いて、もう三日も四日も……

捷二 まるでお祭り騒ぎなんだね。ほら、代議士選挙の時を覚えてゐるのだら

う、學校の歸りに、二人でよく町の選挙事務所へ遊びに行つたぢやない

か

民 ええ、澤山の人が出たり入つたり、とても賑かで、行く處にお菓子をもど

つさり包んでくれたわね。それがうれしくつてお母さんに止められて

も、こつちより出掛けたものね。

捷二 もう何年になるか、あれが前世紀の最後の日さ。有りつたけ持ち出し

て、それで落選したんだから、あんな景氣ともお別れになつたわけだ

とく 何しろ國會のことですからね、かかりも大變でしたらうし、奥様なんぞ

やせるほど御心配をなさつたが……先生に御運が……なかつたが、

惜しいところだねえ。

民 お父様がどんなに残念だつたか、どんなに淋しい思ひをしたか、あたし

にもわかるわ。だから充分同情もしてゐるんだけど……あれからまるで

世間へ出ないなんて、女のヒステリーみたいぢやない

とく うん、あのすね方はいやだな。落選がどうだつて、以前の楠本仁平で威

張つて過せばいいぢやないか。男らしく殺つて破れたのなら、何も恥ぢ

ることではないのに、妙に引け目を感ぜたり、いぢけたりひぶんだり……

民 それに貧乏になつたりすると、やつぱりひがみが出るのねえ。今度のことにしても藤木の兄さんに對する一種のひがみだわ。八つ富りに、あんな意地悪な理屈を云ひ出したりして

捷 さうも取れるよ。世間へ出ないのだから、みんなが自分を輕蔑してゐるだらうつて思ひ過ごしから、反動的になつてゐるからぢやないか。すつから自信をなくしたのが悪いんだよ。

民 無理もないと云へば云ひるし、考へてみると御氣の毒ねえ折角聚會に乗り出したのに、代議士で落ちてからは選挙も出来なくなつたんだから

捷 しかし氣の毒といふなら、お母様が一番さ。おやぢは好きな政治家になつて選挙のお祭騒ぎをする度に、お母様はたいおどおど心配ばかりしたんだらう。そのうちに田畑はなくなる。邸は閉鎖す、そして貧乏の中で死んで行つたんだ。……ねえおや、さう思はないか

とく ええ、先生のなさることなら、何一つ不足など仰しやる方ぢやないが選挙になると命が縮まるなんてね、それお苦勞をなさいましたよ。だから、せめて代議士になつたところをお目にかけられたらと思ひますわ

捷 だが、あれで打切りになつたのが、お母様には結局仕合せさ。これで、うちにもつと財産でもあつて御覽、あれから何處苦勞しなければならなかつたか……一因思が来ても、今夜あたりはわいわい騒いでたかも知れない。選挙の件さやあ、お母様も浮はれつこないからな。はは。

民 兄さんや姉さんのゐないお通夜だつて、浮はれないのは同じことだわ。お母様が、お母様が可哀相だわ。

時計九時を打つ

とく お嬢様、お呼びぢやありませんか

民 さう

二階で仁平が民子を呼ぶ聲

民 はい

立つて階段を上る足音。老人の笑聲

捷 また茶が始つたのかい、ばあや

とく ええ、盛源寺さんと菊水さんで

捷 (延びをして) ああつまらない……一寸散歩してくるよ

やてが玄關から出て行く……

階段を降りる音

民 ばあや、お香茶だつて。お湯湧いてるわねえ

とく (ええ(雑音の音))

民 お茶、あたし焙じるわ。……捷さんは

とく 散歩ですつて

茶器の音。さらさらと茶を焙ずる音

民 (笑聲で) いま頃、藤木の姉さんも、きつと泣いてるわ……

茶を焙ずる音

老人三人の笑聲

整上の石を集めて、茶筒に入れながら

仁 菊さん、もう一局願はうぢやないか

菊水 いや御辭退しますよ、いくらやつても勝味がない

盛源寺 ほう、今夜はまた、ひどくあつさり兜をぬぐんだね

菊 富分政治家のお相手は禁物ですな。選挙の聲を聞いただけで鼻息が荒くなるんだから叶はない。まあ、觸らぬ神にたたりなしと

仁 馬鹿なことを云つて……わしのやうに、選挙よりは非の方が面白くなつては、もう政治家おしまひさ

盛 いけませんか、先生、假りにもそんな逸口上を仰有つてはこの非常時の場合、あなたのやうな方にこそ、まげて御出馬願はなければならぬのに

仁 はは、敗軍の將、兵を語らずで、こんな老骨は非でも打つて居ればいいんです。若い連中が澤山出て来て、それぞれ威勢よくやつてゐますから

菊 な

盛 先生はいつでもそれだ。いやしくも楠本仁平ともあらう人が、老骨で候つて引つごんでゐる法はない。政治や選挙の話は一切御免だなんて、あんまり自分勝手過ぎますよ

民 先生のことだから、それはお考があつてのことではせうが、永い間縣國のために遊されただけに、われわれはどうしても思ひ切れません。第一先生ほどの名士に立つてもらつたら、地元の名譽にもなります

仁 先生、少しは人のためを思つて、縣會にでもいいから出て下さいよ

わしはもう胸を持つてないからな。お前さんよく知つてるぢやないか

盛

菊

盛

菊

盛

菊

盛

菊

盛

菊

盛

菊

盛

菊

盛

菊

盛

菊

種なんか何です、先生さへその氣になつてくれれば、藤水さんだつてつ

いてゐるし、御心配はかけませんよ。ねえ、盛源寺さん

成程うまいことを示つたもんだ。穂といふのは軍用金のことだね

穂、地盤、看板と、此三抽子揃はないと選挙は物にならないが、先生な

ら名は通つてゐるしもの地盤はあるし、もう同題でありませんよ……

……さあ藤水さん片づけて、陸路裁判だ……どうです先生、今度の縣

合には出てくれますか

はは、勝負に負けた仕返しに、この男、わたしに吹つてかかる氣だな

もう逃げやうたつて逃がしませんよ。盛源寺さんもゐる前で、御返事を

伺ひませう

そんな無茶なお願をしたつて、先生が御承知する筈もないが……しか

し澤山の有志家が、これだけの熱心を持つて陸路裁判に上るとしたら、

何とか御考慮へるでせうな。實際議會や代議士の選挙がある筈に、今

度は出て下さるふとお待ちしてゐる連中が、この町だけでもどれほどの

み知れません

いや、この袖本を忘れずに居てくれるのは有難いが、思ふところあつて

政界から手を引いた以上、いくらおだてても無駄ですよ

おだてぢやない、本當のことです、それでも駄目だといはれても、私に

は先生の氣持、納得出来ません、その思ふところあつてなんですか先生、

聞かせて下さいよ

甚だ立ち入つたわけですが、あの時の選挙以來政治を捨てられた所を見

ると、地元のおれわれに愛想をつかされたのではありませんか。努力が

たりないために、先生ほどの方を落したこれもお詫びの仕様もないこと

で、お殿立になるのも重荷もつともです。しかし一旦この差をこつ

て、誠心誠意御出馬を願つてゐるとしたら、これまでの縁故に免じてお

許しになつても思ひますが

それはとんでもない思ひ違ひだ。わしは地元の諸君には、いつも感謝こ

そして居れ毛願不服など持つてゐない。落選はもとより不肖不徳の致す

ところ、反つて面目次第もないと恥ぢてゐるわけで、そんな痛くして面當

てがましいことなどは……

いや誠に失禮を申し上げます。それにしても政治を生命とされた先生

が、御自分で立たれないのは勿論、誰の選挙にも一切關係されないとい

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

仁

菊

ふからには、條源深い理由がおありでせうが

はは、ただ、いまのやうな選挙がいやなんですよ

なんですつて先生、それだけのことでわれわれに氣をもませるなんて、

ひどいぢやありませんか

菊さん、我儘かも知れないが、わたしは出来ない。この節は政治のこと

など解りもしない者を相手に選挙を続けるのがつくづくいやになつた。

そんな投票で代議士になつて何が名譽だ

それはもう、先生としては無理もないお考えですが……

盛源寺さん、もうわしなどの出る幕ぢやない

成程ね、御意見をきけばろくでもない議員の出るわけがわかりますが……

……だからこそ、先生のやうな人物に活動して貰ひたくありません。そ

こで一つ心境の變化をお願して……

いやもう成佛して下さ

私も明日がありますから、この邊でお暇ませう

なかにまだ早いから、ゆつくりどうぞ

先生、今夜は早く引上げないと、奥様の供養になりません、いつでも私

が上るとパチパチで長つ尻をするので、奥様はいやがつてお出でになつ

たんですよ。まあお通夜だけでも御遠慮しておかないとお墓参りがしに

くくなりますから……先生どうも御邪魔致しまして

明日はお待ち申して居ります。どうぞその位

では失禮して(襖を開けて呼ぶ)民子、民子。

二人笑ひながら階段を下りる。玄關の音

非符をあげて、一つ一つ布石する音

(小聲で挨拶を讀みながら) たの九。れの十六。れの十四と。ふむ。たの十五……

(入つて来て) お床を延べませうか

うん、まだいい……上の十六か

……明日は都合のわるい方が多くて……大門さんからも失禮します

かちつて電話があつたんですよ。
 大門も来ない。あんな奴……
 うちではばあやを入れて四人すると、みんなで千二人。兄さん来てくれるでせうねえ。
 (たゞ石を置く)
 明日の朝でもくるかしら。これで兄さんまでこなかつたら、来たくないものは来なくてもいい。
 (泣聲で) お父様なぜ産木の姉さんを呼んでくれないんです。お母様の親の一周忌ぢやありませんか、誰よりも一番出たがつてる姉さんをごとうして、
 産木にあんな仕打をされてのめめうちの敷居をまたがせるものかでも姉さんが一體どんな悪いことをしたでせう、何も自分のせいでもないのにあんまり可愛想ですわ。
 あんなやつらは、ごもなければ煩でもない。
 いえお父様がどう思つてもお母様にはやつぱり子ですわ。煩ですわ。それを呼ばないなんてお父様は意地悪をなさるんです。
 なんだと、
 可哀さうにそんなに姉さんをいぢめなくつても(泣く)
 馬鹿
 みだれた布石の間にすすりなきの聲、やがて民子出てゆく、(換の音) 聲をうつ石の音、慥だしく支那が聞いて徒二の聲が聞える。
 おい民子兄さんが来たぞ
 (雨の音)
 (いきり立つて) 産木産木のことか、なんで正しい？ 富選が落選かわしが危急の場合に五千圓を用し惜しんで他人の選挙には投げ出してやる、こんなふみつけた話があるかわしを侮辱するのがなんで正しい？ (泣聲で) 金高が同じだから問題になさるけれどこれが百圓千圓だとすればどうでせうそれでもあなたを侮辱したことになるでせうか同志のために庶分の投助するのは當然ぢやありませんか。
 投助もい然しあんな青二銭に五千圓出すのにわしには何故用せなないだ
 いえ出してあります。はじめから一萬圓出して選挙費用も十分だつたさう

ぢやありませんか、その上に五千圓要る筈がないその金が何に使はれるか判つてゐるからお父様の名譽のために出せなかつたといふのです。今更おためごかしをいつてもお蔭でわしは名譽の落選したよ。
 僕も名譽だと思ひます。五千圓の金で買収したる票二百票が加はつてお父様が富選されるよりこの方がどんなに名譽か知れませんが、私はこの事情を聞いて産木で頑強つて呉れたことを木富に有難いと思ひました。
 なに？ お前までわしを侮辱するの？
 お父様それどころか私は始めてあなたのをえらさが分つたのです。一萬八千二十三票いまでもはつきり覚えてゐます、私にはこれが恥と呪ひの數字でした、それが誇りと喜びの數字に替つたのです。この中には金で買つた汚れた投票が一つも入つてゐないみんなあなたの人格と誠見を信じて選んでくれた投票なのです、お父様は三萬人もの人達から信頼され尊敬されたんだと感じて實際誤が用る程うれしかつたんです。
 選挙は戦ひだ相手の手が延びるのを黙つて見てゐられるか五千圓さへあれば、
 お父様ひとが混棒するからとて自分もしていいことはありません不正はどんな場合にだつて不正です危い誘惑にひきずられて政治家の名譽を汚すことのないやうに最後まで不正を犯さまいとしてその金を出さなかつたんです。産木の兄さんの誠意ある處置はどこに非難の餘地がありません。
 ふう、その結果は有難いことに次點だ。
 しかしあの一萬八千票こそ正しい戦いで得られた尊い記録なんです純真な信任とこれだけよせられたら政治家として敗北ではない、立派な勝利です。私もお父様をはじめて尊敬出来るやうになつたんです。
 はあ、なんとでもいへ、わしはもう政界の落武者だから。
 お父様はもつともつと誇りを感じていい筈です。縣會に出てゐられた時分選挙々々でどれ程澤山の金を使はれたか今度は十萬七萬だとよく聞かされたので私は金さへ澤山出せば誰でも議員になれるものと思つてあなたが高點で富選されても名譽にも誇りにもしてゐませんでした。其處にお母様が心を痛めてゐる様を見て反つて選挙なんか呪つてゐたんです。
 あれに政治のことなど分るものか田畑をなくしたぐちばかりならべてゐ

たろう。

いえ金のことだけではありません。お母様は違反行為を苦にしてたんです。これまでの選挙で議員やブローカーが警察へ呼ばれたことか一度でもあつたでせうか、それがあなたの上にかかつて来たはしないかとそれも心配の種だつたんです。

馬鹿な一筆がそんなへまをやるか

お母様は全部の投票が金で買ひ集められたものと思つてゐたでせう。だから可憐にお父様がどんなに世間から依頼されたか本當の姿を知らない位で亡くなられたのです。私は今夜選挙の事情を聞いて生きてゐる間に喜ばせてあげたかつたと心からさう思ひました。

わしもせめて代議士になつて扱はせてやりたいと思つたがーいやなれても扱はなかつたかもしれぬ、あれは政治が嫌ひだつたからな。

お父様のなさることにはなに一つ不服な顔をなさいませんでした。政治を嫌ひにしたのはあなたのおせいぢやないでせうか、下らない連中を集めて無駄な金を使ふこと投票とは仲買の手から買入れるものさうきまつた選挙でうちの財産がどどん滾つてゆくのではお母様にしてもたまらぬ氣持だつたと思ひます。私だつて

お太郎がわしが財産をなくしたのがそんなに恨んでゐるのか

いいえ無駄に間違つた使ひ方をなされたが残念なのです。買収などの不正のない選挙をされてゐたら今度の、明日の選挙にだつて候補に立てたでせう政治に志したお父様が正しく一生を歩まれるためにうちの財産が不足だつたとはいへません。

うん、それあ多少誤手にやつたこともあらうしかし金を食はない選挙などどこにあるものか。

やればやれないことはありません、藤木の兄さんなどは理想選挙です青二才が寄合つて騒いだところで開票したら笑ひものになるだけだ

いえきつと成功します。お父様は小さいときからの反感で今日まで選挙を呪つて来ましたがさつき藤木の兄さんの態度を聞いて本當に選挙の眞意がわかりました。わかれば隠だつて無用心ではゐられませんが。そして眞面目に考へれば買収などする候補者が當選することが出来なくなりませう。

藤木などの青二才に政治運動がわかるものか

從來行はれた選挙はいつでも候補者のやる選挙だつたが本来さういふものでないどこまでも有権者が立つてやるものでなければならぬ。有権者は丁度自分に適當な醫者を選者に選む心得で候補者を選びたいのでつまらぬことをいつて

代議士は醫者だ、國民の生活についての幸福と健康を守る醫者だから手癖や人格をよく見極めなければならぬ。ところが投票を買ふやうな候補者は醫者の方で金で患者を集めて支那を飾るわけで大方怪しげな腕にきまつてゐるそして投票を賣るやうな有権者はかけがへのない命をさし出す覚悟をしなければならぬ、自分の生活や命を大事に思ふ人には必ず正しい選挙をする必要がある。

お前仲々うまいぢやないか

藤木の兄さんがお父様の弟子なら私はまたその弟子になりましたお父様の政見を聞いて下さいませんか

面白いことをいふ！お前も有権者になつたんだな

お父様明日の選挙に出て下さい。

選挙は候補者のものでなく有権者のものです。お父様は偉い政治家ぢやありませんか有権者としての御意見だつて持つてゐられるに違ひありません。なぜこれまで投票によつてそれを明かにされなかつたのです。

お前達若造と一緒にされてたまらぬか

普選になつて有権者は承えましたしかしそれは生活を眞剣に考へなければならぬ階級が加はつたことになるのです。だから自分のために正しい選挙をしようとする者ばかりです！お父様は一口に若造といひますがそれでは私はどうでせう投票を一束にしてブローカーに渡した昔の小金持より劣つた人間でせうかもつと命を生活を大事にしてゐるつもりですがお前藤木にたのまれたな

いえ頼まれたのぢやありません。お父様を政治家として尊敬してゐるから申上げるのです。お父様 天皇陛下から賜はつた選挙権は國民の権利と義務を合ませたものではありませんか。その権利を捨てるのは同時に義務をわすれることにならないでせうか。あなたは候補者として、正しい選挙を行つたやうに、どうして有権者として正しい義務を果して下さ

仁 うん。
 憲 お父様、私は明日早く歸つて投票しますあなたもきつと出かけてくれませぬ。
 仁 はは、よろしい。わしも生れ變つて、新しい一票を投じよう。
 憲 の御意見にしたがつて候補者を選んで下さい。たゞこの正しい義務を果して、政治家として立派な態度を見せて下さい。

第六章 婦人團體の運動

一、概 説

選挙公正運動にとつて、婦人の協力が如何に必要であり且效果的であるかは、今更喋々する迄もない。それは過去數次の肅正運動の實績に徴しても明かである。併し從來の婦人の肅正運動は、所詮一つの「お手傳ひ」に過ぎなかつた。併し今やそれは單なる協力ではなく婦人自らの運動となつたのである。過去數次の肅正運動を通じて深められ強められた政治的關心によつて女性に茲に女性独自の立場から肅正運動を自らの天職として「母心で選挙を育てませう」のスローガンの下に政治的淨化を叫んで起つたのである。斯くして清く正しく選挙を育てて行かうといふ母心に燃ゆる婦人大家の運動は、遂所から街頭から我々の運動と相呼應して活潑に續けられたのである。左にその概況を掲げやう。

二、婦人團體幹部協議會

選挙も第二期戦に入り政敵愈々酷ならんとする時、都下各婦人團體を打つて一丸として組織されてゐる選挙肅正婦人聯合會では愛國婦人會、大日本聯合婦人會と共に、「選挙公正は婦人の手で」の自覺の下に四月十二日午後二時から日比谷三信ビル内東洋軒に第一回の協議會を開催府よりは地方課長出席、種々具體的方策を協議、來る廿三日を「婦人強調日」と定め、各婦人團體主催の下に選挙肅正婦人大會を開催することと決議した外種々事項を申合せ散會した。出席者各婦人團體代表者約七十名。

三、選挙肅正婦人大會

女性独自の立場から選挙の淨化を叫んで起つた都下各婦人團體は運動開始以來、遂所から街頭から活潑なる活動をなして來たのであるが、更に左の激を飛ばして四月廿三日の選挙肅正強調日を期し都下各婦人團體を打つて一丸とする大會を開催、府民は素より全國民に對し女性の立場から選挙の淨化を強調したのである。「女の黒髪は大家をも驚くと云はれてゐます。弱いやうに見えて強いのは女性の力です假令選挙に差違は一票はありませんけれども母の心で選挙を育てて行き、廿三日、日比谷公會堂で高らかに掲げられる選挙肅正の大会唱が、全國津々浦々に響き渡り、日本女性の心の琴線に觸れて、みんなが舉つて立ちあがり、こんどの選挙が理想的に行はれることを心から祈つてやみません同愛の婦人達よ……來り聴け……」

斯くて左のプログラムに依り、河原田内相の講演、館東京府知事牛塚東京市長の挨拶の外女性の大会にふさはしく小學兒童、女學生、女專生徒各一名、一般女性二名が演壇に立つてそれぞれ女性としての立場から選挙についての意見發表を行ひ最後に次の如き申合せをなし盛會裡

事務係 小松(府) 平林(市) 瀧尾(警署) 金子(愛媛) 尾崎(大日本)

司會者 大妻

式場及映畫係 瀧尾

會場整理係 東京府、市

事務係 平林、市川、大坪、杉原

内務大臣、田澤氏、横山

東京府知事

出、演者係 東京市長

意見發表者

合唱者

接待係 金子、田島

受付係 尾崎、前原、森野

會計係 市川

注意

△勸語に關する件は一切大日本聯合婦人會にてする事

△出演者の出演時間及時間割宛、送迎等一切はそれらの係にてする事

△細い金銭の出納はそれらの掛にて立替え、後で會計係に請求する事

△當日迄の事務打合せは選挙前中央聯盟瀧尾と聯絡をとる事

△前記事務分擔者は當日午前十時迄會場に来る事

△受付にて配布物は、當日午前十時迄にそれぞれの團體に於て受付まで持参する事

當日受付にて配布するもの

△プログラム、時報、パンフレット、肅正の歌

△府知事の告諭、マツチ

△肅正カレンダー

△チラシ「女の選んでほしい代議士は」

演 内務大臣 河原田 稼吉

本日選挙肅正婦人大會をお開きになりまして、時節柄忙しい時であるにも拘らず、かくも多数お集りになりました。選挙肅正の爲に熱心に御協力下さいますことは、私共選挙に關する當局と致しましても尚ほ感謝に堪へない次第であります。

昔の人の言つたことでもあります。青年を見ればその國の將來の運命を知ることが出来る。故にナポレオンでありますか、かう申したことがあるのであります。これは洵に至言でありまして、一國の青年が身心共に澁滞としてよく育てられて居りますればその國の將來は洋々たるものがあり、又一國の青年が卑屈な状態であり、體位が劣悪でありますれば、恐らくその國の前途は憂ふべきものがあるものでありませう。實に一國の將來は懸つて第二の國民であります。青少年の及府にありと申して遊支あるまいと存するのであります。この青少年の心身は何れの國に於きましても總て暖かい慈母の胸に抱かれ、母の愛に育まれるものでありまして、この意味から申しましても母親の力、婦人の力といふものは國家興亡の上には實に重大なる關係を有するものであります。賸ひまして我國は申すに及ばず、世界何れの國に於きましても家庭教育の振興といふことに非常な力を注いで居りますことは洵に當然のことであると申さなければならぬのであります。御婦人は結局この家庭教育の主宰者でありまして、昔から搖籃を勤かす手は即ち世界を動かす手となると申されて居ります通り、家庭教育の主宰者であります婦人に對して社會國家が期待致しまする所は極めて大なるものがあると考へられるのであります。それと同時に婦人の社會國家に對しまする責任も亦極めて重大であると申さなければなりません。そこでこの家庭教育を振興致しまして青少年の健全なる心身の發達を遂げさせまする爲には、どうしても唯單に家庭の内部の改善ばかりでは十分でないのであります。進んでその環境全體の改善進歩を圖らなければ到底完全にその効果を擧げることが出来ないのであります。今日御婦人が自分の家庭の管理に付きまして色々と御心配になるばかりでなく、更に社會國家の進歩發展の爲にも各方面に於て御協力をなさるるのも、その主なる理由の一つとしてはこの家庭教育を十分ならしむる爲の思召から出て居るのではないかと考へるのであります。

さてこの家庭の環境を改善致しまするに付きまして最も深い關係を持ちますのは先づ第一に政治の善惡といふことであります。これは大に致しましては一國の政治から續いて手近な所では市町村の自治に關する政治に至る迄、政治の運用の如何が家庭生活に取りまして寔に重大なる影響を及ぼすものであります。教育のことから、經濟のこと、その他如何なる點から考へましても政治と家庭生活といふものは切り離すことの出来ない深い關係を持つて居るものであります。斯様な次第であります今日に於きましては最早や婦人としても政治に付て昔のやうに吾れ關せず焉といふやうな恰好で居る譯には行かなくなつたといふことは、既に

皆様のよく御理解に相成つて居る所と思ひます。又御理解になつて居ればこそ、今日のやうな御懐しにも皆さんが多量御自身の御家庭の爲に、又母親として、主婦として、我国立憲政治の向上發達の爲に熱心に力を盡しておいでになつて居るのであります。殊に最近に於きましては御承知の通り、我々の事情は國の内外を問はず常に容易ならざるものがあるものでありまして、種々なる改革を施して藩閥を切放けまして、東洋永遠の平和の責任者である所の我々の使命を果して行かなければならぬ。かういふことでありますが、これが爲には内國の政治の上にも、或は國際間の外交の上にも、或は軍備に、或は又經濟に、或は社會に、かういふ風な有ゆる方面に亘りまして一大刷新を加へなければならぬやうな時期に直面致して居るのであります。この大事業を達成致しまする爲には文字通りの舉國一致、眞正の意味の舉國一致、即ち官民の區別なく、又老若男女を問はず、國民の總てが一大決心を以て事に當るの覺悟が先づ第一に必要と考へるのであります。殊に國民の半数を占めまして、兩も男子の活動の裏には當に御婦人の力が與つて大なるものがあることに疑ひもせず、婦人の協力に依つ所が頗る多いと申さなければならぬのであります。而して國運の發展を圖りまする爲には先づ第一に政治を善くして行かなければならぬ。かういふことに相成るのであります。政治を善くして行きまするには、先づ第一に國政に當りまする者が眞面目な心と態度を以て國政に當ることが先づ第一に必要である。かういふ風に思ふのであります。我國は御承知の通り明治天皇陛下に於かせられまして、「萬機公論ニ決スヘシ」といふ有難い御聖旨に依つて立憲政治が行はれまして、政治の根本をなします豫算とか法律とかいふものに付きましては必ずこの議會の協賛を経なければならぬ。かういふことに相成つて居るのであります。そこで陛下の御命令に依りましてこの國政の執行に當りまする政府も亦前申しました法律とか豫算とかいふやうな國政の根本をなします所のかういふ問題を審議を致し、協賛を致す所の議會も、定に極めて眞面目な、所謂私を減して公に奉ずる、かういふ心を以て當らなければならぬといふことが先づ第一に必要であるといふことは申す迄もないと存じます。而して御承知の通り衆議院は國民に依つて選舉せられるのでありますから、議會に於きまする議員諸君が眞面目な態度、至誠奉公の心組を以てこの國政の審議に當るといふことを國民が容認するならば、先づ第一に國民の方からこの心持にならなければならぬ、かういふ風に思ふのであります。他人に向つて正しいことを求めまするならば、先づ自分が正しくなければならぬ。自分が公明正大でありませぬならば、相手も亦自ら公明正大になる。これは私が申す迄もないと思ひます。

然るに實際に於きましては、例へばこの貴重なる選舉權を行使するに當りまして、或は下らない情實に依るとか、或は利害關係に依るとか、甚しきに至りましては僅かの金錢に換へてこの貴重なる一票を行使する、即ち買収によつて投票權を行ふといふやうなことがありましては、どうしてそれに依つて選出されました議員諸君に對して眞面目な態度、私を減し公に奉ずるの心を以て國政の審議に當るといふ熱心なる態度を求めることが出来ませうか。又さういふ態度がありました場合に國民の方がこれを責めることが出来ませうか。かういふ風にしたらばどうしても正しく國政の審議を求めることが出来るのでありませうか。即ち正しい人の選出せられ、又議員の正しい行動、眞面目なる行動を求めまするならば、先づ選舉權を與へられて居りまする有権者、即ち國民が正しき心を持ち、且つ又正しき態度に出るといふことが先づ第一に必要であると考へるのであります。選舉權正運動の本旨といふものは全く茲にあるのでありまして、御婦人方は今日では選舉權をお持ちになりませんが、國運の進展といふことに付きましては國民として共同の責任をお持ちになつて居るのであります。又手近な所から申しますれば御家庭をよくし、お子さんをよくお育てになりませうか、どうしても先づ政治といふものをよくする、といふことに重大なる關係があるのであります。又御家庭に於きましては實際御婦人の方が實權をお持ちになつて居るのでありますから、この現下重大なる難局を打開して、躍進日本の基礎を樹て、行きまする根本はどうしても國政の審議に當る者、即ち行政官吏は固より、それに先程申しましたやうな國政の根本をなします豫算とか、法律を審議する方々に對しましても、總て眞面目でなければならぬといふことを常にお心にお持ちになりまして、只今申しましたやうな國政の重大なる衝に當る議員の選舉といふものに付きましては、或は御主人なり、或はお子さんとか、或は御親類の方とか、或は御近所の方々とか、皆様の手の届く限りの投票權を持つて居る方々によくお話になりまして、眞面目な心を以てこの貴重なる選舉權を行使して、この度の總選舉に於きましては、自他共に選舉法違反になるやうな行爲の絕對にないやうに御協力下さることをお願い致す次第であります。首ひ換へて申しますれば、即ち選舉有権者が先づ正しい心を持つて、これに依つて正しい人を選出して、私を減し公に奉ずるの心組を以て國政の審議に當り、國運の進展、庶政一新のスタートを切ることの出来ませうか、お祈りを願ふ次第であります。

意見發表

小學生代表 子供の村 飯田君江

この同級長のせんきよがありました。私は大塚さんがいゝと思ひました。さうしたらそのとほりになりました。また大人のせんきよがあるさうです。子供の中には前とちがつた立派な空をまがいてあるボスターがはつてあります。よい人をせんきよなさいといふたてかんばんも十字路にたててあります。こんどせんきよされるのは代議士といつて日本中のいろいろのいいことをそらだんする人だと先生がおつしやいました。私は正直なさんのやうな人か大黒さまのやうな人がいゝと思ひます。おいちわるでは 天皇陛下がごしんばいなさると思ひます。

意見發表

小學生代表 東京市第四 倉持とみ子

チン／＼と號外の鈴の音が聞えて来ました。私は何かしらと思ひながら急いで外へ飛び出しました。けれども號外屋さんの姿はもう見えませんでした。あちらこちらと見ましたがとう／＼見つかりませんのでぶつかりながら家に歸つて来ました。すると家中の人が集つて何かを取まいてさわいでました。私がのぞいて見ますとさつきの號外でした。お母さんは私を見て「もう號外は來てゐますよ。」と甘つて笑はれました。號外は議會解散の知らせでした。家中の人はそれを取りまいて、選挙の話で持ち切りです。今日は日本國中どの家でもびつくりして、さわいだことせう。私は此の時とても強く選挙は大へんな事だと思ひました。それから毎日方々では大人が集ると選挙の話をしてゐます。學校でも先生から選挙正のお話をうかひました。そして校長選挙と同じやうに、心の正しい立派な人でお國の事を心から思つて行を折つて下さる人を一生けんめいになつて、選ばなければならぬのださうです。此の頃は通りを歩いても候補者の名前を書いた看板が幾つも並んで立ってあります。又方々でえんぜつもありました。私の家へも毎日色々な候補者から手紙が來ます。お湯屋の入口のれんにも横の線の上に選挙正と書いてあります。立派な選挙正を入れたボスターには、「今度こそ理想選挙」、「主眼を遠く人物を選べ」などとむつかしい言葉でいゝ人を選んて下さいと書かれてあります。こんな物を見る度に私は心がびきしまります。選挙する人が皆此のボスターをお國の事を思つて読めたらきつと／＼よい人を選ばうと決心するだらうと思ひます。婦人會の人達や色々な女の會の人達も選挙正

のお手つだいをしています。私は子供ですから大人のやうには出来ませんが。こんなボスターを一つでも書いて出来ただけお手つだひをしたいなあと思ひます。先だつて私の學校の小川さんが東京市で選挙正の標語のぼしゅうをした時入選して東京市長さんから立派な賞状とき記念品をいただきました。其の標語は「明るい一票を我が市」と言ふのでした。其の時先生から前に出来てゐる標語には次のやうなのがあると聞かされました。

正しき一票 皇國の榮

もはん選挙は東京から

ちかつて端正こそつて投票

などと言ふのでした。こんなに皆が一生けんめいに選挙正に骨おつてゐるのですから、どうかよい人が立つてよいお國になるやうにして下さい。皆が端正々々と言つてゐるのに、大切な議員さんをお金をもちつたり人になつて選ぶ人が少しあると言ふ事ですがどうしてそんな心になるのでせうか。選挙は正しくなければいけません。それから雨が降つたり。忙しいからと言つて選挙に行かない人もあるのださうですが、今度こそ誰も一生けんめいですから、四月三十日にはぜひ行つてよい人を選んで下さるといゝと思ひます。

清空をつきぬくやうな立派な美しい選挙正にみんなから心をこめて選ばれた立派な議員さんが集つてお國の事を相談して下さると日本の美しい光がまします。輝いて世界からほめられる事になるでせう。

どうぞ／＼よい日本になるやうによい議員さんを選んで下さい。

意見發表

小學生代表 板橋區志村第一 原田喜和子

いよ／＼選挙も同近になりました。町の角々には選挙正のボスターや候補者の立看板などが澤山立られてゐます。どうぞこの中からお國の爲に正しい人を選んで戴きたうございいます。區會議員の時も市會議員の時も、私達は出来ない年らも一生懸命になつてボスターを書いて貼つたり、綴り方書き方等を書いたり、お家ではお父様やお兄様に選挙正をなさないやうにどうぞよい人を選んで戴くやうにお願い致しました。今度といふ今度はお國を擧げての大事です。この選挙位お國の榮に影響するものはないと思ひます。

日本は今非常時です。この非常時に適した立派な方を選んで戴きたいものです。善い人が集まれば正しいことが相談され、お國は益々發展致します。どうぞ

ぞ善い人を正しく選んで戴きたうでございます。選挙の度毎に校長先生や支持の先生は「善い人を選んで下さい。明日はきつと投票していただくやうに」とおことづてになります。どうぞこの尊い一票を大御心にお答へ出来ませうやう正しくお使ひ戴きたいとお願ひ致します。市合の時も女の方や子供達も一生懸命になつておりましたのに、残念なことに棄権も多いやうでした。私達の願つたことが充分に行はれなかつたとしても、私共小國民として日本人として御國の爲に何處も繰返してお願ひ致します。正しき一票が力強く投票されるまで。」

意見發表

女學生代表 大妻高女 宮原富子

私達は學校へ迫ります途中、衆議院議員候補者の立看板が並んだり、選挙公正の立札やそれに因んだ標語の塔とか旗や幕の類を澤山見受けました。我が國の立憲政治は明治大帝に依つてお定め戴きましてから、既に五十年を超過致してをります。それにも拘らず、今日尙選挙公正などと申しまして、婦人や學生までがこんな愛國運動に携はなければならぬことは洵にお恥しい次第です。國民の一大反省を要すること、存じます。元來選挙権を行ふことは國民の一大義務でございます。是は當然なこととしまして、本當の代表となるべき方を選ばなければならぬと申しまして、選挙公正に問はれたり、不眞面目な人が當選したり、又大切な選挙権を抛棄したりすることは一體どういふ譯でございますか。長い歴史を持つ我が國の國民としてこんな無責任極まることを致しますのは洵にお恥かしい次第であると申さなければならぬとせぬ。殊に東京市民は帝都の公民として全國民の模範となります爲に十分の覺悟を以てこの選挙に當つて戴きたいと思ひます。私共には選挙権はございませぬから、父なり兄なり親戚の者によくこの精神を認識して戴いて、私共が將來母となつた時には正しく子供を養育して、選挙公正運動などといふ言葉は過去の矣草と致したいでございます。四月三十日餘り所僅かに一週間、本當に臨のある、お國の爲に働く人が當選されて、深遠日本の前途に光明を與へるやうな清く正しい政治の行はれますやう願んで止みませぬ。最後に理想の選挙に依りまして、上は天皇陛下の大御心を安じ奉り、下は國民の期待に副ふやうに實現を願んで私のお話を終ります。

意見發表

女學生代表 洗足高女 森野久代

この頃来る處四ツ角や町角に太い文字で候補者の氏名を書いた立看板が幾つも立並んでをります。三月三十一日第七十回議會の最後の日に衆議院の解散が行はれてから板々立候補し、数日に迫つた總選挙にゴールインしやうと多数の人が努力してゐることは新聞その他で誰もが既に知つてゐる事柄であります。それに就ては色々の催し物をしてしたり或は議事堂を背景に大きな旗をかたがた貼つたり又各大臣のラチオ放送があつたりしてゐますこんななまでにして何時も何時も英大な費用と努力とを使つて、國家が理想選挙を行はせやうとしてをられるのに、選挙の度毎にまだ「逆反者が多く出るといふのは何といふ不思議なこととせうか。もう一つ不思議なことは學校の小使さん、それから出入してゐる大工さん、植木屋さん、御用聞きなどに與へられてゐる投票の権利が内の校長先生にはないといふやうな點であります。女性にはそれだけの能力がないのだといふお話であります。そんなものでせうか、私共だつてさういふ場合には選挙公正だとか案板だのといふやうなことは恥しくて出来はしませぬ。私共は一学期に一度宛校長と副校長とを選挙することになつてをります。選挙せらるべき人は立派な人物で、學力もあり總て生徒の模範となるべき者でなければならぬことは無論であります。その爲に私共は何時何時も正しい目で人を見、又人の長所を認め得る人になりたいと思つてをります。與へられた一票を正しく用ひる爲には棄権をしないといふことも一つの大きな義務だと承知してをります。自治會の各部長を選びます時も同じ心得で致してをります。この正しい選挙といふことは申さば私共の當該上當然な理窟だと存じてゐるのであります。この頃時々お上からのお達しだと仰しやつて、選挙公正といふやうなお話を學校でも特に何ふやうにいたしました。その時校長先生は何時もお笑ひになつてゐらつしやいます。あなたの方の間で立派に行はれてゐることなのに、大人でやつてゐない人があるといふことは不思議でもあり、又自分達としてあなたの方に對して恥しくもある。併しあなた方を道して家庭に通じるやうにといふ仰せを黙つてゐる譯にも行かないからと仰しやいます。大人の世界には私共には分らないやうな理由が色々おありのこととは存じますが、選挙の範圍や方法が違つても、その精神は何處までも同じではございませんまいか。本當に「聖旨奉答この一票」の標語は一つの警鐘となつて私共の公頭に鳴り響いてをります。この度の總選挙に依つて模範的の代議士、眞に國家を愛へ、國民の福利を圖り、さうして女性の力を認めて下さる方が板々御當選になるやうにと私共は感ずらお祈り申上げてをります。

意見発表

専門學校生徒代表 津田英學堂 高田美津子

今度衆議院が解散になりました。来る四月三十日に國民を擧げての總選挙が行はれます。私共はこの時に當りましてもう一度選挙といふものを深く反省して見たいと思ひます。選挙を行ひますには先づ國民は自分の國の政治に關心を持つて、それを理解しなくてはなりません。自分の國の政治に關心を持ちますと、人から勧められなくともその重大な議員選挙に當つては自ら慎重にならなければならぬ。従來の選挙に於きまして候補者に立つた方が互に争つて一人でも多く自分に投票数を増さうといふやうに努力するといふのは一般國民に取りましては、選挙といふものは他人の爲にするやうに思はれてゐたやうな所がありはしなかつたかと思ひます。他人の爲にするのではない。選挙そのものの持つ重大な意義が一向に反省されてはゐなかつたのではないかと思ひます。その爲に色々買収だとか、選挙妨害だとかいふやうな弊害が伴つたのです。選挙こそ國民が國の政治に参加するといふ實證でありまして、自發的に自分の信念と意見を以てゐるのでございますから、各々その一員として十分に責任があり、それだけに自己に對して忠實でなくてはならないと思ひます。深い考もなくして選挙公正のお祭り騒ぎを致しませんが、さうして團體的行動を執つても、各個人の自覺のない限りは何の効果も擧げ得られないと思ひます。又或人々は選挙公正の取締に對して、政治の理解と申しますよりも、先づ恐怖の念を起しまして、手を出さへしなればいゝのだといふやうに恣横をせやうとします。このやうな人にも今迄の経験から又無理のない所がございますので、この人達に對しましては特に警察當局の方が先づ親切に彼等に理解の行くやうに選挙に對して教へることがちよつとした心遣ひであつて両も非常に効果を擧げることではないかと存じます。一般に知識階級の人々は政治に關しても或る程度の理解を持つてゐるやうでございますが、その他の工場で働いてゐる人々、商店に雇はれてゐる方等廣く一般國民にも政治をもつと分り易くこれが理解されるやうにパンフレット等に依りまして公民教育を施すことも選挙公正を廣く徹底させる方法ではないかと存じます。又兄弟や家庭を通して選挙公正の精神を角を立てずに円満に和やかな氣持で普及するのにも効果が非常に大きいだらうと思ひます。このやうにして選挙に於きましては立候補する議員自身が自重して、國民の代表として恥しくないだけに良心的

あるのも勿論ですが、彼等を選ぶ一般國民も自覺して責任を以て投票し、又私共女性は今こそまだ選挙の権利を與へられてゐませぬが、同じく國民として國の政治に一層の關心を持ち、一票こそ持たないが選挙の精神を理解して、先づ私共の周りに人から正しい一票を出させる準備を致しませう。さうして眞に吾々國民の輿論を反映した堅實な憲政の樹立を圖りたいと思ひます。この頃新興日本とか、選送日本とかいふやうな言葉がよく聞かれますが、それは吾々國民は勿論のこと、諸外國も亦認めてゐる言葉でございます。而して文明の第一線に出た我が國に於きまして選挙に對する國民の理解がまだ徹底してゐない爲に色々の弊害を起すやうなことがございましては本當に恥しいことだと存じます。私共は兎角精神は理解してをりましても實行が伴はないことがよくございまして、今度こそ本當に懇切なことからもこの私共の氣持を實行に現はし移して、選挙公正の爲にお互に盡したいと存じます。皆様どうぞお力添へ下さいませ。

意見発表

一般婦人代表

豊島區選挙公正 選挙委員 遠藤和子

私はかういふ席で餘りお話を致したこともございませぬのでございます。又官史の家内でもございませぬし、代議士の家内でもございませぬのでございますが、失禮なことを申上げるかも知りませぬのでございます。私が以前向にお世話様になりました震災當時の市長でございまして、後藤伯爵から親しく伺ひましたことを皆様にお話申し上げて見たいと存じます。それは伯爵が御存命の頃に親しくお話をございまして、今の政黨はお家流のくづれたやうなものだといふことを仰しやつたのです。この位置けば給だか宇だか判らなくなるといふお話を伺ひましたのでございまして、私は只今それを大變に深く自分では感じてをるのでございませぬ。何ぞ今度の選挙にはなんとか給とか宇とかいふものになりませぬ。皆やばり國民が失禮でございませぬが、私はお怒りのじやないかと存じます。國民がしつかりと自覺さへ致してをりましたならばどういふ黄金を山程積んで参りませうとも、取る人がなかつたならば必ず持つて来る者もなくならないかと存じます。どうぞ國民が皆自覺を致しまして、私共にはまだ選挙権は戴けませぬのでございませぬが、私共が若し選挙権が戴けたと致しましたらば、私は主義方針のしつかりした方、又人格の高い方、國家觀念の高い方、まあこの位の所は必ず條件の中に入つた方を選挙致したいと存じますのでございませぬ。どんなに百の規則

が出来まじても、國民の自覺といふことの一點がなかつたらば何の役にも立たないことだと私は存じます。どうぞ皆様がこのボスターや色々とお上でも深山お金をおかけになります、切めてそのお金が他に廻りますやうになりまして、皆様のお自覺が確かになりますれば、お金をかけませぬでも眞正に出来るのではないかと存じます。私はもう洵に失禮なことも申し上げましたし一向に馴れませぬでございますから、洵に行届きませぬでございますが、是で失禮さして致します。

意見發表

一般婦人代表

愛國婦人會 阿部 操
許廣人會 阿部 操

本日の御催しに出まして、家庭の婦人の立場から選挙正に關して何か意見を申し上げようといふことでもございましたが、私がこの方面のことに就きまして殆んど無關心でございましたことを大變お恥しく存じます。同時に愛國婦人會が婦人報國運動の一つの事項と致しまして、選挙正のことを早くから強調してお出でになりましたにも拘らずなほざりに致してをりましたことは何とも申譯ないと済み感してをりますやうな譯でございます。併し一昨年来選挙正の聲が大變に喧しくなりまして、家庭の婦人もそれ相應のお手傳ひを申さなければならぬといふことをお申付けになりましたので、私も出来ただけのお手傳ひは致して参りましたのでございますが、勿論皆様のお積りで遊ばしてらっしゃいますけれども、本當に國家の一大事であるこの一大愛國運動に對してみんなが本當にその氣になつて来るかといふことを驚か疑ふやうな點も、是は大變口懸つたことを申し上げまして恐れ入りますけれども考へますやうな譯でございます。で先程から田澤先生から懇々とお話がございましたやうに、政治と婦人の日常の生活といふものは切離すことは出来なぬものとお困を強く致しますのも、弱く致しますのもこれは男の方ばかりではなしに、婦人も充分その責任を負はなければならぬ。さう致しますと、今度のは男子の方にだけ選挙權が與へられ、さうして婦人に選挙權を與へられてはならないといふことが大變不合理のやうに考へられるのでございますが、併し今日の選挙界がこのやうに腐敗墮落の極に達した、是是非とも選挙界を覺醒しなければならぬ、議會政治にさへも疑を持つやうなことになるまいかといふことは國民が本當に立憲政治の本當の意味を理解してゐない、選挙に對しての心構へが十分出来てゐなかつたからぢやないか知らんと思ひます。でこれは一般の婦人の方と申しますと大變恐れ入りますが、特に一部の御婦人の方は勿論その方面のお力なり知識なりは十分お持ちであらうつしやいますけれども、一般の

婦人から申しますとまだ、斯ういふ方面の用意とか心構へといふものが出来てゐないのぢやないか知らん、でさういふやうな所に更に選挙權が與へられた所で、十分御奉公を申上げることが出来ないと存じます。でこの際は婦人の立場から私といふことを抜きにして、どうぞこの度の目前に迫りました選挙が十分理想的に立派に行はれますやうにお手傳ひを申上げなければならぬと思ひます。男の方には男の方のお勤めなりお仕事なりがございますが、婦人には又婦人の仕事がございます。でこれは尋常一様には参らない、イギリスの御婦人の方に選挙權が與へられましたのも色々な道程がございまして初めて選挙權が與へられたといふお話でございます。この際は婦人が一生懸命にお手傳ひを致しまして、さうして婦人の本當の力を認めて戴く大切な時機ぢやないか知らんと思ひます。殊に日本の婦人は慎ましやかでなければならぬ。殊に家庭の婦人は暗々と街頭に飛出してお仕事を致しますよりも、陰でお仕事をして行くといふ所に美しきがあり、又方強きがあるのではないかと思ひます。では古いお話であります伊弉諾、伊弉冉尊様の御結婚の時のお話を伺ひますと、御婦人の方が先に御婦人の神様であられました伊弉冉尊様が先にお言葉をかけになつて御結婚なさいました所が不具のお子様がお出来になつた。所が是はどうかとも女が先に口をきいたのがよくなかつたといふので、今度御結婚のやり直しを遊ばした。で今度のは男子の神様であられます伊弉諾尊様がお言葉をかけになつて、さうして御結婚遊ばしました。さうして御立派なお子供を深山お持へになつたといふことを伺つてをります。これも只今過んだ科擧から考へてみまするとても可笑しな話でございますが、是は日本の婦人に慎ましやかであれ、謙讓であれといふことをお教へになつた尊いおさとしのお話だらうと存じます。で私共は家庭の婦人でございますから何處までも男子を押し立てて、さうして陰にをりまして十分男子の方のお仕事を見過して、さうして後から力添へをする、詰り御主人のお仕事をリードして行く所に婦人の喜びが有る力があるのではないかと思ひます。洵に私共は大切な子供を預つてをる、子供の教育の任に當る大切なお勤めでございます。で小さい子供を自分の膝の上に置いてあやし育てますその間に、桃太郎のお話をしたり、カチ／＼山のお話をして聴かせますその間に、何等かの方法に依りまして議會政治の大切であること、選挙に對しての心構へといふやうなことを囁いて子供に教付ける、さう致しますると斯ういふ子供達が段々大きくなりまして、社會人となり、公民としてのお勤めを致します時に、途はないやうなことなるのではないかと思ひます。先程から本當にお小さいお嬢さんや女學生の方々が難々し

い御意見の發表をなさいまして私共本當に感激して仰ひました。斯ういふことが繰返されまして、さうして色々さういふ方面の知識が一般に行渡りますれば、自然に政治といふものが明瞭になり、住みよい社會が出来て参ります。さうして結局それが議會政治に花を咲かせることになりませう。延いては誠に恐多いことですが、明治大帝の本當の御教誨に謝ひ奉る所以ではないかと思ひます。

明治大帝の御教誨に

まつりごとよこしまならぬ國にこそ

さかしき人も多くいでけれ

と仰せられてをります。甚だ麗りませぬお話を申し上げまして恐入りますが、私の心の一端を申し上げましてお話を終ります。

四、婦人團體街頭宣傳

選挙直正運動が開始せられて以來、家庭から街路から母心で直正運動を續けて來た都下各婦人團體では、總選挙前日四月二十九日天長の賀節を期し今回の直正運動に最後の氣勢を添へるため、左記の通り乘權防止宣傳に大童の活動をなした。折柄の日本晴に恵まれて、白地に「活かせ一選選へ人物」と赤く抜いた直正標に身を固めた總勢二百人の婦人は白地に黒く「選挙直正」と染抜いた直正標に装ひをこらした四十歳の自動車に分乗、一同揃つて宮城に逢拜の後、各班に分れ、次の通り各區を巡廻宣傳した。斯くて直正運動の花婦人團體の運動に、錦上更に花を添へたのであつた。その要項は左の通りである。

婦人團體街頭宣傳出發之際シ總務部長挨拶

國民ノ總意ヲ決スベキ嚴肅ナル總選挙モ茲々明日ニ迫ツテ参ッタノデアリマスガ此ノ一箇月間明日ノ總選挙ヲ當面ノ目標トシテ官民一致ノ大努力ヲ以テ行ツテ参リマシタ選挙直正運動ノ役後ノ仕上ゲヲ致シマス爲ニ御存知ノ通り此ノ二十三日カラ本日マデヲ乘權防止強固同ヲ行ツテ居ルノデアリマス。此ノ強固同ノ最終日ニ當ツテ、府下各婦人團體ノ總動員ヲ以テ乘權防止ノ街頭宣傳ヲ自發的ニオヤリ下サイマス。此ノ意深イコトデアリマス。我々心感謝ニ堪ヘナイ所デアリマス。皆様が御家庭ノ主婦トシテ色々御忙シイ日程ヲオ持ちナツテキルニモ拘ハラズ、我々國現下ノ非常時局ニ直面シテ選挙直正運動ノ熱心ヲ示シテ、我々ニ致意ヲ致シテ選挙直正運動ノタメニ積極的ナ御協力ヲオ與ヘ下サイマス。此ノ御意ニ感ズニ堪ヘナイ。

大會申合せ

私共は選挙に直接關與する事は許されてありませんが、一昨年來直正運動には、母心を以て協力して参りました。

今回の總選挙こそ、眞に理想的選挙とするため、左の諸事項を申合せ、極力その實現に努力致しませう。

- 一、一家團圓の發合に選挙直正問題を最上級家庭内に直正の空氣を醸成せませう
- 二、家庭の中より選反者を出さざる事は勿論、絶対に乘權せぬやう努めませう
- 三、選挙日には國旗を掲揚し、お赤飯等の用意をして、神聖なる義務の自覺を強めませう

昭和十二年四月廿三日

選挙直正婦人大會

婦人團體街頭宣傳要項

- 一、主催者 府下各婦人團體（府、市役所）
- 二、日時 四月二十九日午後〇時半集合 一時半出發（晴雨ニ不拘決行） 五時解散

一、人員 一區五人乃至六人 二〇〇人ノ豫定

一、街頭行進順序
府廳舎ニ集合後警務部長ノ挨拶ヲ受ケタル上府廳舎ヲ自動車ニテ出發、宮城前ニテ下車整列、宮城参拜、全員乗車、田村町ヲ經テ尾釜町ニ至リテ二班一分レ一
班ハ上野公園ニ二班ハ品川公園ニ至リテ以後ナル北幹線ヲ經テ逐次各支持區ニ至リ区内適當ノ箇所ニテ立俣ヲ行ヒ適時降参(一名以上ハ府廳ニ歸リ状況ヲ復命ス)

一、用意スヘキ器具其ノ他

- (一) 乗用自動車 四〇臺 (府ニ於テ備上)
 - (二) 自動車 四〇枚 (府ニ於テ用意)
 - (三) 二〇〇本 (市ニ於テ用意)
 - (四) ビラ (宣傳用) 一八萬枚 (婦人團體用意)
 - (五) 布用 告除 三萬枚 (府ニ於テ用意)
 - (六) 標 マツチ 五萬個 ()
 - (七) 香 茶 及 鹽 煎 餅 ()
 - (八) サンドウィッチ (婦人團體用意)
- 一、其ノ他分發事項
- (一) 各 班 長 決 定 (婦人團體分發)
 - (二) 婦 人 團 員 動 員 (婦人團體擔任)
 - (三) 寫 眞 撮 影 (府 擔 任)
 - (四) 自 動 車 準 備 (共 同 擔 任)
 - (五) 街 頭 行 進 二 回 ス ル 警 察 方 面 ノ 手 続 一 切 (府 擔 任)

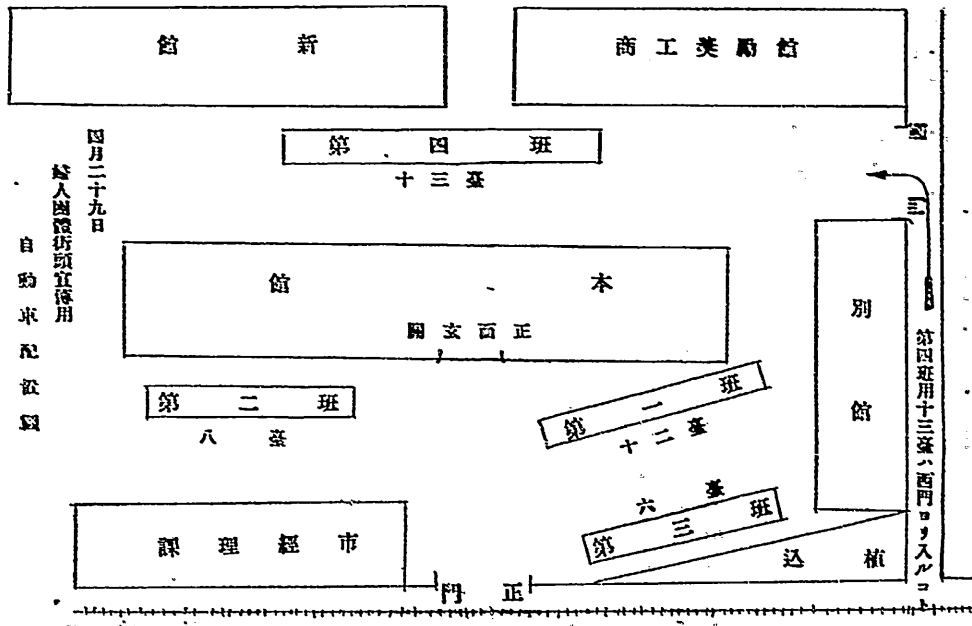
婦人團體街頭宣傳自動車分班並散開箇所

分 班

總班 (一臺)

上野方面 (二三臺及指導車三臺計二六臺)

- 第一班 本郷、小石川、牛込、四谷、赤坂、神田、麹町、王子、淺野川、豊島、板橋 (一臺)
- 第二班 日本橋、京橋、下谷、淺草、深川、本所、芝川 (七臺)
- 第三班 葛飾、綾町、向島、江戸川、足立 (五臺)
- 品川方面 (二三臺及指導車一臺)



選挙公正運動も今回は四度目、婦人側の協力も同を重ねる毎に手慣れて来て、今後とも、選挙公正中央聯盟加盟の愛国婦人会、大日本聯合婦人会、選挙公正婦人聯合会の三團體間では速早く共同運動の申合が成り、ボスター、立看板が全国津々浦々まで送られました。今回のこの運動の標語に、「速く、速く、選挙を育てませう」といふのが選ばれた事は、決して偶然ではないのであります。

選挙公正運動は、凡そ選挙界の選挙の一切せられるまで続けられるべき政治教育運動であります。一昨年初めてこの運動が起されるや、早稲田入道氏の協力が求められたのです。そして婦人團體側でも喜んでこれに應じて進んで手傳つて来ました結果、今では公正運動から女の協力を除く事は出来ないと、いふまでに重要な位置を占めるやうになりました。

ご承知の様に我國では永い間政治は男の仕事と分業的に考へられて来ました。夫の人は未だ参政権も公民権も與へられて居りません。従つて女自身も政治や選挙はむづかしい事だ、不必要な事だと考へてこれから遠ざかり住んで来た。今、この公正についても「選挙界の腐敗に女は何等責任はない筈だ、男の有権者だけが腐らしたものを、女が手傳つて清める事はむづかしい」といふ考へ方が相當に盛かつたのも無理はありません。

然し乍ら事實はこの一票をもたぬ無権者の女が、知らず／＼の間に選挙にまき込まれ、その腐敗を手傳つて来てゐるのです。たとへば山村僻地の炭焼きの家庭とか、海上はるかに漁りを業とする漁夫の家庭などには、有権者である夫の留守を預る主婦の上に買収や情實選挙の魔の手が主として下つたものであり、都會地でも無智なるが故にその誘惑に陥つたり、候補者夫人が夫を想ふ愛情から暗路に迷ひ込んだためしが少くなかつたのです。

茲に於て「私たちにも責任がない譯ではない」といふ自覺から、婦人側の運動は單なるお手傳ひでなく、眞に自發的な協力を分擔を目指して展開されて行つたといへるのです。

(三)

日本の女の新しい自覺の下に芽生へた選挙運動への協力は、同を重ねる毎にその力を強めて行きました。府縣市町村當局から選挙公正実行委員に任せられた婦人の数は全国で二千人に上り、愛国婦人会、大日本聯合婦人会、選挙公正婦人聯合会の共同運動による朝の目は全国津々浦々に行き亘り、或は神前に祈願し、或は巷にビラを配り、投票日には國旗を掲げお茶飯を炊いて家内の有権者を投票場

に送り出し、いやしむもわが家から一人の違反なり、素直なからしめんと總がかりになつて進したのであります。その結果は到る處で「婦人の力は強い、女は實にまじめで熱心である」と女の實力を漸く認められて来たのであります。

然し乍らこれと同時に、この選挙運動の根本義が、女の生れ乍ら有合せてある性能にびつたりと適合したといふ事も、見逃すことは出来ませぬ。選挙公正の理想は「清く正しく」であります。そしてこれは全く種族の保存に任ずる女性の爲に天が生れ乍らに賦與した女性の本能にも等しいものなのです。今迄も女は清く正しく生きたいと何時も冀つて来ました。然し世の中に一歩先軍である男の人たちによつて往々それは破られました。「そんな考へ方は甘いよ。世の中にはもつ／＼裏も表もある複雑な所だ」といふ風にいはれると、女は「さうかしらん」とつひ迷つてしまふのでした。然し今度の公正には全く裏も表もありません。「矢張りこれでよかつたのだ」と、女は今やこれによつて自信を得、勇氣を得たのです。

しかもこの選挙公正運動は日本の國の建て直し運動の第一歩なのであつて、第二、第三の建て直し運動がその背後に控えてゐる事を知る時に國民半数の女は今や武者ぶるひし乍ら、この道をまっしぐらに往きつくさうといふ一念に燃えたくてゐる譯なのです。

(四)

「萬歳公論ニ決スベシ」といふ 明治大帝の大御心の下に、日本に選挙制度布かれてより已に五十年、しかも残念な事には政治教育がこれに伴はなかつた爲に、日本の選挙そのものは恰も野育ちの状態にあるといふも過言ではないのです。選挙にせよ公正運動の起された事は欣ばしい事でありませぬ。

然しこの道も決して平坦ではありませぬ。悲觀論者も後を絶ちませぬ。一面儘きも見えて来ました。茲に今回の運動の苦勞も存する事と思はれます。それにつけても思ひ起すのは、昨年二月の青森市會議員選挙における青森婦人愛国同盟員の決意です。彼の人たちは「私たちは、母だ、萬一この一舉で青森市會の浮化が達成しないでも私たちは決して落胆、失望はしない。私たちは陛下の愛見たちを養ふの正しい公民に育て上げる事によつて十年後には必ず青森市會の

淨化を成し遂げて見せる」と誓ったのでありました。幸ひその選挙は好結果に了りましたが、この決意こそは国民半数を占める日本婦人の胸奥ふかくひとしく燃える想ひではないでせうか。

母ごころ、はごろ、それは萬物を育てよやまぬ力です。まだ若く稚い日本の選挙にも、この力が何にもまして必要なのではないでせうか。昔の中には、何のこの自分の一善投じたとして棄てたとて選挙の結果に持はりがあるものかといふ風な有権者が非常に多いのですが、これは生れた子に對し、養育がいゝから育てようとか、頭がいゝから可愛がらうといふのと同じ考へ方で、これでは選挙の成長は

六、女から見た選挙修正

婦人團體では一般家庭婦人に選挙を分り易く理解させるために次の如きリーフレットを作製一般に配布宣傳した。

(女中) 奥義、又選挙で御座いますか。

(主婦) さうです。衆議院議員の選挙は去年の二月あつた計りだが、議會が解散になつた爲に、今度又選挙が行はれるのです。

(女中) 今度も修正がやましいの御座いますか。

(主婦) さうとも、選挙に對する同感つた考へが改まり、今迄の弊害がなくなる迄はこのお仕事は續くのです。

(女中) 選挙が怒いといふ事は私共子供の時から田舎でもきいてゐましたが、なぜもつと早くから修正が叫ばれなかつたのでせう。

(主婦) 一部分では叫ばれてゐるのですが一昨年以來は政府が先立ちになつて官民協力して組織的に行はれる様になつたから、力づよい運動になつたのです。

(女中) 又修正かなんて申す連中もありませんが、良様方もまたお手傳ひにお出かけですか。

(主婦) え、婦人の選挙修正運動も一昨年の秋以來、府縣會議會選挙、衆議院議員選挙、市町村會議員選挙といふ風にもう三度も續けて行はれて来たけれど、今回の第四次選挙修正運動には、すぐ手願がついて、去年の選挙の時と同じ選挙修正中央聯盟に加盟してゐる愛國婦人會、選挙修正婦人聯合會、大日本聯合婦人會の三團體が共同で運動をする事になり、ビスタや立看板が出来ました。

ありません。どうしても必要なのはその胎兒を無條件に愛してやまぬ純一無雜の母ごころなのです。櫻花の蕾を守る鱗片や毒の役割です。

私たちはこゝに修正運動に對する婦人の新しき使命を感じます。修正の内助空力で」といはれましたが、この母ごころは夫を助ける妻の心から更に進歩を求めたものではないでせうか。

この心で私共は今も國旗を掲げ、お赤飯を炊いて我家から二人の進取者を出さず、養育者を出ぬやう力め、以て力ある正しき人物が選び出される爛漫の春をまたうではありませんか。

(女中) この前は選べ人物、いかせ一票といふ極端で御座いましたね、今度は何と申すのでせう。

(主婦) 今度は「人を選べ、主眼を選べ」といふのと、「母ごころで選挙を育てませう」との二つです。つまり有権者に對してはこの前と同じ心持で、まづ候補者を選ぶには人物第一にして欲しい、次にその人の考へ、この二つを吟味してきめて貰ひたいといふのであり、自分たちの心構へとしては、母ごころで當らうといふのです。

(女中) と申しますと?

(主婦) お前たちはまだ若いからよく判るまいが、私たち子供を有つた経験のある女の人なら誰でもこの母ごころといふものが、どんなに無條件で子供を愛し育てようとするものかを知つてゐます。その心持で私たちが女はこの選挙といふものをも愛し育てようといふのです。去年の二月、養育の市會が解散になつた時、青森の女の人たちが結束して愛市運動に参加された時、萬一今度の選挙が理想通りにゆかない場合に自分たちは奮闘せず、十年計費で今育てゐる子供たちに眞の修正精神をふき込んで將來の公民を作り上げようと申合されました。全く今日の選挙を一足飛びに理想選挙に導きつけようといふのは困難な事ですから、女の私達が丁度子供を育てるやうに氣長に一歩ずつこれを育ててゆきたい、一度だけで行路けぬからといつて、決して見棄てたり放り出したりはすまいといふ、この心持は何も青森のご婦人に限らず、私たち全日本の婦人の胸の奥に潜んでゐるものなのです。

(女中) 全く御座いますね、男の方たちは、割に氣短かで俺の一票位入れたつ

てどうなるものかなどと、仰有る方が多い様ですが、だから素権が多いのでございませぬ。

(主婦) さうですとも、この一票は陛下から國民に下さつたものですから、そんな粗末には扱へないのだけれど、何分にも今迄政治教育といふものが殆ど行はれてゐなかつたから一票は有ち乍らその正しい用ひ方をしらない人たちが澤山にある譯だよ。

これでは生んだ子を、この子は養育がわるいから、この子は頭がよくないからといつて育てない様なものですよ。子供は死んで了ふか不良になる位はありませぬ。

ここで有権者になり代つて女が居るころでこの選挙制度を育てよみたいといふのですよ。

三

(女中) 然し一票のある男さへさうですから、女の方の中にも判らない方が随分御座いますのでせう。

(主婦) これは勿論ですが、選挙公正運動のおかげで今日は女の人もずる分めだめて來ましたよ。何しろ今迄は女は引込んでゐるといはれ勝ちだつたのに、女も手傳へといふ事になつて來、各市町村で女で選挙公正委員に命ぜられたものが二千人もある位ですから、今では女の人たちの働きといふものは全國で素晴らしい成績をおげてゐます。

(女中) 田舎でもさうで御座いますか。

(主婦) ええ、全く日本中の津々端々までこの運動は行き互り、どこでも女の人たちが總立ちに立ち上つて、「婦人の力で内助の功をあげやう」といふことになり、自分の家からは一人も逆反者は出さない、素権者も出さない、そして投票日の當日は朝早くから起きて団扇を掲げ、お赤飯を炊いて夫を切り、家内中の有権者を機嫌よく投票場へ送り出す様に努力したのですよ。

(女中) 昔は田舎にまゐると炭焼きや漁師のおかみさんなど夫のゐない處へは女の人に對して随分買収が行はれてゐるのださうでございませぬ。

(主婦) さうだよ。所が今度の運動の結果では素権者も減れば、逆反も少くなり、真正の気分が世の中にみち／＼て來たから、家庭の中も自然静められて、また同時に女の實力といふものも社会的に認められて來ましたよ。

(女中) 女の人にも段々政治が判つてまゐりましたのですね。

(主婦) さうだよ。何しろ今迄は政治は男のする仕事、女の仕事を治め、子

供を育てる事と分業扱ひされてゐただけけれど、今日の社會の成立ちや、政治のやり方では本當は女の仕事も亦ちかに政治に結びついてゐる事は澤山あるのですからね。

(女中) それは私もこの間婦人愛市展覽會でよく判らせて頂きました。一票はななくてもロミの給末を一生懸命にやつて、「軒宿り廿五奴づゝもへらし」一萬四千圓の市の費用を節約された神戸市の婦人方の活動には驚きました。それから私も水道の程もキツチリしめませぬ、ロミの中へ石や土も掃きこまぬ程氣をつけて居ります。

四

(主婦) それは感心ね。あの展覽會は市政と素所、即ち婦人の生活のつながりを一目で判る様になつたものだつたが、市町村の政治があの通りであると同時に、府縣政にしても國政にしても大なり小なり女子供の生活につながりのないものはありません。

例へば今度生れ出た母子保護法といふ法律、これは國家が貧しい母と子を養ふ爲に父親に代り、その生活を扶けて下さる法律だが、これを作る迄にずる分女の人間の運動もあり、議會も政府も理解して出來た譯だが、いよ／＼生れ出たとなると實際に運用するには國政の力ばかりでなく地方自治政も共に協力しなければならぬのです。つまりこれらの氣の毒な母と子を見つげ出してこの法律の恩澤に浴させる爲には、方面委員さんたちが活動するのだが、この人々は各市町村の政治の中に絡り込まれてゐるので、さしていよ／＼扱はれる場合のお金は市町村からも出るが、府縣、國庫から分けて出るといふ風になつてゐるのです。

(女中) 皆つながつて居りますのですね。

(主婦) さうです。だからこの法律一つだけで考へても、よい市町村議員だけで行かず、よい府縣議員、よい代議士といふ風に揃はなくては、どこか一つ悪いと全體が調子よくは選ばなくなるのです。

(女中) ですから女からいへば、どの選挙にも真正運動は大切なのでございませぬ。

(主婦) さうですとも。忙しい家事をくり合せて街頭に立ちビラをまいたり、投票はおすみでしたか、のポスターを配つたりするのも決してのびきや見茶で出來る事ではありません。これも家を愛し子を愛すればこそその動きですよ。

(女中) 奥様よく判りました。この次のビラまきには私もぜひお伴をさせて頂き

第七章 各種職業組合の運動

一、概説

(主眼) 演説会にも連れて行つて上げよ。どういふ方が立派な候補者だか、おます。

話をきいて覺える事も、すぐお前には役立たない事の様だが、いづれ且那様をもつのだもの。これも母ごころで選挙を育てる一つですよ。

過去一年半に亘る數次の選挙運動に依つて一般民衆の政治的進歩心が相當に喚起せられたことは、選挙公正委員会の答申にも『一般府民ノ選挙ニ對スル觀念ハ從來實施シ來リタル選挙公正運動ニ依リ相當啓蒙セラレ……』とある通り、從來の實績に徴するも疑ふべくもないことであらうと同時に又從來の選挙運動は役人が首領取りの天降りの啓蒙運動であつたことも亦事實である。これは決して選挙運動本來の趣旨に副ふものではない、選挙運動の目的たる理想選挙の實現を期するには、何としても一般民衆の自主的積極的な運動に俟たねばならぬ。斯うした建前から委員会に於ても『……今次ノ衆議院議員選挙ヲ對象トスル選挙ニ於テハ更ニ一層其ノ趣旨ノ徹底ヲ圖リ之ヲ府民ノ自主的運動ニ迄發展セシメ眞ニ官民相携ヘテ理想選挙ノ實現ニ邁進シ以テ發見ノ下政治ノ中心地タルノ實ヲ顯揚セザルベカラズ……』の答申を爲し、これに基いて『一般府民ノ選挙公正ニ對スル自覺ヲ促進シ之ヲ自主的運動ニ迄發展セシムル爲各方面ノ理解アル協力ヲ要望スルコト』なる基礎方針が決定せられたのである。この方針に従つて我々は社會の各方面の自主的な協力を求める爲、先づ一般民衆の各層を縱横に結ぶ各種職業組合に働きかけたのであつた。即ち四月十四日遅れ馳せ乍らも各種職業組合代表者との懇談會を開催、協力を求めたところ、各種職業組合の全幅的な支援を得たのであつて、之等組合の一般民衆に對する積極的活動は過去數次の選挙運動によつて著しく高められた一般民衆の政治的關心を一層觸發して、茲に今回の選挙運動に於て特筆大書すべき活潑なる自主的運動が展開されたのであつた。これは選挙公正運動は一般民衆に對する恒久的政治教育運動でなければならぬといふ本來の趣旨から見ても、今次の運動に於ける最大の收穫であつたことを確信するのである。例へば松旭齋天啓一座の選挙歌の合唱の如き、全くの自主的運動であつて、舞臺と観客席とが渾然一體となつての選挙公正運動は思ふだけに快談を禁じ得ないのである。その他各種職業組合の運動も非常に活潑なるものでありその概況は次の通りである。

二、常設映畫館に於ける宣傳

選挙公正運動の方法として各層民衆を對象とする常設映畫館を利用することの有意義なことは過去數回の實績に徴し明かであつたので、本府は先づ都下五〇〇の大小各種映畫館、演藝館等を動員し、警視廳と協力して各組合を通じてその實施を依頼したのである。而して今回の宣傳の主なるもので本府側より依頼した事項は「スライド」の映寫である。「スライド」は日の丸を配し、その下に「理想の選挙、理想の議會」の文字を挿入し、その兩端に四月三十日衆議院議員總選挙、東京府警視廳と言ふタイトルである。映畫館側に於てはスライドの映寫以外自主的に毎週發行の週報又はニュース等の紙面の一部を割愛して選挙の標語又は文字を印刷し宣傳した。その他特に懸垂幕を掲げることか、或る映畫館に在りては「チンドン屋」に選挙旗を押立て、町内を行進せしめたものもある、其の他映畫館独自の方法来依り夫々適宜の方法を採つた。

市内主要地の映畫館(スピーカー設備のあるもの)等は投票日直前に際し大様左の文案に依りスピーカー放送を行ひ棄権防止に又は投票の

三、劇場に於ける宣傳

劇場に於ける宣傳も組合の自主的協力の下に各劇場に於て宣傳が實施せられたのであるが、映畫館とは異り映寫設備がない爲め、主として字幕、スピーカー又は番組表等に依つたのである。即ち各劇場では觀客の目に映する様舞臺の兩側に燈正懸垂幕を掲げ、番組には燈正標語を印刷挿入、總選舉期日切迫と共に棄權防止を強調すべく之が懸垂幕と引換へて棄權防止懸垂幕を掲出する等自主的に宣傳した。又一部の劇場では特に燈正の爲めにチラシを作製して一日數千部を配付した所もあつた。

斯の如く自主的宣傳に つとめた中にも特筆すべきは新橋演舞臺に於ける天勝一座の開演興行中の宣傳である。即ち選齋の波も愈々最高潮に達した四月廿一日から八日間新橋演舞臺に開演した松旭齋天勝一座では、舞臺から燈正を呼びかけやうと云ふので同座員が燈正の歌を作詞作曲し、歌詞を印刷、番組と共に觀客に配付すると共に又舞臺の縁に掲げて、この歌の合唱を番組の第十番に組入れ、晝夜二回の興業に際し可憐なる少女コーラス團をして合唱せしめると同時に觀客も亦指揮者のタクトにつれて唱和したのであつた。即ち少女コーラス團の合唱中、指揮者はその巧なるタクトを以て觀客に呼びかけ合唱を後進するうち、その快適なリズムにつれて羨らしくのうちに觀客は手を鳴らして舞臺の合唱に唱和、燈正を聲高らかに謳歌する有様で遂には滿堂只燈正の一聲、まことに舞臺と客席とが渾然一體一つの演者であつたギリシヤの劇場を思はせるものがあつた。その効果はさて置き斯の如き自主的運動は燈正運動の將來を下定して餘りあるものである。

その歌詞は左の通りである。

選齋燈正の歌

作詞 石川 幸
作曲 石川 幸
合唱指揮 市村 春
歌 市村 春

- ◆ 世紀の嵐 颯きて
今ぞ沸き立つ全日本
生かせ一葉一葉の
カールはかよる總選舉
- ◆ 燈正の鐘 高らかに
今ぞ生るゝ新日本
生かせ一葉一位の
代表あだに選ぶまじ
- ◆ おゝ燈正の賞 譽り
力ある人選ばれて
唱和の日本表は明ける
生かせ一葉まごころに

● 畫つて燈正・舉つて投票へ 東京府・善祝團

1514	空中大日除自技 天啓ラッシュニシヨウ	初代天啓松 天啓と娘 キングレコード (天啓)
14	日防共協定 選白提供	初代天啓松 天啓と娘 キングレコード (天啓)
13	大一九三七年度封切 術	天啓・小天啓 他總出演
12	合編 石川雅章・作詞 南郷たかね 十八夜 水 種別し	合編指揮 南郷 邦彦 特別出演 初代天啓 大野 太郎・早竹 清
11	合編 石川雅章・作詞 南郷たかね 十八夜 水 種別し	合編指揮 南郷 邦彦 特別出演 初代天啓 大野 太郎・早竹 清
10	合編 石川雅章・作詞 南郷たかね 十八夜 水 種別し	合編指揮 南郷 邦彦 特別出演 初代天啓 大野 太郎・早竹 清
9	スライハンドマジック 作詞 石川雅章・作詞 南郷たかね	天啓
8	男 南郷邦彦 白鳥 望月佐和子	白鳥の幻 高橋 浪江 白鳥 上 葵 芳子 他
7	男 南郷邦彦 白鳥 望月佐和子	白鳥の幻 高橋 浪江 白鳥 上 葵 芳子 他
6	日本固有の奇術 (舞臺技口上・不思議のピヤタンク)	天啓
5	マジンタ童話劇コグマのニコスケとフシギの國 輕妙アックルバット	竹本 安次郎、奥野 一 郎
4	マジンタ童話劇コグマのニコスケとフシギの國 輕妙アックルバット	竹本 安次郎、奥野 一 郎
3	子 娘の奇術 吉本三平氏原作・天啓文藝部編色	中村 弘高、外 娘 子 達 天啓、文子、雪子、八重子、葉子 小天啓と 娘 子 達
2	子 娘の奇術 吉本三平氏原作・天啓文藝部編色	中村 弘高、外 娘 子 達 天啓、文子、雪子、八重子、葉子 小天啓と 娘 子 達
1	子 娘の奇術 吉本三平氏原作・天啓文藝部編色	中村 弘高、外 娘 子 達 天啓、文子、雪子、八重子、葉子 小天啓と 娘 子 達

料場入
夜 三三二
五 四四
十 五十五
錢 錢 錢
休館時間ニキングレコードを演奏致します
三三二
五 四四
十 五十五
錢 錢 錢

キングレコード

四、演藝場(寄席)に於ける宣傳

演藝場に於ける宣傳は大體自主的に宣傳をなしたがその主なるものは

イ、演藝者をして齋正に因んだ面白き口演せしめた一例へば齋正萬歳、齋正小歌、齋正舞扇等

ロ、案權防止齋正小旗を複製し各座二本宛舞臺の兩側に掲出

ハ、本府製作に係る齋正聖像を各演藝場の入口に掲出

ニ、齋正レコードの演奏

ホ、番組に標語印刷挿入

ヘ、知事告諭「東京府民各位に告ぐ」掲出

下、其の他のパンフレット、印刷物類を臨時配付宣傳したのである。

左に林首相のレコード演説内容と齋正聖才の面白き口演せしめた演藝番組の一部を掲げる。

(上)

私ハ茲ニ此ノ度行ハレントスル總選舉ニ當リ、解散ノ意義ヲ吾々ノ信念トシテ送

ベテ國民ノ覺悟ニ就イテ、所信ノ一端ヲ申述ヘ度イテ存ジマス。

、私ハ大命ヲ拜シテ組閣勿々議會ニ臨ンダノデアリマスガ、今日ノ非常時局ニ鑑

ミ朝野一致、和衷協力ヲ衷心ヨリ深ク企願シ之ヲ自己ノ信念トシテ努力シテ參ッ

タノデアリマス。而シテ議會ニ提出セラレタル諸案ハ豫算案ヲ始め今日ノ時局ニ

鑑ミ、最も重要ト認メラルル諸法律案デアリマス。會期ノ盡クルニ及ンデモ

意ト努力トヲ盡シテ、其ノ協賛ヲ求メタノデアリマス。會期ノ盡クルニ及ンデモ

尙ホ豫算案ハ未ダ議會ヲ通過セス其他重要法律案ハ停滯シテサリマセンノデ、此

等諸案ノ圓滿ナル通過ヲ圖ルタメ政府ハ三月末迄ト云フ前例ニモナイ會期ノ延長

ヲ奏請シ、最大ノ誠意ヲ投シテ諸案ノ進捗ヲ冀フタノデアリマス。

、政府ハ最後迄、誠意ヲ以テ議會ノ協力ヲ求メタコトハ此ニヨツテモ御瞭解

下サルコトト存ジマス。然ルニ案議院ニ於ケル案議振リニ於テハ、更尙誠意ノ要

メ難キモノガ少クナカッタノミナラズ、殊ニ其ノ貴重ナルベキ延長後ノ會期ニ於

テハ、故ラニ或ハ開會ヲ延滞シ、或ハ法案ニ至ラシムル等全く議案案議ニ對スル

誠意ヲ缺キ、現下内外ノ情勢ニ對處シテ、緊要ナルベキ幾多ノ重要法案ノ進行ヲ

阻礙シ、延長セラレタル會期モ將ニ盡キントシテ可モ兩院通過ノ法案ハ漸ク提出

案ノ半ヲ越シタルニ過キズ、遂ニハ極メテ身勝手ナル案議院議員選舉法中改正法

律案ヲ提出シ、之ニ對シ政府ノ同意ヲ要シテ、遂ニ停滯セル政府提出ノ重要ナ

ル法律案進捗ノ代價ヲラシメントスルモノナルヤノ印象ヲ與ヘ、世人ヲシテ驚

セシムルガ如キ行動ニ出ヅルニ至ツタノデアリマス。

斯クノ如キ案議院ノ態度ハ斷ジテ眞ニ此時局ヲ認識シ、立案ノ洪飲實業ノ誠ヲ

致セルモノニ非ザルコトハ明白デアルト思ヒマス、私ハ豫テ議院内ニ於ケル論議

ノ狀況ヲ具サニ目撃シ私カニ我が欲定憲法ニ基ク憲政ノ健全ナル發達ノタメ、深

ク憂慮シテホツタノデアリマスガ、事茲ニ至ツテハ到底今日ノ難局ノ打開ヲ俱ニ

期シ難キモノアリト認メ、茲ニ重大決意ヲナスニ至ツタノデアリマス。

世間ニハ今同ノ解散ヲ以テ豫メ計畫セルモノナリトカ、又ハ外部ノ壓迫ニ出ル

モノナリトカ、各種ノ流言謠言ガ行ハレテ居ル様デアリマスガ、誓ツテソウ言フ

様ナ事デアナイノデアリマス。

(下)

私ハ議院内ニ於ケル論議ノ狀況ニ鑑ミ、憤思熱慮ノ結果止ナク、遂ニカカスル

事ガ我皇國ノ爲メ尤モ必要ナリト感ジテ次第デアリマス、全く他意ハ無カッタノ

デアリマス。

斯クノ如ク今同ノ解散ハ、決シテ單ナル政見政策ノ相違ヲ理由トシテ行ハレタ

モノデハナク、憲政奉行ノ基礎タルベキ現下内外ノ時局ニ對スル認識ヨリ出發シ

タモノデアリマス。即チ從來ノ例ニ見ル如キ、政府ト議會トガ政見ノ對立ヲ來

シ、其ノ結果是非ヲ國民ノ審判ニ問フトイフガタメニ行ハレタノデモナク、マダ

政府ノ抱懷スル重大政策ヲ行ハントスルニ際シ、先ヅコレヲ國民ノ輿論ニ聽ク

云フ形ニ於テ行ハレタノデモナイノデアリマス。此ノ意味ニ於テ、今同ノ選舉ハ

歴史の意義ヲ有スルモノデアツテ、國民諸君ハ此ノ點ニ深甚ナル考慮ヲ拂ハレン

事ヲ切望シテ巴ミマセン。

惟フニ總選舉タルヤ申ス迄モナク、與クモ 明治天皇ノ、國民ニ對シ大政ニ翼

贊セシメ給フ深キ大御心ニヨリ賜ツタ有難キ資ヲデアリマス。國民ト致シテハ

ハ何時如何ナル總選舉ニ臨ム場合ニ於キマシテモ、其ノ一票ヲ投ズルニ當ツテハ

御奉公ノ至誠ヲ銘メテコノ重大ナル責務ヲ果タスノ心掛ケガ無クテハナラヌノデ

アリマス。苟クモコノ總選舉ノ意義ヲ輕シタリ、自己ノ投票ヲ利害情實ニ依ッ

テ勤カサシタリスルガ如キ事アツテハ相成ラズデアリマス。殊ニ今回ハ國家重
大ノ時機ニ際合シ、國民ヲ擧ゲテ時局ノ打開ニ當ラナケレバナクナイ際ニ於ケル
總選舉デアリマスルガ故ニ、此ノ點ニ一段ト留意シ私ヲ激シ、公ニ奉ズル底ノ眞
ニ國家的見識ヲ持ツタ立派ナ人々ヲ選出セラレンコトヲ希望シテ已マナイノデア
リマス。

政府ハ今回ノ總選舉ヲ機トシ、從來ニ比シ一段ノ熱下カトヲ加ヘマシテ選舉本
正ノ實ヲ擧ゲン事ヲ期シテ居ルノデアリマス。希クハ國民諸君ニ於カレマシテハ
ヨク今日ノ重大ヲ時局ヲ認識セラシ、總選舉ノ意義ニ關シ深く考慮ヲ加ヘラシ、
一票ノ動ク所ハ畢竟一國政治ノ基調デアリ、其ノ一票ノ正シキ行使ガ結局國政ノ
消長ニ至大ノ關係ヲ有ツモノデアル事ヲ覺ト考ヘラレマシテ、近ク來ルベキ選舉
ニ當ツテハ、我々國民ノ胸底深ク洗ル、義勇率公ノ精神ヲ發露スルニ、一段ト深
ク思フ致サレン事ヲ切望シテ已ミマセヌ。

廣正萬歳

甲「おい×區は種分激戦やね」

乙「ゲキセン?何の?」

甲「のん気を男やあ、何がって選挙やないか」

乙「ア、選挙か」

甲「おつそろしくアツサリいふな」

乙「それやつたらナ、あてもう考へんことにしてゐるわ」

甲「全國民がハリキッてるうちにこりや又どないした男やナ」

乙「そやかて昔からいふやないか、他人のセンキヨを頭痛に病むのは阿呆やと」

甲「阿呆、それア衝氣やがナ、大切な一俵の我々國民の代表を選ぶ今度の總選舉
にボヤクしてゐたらアカンでほんまに...君みたやうなデクの坊が多いさ
か天に業障が多うてどないならんのか」

乙「そりやキキ...して居れば危険やがナ、交通事故防止の標語にも 注意一秒
性費一生 とある注意が肝要や」

甲「手数のかゝる男やナ、そのキケンとキケンが違ふわ!」

乙「左様か、キケン話やナ.....」

リヨ月一十二 席下月四

四月廿五日	女落	落	一落	萬落	舞落	音落	新落	新落	落	落	落	落
中の宴席デー	道	榮	仲	入			切		内	色	相	西
廿九日祭日	三枝	山	柳	特	助	文	日	左	五	つ	芝	正
力	喜	左	之	伯	出	治	出	出				
合	助	松	陽	鶴	郎	丸	夫	郎	め	樂	樂	助
出	助	松	陽	鶴	郎	丸	夫	郎	め	樂	樂	助
演	助	松	陽	鶴	郎	丸	夫	郎	め	樂	樂	助
演	助	松	陽	鶴	郎	丸	夫	郎	め	樂	樂	助
	選	舉	肅	正	の	望	希	御	戴	掲	告	廣
	選	舉	肅	正	の	望	希	御	戴	掲	告	廣
	選	舉	肅	正	の	望	希	御	戴	掲	告	廣

上野給本演藝番組プログラム抜萃

五、デパートに於ける宣傳

大衆の輯集するデパートに於ける宣傳は民衆の自主的協力を促すと云ふ點から最も有效と考へ本府は百貨店商業組合と連絡の上直接各デパートに協力を求めたのであつた。而して各デパートを通じて本府よりの依頼は大様左の通りであるが殊に乗權防止の徹底をはかるため乗權防止強調週間に際して各デパート全店員に別載リボンを一齊に佩用せしめ宣傳したのであつた。

これは顧客に接する店員全部に佩用せしめたのであつて、各デパートを通じてその總人員一萬一千四百名、之れが延人員は實に九萬一千二百名に達する譯である。

又各デパートではその外解より長サ七〇尺巾九尺「理想の選挙は東京から」の黒字染抜の大懸垂幕を掲出して宣傳に努めた。これら府から依頼した施設と相俟つて各デパート側にも一齊に起ち、「ウキンドウ」を開放して燈正裝飾を爲し、道行く人々にその嶄新な意匠を以て選挙意正を呼びかけたのである。(別項寫眞所載)

左に各デパートを通じてその施設、宣傳物を掲げれば次の通りである。

イ、大懸垂幕の掲出

ロ、乗權防止強調週同マーク佩用

ハ、「ウキンドウ」の裝飾

ニ、店内委所に知事告諭及ポスター掲示

ホ、投票日前前に際し店内「スピーカー」の利用宣傳(宣傳内容は映画館、劇場に於てなしたると同様)

ヘ、店員に對し投票意正の告示もなす

左に乗權防止強調週同リボン佩用数を掲げれば次の通りである。

デパート名	マーク佩用人員	延人員
○三 荏 本店	一、六〇〇名	一、二、八〇〇名
○同 銀座支店	三〇〇	二、四〇〇
○同 新宿支店	四八〇	三、八四〇
○高 島 屋	一、九九〇	一、五、九二〇
○松 坂 屋 本店	一、三五〇	一〇、八〇〇

六、撞球業組合の運動

『祖國を明朗ならしむる模範選挙は東京撞球業者から』の意氣に燃える府下の全撞球業組合では四月二十日午後二時から本府商工獎勵館談話室に於て市内各區の代表者の協議會を開催、府よりは地方課長も出席、種々具體的な實施方法について協議した結果、次の運動を實施したのであつた。即ち各撞球場では府より配布のポスターを掲出、ゲーム取りの少女は胸に乗權防止リボンを佩用、客には燈正マツチをサウイズ



デパート店員佩用マーク	計十二ヶ所	延人員
○松坂屋銀座支店	四〇〇	三、二〇〇
○松坂屋本店	一、一〇〇	八、八〇〇
○同 浅草支店	九〇〇	七、二〇〇
○白 木 屋	一、五〇〇	二、〇〇〇
○東 横 百貨店	四三〇	三、四四〇
○新宿伊勢丹	一、二〇〇	九、六〇〇
○京濱デパート	一五〇	一、二〇〇
計十二ヶ所	一、四〇〇	九、二〇〇

する等全市に渡る意正気分を多々わしむる意正ビルヤードの現出を見たのであつたその他各組合では種々の方法を以て自主運動に邁進したのであつて、次に掲げるのは渋谷區代々橋棒球組合が民衆に呼びかけた意正リーフレットである。

非常時局に直面して吾等の覚悟と「選挙」意正の理想

現下の非常的内外時局に直面する我國の現情に就いて我等全東京府下二千餘の棒球業者は皆に先交後榮の一大信念に生きるものであります、殊に近頃の総選挙に對しては一大關心を持たざるを得ないのであります。敢ては東京府及び發見當局と協議の結果奮然起つて理想的なる選挙意正の爲め旗衆なる運動を起したのであります、勿論これは従来の随時隨地なる選挙の爲にとれ程我等の祖國日本を激刺に陥れ時局に導いたかは敢て一言を要せぬ次第であつて、唯だ官憲當局の意正發案運動にのみ得まかせして指くべきではないと信するからであります。

- (一) 祖國を明朗ならしむる模範選挙は東京棒球業者から。
- (二) 真正明朗な選挙は我が組合の家から。
- (三) 陛下の赤子としての國民が潔行奉答は此の尤かる一系で。
- (四) 理想的な明朗の選挙で輝く議會を作れ。

七、浴場に於ける宣傳

古來大衆の批判のまた輿論の増進であるところの銭湯に意正施設をなすことは民衆の自主的協力を促す最善の方法であると考へ全市の浴場業者に協力を依頼したところ全福岡の支持を得て茲に本府は府下三千毎の湯浴に、白地に櫻花を散らし黒く選挙に現はせ日本精神と染抜いた意正暖簾(寫眞参照)を配布掲出したのであつた。かくて全市に現出した意正風呂は浮世の垢をも洗ひ流したことであつた。

八、美容術組合の運動

銭湯と同じへ古來街の輿論の増進であるところの床屋さん並に髮結さんに對しては次の如き協力を求めた。即ち選挙の波も愈々高潮に達せんとする際選挙意正強調週間を期し、府下の九千の理髮業者、六千の結髮業者に對し夫々所轄警察署を通じて次に掲ぐる如き意正櫻花マークを配布、従業者に佩用宣傳せしめた。

(五) 尚き一系で尤る意正を樹立せよ。
以上五項の「マローガン」は我が代々橋棒球同業組合一同の理想とし信念とする所のものであります。

敢ては我が東京全府下二千の同業者及び家族並に其従業員一同は上級の理想と信念と燃へて近頃の総選挙に當りては徹底的に清純意正なる行動を爲すべきを得互に要請して以て、仲間内より一人と雖も恥づべき逆反者を出さざるに努むると俱に、併せて大衆同胞諸子に向つても俱に共に協心協力して此度の総選挙を空前の清純にして意正されたる選挙の模範ならしめ、是に依りて懸ける議會を尤もる議事堂で開かしめ、斯くして陛下の聖旨に奉答し、依て以て陛下の内
外非常時局に直面する因歩の艱難を打倒しやうではありませんか、敢て親愛する我が組合員一同諸子に發告すると共に、併せて大衆同胞兄弟諸子に教白する所以であります。

昭和十二年四月二十五日

九、東京府魚商組合の運動

飲食店、各家庭の壺所密接な關係を有する築地中央市場に本據を有つ東京府魚商組合では「選挙肅正は我等の手で壺所から」と協力を申し出たので、本府では肅正レコード、暖簾、ポスターその他の印刷物を配布協力を求めたところ、組合では新宿、浅草等の盛り場の飲食店に配布一般に宣傳したのである。

一〇、其の他の組合の運動

前述の他に各種の職業組合では夫々各種業態に適した方法で協力するところが多かつたのである。

例へば東京自動車業聯合会では次の如きステッカーをバスタ、クシー等の窓に貼付宣傳又東京酒類商同業組合では選挙肅正中央聯盟発行のリーフレット「選挙に際し全國民に懇々」、府の知事告諭等を各組合員を通じて一般に配布宣傳した外同組合発行の週報に肅正ニュースを掲げるなど活潑な協力を得たのである。

以上は大體全般的に實施された運動のみを挙げたに過ぎないのであつて、この他に各區役所或は町村役場等と協力又は自發的に爲された各種組合その他各種團體等の運動に至つては枚舉に遑ない有様で「選挙肅正は畢竟民家の自發的運動に俟たねばならぬ」といふ選挙運動最後



第八章 講演會

今度の選挙肅正運動は僅か一ヶ月といふ短期間に選挙肅正意旨の徹底に又棄権の防止にその實績を挙げねばならなかつたので従來の肅正運動に於ける如く町村単位等の講演會、講習會はこれを實施する邊もなく又過去一年有半に亘る肅正運動の結果その趣旨は一般に相當浸潤徹底せるに鑑み、今回はこれ等小單位の講演會はこれを實施せず、唯府民の選挙に對する關心を一層激成するため、府を一丸とする大講演會一回並三多摩各郡、東京市舊區、新區の各一部を單位とする各一回の中講演會を開催、これに依つて肅正氣運を一氣に昂揚、運動の推進をはかつたのである左にその概況を掲げやう。

一、日比谷公會堂の大講演會

政敵第二句、全國の候補者も殆んど出揃つて選挙運動も愈々酷ならんとするとき、本府では選挙肅正中央聯盟、東京市、警視廳と共同主催で肅正の大旗をかざして日比谷公會堂に大講演會を開催「理想選挙」の第一聲を放つた。首相の登壇が人氣を呼んでか、午後一時半開會といふのに正午既に満場立錫の餘地なしの有様に市民の政治に對する熱意の程もさこそと窺はれたのであつた。

定刻藤岡總務部長の開會の辭について全員君方代を齊唱、知事の憲法發布勅語捧讀の後満場の拍手に迎へられて、林首相登壇別項の如き訓

話をなし、次いで河原田内相の「總選挙の意義と國民の覺悟」、泉二檢事總長の「選挙憲正と選挙事犯」と題する各講演あり、次に選挙憲正中、中央聯盟評議員前田多門氏が熱辯を揮ひ、牛塚東京市長の挨拶の後萬歳を三唱、トキキ「三唱後日本の憲政」に選局氣分を満喫して四時大成功裡に閉會した、參會者凡そ四千人、其の要綱竝に各講演要旨次の通り。

選挙憲正大講演會開催要綱

一、日 時 四月十三日（火）午後二時半（開場午前十一時）
午後四時終了豫定

一、會 場 日比谷公会堂

一、參會者 一般府民

一、大會順序

(1) 開 場 午前十一時 藤岡總務部長

(2) 會 合 午後一時半 館東京府知事 (五分)

(3) 君が代斉唱

(4) 憲法發布勅語捧讀 館東京府知事 (五分)

(5) 開會ノ挨拶 館東京府知事 (五分)

(6) 演 説

内閣總理大臣 林 銈十郎閣下 (十分)

内務大臣 河原田 登吉閣下 (十五分)

検事總長 泉二新熊閣下 (二十分)

選挙憲正中央聯盟評議員 田澤義 錦閣下 (四十五分)

萬歳三唱

(7) 開會ノ挨拶 牛塚 東京市長

(8) 會 合 大久保東京市助役

(9) 演 説 「輝け日本の憲政」 (三十分)

主 賓 東京市 府

客 賓 東京市 府

凡テノ事務ヲ總括處理スルコト

一、總 務 係

選挙憲正中央聯盟

一、會 場 係

凡テノ事務ヲ總括處理スルコト

一、會 場 係

- 1 係員ハ當日午前八時マデニ會場ニ集合スルコト
 - 2 係員ハ午前十時マデニ全部ノ準備ヲ完了スルコト
 - 3 來賓席新聞記者席ノ準備ヲナスコト
 - 4 垂幕掲出
 - 5 立看板掲出
 - 6 會場内道徳ノ觀所ニボスター掲出ノコト
 - 7 式次第ノ掲出
 - 8 演説掲出、演壇ノ準備ヲナスコト
 - 9 演壇、レコード、蓄音器ノ使用準備ヲナスコト
 - 10 演壇裏ニ裝飾國旗ノ掲出ヲナスコト
 - 11 憲法發布ノ勅語ノ用意ヲナスコト
- 一、委 任 係
- 1 公會堂入口ニ受付ノ設備ヲナスコト
 - 2 入口ニ於テプログラム及印刷物ヲ配布スルコト
 - 3 入場者下駄ノ場合ハ下足置キニ適ハル様注意スルコト
 - 4 來賓受付ハ階上支障ニ於テナスコト
 - 5 一般受付ハ階下入口ニ於テナスコト
- 一、接 待 係
- 1 開會前ニ來賓控室ノ準備ヲナスコト
 - 2 講壇其ノ他ニ對シ茶菓ノ準備ヲナスコト
- 一、會場整理係
- 1 空席ナキヤリ詰メシメ階下ヲ先ニ階上ヲ後ニスルコト
 - 2 來賓席、新聞記者席ハ區別シアルヲ以テ注意ヲ與フルコト
 - 3 席ノ不足ヲ告グル場合アルベキヲ以テ其ノ際ハ入場者ニ諒承ヲ求め側面及後方ニ立タシムルコト
 - 4 喧騒ニ亘ラザル様注意スルコト
- 備考 會場係及會場整理係ハ午前八時マデソノ他ノ係員ハ午前九時半マデニ會場ニ集合ノコト

選舉正大講演會

四月十三日	於日比谷公會堂
次 第	
午後一時開會	
1. 開 會	東京府總務部長 藤岡長敏
2. 君方代齊唱	全 員
3. 憲法發布勅語捧讀	東京府知事 館 音 二
4. 扶 抄	同
5. 講 演	内閣總理大臣 林 銜十郎閣下
6. 同	内務大臣 河原田稼吉閣下
7. 同	檢事總長 泉二新熊閣下
8. 同	選舉正中央聯盟理事長 食族 田澤 義雄閣下
9. 閉會ノ扶抄	東京市長 牛塚虎太郎
10. 萬歲三唱	全 員
11. 閉 會	東京市監査局長 前田賢次
<p>映畫 輝け日本の憲政</p> <p>午後四時終了豫定</p> <p>主 催</p> <p>東京府・發視廳・東京市・選舉正中央聯盟</p> <p>理想の選舉・理想の議會</p>	

高橋 易子	下田 輝正	迫田 直	有元 直	吉原 直	利根川 榮藏	片岡 清一	竹内 龍三	長門 頼三	高村 久治	島村 兵衛	廣橋 貞光	藤岡 長敏	總務部長
近藤 藤	加藤 藤	茶谷 好一	伊藤 廣	小島 仁	吉谷 安二	松山 一彦	谷川 昇	床次 徳二	白戸 大郎	人事部長	東京市長	中央聯盟	選舉部長
△印ハ金務	小川 完七	工藤 寛	麻生 均	丸山 茂	坂本 健二	常田 昌夫	田中 三	小松 仁	△小 森永	長澤 則仁	小松 貞夫	塚澤 貞夫	板倉 聰一
岩堀 喜久男	佐伯 修次	飯塚 節三	近藤 龍一	小田 通	下田 寛	福時 静雄	△片岡 清三	山田 静子	三浦 華子	島屋 貴美子	△横山 正則	横山 正則	

挨拶

東京府知事 館 哲 二

衆議院議員の総選挙はこの三十日に施行せられるのであります。これを富みの目標と致しまして、選挙運動を開始して居るのであります。その趣旨を廣く一般の方々に徹底せしめます爲に、東京府、警視廳、東京市及選挙区中央黨と共同主催の下に、本日に選挙運動大演説會を開催致しましたところ、多数皆さんの御來會を得ましたことは、本演説會を開催致しました者々として向に喜びに堪へない次第であります。特に林内閣總理大臣閣下を初めとして、河原田内務大臣閣下、泉二橋事務總長閣下に於かれましては、時節柄の外御多端にも拘りませぬ、御座席を辱ふし一場の御演説を御快諾下さいましたことは、本演説會に一段の光彩を添へることが出来たので、それを深く喜びとし、茲に主催者一同に代りまして厚く御禮を申上げる次第であります。

選挙運動は一昨年の秋全區に亘りまする府縣會議員の総選挙をきつかけと致しまして始められたのであります。兩派選挙界の腐敗を刷新すべきことの深刻なる國民全體の叫びと相呼應致しまして、國民的の一大奮闘運動にまで展開して来たのであります。今日に於ては全國の津々浦々に至るまで選挙運動の聲が伝へられて居ると存じて居ります。東京府に於きましても昨年二月の衆議院議員の総選挙を手始めと致しまして、引續いて行はれました府會議員の選挙、市町村會議員の選挙に於きまして、それ／＼時機に適應致しました方法を以て、一般府民の方々に對して選挙運動の趣旨を徹底せしめる爲に、あらゆる方法を講じて居つたのであります。

選挙運動の效果に就きましては色々な批評も聞かされるのであります。併し從來兎に角無自覺の間に至められて来た一般の選挙に對する觀念を次第に開發致しまして、立憲國民としての政治的自覺を漸次高めつゝ來りましたことは、何人も認めて疑はない所であらうと思ひます。併ながら今日のこの程度を以て未だ十分なりとは無論言ひ得ないのであります。そればかりでなく從來選挙の點が少くなかつたといふことは、残念ではありますけれども承認せざるを得ないのでないかと思ふのであります。併しこれを以て選挙運動は到底成功の望みがないものであるといふやうに斷定を下しなすことは、これ又大なる誤りであ

ることは皆さんと共に申上げたいと思ふのであります。五十年の久しい間漸次に開發せられて來ましたこの選挙界の宿弊を一朝一夕にして打破するといふことは到底不可能なことであります。この宿弊を根本的に掃蕩致します爲には、長年月に亘りまして國を擧げて絶えざる努力を要しますことは、これは言を俟たない所でありませぬ。眞にこの選挙界改革の完璧を期します爲には、無論嚴正なる取締の必要なことは申すまでもないのであります。併し假に嚴正なる取締に依り、外部からの眞正だけであつては、到底その完璧を期し得ないと思ひます。どうして國民の政治的意識の中から進出せられた自覚ある——自ら戒心をし、自ら眞正をするといふ境にまで到達せなければならぬと信じて居るのであります。他から強制せられた眞正、これは一時的な現象に過ぎないものであります。何時の時にか又馬脚を現はすことは明々白々な事柄であります。國民全體が眞に畏くも、明治天皇の有難き大御心に依つて戴きました選挙權の重大性を自覚しまして、自ら進んで選挙運動の爲に協力致すといふ熱意を以て、全體の者が心を合せて努力を續けて行きますならば、選挙界の眞正決して難事ではないと固く信じて居ります。

時恰も大時局に直面致しまして行はれます今同の衆議院議員の総選挙は最も意義の深いものがあり、又その結果影響する所も極めて甚大なるものあることを考へます。どうぞ一般府民の方々は、東京府民として、帝都の市民としての誇りを持せられまして、理想的な眞正選挙を行つて、これに依つて眞に國民の代表たるべき理想の人物を選挙せられまして、眞正運動の實績を挙げますやうに御協力をお願申上げたいと思ひます。開會に當りまして簡單ではあります。一言御挨拶申上げます。(拍手)

講演

内閣總理大臣 林 統十郎閣下

近く本月三十日を期しまして施行せられんとする衆議院議員総選挙に先立ちまして、これに臨むべき國民の覺悟に就て所信の一端を申述べたいと存じます。

今日皆さまに我が國情に就て考へますに、現下内外の事情は極めて多事多難であります。能くこの重大なる時局に對處し、庶政の奉行その宜しきを期しすると共に、進んで國威の發揚と國力の伸張とを期するが爲には、今日我が國民たる者その朝にあると野にあるとを問はず、齊しく責務の重大なるを考へて、深く省

漸を加へる所がなければならぬと信じて居るものであります。而して、これが爲には全國民を打つて一丸と爲し、國野の官民その何れの地位にある者たるを問はず、眞に一心一體となつて、一言御奉公の誠を致し、力を合せて時勢の克服に勇往邁進するの誓約を固めなすことが、最も肝要なものと信じて居るものであります。その時に當りまして我々國民は近く衆議院議員選挙に臨まんと致して居るのであります。然らばこの選挙はたゞや申すまでもなく、且つも明治天皇の國民に對し大政に翼賛せしめ給ふ深き大御心に依つて賜はつた有難き義務であります。國民と致しましては何時如何なる選挙に臨む場合に於きましてもその一票を投ずるに當つては御奉公の至誠を凝めてこの重大なる義務を果すの心算がなくてはならぬのであります。苟もこの選挙の意義を軽んじたり、自己の投票を依頼、情實に依つて動かされたりするが如きことがあつては相成らぬのであります。殊に今回は國家重大の時機に際合し、國民を擧げて時局の打開に當らなければならぬ際にあつては、選挙であります。この點に一段と留意し、私を減し公に奉ずる底の眞に國家的見識を持つ立派な人々を選挙せられんことを希望して已まないものであります。

由來我が國民は道義の觀念に於て世界何れの國民にも譲らないといふ強い精神を持つて歩つたのであります。萬代不易の國體の下に強固不拔の國民精神を堅持致しまして、無窮なる歴史を築いて歩つたのであります。尙ほ將來も永遠にその歩を進めて居るのであります。この間に於て屢々忠君愛國の熱誠が溢れ、種々の機會に世界の人々をして驚嘆せしむる發展活躍を爲しましたことは、我々の常に誇りとする所であります。斯る國體に基く新國民精神を有する我が國民の選挙に當つての態度は、果してどうであつたであらうか。尚ほ遺憾ながらこの點に關しましては、これを従前の事實に教しするに、頗る満足すべからざる状況であつたのであります。一朝國家に事ある場合に於ては敢然身を挺して義勇奉公の念慮に燃ゆる所の我が國民が、獨り選挙に臨む場合に於てのみは、遠んで選挙の本義を理解するに努めなればかりか、漸次選挙の公正を害するやうな行爲に出づる者が多きを加へて参りました。遂には憲法布かれてから五十年を超過しました今日に於てすら、尙ほ選挙真正必要を叫んで、國民の覺醒を喚び起さなければならぬといふ事態を考へます時に、眞に遺憾に堪へざるものがあるものであります。一昨午以來行はれました選挙真正運動は、國民一致の熱誠なる努力に依りまして、漸次國民の共鳴を得て、國民の政治道義心の涵養發揚に資する所少くなかつたのであります。君國の爲め海に心強く居る所ではあります。

が、國家の現状より致しまして、尙ほ一段と國民の自覺を促して、選挙に伴ふ宿弊の一新に努め、以て政治の根柢を淨め、議會の刷新を期し我が國憲法の本義を顯現し、健全なる立憲政治の發達を圖ることに向つて努力することは、頗る肝要なりと信じて居るものであります。

政府は今回の選挙を機と致しまして、選挙真正の實を擧げんことを期して居るのであります。幸にして今や全國到る所に於て國民總動員の下に真正運動が行はれつゝあるのを見ますことは、尚ほ欣快に堪へぬ所でありませう。希くは國民諸君に於かれましては、隨く今日の重大なる時局を認識せられて、選挙の意義に關し深く考慮を加へられて、一票の動く所は畢竟一國政治の基調であり、その一票の正しき行使が結局國政の消長に至大の關係を持つものであることを篤と考へられまして、近く來るべき選挙に當つては我々國民の胸底深く流るる義勇奉公の精神を發露するに一段と深く思を致されんことを切望して已まぬ次第であります。(四月十三日北谷公會堂に於ける選挙真正大演説の速記)

内務大臣 河原田稼吉閣下

本日東京府、市、審判廳並に選挙真正中央聯盟共同主催の下に選挙真正演説會を開催せらるるに當りまして、所説の一端を申述ぶる機會を得ましたことは、私の最も欣幸とする所でありませう。

御承知の如く、今回衆議院が解散せられたのに就きまして、來る四月三十日を期して総選挙が行はれることになりました。諸君は既にこの問題に關しまして、重大なる關心を持つて居らるることと信じてますが、この機會に私は選挙權の如何に尊ぶべく、又國民に與へられましたこの尊き選挙權が如何に眞實なる心持を以て行使せられなければならぬかといふことに就て申述べて、諸君の御參考に供したいと思ふのであります。

茲に私から申上げるまでもなく、現在に於きます我が國の地位に就て熱心者致致して見ますれば、國外の關係に於きましても、又國內の事情から申しまして、尚ほ、海に容易ならざる時機であると存せられるのであります。例へて申しますれば、最近に於きます國際政局の動きなり、或は東亞に於ける諸般の状況に顧みましても、幾多の難問題が発生して居ることは御承知の通りであります。而して又我が國情を見ますのに、明治以來我が皇室の御稜威と、我が先聖先人の非常なる努力に依りまして、國運は異常なる發展を來して居るのであります。一面又健全に流れて往々自己一方の利害、或は又一階級一方の利害のみを考へて、全體

を忘れんとするが如き現象を呈し来らんとして居るのであります。今や朝野を問はず、官民の別なく、其に力を合せ、力を一つにして、舉つてこの弊風を打破し、國運の伸長を圖り、以て皇恩に酬ひ奉るの一大決心を要する時機に到達したと考へるのであります。而して本回の選挙に當りまして、諸君の公正なる投票に依つて新なる議會の成立を見て、我が國情に應ずる適當なる政策を實行し、漸次内外の難局を打開し、以て國運の伸長を期し得ることが最も肝要と認められるのであります。

善の如くにして眞細なる議會の構成せらるゝや否やといふことは、全く諸君の心一つにあると考へるのであります。即ち衆議院議員は私が申すまでもなく、諸君——有権者に依つて選挙せられ、國民の信念を代表すべき立場に置かるるのでありますから、選挙民諸君が眞に眞心を以てこの貴重なる選挙権を行使せられますならば、選挙民諸君の御心持といふものは、即ち選出せられたる議員の方々の心に反映をして、これが少くとも眞細なる考を以て國政を善議せられるといふ態度に現はて來ると確信するのであります。

元來衆議院議員の總選挙は長くも、明治天皇の深き大御心に依りまして、國民を大政に襄賛させ給ふといふ有難き御褒旨に基くものでありまして、國民の權利であると共に、又重大なる義務であります。若し諸君が眞一にも債かの金錢に依つて買収せられ、或はその他不正行為に依つて動かされてこの貴重なる投票を行ふといふが如きことがありましたならば、長くも臣子として、陛下の御下向に座へ奉るの道に背くこととなるばかりでなくして、諸君の行動は又この議會に反映を致して、爲に國運の伸長を阻害する結果となりはしなかと思ふのであります。臣子として私共國民として不義實にこれより大なるものはないと思はなければならぬと思ふのであります。

顧みますれば我が國に憲政が布かれましてから今日まで五十年を経過致して居ります。總選挙の回を重ねること既に十九回でありまして、今回で二十四回目でありまして、今日まで果してどんな状態であつたでありませうか、洵に遺憾ではないかと思ひます。選挙の回を重ねるに従ひまして、競争は次第に激しくなり、苟も當選さんが爲には、その手段と方法を選ばないといふやうな風潮の段々激しく相成つて参りますと共に、一面に於きましてともすれば一般國民としても一票報國といふ本當の意義を忘れて、徒に利益の爲に動いたり、或は貨賂に惑はせられたりして、遂に種々違反行為を敢てするといふやうな状態に立至りまして、選挙界腐敗の弊害は遂には國民全般の政治的徳義心までも動かさうとする危険さへ

感ぜしめるやうな事態にまで立至つたことがあるのであります。……
そこで一昨年以來選挙界正の弊が盛になりまして、相當の効果を挙げたのであります。尙ほ遺憾の點が少くないのであります。現に最近の東京市會議員の選挙に於きましても、尙ほ多くの違反者を出したといふことは、洵に遺憾の次第と存せられるのであります。就きましては、今日我が國内外に於きまする時局の重大性、今次の總選挙の意義をお考になりまして、諸君の正しい心と正しい態度が即ち議會に反映するといふことをお考になりまして、買収その他の不正行為を絶対に排斥して、更に諸君の一票が眞面目に行はるる否やといふことが直に議會に映るといふ眞細なる氣持を以て、選挙に於て買収その他の不正行為を絶無ならしむるといふ覺悟を以て、この貴重なる一票を行使せられ、今日の時難を克服し、革新政治、隆進日本の基礎を固められんことを切望する次第であります。(四月十三日比谷公會堂に於ける選挙公正大演説會の速記)

檢事總長 泉一 新熊閣下

本講演會に於きまして所懐の一端を述べた機會を得ましたことは、私の深く光榮とする所でありまして。私は選挙事犯といふことに就て簡單にお話を申し上げたいと思ふのであります。

先程内務大臣閣下よりお話がありましたやうに、我が日本帝國は日清日露の兩役を経まして、大に國威を發揚し、殊に滿洲事變以來國力大に發展致しまして、今や政治的にも經濟的にも、世界の國際大舞臺の上に躍進日本の勇ましい姿を現はすことになつたのであります。これは全く皇室の御稜威の然らしむる所でありまして、一面に於きましては、國民協力一致の致す所であると考へて宜しいと思ふのであります。併ながら他の一面に於きましては、今や我が國は所謂非常時局に直面して居る次第であります。この時局を打開致しまするが爲には、國民の舉國一致の力を發揮するより外に尋ないものでであると私は信じて居る者であります。舉國一致——これは我が國體精神そのものであります。我が國の國體精神は申上げるまでもありません。君民一體にして而も萬世不易の大義名分がその間に存して居ります。而して健忘その心を一にして天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにあらざるのであります。この精神の發揮致しまする所に舉國一致の力が發動するのであります。

帝國議會はこの日本帝國の國體精神を發揮する爲に最も必要なる國家機關の一つであります。これに議員たるべき者は能くこの帝國議會の職分を認識し、その

機能をも最も適正に發揮せしむる爲に、最善を盡すことの出来る有爲有能の士でなければならぬのであります。選挙は斯る人才を帝國議會に送りまして、その機能を十分に發揮せしむることを目的と致すのであります。この選挙に依りまして國民は日本の國體精神の實現に協力し、國運の發展に與るのであります。即ち選挙権は日本帝國國民に與へられしたる尊き参政権であります。この権利を行使するに就きましては何等の利益に迷はざる所なく、何等の勢力に壓附せらるる所なく、公正に最も自主的にこれを行使しなければならぬことは首ふを依たないことであると思ふのであります。國民が能くこの選挙権の神聖にして貴重なる價值ある我々國民の選挙権であるといふその本質を認識致しまして、理想的に選挙権を行使致しますことになりしならば、所謂選挙事犯の如きは其の路を絶つに至るべきであります。又選挙公正運動の如きものは無用の長物となることにならざるべきであります。その時こそは我々選挙民は立憲治下の帝國國民たるの輝かしき誇りを持つことが出来るのであります。然るに過去を顧み、これを實踐に徴しますれば、選挙の行はれず度毎に類する選挙に關する犯罪が多数に發生するのであります。殊に違ふとその数が増加する傾向を示して居るのであります。これは洵に國家の體面を汚す由々しき現象であると言はなければなりません。國民がその與へられたる尊き選挙の本質を認識することなく、その自覺なく、斯の如き不祥なる現象を起しますことは、洵に相濟まないことであると思ふのであります。併ながらこれは事實であります。如何とも致し難いのであります。是に於きましてか一面に於ては選挙公正運動が行はれなければならぬといふことになつて來たのであります。又一面に於きましては、事犯の檢挙勵行の必要に迫られたのであります。

次に簡單に選挙犯罪の統計を申上げて見ます。昭和七年の衆議院議員選挙に九千九百人餘の違反者が検事局に於て受理されたのであります。その中六千八百五十四人といふものが起訴されたのであります。然るに昭和十一年即ち昨年の衆議院議員選挙に於きましては、検事局の受理人員は一萬八千人餘でありました。昭和七年に對して倍數に達せんとして居ります。さうしてその中の起訴人員は一萬二千二百餘人でありました。尙ほ昭和六年・七年に亘つて行はれし府縣會議議員の選挙に於ける違反者の数は、一萬三千七百八十八人ばかりでありました。その中一萬一千九百餘人が起訴されました。昭和十年・十一年に亘る府縣會議議員の選挙には、検事局の受理人員が二萬六千八百八十四人に上つて居ります。その中起訴された者が一萬四千九百人近くであります。

尙ほ昨年の衆議院議員選挙に關する事犯に就きまして、少しくその内訳を申して見ますれば、元來この選挙法には取締に就て精密な規定があります。併しその目的はこれを詮じ詰めて見ますれば、選挙の公正と自由を保障するといふ目的の他にはないのであります。この選挙の公正と自由を害する所の行爲又は斯の如き結果を生ずるに至るべき危険ある行爲といふものに對して、精密な罰則が設けられて居るのであります。これをその主なるものに就て申しますると、選挙の公正を害する所の實質的の犯罪と致しましては、買収關係の犯罪であります。金錢の授受、要求、約束或は賄賂或は利害關係に依る誘導等がそれでありました。又買収等の非違が行はれる危険を防ぐが爲に設けられたる取締罰則といふものは、所謂戸別訪問、個々面接等であります。この二種類の犯罪だけを合せまして一萬一千八百人になります。即ち起訴人員一萬二千四百人に對しましては九割強に當つて居るのであります。選挙の自由を害する犯罪、暴行、威力等に依つて人を誘引するとか、或は交通、集會、演説等を妨害するとかいふ種類の自由妨害等のものは、極めて少數になつて居りまして、殆ど數を示すに足らない程度であります。その他に種々なる形式犯といふやうなものが幾分あります。これにも幾多の種類があります。例へば事務所の數を超過して居るとか、運動員、勞務者の數が超過して居るとか、休憩所を設けたとか、或は届出を怠つたとか、帳簿が不備であるとかいふやうなものがその例であります。それ等の犯罪も餘り數は多くないのであります。尙ほ如何なる人々がこの犯罪に就て起訴をせられて居るかを申しますと、昨年の衆議院選挙に就きましては、議員候補者が九十二人違反をして居るのであります。選挙事務局長が百二十六人でありました。選挙委員が一千七百五十二人、選挙人が九千三百五十四人、その他が千人ばかりであります。私共から見ますと、この買収關係の犯罪といふものは、特に惡質のものであると見て居るのであります。就中この買収關係に與ることが常習的であり、又所謂ブローカー的のもので、買収の請負をするといふやうな者、斯ういふやうな種類の犯罪は最も惡むべき犯罪であり、國民の體面を汚すことの最も甚しきものであると考へるのであり、又社會一般に斯の如く考へて居るのであります。

このやうに多數の犯罪のあり居ることは、洵に遺憾千萬なことでありました。これ等の犯罪に就きましては、輕き者は罰金で済みますが、重い者は懲役又は禁錮になる譯でありまして、殊に所謂ブローカー的の買収犯人、常習的の買収犯人等の如き者は、必ず懲役か又は禁錮であつて、その最長期は五年にも達するといふことになつて居るのであります。この罰則が發動致しました場合に如何なる

結果を責すかと申しますれば、個人的には先づ自ら標榜の辱めを受けなければならぬ。酒餘の人と致しまして尊き選挙権を一定の期間行使することが出来ぬ。その他社会的の地位體面を損うことが多し。病へ類はない自己の子弟家族にまでもその累を及ぼす、學校に行つて居る子供に「お前の親父は赤い着物を着たやう」といふやうなことになるやうと、洵に純然なる子供の精神上の苦痛といふものは、想像に余るものがあるやうであります。一時の僅かなる利益の爲に斯の如き個人的家族的に重大なる結果を發生するといふことに就て、どうして必る者は考へず居られるのでありませうか。尙ほこれを國家的に申して見ますと、この選挙事犯、殊に買収關係の犯罪に至りましては、選挙界を腐敗墮落に導き、政治の健全なる發達を妨げ、國運の發展を阻害し、國家の面目を失はしむるといふやうな結果を責すべきことは、敢て多言を要しないのであります。これ等の重大なる結果に考を及ぼしましたならば、選挙違反、殊に買収關係の犯罪を犯すといふかか如きことは、我が帝國の臣民として、苟且にもこれなきやう深く注意しなければならぬことであらうと思ふのであります。斯の如き重大なる結果を責すべきものに刑罰を加へますが爲に、檢察を勵行致しますことは、決して當局者の望む所ではないのであります。併ながら國家の爲に、社會の爲に、選挙界の淨化の爲に洵に已むを得ざるものがあるのであります。涙を揮つて馬鞭を斬る、已むを得ざればなりであります。併ながら斯の如き處置は、若も國民が能くその地位に就て自覺致しまして、この立憲治下の帝國臣民たる所の誇りを傷けることがないやうに、選挙界を腐敗せしむるが如き原因の一つたりとも自己の行動に依つて醸すことがなきやう、十分に心掛けましたならば、重き刑罰を課するよりも、より多く立派なる結果を責すものであります。私共は始終このことを念願して居るのであります。斯の如き理想的な選挙が行はれるやうなことにありますれば、畢竟選挙公正運動も無用に歸する譯であります。今日この選挙公正運動が行はれますことは、將來に於て選挙公正運動を無用たらしめん爲の努力に他ならないと思ふのであります。どうかこの點に就て國民が深き認識と自覺を以て、今回の選挙の淨化に協力一致せられんことを切望して已まないものであります。(四月十三日正大会演説の速記)

挨拶

東京市長 牛塚虎太郎

本日は洵に御繁用のところ有力なる我が親愛なる市民諸君が、斯の如く多数御参合下さいましたことは、洵に感銘に堪へません。殊に總理大臣閣下を初め各講師の御演説に對しましては、洵に御行儀良く拜聴して下さいましたので、この點は厚く御禮を申し上げます。

近來は實に選挙が多い。近く一年餘りの間に次から次へとあらゆる選挙をやつて参つたのであります。實に選挙々々で半年どころぢやない、もう一年中も私共苦労して参つて来たのであります。さうして又近く衆議院議員選挙があるのであります。殊か總理大臣でありましたが、一觸即發といふことを申されて、それが可なり流行つて居ります。選挙のことを考へて見ますと連続連發でありませぬ。そんならもう吾々お互が、選挙のことは大體もう心得て居る、大體承知して居る、選挙公正のことなどはもう話も講解も聞かなくとも宜い程度になつて居るかと思つて居ります。選挙は中々左様に簡單には参らぬことか、これは甚だお互残念なことでありませぬ。選挙に伴ふ犯罪検査の模様でありませぬか、又選挙の結果出て來られる人の顔觸などを考へて見ますと、やはり洵に残念なことであるが選挙々々と騒ぐだけ選挙公正の聲を立てなければならぬ現狀であることは、お互其の遺憾でありませぬ。併しそれなら、救回やつて見てさういふ現狀であるならもう悲觀をして、失望落膽して居るかと思つて居りますと、絶対に左様ではありませぬ。吾々日本人はどうしても進歩發達して止まざる國民でありませぬので、日本の心願はこの點に就ては相當強いものがありますから(笑聲)決して悲觀は致さないものであります。

一般世の中は私の考へる所に依りますと、常に善惡の争闘であります。併ながら善人が少し油断をすると、きつと惡黨にやられてしまふ。けれども苦しみながら努力をすれば必ず善人が勝つのであります。こゝに人生の光明があり、こゝに私は國家の進歩があると考へて居るのであります。私實は正直に申します、百姓の子供であります。隨つて百姓のことは相當知つて居ります。百姓は大事な作物を擁護してこれを作り上げる爲には、常に雜草を取つて居ります常に害虫を驅除して居ります、決して一度やつたから宜しいとは首はない。二度やつたからこれで宜しいとは考へないのであります。年がら年中やつて居る。さうして毎年これを繰返して居る。私共は我が千古の國體を擁護し、國家の繁榮民衆の福祉を増進するの爲に、現在に於て最も適切な最も進歩した政治形式、政治様式といふものは、即ち明治天皇の御制定になまりました千古不磨の憲法に基く立憲政治であります。この立憲政治を擁護するが爲には年々歳々どうしても雜草を刈らなければなら

らず、年々歳々苦難の驅除をやらなければならぬから、憲政擁護に任じて憲政有終の美を濟さんとする吾々國民に取りましては、彼の動態にして忠實なる百姓の態度こそは、吾々の本當に學ぶべき實例材料であると考へるのであります(拍手)

我國の立憲政治既に五十年の経験を積んで参つて居るのであります。その初め國民の道徳、國民の知識共に向上を致しまして、唯一身一家の爲に計ることを爲すばかりではなく、遂に國家公共のことに任じ得る資格があると知覚になりまして我國の立憲政治を創始せられたのが、即ち明治二十二年欽定憲法、二十三年に帝國議會が開かれて立憲政治が實施せられて今日に至つたのであります。因つてお五今日政治の實情を見まして、我が立憲政治に缺陷があり、又不満があるとするならば、これは吾々が作り成して居る國民に缺陷があり、國民に不満があるのではありませんからして決して人を責める問題ではありません。自ら責め自ら慎まなければならぬ問題であると考へるのであります。昔の衰弱、官僚、封建の政治の下に於きましては、現實の政治の問題に就て不平不満があれば、どうしてもこれは人に歸へ、人を責めなければならぬのであります。今日の立憲政治の下に於て、今日の自治制の政治に於ては、政治の不平不満は結局國民各自、市民各自がお互を顧みて、お互を責めなければならぬ立前になつて居るのであります。因て今回の選挙の機会に於て國民は従来の政治に不平があり、不満があるならば、自

二、其の他の講演會

- (一) 北多摩郡講演會
 期 日 四月十七日午後一時
 會 場 北多摩郡府中小學校
 講演 講師 柴田久次郎氏
 參 與 兵隊渡才(大) 岩 利介 高敏渡才(加納) 堀葉月
 會 場 邑 井 貞吉
 參 會 者 府中町共ノ他三百名
- (二) 西多摩郡講演會
 期 日 四月十九日午後一時
 會 場 西多摩郡青木町初音座
 講演 講師 松原 一彦氏

ら顧みて今度の選挙こそはこの過ちを再びすまいといふ覺悟の下に、先程段々お話のありましたやうに、選挙公正の實を十分お舉げになりました。さうして吾々國民から選挙したる衆議院議員といふもの、帝國議會といふものは、どうして先程お話の出たイギリスの議會のやうに、國の政治の判断をする十分な能力を以て、國民の生活安定の對策を樹立するに十分の熱意を持つて居る議會を構成せしむることに努力しなければならぬのであります。先程のお話の如く決してこれは人事ではない。さうしてこれは決して人に依頼すべき問題でない。國民市民各自が自分の力に照へてこの目的を達し、この問題の解決に當らなければならぬ。さうして最早十分その資格があると御認みにになりました。斯様なことを考へて見ますと、どうしてもこの機会に於て皆さんに懇へ、皆さんの力に依つて、我が憲法政治に堅つて居る實があり、懸つて居る汚點がありますならば、これを除き去つて、眞に明瞭なる憲政、明瞭なる政治を實現するやうに御努力を願ひたい。斯様な考より今日この講演會を催し、さうして同志諸君のお集まりを願ひたい。な次第でありますから、この場合一層の御援助を願ひたいと思ふのであります。

- (三) 南多摩郡講演會
 期 日 四月二十日午後一時
 會 場 八王子市第一小學校
 講演 講師 石井 登七郎氏
 參 與 兵隊渡才(大) 岩 利介 高敏渡才(加納) 堀葉月
 會 場 邑 井 貞吉
 參 會 者 八王子市、南多摩郡村約六百名
- (四) 澁谷郡講演會
 期 日 四月二十日午後七時

合 場 淀橋區府立第五高等女學校
 講 演 講 師 柴田 欽次郎氏
 兵 隊 渡才(大岩)昌利介 高教漫才(加納)道葉子
 參 合 者 兵 隊 渡才(大岩)昌利介 高教漫才(加納)道葉子
 講 談 邑 井 貞吉
 (五) 京橋區講演會
 參 合 者 京橋區民ヲ中心トスル隣接區民約四百名

第九章 關係通牒類

丑地發第二一七號

昭和十二年三月三十一日

東京府 總務部長

各 市 區 町 村 長 殿

衆議院議員總選舉入場券ニ關スル件通牒

選舉肅正ノ實ヲ一層徹底セシムル爲今同行ヘルベキ衆議院議員選舉ノ入場券ヲ發行スル向ニ於テハ欄外ニ左記標語ヲ記入ノ上交付スル様致度

記

衆議院議員選舉ノ一環

丑地發第二二二號

昭和十二年四月一日

東京府 總務部長

各 市 區 町 村 長 殿

大島・八丈島支廳長殿

選舉肅正ビラ配布方ニ關スル件

選舉肅正ノ趣旨普及宣傳ニ付テハ各種ノ方法ヲ以テ其ノ實ヲ舉グルニ努メツ、アルモ小學校兒童ヲ通シ一統父兄ノ忠政並ニ選舉ニ對スル關心ヲ深カラシムルコトハ最も效果大ナルモノアリト被認ヲ以テ本府ニ於テハ今同府下全小學校兒童ヲ通シ各家庭ニ選舉肅正ビラヲ配布スルコトト相成願途夫々送附候條食區町村各小學校ニ配布方可然御取計相成候條

追テ本件ビラハ急送配布スル方效果多シト被認候條至急取送ヒ相成度申添候

丑地發第二二六號

期 日 四月二十二日
 合 場 京橋區公會堂
 講 演 講 師 柴田 欽次郎氏
 兵 隊 渡才(大岩)昌利介 高教漫才(加納)道葉子
 參 合 者 兵 隊 渡才(大岩)昌利介 高教漫才(加納)道葉子
 講 談 邑 井 貞吉
 參 合 者 京橋區民ヲ中心トスル隣接區民約七百名

昭和十二年四月二日

東京府 總務部長

各 市 區 町 村 長 殿

大島・八丈島支廳長殿

衆議院議員選舉ヲ目標トスル選舉肅正運動ニ關スル件

選舉肅正運動ニ付テハ我テ御盡力相煩居候今次ノ衆議院議員總選舉ニ付テハ此ノ機會ニ於テ一層其ノ趣旨ノ徹底ヲ期シ其ノ實ヲ舉グル様努力相成度旨内務省ヨリ通牒ノ次第モ有之候條右御了知ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度實施方策ニ付テハ追テ通牒可致候モ從來ノ實績並ニ管内ノ實情ニ徴シ最も適當ト被認方法ニ依リ實施相成候様致度此段依命及通牒候也

丑地發第二二四號(電報)

昭和十二年四月一日

内務省 地方局長

同 警保局長

各 地 方 長 官 殿

警 視 總 監 殿

選舉肅正運動ニ付テハ豫テ努力セラレツ、アル處ナルモ今次衆議院議員總選舉行ハルルニ付テハ此ノ機會ニ於テ一層其ノ趣旨ヲ徹底シ克ク其ノ實ヲ舉グル様努力致サレ度旨其ノ實施ノ時期ニ付テハ從來ニ於ケル選舉ノ例モ有之ヲ以テ運動ノ種類方法等ニ應ジ適當ナル考慮ヲ加ヘラル様致度

丑地發第二二三號

昭和十二年四月六日

東京府 總務部長
東京府 學務部長

各公立中等學校校長殿
各公立小學校校長殿
各青年學校校長殿

選舉正運動ニ關スル件

選舉正運動ニ關シテハ豫テ御配置中ノ處第七十議會ハ解散セラレタル三十日衆議院議員總選舉ヲ執行セラルルコト相成候ニ付テハ本運動本來ノ性質並從來ノ實績ニ徴シ其ノ家庭化ヲ圖ルコトハ須要ノコトト認メラルヲ以テ今次ノ總選舉ニ於テモ兒童生徒ヲ適シ一級父兄ノ國政ニ對スル關心ヲ深カラシメ以テ各家庭ニ一層選舉正ノ氣運ヲ醸成セシムルト共ニ他面兒童生徒ノ公民的訓練ノ機會ヲシムルコトハ最も重要ノコトニ有之有モ教育教化ニ從テ學校職員ハ半先絶ヲ示シ之カ趣旨ノ徹底ヲ圖リ夫々有效適切ナル方法ニ依リテ選舉正運動ニ協力セシメ以テ公民的訓練ニ力ヲ致シ我國立憲政治ノ健全ナル發達ニ寄與相成度本運動ニ關シテハ右ノ趣旨ニ依リ部下職員ヲ充分奮勵ノ上一段ノ努力ヲ持ハレ候旨左記事項特ニ御留意相成度此段及依命通達候也

記

- 一、職員ハ選舉ノ重要性ヲ了得シ眞ニ一黨報國ノ至誠ヲ竭シ府民ノ尚表タル實ヲ示スコト特ニ要權ヲ嚴ニ戒ムルコト
- 二、選舉ニ關スル諸種ノ方法ヲ講スル場合ニ於テハ兒童生徒ヲシテ選舉正運動ニ利用セラルルカ如キ心算ヲ懷カシムルコトナク眞ニ其ノ趣旨ヲ了得セシメ自發的積極的態度ヲ以テ進テ協力スル様公民的訓練トシテノ指導ヲ施サレタキコト
- 三、選舉正運動ニ付テハ國並府ノ施設計劃ニ呼應シ且各方面ト協力提携セラレタキコト

丑地發券二五四號

昭和十二年四月十日

東京府選舉正實行部長

各市區町村長殿
大島・八丈島支廳長殿

選舉正大講演會開催ニ關スル件

衆議院議員總選舉ヲ日標トスル選舉正運動進行ノ普及徹底ヲ期スルト共ニ一般府民ノ意識並ニ選舉ニ對スル自覺ヲ促スノ要緊ナルモノアル現狀ニ鑑ミ因茲要

關ノ選舉正大講演會開催可致候條管内選舉正實行委員、選正員、各種團體長其ノ他出席方格別ノ配置相成度及御依頼候也(要綱省略)

昭和十二年四月十日

東京府 總務部長

各種團體代表者殿
各種組合代表者殿

選舉正懇談會ニ出席方依頼ノ件

選舉正運動ニ趣旨普及徹底ニ關シテハ各位ノ熱誠ナル御援助ニ依リ數次ノ選舉ニ着々實效ヲ收メツ有之候處今般衆議院議員總選舉執行セラルルニ付テハ本府ニ於テモ一層選舉正ノ實ヲ舉ゲ以テ理想選舉ニ依リ理想議會ノ建設ヲ目指シテ邁進致シ居ル次第ニ御座候就テハ選舉正運動本來ノ趣旨ヨリスルモ亦從來ノ實績ニ徴スルモ大衆ト最も密接ナル關係ヲ有セラルル各位ノ御協力ニ依リ本運動ヲシテ民衆ノ自主的運動タラシムルコト最も効果的且理想的ナルモノト被存候條選舉正趣旨宣傳方法ニ付キ各位ノ忌憚ナキ御高見ヲ拜聽シ併セテ御協力方御依頼申上度候條御多忙中候ニ乍恐縮萬障御繰合ノ上左記へ御出席相預度御願ヒ申上候

記

- 一、日時 昭和十二年四月十四日午後二時
- 一、場所 於日比谷公園内 松本樓
- 一、懇談事項 選舉正宣傳方法
- 一、出席者ニ發シタル依頼狀

拜啓時下春暖ノ御益々御隆昌ノ段奉度賀候條者今般衆議院議員總選舉執行セラルルニ付テハ本府ニ於テモ一層選舉正ノ實ヲ舉ゲ以テ理想選舉ニ依リ理想議會ノ建設ヲ目指シテ邁進シ居ル次第ニ有之候

就テハ選舉正運動ハ本來民衆的運動ナルヲ思ヒ凡ユル方面ノ御援助ニ依リ一層本運動ノ效果ヲ舉ゲル様致候存居リ候就中大衆ト最も密接ナル關係ヲ有セラルル各位ノ熱誠ナル御援助ニ依リコトが最も効果的ナルヲ確信シ標記正暖應ヲ作製御送附申上候茲等手乍ラ左記ニ依リ適當ニ提出宣傳相成度願上候

追テ本件ニ付テハ發視應トモ協議濟ニツキ所轄警察署ヨリモ何分ノ通知有之

記

- 一、提出期間 四月十六日ヨリ三十日まで
- 一、賞賜者ハ適當ニ記入セラレタシ

昭和十二年四月十三日

東京府選舉廳正實行部長

東京府總務部長 藤岡長敬

各市長

丑地發第 二六六號

昭和十二年四月十二日

東京府選舉廳正實行部長

各市區町村長殿

選舉廳正選官宣傳ニ關スル件

兼ニ配布シタル選舉廳正選官ノ配布ニ就キテハ夫々適宜ニ配置中ノコトト被
存候處今夫ノ選舉廳正選官ニ於テハ過般ノ選舉廳正委員會ノ答申ニモ特ニ基礎方
針トシテ掲ゲラレタル通り第二ノ國民タルベキ青少年ニ之ヲ選官ノ普及徹底ヲ圖
ルコトニ格段ノ努力ヲ持テ方針ナルニ付該選官ニハ學校方面ニハ漫ナク配布モ
ラレル兼配置相煩度候

丑地發第 二六三號

昭和十二年四月十二日

東京府 總務部長

警視廳

保安委員長殿

選舉廳正選官宣傳ニ付依頼ノ件

選舉廳正選官ニ關シテハ毎同御厚配相煩ヘン所リ候處今夫ノ衆議院議員選舉ヲ
對象トスル本選官ノ一トシテ選官ノ宣傳ヲ圖ル爲メ格段ノ努力ヲ爲シテ選官ノ普及
徹底ヲ圖ルニ付テハ本件選官御厚配ノ上業者ヲシテ掲出セシメ充分活用方
所總務局長ヨリ業者ニ示途相成候様管下各對總務局長ニ對シ御厚配相煩度此段及御依
頼候也

追而今後臨時選官ニ關シテ其他施設物送附致候條同様可候御取計相煩度候

記

一、本廳係ハ四月十四日午後八時マデニ本府ヨリ直接各市長業者ニ送附ス

二、本廳係ハ四月三十日御掲出セラレタシ

丑地發第 二六七號

昭和十二年四月十二日

東京府選舉廳正實行部長

各市區町村長殿

選舉廳正選官宣傳ニ關スル件

衆議院議員選舉期日モ二旬ノ後ニ切迫致候コトトテ選舉廳正選官ニ付テモ夫々
適宜ニ御手配中ノコトト被存候處時恰モ陽春ノ好季ニ有之市ノ内外ニ人ノ田歩キ
非常ニ多キヲ以テ遊園地、公園、花見場所等ノ盛場ヲ利用宣傳スルコトハ最も放
果的ト被認候條時ト所ニ應ジ夫々適宜ナル方法ニ依リ宣傳ヲ實施セララルル様御配
意相煩度候

丑地發第 二六九號

昭和十二年四月十三日

東京府 總務部長

各區町村長殿

八王子市長殿

選舉廳正選官宣傳禁止御旨宣傳ニ關スル件

選官ノ件ニ關シテハ夫々適宜ノ方法ニ依リ之ガ徹底ニ努力中ノ事ト存候處天長節
當日ハ恰モ投票日前日ニ相當候ニ付テハ當日學童ニ對シ祝賀等ヲ給與スル向ニア
リテハ選舉廳正選官宣傳禁止ニ關スル御旨又ハ選舉廳正ノ文字ヲ挿入シ選舉
廳正選官宣傳禁止御旨ノ徹底ヲ圖ル様御配意相煩度

丑地發第 二五四號

東京府知事

選舉廳正委員會委員殿

同幹事、書記、事務廳長殿

選舉廳正大講演會臨席方ノ件

兼ニ御配意相煩候本府選舉廳正選官ノ方針ニ基キ別紙要綱ニ依リ選舉廳正大講演
會ヲ開催廣ク一般ノ輿論ヲ喚起致候存候ニ付テハ本選官ノ目的達成ノ爲メ萬障御掃
合セ御厚配相煩度候(要綱省略)

丑地發第 二八八號

昭和十二年四月十五日

東京府 總務部長

各警察署長殿

選官業者ニ對面マーク配布方依頼ノ件

選舉廳正ニ關シテハ于テ御配意中ノコトト被存候處衆議院議員選舉期日モ愈々
切迫致スコトトテ本府ニ於テモ一層選官ノ徹底ヲ圖リ以テ理想選舉ニ依リ理想議

合ノ建設ヲ目指シテ選進致シ居ル次第ニ得産候者テハ選舉正運動ハ本來民衆ノ自主的運動ナルヘキコトニ鑑ミ今般般開闢ノ一クヲ作製送答者ニ佩用宜候セ

記

營業者 營業者
從業員人 從業員人
投票者 投票者
結案者 結案者

佩用宣傳期間 現品到着即日ヨリ四月三十日マデ
丑地發第二九六號

昭和十二年四月十六日

東京府選舉正實行部長

各市區町村長殿

選舉正實行委員大會開催ノ件

衆議院議員總選舉期日モ切迫シ之ヲ對象トスル選舉正運動モ亦高潮期ニ入り候
機會ニ於テ別紙要綱ニ依リ東京府選舉正實行委員大會ヲ開催仕候様左記ニ依リ
委員會取計相成度候

一、總會委員會

(一) 市町村選舉正實行委員長

(二) 實行委員全員

二、明治神宮代表參拜者(禮服用用ノコト)

(一) 各市區町村選舉正實行委員長

(二) 實行委員代表者 一名(市區町村長ニ於テ選擇スルコト)

三、參會者

(一) 東京市各區 參會者一名ニ付一圓ノ割合ヲ以テ實費ヲ支出ス

(二) 多摩郡各町村參會者一名ニ付一圓五十錢同上

四、參會者ニ對スル通知書

參會者ニ對スル通知書及封筒ハ實行部ニ於テ印刷所要數ヲ送附スベキニ付各
市區町村ニ於テ宛名等ヲ記入シ發送セラレタシ(一紙參會者ト明治神宮代表
參拜者トハ通知書區別シテ注意ノコト)

五、參會票

實行部ニ於テ印刷シ通知書ト共ニ送附スベキニ付參會者ヲシテ所事項ヲ記
入セシメ總會受付ニ必ズ提出セシメラレタシ

(一) 一般參會票 赤色

(二) 明治神宮代表參拜者 綠色

丑地發第二九六號

昭和十二年四月十六日

東京府選舉正實行部長

大島支廳長殿

選舉正實行委員大會開催ノ件

衆議院議員總選舉期日モ切迫シ之ヲ對象トスル選舉正運動モ亦高潮期ニ入り候
機會ニ於テ別紙要綱ニ依リ東京府選舉正實行委員大會ヲ開催仕候様左記ニ依リ
委員會取計相成度候

一、總會委員會

(一) 各市區町村選舉正實行委員長

(二) 實行委員 一村ニ付一名

二、以下前案ニ同シ(次第省略)

昭和十二年四月十七日

東京府選舉正實行部長

各デパート常務取締役殿

拜啓 時下春暖ノ福益々御隆昌ノ段奉慶賀候

陳者今般衆議院議員總選舉執行セラル、ニ付テハ本府ニ於テモ一層選舉正ノ實
ヲ舉ケ以テ理想選舉ニ依リ理想議會ノ建設ヲ目指シテ選進致シ居ル次第ニ有之候

就テハ選舉正運動ハ本來民衆的自主的運動ナルヲ思ヒ凡ニル方面ノ御援助ニ依
リ一層本運動ノ效果ヲ舉グル様致度存居候就中大衆ト最モ密接ナル關係ヲ有セラ
ルル各位ノ熱誠ナル御援助ニ候ソコトカ最モ效果ナルヲ確信シ肅正リボン作製
別途御送附可申上候様甚々勝手左記ニ依リ從業員ノ胸間ニ佩用宣傳相成様可然御
取計ノ程願上候

記

一、佩用期間 四月二十三日ヨリ三十日マデ八日間

丑地發第二九八號

昭和十二年四月十八日

公立小學校校長 殿

東京府 總務部長
東京府 學務部長

選挙公正運動ハ國民の道義心ヲ喚起シ以テ理想選挙ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカスル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ國民ニ自覺セシメ憲權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ依ツコトニ深ク思ヒテ致シ畏クモ 陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス所以ヲ平易ニ説明シ其ノ趣旨ヲヨク兒童ニ理解得セシメ以テ選挙權防止ノ徹底ニ努メラルルト共ニ公民教育ノ擴充ニ努力致サレタキコト

選挙公正運動ハ國民の道義心ヲ喚起シ以テ理想選挙ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカスル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ國民ニ自覺セシメ憲權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ依ツコトニ深ク思ヒテ致シ畏クモ 陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス所以ヲ平易ニ説明シ其ノ趣旨ヲヨク兒童ニ理解得セシメ以テ選挙權防止ノ徹底ニ努メラルルト共ニ公民教育ノ擴充ニ努力致サレタキコト

選挙公正運動ハ國民の道義心ヲ喚起シ以テ理想選挙ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカスル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ國民ニ自覺セシメ憲權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ依ツコトニ深ク思ヒテ致シ畏クモ 陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス道ナル所以ヲ理解得シ選挙權防止ニ努ムル様務ムベシ

昭和十二年四月 東京府選挙公正実行部

◎眞國のために必ず投票致しませう

◎路キ一票我が家の誇り

昭和十二年四月十九日

各市區町村長 殿

東京府選挙公正実行部長

選挙公正運動ハ國民の道義心ヲ喚起シ以テ理想選挙ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカスル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ國民ニ自覺セシメ憲權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ依ツコトニ深ク思ヒテ致シ畏クモ 陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス所以ヲ平易ニ説明シ其ノ趣旨ヲヨク兒童ニ理解得セシメ以テ選挙權防止ノ徹底ニ努メラルルト共ニ公民教育ノ擴充ニ努力致サレタキコト

各市區町村長 殿

東京府選挙公正実行部長

選挙公正運動ハ國民の道義心ヲ喚起シ以テ理想選挙ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカスル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ國民ニ自覺セシメ憲權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ依ツコトニ深ク思ヒテ致シ畏クモ 陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス所以ヲ平易ニ説明シ其ノ趣旨ヲヨク兒童ニ理解得セシメ以テ選挙權防止ノ徹底ニ努メラルルト共ニ公民教育ノ擴充ニ努力致サレタキコト

追函各小學校長ニ對シテハ區役所(町村役場)ニ出頭受領相成様通函致候様爲念

昭和十二年四月二十日

東京府選挙公正実行部長

各市區町村長 殿

選挙公正運動ハ國民の道義心ヲ喚起シ以テ理想選挙ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカスル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ國民ニ自覺セシメ憲權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ依ツコトニ深ク思ヒテ致シ畏クモ 陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス所以ヲ平易ニ説明シ其ノ趣旨ヲヨク兒童ニ理解得セシメ以テ選挙權防止ノ徹底ニ努メラルルト共ニ公民教育ノ擴充ニ努力致サレタキコト

選挙公正運動ハ國民の道義心ヲ喚起シ以テ理想選挙ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカスル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選挙權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヨリ國民ニ自覺セシメ憲權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ依ツコトニ深ク思ヒテ致シ畏クモ 陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス所以ヲ平易ニ説明シ其ノ趣旨ヲヨク兒童ニ理解得セシメ以テ選挙權防止ノ徹底ニ努メラルルト共ニ公民教育ノ擴充ニ努力致サレタキコト

ニ於テモ管下ノ貸借ニ懸シ適當ナル方法ニ依リ特ニ選舉公正並茲權防止ヲ要請相成度候

丑地發第三二六號

昭和十二年四月二十一日

東京府 總務部長

各 府 長 殿

選舉公正運動ニ協力ノ件

今次ノ衆議院議員總選舉ヲ對象トスル選舉公正運動付ニテハ其ノ筋ヨリ適原ノ次第モアリ一册之ヲ趣旨致候ニ努力スルコトト相成リ別府東京府選舉公正委員會ノ答申ニ基キ實施方針ヲ確立シテ實施中ニ有之候處選舉期日モ尙餘ノ後ニ切迫仕候コトトテ此ノ際特ニ各方面ノ協力ニ依リ最後ノ猛運動ヲ實施シ理想選舉ニ依リ理想議會ノ實現ニ努力致度ト存シ居有モ職ヲ官公署ニ奉ズル者ハ半先シテ一報新聞ノ赤紙ヲ致シ進ンテ本運動ノ實施ニ協力シ以テ我國憲政ノ確立ニ寄與スベキモノト被存候條此ノ點篤ト御諒承ノ上部下ヲ指導相成候様致度特ニ左記各項ヲ實施相成度依命及通候也

記

一、全職員ヲ一堂ニ集メ(或ルベク全國選舉公正運動日タル四月二十三日ニ)特ニ選舉公正ノ必要ナル所以ヲ力説高調シテ率先端正運動ニ協力投助スベキ旨ヲ指示スルコト

二、成ル可ク懸垂幕、氣球、ギスター等ニ依リ宣傳スルコト

三、國民ノ總意ヲ正確ナク反映セル空想ナル選舉ノ實現ヲ期スル爲メ職員ハ各對ニ棄權セザル様投票前日頃特ニ指示ヲ與ヘ當日ハ有權者ニ對シテハ出動時對ヲ猶豫スルコト

丑地發第三二七號

昭和十二年四月二十三日

東京府 總務部長
東京府 學務部長

八王子 市長 殿
各 町 村 長 殿

選舉公正兒童自書ビラ配布ノ件

衆議院議員總選舉期日モ目途ノ同ニ切迫致候ニ付テハ此ノ際棄權防止ニ一段ノ努力ヲ持フト共ニ公民教育ノ一助トモ致度候記「選舉公正兒童自書ビラ」別途送

附條左記ニ依リ各學校ニ配布有效適切ニ利用方御取計相成度

記

一、各小學校尋常科三年以上ノ全児童ニ各一枚宛交付スルコト

二、貼付ニ關スル注意

イ、空欄ニ「必ず投票して下さい」ノ文字ヲ児童ニ自書セシメ電柱桿等目付キ易キ箇所ニ貼付セシムルコト

ロ、三十日早朝貼付シタ刻必ズ一齊ニ撤去セシムルコト

ハ、各市區町村ニ於テ既ニ本件ト同様ノ投票懸懸ビラヲ計畫セル向ニ在リテハ本件ビラノ空欄ニ記入スル文句ハ「棄權防止」「選舉公正」等適當ノモノト爲スコト

丑地發第三二三號

昭和十二年四月二十三日

東京府 選舉公正實行部長

市 區 町 村 長 殿
大島、八丈 支 廳 長 殿

棄權防止ニ關スル件

衆議院議員總選舉ヲ目標トスル選舉公正運動ニ付テハ夫々適當ナル方法ヲ以テ其ノ實ヲ舉グルニ鋭意御配意中ノコトト被認候處選舉期日切迫ニ付特ニ棄權防止ニ努力スルノ必要大ナルモノ有之候ニ付左記事項ヲ實施相成度

記

一、投票當日ハ投票所附近ニ立看板、垂幕、ギスター等ヲ集中スルコト

二、投票所ニ端正施設ヲナスコト

三、投票當日ハ團體ヲ掲揚セシムルコト

四、寺鐘、サイレン、警鐘、花火等ニヨリ投票懸懸ヲナスコト(警察署ト連絡スルコト)

五、投票當日ハ成ルベク青年團及婦人團體等ノ街頭宣傳ヲ實施シテ注意喚起ヲナスコト

一、其ノ他適當ト認ムル事項

丑地發第三二四號

昭和十二年四月二十三日

東京府 選舉公正實行部長

各 市 區 町 村 長 殿

（銀行、會社、大商店宛）
 衆議院議員總選舉期日ニ至目前ニ切迫致候ニ付テハ此ノ際選舉準備ノ進成ヲ期スル爲メ投票權防止小票ヲ作製シ各戸ニ配布シ以テ府民ノ自覺ヲ喚起シ棄権ノ徹底的防止ヲ圖リ度實區（町村）分取選別送達用可致候條到着ノ上ハ左記ニ依リ送達ノ方法ヲ以テ至急各戸ニ配布門戸等ニ貼付セシムル様御取計ヒ相煩度候

記
 配布先 全戸
 配布期同 二十七日ヨリ二十九日マデ
 貼付期同 配布セラレタル日ヨリ三十日マデ
 丑地第一五四二號

昭和十二年四月二十四日

東京府總務部長

八王子市長殿
 各町村長殿
 大島支廳長殿

會社工場等使用人ノ選舉權行使ニ關スル件
 添記ノ件ニ關シテハ既ニ夫々御配意中ノコトトハ檢査御共貴管内ノ會社、工場商店等多數使用人ヲ有スル向ニ對シ（左記）文書ノ依頼狀ヲ發送シテ棄権防止ニ協力方要望相成度候

記

拜啓 時下賜春の候々御清榮奉慶貴候

陳者昨奉來致次ノ選舉に際しては特に投票の便宜に關し御配慮を相煩し御談を以て相當の効果を收め候段御家の爲御同慶の至に存候

扱て今次の衆議院議員總選舉に付ては現下時局の重大性に鑑み今同ことは首府の面目にかけ理想選舉の實現を期し度存候間業務御多忙の折極誠に恐縮に候へ共貴社（工場）員中の有権者各位に對し來る三十日の投票當日には特に投票の便宜を御供與檢下度尙又顯示其他の方法を以て漏れなく投票致す様親しく御送達方御配慮相煩度此段及御依頼候

年月日

東京府知事 館 行
 市町村長氏 名 名
 支廳長氏 名

敬具

（各デパート當務取締役ニ對スル依頼狀）
 拜啓 陳者選舉正題旨宣傳ニ關シテハ豫テ格段ノ御協力ヲ辱フシ候處愈總選舉期日モ切迫シ候ニ就テハ此ノ際一層選舉正題權防止ヲ高調致度存候條誠ニ恐縮乍ラ別紙原稿ヲ以テスピーカー放送相煩度及御依頼候也

記
 昭和十二年四月二十六日
 東京府選舉正實行部長
 東京府總務部長藤岡長敏

（別紙）
 只今ヨリ其ノ筋カラノ御送シニ依リマシテオ客様方ニ選舉ニ就テノ御話ヲ申上マ

皆様モ既ニ御承知ノ通り四月三十日ハ衆議院議員ノ總選舉投票日デ御座イマス。従前ノ衆議院議員總選舉、府會議員總選舉又ハ近クハ市會議員總選舉ニ於キマシテモ色々ノ不正ガ多ク齟齬正選舉ノ高調セラレル今日誠ニ遺憾ヲ御座イマシタ。選舉權ハ至急ヨリ下シ賜ハリマシタ尊イ權利デアリ、義務デアリマスコトヲ銘記下サイマシテ殊ニ榮耀ノ下ニ住ム吾ガ東京府民ハ今度コソ正選舉ノ行ハレル様明日ハ必ず投票下サイマシテ全國ノ模範トナツテ頂キ度フ御座イマス。尙與様方モオ子様モオ宅ノ選舉權ヲ持ツ御主人様ヤ、オ父様ヤオ兄様方ニ御傳ヒ下サイマス様オ願ヒ申上ゲマス。

丑地第三五一號

昭和十二年四月二十六日

東京府總務部長

警視廳保安部長殿

舉行場ニ於ケル「スピーカー」放送方依頼ノ件

來ル四月三十日ヲ期シテ施行セラレル衆議院議員總選舉ニ當リ添記ノ件ニ關シ選舉正並棄権防止ノ宣傳ヲ一層高調宣傳致度存候ニ就テハ貴下舉行場ニ於ケル「スピーカー」設備可能ノ各館ニ對シ左記ノ通り放送方御取計ヒ相煩度及御依頼候也

記

一、放送月日 四月二十九日 喪夜休憩時間中
 一、放送原稿 別紙ノ通り
 （放送文書ハデパート同様ニ付省略）

丑地發第三四八號

昭和十二年四月二十六日

東京府知事

各部課長殿
官房主事殿

案權防止ニ關スル件

今次ノ選舉肅正運動ニ付テハ選管課示セシ處ニ依リ職員一同協力一致進行ノ徹底ニ努力致居コトト信ズルモ本月二十三日ヨリ向フ一週間案權防止選管課中ニ付案權防止ノ爲一層盡力セラルベク尙來ル三十日選舉當日ニ於テハ絕對ニ案權スル者ヲク舉テ報國ノ一環ヲ投ジ辛先職ヲ公ニ奉ズル者ノ本分ヲ完フスル様部下一般ニ示達セラルベシ

丑地發第三四五號

昭和十二年四月二十六日

東京府選舉肅正實行部長

各市區町村長殿
大島、八丈島支廳長殿

選舉肅正運動ニ使用シタル印刷物、寫眞等送附ニ關スル件

衆議院議員總選舉ヲ目標トスル選舉肅正運動經總務課製作案上參考ニ供シ度候條本運動ニ使用シタル印刷物及施設物ノ寫眞等本實行部宛送附相成度

丑地發第三八七號

昭和十二年五月十三日

東京府選舉肅正實行部長

各市區町村長殿
各支廳長殿

肅正案權等調査ニ關スル件

衆議院議員總選舉ヲ目標トスル選舉肅正運動經製作案一當リ參考記録トシテ案權ノ見込ニ有之候ニ就テハ貴部内ニ於ケル左記事項詳細調査ノ上報告相煩度候

記

一、選舉肅正案權ニ關スル件

(イ) 肅正運動關係者ニシテ特ニ他ノ模範トスルモノアラバ其事

(ロ) 一般府民ノ實行アラバ其事

二、肅正運動ヲ主トシタル感想文及歌謠(詩、和歌、俳句、落書、小唄、民

話等)

三、講演會、懇談會及其他ノ會合ニ於テナシタル各長ノ挨拶(代表的ナルモノ)

丑地發第三八七號

昭和十二年五月十三日

東京府選舉肅正實行部長

各課長殿、組合長殿
各支廳長殿

肅正案權等調査ニ關スル件

衆議院議員總選舉ヲ目標トスル選舉肅正運動經總務課製作案上ノ參考資料ニ供度候條貴部内ニ於テ左記事項ニ該當スルモノ有之候ハ至急御取置メノ上御回報相煩度候

一、選舉肅正案權

二、肅正運動ニ因メル感想文及歌謠(詩、和歌、俳句、民話等、其ノ他)

昭和十二年五月十三日

東京府選舉肅正實行部長

東京府選舉肅正委員殿
選舉肅正中央聯盟各役員殿

各支廳長殿、各支廳長殿

貴部益々御清榮の段奉慶賀候

陳者今次ノ衆議院議員總選舉を目標とする選舉肅正運動に付ては公私御繁忙中にも不拘絶大なる御精力を辱うし以御蔭相當の成績を挙げ得たるは個へに貴部御盡力の賜と存し篤く御禮申上候。就ては肅正運動の記録として經過概要製作の見込に有之右に載録致度候間御多忙中甚だ乍恐縮今回の衆議院議員總選舉を目標とする選舉肅正運動に對する貴部の御感想御漏し被下度此段御願申上候

追同欄料上の都合も有之候間甚だ乍御勝手六月初旬迄に御回報相煩度候

丑地發第四一五號

昭和十二年五月十九日

東京府、總務部長

各市區町村長殿

選舉肅正運動施設物保存ニ關スル件

今次ノ衆議院議員總選舉其ノ他ノ選舉ヲ目標トシタル選舉肅正運動ノ用ニ供シタル立看板、幕其ノ他ノ施設物ニシテ再用シ得ルモノハ適當ニ保存相成度候

1936

1991

注進要第四一五號

昭和十二年五月十九日

東京府總務部長

大島支廳長 殿

八丈支廳長 殿

選挙公正運動施設物保存ニ關スル件

今次ノ衆議院選挙其ノ他ノ選挙ヲ目録トシタル選挙公正運動ノ用ニ供シタル立
看板等ノ施設物ニシテ再用シ得ルモノ有之候ハハ適當ノ方法ニ依リ保存セシム
ル様各村ニ御配慮相成候

第四編 警視廳に於ける運動

衆議院議員選挙を目標とする選挙適正運動に對しては府、市と連絡協調を保ち舉廢一體となり選挙適正の徹底を期したり。

(一) 警察署長會議

四月八日衆議院議員選挙取締に関する警察署長會議を開きて眞に公平妥當なる取締を爲し非難を受くるが如きことなき様訓示並指示せり。

(二) 選挙適正運動に對する協力方指示

四月十一日東京府より衆議院議員總選挙適正運動實施要綱其他關係印刷物の送付を受くるや直に各警察署長に對し連絡協調を保ちて選挙適正運動の實績を擧ぐべき旨を指示して目的の達成に努力せり。

(三) 選挙適正大會

四月二十一日日比谷公會堂に於て開催せられたる府市共同主催の選挙適正實行委員大會には當廳より横山警視總監、今松官房主事、高野刑事部長、堀根査第二課長、鈴木情報課長等出席し横山總監は選挙適正に関する講演を爲したり。

(四) ポスターの配布

「選挙は公正、不正排撃」と題し該事案に大膽を記せる當廳考案のポスター四萬枚を作成し各警察署長を通じて管下料理店、飲食店、浴場其他適當の場所に掲示したり。

(五) 警察署に於ける選挙適正運動の概要

管下各警察署に於ては府、市、區、町村其他各種團體と連絡協調を保ちて選挙適正の實績を擧揚することに選挙め凡ゆる舉廢正講演會、懇談會、座談會其他各種ポスターの配布或は自動車に依る街頭宣傳等には孰れも署長又は代理者出席して其の目的達成に努力せり。各警察署單獨主催のものを擧ぐれば別記の通なり。

選挙適正運動ノ經過

月	日	行	事	摘	要
四月	五日		下谷坂本警察署ニ於テ開催サレタル聯合町會席上ニテ選挙適正ノ講話ヲ爲ス	下谷坂本警察署長講話	
	七日		谷中慈愛幼稚園ニ於テ開催サレタル谷中町會役員會席上ニテ選挙適正講話ヲ爲ス	下谷谷中警察署長講話	
	八日		本所區既橋四丁目町會分務所ニ於テ選挙適正座談會ヲ開催	本所區橋橋警察署情報係主任警部補講話	
	九日		神田西神田警察署ニ於テ聯合町會員ヲ集メ選挙適正講演會ヲ開催	神田西神田警察署長講話	
	十五日		南千住警察署ニ於テ菓子商同業組合員ヲ集メ選挙適正講演會ヲ開催	南千住警察署長講話	
	十五日		東園布警察署ニ於テ理容術營業者ヲ集メ選挙適正講演會ヲ開催	東園布警察署長講話	
	十六日		三河島警察署ニ於テ事業主工場主ヲ集メ選挙適正講演會ヲ開催	三河島警察署長講話	

月	日	行	事	摘	要
四月	十七日	東岡布警察署ニ於テ菓子商組合ヲ集メ選挙公正講演会ヲ開催 五日市町役場ニ於テ選挙公正実行委員会開催其ノ席上ニテ選挙公正講演会ヲ開催 東岡布警察署ニ於テ古物商及藥劑師組合ヲ集メ選挙公正講演会ヲ開催 東岡布警察署ニ於テ飲食店、旅館、下宿、浴場等ノ各組合員ヲ集メ懇談会ヲ開催 武蔵野町役場ニ於テ武蔵野町選挙公正実行委員会ヲ開催其ノ席上ニテ選挙公正講演会ヲ開催 牛込區役所ニ於テ牛込區公務員選挙公正懇談会ヲ開催其ノ席上ニテ選挙公正講演会ヲ開催 向島區第一寺島小學校ニ於テ選挙公正申合せヲ開催其ノ席上ニテ選挙公正講演会ヲ開催 調布警察署小學校ニ於テ選挙公正実行委員会ヲ開催其ノ席上ニテ選挙公正講演会ヲ開催 向島區役所ニ於テ選挙公正大会ヲ開催其ノ席上ニテ選挙公正講演会ヲ開催 青梅町役場樓上ニ於テ開催ノ選挙公正実行委員会ノ席上ニテ選挙公正講話ヲ爲ス 小河内村東小學校ニ於テ小河内村選挙公正実行委員会ヲ開催其ノ席上ニテ選挙公正講話ヲ爲ス 芝川區役所ニ於テ婦人團體選挙公正新形式ヲ開催其ノ席上ニ於テ選挙公正講演会ヲ爲ス 小河内村東小學校ニ於テ選挙公正講演会ヲ開催其ノ席上ニ於テ選挙公正講話ヲ爲ス 四谷區役所ニ於テ真正婦人懇談会ヲ開催其ノ席上ニテ選挙公正講演会ヲ爲ス 薬師公園劇場ニ於テ映画ノ巻開ヲ利用シ選挙公正講演会ヲ爲ス 中野本町芸西館ニ於テ活動寫眞ノ巻開ヲ利用シ選挙公正講演会ヲ爲ス 中野本町中野館ニ於テ活動寫眞ノ巻開ヲ利用シ選挙公正講演会ヲ爲ス	東岡布警察署長講演 五日市警察署長講演 東岡布警察署長講演 東岡布警察署長講演 田無警察署長講演 牛込警察署長講演 寺島警察署長講演 青梅警察署情報係主任警部補講話 寺島警察署長講話 青梅警察署情報係主任警部補講話 青梅警察署長講話 三河島警察署長講演 青梅警察署情報係主任警部補講話 四谷警察署長講演 野方警察署長講演 中野警察署長講演 中野警察署長講演		
	十九日				
	二十日				
	二十二日				
	二十三日				
	二十六日				
	二十七日				
	二十九日				

第五編 運動の成果

第一章 知事の聲明

四月三十日午後八時館東京府知事は次の如き所感を發表した。

總選舉終了に當り知事の所感

本日は絶好の日和に恵まれて、茲に無事總選舉が終了致しましたことは誠に慶びに堪へません。府民各位は必ずや此の時局の重大性を深く認識し、至誠奉公の眞心を以て、清き一票を授けられ、理想選舉の實を示し強毅の下に於ける府民たるの面目を發揚せられたことと深く信じて居る次第であります。

本府全管内に於ける棄權率は、前回の總選舉の結果に比し、幾分増加して居りますことは洵に遺憾に堪へない所ではありますが、然し當初の豫想に比較すれば必ずしも悲觀すべき結果ではないと思ひます。選舉違反の件數も今日迄の所從來に比して著しく激減致して居りますことは府民各位が重大時局に直面し、克く選舉公正の趣旨を理解せられ、所期の目的貫徹の爲に愛國的赤誠を披瀝せられて本運動に協力せられた結果に外ならぬものと深く感銘致して居る次第であります。今後に於ても彌々此の國家の大倫理運動に協力せられ選舉界多年の宿弊を打破し健全なる立憲政治確立の爲に一般の盡力あらん事を切望して止みません。

最後に今日まで尙正運動の爲に種々協力された各位に對し衷心感謝の意を表する次第であります。

第二章 總選舉投票結果

短かい期間ではあつたが以上申述べた様な眞に官民一致白熱的努力の運動程に四月三十日の總選舉當日を迎へたのである。

血みどろな三旬の運動、夫れに酬ひらるゝものは果して何？先づ之を棄權率に見やう、府全體としての棄權率は三割七分七厘を示し前回に比べて一割強の増加となつて居る事は誠に遺憾の次第であるが之は今次運動の失敗を意味するものであらうか。

議會解散當初は選舉に對する一般府民の氣業薄が傳へられ低調が懸念せらるゝ實況であつたが縱横無盡に張られた、選肅運動網の強化擴充に從て南次高調を持ち來したのであつて選舉當日が生憎月末に相當した爲め商工業者の多忙であつた事及東京市内の入場券交付不能のものが十二萬四千人（有権者の九分五厘）にも達した點から見ると季節的異動の後を受けた事等を考慮する時は最初の懸念に反し相當の成果を收め得たものと云て差支へないのであるまいか。更に之を全國各府縣の成績と比較考察すると棄權率増加は今次選舉に於ける全國的の傾向であり特に大都市に此の傾向が著しいのを知る事が出来る、全國府縣中前回に比較して棄權率の減少したのは僅に山形、島根の二縣に過ぎず前回の減少縣九縣との比較並に東京、大阪、名古屋、神戸の各大都市が此を並べて一割以上の増加となつて居る點等を見る時は一層其の感を深くするのである。次に今次の總選舉に關する數種の統計を左に掲げることとした。

一、東京府管内投票状況（其ノ一 開票區別）

選挙区名	第一区		第二区		第三区		第四区		第五区
	芝罘	赤坂	四谷	牛込	神田	小石川	本郷	下谷	
得票者数	一一、二一三	三六、二五五	一七、八五七	一〇、七六〇	一五、二二五	二五、三一七	一一六、六二七	二二、九一〇	二九、八四四
投票日有権者数	一〇、九一七	三五、七八七	一七、五八一	一〇、六二六	一四、九七四	二四、九二〇	一一四、八〇五	二二、六一五	二九、四三九
投票人数	五、九四〇	二〇、三二六	一〇、五四一	六、二二九	一〇、〇三〇	一五、〇七八	六八、一四四	一四、二九一	一八、九八五
棄権者数	四、九七七	一五、四六一	七、〇四〇	四、三九七	四、九四四	九、八四二	四六、六六一	九、三二四	一〇、四五四
棄権率	〇・四五五	〇・四三一	〇・四〇〇	〇・四一三	〇・三三〇	〇・三九四	〇・四〇六	〇・三九五	〇・三五五
昭和十一年(前同)比増減率	〇・二九五	〇・二八八	〇・二七二	〇・二七一	〇・二二七	〇・二五一	〇・二六九	〇・二二九	〇・二四一
増減率	〇・一六〇	〇・一四三	〇・一四二	〇・一四二	〇・一〇三	〇・一四三	〇・一三七	〇・一六六	〇・一四一
得票者数	一〇、四八二	四〇、九五九	三二、六五五	三五、五六一	四三、六五七	三三、四一九	四二、六三三	四二、〇七四	四二、〇七四
投票日有権者数	一〇、三、五二七	四〇、二九五	三二、三二二	三五、一一〇	四三、〇八五	三三、〇一六	四二、〇七四	四二、〇七四	四二、〇七四
投票人数	七四、二四一	二四、七三六	一八、七五六	二一、三五一	二四、二三四	一九、五七二	二二、五六六	二二、八四〇	二二、八四〇
棄権者数	二九、二七六	一五、五五九	一三、五五六	一三、七六九	一八、八五一	一三、四四四	一九、五〇八	一九、一六七	一九、一六七
棄権率	〇・二八二	〇・三八六	〇・四一九	〇・三七九	〇・四三七	〇・四〇七	〇・四六三	〇・四二五	〇・四二五
昭和十一年(前同)比増減率	〇・二三七	〇・二七六	〇・二六五	〇・二三七	〇・二七八	〇・二七五	〇・二三三	〇・二七八	〇・二七八
増減率	〇・〇四五	〇・〇一〇	〇・一五四	〇・一五五	〇・一五九	〇・一三二	〇・一四〇	〇・一四七	〇・一四七

考 備 合	區 七 第				區 六 第							區									
	北	南	西	八	江	葛	袋	向	足	板	王	芝	澁	登	計	大	杉	中	澁		
鳥 部 市 東 京 市	多	多	多	王	川	野	野	立	橋	子	川	野	野	野	計	島	野	野	橋		
六、九八五	七、六五七	一、三三四	一、三三三	一、三三三	三九一、八九六	二九、八七六	二九、七三七	三六、四七〇	三八、九九三	四〇、〇六九	三二、九一六	三八、八〇九	七一、三二九	二五、〇三六	五四、六六一	三九二、五五七	一、九五七	五、〇二八	四〇、一五一	三六、四七一	三四、四九二
六、八八八	七、六八二	一、二一七	一、二〇六	一、二〇六	三八六、四七四	二九、五六〇	二九、四六〇	三五、九六二	三八、五三七	三九、五六八	三二、三七九	三八、二四〇	七〇、一六九	二四、六三四	五三、九六五	三八七、五三四	一、九三三	四、九六五	三九、六六三	三六、〇一六	三四、〇四八
四、八四七	六〇、九六六	七四三、八〇八	七三四、三九九	七三四、三九九	二三四、〇三三	一八、九〇〇	一三、五一五	二五、五三八	二四、五〇一	二二、七九三	一七、九五七	二四、五八一	四〇、六〇六	一四、五八八	三一、〇五三	二三五、〇二一	一、二九〇	三、五五七	二二、七三九	二〇、六一八	一八、七六二
二〇、五五一	一五、七一六	四七四、一二四	四七二、〇九九	四七二、〇九九	一五二、四四二	一〇、六六〇	九、九四五	一〇、四二四	一四、〇三六	一六、七七五	一四、四二二	一三、六五九	二九、五六三	一〇、〇四六	二二、九一二	一六二、五一一	六四三	一、四〇八	一五、九二四	一五、三九八	一五、二八六
〇・二九七	〇・二〇四	〇・三八九	〇・三九一	〇・三九一	〇・三九四	〇・三六〇	〇・四二三	〇・二八九	〇・三六四	〇・四二三	〇・四四五	〇・三五七	〇・四二一	〇・四〇七	〇・四二四	〇・四一九	〇・三三二	〇・二八三	〇・四〇一	〇・四二七	〇・四四八
〇・三五八	〇・一六五	〇・二七四	〇・二七五	〇・二七五	〇・二八四	〇・二四一	〇・二九四	〇・二六三	〇・三三二	〇・三三一	〇・二六一	〇・三五八	〇・三〇八	〇・二九七	〇・二六八	〇・二八三	〇・三〇三	〇・二九二	〇・二七二	〇・二九九	〇・三〇八
〇・〇三九	〇・〇三九	〇・〇一五	〇・〇一六	〇・〇一六	〇・〇一〇	〇・〇一九	〇・〇二九	〇・〇二六	〇・〇三二	〇・〇三一	〇・〇二一	〇・〇一〇	〇・〇一三	〇・〇一〇	〇・〇一五	〇・〇一三	〇・〇二九	〇・〇二九	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇二八

一九五

東京府管内投票状況 (其ノ二 町村別)

郡	町	村	投票人総数	選挙当日有権者数	投票人数	棄権者数	投票率	昭和十一年(前同)投票率	比較増減率
西	多	合福生、藤川村組	一、二六二	一、二四二	一、一〇〇	一四二	〇・一一四	〇・〇七三	〇・〇四一
		箱根ヶ崎村	一、〇九八	一、〇八五	九六六	一一九	〇・〇八九	〇・〇八五	〇・〇〇四
		外三ヶ村組合	一、三二八	一、三一七	一、二〇一	一一六	〇・〇八八	〇・〇七一	〇・〇一七
		多井	七九九	七七七	六七一	一一六	〇・一四七	〇・一五三	△〇・〇〇六
		平井	五四六	五三七	四四一	九六	〇・一七四	〇・一二七	〇・〇四七
		東秋留	八二五	八一九	六九九	一一〇	〇・一四六	〇・一〇〇	〇・〇三六
		西秋留	五八二	五六九	四七〇	九九	〇・一七三	〇・一〇六	〇・〇四四
		増久野	六二二	六一七	五五一	六六	〇・一〇六	〇・一〇〇	〇・〇〇六
		大久野	九八八	九七六	八五四	一一二	〇・一二五	〇・一〇〇	△〇・〇〇八
		戸倉	二九八	二九八	二六三	二九	〇・〇九九	〇・一五二	△〇・〇五三
		小宮	四四二	四三九	三六二	七二	〇・一六五	〇・一一一	〇・〇五四
		五日市	一、二一〇	一、一九二	一、〇三五	一五七	〇・一三一	〇・〇九九	〇・〇三二
		榎原	一、二七三	一、二六〇	九六三	二九七	〇・二三五	〇・二一〇	〇・〇二五
		設木	一、五六四	一、五四三	一、三七四	一六〇	〇・一〇三	〇・一八四	△〇・〇八一
序	小曾木	六七三	六六八	六〇一	六七	〇・一〇〇	〇・〇八九	〇・〇一一	
	成木	七二二	七一五	六三〇	八五	〇・一〇一	〇・一三〇	△〇・〇二二	
	青森	二、二〇〇	二、一七六	一、九七三	二〇三	〇・〇九三	〇・〇八六	〇・〇〇七	
	調布	一、四二五	一、四一五	一、二九〇	一一二	〇・〇八八	〇・一〇七	△〇・〇一九	
	吉野	八八七	八〇一	六七五	一一二	〇・一五七	〇・一七二	△〇・〇一五	
	三田	八八七	八七七	七六五	一一一	〇・一二七	〇・〇九九	〇・〇二八	
	古里	七九二	七七九	六一五	一六四	〇・一二〇	〇・一七四	〇・〇三六	
	氷川	九二八	九一八	七八五	一三三	〇・一四四	〇・一二四	〇・〇一九	
	小河内	七一四	六八九	五六二	一一二	〇・一八四	〇・一三五	〇・〇四九	
	計	二二、九九七	二二、七〇八	一八、八四六	二、八六二	〇・二三一	〇・二一八	〇・〇一三	
南	横山	八二六	八一二	六九七	一一五	〇・二二六	〇・一三五	△〇・〇〇九	
	浅川	九九三	九八一	八一六	一六五	〇・一六八	〇・一三二	〇・〇三六	
	元王子	一、〇七七	一、〇六四	九二四	一四〇	〇・一三一	〇・一六八	△〇・〇三七	
	恩方	九六六	九五七	七八三	一七四	〇・一八一	〇・一五	〇・〇六六	

多摩郡										北多摩郡																			
川口村	住野宮町	日野町	七生村	多摩川村	稲佐村	南多摩村	忠生町	橋本町	立川町	谷保村	西府町	多摩川町	調布町	神代町	江川村	三鷹村	武蔵野町	小金井町	分国寺村	砂川村	昭島村	拜郷村							
九三二	七〇五	二、一七四	一、三二四	八五七	一、二〇二	一、〇六九	九八六	一、一六七	九五八	一、五七六	一、二四四	九七五	一、〇七五	三、八八一	八三三	五六六	二、三一五	一、二九一	一、七〇九	一、一七八	八九八	二、一五九	四、七五五	一、六七九	一、四六七	一、二二〇	一、一五四	四〇二	一、七二二
九一四	六九八	二、一五〇	一、二九四	八四四	一、一九三	一、〇五〇	〇七一	一、一五〇	九四八	一、五六二	一、二二二	九六四	一、〇六八	三、八三三	八二〇	五五七	二、二八六	一、二六三	一、六八三	一、一七一	八八九	二、一三四	四、七二四	一、六五九	一、四三九	一、一九七	一、一四三	三九九	一、六八九
七八一	六一〇	一、六九一	一、〇五九	七二二	八一二	八八八	七四九	九〇一	六六三	一、二六七	九三四	七五六	八六三	三、三一二	五九六	四三二	一、七一八	九二一	一、〇九一	六七九	五五九	一、三三二	二、九六七	一、一九八	一、〇五五	九七三	三七五	一、四七一	
一三三	八八	四五九	二三七	一三三	三八一	一六二	二二二	二四九	二八五	二九四	二八八	二〇八	二〇五	五二六	二二四	一一五	五六八	三五二	五九二	四三八	三三〇	八一二	一、七五七	四六一	三八四	一七六	二四	二一八	
〇一四五	〇二二六	〇二二三	〇一八三	〇一五六	〇三一九	〇一五四	〇二二八	〇二二六	〇三〇〇	〇一八八	〇二三五	〇二二五	〇一九一	〇一三七	〇二七三	〇二二四	〇二四八	〇二七六	〇三五二	〇三九二	〇三七二	〇三八〇	〇三七二	〇二七六	〇二六六	〇一四七	〇〇六一	〇一二九	
〇一三五	〇一四七	〇一七〇	〇一七三	〇一七一	〇二七五	〇一九一	〇二〇六	〇二七二	〇二四四	〇二四九	〇二〇七	〇一五八	〇一八九	〇一三七	〇二四八	〇一九二	〇一六八	〇三〇一	〇三〇一	〇三〇一	〇三三〇	〇三〇七	〇二七四	〇二〇九	〇二〇〇	〇一四四	〇〇六八	〇〇六八	〇〇一一
〇〇二〇	〇〇三二	〇〇四三	〇〇一〇	〇〇一五	△〇〇四	〇〇三七	〇〇三二	〇〇四四	〇〇五六	〇〇三九	〇〇二八	〇〇五七	〇〇〇二	〇〇三二	〇〇三五	〇〇八〇	△〇〇二五	〇〇〇五	〇〇六三	〇〇一四	〇〇七三	〇〇九七	〇〇六八	〇〇六六	〇〇〇三	〇〇〇四	△〇〇〇七	〇〇〇一	

支 丈 八		内 官 廳 支 島 大										郡																		
末	中	徑	三	大	計	御	阿	伊	伊	神	若	神	新	遊	利	波	野	泉	岡	元	計	小	田	保	久	清	東	大	町	
吉	ノ	立	根	賀		藏	坪	阿	伊	伊	神	若	神	新	遊	利	波	野	泉	岡		元	平	田	保	久	清	東		大
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
二〇五	二五六	一六六	六四九	五五四	五、〇二八	七二	二四五	二八五	一七二	二三四	九七	四七八	一六〇	七五〇	四五四	六六	二九七	三〇三	一一九	三〇三	八〇四	三五六	一、三八六	八二二	一一二七	一一〇五	八〇〇	一、八七六	一、二七九	選舉人名簿
二〇四	二五一	一六三	六四四	五四四	四、九六五	七二	二四一	二八〇	一七五	二二二	九五	四七二	一六〇	七四三	四四九	六四	二九五	三〇〇	一一七	二五九	七九六	三五一	一、三六五	八〇三	一一一九	一、〇九四	七九一	一、八五六	一、二五六	選舉當局有権者数
一七〇	一九七	一四四	三五六	三七四	三、五五七	六五	一九一	一八九	一三五	一九八	八七	二九四	一八二	五八二	三一二	五九	一八五	一九四	八八	一九三	五四三	二六、二一四	一、一〇六	六七九	七五八	九一一	六六八	四六六	九三六	投票人数
三四	五四	一九	二八八	一七〇	一、四〇八	七	五〇	九二	四〇	五〇	三四	七八	一七八	一三七	一〇六	一一〇	一〇六	三九	三〇	一〇二	二五三	八、九一七	二五九	一二四	三六一	一八三	二二〇	三二〇	察権者数	
〇・一六六	〇・二一五	〇・一一六	〇・四四七	〇・三二二	〇・二八三	〇・〇九七	〇・二〇七	〇・三二五	〇・二二八	〇・二九五	〇・一四六	〇・〇八四	〇・三七七	〇・三〇五	〇・〇七八	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・三五三	〇・三〇七	〇・三〇七	〇・三五三	〇・二五三	〇・二八九	〇・一五四	〇・三二二	〇・二六七	〇・二五五	〇・二一三	〇・一五四	権率
〇・二二二	〇・二五〇	〇・一二五	〇・三八七	〇・二二〇	〇・二九二	〇・二二〇	〇・三〇七	〇・四五〇	〇・二七三	〇・二八六	〇・二二二	〇・二六五	〇・二八九	〇・二九八	〇・二一九	〇・二〇六	〇・二〇六	〇・二一四	〇・二一四	〇・二一八	〇・二一七	〇・二一七	〇・二五七	〇・〇九五	〇・〇〇〇	〇・〇三九	〇・一四五	〇・一六九	〇・二三六	昭和十一年(前同)権率
△〇・〇五六	△〇・〇三五	△〇・〇〇九	〇・〇〇六	〇・〇八二	△〇・〇〇九	△〇・〇〇三	△〇・〇一〇	△〇・〇二五	△〇・〇四五	△〇・〇一〇	△〇・〇七五	△〇・〇八一	△〇・〇五九	△〇・〇六二	△〇・〇三七	△〇・〇四一	△〇・〇三四	〇・〇一八	〇・〇九三	〇・〇一八	△〇・〇三六	〇・〇三六	〇・〇三二	〇・〇三二	〇・〇二二	〇・〇二八	〇・〇〇一	〇・〇〇四	△〇・〇八二	比較増減率

一九八

道	府	縣	別	有権者数	投票者数	棄権率	前回棄権率	比	較	備	考
山梨	山梨	山梨	山梨	133,733	115,543	0.136	0.111	0.025	○	減	
長野	長野	長野	長野	133,656	118,024	0.137	0.094	0.043	○	減	
山形	山形	山形	山形	137,052	117,428	0.143	0.122	0.021	○	減	
福島	福島	福島	福島	225,712	192,302	0.148	0.160	0.012	○	減	
茨城	茨城	茨城	茨城	173,642	147,384	0.151	0.149	0.002	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	307,777	260,420	0.154	0.152	0.002	○	減	
栃木	栃木	栃木	栃木	172,217	144,630	0.159	0.162	0.003	△	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	104,948	87,923	0.162	0.142	0.020	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	385,685	317,710	0.176	0.159	0.017	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	259,378	210,533	0.181	0.143	0.038	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	557,600	450,891	0.191	0.149	0.042	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	264,611	213,430	0.193	0.157	0.036	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	323,110	260,454	0.194	0.150	0.044	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	166,439	133,702	0.197	0.186	0.011	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	237,219	189,858	0.199	0.181	0.018	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	233,947	187,220	0.200	0.187	0.013	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	337,341	269,291	0.202	0.187	0.015	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	325,754	259,003	0.205	0.175	0.030	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	164,497	130,369	0.207	0.155	0.052	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	207,792	162,662	0.217	0.193	0.024	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	140,494	109,581	0.223	0.164	0.059	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	160,529	123,264	0.233	0.176	0.056	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	186,618	143,147	0.233	0.199	0.034	○	減	
群馬	群馬	群馬	群馬	281,688	215,843	0.233	0.229	0.005	○	減	

二、全国投票状況 (其ノ一 総括)

内	計	外
津木村	25	25
打村	27	27
島村	75	75
計	1,957	1,933

一九九

道府縣別		有権者数	投票者数	棄権率	前回棄権率	比較	備考
滋賀	山	一五八、二二五	一一一、一五七	〇・二三四	〇・一六三	〇・〇七一	
愛知	山	二九九、五二五	二二九、一七六	〇・二三五	〇・一九一	〇・〇四四	
岐阜	山	五八六、二八九	四四四、六一九	〇・二四二	〇・一九二	〇・〇五〇	
岩手	山	三九八、六五六	三〇二、三〇〇	〇・二四二	〇・一九二	〇・〇五〇	
奈良	山	二一、〇二七	一五九、七三七	〇・二四三	〇・二三〇	〇・〇一三	
大阪	山	一三五、六九六	一〇二、〇二一	〇・二四八	〇・二一五	〇・〇三三	
京都	山	一二七、三五二	九五、一四九	〇・二五三	〇・一八四	〇・〇六九	
兵庫	山	三六五、九一六	二七〇、三九三	〇・二六一	〇・一八四	〇・〇七七	
長門	山	三三七、三一〇	二四六、〇六一	〇・二七〇	〇・二六九	〇・〇〇一	
長門	山	三〇九、四二〇	二二〇、六一一	〇・二八七	〇・二二八	〇・〇五九	
長門	山	二五二、五四八	一八〇、六一〇	〇・二八七	〇・二二八	〇・〇五九	
兵衛	山	六三二、九九一	四五〇、二五八	〇・二八八	〇・二三三	〇・〇五五	
神奈川	山	三七一、三四四	二五七、〇二二	〇・三〇七	〇・二五六	〇・〇五五	
北陸	山	五六九、九一五	三九二、二二一	〇・三一三	〇・二二八	〇・〇九三	
山梨	山	二六〇、〇三二	一七八、六四三	〇・三二一	〇・二二九	〇・〇〇四	
高山	山	一六、八七四	一、〇〇四	〇・三二〇	〇・二〇九	〇・〇一一	
宮城	山	一六六、四五八	一一、四〇二	〇・三三一	〇・二五六	〇・〇七五	
和歌山	山	一九三、八九五	一二七、八三七	〇・三四〇	〇・二四二	〇・〇九八	
京都	山	二八八、〇二一	一八三、九五七	〇・三六一	〇・三二四	〇・〇三七	
東京	山	一、三〇一、五二二	八〇九、六二一	〇・三七七	〇・二六八	〇・〇一九	
神奈川	山	一三四、一〇五	八〇、六三八	〇・三九八	〇・三七三	〇・〇二五	
徳島	山	一六二、一一三	九五、六五三	〇・四一〇	〇・三〇一	〇・〇一九	
徳島	山	九一〇、四三七	四八八、五一〇	〇・四六三	〇・三五六	〇・〇一七	
合計	山	一四、〇七五、〇一〇	一〇、三二七、七五六	〇・二六七	〇・二二三	〇・〇五四	

全国投票状況(其ノ二 市部)

道府縣別	有権者数	投票者数	棄権率	前回棄権率	比較	備考
山梨	一六、〇六四	一三、九一二	〇・一三三	〇・一二五		
山梨	四三、〇五三	三六、八六四	〇・一四四	〇・一二〇		
山梨	三一、一九八	二六、五〇九	〇・一五〇	〇・一二〇		
山梨	三六、〇四二	三〇、四八五	〇・一五四	〇・一三九		

1100

北 山 神 鹿 大 長 愛 茨 愛 野 香 長 宮 津 香 滋 福 奈 福 岐 石 廣 埼 新 岩 佐 三 島 宮 福 鳥 秋
 奈
 海 口 本 分 崎 知 城 坂 岡 森 野 城 越 川 賀 岡 良 井 阜 川 島 玉 湯 手 賀 金 取 山 鳥 根 田
 川
 道 縣

一〇、六三四
 一〇、二四九
 二六、八七四
 二九、九八四
 一七、二五八
 五〇、七〇八
 一四、二四三
 一一、九九二
 二四、三三三
 三三、九一一
 一三三、二三七
 三七、四三八
 四一、〇二七
 二四、六九六
 一一、二九八
 二二八、三九三
 二〇、一六一
 二三、四五六
 一五、〇六一
 四五、七七七
 四八、七八八
 三六、九九九
 九四、五五九
 二六、六一三
 一一、九七三
 二八〇、五三三
 六七、三八五
 一〇、四八二
 三四、六一六
 二二、一三四
 七五、八一四
 一五〇、三八八

八、九三九
 八、五〇八
 二二、一八八
 二四、七三九
 一四、二〇六
 四一、六二四
 一一、六〇七
 九、七七七
 一九、六八一
 二七、〇二八
 一〇六、〇九一
 二九、六三三
 三二、三三七
 一九、三一九
 八、七八八
 一七五、三〇一
 一五、二三九
 一七、六三九
 一一、三〇〇
 三四、二五七
 三六、一二九
 二七、三七八
 六九、九〇一
 一九、四九〇
 八、六五〇
 二〇、九五三
 四八、〇二三
 七、四四三
 二四、〇五五
 一五三、二六七
 五〇、三七四
 九八、七〇三

〇・一五九
 〇・二六九
 〇・一七四
 〇・一七五
 〇・一七七
 〇・一七九
 〇・一八五
 〇・一九一
 〇・二〇三
 〇・二〇四
 〇・二〇八
 〇・二一一
 〇・二一八
 〇・二二二
 〇・二二三
 〇・二四三
 〇・二四四
 〇・二四八
 〇・二四九
 〇・二五二
 〇・二五八
 〇・二六〇
 〇・二六一
 〇・二六八
 〇・二七八
 〇・二八〇
 〇・二八七
 〇・二九〇
 〇・三〇七
 〇・三〇五
 〇・三〇七
 〇・三三六
 〇・三四三

〇・二五一
 〇・二五八
 〇・二五〇
 〇・二六五
 〇・二六五
 〇・一四三
 〇・一四五
 〇・一五一
 〇・一七三
 〇・一六七
 〇・一三三
 〇・一五四
 〇・一五四
 〇・一五〇
 〇・一五九
 〇・一六〇
 〇・一三五
 〇・一六一
 〇・一六五
 〇・一七四
 〇・一七七
 〇・一九九
 〇・一九五
 〇・一七四
 〇・一八七
 〇・二〇二
 〇・二〇二
 〇・二六一
 〇・二三九
 〇・一六八
 〇・一九〇
 〇・二〇七
 〇・二〇七
 〇・二六七
 〇・二八五
 〇・二二七
 〇・二一四

道府縣別		有様者数		投票者数		棄権率		前回棄権率		備考	
山形	山形	一一七、六六九	一〇一、六三一	〇・三三六	〇・二二〇						
福島	山形	二〇九、六〇三	一八一、一六〇	〇・三三六	〇・二二〇						
茨城	山形	一一二、八〇九	一〇五、八二一	〇・三三八	〇・二一六						
群馬	山形	一四三、六五八	一二二、六四五	〇・四四六	〇・二四六						
栃木	山形	一八九、六七〇	一六一、八一七	〇・四四七	〇・二四六						
群馬	山形	二八〇、九〇三	二三八、二二二	〇・五五二	〇・一五二						
群馬	山形	八七、六九〇	七三、七一一	〇・五五九	〇・一四二						
群馬	山形	一六一、八六八	一三六、一一二	〇・五五九	〇・一六三						
群馬	山形	二五二、四四八	二一一、六一九	〇・六三二	〇・一六三						
群馬	山形	三二九、二〇七	二七五、五九〇	〇・六三三	〇・一六三						
群馬	山形	六二、七五八	五二、八八〇	〇・七三三	〇・一九六						
群馬	山形	一八八、一七〇	一五二、九六三	〇・八〇七	〇・一九六						
群馬	山形	二二三、五八四	一八一、〇七三	〇・九一〇	〇・一五六						
群馬	山形	二〇八、六七〇	一六八、九〇九	〇・九一〇	〇・一五六						
群馬	山形	二八九、一九九	二三三、四二六	〇・九一〇	〇・一五六						
群馬	山形	一一九、〇〇一	一〇四、〇六九	〇・九三三	〇・一九三						
合計		四、六五六、九三四	三、〇三四、六六〇	〇・三三六	〇・二二〇						
大分	大分	六九九、七三一	三四二、六八五	〇・五一一	〇・四〇三						
大分	大分	二二五、二六三	一一二、〇九四	〇・四九四	〇・四〇三						
大分	大分	一一七、九三二	七四三、八〇八	〇・三八九	〇・二七四						
大分	大分	五、〇九九	三一、六〇八	〇・三八一	〇・二八二						
大分	大分	二六〇、九五四	一六三、六〇六	〇・三七三	〇・二八〇						
大分	大分	三、六二一	二〇、一二七	〇・三六三	〇・二七〇						
大分	大分	四六、二九九	二九、七三四	〇・三三七	〇・二二六						
大分	大分	二一、四八六	一三、八八五	〇・三五四	〇・二二六						
大分	大分	三六、八〇八	二三、九五二	〇・三五四	〇・二二六						
大分	大分	四五、三一	二九、七二九	〇・三四四	〇・二四七						

全国投票状況 (其ノ四)

一、選挙当日ニ於ケル有権者数

市内 計 四、六五六、九三四人
 市内 計 九、四一八、〇七六人
 市内 計 一四、〇七五、〇二〇人

一、投票者数

市内 計 三、〇三四、六六〇人
 市内 計 七、二八三、〇九六人
 市内 計 一〇、三二七、七五六人

一、棄権者数

市内 計 一、六二二、二七四人
 市内 計 二、一三四、九八〇人
 市内 計 三、七五七、二五四人

一、棄権者ノ有権者總數ニ對スル割合

市内 割合四分八厘 (前回 二割六分三厘)
 市内 割合二分七厘 (前回 一割九分)
 市内 割合六分七厘 (前回 二割一分三厘)

三、六大都市投票状況

市別	選挙当日ノ有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	前回ノ投票率	比較増減率
東京市	一、二二三、三三二	七三四、三九五	四七二、〇九八	〇・三九一	〇・二七五	〇・一一六
大阪市	六三五、三三八	三〇八、〇七七	三二七、二六一	〇・五一五	〇・四〇九	〇・一〇六
名古屋市	二二五、二六三	一一三、〇七七	九三、一八六	〇・四一四	〇・四二〇	△〇・〇〇六
名古屋市	二一九、七一九	一五四、〇四一	六五、六七八	〇・二九八	〇・一八三	〇・一一五
神戸市	一八八、五八三	一一三、二三五	七五、三四八	〇・三九九	〇・三〇一	〇・〇九八
横浜市	一五〇、四六九	一〇〇、三三三	五〇、一五六	〇・三三三	〇・三二九	〇・〇〇四
計 (平均)	二、六四二、六九四	一、五四二、一三八	一、〇八三、七二七	〇・四一〇	〇・三二七	〇・〇九三

四、累年別棄権者数並棄権率

選挙区名	第一区		第二区		第三区		第四区		選挙区名
	赤坂	牛込	小石川	本郷	下谷	深川	本郷	計	
昭和三年二月執行	一、九一一	七、四八六	五、四九三	五、四九三	四、一〇七	五、四九八	一〇、六〇八	一、九〇三	二四、七三二
昭和五年二月執行	二、〇四三	六、二〇八	五、六三一	四、九三五	三、三七一	四、七一一	七、九三九	一、三六四	二七、一四五
昭和七年二月執行	二、二七五	六、八五六	三、八七一	四、七四四	四、〇〇一	五、七三八	七、八六二	一、三八九	三五、二五一
昭和十一年二月執行	二、三三三	一〇、三二七	五、四六五	七、〇九九	五、一四五	七、七一一	一三、五〇六	二、四七五	一一、七七〇
昭和十二年四月執行	四、九七七	一五、四六一	九、三二四	一〇、四五四	七、六三六	一〇、〇七〇	一五、三九〇	二、九二六	一九、五〇八
計	三三、一〇一	三三、〇三〇	三三、〇三〇	三三、〇三〇	三三、〇三〇	三三、〇三〇	三三、〇三〇	三三、〇三〇	三三、〇三〇

二〇五

五、投票所入場券交付不能者数並ニ純棄権率（其ノ一 總括）

合 計	第 七 區				第 六 區				第 五 區									
	北 多 摩 縣	南 多 摩 縣	西 多 摩 縣	八 王 子 市	計				足 立 市	板 橋 市	野 崎 市	北 野 川 市	豊 島 区	大 島 支 店 管 内	八 丈 支 店 管 内	計		
					江 戸 川 郡	葛 城 郡	向 島 郡	茗 荷 郡								杉 野 郡	中 野 郡	多 摩 郡
二〇一、六五三	一一、〇八七	三、九九四	二、七八八	二、九五五	一、三五〇	一六、一七四	四、九一四	三、五二六	三、五二六	三、五二六	三、五二六	三、五二六	一、四六一	七、七七七	二一、五〇九	一、四六一	七、七七七	二一、五〇九
〇・二三六	〇・一五一	〇・一五五	〇・一四六	〇・一四六	〇・一四六	〇・二三〇	〇・二六二	〇・二六七	〇・二六七	〇・二六七	〇・二六七	〇・二六七	〇・三四三	〇・四四八	〇・二四三	〇・三四三	〇・四四八	〇・二四三
一九一、九一九	一〇、一五〇	四、三八〇	二、六九一	二、〇一八	一、〇六一	一九、八六七	四、八一	三、六三三	三、六三三	三、六三三	三、六三三	三、六三三	一、四九一	六、三〇〇	二一、九四一	一、四九一	六、三〇〇	二一、九四一
〇・二〇五	〇・一三三	〇・一五三	〇・一四六	〇・一四八	〇・一〇二	〇・二一六	〇・二〇八	〇・二三〇	〇・二三〇	〇・二三〇	〇・二三〇	〇・二三〇	〇・三四八	〇・三七四	〇・二一七	〇・三四八	〇・三七四	〇・二一七
三三三、五五〇	一三、二八三	六、六二一	三、〇四八	二、三九一	一、三三三	二一、四七二	六、〇二四	四、〇〇八	四、〇〇八	四、〇〇八	四、〇〇八	四、〇〇八	一、五八五	六、九九〇	二八、三三一	一、五八五	六、九九〇	二八、三三一
〇・三三三	〇・一六六	〇・二一四	〇・一六五	〇・一五五	〇・一三三	〇・二二六	〇・二三三	〇・二四六	〇・二四六	〇・二四六	〇・二四六	〇・二四六	〇・三六二	〇・三九七	〇・二六〇	〇・三六二	〇・三九七	〇・二六〇
三四三、四〇五	一五、六九五	八、一六二	三、四六〇	二、五七六	一、四九七	二一、〇七二	一、二、一〇四	九、二二五	九、二二五	九、二二五	九、二二五	九、二二五	一、四四五	五、七六六	一〇、三九二	一、四四五	五、七六六	一〇、三九二
〇・二六八	〇・一七三	〇・二一七	〇・一七六	〇・一七八	〇・一三一	〇・二六三	〇・二六一	〇・二九七	〇・二九七	〇・二九七	〇・二九七	〇・二九七	〇・三〇三	〇・三〇三	〇・二七二	〇・三〇三	〇・三〇三	〇・二七二
四九一、八九一	一七、七四一	八、九一七	三、九三七	二、八六二	一、〇二五	二一、〇三六	一、六七七五	一〇、四二二	一〇、四二二	一〇、四二二	一〇、四二二	一〇、四二二	一、四〇八	六、四三三	一五、九二四	一、四〇八	六、四三三	一五、九二四
〇・三七七	〇・二〇一	〇・二五三	〇・一九八	〇・一三一	〇・一七七	〇・三六四	〇・四二三	〇・四五七	〇・四五七	〇・四五七	〇・四五七	〇・四五七	〇・二八三	〇・三三二	〇・四〇一	〇・二八三	〇・三三二	〇・四〇一

市	東 京													市 区 別	投票所入場券交付不能者数並びに純棄権率（其ノ一市部）									
荏原区	目黒区	品川区	深川区	本郷区	浅草区	下谷区	本郷区	小石川区	牛込区	四谷区	赤坂区	麻布区	芝罘区	京橋区	日比谷区	神田区	麹町区	市 区 別	選挙日ノ有権者数	棄 権 率	入場券交付者数	入場券交付不能者数	中ノ入場券交付者数	同上ノ棄権率
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	一、三〇一、四九一	〇・三七七	一、一九〇、二三四	一〇八、〇六三	三七、二四三	〇・三二二
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	一、一〇六、四九三	〇・三九一	一、一〇〇、三二五	一〇五、九〇三	三五、五九〇七	〇・三二三
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	一一、四三四	〇・二七七	一一、〇二八	四〇六	一、六一九	〇・一四六
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	二一、七二〇	〇・二三一	二〇、七七五	一四五	二、三三六	〇・一四
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	一九、八八一	〇・一九八	一九、二八四	二三〇	三、一四〇	〇・一六三
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	三五、〇七三	〇・二五三	三三、二五六	五六一	七、九七四	〇・二三九
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	四、九六七	〇・二八三	四、一六八	二八七	一、〇一四	〇・二四三
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	一、九三三	〇・三三二	一、八一八	四〇	五二二	〇・二八七
計																		一、三〇一、四九一	〇・三七七	一、一九〇、二三四	一〇八、〇六三	三七、二四三	〇・三二二	

市	各										計	八	合				
	江	葛	城	向	足	板	王	芝	瀧	豊				杉	中	滝	法
市	江	葛	城	向	足	板	王	芝	瀧	豊	杉	中	滝	法	徳	苗	大
区	戸	飾	東	島	立	橋	子	川	野	川	島	並	野	橋	谷	田	森
別	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
選挙日ノ有権者数	二九、五六〇	二二、四六〇	三五、九六二	三八、五三七	三九、五六八	三二、三七九	三八、二四〇	七〇、一六九	二四、六三四	五三、九六五	三九、六六三	三六、〇一六	三四、〇四八	四五、〇〇七	四二、〇七四	三三、〇一六	四三、〇八五
率	〇・三六一	〇・四二三	〇・二八九	〇・三六四	〇・四二三	〇・四四五	〇・三五七	〇・四二一	〇・四〇八	〇・四二五	〇・四〇一	〇・四二八	〇・四四八	〇・四二六	〇・四六三	〇・四〇七	〇・四三七
入場券交付者数	二七、〇二六	二一、二九七	三三、一四八	三四、六四〇	三六、三四四	二九、一三七	三五、〇二六	六三、六四九	二一、八四〇	四九、六七九	三五、七七八	三四、二〇四	二九、四五七	四〇、四九五	三九、二六九	二九、一八三	三九、八五九
入場券交付不能者数	二、五三四	二、一六三	二、八一四	三、八九七	三、二二四	三、二四二	三、二一四	六、五二〇	二、七九四	四、二八六	三、八八五	一、八一二	四、五九一	四、五一二	二、八〇五	三、八三三	三、二二六
中入場券交付者数	八、一六六	七、七八二	七、六一〇	一〇、一三九	一三、五五一	一一、一八〇	一〇、四四五	二二、〇四三	七、二五二	八、六二六	一二、〇三九	一三、五七六	一〇、六九五	一四、六五五	一六、七〇三	九、六一一	一五、六二五
同上ノ率	〇・二七五	〇・三六五	〇・二二〇	〇・二九三	〇・三四二	〇・三八四	〇・二九八	〇・三三二	〇・三三〇	〇・三七五	〇・二九六	〇・三七七	〇・三六三	〇・三六二	〇・四二五	〇・三二九	〇・三九二
選挙日ノ有権者数	一一、四三四	一、〇八五	一、三一七	一、〇八五	一、二四二	一、〇八五	一、二四二	一、〇八五	一、二四二	一、〇八五	一、二四二	一、〇八五	一、二四二	一、〇八五	一、二四二	一、〇八五	一、二四二
率	〇・一七七	〇・一八〇	〇・一四七	〇・一八八	〇・一〇九	〇・一四四	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七
入場券交付者数	一一、〇二八	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七
入場券交付不能者数	四〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中入場券交付者数	一、六一九	九六	一一六	九九	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
同上ノ率	〇・一四六	〇・一八〇	〇・一四七	〇・一八八	〇・一〇九	〇・一四四	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七	〇・一七七

二〇八

摩多南										西摩多																				
稻	多	由	七	日	小	加	川	恩	元	淺	橋	小	永	古	三	吉	岡	青	成	小	段	楡	五	小	戸	大	塔	西	東	
城	摩	木	生	野	宮	住	口	方	王	川	山	計	河	川	里	田	野	布	祿	木	會	原	市	日	宮	倉	野	久	秋	秋
村	村	村	村	町	町	村	村	村	村	町	村	内	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	町	村	村	村	村	村	村	村
九七一	一〇五〇	一〇九三	八四四	一二九六	二、一五〇	六九八	九一四	九五七	一、〇六四	九八一	八一三	二、七一〇	六九一	九一八	七七九	八七七	八〇一	一、四一五	二、一七六	七一五	六六八	一、五四三	一、二六〇	一、一九二	四三四	二九二	九七六	六一七	五六九	八一九
〇・二二六	〇・一五四	〇・三一九	〇・一五六	〇・一八二	〇・二七一	〇・二二四	〇・一四五	〇・一八一	〇・一三三	〇・一六八	〇・一六六	〇・一三一	〇・一二三	〇・一四三	〇・二〇一	〇・二二七	〇・一五七	〇・八八三	〇・〇九三	〇・一〇〇	〇・一〇九	〇・二三五	〇・一〇三	〇・一六五	〇・〇九九	〇・一二五	〇・一〇七	〇・一七二	〇・二四六	
九七一	一〇五〇	一〇九二	八四四	一二九一	二、〇六七	六九八	九一四	九五七	一、〇五二	九五二	六九七	二、〇七五	九一一	七七四	七七七	七八七	一、四〇五	二、一四二	七一五	六六七	一、五四〇	一、二六〇	一、一八三	四三四	二九二	九七〇	六一七	四七〇	八一四	
一	一	一	一	一	八	三	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二〇九	一六二	三八〇	三三二	三七六	八八	一三三	一七四	一七八	一三六	一一六	一一六	二、三七六	一二六	一五九	一一二	一一二	一一五	一六九	八五	六六	一六六	二九七	一五七	七二	二九	一六	六六	一一五	一一五	
一	〇・一五四	〇・三一九	〇・一七九	〇・一五五	〇・二二四	〇・一四五	〇・一八一	〇・一三一	〇・一三七	〇・一四	〇・一四〇	〇・一四	〇・二三七	〇・二〇五	〇・二三九	〇・一三八	〇・〇七八	〇・〇七八	〇・〇九八	〇・一〇八	〇・二三五	〇・一三二	〇・一六五	〇・〇九	〇・二〇	〇・一〇七	〇・一四〇	〇・二四〇		

北 多 原 郡											郡										
立	谷	保	西	府	多	郡	砂	昭	拜	大	東	赤	久	保	田						
川	保	府	府	郡	郡	郡	川	和	島	山	和	山	留	谷	無						
町	村	町	町	町	町	町	村	村	村	村	村	村	村	村	村						
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計						
三、八三八	八二〇	五五七	二、二八六	一、二七三	一、六八三	一、〇五八	八八九	二、一三四	四、七二四	一、六五九	一、四三九	一、一九七	一、四三三	三九九	一、六八九	一、二五六	一、八五六	七九二	一、〇九四	一、一一九	八〇三
〇・一三七	〇・二七三	〇・二二四	〇・二四八	〇・二七六	〇・三三〇	〇・三五七	〇・三七一	〇・三八〇	〇・三七二	〇・二七七	〇・二六六	〇・一四七	〇・一四八	〇・〇六〇	〇・一二九	〇・二五四	〇・二一〇	〇・一四五	〇・三二三	〇・三二三	〇・一五四
三、七五三	八〇五	五五一	二、二五九	一、二六一	一、六二五	一、〇五八	八八九	二、〇八九	四、六〇一	一、五八九	一、三八四	一、一八九	一、一三二	三九九	一、六八九	一、二五四	一、八三三	七九〇	一、〇八八	一、〇四	八〇三
三三〇	三一	三五	三九	一二	五八	一	一	四五	一二三	七〇	五五	一八	一一	一	一	二	二	二	一	一	一
三、一四〇	一七四	二〇三	三二〇	二五五	三三〇	三七九	三三〇	七六七	一、六三四	三九一	三三四	一六八	一五九	二一八	二一八	三六七	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二
〇・一四九	〇・一六二	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六

二一〇

大 村		島		八 丈		投票所入場券交付不能者数並ニ結算権率 (其ノ四ノ島嶼)	小 平 村																			
大島	支島	直島	穂島	新島	所管																					
元田村	津田村	野津村	波津村	利津村	遊木村	本島村	神津村	若津村	神津村	伊豆村	伊豆村	伊豆村	阿古村	阿古村	御坂村	計	青島村	宇打村	末吉村	中立村	松立村	三根村	大根村	計	小 平 村	
七九六	二九五	二二七	三〇〇	二九五	六四	四四九	九〇三	四七二	九五	二二二	一六九	一七七	二八〇	二四一	七二	四、九六七	七五	二二七	二二五	二〇四	二五一	一六三	六四四	五四四	五四四	一、三六五
〇・三一七	〇・三四五	〇・三〇七	〇・三五三	〇・三七二	〇・〇七八	〇・三〇五	〇・二一九	〇・三七七	〇・〇八四	〇・〇八四	〇・二九五	〇・二二八	〇・三二五	〇・二〇七	〇・〇九七	〇・二八三	〇・一〇〇	〇・一一一	〇・一六六	〇・二一五	〇・一一六	〇・四四七	〇・三一三	〇・三一三	〇・一八九	
六七七	二九五	一二七	二九二	二七八	六〇	四二〇	八三五	四七二	九五	一六一	一六五	二二六	二二六	六五	四、一六八	二四	二二五	二〇三	二四四	一六〇	六二八	五三四	五三四	五三四	一、三六五	
一一九	一〇二	三九	九八	一一〇	一	二九	六八	二九	四	二九	一	一	一	一	二八七	三	一	一	一	一	二一	一一〇	一一〇	一一〇	五六一	
一三四	一〇二	三九	九八	一一〇	一	二九	六八	二九	四	二九	一	一	一	一	一、〇一四	三	一	一	一	一	二六七	一六〇	一六〇	一六〇	二五九	
〇・一九七	〇・三四五	〇・三〇七	〇・三五三	〇・三七二	〇・〇七八	〇・三〇五	〇・二一九	〇・三七七	〇・〇八四	〇・〇八四	〇・二九五	〇・二二八	〇・三二五	〇・二〇七	〇・〇九七	〇・二八三	〇・一〇〇	〇・一一一	〇・一六六	〇・二一五	〇・一一六	〇・四四七	〇・三一三	〇・三一三	〇・一八九	

村	別	選挙當日ノ有権者数	棄権率	入場券交付者数	入場券交付不能者数	中入ノ場券交付者数	同上ノ棄権率(純棄権率)
計		一、九三三	〇・三三三	一、八一八	四五	五三三	〇・二八七

六、選挙協正運動関係者棄権率(其ノ一 總括)

市	支	別	棄権率	府	協	正	委員	實	行	委員	協	正	員	府	市	區	町	村	會議	員	
東	京	市	〇・三九一				〇・一七六						〇・一二七								〇・〇九六
八	王	子	〇・一七七										〇・〇三八								〇・〇五五
百	多	摩	〇・一三一										〇・〇二二								〇・〇一三
北	多	摩	〇・一九八										〇・〇三一								〇・〇三二
大	支	摩	〇・二五三										〇・〇三二								〇・〇一〇
八	支	摩	〇・二八三										〇・〇三七								〇・〇八五
計			〇・三七七				〇・一七六						〇・〇五七								〇・一四二
													〇・〇六四								〇・〇六八

選挙協正運動関係者棄権率(其ノ二 市部)

市	支	別	東京府選挙協正委員	東京府各區選挙協正	東京府各區選挙協正員	府	市	區	町	村	會議	員
東	京	市	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇							〇・〇〇〇
日	本	橋	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇							〇・〇〇〇
京	橋	區	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇							〇・〇〇〇
芝	區		〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇							〇・〇〇〇
森	本	區	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇							〇・〇〇〇
赤	坂	區	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇							〇・〇〇〇
四	谷	區	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇							〇・〇〇〇

京		市		各	
牛込區	一	一	一	一	一
小石川區	一	一	一	一	一
本郷區	一	一	一	一	一
下谷區	一	一	一	一	一
淺草區	一	一	一	一	一
本所區	一	一	一	一	一
深川區	一	一	一	一	一
野	一	一	一	一	一
田川區	一	一	一	一	一
日蓮區	一	一	一	一	一
荏原區	一	一	一	一	一
大森區	一	一	一	一	一
蒲田區	一	一	一	一	一
市田谷區	一	一	一	一	一
雑谷區	一	一	一	一	一
池袋區	一	一	一	一	一
中野區	一	一	一	一	一
茗荷區	一	一	一	一	一
豊島區	一	一	一	一	一
板橋區	一	一	一	一	一
足立區	一	一	一	一	一

郡				郡				郡							
多摩郡				多摩郡				多摩郡							
多摩郡				多摩郡				多摩郡							
五	橋	原	市	小	水	古	三	吉	三	吉	三	成	成	成	成
村	村	村	村	河	川	川	里	野	野	野	野	木	木	木	木
村	村	村	村	内	内	内	内	村	村	村	村	村	村	村	村
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030

111号

町別	町		村		府		町		村		府		町		村		府		町		村		府	
	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率
立川	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
保中	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
多摩	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
三浦	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
武蔵野	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
小笠原	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
砂川	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
昭島	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
大井町	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
東大井	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
久野	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
保原	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
小田	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
計	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
大島	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
支那	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
藤原	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
大井	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
大井	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
大井	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100

市	区	別	京													市	区	別	病	気	旅		計	投票所不使	自署シ得 サルモノ	生活ノ餘裕 ナキモノ	其ノ他	計																					
			計	京																	不在 旅 行 不 在	不在 旅 行 不 在																											
				深 川	本 所	浅 草	下 谷	本 町	小 石	牛 込	西 谷	赤 坂	麻 布	芝 浦	京 橋														日 本	神 田	總 務																		
豊 島	杉 野	中 野	淀 橋	澁 谷	世 田	遊 園	大 塚	花 園	目 黒	品 川	計	深 川	本 所	浅 草	下 谷	本 町	小 石	牛 込	西 谷	赤 坂	麻 布	芝 浦	京 橋	日 本	神 田	總 務	市	区	別	病	気	不在 旅 行 不 在	不在 旅 行 不 在	計	投票所不使	自署シ得 サルモノ	生活ノ餘裕 ナキモノ	其ノ他	計										
三〇五	二二一 三四	三三 二二	五一 九	三六 三	一六 〇	一〇 〇	二六 八一	二二 三四	五四 〇	九〇	六二 二四	三一 五〇	三〇	二五 〇	一六 五	六五	四八	八三	九二			一六 〇	一六 二	八八	一一 〇	二一 〇	七 八	一〇 一	二 五 〇	一 九 八	二二 二	一 〇	一 〇	二 八 六	二 一 四	三 〇						一 一 九	四 五 〇	二 四	九 八 六	三 二 七 八	四 九 七 七		
一五	二五 〇	一 九 八	四 二	五 〇	二 〇	六 三	三 一	二 六 〇	一 〇	五	二二 五 七	三 〇	三 六 〇	三 八 二	二 四 五	八	三 〇	二 九				三 〇	九 六	一 三 三 六	一 〇	七 八	一 〇 一	二 二 七	一 三 三 六	一 〇	一 〇	二 八 六 三	二 一 四	三 〇							一 一 九	四 五 〇	二 四	九 八 六	三 二 七 八				
一二七	三、七 四 六	八 六	三 八 九	一 一 七	一 五 〇	二 〇 〇	九 四 二	三 一 二	二 六 〇	三 五	二二 三 六 六	二、七 五 〇	一、一 七 〇	九 六 八	四 八 九	七 二	八 〇	一 六 七	四 五 二	四 四			二、一 〇 一 八	二、八 六 三	七 四	一 一 九	二 七 九	二、一 四	二、八 六 三	二、一 四	三 〇											一 一 九	四 五 〇	二 四	九 八 六	三 二 七 八			
一四二	三、九 九 六	九 二	五 八 七	一 五 九	二 〇 〇	三 〇 〇	一、〇 〇 五	三 一 二	二 七 〇	四 〇	二二 三、 三 六 六	二、七 八 〇	一、五 三 〇	一、三 五 〇	七 三 四	八 〇	一 六 七	四 五 二	七 三				二、一 〇 一 八	二、八 六 三	七 四	一 一 九	七 七 九	二、一 四	二、八 六 三	二、一 四	三 〇												一 一 九	四 五 〇	二 四	九 八 六	三 二 七 八		
一二九	一、三 七 〇	二 一 六	三、五 九 二	三 〇 〇	二 〇 〇	六 〇	一、五 〇 〇	七 六 〇	三 八 〇	四、五 九 〇	一六 二、 二 〇 〇	三、一 〇 〇	一、七 〇	一、三 三	一、四 二 〇	三、二 〇 〇	六 九	六 九 二	三、七 一 七	四、二 三			一、四 一 〇	九 六	九	九 八 六	七 七 九	一、四 一 〇	九 六	一、四 一 〇	一、四 一 〇	一、四 一 〇	一、四 一 〇											一 一 九	四 五 〇	二 四	九 八 六	三 二 七 八	
二〇、八 六 六	九、三 五 四	一 五、 一 三 三	八、九 三 二	一 八、 六 七 二	一 五、 九 一 三	二 二、 九 三 四	一 三、 九 五 五	一 八、 八 五 一	一 三、 七 六 九	一 五、 五 五 九	一一、 三、 三 三 三	一 一、 七 一 三	一 一、 七 一 三	一、七 〇	一、七 〇	九、六 六 七	七、一 〇 九	九、五 五 八	三、七 一 七	四、二 三			一、五、 四 三 一	四、九 三 四	四、九 三 四	三、二 七 八	九、一 四 七	一、五、 四 三 一	四、九 三 四	一、〇、 一 七 〇	一、五、 四 六 一	七、〇 四 〇													一 一 九	四 五 〇	二 四	九 八 六	三 二 七 八
二二、八 一 二	一、五、 九 二 四	一 四、 六 九 九	一 八、 六 七 二	一 九、 一 六 七	一 六、 七 〇 三	一 三、 八 九 四	一 八、 八 五 一	一 三、 七 六 九	一、三、 七 六 九	一、五、 五 五 九	一、一、 三、 五 五 六	一、一、 四 二 〇 三	一、一、 四 二 〇 三	一、一、 四 二 〇 三	一、一、 四 二 〇 三	九、六 六 七	一、〇、 四 五 四	九、八 四 二	一、四、 二 三	四、二 三			一、五、 四 三 一	四、九 三 四	四、九 三 四	九、一 四 七	一、五、 四 三 一	四、九 三 四	一、〇、 一 七 〇	一、五、 四 六 一	七、〇 四 〇														一 一 九	四 五 〇	二 四	九 八 六	三 二 七 八

養 種 原 因 (事ノ 市部)

多											西		町		各										
戸大											西	西	町	江											
久野											合	合	村	葛											
村											長	石	別	戸											
											殿	箱	病	東											
											ヶ	根	気	南											
											谷	多	不在	留											
											村	熊	投	村											
											村	川	行	村											
											村	生	不	村											
											村	計	在	村											
											村	他	投	村											
											村	計	票	村											
											村	計	所	村											
											村	計	不	村											
											村	計	便	村											
											村	計	ザ	村											
											村	計	ル	村											
											村	計	シ	村											
											村	計	得	村											
											村	計	モ	村											
											村	計	ノ	村											
											村	計	裕	村											
											村	計	ナ	村											
											村	計	キ	村											
											村	計	ノ	村											
											村	計	他	村											
											村	計	計	村											
一八三五〇											三	三六	シ	一四七											
三一											一	二七	得	一〇											
二七											三	四	然	一〇											
二〇											一	二〇	ラ	二〇											
二〇											三	三六	ギ	二〇											
一八											九	二九	ル	二〇											
三〇											二	三六	モ	二〇											
一											一	二九	ノ	二〇											
三											三	二九	不	二〇											
一											二	二九	在	二〇											
三											一	二九	投	二〇											
二											一	二九	票	二〇											
三											一	二九	所	二〇											
一											三	二九	不	二〇											
二											二	二九	便	二〇											
三											一	二九	ザ	二〇											
一											三	二九	ル	二〇											
二											二	二九	シ	二〇											
三											一	二九	得	二〇											
一											三	二九	モ	二〇											
二											二	二九	ノ	二〇											
三											一	二九	裕	二〇											
一											三	二九	ナ	二〇											
二											二	二九	キ	二〇											
三											一	二九	ノ	二〇											
一											三	二九	他	二〇											
二											二	二九	計	二〇											
三											一	二九		二〇											

樂 種 原 因 (其ノ四 島嶼)	郡 彦 彦 多 北 郡														郡													
	小田	保久	清東	大村	拜野	昭砂	國分	小武	三武	三武	神江	多代	多府	百府	谷保	立川	計	由井	彦井	忠田	可成							
六三七	五三	一三	三九	二〇	〇〇	二〇	一〇	一三	三三	四七	八五	二九	三六	三七	五七	一三	二〇	一五	五五	四一六	九	一五	二五	三三				
一五																												
一三七																												
一五三																												
一四																												
二四三																												
四二二																												
七三五六	一九二	一一九	三四三	一一二	九一	二二〇	二五五	一八四	一一	八八	一一三	三二四	三三九	一、七三三	七二九	二〇一	三六六	五八四	二四七	四〇五	九七	一七二	四二四	二、四七二	一五三	一一二	二〇	一八九
八、八一四	二五九	一二四	三六一	一八三	一二四	三九〇	三二〇	二一八	二四	一七〇	一七六	三八四	四六一	一、七五七	八一二	三三〇	三七九	五九二	三五二	五六八	一二五	二三四	四七一	三、九四七	二〇五	二〇八	二八八	二九四

三二二

八、有效無効投票比較（其ノ一總括）

町 村 別	島 丈 八						島 大											計								
	青島	宇津	末吉	中ノ	松立	三賀	計	御藏	坪田	阿古	伊ヶ	伊豆	神若	管所	新島	管所	若津		逆木	利地	波浮	野津	泉津	岡田	元田	
不在							二二六																			二二六
不在							四二五																			四二五
不在							七一																			七一
不便							七五																			七五
得							一九〇																			一九〇
餘																										
他							二八一																			二八一
計							六四三																			六四三

三三三

市 區 別	昭和十一年(三月二十日執行)		昭和十二年(四月三十日執行)		比較増減
	投票者数	投票率	投票者数	投票率	
東 京 市	1,652,200	0.262	1,711,000	0.260	0.001
八 王 市	12,000	0.262	12,000	0.262	0.001
西 多 摩 市	12,000	0.262	12,000	0.262	0.001
南 多 摩 市	12,000	0.262	12,000	0.262	0.001
北 多 摩 市	12,000	0.262	12,000	0.262	0.001
大 丈 支 廳	12,000	0.262	12,000	0.262	0.001
八 丈 支 廳	12,000	0.262	12,000	0.262	0.001

有効無効投票比較(其ノ二 市部)

市 區 別	昭和十一年(三月二十日執行)		昭和十二年(四月三十日執行)		比較増減
	投票者数	投票率	投票者数	投票率	
神 奈 川 縣	1,234,567	0.241	1,234,567	0.241	0.001
日 本 橋 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
京 橋 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
芝 布 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
麻 布 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
赤 坂 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
四 谷 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
牛 込 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
小 石 川 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
本 郷 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
下 谷 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
綾 谷 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
本 郷 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
水 戸 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
京 橋 區	12,345	0.241	12,345	0.241	0.001
計	1,234,567	0.241	1,234,567	0.241	0.001

有効無効投票比較(其ノ三 島嶼)

支島大	支島大	前 (昭和十一年二月二十日執行)				今 (昭和十二年四月三十日執行)				比較増減
		投票者数	投票数	投票率	無効投票	投票者数	投票数	投票率	無効投票	
元村	元村	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
岡田村	岡田村	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
大支島	大支島	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
市	市	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
品川	品川	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
黒川	黒川	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
大田	大田	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
谷田	谷田	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
中野	中野	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
豊野	豊野	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
野川	野川	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
芝野	芝野	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
王橋	王橋	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
板立	板立	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
向島	向島	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
葛島	葛島	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
江島	江島	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
計	計	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
八王子市	八王子市	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000
合	合	120	120	0.221	0.000	120	120	0.221	0.000	△0.000

九、無効投票類別

選 区 別	選 区 別	島							島									計																																							
		大賀券村	三立村	中野村	末吉村	宇津村	島打村	島島村	計	御蔵島村	坪田村	阿古村	伊ヶ谷村	伊豆村	神遊村	新島村	新島村		新島村	新島村	新島村	新島村	新島村	新島村	新島村																																
1	成紙ノ用紙ノ							1,000																																																	
2	議員候補者ノ氏名記							1,000																																																	
3	議員候補者ノ氏名記							1,000																																																	
6	議員候補者ノ氏名記							1,000																																																	
9	白紙ノ投函							1,000																																																	
11	名刺紙ノ貼附							1,000																																																	
12	印紙ノ押捺							1,000																																																	
13	取ニ様							1,000																																																	
14	其他							1,000																																																	
15	計							5,000																																																	

二三五

第五節	第四節	第三節	第二節	第一節	總計
世田谷區 目黒區 品川區 大田區 港區	深川區 計	日本橋區 淺草區 計	神田區 小石川區 下谷區 計	芝區 麻布區 赤坂區 目黒區 計	總計
					成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
					議員候補者ノ氏名ヲシテ記スルモノ
					中二於投票人以外ノ議員候補者ノ氏名ヲシテ記スルモノ
					議員候補者ノ氏名ヲシテ記スルモノ
					議員候補者ノ氏名ヲシテ記スルモノ
					議員候補者ノ氏名ヲシテ記スルモノ
					議員候補者ノ氏名ヲシテ記スルモノ
					丸點又ハ線ヲ付セルモノ
					白紙ノ投函ノ附セルモノ
					名刺紙片ヲ貼付セルモノ
					印鑑ヲ捺捺セルモノ
					單ニ雜事ヲ記セルモノ
					其他
					計
一九七	八〇四	五二四	七〇〇	五三三	一九七
一八六	三五四	二九〇	一九九	一四九	一八六
一四四	四五〇	二九〇	一九四	一七〇	一四四
一六五	三三〇	二九〇	一九九	一四九	一六五
一八三	四三〇	二九〇	一九九	一四九	一八三
一四五	三五四	二九〇	一九九	一四九	一四五
一八七	四三〇	二九〇	一九九	一四九	一八七
一九七	八〇四	五二四	七〇〇	五三三	一九七

第一區	選舉區別	總計	第一區					第二區					第三區					第四區				
			北多摩郡	南多摩郡	西多摩郡	八王子市	計	江戶川區	葛飾區	向島區	足立區	板橋區	王子區	芝川區	野川區	計	八丈支廳管内	大島支廳管内	杉並區	中野區	澁谷區	澁谷區
二	有	八六	八	四	四	一	三	三	三	三	三	三	三	三	五	一	一	一	一	一	三	
二	無	二八、九三八	五四	三〇	七	一六	六二五	三六	三四	九〇	二五	六二	一三	三七	一〇九	三五	七	四	二一八	一	二一八	
三	有	八六	三	二	一	二九	二五	二	二	二	二	二	二	一〇	一	一	一	一	一	一	一	
三	無	一一、二二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
三	有	一四、九六三	七五	三〇	一九	一三	六四二	一八	三九	九五	二二	八〇	四四	六二	一〇七	一一	六三	二二七	二	二二七	四	
三	無	三四七	三〇	八	九	九	六六	八	五	四	一六	一七	七	五	七	七	一〇	一四	一一	一一	一一	
三	有	八一〇	二七	二	二	五	九	一一	八	八	三	三	一	一	二	四	八	二四	二	二	二	
三	無	九六	七	一	一	三	二	三四	二	三	七	一	六	一	五	六	一	二	二	二	二	
三	有	八二、四三八	九七	三一	一七	二七	七四九	五二	三九	〇八	一〇	四三	四六	七五	一三八	三〇	一九	七二八	一	九七	一	
三	無	一五七、八六四	一一	一	一	一	四三、七九一	二〇	一五	四一	五	四七	九	二	二	三	〇	八八	二	二	二	
三	有	一一、四三四	一一	一	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
三	無	一一、四三四	一一	一	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	

三二七

選挙区別					選挙区別
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	
牛込区 四谷区 赤坂区 麻布区 芝区	小石川区 本郷区 下谷区 日本橋区 京橋区 浅草区	品川区 目黒区 荏原区 大森区 蒲田区 世田谷区 渋谷区 澁谷区 中野区 杉並区 大田区 八丈支庁管内	品川区 目黒区 荏原区 大森区 蒲田区 世田谷区 渋谷区 澁谷区 中野区 杉並区 大田区 八丈支庁管内	品川区 目黒区 荏原区 大森区 蒲田区 世田谷区 渋谷区 澁谷区 中野区 杉並区 大田区 八丈支庁管内	
138949	11513	1023	119	1129	総数
137949	11513	113	19	1129	区内
111	111	111	111	111	無票
1610	1248	452	78	198	総馬
137	28	32	8	8	区内
33	21	4	1	1	無票
11	9	2	7	22	総文
11	9	2	7	22	区内
11	9	2	7	22	無票
11	9	2	7	22	総

二二八

第一區		第二區				第三區				第四區				第五區				第六區				第七區				合計
下谷區	水谷區	小石川區	神田區	牛込區	四谷區	赤坂區	麻布區	芝區	麴町區	都區	北多摩郡	南多摩郡	西多摩郡	八王子市	江戸川區	葛飾區	狹路區	向島區	足立區	板橋區	王子區	荒川區	練野區	登島區		
1	2	1	3	1	1	1	1	3	1	當校令 者第二十 六號該	1	3	3	5	3	8	6	3	8	5	1	3	6	2	3	三 四 五
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	當校令 者第二十 六號該	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	三 三 七
4	2	3	1	1	1	1	1	1	1	當校令 者第二十 六號該	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	八
3	3	4	1	2	1	1	1	2	9	當校令 者第二十 六號該	1	1	2	2	3	5	0	9	1	1	7	4	2	3	1	三 三 三
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	當校令 者第二十 六號該	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	三 三 七
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	當校令 者第二十 六號該	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	二 五
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	當校令 者第二十 六號該	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	七 六 八
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	當校令 者第二十 六號該	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	七 三 七
4	4	5	1	2	1	1	1	2	4	計	1	3	3	5	9	0	1	4	0	1	1	8	4	7	2	三 一

二二九

第 六 區				第 五 區				第 四 區		第 三 區		選 舉 區 別											
江 戸 川 區	葛 飾 區	綾 足 區	向 島 立 橋 區	板 橋 區	正 子 區	荒 川 區	豊 島 區	八 丈 支 廳 管 内	大 島 支 廳 管 内	杉 並 區	中 野 區	池 袋 區	豊 島 區	目 黒 區	品 川 區	深 川 區	本 所 區	浅 草 區	京 橋 區	日 本 橋 區	選 舉 區 別		
																					當 該 令 第 二 十 六 號 者		
																						當 該 令 第 二 十 六 號 者	
																						當 該 令 第 三 十 六 號 者	
																						當 該 令 第 四 十 六 號 者	
																						當 該 令 第 五 十 六 號 者	
																						當 該 令 第 六 十 六 號 者	
																						當 該 令 第 七 十 六 號 者	
																						當 該 令 第 八 十 六 號 者	
																						計	
九 七	五 〇	三 七	三 七	七 二	七 六	二 二	一 〇	八 八	五 七	一 一	八 〇	六 〇	六 〇	二 五	七 三	八 七	六 六	八 八	七 六	六 九	六 二	五 〇	一 三 〇

二二〇

立候補者調(立候補者所屬黨派別)		立候補者調(立候補者年齢別)		選挙区別職業別	
選挙区別	年齢別	選挙区別	年齢別	選挙区別	職業別
第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	辯護士
第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	客員
第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	役員
第四区	第四区	第四区	第四区	第四区	役員
第五区	第五区	第五区	第五区	第五区	役員
第六区	第六区	第六区	第六区	第六区	役員
第七区	第七区	第七区	第七区	第七区	無
計	計	計	計	計	其他
民 政 党	三	第一区	一	第一区	一
政 友 会	四	第二区	一	第二区	一
社 会 大 衆 党	二	第三区	一	第三区	一
國 民 同 盟	一	第四区	一	第四区	一
昭 和 会	一	第五区	一	第五区	一
日 本 無 産 党	一	第六区	一	第六区	一
中 立 他	一	第七区	一	第七区	一
計	一〇	計	七	計	六
年 齢	三	第一区	一	第一区	一
一	四	第二区	一	第二区	一
二	五	第三区	一	第三区	一
三	四	第四区	一	第四区	一
四	三	第五区	一	第五区	一
五	二	第六区	一	第六区	一
六	一	第七区	一	第七区	一
七	〇	計	七	計	六
計	一〇	計	七	計	六
選挙区別	第一区	第一区	第一区	第一区	辯護士
第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	客員
第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	役員
第四区	第四区	第四区	第四区	第四区	役員
第五区	第五区	第五区	第五区	第五区	役員
第六区	第六区	第六区	第六区	第六区	役員
第七区	第七区	第七区	第七区	第七区	無
計	計	計	計	計	其他
計	六四	計	六四	計	六四

立候補者調 (立候補者新元ノ別)											
計	新元	前	別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	計
一〇	三	二	五	七	二	一	四	六	二	三	一〇
一〇	五	一	四	一	二	一	一	二	九	六	六四

立候補者調 (立候補者辭退調)											
辭退月日	選挙區	氏名	届出月日	住	生年	月日	年齢	所	生年	月日	年齢
四月四日	第五區	東 秀	四月一日	伊田谷大原町一〇九	明治二九年	二月二五	四二		九	〇	二八
四月十日	第六區	田中 英	四月六日	江戸川區宇喜町三八	明治二九年	二月二八	四二		九	〇	二八
四月十三日	第四區	山口基右	四月八日	本所區總澤町一〇三	明治二九年	二月二八	四二		九	〇	二八
四月十四日	第一區	川上 己	四月二日	本所區湯島天壽町一〇二	明治二九年	二月二八	四二		九	〇	二八
四月十六日	第六區	百々 己	四月十三日	杉並區高圓寺七ノ一〇二六	明治二九年	二月二八	四二		九	〇	二八
四月十九日	第五區	木多 重徳	四月十三日	花原區小山町一五	明治二九年	二月二八	四二		九	〇	二八

立候補者調 (其ノ七 選挙當日現在候補者一覽)											
届出月日	届出順位	黨派	新元	前	氏名	生年	月日	年齢	住	所	推薦届出者
四月一日	1	社大	新	前	河野 義次	明治三〇年	二月二八	四一	澁橋區東大久保二ノ一		
四月一日	2	民政	新	前	高橋 義次	明治三〇年	二月二八	四一	芝區西大久保八橋町八		
四月一日	3	民政	新	前	橋本 義次	明治三〇年	二月二八	四一	四谷區荒木町二七		
四月一日	4	民政	新	前	原 義次	明治三〇年	二月二八	四一	四谷區三光町二四		
四月一日	5	中政	新	前	道 義次	明治三〇年	二月二八	四一	麻布區森元町二ノ二七		
四月二日	6	政友	新	前	立川 義次	明治三〇年	二月二八	四一	四谷區三光町二四		
四月五日	7	民政	新	前	本川 義次	明治三〇年	二月二八	四一	牛込區矢來町九六		
四月五日	8	昭政	新	前	伊集院 義次	明治三〇年	二月二八	四一	四谷區内藤町一		
四月八日	9	中立	新	前	伊集院 義次	明治三〇年	二月二八	四一	赤坂區青山南町一ノ二七		
四月八日	10	中立	新	前	伊集院 義次	明治三〇年	二月二八	四一	芝區町六ノ一四		
四月八日	11	中立	新	前	伊集院 義次	明治三〇年	二月二八	四一	京橋區銀座二ノ二ノ四		

第一區 (定員五名) 神田、小石川、本郷、下谷

月	日	出	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四	一	一	長野 高	明治二六・三・一九	四五	下谷區御徒町一ノ六一		推薦届出者
四	二	一	中島 彌太郎	同 一六・一・一一	四五	小石川區香取町七ノ一〇		
四	三	一	中島 彌太郎	同 一九・六・二三	五二	本郷區向ヶ岡彌生町三		
四	四	一	中島 彌太郎	同 一六・一〇・二〇	五五	下谷區上野櫻木町三八		久保島伸一
四	五	一	中島 彌太郎	同 二八・二・二三	四三	小石川區金富町五六		
四	六	一	中島 彌太郎	慶應元・二・四	七三	牛込區新小川町二ノ一〇	江戸川アパート内	
四	七	一	中島 彌太郎	明治二六・一〇・二〇	五五	神田區神保町二ノ三六ノ二		

第三區 (定員四名) 日本橋、京橋、淺草

月	日	出	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四	一	一	伊藤 仁太郎	慶應三・二・一五	七一	淺草區下落合二ノ八一〇		推薦届出者
四	二	一	伊藤 仁太郎	明治一六・三・一三	五五	京橋區銀座西五ノ四ノ一		
四	三	一	伊藤 仁太郎	慶應三・一〇・一〇	七一	淺草區東三筋町一三		
四	四	一	伊藤 仁太郎	明治九・九・二五	六二	同 區松葉町三九		
四	五	一	伊藤 仁太郎	同 二五・六・九	四六	同 區北溝町七五		
四	六	一	伊藤 仁太郎	同 二二・一〇・二六	六九	小石川區小日向寮町二ノ二五		
四	七	一	伊藤 仁太郎	同 三一・二・二七	四〇	深川區白河町四ノ六ノ一		
四	八	一	伊藤 仁太郎	同 三一・一〇・一八	三九	北多摩郡武蔵野町吉祥寺二六九一		
四	九	一	伊藤 仁太郎	同 三三・三・一五	三七	日本橋區箱崎町二ノ二六		
四	一〇	一	伊藤 仁太郎	同 一九・三・二〇	五二	京橋區築地一ノ七ノ五		石井忠次

第四區 (定員四名) 本所、深川

月	日	出	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四	一	一	阿部 茂夫	明治二五・一・三〇	四六	本所區練町一ノ九		推薦届出者
四	二	一	阿部 茂夫	同 一八・三・二七	五三	同 區石原町一ノ一八		
四	三	一	阿部 茂夫	同 二四・九・一六	四七	深川區住吉町二ノ二七ノ一		
四	四	一	阿部 茂夫	同 二二・一・一〇	五九	本所區東兩國四ノ二〇		菅沼房一
四	五	一	阿部 茂夫	同 二〇・五・二二	五一	同 區向島三ノ九		

月	日	順位	黨派	元別	職	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四	一	1	民政	新	醫	山田 清	明治三三・八・一五	四八	城東區大島町二ノ八一九		
四	一	2	民政	前	無	前田 栄	同 一五・二・二七	五六	麻布區三河港町二三		
四	二	3	民政	前	無	中村 梅吉	同 三四・三・一九	三七	豊島區西東島一ノ三、四八四		
四	二	4	民政	前	無	佐藤 正	同 一七・九・八	五四	淀橋區鷹防町九五		
四	三	5	民政	新	合	鈴木 茂三郎	同 二六・二・二七	四五	杉並區阿佐ヶ谷一ノ六八九		
四	三	6	民政	元	合	中村 文治	同 二一・一〇・二五	五〇	澁野川區西ヶ原町二四二		
四	五	7	民政	前	大	鈴木 文治	同 一八・九・四	五三	神奈川縣鎌倉郡鎌倉町大町一四七		

第六區 (定員五名) 豊島、澁野川、芝川、王子、板橋、足立、向島、城東、葛飾、江戸川

月	日	順位	黨派	元別	職	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四	一	1	民政	前	貸	鈴木 忠正	明治二一・八・一五	五〇	荏原區中延町一〇二七		
四	一	2	民政	前	送	新井 貞吉	同 二・二・八一	六九	澁谷區代々木山谷町一六六		
四	一	3	日本無産	前	送	加藤 勲	明治二五・二・二五	四六	目黒區大岡山三八		
四	二	4	社大	新	送	藤田 吉三	同 二七・二・一五	四四	中野區住吉町三		
四	二	5	社大	前	送	藤田 吉三	同 二四・五・二二	四七	本郷區駒込林町二〇二		
四	三	6	政友	元	送	三上 英雄	同 二六・三・二九	四五	杉並區高圓寺五ノ八五八		
四	三	7	政友	前	送	三上 英雄	同 八・二・二六	六三	澁谷區鉢山町三		
四	四	8	新黨	新	送	大橋 謙太郎	同 一五・一・三	五六	品川區北品川一ノ五四		
四	五	9	新黨	新	送	伊藤 謙太郎	同 二五・一・二六	四六	横濱市神奈川松ヶ丘町五三		
四	五	10	新黨	新	送	伊藤 謙太郎	同 二三・四・一〇	四八	蒲田區羽田町一ノ一八六		
四	九	11	中立	新	送	庄司 彦男	同 二九・一〇・九	四二	中野區本町通り五ノ二二		

第五區 (定員五名) 品川、目黒、荏原、大森、蒲田、世田谷、澁谷、板橋、中野、杉並、大島、八丈島

月	日	順位	黨派	元別	職	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四	一	6	民政	前	文	野々村 寛止	同 二八・一・一六	四三	深川區高橋一ノ六		北見 義一
四	一	7	民政	前	送	森 榮道	同 二〇・二・二一	五一	本所區東兩國四ノ八		
四	一	8	民政	元	送	林 恭琴	同 二四・四・二七	四七	同 區高橋一ノ二四		
四	一	9	民政	新	送	澤 七郎	同 一一・一・二	六〇	同 區江東橋一ノ九		平井 寅吉
四	一	10	民政	前	送	太田 信治郎	同 六・二・二五	六五	深川區平野町四ノ一四		
四	一	11	中立	新	送	木多 市郎	同 二八・一・一一	四三	同 區森下町二ノ一八		鈴木 辰藏

富落ノ別	候補者氏名	得票数	藤野區	芝區	麻布區	赤坂區	四谷區	牛込區
富河野	河野 義次	一四、七九八	一、三九七	四、四六七	二、四四五	一、一三七	一、四八七	三、八六五
富高橋	高橋 義次	七、六六三	二、五三三	六、一一六	七、四一七	二、三〇〇	七、九	二、三三八
富橋本	橋本 幸次	六、一一三	一、〇二四	一、一一一	三、〇〇九	四、一一一	二、七九八	四、五〇
富原	原 玉成	八、〇八六	二、三八八	一、四三二	二、三二一	七、〇八	一一、四	三、二七四
富道家	道家 一太郎	七、五三九	八、九二	一、六五四	一、一〇〇	九、六八	一、四九九	一、四二六
富立川	立川 太郎	六、六三二	三、八六	一、五三一	一、一一〇	三、六六	一、四二	三、〇八七
富本田	本田 義成	七、二七九	六、九七	一、一七二	七、〇五	七、七八	三、一九三	七、三四
富本田	本田 義成	六、五二六	六、九六	一、五七四	二、四二二	一、二七六	四、〇一	一、三三八
富伊集院	伊集院 義成	二、三八八	二、四六	九、五一	三、六一	二、五二	一、四五	四、三三
富空閑知香	空閑知香 治	五、八八	六、八	一、三二	一、〇四	六、二	一、〇三	一、一九
計		六、七、六一二	五、八、九七	二、〇、一四九	一、〇、四五三	六、一、八八	九、九、六一	一、四、九、六四

(二)候補者得票調 其ノ一 (開票區別)
 第一區 (定員五名) 法定得票數 (當選一、三、三八一以上)
 (落選一、三、五三三未満)

月日	順位	新元	職	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四月一日	1	新元	特選高等士	中村 高	明治三〇年七月三十一日	四一	神田區金澤町五		
四月二日	2	新元	特選高等士	坂本 一	同三〇年一〇月一〇日	四一	本所區向島鶴地町六九		
四月三日	3	新元	特選高等士	山口 久吉	同二五年五月二四日	四六	小石川區高田老松町四八		
四月四日	4	新元	特選高等士	八並 武治	同二二年二月四日	五九	麻布區霞町一		
四月五日	5	新元	特選高等士	津袋 國利	同二二年二月四日	五九	西多摩郡青梅町青梅七四		
四月六日	6	新元	特選高等士	小川 幸喜	同二〇年一月三十一日	五一	北多摩郡立川町一、六〇三		

月日	順位	新元	職	氏名	生年月日	年齢	住	所	推薦届出者
四月八日	8	新元	特選高等士	深田 吟治	同二八年二月八日	四三	足立區千住一ノ一九〇		
四月九日	9	新元	特選高等士	田中 源	同九年一月一八日	六二	江戸川區宇喜田町三八		

第七區 (定員三名) 八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡

第三區 (定員五名) 法定得票數 (當選一、四一六以上)

當落ノ別	候補者氏名	得票數	神田區	小石川區	本郷區	下谷區
當	長野 高 一	八、八六三	一、四二三	九〇四	一、三五七	五、一七九
當	鳩山 一 郎	一一、一〇一	七〇八	五、七五六	二、七二四	二、九一三
當	中島 富 國	一一、七五七	二、二二八	一、八六七	四、六九三	二、九六九
當	森 富 次	二、六八八	二四六	二一六	二三一	一、九九五
當	駒井 魚 次	八、八六四	一、八五二	三、九五八	一、三七六	一、六七八
當	安部 繁 一	一九、二五一	四、〇一〇	五、三二八	四、七九六	五、一七
次	濱 繁 一	七、三九三	三、六六三	七五七	一、〇二二	一、九六二
計		七〇、九一七	一四、二二九	一八、七八六	一六、一八九	二一、八一三

第三區 (定員四名) 法定得票數 (當選一、四一〇五以上)

當落ノ別	候補者氏名	得票數	日本橋區	京橋區	淺草區
當	伊藤 藤 仁 太 郎	六、二五三	一、二四〇	一、〇五三	三、九六〇
當	家入 超 吉	二、〇八九	二六九	一、四三一	三八九
當	額母 木 桂	一三、九二三	二、九七四	二、〇七一	八、八七八
當	安藤 正 純	一一、一三三	二、一七二	一、八七七	七、〇八四
當	茂木 太 市	三、四九〇	三四二	二九九	二、八四九
當	田川 大 吉	一一、七〇一	二、六三三	五、四八四	三、五八四
當	淺沼 稻 次	一一、五九〇	二、七二一	三、八五六	六、〇一三
當	木下 裕 次	七一二	二一八	一六一	三三三
當	宮下 保 次	一一、二三〇	六三九	二二〇	三七一
當	黒田 保 次	二、五五六	一七三	一九二	四五七
計		六五、六七七	一三、三八一	一八、三七八	三三、九一八

第四區 (定員四名) 法定得票數 (當選一、八三六以上)

計	次 當 當 當 當					候補者氏名	得票数	内										
	止菊伊大牧三麻三如新精	司地藤橋野上生輪藤波木	彦義千游野英久十真忠	彦義千游野英久十真忠	彦義千游野英久十真忠			品川區	目黒區	荏原區	大森區	蒲田區	谷田區	練谷區	滝橋區	中野區	杉並區	大島區
計	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234

第五區 (定員五名) 法定得票数 (改選 一四、四九九未滿)

計	次 當 當 當 當					候補者氏名	得票数	内										
	本太瀨朴森野藤中眞山阿	多田深	信春	市七	郎郎			品川區	目黒區	荏原區	大森區	蒲田區	谷田區	練谷區	滝橋區	中野區	杉並區	大島區
計	7,015	7,895	8,352	7,915	5,915	2,194	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347

第六區 (定員五名) 法定得票數 (當選 一四、五六三以上)

當落ノ別	候補者氏名	得票數	豊島區	墨田區	荒川區	王子區	板橋區	足立區	向島區	城東區	葛飾區	江戸川區
當	山田 浩	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	前田 米	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	中村 泰吉	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	佐藤 正	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	鈴木 茂三郎	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	中村 健男	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	鈴木 文治	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	深田 吟治	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
當	田中 源	14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計		14,563	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第七區 (定員三名) 法定得票數 (當選 二五、八二九以上)

當落ノ別	候補者氏名	得票數	八王子市	西多摩郡	南多摩郡	北多摩郡
當	中村 高一角	25,829	14,946	4,327	2,991	4,869
當	坂本 一	25,829	11,366	1,828	5,498	2,109
當	山口 久吉	25,829	715	471	1,544	1,438
當	山本 久吉	25,829	2,633	3,243	2,129	6,660
當	八木 武治	25,829	662	8,429	2,037	1,733
當	津島 利治	25,829	240	467	1,624	9,213
當	小川 孝喜	25,829	240	467	1,624	9,213
計		25,829	18,331	18,765	15,833	26,033

候補者得票數調 其ノ二 (第七區ニ於ケル候補者得票調)

南	多 摩 郡																町 名								
加川 住口 村	元 方 村	浅 王 子 村	水 内 河 村	村 川 村	古 里 村	三 田 村	吉 野 村	岡 布 村	青 森 村	成 木 村	小 會 木 村	役 原 村	楢 日 市 村	五 宮 村	小 倉 村	大 久 野 村	皆 秋 村	東 秋 村	平 井 村	多 西 村	三 根 ヶ 組 村	箱 多 ヶ 組 村	西 多 ヶ 組 村	福 生 熊 川 村 組 合	
二〇四	二九一	一四九	一〇〇	一五三	一八四	一〇一	一一二	二〇五	二四三	五五	四八	一七五	二一六	二八六	一〇四	八〇	三二四	二五六	三二九	二五一	一四七	二六五	一五七	二六五	二七一
一四九	一九五	二〇五	八五	七二	四二	五一	五三	四一	八四	七二	三五	一一六	二二三	四七	二〇	一五	五四	二一	一三	五六	二二	六〇	一〇四	四六	一一五
三六	七九	七八	一三	二七	一五	二四	二六	一六	三二	四	一三	四三	一六	二五	一〇	一	三八	五	一七	二	一六	四五	四三	三九	
八二	四九	一八六	一三〇	三七五	九三	一八二	一四五	一三三	三二八	五九	一〇〇	三〇〇	一〇六	一一三	三八	四七	一六九	三四	二〇	一〇〇	四七	六三	一〇六	二八八	二四七
一〇八	一四二	一二八	二二一	一四〇	二六八	三八四	三一三	四七六	一、二四七	四三一	三九九	六八七	三七四	五四八	一八一	一一七	二五五	二二一	八四	二二五	二一三	二四九	七六五	二七七	三五四
二九	二一	三六	一一	一五	一一	二〇	二二	四二	三五	六	三	四三	一五	一五	八	二	一六	五	一三	二四	七	一六	二二	四三	七一
六〇八	七七七	七八三	五六一	七八一	六一三	七六二	六七二	一、二八四	一、九六九	六二七	五九八	一、三六四	九六〇	一、〇三四	三六一	二六二	八四九	五四五	四六四	六九三	四三九	六六九	一一九、九	一、〇九七	一、〇九七

二四〇

多 北											多 塚																					
立	谷	西	府	多	調	神	狛	三	武	小	園	砂	昭	拜	村	大	東	小	日	七	由	多	稻	鶴	南	町	忠	堺	井	山		
川	保	府	中	磨	布	代	江	鷹	野	井	分	金	寺	川	和	山	村	野	宮	生	木	原	綾	川	田	生	井	山	計			
町	村	村	町	村	村	村	町	村	町	町	町	町	村	村	村	村	町	町	町	町	町	町	町	町	町	村	村	村	村	村	村	村
七四七	九九	六四	三三八	一七一	一八四	七八	九五	二七五	九二一	三〇四	一四八	一三一	一七七	六八	一九二	一四六	二、九六一	一四四	一七六	二二三	一二九	一七三	九二	一一一	一一二	一八九	一五二	七四	一四四	三四五		
一〇八	一三	一七	一四三	三六	一三五	六三	五二	八二	四九九	七六	三七	二二	三三	二五	四八	二一七	五、四九八	二四八	二八九	二一〇	三六一	四一八	二一七	三九九	二九四	三二二	二六六	三〇三	二二四	五六六		
六五	一四	二八	七六	五五	九一	二八	二五	二二	一六〇	一一四	三一	三三	三〇	一一	八二	一三三	一、五四四	七五	七一	九八	一二九	九二	四二	七三	五三	六七	八四	七二	一一三			
三三六	一一八	五六	五〇四	一七〇	一八二	二〇六	七一	三七	七四二	四四七	四九	二四	二七	五三六	二三四	五七八	二、二二九	一四一	一四五	四八	一〇七	二一七	一六	四二	三九	九三	九八	五一	一二〇	三四七		
一九四	一九	一六	一〇九	三〇	一三八	三六	四九	八八	二〇〇	一五三	六八	七三	八一	三一	一八九	六二	二、〇三七	六七	四八	九三	一四〇	二三一	九七	一五三	一三〇	一〇二	九〇	四四	一〇九	一五三		
一、八四五	三一九	二四八	五三二	四五六	三五二	二六六	二五三	四四〇	四二二	一八一	二六九	五〇七	二二〇	四一一	三八〇	三一一	一、六三四	二〇	三〇	七〇	五九	一二九	八七	一〇九	一〇七	一〇七	一一九	一六八	三二八	一四五		
三、二九五	五九二	四二九	一、七〇二	九一八	一、〇八二	六七六	五四五	一、三三八	二、九三四	一、〇五二	九六九	一、〇一四	三三三	一、四五八	九三三	一、四五五	一、五八三	六九五	八五九	七五二	九二五	一、二五九	六六一	八九七	七四五	八八〇	八〇九	七一一	一、六七九			

村名		内 容										合 計					
村名		元	岡	泉	野	波	利	新	津	若	三	伊	伊	阿	坪	御	計
村名		村	村	村	村	村	村	津	津	津	津	津	津	津	津	津	計
名	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
中	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
高	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
一	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
坂	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
本	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
一	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
角	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
山	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
口	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
久	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
香	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
八	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
並	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
武	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
治	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
津	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
雲	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
國	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
利	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
小	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
川	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
孝	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
喜	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計
計	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	計

候補者得票数別 其ノ三 (第五區ニ於ケル候補者得票別)

衆議院議員選挙投票区数調 (其ノ二)

合	東京都			第 八 区		第 六 区									
	北多摩	市多摩	西多摩	八王子	市川	江	葛	城	向	足	板	王	芝	浦	豊
計	其武三	其川恩萩	其永檜	他	他	戸	川	野	川	川	川	川	川	川	川
二九三	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	七	七	四	四	四	四	四	四	四	四
五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	注：千歳村、東京市世田谷区ニ編入サ レタルニ依ル														

区	分	市	町	村	数	備	考
市町村ノ區域ヲ	一投票區トナセルモノ				八三		
同	二投票區ニ分チタルモノ						
同	三投票區ニ分チタルモノ						
同	四投票區ニ分チタルモノ						
同	五投票區ニ分チタルモノ						
同	六投票區ニ分チタルモノ						
同	七投票區ニ分チタルモノ						
同	八投票區ニ分チタルモノ						
同	九投票區ニ分チタルモノ						
同	十投票區ニ分チタルモノ						
同	十一投票區ニ分チタルモノ						
同	十二投票區ニ分チタルモノ						
同	十三投票區ニ分チタルモノ						
合	計				一一四		

第六編 餘 録

第一章 感想 文

選挙改正の運動は、数次に亘る試練を経て今や愛国的教化運動となり、關係各方面の熱心なる協力を得、着々その實績を挙げつつある時、今次の衆議院議員總選挙を目ざした大運動につき、各方面の鋭い批判感想を聴くことは、洵に意義の有ることと將來に於ける本運動に重要な示唆を與ふるものと思はれる。

尙可憐な小學生の純真な偽らぬ感ぜや、中學生の胸裡に刻みつけられた該運動に關する率直な考方も夫々に捨て難いものがあると思はれる。

(願不同)

一、感 想

市川 房 枝

一、府の方々、特に地方課長さん初め改正部の方々の御熱心、御努力に敬服いたしました。上に立つてなすつて下さる方々が御役目をやつて居られるといふ感じを一様に與へたり、こうした運動は駄目だと思ひます。

一、大衆に呼びかける方法として映画、幻灯、紙芝居等をもつと利用するといふと思ひます、尙その内容にはもつと検討を加へ、生活と結びついたものを作製してほしいと思ひます。

現在あるものは、あまりに抽象的で、精神的道徳的色彩が多過ぎて、大衆にはびつたり来ないと思ひます。

一、立候補者の立會演説會といつたものもつと聞かれるといふと思ひます。

當局が御主権になる際には行かないでせうか、立會演説會では、最初に當局の方が選挙の意義等について御話を願ひ、後各候補者から——順序はく引、時間は平等——政見等を話すことにする。

こうした會合を選挙区で一回乃至は地区別に何回かする事にしたら、有権者はどんなに喜ぶか知れないと思ひます。

一、婦人に對しての乃至は婦人を迥じての改正運動を最も効果的ならしむるためには、各小學校の母の會乃至は児童達の母會を中心としたらよくはないかと思ひます。

最近岡山市では、市内の十五の小學校の母の會——學區婦人會——を中心にして、更に東京から婦人講師を招いて全小學校で講演をさせました

が、少いところで六、七十名、多い所は千名から集り、總計的五千人の一般家庭婦人によびかけたのでした。

一、一般民衆——男女とも——に對しての平常の政治教育乃至は公民教育を府でもつとやつていたと云いますまいか。

或は社會教育課ではおやりになつてゐらつしやうでせうが、選挙改正運動との關係がないやうに感ぜられます。

折角選挙の際、改正運動でよび起された關心が消えないやうにしていただき度いといふか——少くともこの次の選挙の時まで續くやうに御考慮願度と存じます。

二、所 感

岩 浪 光 二 郎

今次の衆議院議員選挙を目標とする改正運動に關し切か所感の一端を申述べましよう。

改正運動は前同より前々同より成績の向上した事は事實ですが、此の運動は一回や二回の努力で理想的な効果を實現することを期待するは全く無理な注文であるかと考へます。即ち我が國選挙界多年の積弊を除去するには、他の社會改善と同様に漸進的方法を採るに如かないのであります。故に國民の道義的觀念により選挙民の自覺を基調として、之れに適切なる公民教育政治教育を施し我が國憲法法の 聖旨に應へ奉るべく、眞に選挙權は國民の與へられたる大なる權利なると共に一大義務なる精神を涵養することは、急務中の急務なりと信じます。然れども現代國民の多数は公民教育政治的訓練の未だ充分ならざるものあるは、誠に遺憾

體とする所であります。然かも國民大多數は現在の學校教育を以て教育の全部なりと考へて居りますが、學校教育は實に教育の一部分であります。學校外に於ける人生は社會其のものが教場であり、日常我々の義務は即ち其の教材でなければなりません、學校教育が教育の一部なるが故に其の僅かなる教育をしてより以上の目的達成を計るには、公民教育が最も必要であります。即ち學校教育の延長が公民教育なるを以て兩者相俟て初めて完全なる國民を創ることが出来るのであります。斯くして創られたる國民に於て初めて理想の選挙をなし得ることは言を俟ちません、此の意味に於ても此の運動は將來繼續實行すべきものなることを銘感致します。

前述の如く普通選挙後の今日に於ても國民の政治的訓練充分ならずして、大切なる選挙権を棄る者の多數ある現狀に鑑み、今回各市町村に於て之れが防止に全力を傾注し、小學校兒童をして選挙に關する繪畫作文等を考案製作せしめ展覽會を開催して一般に展覽せしめ、又は投票を記念すべき繪卷、投票済を證する門標等を與へ、有権者の自覺を促したること等は相當大なる効果を挙げ得たりと信じます。

要するに現在有権者の多數は、議員候補者の演説會に出席するもの僅少且つ選挙公報、其の他の選挙に關する文書等に對しても、關心を持たざる關係か候補者の人格意見等を自ら判知し得ざるものあるが如きが故に、之が適當なる対策を講ずる方法を研究することが最も必要なることと存じます。

三、肅正運動を主題としたる感想文

品川區役所 候補 孫治

最近に於ける選挙肅正運動ほど大きな國民運動は未だ曾て無い事であらう、全く國を挙げての一大國民運動であつた。其の運動方法に至つては實に至れり盡せりでありゆる手段を講じ或は印刷物或は講演乃至は映畫立看板ポスター等々内に外にこれでもかこれでもかと斯りに大衆に呼びかけた。

選挙開票になるにつれ國を挙げて只選挙肅正一色に塗り込められた有様でもつた、洵に壯なる極みと云はねばならぬ。

肅正運動が新途も國を挙げての大運動となつたに就ては同田内國が其の政綱中の重要なる一項目として之を提唱専ら實行に努力したに起因する事は勿論であるが又國民一般が現下選挙界の腐敗に漸く覺醒し之が肅正の必要を求めつゝあつた時法に適合した運動にも因ると云はねばならぬ。

漸うした運動と併行して二回の衆議院議員總選挙と数回の地方議會の改選とが執行された。其の結果に就ては國民等しく刮目して待つた處であつた。然るに内務省、東京府、或は東京市又は新聞紙等に依つて報せらるゝ處の資料を綜合して見るに果して幾何の効果が齎らされたとも具體的には認められない。抽象的に論ずるならば甲者の觀る處と乙者の觀る處と必ずしも一致するものでなく隨つて幾多の異論も生ずる處である。

さり乍ら本運動に依り從來政治に無關心であつた國民に政治の何物であるかを理解せしめ議會政治の進むべき道を指示し國民政治教育の礎を渺からず向上せしめた事は否めない事實であらう、同時に今や肅正運動は一般國民の常識となり國民道徳となりつゝ有る事は本運動が齎した最大の効果として何人も認める處であらう。

然るに最近の新聞紙の報ずる處に依れば「選挙違反の爲失格する議員の数は二十名を越すであらう」との事である、關係當局の發表ではないから此の一事のみを以て事を斷ずるは早計ではあらうけれども愕然たらざるもの果して幾人かある日暮れて途遠しの感を一層深うするのである。

蓋政府かれて既に五十年選挙界の腐敗も決して短期ではなかつた従つて之が肅正も三年五年の歳月を以て容易に達成し得るものではない二十年三十年の將來を目標として國民に根本より完全なる政治教育を施すと共に臨床對策として絶えず選挙肅正運動を繼續して國民の猛省を促しつゞければならぬであらう。

選挙入場券の表に墨を記された「票旨奉答この一票」の一語に慚じざる選挙の行はれん事を切望して已まぬ。

四、更に戦線を進ましむべし

石井豊七郎

(一)官民の協力による選挙肅正の共同戦線を張つて、尙全国的に選挙違反を用したばかりでなく、範を地方に示すべき我が東京府に於ても、相當惡質の犯罪被疑者が檢舉せらるゝに至つたことは、まことに遺憾至極であります。併し、私共多少なりと選挙運動にたづさはつた者から見れば、該運動は、斷じて徒勞ではなかつた。そして、將來も亦徒勞ではないと、思ひます。從來選挙に關する犯罪を一種の政治犯のやうに心得てゐた考へが、近頃は變つて來て、一般市民も此種の犯罪を指彈する傾向を有するに至り、關係者も、勢の乗る所から、過つて法に觸れるに至つたことを悔いてる向も尠くありません。之は確かに革

正の曙光でありませう。此邊で起る投げて、今後の行進を思ひ止まるやうなことがあつてはならない。モツと一持続的に。駁撃を避むべきものと思ひます。

(二) さなきだに、選挙運動は、官立の手先きの仕事と誤解され易いのでありますが、殊に道次の総選挙に際しては、現政府の御用運動にしか過ぎない、としてゐる向が相當多かつたと思ひます。私は、今後も選挙運動は繼續すべきものと主張するものでありますが、選挙は、必ずしも官立の御用でもなく、政黨の後援でもなく、公正にして明朗なる立憲的の運動を以て國家に貢献せんとする誠實に出でたるものなることを、ハッキリと、大衆に認識させることが必要だと思ひます。

(三) 案権は、立憲國民の義務違反に相違ないのでありますから、選挙運動が政治教育の一部を成す意味に於て、案権防止に努力すべきは當然であります。肅正の直接なる対象は不正なる選挙運動の所産たる「案権」の防止であらねばなりません。ですから、早に案権の多少を以て、選挙運動の効果を評するのは適當でないと思ひます。むしろ其の案権増進の主な原因を検討して、若し法外の缺陷に在りすれば、其の缺陷補正の促進が必要だと思ひます。でなければ、他の都市に其の例を見るやうに案権率は減少したが、無効投票が多くなつたり、不良票目な投票が多くなつたりすることになつて、其の責任は却つて低下したことになるませう。

(四) 肅正選挙會等の場合に、選挙に關係ある缺案、紙芝居等を懸案に示すのも、悪いことではないと思ひますが、唯懸案を押し集めに苦心して、下劣な結果を招くことは面白くないと思ひます。街頭に、十字路に、何かの趣向で注意を惹起することも、因よりふさはしいことですが、あまりに低級ないろ／＼なものを飾り立て、選挙を物祭り化するのも、考へものであらうと思ひます。恐れ多くも、勧告又は上諭を挿入し、又は国歌を合唱し、騒々な気分を、眞摯に語り合はうとする人達は、必ず肩をひそめて、席に在るを喜ばないであります。一般をして、選挙を化粧品品の廣告や、カフェーの開業祝と同視せしむるに至りはしまいか、と憂へざるを得ません。

(五) 選挙後の情勢を一般に周知せしむることは、極めて時宜に適したものとと思ひます。けれども数字の統計等は眞志の人以外に顧みられないものですから、成るべく大衆に判り易いやうに、簡明な色摺りの圖解でも作つて頒布することにでもされたいと思ひます。之には勿論、有権者案権者の割合、候補者の別、選

挙違反として検罪されたもの、種別(判決確定を待つと可なり時日を要しますから)圖解作成までに検罪者を見なかつた區、町、村、候補者關係の類を見して頭に遣入るやうに示されたら必ず相當な効果があらうと考へます。或る時期にはさうしたものをギスターにして隨所に掲げるのも妙でありませう。

五、選挙肅正運動に對する感想

大妻コタカ

一、今回の衆議院議員総選挙には官民及び諸團體の一致協力した肅正運動のために、ある程度までの成果を収めて居るものと思ひます。尤も私共の期待して居ます點までは、未だ遺憾ながら達してゐませんけれど、この運動は今後とも機會ある毎に力能高唱して、百尺竿頭一步を進める氣もちで初期の理想實現のために努力して戴きたいものと存じます。

一、但し地方的には未だ相當の選挙違反や、醜い事實も伺ひますから、先づ帝都が總ゆる點の模範であると云ふことを率先して示したいものと存じます。この點より考へましても、府當局及府民たる誇りを持つ私共は益々この運動に誠意を捧げて理想の實現に邁進したいものと思ひます。

一、府當局の活動は、宣傳にギスターにパンフレットに相當に府民の良心を肅正し、激勵し指導したことを信じ感謝してゐます。

六、肅正運動を省みて

河口愛子

今度の衆議院総選挙を目標とする選挙肅正については、大に興味と熱意とを以つて運動いたしましたが、矢張り前同よりも多かつたことと察しては居りますが、一度より二度、二度より三度と今後も尚ほ運動を続けることによつて、最も効果の大なることと信じます。

私は小石川高等女學校々長として、生徒を通じて又婦人家政同盟理事長及婦人市政研究會長として會員を通じて、各父兄及び其親戚縁者友人知人使用人並に出入の商人に至るまで肅正選挙並に案権防止の運動を、極力實行いたしました。體驗上當に怠らず此運動の氣持を生徒、會員は勿論各家庭及び各方面に至るまで、普及宣傳する必要があると認めますので、今後益々此氣持と運動とを忘れぬ覺悟であります。右は簡單ではありますが、感想の一端を申述べます。

七、衆議院議員總選舉を願ひて

警視總監 横山助成

業に施行せられました衆議院議員總選舉は公正運動の効果が現れましてプロカー其他の選買犯罪が減少したことは國家の爲め洵に慶びに堪へないのであります。然しながら未だ選買犯罪の跡を絶たざるものあらば更に引續いて選舉公正の緊切なることを思はしむるものであります。

從來に比しまして衆議院の多かつたことは最も遺憾とする所でありまう殊に全国的に見ましても大都市に衆議院が多かつたのであります。併し之れは一般には申されないのであります。已むを得ざる事故に依るものも少くはないと思はれまうが都市の所謂インテリ階級と稱せらるゝ人々若い人々或は工場或は會社に勤めてゐる人々の政治運動に對する認識を深むるの必要も亦あることを感ずるものであります。

今回選舉取締の任に當りました私達の立場に就きまして申上げ御参考に供したいと思ひます。

選舉が自由公正に行はれまうことは政治の公明に行はるゝことであります。その公明を缺く根源は不正なる選舉運動に因由することは今更申上ぐるまでもなく明らかなる事實であります。

故に選舉の自由公正に行はれまう様選買犯罪の檢舉に就きましてはその徹底を期したのであります。従つて形式現に對しましてはこれを隠示して再び繰返さしめざることに努めたのであります。

然しながら形式犯と雖も注意したにも拘らず之を繰返して自己のみ有利ならしめむとする者に對しましては選舉の公正を保ちまう上に於きまして放任することが出来ませんので檢舉したのも少くなくつたのは遺憾であります。

選舉の切迫に伴ひまして興奮状態に在りまうことは免れないのでこれに適應する合理的取締を爲したのであります。不正なる行為は決して黙過することは許されないのであります。然るに選舉運動の實際を顧みまうと甲が買収したから乙も買収したといふ話の様な事實があつたことは如何に競争して勝たねばならぬとは云へる心に堪へないのであります。希くは來るべき選舉に於きましては斯の如き懸念を抱くものなきを希ふものであります。

多忙なる職業に在りまうにも拘らず選舉公正委員の方々を始め市民諸君の熱心なる選舉公正運動は漸く進んでその効果を擧げつゝあります。これは洵に感

に堪へないのであります。

何卒國家の爲め將來の選舉に際しましては御努力あらんことを切に望むものであります。

八、肅正運動に参加した感想

東京婦人美容協會 高橋里子

四月廿九日は私達婦人團體として總選舉公正運動の最終の日であります。我協會は各黨團體である爲、編輯員が代表として参加致しますので、定刺迄に市廳舎に参集、樓上で注意事項を説明され、兼てなな一環、選べ人物」と染めた襟を左方からかけ、受持の部署を定め、四十名の自動車に約五名宛分乗し、宮城前廣場へ行列を進行した。此日は一天萬葉の大君の天長節、大禮服に威儀を正した頭貫、は自動車を驅つて二重橋より参内する、天壽萬歳を祈念し奉る民草は、廣場の此處に三々任々、物々しい我々の自動車行列に驚異の眼を向ける。新聞社のカメラ班はパチリ／＼とや。大變な見物ね、ほんとに壯觀ですわね。など、大得意の連中もある。自分はこんなに物々しくデモンストレーションをやらなければならぬ程、肅正の必要のある事が先づ恥辱の様に感じた。だが晩春の輝く太陽の下を同志の人達と歩む事には快い興奮を覚へた。銀座四丁目から左右に別れ、自分共は大森區、先づ大森驛、流尾、玉川を目標として行く、大妻高女の方々と同車である、大森驛で兼ねて用意の印刷物、マツチなどを手早く、リレー式に一段とめにして、よろしく御願ひ申す。の簡単な言葉、態度は傲く迄丁寧な二禮の挨拶が事にしたが、何れも思つたより眞面目に黙して受取り、中には御苦勞様ですわ。と挨拶さへして行く人も多かつた。殊に氣持よく感じたのは、驛の出口に近い所へ荷物を持ち込んだが、驛員は微笑して邪魔にならねばよろしいでせう、と徳利を興へて呉れた。こちらでも此驛に勤務する人の数をき、窓口からどうぞ無駄になさる様充分に目的を達せしめて下さい、とマツチや印刷物を入れたが、一寸頭がよかつた、と自分で感じた。此驛前に居る車夫二十五名これも立派な有様者、此人達にも、又驛前に陣を替へて一しきり、此附近まで殆んど時間が来た、自分は五時迄に行く約束があるので、豫め大妻高女の先生に頼んで置いたので後を御願ひして歸つた。

自分として感じた事は、最初から手頃よくする事、受持ちを定め全員一致協力に依る効果の大切なる事を今更ながら體驗した事。こうした婦人の運動に對し割合に理解のある事等である。

九、名譽職に違反嫌疑者の多かりしはか何故

賛成議員選挙委員 下河原 金平

前正選挙を實施致しまして當該東區としては第五回目の前正選挙であります。第一回の前正選挙は一家民の自覺の足りない所と我々前正執行委員の至らざる所でありまして非常な選挙違反を出しましたがこれは選挙公正執行委員であります私共にもその幾分責任があるものと思ひます。第二回目より選挙違反は少なくなりましたが選挙率が多くなりまして我々前正委員は主として選挙公正に努めたことは勿論であります。奔走したものであります。今回の第五回目の選挙率率は比較的少なくなりましたが、驚くべき違反嫌疑者を出しましたことは私共選挙公正執行委員の立場から申しますと實に残念なことと思ひます。選挙違反の嫌疑者はその罪にあるとなしとはこと裁判に屬することでありますからこれは別と致しまして國家國民が總動員にて執行致します前正選挙を五回も執行致しまして尙五回目に當り違反嫌疑者を多く出すといふことは第一に國家の恥辱と思ひます。この嫌疑者の大半が名譽職の現職にあられるといふことが私は執行委員として甚だ面白くないのであります。何が爲に名譽職から多くの違反者若くは嫌疑者を出すといふにこれは候補者自身が自分の力のみにて選挙を行はんとする決心が少なく多くの選挙委員そのまゝ得票を自己の得票にせしめて當選以外は何物も考へずその局に當るからであると思ひます。名譽職の現職にあるものは必ずその者の得票があるものであります。

眞實の選挙公正を候補者が考へてその局に當りますれば選挙違反は勿論用ないものであります。この代り他人の得票を得ることが出来ないのであります。私共該東區としては前回の選挙第一回の選挙以外には名譽職の現職にあられる方の違反嫌疑者が少ないことを非常によろこんで居りましたのであります。少なくとも小さくは區民市民府民等の代表者たる名譽職が違反嫌疑になることは餘程考へなければならぬ問題と思ひます。前正選挙の選挙實施に當りまして今回の衆議院議員選挙に甲の候補者は演説會の開催について引き札を一般演説會場附近に配布致す者あり乙の候補者は演説會場より三里もはなれて里程になほす三里もさきに何千枚といふ演説會の引き札を配布したる如きは演説會の引き札に制限なく區域に制限がないといふ所からくる選挙を執行するのであります。演説會の引き札が一合場について三十枚と制限致しましたる以上は引き札も枚数を制限すべきが當然と思ひます。假に引き札に枚数の制限がなくとも張り札が制限してあ

る以上は候補者なり事務長なりが前正選挙といふ事と考へて居られたら用合ならばいざ知らず一候補者が何十回と開會する演説會の引き札を三里も先までまぐといふことは法規にはありませんが前正選挙としては面白くないと思ひます。第一に前正選挙は候補者の前正に對する自覺と第二には名譽職が自己の得票を其の候補者に與へんとして其の違反嫌疑者となることを避けべき自覺が急務と思ひます。前正選挙の本旨とする所は眞に力のある眞に得票を有したる者を選ぶのが目的と思ひます。私は第五回目の前正選挙に當りまして執行委員として違反嫌疑者の多かりしことは私共の力足らざることを思ひ益々前正の實を擧ぐべく盡きなければならぬと思ひます。今回の選挙に當りましていさゝか感想を申し述べます。

一〇、選挙公正の事

豊山中学校第四學年A組 西山喜代志

僕等四、五年生は先日、衆議院の選挙の行はれる前日、小石川區役所の投票所を見學に行つた。

古びた階段を上り切ると、いかにも選挙を行ふのに、適當な様な、落付いた薄暗い室が有り投票する人を調べる所が設けられてゐた。例には改札口に似た様な仕切がしてあり、向側の候補者の氏名を書いた所に通じて居た。其の前には投票箱が如何にも嚴重さうにとつしりと置かれて居て、周圍には立會人の椅子があつた。

説明して下さつた方の云ふには錠鍵箱で候補者の氏名を書き投票箱に投函するさうだ、盲目の人も點字によつて書くさうである。盲目者ですら此の様にするのに、況や常人に於て棄権すると云ふ事は良くないと思ふ。盲目者は不自由な身を以つてわざ／＼投票場迄出て来て投票をする、其の心程察い物はない。苟も立候補した者が選挙違反をすると思ふ事は、其の尊い心掛を挫ける様な物であると思ふ。

此の間の市會議員の選挙の際、豊島區の投票場である母校の前を通つた時、丁度其處へ六、七十がらみの病氣上りらしひ、ひよろひよろした老人が、老人の妻らしい人に手を取つてもらひ杖を頼りによぼ／＼とやつて来た、僕は思はず立止つて、其の光景を見て居た。すると老人は、よぼ／＼と手を引かれながら母校の投票場へ入つて行くではないか、其の時は目頭が熱くなるのを覺へた。

此の様な思ひをして迄も投票をすると思ふ人がある、選挙違反等は考へられる問題ではない。まだ／＼此の他に此の様な例はいくらも有ると思ふ。

此の間の市會議員の選挙から、候補者がただ、地位、名譽を得んが爲に立候補して居る様な事を候は時々考へて見る。

四月三十日に行はれた衆議院の選挙の違反が續々と上げられて居る、今日の新聞を見て「選挙違反日記」と大きく見出しが出て居た。

候は早く此の違反の續出しない様な選挙方法の考へ出されん事を望んで居る。

一一、選挙肅正に就いて

豊山中学校第四学年C組 猪川久郎

四月二十八日午後、我等四五学年一同は、選挙日を眼前に控へて、用意萬端整つた、小石川區役所の投票所を見學したのであるが、投票所へ入つて第一に眼に映じたのは、「選挙肅正」のポスターであつた。近年我が國に於て、選挙の行はれる毎に、選挙肅正の聲が全国津々浦々に起り、官民協力して肅正選挙を要求し、東奔西走、日また足らざるの状、未だ選挙權を有せず、日夜、政々として、窮苦地獄せる吾人と雖も、選挙權を禁じ得ない。一體、選挙とは正しき人を選出することである。そして、多数權を有する國民の意志を代行する候補者を、帝國議會に送り、天皇御統治の下に、政府と協力して、御稱萬奉り、國家の福利増進を圖らねばならぬ。かるが故に、民意を代表する候補者、即ち代議士を選挙する、つまり、長くも、天皇陛下より賜はつた、一票を行使するに當つては、極力、其の適否を確め、尊嚴清潔の士を選ぶべきで、私利私慾に左右せらるべきではないのである。この事がある有権者の自覺に依つて正しく、行はれて居たならば、何の肅正の必要があらうか。然るに近年往々にして、私利私慾に眩惑せられ、尊き一票を買収し、或は買収せらるゝ者、多々あるのは、世界一等國民として恥づべきではあるまいか。自己の誠意を、金品に代ふるのは、はや、人間の行爲ではあるまい。尊き一票を清く行使してこそ、國民としての義務であり。陛下への御奉公である。あらゆる不法行爲を以て、尊き一票を得た代議士は、はや、民意を代表して、國政に參與するの資格無き者ではないか。若し、かゝる代議士が議會の多數を占めたならば、國家の前途は火を見るより明かである。こは自決である。又紅白の幕で覆り隠された投票所に入つた有権者は、正西の國旗に何を感ずるのであらうか。否投票日に於て、目我の通りに建てられた肅正塔、軒並に掲げられた國旗、町の隅々に貼られたポスター、或は、いたいけな見當の書いた選挙肅正に關する習字等々、是等を見た時、有権者は、自己の行使する一票は重大にし、且つ責任の重大なる事を感ぜざるを得まい。然るに其の效もむなし、この

度の選挙に於て、違反数は、はや七百六十何件、如何に國民の肅正に關する無關心と愚かさ、如實に暴露して居るか分り、實に國辱である。現に今我が國は非常時である。外に、日支、日露等の外交上の種々な問題、或はスペイン動亂に於ける列強の微妙な動き、又は、柱大なる軍事費に依る列強の軍備熱、それに依り、ヨーロッパは噴火山にあり、何時爆發するやも計り難い危機に瀕しつゝある等、内に於ては、政黨の紛擾、政府と政黨の對立、それに依る政治の混亂、物價の騰貴、それに依る國民生活の不安、或は思想界の混亂等々、實に我が國は内外共に、多事多難明治維新を奨励せしめるものがある。見よ、太平洋の波は碎けよとばかりに島帝國に押寄せ、極東の風雲は急にして、嵐の前の無氣味さがある。故に此の時に當り、先づ内政を充實一致團結し、多事多難な時局に處する。故に國民は益々自覺して、私利私慾に眩惑される事なく、正しき選挙を行ひ、良き議員を議會に送りなければならぬ。

一一、選挙肅正

蒲田尋常小学校第四学年三組 石橋久代

選挙のある頃には、町の角々や、區役所、學校、停車場など目につく所はどこにも選挙肅正のポスターやかんばん等かけてあります。

私は一二年の頃は選挙肅正とはどんなことだかさっぱり分りませんでした。此の頃そのわけがやうやく分つて來ました。

私たちの國を立派にするには、正しい政治をとる人がなくてはなりません。この人ならほんとお國のためによく働いて下さる立派な方だと思ふ人を、大ぜいの男の人が選挙する事で、お國のためには一番大切な事です。この選挙の時に選挙しないことを「きけん」といふのださうです。

東京府の方もみんなが正しい選挙をする様に、色々御心配なさつていらつしやいます。去年も府會議員の選挙がありました。其の時など私たち學校の生徒に、選挙双六を下さいました。選挙に行つた人が日の丸の旗をいたゞいて來て、双六の上りの所へその旗をはつて學校へ持つて行つたのです。此の時もお父さんは

「正しい選挙をきけんのない様に、東京府でもなか／＼よく考へて双六をこしらへたね。」

と感心していらつしやいました。此の間は衆議院議員の選挙がありました。學校からポスターを、いたゞいて來て、「明日は投票日です。」と書いて私は前の電柱に

にはりました。

選挙の日お父さんに

「選挙に行つて来た。」

と尋ねたら、

「今行く所だ。」

とおつしやつたので安心しました。しばらくするとかへつていらつしやいました。

「だれを選挙したのですか。」

と聞きますと、

「名前は言はれない。困のために捕いて下さるえらい人を投票したのだ。」とおつしやいました。

翌日學校でお昼のニュースの時今度の選挙はきけんをした人が多かつた事を聞きました。お父さんも新聞をこらんになつて、

「衆議院議員の選挙は大阪と東京が一番きけんが多かつた。これはどうも困つた事だ。」

とおつしやつていらつしやいました。天皇陛下のおそばに居る東京の人たちがこんなにきけんがあつてはほんとに申わけのないことだと思ひました。これから選挙の時には、皆立派な人を正しく選挙する様に一人もきけんしない様に、私たちも力を合はせてお手傳ひしたいと思つて居ります。

一三、選挙肅正

同校高等科第一學年二組 佐藤 一 男

いよいよ投票だ。

家の前を通る、計器の社員がいつもと違つて少ない出動前に投票に出かけた爲であらう。

しかし出動を急ぐ人の列で絶えない。

男が行く女が行く、青年が行く年よりが行く。皆高聲で選挙の事や其の他色々のこと話しながらにぎやかに通つて行く。と薄青いレインコートに茶色のソフト帽をかぶつて黒い細手のステッキを持つた四十歳前後の人が電柱にはつた「必ず投票」のびらに気づいたのであらう。座が深い目つきで隣の人に「子供がこれまで熱心なだから其の心も少しは買つてやるさ。」と云ひながら僕の顔を見て「にっこり」笑つた。僕もはつと思つて笑ひかへした、其の隣り相手の姿は品格

に気づいたと突拍子もなく「小父さんきつと投票してよ、會社へ行つたら皆にさう云つてね」と口から出てしまつた。

胸はどきどきして、うれしんだが、恥しいんだか何とも云へぬ異様な感じにしばらくぼんやり、今の人の後姿を見送つた、今の音楽音源に考へたらとても恥しくて口から出ない、それがあの瞬間何のちゆうちよもなく口から出たのはまさに心の底から湧き出た眞實の言葉なのだ僕の云つた事ほんたうに實行してくれるかしら、お金持ちしかつたが家は何處なんだらう、子供があるのかなあ、遊びに行きたいなあ、等種々の事を考へながら店を歩いてゐると、果して今朝の人が来た五六人かたをも組まんばかりに、元氣よく高聲で話しながら行く、彼の人を見も知らぬ、僕の云ふ事實行してくれたのだと思ふとなつかしさが増した、今行つた、人達は東京を、日本を立派に世界の模範ともすべく、理想に燃えて投票所へ急ぐ人なのだ、僕はうれしくてたまらなかつた。

然るに其の投票成績は何と云ふことだ。

僕達児童が世人が役人があれ程懸命になつて戦つたが遂に無智な人の爲に敗けてしまつたのだ。

選挙の新聞を見た瞬間選挙戦はたう／＼敗れたのだと思ふと、かつと顔が熱くなつたそれは何に對しての姿であらう。

一四、選挙

同校高等科第二學年八組 羽切 光子

「皆さんも知つて居るやうに、又選挙が始まりますね。此の紙を上げますから投票日の前の日に『明日は投票日です必ず投票願ひます』と書いて人目につく様な所にはつて下さい」

青くふち取られた紙を先生からいたゞいた。

「よく選挙があるのね——」

友達と話しながら、紙と先生の顔を代る／＼見くらべた。

「プ——」

と、サインが暮れかけた夕モヤを破ぶつて、けたましくひいた。

「左様なら」

友達と門の所で別れて、ほこりまみれになつた自分の靴を見て歩いてゐると不意にどんとぶつかつた。ぶつかつたけれどもいたくない、見ると布ばりの看板で選挙の候補者の名前が書いてあるのだ。

「もう出て居る。今朝くる時はまだなかつた。これと看板に書いてある人の中でどの人が一番よい人かな」

五六枚太く、細く、或は漢字假名文字。様々に書いてある、名前を見ると、何だか其の人の性質が、わかる様だ。

いつも登校する時に、時計を見る弘喜屋の草屋さんの時計を、ちらりと、のぞいて、又すたくと、曲り角まで来た。

見ると川の溜の電信柱に、やつぱり学校の門の所で見た、看板が立ってゐた。「お前又選挙だね」

「そうですね。議會がうまくいかないのせう」

五十位の品のある、おぼろさんと、其の息子らしい大塚の角ぼうをかぶつてゐる學生さんが私の前を通り過ぎた。

「只今」

元氣よく玄關に入ると、候補者の推薦状が来てゐた。何から何まで選挙づくめだ。

なぜこんなに、選挙々々と、さわいでゐるか、これは今更言ふまでもない事だと思ふ。

天皇陛下から、いたゞいた名譽ある権利を無にする事は、國民の恥だ、大きく言へば、國の恥である。けれども中には、

「やれ面倒だ」

「やれうるさうだ」

と言つて、多い區では半分以上も棄権する人がある。この前の選挙では蒲田區等は特に多かつた。かういふ事は實に残念なことである。

「自分は日本人である」と言ふ人はこそつて日本のためならば命もいらぬと言ふやうに國を愛する心掛が強くなければならぬ。

其の心が日本全國の人々に皆あつたから此の上もないよい國になりませう。「大海の水も一滴から成る」と言ふ諺にあるやうに、一人がよくなれば皆がよくなる。そうして争のない平和な國にしたいものである。そして私達も尚一層よい人となつて、お父さんお兄さん、つまり選挙権のある方によい選挙をしていただきたいと思ふ。

一五、感想文

相生尋常小學校第六學年二組 鈴木 木一夫

去月三十日は投票日であつた。

僕の家のへいそのばの電信柱には蒲田區の候補者の立看板が立てあり又「模範選挙は東京から」などと書いてある紙がはりつけてあつた。

僕等は學校からもらった紙に「明日は投票日です」とか「必ず投票ねがひます」などと書いてはる事になつてゐる。僕はこれも日本のお手傳ひであると思つて一生懸命になつて書きそれを人目につきやすい所にはつてをきました。父に聞くと蒲田區は赤宮に棄権をする人が多いといふがそんな事では區の名譽をけがす事になる、僕等が大きくならきつと棄権をする人がいなくなるやうにしてやると思つた。

一六、感想文

同校第六學年二組 宇佐美 久雄

町も村も市も日本中選挙で大ききわだつた。立ちうほした人の名が新聞によく出た。

選挙違反が時々新聞に出て、選挙しゆくせいと書いたアドバルーンや「理想選挙は吾等から」等と書いたポスターが其所此所で見受けられた。違反は其の當時は少くて今頃になつて多くなつたのはどう言ふわけだらう。僕たちは選挙のことは何の關心も持つてゐなかつたが僕たちが選挙のことを書いたポスターをはつたりして大ききわきをしたのにまだ違反があるのはどういふわけだか大人の氣持は僕にはさつぱりわからない。當選するのはうれしだらう、けれど不正なことをやつても當選したいといふのは間違つてはゐないかと僕は思ふ。何にしてもこれから後の選挙の時は皆正々堂々と競つて當選してもらひたい、これが僕の大人に對する願ひである。

一七、選挙場

小石川黒面尋常小學校第六學年二組 水島 保子

私は四月二十九日、天長節の式がすんでから先生と風役所の選挙場を見にいきました。

選挙場の階段を上りたがら、うれしいやうな、又自分が選挙するんじゃない

かしらなどと考へたりしてゐる中に選挙場の入口まで来ました。私はもう胸の中がどきどきして来ました。床にはむしろが敷いてありました。選挙場の中に入ると机がたくさんならんでゐる向ふの左右のはじに両方のかこひのしてある机がたくさんならべてありました。あんなかこひのしてあるのをどうするかしらと思つてゐると説明をして下さる方が「これは選挙をする人が書く机でこのかこひはとなりの人が見えないひやうにするためのかこひです」と申しました。お友達が外国の女の人は選挙が出来るのだなどと話してをりました。私は日本の女の人は選挙が出来ない、だから自分がいくらの人がよいと思つても其の通り出来ないなどと考へてゐる中に説明人は目くらの人が選挙する事をお話になりました。目くらの人は字が書けないからでん字でいたします。私は目の見えない人にまで選挙させて下さることを、ほんとうにうれしく思ひました。それから投票用紙も見せていただきました。選挙場の中央には大きな箱がありました。それはきつと投票用紙を入れるのだと、思つてゐると、説明の人が「これは投票箱と言つて投票用紙を入れる箱です」とおつしやいました。やつぱりそうだと思つてゐると、「選挙が終つて其の日の夜は夜どうしおまわりさんが五六人で守つてゐるのです」と申した時私はおどろいてしまひました。なんでそんなに大事なのかしらと思ひました。私は選挙する人が書く机をいたづらしながら、目の見えない人や、病氣の人まで、たすけられながら来ることを考へて、丈夫な人は決して棄権してはいけなと思ひました。

一八、選挙場参観

小石川圃口空町尋常小学校第六学年二組 天野 欣一

衆議院総選挙の日も近づいた四月廿八日小石川第一投票場の小石川區役所に第二の國民の我等が心得ておかねばならぬ選挙のことについて、選挙場を實地に参観に行きました。

廊下を這つて二階上ると机ががならべてあつて一から十二までの番號が記してありました。此處は受付で選挙人の事務を名簿と照合せる所です。一應係の方に説明して就いて選挙場に這入りました。

正面に大國旗があり大きな投票箱が置いてある。一段高い所に投票管理者等の机が置いてある。

横の方には箱を一つくきつた所が幾つもあつて筆と墨つばがある。これは選挙人が投票用紙へ候補者の名前を書き入れる所であると係の方に教へて就きま

した、それから投票用紙についてお話し下さいました。投票用紙は折疊んだ時候補者の氏名の透視出来無い紙を用ひるのでどんなに選挙が正しく行はれなければならぬかといふことがはつきりわかりました。又盲目の方の爲に點字器がそばつてある。其の外いろいろ係の方からのお話があつて最後にはこの「記載所の中へ顔を入れてごらんさい」とおつしやたので私たちは首を入れて見ましたら成程兩脇が少しも見えず、天井だけが見えるばかりです、すると誰かが「こんな所で試験をするとはほんとうの實力の試験が出来るといつて皆を笑はせました。

投票箱の穴を見るとこの中に投入される一票々々によつてよい候補者がなるか悪い候補者がなるかと極り又日本の政治のよい悪いがわかると思ふと知らず知らず僕の心はひきしまつて来ました。

今日選挙場を参観したのは僕達が將來議員を選挙する時正しい考へを以て投票しなければならぬことを心掛る爲であらう。

僕達が校長や副校長を選挙することも大人になつて候補者を選挙するのと同じであるから校長の選挙だからといつて軽々しく行つてはならない。校長の選挙を不真面目にする様になるから僕達は今から選挙といふことを充分注意して第二の國民として恥かしくない選挙をいたしませう。

一九、選挙場を見て

小石川明化尋常小学校第六学年三組 植草 民恵

明日はいよいよ衆議院議員の総選挙だと言ふので私達は前日、先生方に連れられて小石川區役所の選挙場を見學に行きました。

學校を出かけると、道の兩側には、「鳩山一郎」「安部磯雄」など、あちこちに、候補者の名前を書いてある立看板が點在してゐます。學校を出發して大分歩いたので、もう區役所に到着した時は足が棒のやうになつてしまひました。

中へ入つて見ると私達の歩く廊下、階段にはむしろが敷いてあつて、兩側には赤と白とでよつた布がすりにまいてありました。其のすりに沿つて進んで行くと五米平方位の大ききの講堂のやうな廣い場所に出ました。其所には區役所の人があるであれこれと説明してくれました。そして眞前には投票箱といふ大きな箱があつて、候補者の中、適當な人を選び、其の名前を書いて箱の中に入れるのださうです。名前を書き所は他の人に見えないやうに一人々々仕切がしてあります。又向つて左のすみには目の見えない人が書くやうになつてゐる機械も備へ

つけてありました。色々むづかしくて私達にわからない言葉で書いてあるので、
一々細かく説明してくれました。

私はこんなに色々な設備までして下さっているのに、茶楼にはすまない、と
つくづく思ひました。さうしてうちに帰って早速お父さんに、茶楼は決してしな
いで下さいとお願ひしました。

二〇、選挙場参観

小石川磯川尋常小學校尋常六年 藤本 三幸

天長節の日のことだ、僕等六年生一同は四人の先生につれられて、小石川區役
所の選挙場を参観した。

赤と白との幕がはりわたされてある階段をのぼりきると、そこは二つにしまら
れてある少し進むと高い所にいた。上の方には一番二番と茶楼が大きくはつてあ
る。そこへ事務を取あつかふ人が出てきて、「一番二番とはつてある所を指さして
」あすこは選挙をする人が選挙の紙とひきかへに投票紙をわたす所ともう一つは

第二章 新聞記事抜萃

今回の選挙公正運動の経過は詳細なる調査に基き、前記各篇に掲げられた通りであるが、又一方各新聞社が一斉に筆陣を張つて逐一報道せら
れた選箇の記事により次々と矢張り早く起された猛運動の経過を辿ることも亦興味あり且好個の資料たり得るものと考へ、主なる記事を抜萃編纂
を試みた。

一、選挙本部の布陣

『明愛』の旗揚げ

六區の選挙長決る

府と市準備に大盛

都下選挙の徳元特の府地方課では三十一日解散と共に直に「総選挙への準備」
に着手、全議員候補員で準備を進めてゐる、この選挙準備に並行して審視部、市
と協力して選挙陣のスタートを切るなど緊張した空気が漲つてゐる、この中にあ
つて不在投票のための一區二百枚宛の投票用紙を発送、一方合議を促して各區選

選挙をする人々をとりしらるる所です」といつた。みんな口々にいる、このこと
をいひながら次の室に入った。入ると真正面には国旗があつてその前に投票箱が
あつた。横を見ると投票紙のふく大したものがあつた。そこには赤インクでい
ゆるの注意することが書いてある。そこである、お話をしてもらつた。うき
にめくらの人のかく字の所へきた。係の人の説明によれば、めくらの人が投票紙
をへんな金の板の下に置いて先のとがつた、きりのやうなものでこの紙をつきこ
すとそこへちとがつか、そのてん／＼を見て誰々さんだといふことがわかるのだ
そうです。投票箱を前にして、横の方を見るとそこにはたたくさんの机があつてみ
んな雨がには高い板が立てておりました。こゝにいふやうな方をひみつ投票といふ
のだそうです。それから、立會人の話や投票の話をうかがつて、出口の方からか
へりました。其の時はほん／＼な場所を悪くすることをたたくらんだり、たの
まれ選挙をしたりするのはよくないことだと思ひました。そして、僕も大きくな
つてから、僕は考の正しい、よい心をもつてゐる人を選挙しようと思ひました。

選挙管理署を決定、又千四百萬枚の封筒書きに四十名を備ひ入れるなど目ま
ぐるしいばかりの大繁忙だ、決定した全市各區選挙長は左の通り

- ▽第一區 仲屋麴町區長
- ▽第二區 宮尾神田區長
- ▽第三區 川口日本橋區長
- ▽第四區 穴澤本所區長
- ▽第五區 馬場谷區長
- ▽第六區 田沼荒川區長

早くも『公正』飛行

模範選挙は帝都から

府の準備

選挙前陣として善悪と府では早くも三十一日午後四時半から一時間に亘つて花袋りの河野飛行場から田中一徳飛行士操縦の飛行機を飛ばした。操縦を以て六百萬市民に解散を遊説させ選挙のスタートを知らせるため、ネットには

選挙本陣の一環、東京府、善悪

と書いてあり、選挙対策に右左往する前代議士達の頭上に示威運動を続けた。更に三十一日から一週間東京府廳舎屋上に「模範選挙は東京から」善悪屋上には「善悪本陣この一票」のアドバルーンを掲揚し選挙前陣立看板三千二百本を街頭に立て小学生の手を通じてピラ百十萬枚を各家庭に配布することになった。

あつ忙しい市の準備

市の選挙本部の区政課では、谷川課長が直に府の廣橋地方課長と打合せを行ひ、来る五日の市会に合ふやうに選挙執行費約十萬圓、前正費約二萬六千圓の追加豫算を組その他各區長、庶務課長との事務打合せ、選挙長との打合せ、投票場、開票場の準備、更に各區へ直達の特設電話を一本づつ引くなども府地方課に劣らぬ忙しきである。

『選挙』家庭化

要切の本陣の力術

一方選挙前本陣も過去一年有半に亘る各種選挙を通じて選挙浄化に努め漸次實效をさめてゐる際更に拍車をかけて理想的選挙を行はんとハリキツてゐる。まづ百五十萬枚のピラを見直し通じて各家庭に配布したのを皮切りに六日には選挙本会を開き翌七日には委員会を開いて知事顧問の前正方策の具體案を答申、これに基づいて八日からは一齊に前正の街頭進出を開始する。

今回の前正陣の目標は従来の如き上からの前正を廢して下から即ち個人の發動的態度、自覺による前正を求め家庭化運動に主眼をおき併せて、青年の公民教育の徹底を期し、極力立憲國民の義務を強調、禁煙防止運動を行ふ。

これが達成のため善悪、各種團體の協力と方法を以ては、告知券を陣頭に立てる善悪大講演会の開催知事告諭をはじめ目と耳に訴へて飛行機による宣傳アドバルーン、ピラ、立看板、大懸垂幕や風呂屋、理髮店にまで進出する暖簾、ポスター、マーク、映畫ラヂオ等が計画されて居りなほ徹底を期するため市町村會議、選挙本陣主任者會議、実行委員大會等を開催する等各種能率員による活潑な活動を開始することになり準備は急進に進展してゐる。

青少年と婦人へ

選挙の協力を促す

府委員会の諮問答申

『理想選挙は東京から』をモットーとし解散と同時に前正運動を開始した府選挙前正委員会は今後の運動方針を確立するため七日府廳で委員会を開き、告知事の諮問「有教適切な運動方針」に對し基盤方針として次の如く答申した。

- (一)一般府民の選挙前正に對する自覺を促進しこれを自主的運動にまで發展せしむるため各方面の理解ある協力を要致すること
- (二)第二の國民たるべき青少年に對し公民教育を一層普及せしむるため今次の総選挙において進んでこれが運動に協力せしむること
- (三)前正運動の家庭化を一層徹底せしむるため婦人の積極的協力を要致すること
- (四)府民の熱意を遺憾なく反映せしめ得る選挙の實現を期するとともに選挙権は立憲國民としての義務なる所以の自覺を促進するため極力禁煙防止につとむること

以上の方針に基づいて次の如く實施する豫定である。
 大講演会の開催△都市京位の講演会開催△選挙前正実行委員大會の開催△新聞社、放送局、興行場との連絡宣傳△各種團體、同業組合などとの協力△生徒、児童との協力△婦人團體との協力
 このほか展覽会の開催、アドバルーン掲揚、飛行機による宣傳、前正塔の建設など盛澤山である。

いそがしい館府知事

選挙本陣から

『理想選挙は東京から』と、全国に垂範の實を示さなければならぬ——と、前東京府知事、毎日のやうに會議を開いて「一般府民の憲政並に選挙に關する觀念を啓發しよう」と大變な活動振りだ、七日は府選挙前正委員会と参事會八日は別項の如く善悪屋下の署長を帝國ホテルのお茶の會に招待、九日は市區町村長會告示等々館さんのメモは餘白がない。

黒サージの洋服の胸には「前正」のマークが輝いてゐる、鉛筆を削りながらの語。「何しろ、百三十萬以上の有権者だから公報送りの封筒さきだけでも大變さ——と夜夜兼行の職員の仕事ぶりを述べた」

「真正選挙は始めてだ、この前僕が選挙にたづきはつたのは島根縣知事の時だつたがその時は真正選挙ぢやなかつたがネ、政友内閣だつた」と今度もちいしが政党内閣下の選挙でないだけそれだけは氣苦ぢやといはんばかりの口吻だ。

「真正選挙といふと、何みかや生りなほすやうな感じを與へるがもつと氣が柔な感じを府民に與へる言葉がなにもんかネ」

「選挙」これが府民から湧き上つて来るものでなければいかんネどうも官僚に引ずられて來てゐるたやうぢやないか、この邊で自分で選挙をやるといふ氣持を持つて貰ひたいなア、つまり官民一致でこの真正選挙をやるやうにネ、いゝ人を選ばなければな政黨もいゝ人物を出すことが得ぢやないか、それが國家のためになることだと感ふ」

と選挙の本質論をくつきり。

そしてお花見選挙の準備率を心配さうに――

「どうだらう、今度の解散の趣旨が選挙民によく徹底してゐるだらうか……市會議員のはあまり芳ばしくなかつたさうだネ」

と續く選挙に對しての「市民の熱」の程度をどう測定してゐるのかといふ點である。

一般物價の値上りでこの真正選挙費用もまた三田對方もかさんだ、約二十五萬圓の豫算だ、メモを出しては

「え、投票用紙は一枚五厘のが七厘五毛に値上で、それから……立看板なども数が多いんでネ」

といつたやうな細かいところも見せ、古びた府廳舎の窓から赤空アドバルーンを眺めて煙草の煙を吐いた。

署長を招いて

取締の要談

八日午前九時から着視廳で開かれる選挙取締についての署長會談終了後、館府知事が全署長を午後三時密會キテルに招待してお茶の會を催し同問題について懇談を成れることになつた。

淨化の鐘は鳴る

十二日から『真正選挙週刊』

空からも呼びかく

漸く自然して來た東京都下の送迎隊に對して府、市、警視廳では協力して真正選挙の實をあげるべく來る十二日から一週間を選挙真正週刊週間として三機編隊の宣傳飛行、都下全湯屋へ送迎のれん、各デパートへ大懸垂幕を掲げる等大膽な宣傳を行ひ真正の徹底を期してゐる、主なる運動は次の通り

府の真正實行部 マ宣傳飛行 三機編隊の飛行機を一時間に互つて飛ばす、マ真正のれん 都下三千軒の浴場全部に、幅三尺五寸長さ六尺、櫻花に選挙にあらはせ日本精神と書いたのれんを十二日から一齊に掲げさせる マデパート宣傳 各デパート屋上から長さ六十尺に及ぶ真正懸垂幕を掲げ、飾窓には真正裝飾を施す マその他 理髮、結髮業者に真正マーク、大講演會(六ヶ所各團體の街頭宣傳、ポスター等々

市の選挙真正部 マ市長のレコード吹込 牛塚市長が選挙に就いて市民の自覺を促したレコード約五百枚を各所に配布する マポスター 真正ポスター約五百枚を配布する マビラ「投票はもう済みましたか」と書いたビラ七十萬枚を作成投票日に全市の小児童を通じて配布する マその他 自動車により街頭宣傳講演會、映畫會等々

模範選挙は東京から

府の真正運動

「模範選挙は東京から」と選挙運動に大奮の東京府では八日午前十時から府廳内商工獎勵館に各部課長以下職員七百名が參集、館知事から

「選挙の中心が東京にある以上東京は他府縣に範を垂れねばならぬ、殊に職員は一般選挙民に對しても正しい選挙の自覺を促さしめる立場にある故、他から模範の眼を向けられるやうなことがないやう……」

との訓示があり模範選挙は先づ府吏員からと選挙運動に一層努力することゝなつた、なほ府の選挙實行部では選挙ポスター三萬枚が出来上つたので八日府下全般に配布した。

選挙のれん

錢湯に配る

府の選挙實行部ではさくら模様に「選挙に現はせ日本精神」と染めぬいた選挙のれん三千枚を作り市内の錢湯の入口に吊下げて選挙をお湯の中まで持込ませやうと各錢湯へ配布した。

重選の大評定

きのよ開かれた市町村長會議

館知事から訓示

總選挙に關する府下の市町村、區長會議は九日午前十時から府新館會議室で開かれ館知事から

「數次にわたる選挙公正運動の效果を見るに未だ十分認め難いものがあるから養育権の嚴正なる取締による一方自肅自戒、進んで至誠を披瀝し立法國民としての責務を全うするやうな信念を府民の間に養はなければならぬまた選挙事務の執行についても遺憾なきを期しかりそめにも世の非難を招くことなきやう留意されたい」と訓示し藤岡總務部長、廣橋地方課長からもそれ／＼所管事務につき打合せがあった。

重選の徹底

府立中等學校長に注意

府では十二日午前十時から府立各中等學校長九名を招き藤岡總務部長、白戸學務部長、廣橋地方課長らが出席、選挙公正運動について論議したが選挙公署施設として各學校の工夫、小使らの勞務提供及び立札看板類の取扱ひに關し注意ありなほ朝禮時または修身公民の時間には適當に教諭から生徒に公正の意義をつたへるなど中等學校生徒の協力を得て一層公正の家庭化を奨励されたい旨を述べて正午散會。

街に流る『重選論』

職業團體を動員

府選挙公正実行部では選挙の徹底を期すため、さきに市議院に際し愛市聯盟が各種職業團體を動員して愛市運動に偉効をあげたのに鑑み、今次總選挙にもこの選挙戦法をとることに成り、今十四日午後二時から日比谷公園内松本樓に各種職業團體幹部及び組合代表者を招いて、其の自主的協力を要請、選挙方法について協議することになった、動員される主なる組合は左の通りで

- ・ライオン・クリーニング組合、料理飲食業組合、菓子同業組合、小間物同業組合、浴場組合、デパート組合、商店街聯盟、美容術組合、東京接髮業組合等

この職業團體選挙陣の放列は各組合の名義秘策の競演だけに多形でスケールが大きい、大體決定されてゐる運動方法はデパート大商店が飾密を利用して選挙街頭裝飾、デパート屋上から選挙大垂幕、美容理髮業者は一齊に胸間に選挙マントをつけて接客、浴場は選挙のれんを掲げることになつてゐるが、この街頭宣傳隊組織、自動車講演等も計畫されてゐる。

理想選挙の第一聲

首相、内相街頭に起つ

政界第二句、全國の候補者も殆ど出揃つて感況漸く闊ならんとするとき、崩選の大勢を掲げる選挙公正中央聯盟では林首相を陣頭に崩選のポスター陣を總動員、東京府市、警視廳と共同主催で十三日午後一時半から日比谷公會堂に大講演會を開いて『理想の選挙』の第一聲を擧げた。首相の登場が人氣を呼んで正午には場内立席の余地もない盛況、定刻藤岡東京府總務部長の開會の辭について林首相が代を齊唱、鈴東京府知事の憲法發布勅語採讀の後満場の拍手に迎へられて林首相登壇、別項の如き講演、大いで河原内相の『總選挙の意義と國民の覺悟』泉二橋事務總長の『選挙公正と選挙事犯』と題する各講演あり聯盟評議員前田多門氏が終辯を揮ひ、牛塚市長の挨拶の後萬歳を三唱、トキー映畫『輝け日本の憲政』に選挙気分を満喫して同四時閉會した。

演私奉公

首相演説要旨

今日春に我が國情に就いて考へるに、現下内外の事情は極めて多事多難である、克く此の重大なる時局に對處し庶政の奉行其の宜しきを制すると同時に、進んで國威の發揚と國力の伸張とを期するが爲には、今日我が國民たる者其の朝に在ると、野に在るとを問はず齊しく責務の重大なるを考へて深く省察を加ふる所がなければ相成らぬと信ずる。

而して之が爲には全國民を打つて一丸と爲し、朝野の官民其の何れの地位に在る者たるを問はず、眞に一心一體と成つて一憲奉公の誠を致し、力を合せて時類の克服に勇往邁進するの覺悟を堅めることが最も肝要である、惟ふにこの總選挙たるや申す迄もなく異くも明治天皇の國民に對し大政に翼賛せしめ給ふ深き大御心により賜つた有難き責務である、殊に今回は國家重大の時機に際合し、國民を擧げて時局の打開に當らなければならぬ際在るに於ける總選挙であるが故に、此の點に一段と留意し、私を減し公に奉ずる底の眞に國家的見識を持つ立派な人々を

選出せられんことを希望して已まない。

一國國家に奉有る場合に於ては敢然身を挺して義勇奉公の全應に燃ゆる所の我
が國民が、獨り選挙に臨む場合に於てのみは進んで總選挙の本義を理解するに努
めなければなりか、漸次選挙の公正を營する様を行爲に出る者が多きを加へて政府
かれて五十年の今日ですら、尙選挙公正の必要を叫んで、國民の覺醒を喚び起さ
なければならぬのは誠に遺憾に堪へぬ、國民の自覺を促して選挙に伴ふ富累の
一掃に努め、以て政治の根柢を淨め議會の刷新を期し我が國憲法の本義を顯
現し健全なる立憲政治の發達を圖ることに向つて努力する事を願ふ所と認む
る。

政府は今回の總選挙を機とし從來に比し一段の熱と力とを加へ選挙公正の實を
舉げん事を期して居るが、幸にして今や全國到る所に於て國民總議員の下に公正
運動が行はれつつあるのを見るのは誠に欣快に堪へない、若くは國民諸君は、よ
く今日の重大な時局を認識し、總選挙の意義に關し深く考慮を加へられ一派の動
く所は畢竟一國の政治の基調であり、其の正しき行使が結局國政の消長に至大の
關係を有つ所以を察と考へられ、來るべき選挙に我々國民の胸底深く流るる義勇
奉公の精神を發揚するに一段と深く思を致されん事を切望する。

今次の總選挙こそ

府民の試練の重大時

けふ府知事告示

立候補者も一送り出揃つて總選挙も漸く高潮に達したので十三日府知事から
六百萬府民に對し左の告示を發し日比谷公會堂の林首相、河原田内相、泉二橋幸
總長議員の演説會と相呼應して各デパート、町村告示板、電車、バス内に貼り出
して公正効果をあげることゝなつた。

衆議院議員の總選挙に際し府民各位に告ぐ、議會の刷新を目標として衆議員は
解散されました憲政の本義を發揚すべき義務なる總選挙は來る三十日を期して
執行せられます、今次の總選挙こそ更に一層公正の實を挙げ、眞に公正公明な
る民意の暢達を期り以て健全なる立憲政治の確立を期すべき重大なる機會であ
ります、過去數次の選挙を経て選挙の公正は漸くその緒に就き憲政刷新の曙光
も次第に現はれて來たのであります、この際府民各位は深く時局に思ひを致
し情實因縁に囚はれることなく高潔選挙に臨することなく、益々選挙公正の欲
望を期し理想の人物を選出して國政に參與せしめ、以て眞實の誠を竭し立憲治

下の國民としてその責務を全うするの自覺と氣魄とを振起しなければならませ
ん、殊に各位は聲援の下に於ける府民たるの光榮に深く省みて眞に理想的なる
選挙を行ひ全國の模範を示し、以て鴻恩に答へ奉らんことを切望して已まない
次第であります。

昭和十二年四月

東京府知事 館 賀 二

『眞心こめて一票』

府選挙公正週間には昨十六日から開始された、府實行部ではあらゆる智恵を絞出
して強調につとめるが、決定したプログラムは――
小金井のお花見にアドバランを掲げていはく『眞心こめてこの一票』――花
見客よろこぶまい事か『眞心こめてこの一票』と東京府、警視廳が空にはけふもア
ドバランをあげての獎勵にはテヘツ、除はざるべからず』地元小金井町は御役
人の頭の上きに有難深をこぼしてゐる。

――變つばいところでは風呂屋の選挙のれん、これも十六日から府下一齊にか
けられ、選挙マツチ五萬その他『子供の力で選挙防止』と字をいれた鉛筆百萬本
が近く全児童にくばられて、からめ手帳術も遺憾なく、更に明十八日の日曜日
には三機部隊の選挙ネットを曳行した飛行機が大江戸の上空を市中から井の頭、小
金井、立川方面まで飛來し空陸呼應し豪華な選挙強調を行ふ。

選挙委員を動員し

選挙防止の第一聲

廿五日日比谷の集り

今度の總選挙は一般に氣乗薄で従つて棄権率の増大を豫想されるので府、市、警
視廳では協力して選挙と共に棄権防止に全力を盡すこととなり、二十五日午後一
時から日比谷公會堂に三千人の選挙實行委員會を開催、その席上特に棄権防止を
強調することになつた、當日は河原田内相、鹽野法相も出席し一場の選挙と棄権
防止に關する講演をする、同日午後三時から宮城前に行進、悲々しく選挙を費
つて宮城を逐拜し更にこの中から二百五十名の代表が明治神宮に参拜して、選挙
と棄権防止につき祈願することになつた、一般の防止運動としては、二十九日に
六十萬の小學生を動員して生徒の自作の棄権防止ピラを街頭に撒布、更に投票當
日の三十日には女學生十萬を街頭に動員「投票はお済みですか」のピラを通行人

に配つたり、貼用するものである。

棄権増加の概況

館知事と選挙問答

早くも選挙は第三期に入り官談、文書兩院に各候補者は自然脱落と云つた歴然たる有様を示してゐるが此の政界三多摩に突如端正の御大館府知事が乗込んだ、これは南郷元八王子村教化村開設宣式列席の爲だが機も散り去つた府下の政界を自動車窓からどう推察推想したらう？：：：デ右式の終了後館知事と一問一答を試みる。

【問】自動車窓から見た三多摩の政情は如何

【答】相當激戦を豫想されてゐるがそれだけ端正も大事だ特に特殊な戦地と見られる三多摩は一層選挙運動に力を傾注してゐる譯だ

【問】端正も程度問題と思ふが度を越へると棄権増加の憂慮はないか

【答】端正の結果棄権増加等叫ぶものがあるが認識不足も甚しい理想的な人を選挙に基盤工事として端正が大いに役立つ譯なのだ

【問】現在府下の端正運動の活動振りは

【答】既に準備完了右運動も前同より年頭一步を進めてゐる

【問】今度の選挙には熱が足りないのか

【答】今度の如き特殊情勢に依る政變からと見られてゐるが此點熱のない事は棄権増加の杞憂なしとは云へないから大いに棄権防止の運動を行つてゐる譯である。

デパート連参加

街の棄権防止運動

府では既報の如く二十一日午後一時から日比谷公会堂に三千五百人の選挙実行委員を招いて選挙と棄権防止を奨励するのを始め、十三日から三十日迄を「棄権防止運動週間」として、棄権防止に最後の宣傳を行ふが街々でも亦各種團體が一齊に端正、棄権防止運動に参加することになった、その主な運動は次の通り

◇：：：：：その中で特々しいのは市内全デパートのショウガール一萬名をこの運動に動員することであるこれは各デパートが一齊に二十三日から投票日まで全賣場に棄権防止運動週間と書いた刷面マークを頒布させ、商品と一緒に棄権防止も賣り付けようといふのだ。

◇：：：：：鮮魚買出人組合では、二十二日から投票日迄、全組合員が「理想の選挙は東京から」と書いた刷面マークを附し、更に目玉の通りにある同業者の店では、浪白に仕込んだ選挙レコードをかけ続ける。

◇：：：：：選挙組合でも二十日代表者會議を開いた結果、二十二日から二千名の業者の動員、ゲーム取りに端正マークを附けさせゲーム取る間にもやんわり棄権防止を宣傳する。

◇：：：：：寄席の選出、市内三十ヶ所の寄席に既報の選出のれんをかけ高座からは、えゝ棄権は甚だ危険でありまして：：：と笑ひと棄権防止のカクテルを一席やるはず

その他選挙組合、飲食業組合でそれ／＼全組合員を動員してマークを付けた店頭にポスターを貼り出したり街の選出宣傳に一役買はずである。

各區の趣向

内外に大宣傳

起父達に選挙端正、棄権防止を深く感銘せしむるには純真なる子供達を利用するに限ると云ふ所から、神田区では廿四日青年團の鼓隊を先頭に立て高等小學の生徒三百名には自製の手旗を持たせ一日中區内を行進させたが、浅草区では廿九日區内全小學校の生徒に「明日は投票です、必ず投票しませう」と清書を書かせそれを各自の門戸に貼らせる。

また下谷區では「父の一票無言の教へ」と出るクロス・ワードを色刷にして各家庭に配り子供を中心として「選挙親父教育」をするといふなか／＼手のこんだ趣向。

端正から棄権防止へ

府、警視廳の力點移動

府及警視廳では子供の手から大人の頭へ：：：青年團や婦人會の街頭宣傳から垂幕、ポスター等により必死の棄権防止に努めてゐるが廿四日八王子をはじめ府下町村に對し左の指令を發して來た。

【選出児童自書ピラ】尋常三年以上の児童に府配布のピラを渡し「必ず投票して下さい」と自書せしめ廿日の朝一齊に電柱及塙に貼らせ大いに防止を圖ること

【棄権防止】△投票所付近に垂幕、立看板、ポスターを集め注意を促すこと△

投票所付近に肅正施設をなすこと△投票當日各戸に図説を掲出せしむること△寺
鐘、燈火、サイレン、警鐘等により投票を促すこと△投票所に成るべく青年
團、婦人團體の街頭宣傳をなすこと
【棄権防止要配付】廿七日から府下一齊に防止票を配布し有権者の注意を喚起
すること

空から、街頭から

必死の棄権防止

水も溜らさぬ布陣

目標がはつきりしないためか至極緊張の総選挙日も余すところ僅に四日、
官論戦も今がクライマックスであるが府下百三十一萬の有権者が如何なる投票成
績を示すか。

昭和三年が二割三分六厘、昭和五年が三割五厘と好轉し選挙公正第一年の昭和
七年二月が二割二分三厘昭和十一年二月が二割六分八厘と成績逆轉して来た棄
権率が今度如何なる成績を見せるかは各方面の注視的である。

必死棄権の防壁を打ち府選挙正実行部では最後の布陣として二十七日は飛
行機二機の編隊飛行でビラ十五萬枚を投ぎ多摩川河で子供たちにマークと鉛筆を
頒布する、廿九日は午後一時半から婦人團體の自主的選挙デモ、自動車四十臺に
分乘して府廳舎前を出発宮城を巡拜の後田村町から尾張町に出て一方は上野公
園、他方は品川に行進し十八萬枚のビラ、五萬個のマッチを投ぎ、また都下小学
校の三年生以上の児童七十萬人を動員して「明日は投票して下さい」の自署ビラ
を投右して決心による棄権防止運動を行ふ投票日の三十日は女學生七萬人を動員
して「投票はお済みですか」のビラを投ぎ、棄権防止陣の完壁を打ちする豫定であ
る。

選挙取締り

出選徹底を均す警視廳では二十六日朝十時薄田警務、高野清事兩部長等が指令
通信機を通じて各署に厳正取締方を并賜するなど全機體を擧げて活動を開始し
た。

「決勝線」いよいよ迫り

ここを先送と空でも宣傳

利すところ四日にせまつた総選挙はゴール間近になつて愈々自熱化してゐる

が、廿六日には八丈島八重根港西方の小島で繰上投票が行はれ府最初の一票が投
ぎられてこゝに白熱選挙戦の幕が切つて落された、なほ八丈島、大島兩支廳管下
の各島嶼は廿七日御蔵島、廿八日三宅、式根、新島、神津、利島の各島の繰上投
票が行はれる。

総選挙を四日の後に控へ廿六日、府、市兩選挙本部では婦人團體と協力し最後
の選挙運動に入つた、先づ廿七日は午後一時から飛行機三臺で棄権防止宣傳ビラ
約十五枚を空から投布し、同時に廿七日から三日間各戸ごとにカレンダー式ビラ
百冊萬枚を配布する、市内の大選挙場も目技の場所七ヶ所に立てられ、ことに上
野山下の軒新を誇るネオン・サニイの大塔、五反田驛前の日本一の肅正大燈籠、
九段の肅正塔はこゝを最後に眼から棄権防止を宣傳、廿九日の天長節には都下婦
人團體代表約二百名が午後一時府廳に集合、選挙の戦幕で飾つた自動車四十臺に
分乘し宮城遊拜後一齊は上野、一班は品川に向ひビラ廿萬枚、マッチ五萬個を配
布、また都下三年以上の小學生約七十萬人は市議選と同じく「あすの投票を忘れ
ぬやう」と各自の自署したポスターを各所に掲示することになつてをり、選挙當
日の廿日は女學生七萬人が午前七時から各班に分れ「投票はお済みですか」とい
ふビラを配布する、一方麹町區は廿六日夕平河天神境内で選挙映畫會、蒲田區愛
郷、國語委員は肅選ビラを配布、赤坂區では海軍は合衆により青年團は廿九日朝
風鼓隊、萬燈の行進を行ふ等各區ともそれ／＼ビラ、マッチ、鉛筆、玩具、クロ
ノワード等のあらゆる方法により棄権防止に努力し氣象薄を傳へられてゐる今回
の選挙に棄権率を低減せしめんと努力してゐる。

この一戦を目前に

府市棄権防止に大奮

けふ空から呼かく

大島、御蔵島その他の府下各島の繰上げ投票も非常な好成績裡に済んで、愈一
般の投票日も明後三十日に迫つたので、棄権防止に最後の努力を拂ふべく府では
二十八日午後一時から二時間に亘つて「御國のために必ず投票」三十日は必ず投
票」のネットを下げた飛行機三臺を飛ばせ、棄権防止ビラ十五萬枚を撒布した、
その他にも肅正戸票、棄権防止戸票各百三十萬枚を府下全戸に洩れなく配布し
た、更に二十九日は既報の如く婦人團體の自動車宣傳、小學生七十萬の街頭宣
傳、三十日は女學生七萬人の街頭宣傳等最後の肅正大宣傳に完壁を期してゐる。

『正しき一票』に

その至誠を示せ

府知事から府民へ

國民の總意を反映すべき投票日を明日に控へて民意順る場らず棄権率の増大を憂慮される折柄、府知事は府民に宛て二十八日左の如き談話を發表した。國民の總意を決すべき嚴肅な總選挙も愈々二日の後に迫りました。この選挙が眞に正しく明るく行はれるか否かによつて我が國憲政の將來がトせられるのであります。過去一年有半に亘り文字通り官民總動員の熱誠ある努力を以て繼續して来た選挙公正運動も茲に三度その成果を試練すべき絶好の機に際会したのであります。府民各位は殊かしい立憲政治下國民としての責を示されんことを希冀致します。現下の國情は眞に全國民協力一致して困難打開に邁進すべき秋であります。各位は黨教の下府民たるの重責に深く省みて至誠奉公の赤心を披瀝し自ら進んで選挙の誠を竭すため信ずる正しき一票を投じて欲しいのであります。殊に選挙権は我が國憲政治下においては大政を輔翼し奉る重大なる國民の義務なる所以を深く省察して一人の棄権者もなき様切望して止まない次第であります。

街頭宣傳と

唐正新願

板橋愛郷分會

愛郷會板橋區分會では二十九日午八時から自動車三臺に分乗、區内を疾驅して棄権防止街頭宣傳を行ひ正午代表者が明治神宮に参拜唐正新願を行ふ。

小・女學生八十五萬人

けふ投票券持出しに動員

棄権防止に最後の努力

第五回の普通選挙の總選挙はいよいよ今三十日行はれる。過去二十九日開六十四日投票によつて廢はれた都下選區の死闘はこゝに力を收め、五月の風と共に替かに府民の審判を待つのである。午前七時既に路上投票の行はれた大島、八丈島を除く二百六十八投票所は一斉に開場第一票を待つが、午後六時開場までの正味十一時間立憲政治下の國民として全國に絶たるべき希望百三十一萬有権者の示す

べき選挙の實績こそ、正に全國の視聽の的になつてゐる。

殊に今次の解散による總選挙はつとに任剛を待へられてゐるので、棄権率増大に對する府市の憂慮は特に深甚なるものを見せてゐる。即ちけふの投票日は早朝より市内小學校児童七十五萬人、女學生十萬餘人を動員して投票櫃り出しを行ひ、棄権防止に最後の努力を傾倒するか。

若しこれにも持はらず選挙實績のいぢるしき低下を見た場合は、従来の選挙公正運動の重點を移して、町内會の整備に専念、不斷の政治教育に進むことになり、市では監査局以政課の擴充、府では學務課社會教育掛の擴充の意圖を堅め、府市相呼應して早くも選挙陣二段橋へを計畫するに至つた。

芝區聯合少年團奉祝國旗行進

芝區聯合少年團員二百名の天長節奉祝國旗大行進は廿九日午後一時半から行はれた。大日章旗を先頭に普通國旗、海軍旗、萬國旗、ベナント數十本を五月風になびかせて芝區役所前廣場を出發。

同團アラスバンドの行進曲に足並も軽く大門くゞつて電車通りを左折、新橋芝口より田村町、日比谷交又點、馬場先門を経て、二重橋前に整列皇居参拜、内濠を北へ廻つて明治神宮に参拜解散したが、遺憾なく國旗尊重の觀念と愛國心を強調した。

小學生が作った

棄権防止の門標

小學生の選挙協力も度重なつてすつかり板についた。市内各小學校で見當違ひに請書させた選挙公正、棄権防止の門標は二十九日可愛い手で一齊に門口にはられた。

喇叭鼓隊の奉祝行進

天長の佳節を奉祝する市聯合青年團ラッパ鼓の奏樂行進、第一隊第二隊各三百名は廿九日午後七時半それれく小石川宮總町小學校、芝高輪小學校出發、勇壯な行進曲を流しにひびかせて宮城前に至り、君が代を奉奏した。

二、選肅地方色

天地に滿つ選肅諸

「選前、選中！」何處を向いても肅正選挙の色に染りつゞまれた府下は政院以上の活潑な肅正運動を起し殊に三多摩の中心都市八王子は十八日からアドバールンが若空を衝いて肅正を呼びかけ立役飛行機また爆音高く全三多摩を駆け巡り選前チンドン隊に呼應して空際併せての肅正運動に努めてゐるが廿日午後一時八王子第一小学校で「八王子市郡聯合選挙大講演会」を開く。

△講演 元長崎控訴院長石井登七郎 △講演 邑井貞吉 △高松政才 加納道
 葉月春木やす子 △兵隊漫才 藤昌介、大岩勝利

空にアド・バールン

地に肅正チンドン屋

八王子地方の選挙肅正運動は十八、九日兩日頃から馬力を掛け始め「貧乏一票買け」正し選挙明るい日本」と大書したアーチも府立二商前道路に出来、市役所廣場からアド・バールンも浮かんだ。

十八日は午後一時から第一小学校で府市合同主催の肅正講演会を開き前長崎控訴院長石井登七郎氏の講演の後藤演、漫才等の餘興を繰り込み熱氣収めに大盛。

旗行列

立川町で決定

立川町選挙肅正実行委員会は十九日午前十時から町役場で開會、肅正運動として小児見物として小児見物各種標榜約一千名の旗行列と禁煙防止運動を行ふことに決定した、日取りは追つて決定する。

選挙飛行

知事から通信部へ通信稿

「空から呼び掛ける選挙肅正」——昨春に次いで二番目の選挙に何かと新味を盛りとうと頭を絞つた選挙肅正実行部が考へ着いた飛行機宣傳は十八日午後「選挙肅正」の長い尾を引きながら府下を空から一巡して、ピラを撒きちらした。

特に小金井、小平、田舎、立川等では各町村長宛、八王子市では本社通信部宛に通信稿を投下「御協力を乞ふ」と添書きした信府知事のメッセージを得達して引揚げたがこの「空の選挙」は府民の心を捉へ沈滞選挙に活を入れた。

選挙異風景

鯉機と立看板

標もチラホラ散りそめたもう五月も近い、空には新緑の薫風に鯉機が勇ましくはためいてゐる。その前空に肅正選挙の立看板といつた所は風呂屋の「選挙に現はせ日本現」の暖簾よりはメツと爽々しい肅正風景ではある。

女性も交つて

肅正講演會大盛況

きのふ八市第一小学校

政院白熱とともに肅正一色に染つゞまれた府下にさらに肅正を徹底、理想選挙の實現を目指す府では廿日午後一時から八市第一小学校講演堂で前長崎控訴院長石井登七郎氏の講演会を開いたがさすがに広い講演堂も珍しくも立錫の餘地なく空代市長の出席運動とその目的についての挨拶あり石井氏は郷里栃木縣下における往年の選挙で太刀、竹槍を練しての宛然競争のやうであつた選挙と政争の醜態から脱き立空而下の選挙即ち奪き一票の行使が如何に大切であるかを力説し聴衆に多大の感銘を與へ抜いて邑井貞吉氏の「肅正講話」加納道葉月、青木やす子、藤昌介、大岩勝利の漫才の餘興があり盛會を極め、婦人の聴衆の意外に多かつたのは注目された。

名利棄王院で

肅選の大護摩

廿一日大掛りで修行

府の選挙肅正運動も最高潮に達してゐるが名利高尾棄王院では春季大祭を機として地元立川町選挙肅正期成同盟會が主催となり十一日午後一時から棄王院本堂で肅選大護摩修行をなすことになつた、當日の大護摩修行は住職保知大僧正以下廿数名の僧侶によつて行はれ稚児行列、山伏行者の火渡りなどの莊嚴極まりなき神祕な行事もあつて大掛りなものである。

選挙變り種

「記念ゴツプ」や「お菓子」を呈上

運動漸く本軌道へ

気乗進だといはれるので各市町村共今度の選挙は相済業権が多からうと目下その防止策に腐心してゐる。こゝに得紹介する妙案はこれこそ天下第一品——

【A】西多摩郡戸村では三十日役場で一票を授けた者には記念の選挙コップをくれるさうでこれぞ選挙違反にもなるまいと早くも村民の大好評

【B】これも同村の妙案であるが、二十九日の天長節には投票選挙は皆戸から「明日は投票日」と印刷した包紙にお菓子を含んで生徒に配るさうで「お菓子だけ食べて投票せぬ譯にもゆくまい」と物堅い村人は恐縮

【C】南多摩郡忠生村では前回選挙の棄権率表といふ各部落毎の一覽表を作り「今度はどの部落が一番になるか」と競争心に訴へて棄権を防止しようとしてゐる

この他二十二日は午後一時から五日市小学校で児童の選挙旗行列があり、沈滞の農村にも漸次前正運動が盛んとなつて来た。

選挙旗行列

五日市町で

「朗朗選挙」は五日市町から五日市校七百名の児童の選挙旗行列は二十三日午後一時から手に手に日の丸の国旗を持ち「選挙旗正」の旗旗を押し立てて校門を出發、宛町内を行進後郷社阿波留神社に前正祈願祭を行ひ高聲を三唱して散會した。

南多摩の儀し

南多摩郡鶴川村では二十六日午前九時から、又忠生村では同日午後一時から棄権防止の児童旗行列を行ふ。

住吉祭りは

選挙旗行列

新願式執行

青梅町住吉神社の祭典は二十八日だが本年は登氣直しに例年より盛大に執行されるが折悪しく選挙の最中として町役場では遠反防止喚起のためお祭を利用して「選挙旗正」を宣傳することになり日の丸に選挙旗正と未で書入れた祭禮用白扇千本を寄附するほか山草六堂に選挙旗正の布を三方に吊して練り歩かせることに決定、住吉祭は選挙祭になりさうである。

なほ青梅町の選挙旗正祈願式は二十五日午前十時郷社住吉神社境内に町有志、旗正実行委員等三百餘名が集つて非常時選挙の旗正を神切に誓ふことになつた。

チンドン屋

練動員して

府中の儀し

府中町の旗正委員会が協議の結果二十六日の午後一時から大國魂神社で盛大なる選挙旗正運動を行ひ又二十九日にはチンドン屋を練動員して全町内を練つて廻り棄権防止の街頭デモを行ひ「皇國のため必ず投票致しませう」と配したビラ五千枚を配布し旗正の徹底を期する外既報の如く選挙ノート二千五百冊を特製し今日日中に出来上るので小学校及び青年学校生徒に漏れなく配布することとなつた。

『誓つて投票』

八市防止運動

政敵のゴールを急迫つて二十三日から棄権防止週間に入り各地に防止運動が開始されたが八王子ではこの日から市役所のアド・パルーンが「誓つて投票いたしませう」に廻り市内六校八千五百の児童に一本宛棄権防止鉛筆を配付した。

この日各町世話人に對しては市から投票當日各戸に国旗掲揚方を依頼して官報發外共に挨拶状を發するなどあらゆる手段をつくして居る。

立川の旗行列

立川町の選挙旗正旗行列は二十八日午後一時から郷社諏訪神社に集合行ふことに決定した。

参加は小学校三校三千六百五十名の大勢で中島町長の選挙講話の後各學校區内に分れて腹かに練り歩くが二十九日は天長節式後學校五年以上の學童が投票場を見學することに決定した。

父兄連へ呼掛ける

無垢な此童心

棄てるな一票！

府、善觀禮の選挙運動は期日の切迫につれ棄権防止運動に轉じあらゆる方法で「誓つて投票」を呼びかけてあるが更に小學児童を通じて家庭への自覺を促すべく「選挙旗正、小學児童自費、卅日は投票日」の川紙を配付し児童の手に成る清き一票其他の標語を全有権者に配付することとなつた、また南郡忠生村では模

純選挙は忠生からと村内に肅正アチヤ、肅正塔致ヶ所を設け肅正運動に大衆となつてゐたが益々選挙も切迫して廿六日肅正から禁権防止を強固、全校児童一千二百名を動員し午後一時から選挙肅正禁権防止と記した本社寄附の小旗や児童たちの作つた小旗を手に手にふりながら村内をくまなく行進各部落の神社に参拜解散した。

またこの日同村では飯田助役以下村長、役場吏員四十名が午後二時村社八幡宮社前に参集池田神官司祭のもとに神前に肅正祈願をこめた。

最終の肅正運動

八王子 「棄てるな一票我等のつとめ」の旗を先頭に投票日を控へて八市では二十九日肅正チンドン行進をやつた、この朝九時頃選挙場をリバーに「皇國のために必ず投票」投票日は三十日午前七時から午後六時まで」と黒旗鮮やかに記した旗竿に小型アドバンスを結び付け珍妙な足取りで市役所を出発目抜き通りから横丁を肅正気分を街々に散らして午頃引上げた。

南多摩 町田管内各町村では戸毎に因縁を揚揚し各神社や寺院では朝、夜、夕の三回禁錮を打ち鳴らし町田の日電出雲所を始め各工場でもチレンヤ直留を鳴らして遊き一票の正しき行儀を全管内有権者に一斉に知らせることになった。

【町田町】では二十九日朝各社新聞配達員を総動員し「あすは投票日必ず投票して下さい」と刷つたビラを鈴の音も賑やかに各戸に配布したが今三十日も同様「まだ投票しない方はありませんか」といふビラを矢張り早やに配布、朝から火を打ち上げ禁権防止に最後の五分間を頑張ることになった。

西多摩 【五日市町】「棄てるな一票」出すな違反」五日市町外西多摩九ヶ村の禁権防止運動は二十九日行はれた警察署町、小學校、家政女學校等合同肅正行列は午後一時から、祈願祭は同三時から社阿技術留社で行はれた。

【増戸村】では選挙場行列は午後一時、愛婦、女若、處女会員総動員の禁権防止行進は同二時から行はれた。

【その他】小宮、戸倉、西武留、平井各村でも村を挙げて肅正行列を行ひ終つて各町長以下肅正実行委員、小學校児童、婦人團體合同の祈願祭を村社で執行、天長節祝賀お菓子の包紙には各町村とも一斉に肅正標語を掲げて家庭からの選挙徹底を願ふ等思ひ／＼の趣向を凝らした。

北多摩 【府中町】では二十九日から投票所たる役場入口の標に肅正立看板を縦横なく立て列ベチンドン屋を動員し選挙教へ紙を高唱しつゝ、町内を練り歩か

せ街頭大喧嘩を行つた、チンドン屋の愛犬も一役買つて背中に選挙の旗を押し立てて主人顔の人氣であつた。

【武蔵野町】では二十九日各小學校児童に選挙肅正、禁権防止と書いた紙に包んだ菓子配つた幼女子青年學校生徒が吉祥寺驛前、武蔵境驛前等街頭で通行人に肅正マツチを配布した。

各地の禁権防止

青梅町 禁権防止運動は廿九日午前十一時から小學校男女全児童が「この一票皇國の榮え」の長旗を先頭に日の丸旗を手に全町を行進「子供の手で模範選挙」と宣誓、町役場では禁権防止のビラをチンドン屋によつて配布、日向和田區では村社和田乃神社で肅正祈願祭を執行、けふ投票日には藤沼神社で午前七時、西分神社で午前八時に燦天祈願祭を行ふ。

町田地方 町田管内四ヶ町村では正しき選挙と明るい政治の前途を祝賀するため各戸に因縁を揚揚し各投票所に神棚を備へて神々しい神前投票を行ふ、また町田町では小學校高二男生徒を動員忠生村では花火を打ち揚げ禁権防止を行ふ。

五日市 最後の運動を廿九日舉行、午後一時小學校庭に集合した男女各種團體代表は一千餘名の小學生、家政女學生を中心に禁権防止標語を書き抜いた大小手旗を押し立て、本町通りを行進、横合から順次目抜きの大通りを巡歴、終つて秋留神社で禁権防止の祈願を行つた。

三、選挙女性陣

母の心で選挙を囑育

選挙も第二期戦に入り各地とも本格的な戦ひを展開して来たが、これととも、都下各婦人團體を打つて一九として組織されてゐる選挙肅正婦人聯合會でもいよ／＼肅正運動の實行に入ることになり、十二日午後二時から都下各婦人團體代表八十餘名は丸の内三信ビル内東洋軒に集合し第一回の打合せ會を開いた、聯合委員長吉岡彌生、常任委員市川房枝、南史はじめ愛國婦人會幹事、大日本聯合婦人會幹事その他の婦人團體のお歴々に東京府から廣橋地方隊長が出席し肅正運動の具體的協議をしたその結果来る廿三日を「選挙肅正婦人の日」と定め肅正婦人聯合會、愛國婦人會、大日本婦人聯合會の三團體が中心となり「母の心で選挙を育てませう」のスローガンのもとに全国各地の婦人團體を總動員し肅正の旋風を巻き起さうといふのである。

當日は午前十時半聯合委員長吉岡女史のラヂオ放送を皮切りに各地でそれぞ
れ講演會、街頭宣傳をなし東京では午後一時から日比谷公會堂に都下一萬數千名
の各團體代表が集合し大講演會を開き更に各班に分れて街頭宣傳に乗り出す筈で
ある。

女性の立場から

肅正に紅い氣焔

あす「選出婦人大會」

「母の心で選挙を育てませう」の標語の下に選挙肅正運動に大衆の選出婦人聯合
會では大日本聯合婦人會、愛國婦人會と共同主催で二十三日午後一時から日比谷
公會堂に各種婦人團員約三千名を動員して華々しく催される。

當日は河原田内相の選出講演、首相事、牛久保市長の挨拶の外、オール女性の大会にふさはしく小学児童、女學生、女專生徒各一名、一般女性二名が演壇に立つてそれら女性としての立場から選挙に就いての意見發表を行ひ最後に選挙徹底に就いての申し合せをするはずである。

三千の聴衆大喝采

君枝ちゃん・出選の叫び

二十三日午後一時から日比谷公會堂で開かれた選挙肅正婦人大會で小學生代表として今年八つの子供の村自治學校二年生飯田君枝ちゃんが壇上から大人に呼びかけた。二十三日付本紙既報の「コンドハオトナノセンキョガアルサウシネ……」といふ子供らしい草稿をハツキリした聲で堂々と読みあげ、三千の聴衆から大喝采を受け河原田内相以下大人のお歴々の講演を完全に食つて、熱心選挙に傾倒があつた。

婦人も街頭へ

各地選出婦人比

「選挙奉答この一票」を目標して肅正運動に努めてゐる府は廿三日から「選挙防
止週間」に併せて「婦人週間」を催し街頭に繰り出し、けふ日比谷公會堂に開く「婦人選出大會」を皮切りとして左の行事により一般家庭に呼びかけ徹底を期することゝなつた。

一、児童、學生に肅正を奨励しピラを家庭に持ち歸らしめ肅選の徹底を期す

一、有権者の自覚を促すため政治教育を施す一、肅正行進をはじめメッセ
ジ、マッチ、ピラ、チラシの街頭宣傳をなす一、講演、座談、映畫、義芝居等
を婦人中心に行ひ普及を図る一、肅正の申合せ、祈願祭宣誓式を適宜に行ふ
一、投票日に全戸において赤飯を炊き肅正の強調をなす一、投票日には国旗掲
揚す

尙一般肅正運動振りを見ると

△日野町女子青年團では廿二日午後一時同町青年學校に肅正大會を開き男演負
けの怪氣箱を挙げ餘興として肅正紙芝居を上演した、尙全町児童の肅正旗行列
があつた△加住村では廿二日肅正強調日として全小学児童を通じ肅正ピラ千枚
を全戸に配付更に各小學校に肅正展覧會を開催した、次いで廿三日から廿九日
迄選挙防止の徹底を見る事となつた△恩方村婦人會では投票日の廿日第一、第
二兩投票所に於て投票者全部に日の丸の肅正マークをつけてやる事となつた△
南郷横山村では投票日の廿日全戸に互つて「選挙肅正請き一票捨てるな」と記
した肅正手拭を配布する。

街頭宣傳と

肅正祈願

桜橋愛慈分會

愛慈會桜橋分會では二十九日午前八時から自動車三臺に分乗、区内を疾驅して
選挙防止街頭宣傳を行ひ正午代表者が明治神宮に参拜肅正祈願を行ふ。

婦人團體の二百名

けふ出選の街頭行進

府下各種婦人團による選挙街頭宣傳行進はけふ天長の佳節午後一時半からは
れる、吉岡國生女史外お歴々總勢二百人、先づ午後零時半府正廳に勢ぞろひ選挙
標語入のたすき姿も甲斐々々しく身をかため、これまた選挙標語を張めぐらし自
動車四十臺に分乗、宮城前に一同下車、宮城を透拜田村所を経て銀座に出で、尾
張町で二班に分れ、一班は上野公園へ、一班は品川公園へ、以後それら全市を
巡して選挙肅正を呼びかける。この間全市にバラまきピラは十八萬枚、告諭文三
萬枚、マッチ五萬枚。

肅選のデモ

婦人團體の二百餘名

第二章 肅正美談

婦人團體の肅正街頭宣傳行進隊二百名は『主義を述べ、人を述べ』の宣傳たすきをかひくしく廿九日午後一時半府正廳に集合、官共森拜の後五十名の自動車

選挙肅正運動が、國民の一大倫理運動として起つて以來、數次の選挙毎に眞に一粒の範ともなるべき美談佳話が生れて當局者を感激させ、肅正運動の錦上更に華を添へて該運動の前途を祝福するかの如くであつたが、今日もその成果として生れた數々の出来事があり洵に涙ぐましい愛國の熱情を感つた美談が到る處に傳へられて居る。

茲に各方面から報告されたものを簡單に摘記致して高麗に俟し度と思ふ。

一、愛兒の死をも顧みず職責を果たす

品川區選挙係書記野正重氏は、四月二十四日區主催の自動車に依る、選挙肅正移動演説會に従事中に愛兒重病の知らせを受けたのであつたが、選挙直前にとつて肅正事務及選挙事務は夜を日に亞ぐの多大忙の爲め、明日をも知れぬ病兒を醫師に一任し、且つ此の事務を上司同僚にも譲らず唯職責大事とし、病兒をいとはり度い心を保へて一日も缺勤せず夙夜精勵し續けたが五月一日の閉票當日遂に愛兒の危篤を報せられたが寸時も手離せぬ閉票事務の重大さを思ひ、親子の情洵に切なる胸中を翻して悲壯糾纏をつづけ、漸く愛兒の枕頭に就きつけた時は既に愛兒は名を呼ぶ父の聲さへ聞く事が出来なかつた。

公務の爲とはいへ、一度の看護も爲得ず子を失つた氏の心情や眞に抱すべきものがあつた。この事實の報告を受けた品川區長は彼の模範としてこの行を激賞し、又怒下の各新聞は東京版に筆を揃へて氏を稱へたのである。

二、病軀を押しして選挙奮闘

足立區選挙係主任樋口選一郎君は昨年三月以來病氣の爲め、屢々病床に就くことが多かつたのであるが、責任感の強い樋口氏は區合議員選挙、市合議員選挙にも主任の重責を擔當して果し今回の衆議院議員の總選挙となるや、醫藥を要する病軀に精打つて直に總選挙準備事務に或は肅正運動に、吾が身の苦痛を忍び常に部下を勞り且つ奮勵協力して、一意其の重責を全ふすべく日夜精勵し、無事總選挙を終了したのであつたが、その結果は病勢俄かに悪化し、遂に再び病床に伏すの止むなきに至り専心加療中ではあるが過勞の爲めか昨今の病狀は眞に憂ふべき容態となつて上司及部下の心を痛め、切に氏に加療精養を祈つて止まないの

に分業、全市に分散してピラ、告誡文、マッチに肅正デモを行つた。

あ。

三、選挙實行委員の花

今回の肅正運動が所期の成績を挙げ得たのは、實に官民一致でこの大理想に向つて進んだ結果ではあるが、この蔭に婦人の「選挙肅正は家庭から」の大旗をかかげての大きな力を見逃す事は出来ない。

板橋區志村第一尋常小学校校長木内キヨウ女史は、東京に於いて初代の女校長として知られた教育家であるが、又同區選挙肅正實行委員として、選挙肅正は先づ婦人の力に依るとの信念のもとに、肅正運動については夙にその重大性を思ひ、多忙なる公職の餘暇を利用して、率先して區内の各種婦人團體に呼びかけ、先づ肅正選挙は家庭からとなし、婦人の協力による効果大なるものあることを説き、數回に亘つて各種婦人團體員や家庭の主婦の集合を圖り懇談會或は講演會等を開催し、自ら講演となつて「こわくない選挙の話」等の演題で、婦人の選挙に關する啓蒙に努めた爲其の効果は根強く、各家庭に徹底せられたのである、これ女史が繁忙なる要職に在りながら、常に寸暇を割いて趣旨の徹底に努められたり、又街頭宣傳等に當つては熱心に活動せられた等の賜であると云はねばならない。

四、理由を具して棄権届

選挙肅正の大目的の一は棄権防止にあるが、數次に亘る肅正運動の結果、一般選挙人に趣旨が相當徹底した證として、次の如き美談があつた。

向島區の選挙人中病氣その他止むを得ざる事由の爲め、棄権理由を具して届出した者が三十二名の多数に上つた事は誠に喜ばしい事である。その一例として「正しき一票」を宗旨に答ひ奉らうとしたが、三年來のリウマチスの爲め手足の

自由を缺き、たとへ家族に背負はれて投票所へ行つたとしても肝心の手が不自由の爲め心ならずも棄権せねばならなくなつた阿部西四ノ二の相川豊氏は、清正選挙、棄権防止の趣旨に即ち国民の義務を果すことが出来ないので残念に思ひ、棄権せねばならぬ理由を投票管理者に届出をして、當局者を感服させたのであるが、其の趣旨の如く三十名以上の届出者を見たことは、清正の趣旨が徹底した證據として誠に喜ぶべき事と言はねばならない。

相川氏の届は左の通りである。(現文のミイ)

御 届
 東京市向島區西四丁目二番地 相川 豊
 右の者三年前より「リウマチ」に罹り足腰立たざる爲貴重なる選挙権を行使することを得ず残念乍ら棄権の理由此段及御届候也
 昭和十二年四月三十日
 向島區長 竹内竹九殿
 右 相川 豊印

五、自費を投じて選挙應援

今次の衆議院議員選挙清正運動に際しては、特に各種團體、實業組合等の非常なる協力の結果、所期の成績を擧げる事が出来たのであるが、この好結果も次の如き、實い努力の一つ一つがその實を結んだ爲めである。

清正運動も全く白熱化して来た時、東京府魚商組合書記長小島龜吉氏は市内三十五區は勿論、府下全般の同組合支部の實情に即し、清正選挙の重要なる所以を屢々説得し、且つ本府より送付を受けたる清正選挙及レコードの頒布に當つては

第四章 歌 謠

清正の趣旨は周く徹底し、選挙浄化の熱望は和歌に俳句に或は民謡となつて、胸裡に燃ゆる熱情を一首一句に現はしたものを輯めて高覧に供します。

和 歌

養春の村に生れて衆多し

北多摩郡谷保村 原田 重久

公私共極めて繁忙なるにも拘らず、自費を投じて晝夜を分たず所屬組合業者に對して選挙清正棄権防止を強調し大いにその効果を擧げ得たのであつた。

清正選挙は眞に民間の自費に依つ所大なるものあるとき、氏の如き眞摯なる後投者のあることは選挙運動のため誠に心慰しい限りである。

六、春風に揚る選挙大風

板橋區下赤塚町二四五二雜貨商松戸龜吉氏は一昨年来全國に亘つて叫ばれて来た選挙清正の聲に、率先賛意を表し、我國の現状を視つめるにつけても選挙清正の眞に大切なることを深く感じて居た所、今同郷選挙に際し、清正の大運動が国民一致協力して起されたのに痛く感服し、何とかしてこの運動の一助ともなりたいと考へた末、清正大風を大空高く掲げて府民の注意を喚起しようとする自費をもつて大風を作り、選挙當日迄毎日之れる掲げて一般の人に大空から清正を呼びかけて居たといふ。

この様に自費的に選挙清正運動に率先して應援する篤行者の多くなつたことは洵に心強い限りである。

七、「滅私奉公」と乳母車で投票所へ

麻布區飯倉五ノ田〇大塚文治郎(七五)氏は十九年来の中風で衰たつ切りに加振中であつたが、毎日の新聞は清正選挙の輿論を喚起し、街頭からは選挙の聲が強く病床の氏の胸を打つた。病氣だからと云つてこの尊い一票を棄権しては申譯がないと、家人の注告も聞かず娘さんに乳母を押させて、朝の八時半に投票所の麻布小学校に姿を現はし、「滅私奉公でございますからこれしきの病氣が」と、もつれた口から發度な態度で語り、不自由な手足で漸く國民の義務を果して、係員を感服させた。

正しき選挙なる吾らは

これやこの國の礎定むるてふ

人を選むに他意あらめやも

英文にも似て記すなるこの一葉
うちつらぬけや困の音聞

俳句 品川區安住 洋

春風に肅正とありアドバルーン
春の街肅正マツチもらひけり
春宵のラヂオは肅正小唄かな
總選舉花見も肅正音頭にて
夜櫻に肅正塔も灯りけり
肅正を響ふ社前や花吹雪
遠足の町から村へ肅正塔
春風に肅正様はためけり
肅正の標語を貼りぬ春の宿
春宵を肅正映畫に集ふ村
議事堂は肅正成りて五月晴

向島區久村 錦朗

馬下りて肅正新る社かな
春風や戸毎に飄く肅正旗
江戸ツ子の意氣も肅正音頭かな

民謡 品川區安住 洋

櫻花咲く 春愁は春だ
白い姿に 朝日が映える
活い藤亭堂 僕等で守れ
蝶が来て舞ふ 田舎も春だ
肅正選挙の 遠うち鳴らし
明期代議士 俺等で選べ
松は春に 我家も春だ
門に日の丸 神樂詣で

肅正選挙を 家庭も替へ

街頭宣傳を歌ふ 品川區安住 洋

雄々し 勇まし メガホンとつて
街頭選出 肅正叫ぶ
御園へ奉公 男子の意氣だ
肩に標が 散りかゝる
清く 美し 眞白な襟
街頭選出肅正叫ぶ
御園の守りだ 婦人の意氣だ
頬を春風 撫でよゆく
頼を春風 撫でよゆく

選挙肅正歌 戸倉村 作歌

1、もし／＼皆さん國の爲
清く正しく立派なる
2、もし／＼皆さん國の爲
赤き心をいやこめて
3、もし／＼皆さんもるともに
まことつかへて君の爲
4、もし／＼皆さん手をとりに
正しい選挙の行はる

童謡 (稚きものたちのためにつくる)

僕らの力で 北多摩郡 原田 重久

一 僕らの力で 日本の中を
明るくしやう たのしくしやう
正しい人を 立つばな人を
おくにのために しつかり選べ
二 僕らの力で 日本の中を
すくすくのばさ সকんにしやう

正しい人が
彼にもまけぬ

三

彼らは魚だ
僕らは風だ
日本の國は
元氣にはねて

四

僕らの力で
明るくしやう
良い人を選び
わつしよい、わつしよい

そろつてゐれば
僕らのくにだ。
びち／＼はねる
そよそよ通る
魚だ風だ
すなほなすがた。
日本の國を
ほがらにしやう
よいくにつくれ
わつしよい、わつしよい。

肅選の歌

【東村山村肅選同人作】

平時の忠義が選挙で出来ぬ。

赤心一票御奉公

買収や情賄一さいのけて

わたしや自由に投票する

兼權なさらず一票おくれ

兼權するやうじや男じやないよ

たふとら一票反古にやせぬ

落い投票で御奉公が出来ぬ。

大事な一票汚すまい

不正な運動にや仲間にならぬ

選挙違反は恥ぢやもの

男の泣き顔と正しい選挙

違反するやうじや胸甲斐ない

皇國の爲なら身命をすてる

選挙に現はせ日本始終

正しい選挙を眞剣にしませう

正しい投票を名譽にかけて
描つてしませうおらが村

肅選新音頭

清い一票の

清い一票の 大皇帝

シヤント、シヤントナ

キイ／＼、キイ

(一)

主と懸きましよ、肅選の鐘を

大和ごよろの

大和心の青葉風

(二)

赤心一票、皇國の光り

燃えて正義の

燃えて正義の花さくら

(三)

何で棄てらりよ

一票の茶え

映えて日本の

映えて日本の天照らす

(四)

仰びる日本、輝く密林

市民奉公の、金宇塔

(五)

夜明だ

選挙肅正

夜明だ

夜明だらん／＼

大東京の夜が明ける

(以下略)

木村喜美子

今日は大事な選挙日だ

区役所前の玉砂利の
音もサシ／＼朝選挙
我等の力のある限り

正しい選挙

大東京から

光るよ光るよお日様が

大東京の屋根の上

風にきざめく屋上旗

送るラヂオの選挙唄

選挙唄正子供から

ギスターはつてお手傳ひ

正しい選挙大東京から。

選挙の和歌

ギスターに立看板に、さげばるゝ

五月にもまだ少し早い校庭に

ひら／＼のほり大空を走る

富選の喜のかげにかなしみの

歌の人はさびしげに笑ふ

空高く空の月笑ふ四中なり

街の辻にはギスターが光る

深いふか人はかなしきものなれや

人の榮華に我もおぼれり

鎌田たか子

選挙肅正

一、正義の市氏の住む都市は

あかるとい選挙が行はる。

二、選挙あかるときや

代議士や立派。

三、正義の代議士國家は隆盛

庶民の一票御國の榮。

國民の

心あらはる

選挙あか

代議士に

立つしかくある

者えらへ

我々の

心こめたる

ギスターが

選挙しらせり

やくきつとめる

代議士が

我國まもる

やくあし

二七二

齋藤峯雄

三好久夫

2019

昭和十二年九月十三日印刷
昭和十二年九月十六日發行

發行者

東京府選舉肅正實行部

印刷所

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
大日本印刷株式會社

印刷者

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
高橋郡二郎

(代 曆 寫)